

令和 7 年度
向日市地域防災計画

一 般 対 策 編
地 震 対 策 編
事 故 対 策 編
資 料 編

令和 8 年 3 月
向日市防災会議

向日市地域防災計画

【一般対策編】

昭和40年 7月24日制定
昭和52年 5月26日修正
昭和53年 6月15日修正
昭和54年 6月22日修正
昭和55年 7月11日修正
昭和56年 7月17日修正
昭和57年 7月15日修正
昭和58年 8月12日修正
昭和59年 8月20日修正
昭和60年 8月 1日修正
昭和61年 8月 5日修正
昭和62年 7月29日修正
昭和63年 8月31日修正
平成 元年 7月28日修正
平成 2年 7月10日修正
平成 3年 7月 8日修正
平成 4年 7月 7日修正
平成 5年 7月12日修正
平成 6年 7月20日修正
平成 7年 7月20日修正
平成 8年 7月24日修正
平成10年10月 2日修正
平成12年 1月28日修正
平成12年11月 7日修正

平成12年11月 7日修正
平成13年 8月20日修正
平成14年 8月20日修正
平成15年 8月18日修正
平成16年 8月25日修正
平成17年 8月19日修正
平成18年 8月26日修正
平成19年 8月28日修正
平成20年 8月19日修正
平成21年 8月19日修正
平成22年 8月19日修正
平成26年 3月26日修正
平成27年 3月25日修正
平成28年 3月25日修正
平成29年 3月23日修正
平成30年 3月23日修正
平成31年 3月20日修正
令和 2年 3月27日修正
令和 3年 3月31日修正
令和 4年 3月17日修正
令和 5年 2月13日修正
令和 6年 3月26日修正
令和 7年 3月26日修正
令和 8年 3月23日修正

向日市地域防災計画（一般対策編）目次

第1編 総則

第1章 計画の基本方針	1- 1
第1節 計画の基本方針	1- 1
第2節 防災機関等の役割分担	1- 2
第3節 市民及び事業所の果たすべき役割	1- 9
第2章 計画の目標	1-10
第1節 地域特性	1-10
第3章 防災ビジョン	1-12
第1節 基本目標	1-12
第2節 ビジョン達成の施策	1-12

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり	2- 1
第1節 気象予警報等の伝達計画	2- 1
第2節 交通施設防災対策	2- 6
第3節 都市空間の整備計画	2- 8
第4節 市街地の面的整備等	2- 9
第5節 建造物等災害予防計画	2-10
第6節 ライフライン等施設対策	2-12
第7節 学校施設防災計画	2-17
第8節 社会福祉施設防災計画	2-17
第9節 文化財防災計画	2-18
第10節 河川・ため池等の整備計画	2-19
第11節 災害通信整備計画	2-20
第12節 資材・機材等の整備点検計画	2-20
第2章 災害に即応できるひとづくり	2-21
第1節 市民等に対する防災知識の普及対策	2-21
第2節 防災訓練・調査(パトロール)計画	2-25
第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画	2-27
第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画	2-30
第5節 要配慮者対策計画	2-31
第6節 学校等の防災計画	2-33
第3章 災害に強いシステムづくり	2-34
第1節 防災組織の整備計画	2-34
第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画	2-35
第3節 救急・救助・医療救護体制の整備計画	2-36

第4節	避難計画	2-38
第5節	食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画	2-42
第6節	給水拠点等の整備計画	2-43
第7節	広域応援体制の整備計画	2-43
第8節	業務継続計画（BCP）の策定	2-44
第9節	帰宅困難者対策計画	2-45
第10節	車中避難計画	2-45

第4章	災害の抑制と被害の軽減対策	2-46
第1節	防災調査計画	2-46
第2節	消防力の整備方針	2-47
第3節	危険物等保安計画	2-49
第4節	応援派遣に関する計画	2-51
第5節	水害予防計画	2-52
第6節	風害予防計画	2-57
第7節	土砂災害等予防計画	2-58

第3編 災害応急対策計画

第1章	初動期の活動	3- 1
第1節	初動活動	3- 1
第2節	組織及び動員	3- 3
第1	組織	3- 3
第2	動員計画	3- 5
第3節	情報収集・伝達	3- 8
第1	災害時の通信	3- 8
第2	災害時の情報収集伝達体制	3-10
第4節	広報活動	3-13
第1	向日市の行う広報活動	3-14
第2	防災関係機関の行う広報活動	3-15
第5節	道路等の緊急確保	3-15
第1	緊急輸送ルート	3-15
第2	道路対策のための緊急出動	3-16
第3	交通規制	3-17
第4	緊急通行車両の取扱い	3-20
第5	道路の障害物除去	3-20
第6節	緊急輸送網	3-21
第1	緊急輸送	3-21
第2	緊急輸送網の確保	3-22
第3	輸送の確保	3-22
第7節	消防計画	3-24
第8節	危険物等応急対策計画	3-25
第9節	災害警備計画	3-27

第10節	交通応急対策計画	3-27
第11節	火災等二次災害緊急対策	3-28
第1節	消防活動	3-28
第2節	危険物施設等の応急対策	3-29
第12節	水防計画	3-31
第13節	土砂災害対策計画	3-32
第14節	応援、派遣の要請等	3-33
第1節	近隣市町等との応援体制	3-33
第2節	関係協力機関への応援要請	3-36
第3節	自衛隊への災害派遣要請	3-36
第4節	市民組織等の活動	3-39
第15節	緊急避難	3-40
第1節	避難情報の伝達	3-40
第2節	避難の誘導	3-44
第3節	避難所の開設	3-46
第4節	要配慮者の緊急避難等	3-47
第16節	救助・救急及び医療救護	3-49
第1節	救助救急活動	3-49
第2節	医療救護計画	3-50
第2章	応急対策期の活動	3-53
第1節	災害対策要員の拡充	3-53
第1節	法による従事	3-53
第2節	専門ボランティア	3-55
第3節	一般ボランティアへの活動支援	3-55
第2節	被災者への救援活動	3-57
第1節	災害救助法の適用	3-57
第2節	避難所の運営	3-60
第3節	給水計画	3-61
第4節	食料の供給計画	3-62
第5節	生活必需品の確保	3-64
第6節	物資配送センター	3-65
第7節	義援金品の受付・配分	3-66
第8節	災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付	3-67
第9節	被災者生活再建支援制度	3-69
第10節	要配慮者対策	3-70
第11節	行方不明者の捜索・遺体の埋葬	3-72
第3節	社会秩序の維持	3-74
第1節	住民への呼びかけ	3-74
第2節	災害警備	3-75
第3節	物価の安定及び物資の安定供給	3-75
第4節	環境・衛生対策の充実	3-76

第1	ごみ処理	3-76
第2	し尿処理	3-77
第3	防疫及び保健予防対策	3-78
第4	がれき処理	3-79
第5	環境の保全	3-79
第6	家庭動物の保護及び収容対策	3-79
第5節	建築物等応急対策	3-80
第1	公共施設応急対策	3-80
第2	地震被災建築物応急危険度判定制度の整備	3-81
第3	被災宅地危険度判定の整備	3-81
第4	中・高層建築物応急対策	3-81
第5	文化財対策	3-81
第6節	ライフライン等の応急対策	3-82
第1	上水道施設の応急対策	3-82
第2	下水道施設の応急対策	3-83
第3	電信電話施設の応急対策	3-83
第4	電力施設の応急対策	3-84
第5	ガス施設の応急対策	3-85
第6	鉄道施設の応急対策	3-86
第7節	学校等における応急対策	3-88
第1	情報の収集・伝達	3-88
第2	防災体制	3-88
第3	応急教育・応急保育	3-89
第4	施設・設備の緊急点検等	3-91
第5	保健衛生及び危険物等の保安	3-91
第8節	住宅対策	3-92
第1	家屋の被害状況調査	3-92
第2	住宅関連の障害物の除去	3-92
第3	住宅の応急修理	3-92
第4	応急仮設住宅の建築	3-93
第9節	農林業施設等応急対策	3-94
第1	農業用施設応急対策	3-95
第10節	労務供給計画	3-95

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	市民生活の安定のために	4- 1
第1	被災者の生活再建等の支援	4- 1
第2	中小企業等の復興	4- 3
第3	住宅の復興	4- 4
第4	災害相談の実施	4- 4
第5	社会福祉施設災害復旧事業	4- 4
第6	病院等災害復旧事業	4- 4

第7	学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開	4- 4
第8	社会教育施設災害復旧事業	4- 5
第9	文化財等の復旧計画	4- 5
第10	生活確保対策計画	4- 5
第11	その他の災害復旧事業	4- 7
第2節	災害復旧事業の推進	4- 7
第1	公共土木施設災害復旧事業	4- 7
第2	農林業施設災害復旧事業	4- 7
第3	都市災害復旧事業	4- 8
第4	上下水道災害復旧事業	4- 8
第5	公共用地災害復旧事業	4- 8
第3節	資金計画	4- 9
第1	国による財政援助等	4- 9
第2	災害復旧事業に係る向日市の財政措置	4-10

一般対策編

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本方針

第 1 節 計画の基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、向日市防災会議が作成する計画であって、向日市の市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、向日市、乙訓消防組合、京都府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等の防災関係機関が、処理すべき事務又は業務の大綱等を定めて、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市域及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の構成

この計画は、風水害、火災、土砂災害などの一般災害対策に関するもので、地震による災害に対しては「地震対策編」に定め、大規模な事故、その他特殊災害に対しては「事故対策編」に定めるものとする。

また、南海トラフ地震については、「南海トラフ地震防災対策推進計画」（地震対策編 第 5 編）に定めるものとする。

- (1) 一般対策編：風水害、火災、土砂災害
- (2) 地震対策編：地震災害
- (3) 事故対策編：大規模災害事故、その他特殊災害等
- (4) 資料編

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

4 計画の周知徹底

この計画は、向日市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平素から研究、訓練等によって習熟に努めるとともに、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

5 計画の運用

市民及び関係機関は、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

6 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第2節 防災機関等の役割分担

防災に関係のある各機関等が防災に関し処理する業務は、おおむね次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 向日市防災会議及び向日市災害対策（警戒）本部に関すること。
- (2) 地域防災計画の策定に関すること。
- (3) 防災に関する施設、組織の整備に関すること。
- (4) 災害に関する予・警報等の連絡に関すること。
- (5) 災害による被害の調査報告と広報に関すること。
- (6) 災害に関する情報収集、情報通信等の都市機能の中枢に対する防災対策に関すること。
- (7) 水防に関すること。
- (8) 地域住民による自主防災組織の結成支援、育成並びに住民の自発的な防災活動の促進に関すること。
- (9) 被災者の救助、防疫及び要配慮者に対する必要な措置に関すること。
- (10) 災害の防御及び拡大の防止に関すること。
- (11) 災害応急対策及び復旧資材等の確保に関すること。
- (12) 被害予想区域及び危険区域における被害予防措置と指示指導に関すること。
- (13) 被災者等に対する融資対策に関すること。
- (14) 被災した公共施設等の応急・復旧対策に関すること。
- (15) 災害時における保健衛生及び文教対策等に関すること。
- (16) 災害対策要員等の動員に関すること。
- (17) 災害時における交通、輸送等の確保に関すること。
- (18) 関係機関、団体が実施する防災対策に係る連絡調整に関すること。
- (19) その他、向日市が対処すべき対策に関すること。

2 乙訓消防組合

- (1) 災害情報等の収集に関すること。
- (2) 火災等災害の防御、警戒及び鎮圧に関すること。
- (3) 負傷者等要救助者の救出、救助及び搬送に関すること。
- (4) 水防その他応急措置に関すること。
- (5) その他、消防組合が対処すべき対策に関すること。

3 京都府

- (1) 京都府山城広域振興局
 - ① 京都府山城広域災害対策支部に関すること。
 - ② 防災に関する施設の整備、訓練に関すること。

- ③ 災害に関する予・警報等の連絡に関すること。
- ④ 市災害対策本部、自衛隊等その他関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑤ 災害による被害調査、情報の収集及び広報に関すること。
- ⑥ 被災企業等に対する融資対策に関すること。
- ⑦ 被災者等の救助保護に関すること。
- ⑧ 向日市等が処理する業務の指導、調整及び物資等のあっせんに関すること。

(2) 京都府乙訓土木事務所

- ① 気象及び水防に関する予・警報の連絡に関すること。
- ② 河川、道路、橋梁等の整備及び水防に関する助言・支援等に関すること。
- ③ 河川、道路、橋梁等の被害調査報告及び応急対策に関すること。
- ④ 被害施設の復旧及び復旧資材等の確保に関すること。
- ⑤ 水防資材の整備点検及び輸送に関すること。
- ⑥ その他、土木事務所が対処すべき対策に関すること。

(3) 京都府乙訓保健所

- ① 災害用医療品等の整備補給に関すること。
- ② 医療機関の被害状況調査及び応急対策に関すること。
- ③ 医療救護及び防疫に関すること。
- ④ 保健衛生問題の指導対策に関すること。
- ⑤ その他、保健所が対処すべき対策に関すること。

(4) 京都府向日町警察署

- ① 被害の実態把握に関すること。
- ② 被災者の救出救助及び行方不明者の捜索に関すること。
- ③ 被災住民の避難誘導に関すること。
- ④ 被災地及びその周辺の交通規制に関すること。
- ⑤ 緊急交通路の確保に関すること。
- ⑥ 遺体の検視及び身元の確認に関すること。
- ⑦ 被災地及び避難場所の警戒警備に関すること。
- ⑧ 被災地における犯罪の予防検挙に関すること。
- ⑨ 災害に関する広報に関すること。

(5) 京都府乙訓教育局

- ① 教育関係の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
- ② 災害地における児童生徒の応急対策に関すること。
- ③ 教科書の調達及び配分に関すること。
- ④ 災害時における休校、登下校の指導措置に関すること。
- ⑤ その他、教育問題の指導及び連絡調整対策に関すること。

4 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- ① 管内警察の指導調整に関すること。
- ② 他管区警察局との連携に関すること。
- ③ 関係機関との協力に関すること。
- ④ 情報の収集及び連絡に関すること。
- ⑤ 警察通信の運用に関すること。

(2) 近畿財務局

- ① 公共土木等被災施設の査定の立会に関すること。
- ② 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
- ③ 国有財産の無償貸付等に関すること。
- ④ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。

(3) 近畿厚生局

- ① 救護等に係る情報の収集及び提供に関すること。

(4) 近畿農政局

- ① 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成に関すること。
- ② 農業関係被害状況の収集報告に関すること。
- ③ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除措置に関すること。
- ④ 被害農林魚業者等に対する災害融資のあっせん指導に関すること。
- ⑤ 管理又は建設中の農業用施設の防災管理並びに災害復旧に関すること。
- ⑥ 土地改良機械の緊急貸付に関すること。
- ⑦ 生鮮食料品、飼料、種もみ等の供給あっせんに関すること。
- ⑧ 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整に関すること。

(5) 近畿中国森林管理局

- ① 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備に関すること。
- ② 国有林における予防治山施設による災害予防に関すること。
- ③ 国有林における荒廃地の復旧に関すること。
- ④ 災害対策用資材の供給に関すること。

(6) 近畿経済産業局

- ① 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ② 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること。
- ③ 電気・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援に関すること。
- ④ 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(7) 中部近畿産業保安監督部（近畿支部）

- ① 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保に関すること。
- ② 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保に関すること。

(8) 近畿運輸局

- ① 所管する交通施設及び設備の整備についての指導に関すること。
- ② 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- ③ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整に関すること。
- ④ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請に関すること。
- ⑤ 特に必要があると認める場合の輸送命令に関すること。
- ⑥ 災害時における交通機関利用者への情報の提供に関すること。

(9) 近畿地方整備局

- ① 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- ② 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- ③ 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ④ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。

- ⑤ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- ⑥ 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- ⑦ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導に関すること。
- ⑧ 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- ⑨ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること。
- ⑩ 災害時の海上の流出油に対する防除措置に関すること。
- ⑪ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。
- (10) 大阪航空局大阪航空事務所
 - ① 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安に関すること。
 - ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (11) 国土地理院近畿地方測量部
 - ① 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関すること。
 - ② 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- (12) 大阪管区气象台
 - ① 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。
 - ② 気象、地象及び水象の予報並びに警報の発表に関すること。
 - ③ 気象、地象及び水象の資料及び状況の収集並びに発表に関すること。
 - ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
 - ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
- (13) 第八管区海上保安本部
 - ① 海難救助、海上警備、海上の安全確保に関すること。
 - ② 航路標識等の保全に関すること。
 - ③ 災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送に関すること。
- (14) 近畿総合通信局
 - ① 電波及び有線電気通信の監理に関すること。
 - ② 非常時における重要通信の確保に関すること。
 - ③ 非常通信協議会の育成指導に関すること。
 - ④ 非常通信訓練の計画及びその実施訓練に関すること。
 - ⑤ 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導に関すること。
 - ⑥ 災害対策用移動通信機器等の貸し出しに関すること。
- (15) 京都労働局
 - ① 産業災害予防対策に関すること。
 - ② 業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法に基づく迅速な給付の実施に関すること。
 - ③ 災害応急対策に必要な労働力の確保に関すること。
- (16) 近畿地方環境事務所
 - ① 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること。
 - ② 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集に関すること。
- (17) 近畿中部防衛局
 - ① 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。

- ② 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する京都府その他必要な関係機関との連携調整の協力に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊）

- ① 災害の予防及び災害応急対策の支援に関すること。

6 指定公共機関

- (1) NTT西日本株式会社（京都支店）、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ① 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。
- ② 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保に関すること。
- ④ 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、市民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。

- (2) 日本赤十字社（京都府支部）

- ① 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護に関すること。
- ② 災害時における被災者の救護保護に関すること。
- ③ 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整に関すること。
- ④ 義援金の募集及び義援品の募集・配分に関すること。

- (3) 西日本旅客鉄道株式会社（京都支店）、東海旅客鉄道株式会社（関西支社）、日本貨物鉄道株式会社

- ① 鉄道施設等の保全に関すること。
- ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関すること。
- ③ JR通信施設の確保と通信連絡の協力に関すること。

- (4) 日本放送協会（京都放送局）

- ① 市民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底に関すること。
- ② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- ③ 社会事業団等による義援金品の募集配分に関すること。

- (5) 関西電力送配電株式会社（京都本部）

- ① 電力供給施設等の整備と防災管理に関すること。
- ② 災害時における電力供給に関すること。
- ③ 被災施設の応急対策及び復旧に関すること。

- (6) 日本銀行（京都支店）

- ① 災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

- (7) 西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

- ① 高速道路の保全に関すること。
- ② 高速道路の応急対策及び災害復旧に関すること。

- (8) 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ① 災害時における貨物自動車による救助物資の輸送に関すること。

- (9) 独立行政法人水資源機構（関西・吉野川支社）

- ① ダム施設等の整備と防災管理に関すること。
- (10) 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）
 - ① ガス施設等の整備と防災管理に関すること。
 - ② 災害時におけるガス供給に関すること。
 - ③ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (11) 日本郵便株式会社（向日町郵便局）
 - ① 災害時における郵便物の送達の確保に関すること。
 - ② 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - ④ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ⑤ 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- (12) イオン株式会社
 - ① 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等に関すること。
- (13) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート
 - ① 支援物資の調達及び被災地への迅速な供給等に関すること。
 - ② 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供に関すること。

7 指定地方公共機関

- (1) 株式会社京都放送、株式会社エフエム京都
 - ① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底に関すること。
 - ② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - ③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分に関すること。
- (2) 一般社団法人京都府医師会
 - ① 災害時における医療救護の実施に関すること。
- (3) 関西鉄道協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関すること。
- (4) 阪急電鉄株式会社
 - ① 鉄道施設等の保全に関すること。
 - ② 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関すること。
 - ③ 通信施設の確保と通信連絡の協力
- (5) 一般社団法人京都府バス協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関すること。
- (6) 一般社団法人京都府トラック協会
 - ① 協会所属各社との連絡調整に関すること。
- (7) 一般社団法人京都府LPガス協会
 - ① 液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保に関すること。
 - ② 災害時における液化石油ガスの供給確保に関すること。
 - ③ 協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整に関すること。
- (8) 公益社団法人京都府看護協会
 - ① 災害時における医療救護の実施に関すること。
 - ② 避難場所における避難者の健康対策に関すること。
- (9) 一般社団法人京都府薬剤師
 - ① 災害時における医療救護に必要な医薬品の提供に関すること。

② 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。

(10) 一般社団法人京都府歯科医師会

① 避難所における避難者の健康対策に関すること。

② 遺体の検視、死体調査、身元確認及び処理に関する協力に関すること。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 洛西土地改良区

① 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理に関すること。

② 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

③ たん水の防排除施設の整備と運用に関すること。

(2) ガス会社

① ガス施設等の整備と防災管理に関すること。

② 災害時におけるガス供給に関すること。

③ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。

(3) 鉄道・軌道関係

① 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること。

② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

③ 被害施設の応急対策及び復旧に関すること。

(4) 自動車運送機関

① 安全輸送の確保に関すること。

② 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

(5) 報道機関

① 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底に関すること。

② 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

③ 社会事業団等による義援金品等の募集配分に関すること。

(6) 農業協同組合

① 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。

② 被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。

③ 生産資材等の確保及びあっせんに関すること。

(7) 一般社団法人乙訓医師会

① 災害時における医療救護の実施に関すること。

(8) 病院等経営者

① 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。

② 災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護に関すること。

(9) 金融機関

① 被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置に関すること。

(10) 学校法人

① 避難施設の整備と避難の訓練に関すること。

② 災害時における応急教育対策に関すること。

③ 被災施設の復旧に関すること。

(11) 液化石油ガス取扱業者

① 液化石油ガスの防災管理に関すること。

② 災害時における液化石油ガスの供給に関すること。

(12) 京都府石油商業組合組合員給油所

- ① 緊急輸送車両等への優先的な給油に関すること。
- ② 帰宅困難者への水道水、トイレ等の提供及び道路等に関する災害情報の提供に関すること。

(13) 商工業者等（向日市商工会）

- ① 災害時において、災害対策本部の要請による取扱物資等の供給対策等に関すること。

第3節 市民及び事業所の果たすべき役割

1 市民の果たすべき役割

「自らの命は自ら守る」という防災の原点にたって、家屋の耐震・耐火性の向上等をはじめとする防災都市形成への協力、食糧等の備蓄や消火、救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の予防及び被害の拡大防止に努める。

2 自主防火防災組織の果たすべき役割

- (1) 地域における災害対策は、自治会等による自主防火防災組織等のもとで地域住民が協力し、組織的に行動する。
- (2) 地域の実状に即して自主防火防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感をもって、主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業所の果たすべき役割

地域に根ざした事業所として事業所内の防災体制の確立を図るとともに、地域住民等との連携のもと、地域の防災性の向上を図る。

第2章 計画の目標

第1節 地域特性

1 都市構造の特性

(1) コンパクトな都市

本市域は、東西約2km、南北約4km、面積は7.72km²であり、京都府下で最も狭い都市である。本市の大部分は、阪急電鉄京都線東向日駅、西向日駅、洛西口駅及びJR東海道本線向日町駅を中心とする4つの駅勢圏（1km圏）がカバーし、おおむね全域が徒歩圏にある、比較的コンパクトな都市である。

(2) 拡大から充実期を迎えた都市

本市は、昭和30年代後半から、京都・大阪近郊の住宅都市として市街化が急速に進むとともに、人口が増加し、発展してきた。そして、昭和47年10月に市制施行となり、その後も拡大を続け、市域に緑地を残しつつも市街化区域内の宅地開発が一巡、都市としての外郭が出来上がっている。今後も防災上の観点から、生活道路の整備など都市機能の充実に向けての取組みが求められている。

(3) 幹線交通網が集中する都市

本市は、国土軸上にあり、地勢上中央部から東西にかけて約1.3kmの間に南北に阪急電鉄京都線、JR東海道本線、JR東海道新幹線、国道171号、名神高速道路が縦断している。特にJR東海道新幹線、国道171号の2路線は、市南部で重なっている。

これらの交通網は、いずれも国土幹線ないしは都市間の主要交通動脈として機能しているため、交通量が多く、災害発生による被害からの早期復旧が求められる。

2 都市機能の特性

(1) 京都市に隣接した住宅都市

大都市である京都市に三方を囲まれ、かつ、京都市の中心部に近く、また、大阪市へも比較的近いこと、これら大都市の住宅都市として発展してきた都市である。

(2) 比較的緑が豊かな都市

本市域の西部には、竹林からなる西ノ岡丘陵があり、東部・北部・南部にはそれぞれ水田が広がっている。これら市内の緑被率は約15%であるため、身近なところに緑が豊富な都市である。

(3) 長い歴史があり豊かな文化を育んだ都市

本市は、かつて平安京以前の都、長岡京の大極殿等があったところであり、数多くの遺跡等に見られるように、古くから文化が栄えてきたまちである。

また、近世から向日町と呼ばれ、乙訓地域の政治・文化の中心地として発展してきた長い歴史があり、豊かな文化を育んできた都市である。

3 社会構造の特性

(1) 人口密度が高く、人口流動が激しい都市

本市の人口密度は、約7千人/km²と府下で最も高密度となっている。また、人口動態をみると、転入人口・転出人口をあわせて約4千人台で推移している。

本市の人口流動率は、年間に約 7.6%であり、人口密度が高く、人口流動が高い都市である。よって、助け合いなどの地域コミュニティの形成や、自主防火防災組織への形成が築きにくい。

(2) 昼間人口が少ない都市

本市の昼間人口比率は、80.3%であり、これは、流入人口 9.3 千人に対し、それを大幅に上回る約 2.0 万人の流出人口によるものである。その原因は、雇用の場が豊富な大都市に隣接した住宅都市として本市が発展してきたことによるものであり、昼間人口が少ない都市である。このため、昼間時の防災体制も整える必要がある。

(3) 平均年齢が若い都市

令和 2 年の国勢調査によると、全国平均年齢は 47.6 歳、本市の平均年齢は 46.4 歳であり、本市は全国平均に比べて若い都市である。しかし、本市においても着実に高齢化が進んできている。

第3章 防災ビジョン

第1節 基本目標

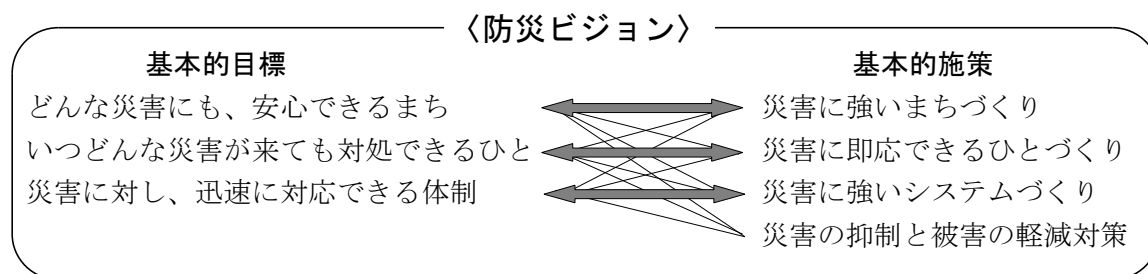
1 防災の目的

災害から、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護すること

2 防災ビジョン

防災ビジョンは、向日市における防災憲章となり、長期的かつ総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するビジョンであり、防災に関する基本的目標である。

防災ビジョンの基本的目標とその達成のための基本的施策は、次のとおりである。



3 防災ビジョン達成への視点

向日市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きくなる。この隔たりを埋める（施策遂行）ためには、極めて困難な課題を克服しなければならない。

このため、次の視点からこの課題を克服する。

- (1) 長期展望に立つ。
- (2) 短期の成果（形式的成果）にこだわらず、着実な前進を続ける。
- (3) 官民の合意形成と共同活動化を目指す。
- (4) あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
- (5) 危機管理体制を官民ともに徹底させる。

第2節 ビジョン達成の施策

1 災害に強いまちづくり

(1) 目標

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、災害に対し、柔軟な構造を持ち、人々が安心して生活できる、次のような防災機能を持つ「まち」を目標とする。

- ① 災害が発生しにくいまち
- ② 被害が拡大しにくいまち
- ③ 安全が確保できるまち
- ④ 災害対策・災害復旧が容易に行えるまち

(2) 施策の大綱：災害に強いまちづくり

目標達成に向け、「災害に強いまちづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ① 道路・橋梁、鉄道等、交通施設の整備・充実
- ② 防災空地の整備拡大
- ③ 市街地の面的整備
- ④ 住宅市街地の防火性向上の推進
- ⑤ 河川・ため池の利用・整備
- ⑥ 建築物の耐震不燃化
- ⑦ ライフラインの構造強化及び耐震性の確保
- ⑧ 避難者のための安全な施設の整備
- ⑨ 応急対策用機器・資機材の整備

2 災害に即応できるひとづくり

(1) 目標

「ひと」とは、向日市及び防災関係機関の職員並びに住民である。いつ、どんな災害が起きても対処できる、次のような人を目標とする。

- ① 災害についての深い知識と知恵を備え、災害から自分自身を守ることができる人
- ② 家族や隣人等の安全を配慮し、他者と協力して助け合える人
- ③ 居合わせた場所で、各自、自分のなすべき行動（役割）が行える人
- ④ 大きな流れを的確につかみ、自分の位置を知ることのできる人
- ⑤ 災害に対する適度な危機意識を絶えず持ち続けられる人
- ⑥ 災害時に率先して防災活動に従事・協力できる人

(2) 施策の大綱：災害に即応できるひとづくり

目標達成に向け「災害に即応できるひとづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ① 防災教育による防災意識の高揚、知識・技術の普及
- ② 市民・ボランティア団体・事業所を含めた総合防災訓練
- ③ 防災関係組織や地域コミュニティへの参加
- ④ 要配慮者の視点で、きめ細かな配慮のできる優しい心の育成

3 災害に強いシステムづくり

(1) 目標

「もの」と「ひと」が災害に強くても、これらの間に連帯関係がなければ、強力な効果は期待できない。防災体制の確立のため、次のようなシステムを目標とする。

- ① 信頼関係が確立されたシステム
- ② 役割が明確なシステム
- ③ 意図の伝達・徹底が容易なシステム
- ④ 応援と協調が円滑なシステム
- ⑤ 災害の危機管理が徹底したシステム
- ⑥ 防災のため積極的に行動するシステム

(2) 施策の大綱：災害に強いシステムづくり

目標達成のため次の施策の強化に努め「災害に強いシステムづくり」を行う。

① 災害予防

ア 災害時における災害対策本部体制の意義と内容の周知徹底

- イ 日常業務において、防災的視点を組み入れた事務・事業の遂行
- ウ 防災関係組織、一般組織の把握、相互連携及び育成強化、防災への協力体制の確立
- エ 京都府を軸とした相互応援協定等による広域組織化
- オ 民間業者との協定等による緊急時の協力体制の確立
- カ 地域・職域コミュニティの形成
- キ 災害応急対策体制の事前準備

② 災害発生時

- ア 向日市及び防災関係機関は、平常業務体制から災害対策活動体制へ迅速に移行
- イ 医師会、自治会、商工会、自主防火防災組織・自衛消防組織等の迅速な立ち上げと、市及び防災関係機関との活動調整
- ウ 部署・組織毎に定められた役割分担の遂行と、それにこだわらない応援体制
- エ 市民相互の助け合い、救助、救急、初期消火及び応急手当等
- オ 緊急出動を要する事務（情報収集、道路調査と応急処置、二次災害危険箇所調査、救命救助、消防、防災拠点等重要施設調査等）の緊急出動

4 災害の抑制と被害の軽減対策

(1) 災害

災害には種類が多い。これらは、自然災害と人的災害とに区分される。どれもが人の生命、身体、財産に危害を与えることで、共通している。

- ① 自然災害：水害、風害、地震、土砂災害、山地災害、干害、冷害、長雨等
- ② 人的災害：火災、大火、山林火災、危険物災害、航空機事故、地盤沈下等

(2) 施策の大綱：災害の抑制と被害の軽減

目標達成のため、災害の発生を抑制し、又、発生した災害は、その被害を軽減するため、次の施策の強化に努める。

- ① 災害危険箇所調査体制の整備
- ② テレメーター、震度計、災害種別に応じた災害情報システムの整備
- ③ 治山・治水・農地防災等の災害予防事業及び消防予防査察等の災害予防活動の実施
- ④ 災害危険箇所の公開
- ⑤ 防災マップ、災害対応マニュアル等の作成配布

5 防災上の重要施策

本市においては、以上のことを踏まえ、防災ビジョン達成のため、当面の重要施策として、次のとおり行うものとする。

(1) 災害に強いまちづくりの重要施策

- ① 市民が災害から容易に避難が可能な道路づくり
- ② 緑豊かな公園や街路樹などの防火帯に囲まれたまちづくり
グリーンオアシス計画の事業化
- ③ 日常性の中に防災性が組み入れられた公共施設が適正に配置されたまちづくり

(2) 災害に即応できるひとづくりの重点施策

- ① 歴史に培われた人の絆の回復
- ② 新旧住民が融和した地域コミュニティづくり

(3) 災害に強いシステムづくりの重点施策

地域を守る自主防火防災組織づくり

一般対策編

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 気象予警報等の伝達計画

担 当 事務局

この計画は、気象、火災等に関する予・警報について、これを迅速的確に周知するための通報組織及び伝達方法等について定める。

1 予報及び警報等の種類

(1) 一般の利用に適合する予報及び警報

気象業務法第13条に基づく「一般の利用に適合する（以下「一般」という。）予報及び警報（以下「予・警報」という。）」並びに、同法第11条による「気象、地象及び水象に関する情報（以下「気象情報」という。）」の種類、発表基準等について定める。

① 京都地方気象台が発表する警報・注意報発表基準一覧表

向日市	府県予報区	京都府	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	京都・亀岡	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 127
	洪水	流域雨量指数基準	小畑川流域=13.8
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	桂川下流[桂]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 15 cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	97
	洪水	流域雨量指数基準	小畑川流域=11
		複合基準※1	小畑川流域=(8, 8.8)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	12m/s

風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
なだれ	①積雪の深さ 40 cm以上あり降雪の深さ 30 cm以上 ②積雪の深さ 70 cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨 ^{※2}	
低温	最低気温 - 4℃以下 ^{※3}	
霜	晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が 3℃以下になると予想される場合	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 30 cm以上 山地 60 cm以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	90 mm

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は京都地方気象台の値。

※3 気温は京都地方気象台の値。

<参考>

土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

なお、上記の基準値は市内における基準値の最低値を示している。

流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

② 京都地方気象台が発表する特別警報発表基準

種 類	意 義 ・ 発 表 基 準	
気 象	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地 象	地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報 (震度 6 弱以上) を特別警報に位置づける)

※ 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風を中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

③ 京都地方気象台が発表する気象情報

ア 京都地方気象台が発表する区域

発表官署	一次細部区域	二次細部区域	市町村等をまとめた地域
京都地方気象台	南部	向日市	京都・亀岡

※放送等では、市町村等をまとめた地域で発表される場合がある。

イ 台風情報

台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から、緊要な事項を抽出して報ずる。

ウ 大雨（雪）情報

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

なお、台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は、台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。

エ 記録的短時間大雨情報

1時間90mm以上の雨量が観測または解析され、かつ、大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に、その事実を報ずることによって特別の警戒を呼びかける情報。

記録的短時間大雨情報における1時間雨量の基準は、数年に一度程度しか観測されない値である。このような猛烈な雨は、土石流の発生や急激な出水など、重大な災害の引金となりやすい。特に長雨や一定以上の先行降雨があった場合に、その危険が大きく、この情報は、関係者の即座の対応を促すものである。

オ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、市町村ごとに京都府と京都地方気象台が共同で発表するもので、警戒対象地域、警戒文、文章を補足する図を報じる。

カ 竜巻注意情報

雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。

キ その他の気象情報

長雨、少雨、乾燥、低温、その他、現象名を冠して発表する異常気象等の状況や資料、警戒事項等について具体的に解説する情報

(2) 水防活動の利用に適合する予・警報

気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）予報及び警報」は次表左欄の種類とし、その発表はそれぞれ同表右欄の一般予・警報の発表をもって代える。

① 水防活動用予・警報の種類及び代替される一般予・警報

種 類	代替する一般予・警報の種類
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報及び指定河川洪水予報
水防活動用洪水警報	洪水警報及び指定河川洪水予報

② 水防活動に利用する気象情報

一般予・警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

台風情報
大雨情報
記録的短時間大雨情報
その他水防活動に密接に関連する情報

(3) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

① 区域細分

火災気象通報については、一般予・警報における一次細分区域を適用して細分する。

② 火災気象通報の基準

基準その 1	実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速 7 m/ s 以上の風が吹くとき
基準その 2	強風が吹き続くとき（平均風速が12m/ s 以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）

ア 通報

気象の状況が前記の基準に達した場合であっても、降雨、降雪又は積雪が現にあり、若しくは 3 時間以内にこれらが予想される場合には通報されないことがある。

イ 通報時刻

火災気象通報は、午前 9 時から午後 4 時までの間に通報し、有効時間は翌日の午前10時までとする。

③ 乙訓消防組合管理者が行う火災警報

乙訓消防組合は、強風注意報、乾燥注意報の通報を受けた後、気象条件が乙訓消防組合火災予防規則第 26 条に掲げる状況となったとき、又はなる見込みのあるときには、火災警報を発令し火災予防上必要な措置を講ずるものとする。

④ 火災警報の通報基準

基準その 1	実効湿度55%以下、最小35%以下で、風速毎秒 7 m以上又は 7 m以上となる見込みであるとき
基準その 2	風速毎秒12m以上又は12m以上となる見込みであるとき。

(4) 農業気象通報

異常気象等による農業の被害を防止するため、一般予・警報並びに気象情報のうち、農業に関連のある部分及びその解説を「農業気象通報」として、農業関係機関等に伝達、周知する。

2 各種予・警報等の伝達方法

(1) 本庁における措置

① 京都府及びN T T 西日本(株)から送信される注意報・警報及び情報は、環境産業部防災安全課（勤務時間外においては宿直警備員）が受報し、直ちに関係各部等に伝達するとともに、必要に応じ庁内放送の措置を行う。

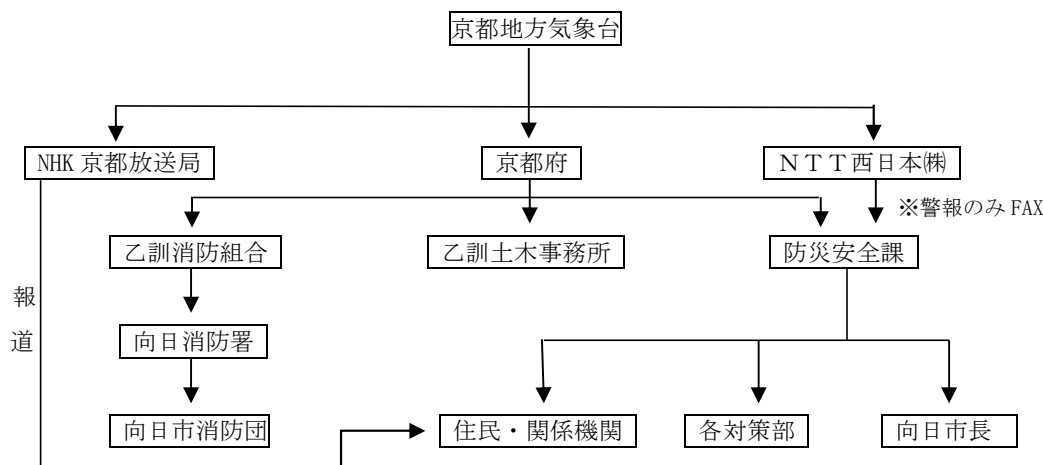
② 伝達を受けた関係各部等の長は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先機関等に伝達する。

(2) 出先機関における措置

関係出先機関の長は、注意報及び警報等を受報したときは、実状に応じ適切な措置を行う。

(3) 有線通信途絶時における伝達は、広報車等最も迅速な方法により伝達する。

(4) 注意報・警報及び情報は、様式 1、2、3 又は様式 4 の用紙により受報する。



【気象業務法第 15 条による予・警報等伝達経路図】

3 異常現象発見通報制度

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

① 市役所又は乙訓消防組合

② 警察署又は交番

(2) 市長への通報

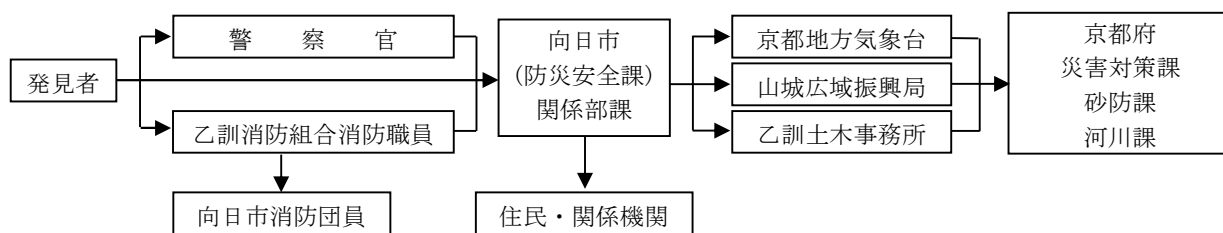
通報を受けた警察官、消防職員又は市職員は、直ちに市長に通報する。

(3) 関係機関への通報

市長は前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し必要な措置を行うとともに、関係機関へ通報する。

(4) 住民に対する周知

異常現象発見時における通報先については、平素から広報誌等により住民に周知しておく。



【異常現象通報系統】

4 雨量・水位等気象情報

(1) 雨量等気象情報の入手手段

情報発信元	提供情報・システム名	情報の内容
国土交通省	市町村向け「川の防災情報」	雨量、水位、レーダ雨量、河川予警報、気象等
気 象 庁	防災気象情報	気象警報・注意報、気象情報、台風情報、洪水予報、土砂災害警戒情報等

京 都 府	雨量水位観測システム 衛星通信系防災情報システム 土砂災害警戒情報システム	雨量、水位、洪水予報、水防警報、気象庁レーダー 雨量、河川映像情報、土砂災害警戒情報(補足情報を含む)等
乙訓消防組合	気象観測システム	雨量、温度、湿度、風

(2) 雨量観測所

観測所名	所 在 地	管 理 者
長 岡 京	長岡京市光風台 4 - 1	京都地方気象台長
乙 訓	向日市上植野町馬立 8	乙訓土木事務所長

第 2 節 交通施設防災対策

担 当	総務対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・西日本旅客鉄道(株)・阪急電鉄(株)・東海旅客鉄道(株)

道路が被災すると、消防、救助・救急等の災害応急対策活動が困難となり、災害が増大する危険性が高いため、道路、橋梁の防災上の観点を含めた耐火・耐震性の向上を図り、災害時の緊急幹線道路、避難路、市役所など主要公共施設の連絡路等を、各々の役割に即した整備を図る。また、生活道路は、市民が避難路に至る経路であり、経路沿いに発生した災害に対処するための緊急道路でもあるので、防災対策や安全対策等に配慮し、整備を進めるものとする。

1 主要道路等の整備

(1) 長期計画

- ① 消防・救急・医療・緊急輸送等のための緊急車両が通行する緊急交通路候補路線を指定し、有効な幅員を確保し、必要な構造の改善に努める。
- ② 防災上の観点から都市計画道路の整備を図る。
- ③ 市役所をはじめ救急指定病院、消防署、防災関係機関、その他公共施設等、重要施設の連絡路については、その役割の重要度にあわせた整備を図る。
- ④ 路側に防火樹などを植栽し、延焼遮断効果を高めるものとする。

2 生活道路の整備

生活道路は、防災対策や安全対策等に配慮し、次の対策を推進する。

(1) 長期計画

- ① ブロック塀、石塀等の耐震化又は生け垣等に変更の推進の啓発に努める。
- ② 狭隘道路の解消に努める。

3 緊急輸送体制の確立

道路及び輸送体制は、防災活動の根幹であり、その確保は、最優先する必要がある。このため、大災害に備えて、道路及び輸送体制の整備を図る。

(1) 道路

① 短期計画

ア 交通取締り

突発的な災害に備えて、警察署に協力を要請し、緊急交通路候補路線、避難路は、平常時から交通取締りを強化する。

② 長期計画

ア 広域緊急交通路候補路線

広域的見地から、広域緊急交通路候補路線の指定を京都府に要請する。

イ 市域緊急交通路候補路線

災害発生時、災害の規模に応じて交通規制を行うべき緊急交通路候補路線は、次のとおりとする。

幹 道	国 道
名神高速道路	171号

(2) 緊急ヘリポートの指定

① 短期計画

ア 災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

【緊急ヘリポート】

名 称	所 在 地	電話番号	管 理 者
市立西ノ岡中学校	向日市物集女町吉田1	922-4000	向日市
府立向陽高等学校	向日市上植野町西大田	922-4500	京都府

イ 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急交通路候補路線とする。

(3) 緊急輸送体制

① 短期計画

ア 車両の確保

(ア) 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

(イ) 緊急時に備え、業者等と車両提供の協定を結ぶ。

イ 輸送拠点の指定等

(ア) 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。この際、原則としてヘリポート避難とは別の施設とする。

(イ) 緊急輸送のための輸送拠点を検討し、指定する。

【物資受入れ輸送拠点】

拠 点 名	所 在 地
北部防災拠点	向日市寺戸町寺田58
南部防災拠点	向日市上植野町北小路41

(ウ) 配車・車両管理を一元化し、効率性を高めるための体制を整備する。

4 鉄道施設防災計画

西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)及び阪急電鉄(株)の鉄道施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するため、必要な線路諸設備の実態を把握し、併せて、周囲の諸条件を調査して、災害等においても常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

① 短期計画

ア 橋梁の維持及び補修

- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 建物等の維持、修繕
- エ 通信設備の維持、補修
- オ 橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- カ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

② 長期計画

- ア のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- イ 建物等の維持、修繕

(2) 災害警備体制の確立

- ① 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ② 災害復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画を作成する。
- ③ 職員の非常招集計画及び訓練計画を作成する。

第3節 都市空間の整備計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

1 防災空間の整備・拡大計画

防災空間の拡大のため、延焼遮断帯の機能をもつ公園、広場、緑地、緑道、耐火建築物で囲まれた空地、下水処理施設等のオープンスペースの確保に努める。また、地域における防災性の向上を図るため、公園・空地等の確保を図るとともに、市街地内又はその周辺の農地、林地のもつ防災機能の保全に努める。これらの開発にあたって、市街地再開発事業、土地区画整理事業などにより、社会基盤の整備や河川環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを目指す。

2 都市公園等の整備

公園は、住民のスポーツ、レクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を有している。このため、公園についてその配置と規模、特に市街地大火によるふく射熱から安全な有効面積を確保するなど、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、緑道等によりそのネットワーク化を図る。

【都市公園等の現況】

種 別	箇 所 数	面 積 (ha)
都 市 公 園	48	6.90
その他の公園	65	1.02
ポケットパーク	8	0.06
合 計	121	7.98

(令和7年12月現在)

(1) 短期計画

災害に強いまちづくりを行うため、防災機能を有した公園の整備を促進する。

(2) 長期計画

- ① 災害に強いまちづくりを行うため、市街地中心部及びその周辺に立地する都市公園等、重要性の高いものから、防災上の観点を考慮した整備を図ることとする。
- ② 公園等は、災害の場合、一時避難場所として利用するとともに、主要なものについては、耐震性貯水槽や防災倉庫を計画し、防災機能を高めることとする。

3 防災協力農地登録制度の推進による農地の保全

市街地周辺の農地は、良好な環境を提供するとともに、防災上も火災の延焼防止、発災時の一時避難場所、あるいは仮設住宅建設用地などとして重要な役割を担っている。このため、その防災協力農地として用地の保全に努める。また、農地の開発にあたっては、乱開発を抑制し、土地区画整理事業等によって道路・公園等の都市施設を整備し、防災機能が保持できるよう努めることとする。

水源涵養及び自然災害防止機能を有する丘陵地等の自然の残る地域についてもその保全を図る。

第4節 市街地の面的整備等

担 当	都市整備対策部

都市における防災上の根幹施設である道路や延焼遮断機能と避難機能等の重要な防災機能を持つ公園等の公共施設の整備は、都市には欠かせないものである。面的整備は、このような要求を満たしながら、適正な土地利用を図ろうとするものである。災害に強いまちづくりを進めていくため、面的整備の促進に努める。

1 土地区画整理事業

(1) 長期計画

土地区画整理事業は、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的に整備し、住宅の密集を抑制しつつ宅地の利用促進を図ることを目的とした事業であり、防災面からも有効な事業であるため、その事業化に努める。

- ① 市街地内の土地利用状況を把握する。
- ② 防災的な視点に立ち、安全市街地形成土地区画整理事業等を行う必要のある場所に関する調査を促進する。
- ③ 土地区画整理事業につき、事業化の可能性のあるものから整備を促進する。

2 市街地再開発事業

(1) 長期計画

市街地再開発事業は、鉄道駅周辺の未利用地や木造建築物等が密集している市街地において、建築物と公共施設の一体的な整備を図ることを目的に、避難場所となる公園、駅前広場などのオープンスペース、道路や自由通路などを整備し、建築物の耐震不燃化や高層化と避難経路や緊急輸送網の確保等を行うことで、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、災害に強いまちづくりを実現するものであるため、その促進を図るものとする。

- ① 市街地再開発事業の実施にふさわしい地域の調査を行い、市街地の安全性と防災性の向上

に寄与し、経済性の優れた地域の抽出等の調査を促進する。

- ② 可能な地区から事業化を促進するものとする。

第5節 建造物等災害予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合

建物の防災性能の向上は、災害時における生命と財産の被害を軽減する有効な手段であるため、防災面からの建築指導体制を強化するなど、建築物の防災化を積極的に進める。

災害対策基本法には、国、地方公共団体等の防災行政責任の明確化と住民による防災への寄与が義務づけられているが、自らの安全のために、災害に耐える「住まいづくり」を行うこととする。

1 民間建築物災害予防対策

(1) 短期計画

① 建築物の防災性能の向上

ア 建築物を新築する場合は、建築基準法等による建築の指導を行うよう、関係機関の協力を求める。

イ 民間建築物、特に不特定多数に利用される集客施設等については、所有者又は管理者に対して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断の実施の促進を図り、必要に応じ、建替え若しくは耐震改修工事等の実施を行うよう、関係機関の協力を求める。

ウ 一般建築物については、広報等で耐震診断や耐震改修等を行うことを奨励する。

(2) 長期計画

① 建築物の防災性能の向上

耐震補強等の必要な建物の建替え、改築・改修の場合は、資金融資制度の利用を推進する。

② 建築物の不燃化

火災の拡大防止を図るため、市街地再開発事業等の推進により、耐火建築物の建築を促進する。

2 公共建築物の安全性の確保

(1) 短期計画

① 防災上重要な施設等の整備

「向日市公共建築物耐震化事業計画」に基づき、市役所庁舎や避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に建築物の耐震補強対策を講じていく。

また、防水性・耐風性・耐火性について定期的に調査・診断し、その結果に基づく改修を促進する。

② 訓練等

防災設備等がその機能を果たすため、防災、防火等の訓練と併せて、防災設備、消火設備等の操作訓練を実施し、その管理に万全を期すこととする。

また、職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底するとともに、施設が浸水した場合や土砂災害等の風水害の発生も想定し、他施設への誘導についても検討を行い、定期的に避難訓練

を実施するなど自主防災管理体制の整備に努める。

(2) 長期計画

① 法基準の遵守

官公庁の庁舎施設については、「官公庁施設の建築等に関する法律」に準じ、一定規模を超える場合は、耐震性を有し、不燃構造を持つ建築物とし、これら双方を合わせた基準以上となるように努めるものとする。また、教育施設等について老朽化校舎等から順次改築・補強等を行い、児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

② 旧基準の建築物等

建築基準法の現行耐震基準を満たしていない等の既存不適格建築物について、耐震診断、地盤特性の把握等を行い、必要に応じ、順次耐震改修又は建替えを図っていくものとする。

③ 重要な公共建築物等

公共建築物を新たに建築する場合、市庁舎等、防災上重要なものは、耐震性及び不燃性の強化を検討するとともに、大雨、洪水等による不等沈下、陥没、浸水等の被害防止のため、慎重な地盤調査を実施する。また、公共建築物のうち、コンピューター室等地震動を抑制すべき部分は、改修して免震構造又は制震構造とすることを検討する。

④ その他の公共建築物

公共建築物を新築する場合、地盤特性の把握等を行い、ふさわしい構造とする。

⑤ 非常電源の整備

災害発生時、電源及び配電線の被災による停電により、公共施設としての機能を失うことを避けるため、庁舎の全部又は一部に非常電源を整備するものとする。

3 落下物などの除去

(1) 短期計画

災害においてブロック塀、自動販売機などの倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材等の落下などの防止のため、事前にその除去や危険防止のための固定化、移動防止措置等の普及を図る。

4 ブロック塀等対策

(1) 短期計画

① ブロック塀等の実態調査・指導

ブロック塀や門柱等の倒壊による危険を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように調査を実施する。特に、避難所周辺、避難路、通学路等は、重点的に調査を実施する。

② 生垣、フェンスへの転換

市内のブロック塀等の実態把握に基づき、その所有者及び管理者に対して、生垣又はフェンスへの転換を奨励・指導する。

5 災害による建造物等の被害予防計画

(1) 防災上の観点から、建築基準法、都市計画法等関連法規の啓発を積極的に行い、指導を強化する。

(2) 公共建造物及び集会場等の構造については、防火設備等防災対策についての指導を強化する。

(3) 防火水槽等消防施設は、社会の変化に対応し、十分機能が発揮できるよう設備充実に努めるものとする。

(4) アパート等共同住宅については、防災上特に留意し、消火設備の充実を指導する。

- (5) 一般家庭については、消火器等の備えつけを呼びかけ、その使用方法及び地域住民との助け合いについて指導する。
- (6) 防災設備等が非常時に十分その機能を果たすための防災、消火訓練を実施し、防災設備の管理に万全を期すよう指導する。
- (7) 町内会等の防火防災活動を高めるため、消火器及び防災用品の購入費用に補助する。
- (8) その他、地域住民の防災についての認識を高めるための指導に努めるものとする。

第6節 ライフライン等施設対策

担 当	都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T 西日本(株)京都支店・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

ライフライン、即ち、上水道、下水道、電気、ガス、通信は、都市生活者の生命維持のための根幹的施設であり、健康で文化的な生活の基盤を支えるものである。

市が管理する上水道、下水道は、いうまでもなく、都市生活者の根幹的施設である電気、ガス、通信は、市が直接に管理しないとしても、大災害を受けた場合の市民の生活に重大な影響を及ぼすことから、防災対策と復旧対策の推進に絶えず注視するとともに、その促進を訴え、積極的にこれに協力することにより、災害に強いライフラインづくりを目指すものとする。

1 上水道施設災害予防計画

水道施設は、市民の生命維持の基盤であるとともに、消防水利の基本であり、現在、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後も、災害に強い上水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 上水道施設の維持管理等

災害に備えて、平常時から上水道施設の維持管理、市町村等と相互応援協定を締結する等、万全を期す。

- ① 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努めるとともに、給水量及び水位を点検し、事故の早期発見に努める。
- ② 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急調査協力を依頼しておく。
- ③ 配水管被害では、仕切弁操作による配水措置対策が必要となるため、平素から配水管網図及び仕切弁の位置図「上水道管理図」の保管場所の被災を想定し、複数個所での保管等、管理に万全を期す。
- ④ 災害により上水道施設に被害を受けた場合、広範囲で停電が発生することを想定し、施設の状況に応じて自家発電設備や2系統充電等の停電対策の実施に努めるものとする。
- ⑤ 市及び水道事業者等は、相互間、府、他市町村等の関係機関及び資機材調達・運送等に係る民間事業者等との連絡・協力体制を確保するものとする。また、被災時に的確な対策が講じられるよう、防災訓練を実施するものとする。

(2) 上水道施設の整備

日本水道協会が策定した「水道施設耐震工法指針」・「水道施設設計指針」等によって施設の整備を図り、特に次の事項を推進する。

- ① 老朽配水管の計画的な耐震化や、配水管のループ化等を進め、防災対策を講じる。
- ② 塩素、石油、高圧ガス等の危険物の保管施設の改良整備を図り、防災性の向上を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講ずる。
- ③ 取導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等の上水道施設について、老朽箇所及び破損しやすく被害を受けやすい箇所等から防災性の向上を図る。
- ④ 火災に備え、消火栓の増設を図る。

(3) 応急給水対策

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能に陥るか、飲料水の汚染等により飲料水を得ることが困難になる事態に備えて、給水機能の整備を図る。

- ① 平常時から給水車等の点検整備を行う。
- ② 断水時のために仮設給水栓の整備を図る。
- ③ 緊急の場合に備えて、給水に必要な資機材とともに、給水容器、水質検査機器、試薬、塩素消毒薬等の備蓄を図る。

(4) 要員の教育・訓練

- ① 大きな災害を想定して、上水道施設に関する職員教育と防災訓練を計画し、実施する。
- ② 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

(5) 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧用資機材を備蓄する。

(6) 民間業者との協定等

大災害に備え、民間業者に、災害危険箇所等の緊急調査、応急処置、応急給水、災害応急復旧、復旧等について協力の申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

(7) 相互応援協定

大災害に備え、職員の相互派遣、資機材の相互調達等について、関係機関、近隣市町村と協定を結ぶ。

2 下水道施設災害予防計画

下水道施設は、市民の衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものであり、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後も、一層災害に強い下水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 下水道施設の維持管理

- ① 下水管きよ、電気設備、通信設備等について平常時から巡回点検を行い、老朽箇所、被害を受けやすい箇所等の把握に努める。
- ② 浸水箇所について、河川・水路管理者と連携して実態を把握し、それぞれの箇所ごとに予防措置を行う。
- ③ 災害の種類により被害の発生形態が異なるため、災害の種類に従い被害を受けやすい箇所等をあらかじめ把握しておく。
- ④ 災害発生の場合、直ちに被害を受けやすい箇所等の緊急調査を行えるよう、調査体制を整備するとともに、民間業者にも、緊急の場合の調査の協力を依頼しておく。
- ⑤ 下水道管理者は、広範囲で停電が発生することを想定し、各施設の状況に応じて、被災時における仮設発電設備の円滑な調達が可能になるよう調達先との連携強化に努めるものとする。

(2) 下水道施設の整備

既設の下水道施設については、老朽化施設の改修整備により防災性の向上を図る。

また、今後の設計に当たっては、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行い、防災設計及び防災施工を図るものとする。

① 老朽管きょは、計画的に改良し、防災対策を講じる。

② 新たに下水道管きょを敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画を行う。

(3) 要員の教育・訓練

① 大きな災害を想定して、下水道施設に関する要員教育と防災訓練を計画し、実施する。

② 緊急の場合に備え、参集方法、各職員の役割・初動、緊急連絡体制を周知徹底する。

(4) 資材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(5) 民間業者との協定等

大災害に備え、民間業者に災害危険箇所等の緊急調査、応急措置、災害応急復旧等についての申し入れ、又は協力協定の締結を図る。

(6) 相互応援協定

大災害に備え、職員の相互派遣、資機材の相互調達について、関係機関、近隣市町村と協定を結ぶ。

3 都市ガス供給施設

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(1) 防災体制

防災業務計画に基づき、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

① ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置ができるよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(3) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係わる防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努

めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(4) 広報活動

① 住民に対する周知

パンフレット等を利用して、ガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4 電力供給施設

電気施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

(1) 水害対策

① 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

② 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の構造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する、また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雷対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

5 通信施設・設備の整備

電気通信設備の災害による障害発生を極力防止し、障害が発生した場合において、電気通信設備

の復旧を迅速かつ的確に行い、電気通信サービスの確保を図るため、N T Tの実施する一般通信施設防災計画について定める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による障害発生を極力防止するため、次の対策を講じ、万全を期す。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信施設等について、極力防水構造化を行う。
- ② 主要な電気通信施設が設置されている局舎建物について、耐火構造化を行う。
- ③ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、主要区間の伝送路について2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、回線の切り替え措置計画を定め対処する。

(4) 共同溝（長期計画）

災害に強いライフライン施設とするため、共同溝の建設を検討する。共同溝の建設については、将来的には街路事業、景観事業等と合わせ整備を検討する。

6 鉄道施設防災計画

鉄道施設の災害防止は、列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の実態を把握し、あわせて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 橋梁の維持、補修及び改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ⑤ 鉄道林、防備林の造成及び落石防止設備の強化
- ⑥ 建物等の維持、修繕
- ⑦ 通信設備の維持、補修
- ⑧ 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ⑨ 路線周辺の環境条件の変化による、災害予防の強化
- ⑩ その他防災上必要なもの

(2) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれのある場合は必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

- ① 気象観測機器の整備
- ② 警戒発令基準を地域気象条件等により定める。
- ③ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ④ 災害応急復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画をたてる。
- ⑤ 職員の非常召集計画及び訓練計画をたてる。

第7節 学校施設防災計画

担 当	教育対策部

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、ひさし等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講じる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

避難所として位置づけられた学校等の施設については、周辺住民を収容することを想定し、教育施設としての機能を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 避難所としての運営方法

避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等、男女や性的マイノリティの視点等に配慮するものとする。

4 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講じる。

第8節 社会福祉施設防災計画

担 当	市民サービス対策部

市内の社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、各施設において、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を行う。また、防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけるようにする。

また、水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、本計画に記載された社会福祉施設等では、水害又は土砂災害に対応した避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施が義務付けられている。

1 短期計画

(1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底する。また、施設が浸水した場合や土砂災害等の風水害の発生も想定し、他施設への誘導についても検討を行い、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火・防災管理体制の整備に努める。

この場合、災害発生時に自力避難が困難な者に対する避難・救出を想定するなど、施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう留意するとともに、地域の防災関係機関の協力を得て実施するよう努めること。

- (2) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

2 長期計画

新規に施設を建設する場合には、災害時避難対策や耐震構造に十分に配慮し、建設を行うものとする。

老朽化が進んでいる社会福祉施設は、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

第9節 文化財防災計画

担 当	教育対策部・乙訓消防組合

貴重な国民的財産である文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の災害を防止することが不可欠である。このため、災害の予防に重点をおくものとし、万一の災害に際しては、的確な対応ができるよう防災設備の設置を推進するものとする。

1 建造物

(1) 短期計画

防災施設整備の対象として、文化財に対する防災設備の設置促進に努めるとともに、定期的に点検整備を実施し、良好な維持管理を行うよう所有者に対し、指導・助言を行う。

その際、社寺などの歴史的景観等を損なうことのないよう、外観、位置にも十分な考慮を払いつつ計画を進める。

(2) 長期計画

消火設備及び避雷設備等の設置についても、所有者の意向を踏まえながら推進指導する。また、防災設備の日常の保守義務に対しても、補助金を適切に交付するなどして、万一の際に的確な作動するように万全を期す。

2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む。）

(1) 短期計画

防災施設整備の対象として、各種防災設備の未設置文化財を対象としてその設置を指導するとともに、既設の防災設備の日常的な点検及び不良個所の修理等図るよう指導する。

有形民俗文化財については、上記に準じて実施する。

(2) 長期計画

収蔵庫の設置が適当でないような事情（信仰上、景観上、用地上）がある場合には、状況に応じ耐火構造や耐震構造を有する建築物としての整備を行うなど適切な措置を講じる。

有形民俗文化財については、上述に準じて実施する。

3 史跡、名勝、天然記念物

市内の史跡、名勝、天然記念物の防災については、建造物防災に準じた方針に基づき対策を進める。

4 文化財保護対策

(1) 短期計画

- ① 文化財の所有者又は管理団体に対する防災の意識、災害時における防災の方法等文化財の防災措置を徹底する。
- ② 日常的な点検を徹底し、柱や梁の老朽化や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに修理する。
- ③ 災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画を作成する。
- ④ 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制を充実させる。
- ⑤ 消防用設備等の防災施設を設置する。法的に設置が義務づけられているもののほか、建築規模・構造等を考慮した上、必要な設備の設置を指導する。
- ⑥ 文化財の周辺をたき火又は喫煙制限区域に指定し、出火防止の徹底を指導する。
- ⑦ 1月26日の「文化財防火デー」（法隆寺の壁画が炎上した日）を中心に地域住民に対する文化財愛護思想の高揚を図るための啓発活動を展開する。
- ⑧ 消防関係機関等の文化財の防火に関係のある機関との連絡、協力体制を確立する。

(2) 長期計画

- ① 屋根については、文化財保護上支障のない範囲に軽量化を指導する。
- ② 大規模修理等の際に、伝統的補強工法を含め防火・耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

第10節 河川・ため池等の整備計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

1 河川・ため池・貯水施設の整備

(1) 短期計画

- ① 河川及び水路、ため池に関し、防災調査計画(第4章1節)に基づき、定期パトロールを実施する。
- ② 農業用及びその他のため池の、特に老朽化等により危険なものについては、洪水吐及び堤体等の整備、補強に努めるとともに、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等を行う。

(2) 長期計画

市が管理する河川はないが、水防法第14条に基づき、指定されている淀川水系桂川の浸水想定区域が本市域に及ぶことから、国・府とともに、河川環境の整備に努めるとともに、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。

また、災害による堤防の破堤等による出水を防止するため、農業用ため池の計画的な改修整備を促進する。

第 1 1 節 災害通信整備計画

担 当	乙訓消防組合・事務局

災害時には、各種予・警報等の情報量が飛躍的に増大する。このため、情報伝達が円滑かつ迅速に行えるよう通信設備の整備に努めるための計画とする。

1 有線通信施設

災害時に備え、機器の転倒防止、予備電源の確保を図るとともに機器配線等の点検整備を定期的に行うものとする。

2 通信途絶時における措置

(1) デジタル防災無線の活用

防災行政無線等を利用するとともに、自動起動機と連携させたデジタルMCA無線を活用することで、Jアラート（全国瞬時警報システム）の発信した気象警報等を、避難所となる施設等へ円滑に伝達することができるよう、市内公共施設へのデジタルMCA無線の配備を進める。

(2) 非常用無線通信網の利用

京都府庁への通信については、非常無線通信網（第3編 第1章 第3節 第1「2通信体制」参照）を利用することとなるので、京都地区非常無線通信協議会が実施する通信訓練等を通じて関係機関との連携強化に努めるものとする。

3 エリアメール・緊急速報メール・防災情報お知らせメールの活用

市は、市民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メール・防災情報お知らせメールを活用する。

4 京都府防災行政無線

災害時における京都府及びその出先機関並びに関係機関との通信は、京都府衛星通信系防災情報システムを活用する。

5 無線従事者の養成

無線局の運用を円滑に実施するため、無線技師の養成に努める。

第 1 2 節 資材・機材等の整備点検計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害対策の円滑を図るための必要な資材、機材等整備充実に努め、有効適切に活用できるよう整備点検するための計画とする。

1 整備点検

- (1) 通行の支障となる障害物の除去などの道路復旧作業を迅速に行い、早期に通行を確保するため、道路防災倉庫において、道路防災資機材を一元管理するものとする。
- (2) 風水害発生時における道路冠水などの復旧を迅速に行い、早期に道路の通行を確保するため、風水害資機材倉庫において、風水害にかかわる資材類を一元管理するものとする。
- (3) 応急対策活動を円滑にするため、資材、機材を定期的に点検整備するものとする。
- (4) 社会情勢にかんがみ、常に科学的に進歩した資材、機材の補充整備に努めるものとする。
- (5) 必要に応じ資材、機材を貸し出した場合は、その所在、数量等を明確にするため帳簿等に記載するものとする。
- (6) 災害の状況に応じ、速やかに資材、機材等が補充できる調達方法を樹立して、万全を期するものとする。

第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 市民等に対する防災知識の普及対策

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

防災対策は、市をはじめとする防災関係機関の努力だけでは、実効が上がるものではない。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る「責務」を自覚し、防災技術を身につけることが基本である。

市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、災害発生時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 町内会等、その他各種組織に働きかけて、自主防火防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 京都府及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識向上を図り、災害発生に備える。
- (4) 町内会等の防火防災活動を高めるため、防火防災器具の購入費用補助制度の普及に努める。
- (5) 発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備が図られるよう普及に努める。
- (6) 3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策の普及に努める。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 普及させるべき防災知識の内容
 - ① 災害の種類・特質等
火災・地震・風水害・土砂災害等
 - ② 発災時のための準備
食料・飲料水・非常持出品の準備
 - ③ 避難と避難誘導
緊急避難、避難心得、携帯品等
 - ④ 救助・救急
救助に役立つ小物のいろいろ、救護知識、応急手当の知識等
 - ⑤ 住宅の耐震対策

家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対策

- ⑥ ブロック塀・門柱対策
ブロック塀・門柱の耐震構造化の基礎知識、崩壊防止
- ⑦ コミュニティの形成
近所づきあい・助け合いと奉仕（ボランティア）の心がかよう町内会づくり
- ⑧ 防火対策
防火心得、初期消火、住宅用火災警報器の設置
- ⑨ 戸外の危険対策
電線・ブロック塀・門柱・落下物・橋等
- ⑩ 要配慮者対策
高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等
- ⑪ 旅行先での防災
ホテル、旅館、観光地
- ⑫ 災害の継承
郷土の災害史や災害体験談などの共有・継承
- ⑬ その他

3 防災知識普及の媒体

防災知識の普及を、次の媒体を用いて努める。

- (1) 広報誌・ホームページ
防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報誌・ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。
- (2) 防災マップ
大雨や台風時に予想される土砂災害や洪水災害など、あらかじめ想定した災害を、避難所・危険箇所・防災機関(警察, 消防, 市役所等)などの関連情報とともに表した防災マップを、家庭や地域での避難体制作りや危険の回避など、自主防災活動を支援することを目的に配布する。
- (3) 防災パンフレットの配布
防災関係機関は、機会あるごとに防災啓発パンフレットを作成し、市民に配布する。
- (4) ビデオ等の利用
市所有のビデオ、映画フィルム等を、各種団体の会合時に上映して、防災知識の普及を図る。
- (5) 新聞・テレビの利用
災害予防に関し、特に必要な事項等については、随時新聞等報道機関を通じて防災知識の普及に努める。
- (6) 広報車等による周知の徹底
広報車、消防車等の巡回により、重点的に防災知識の徹底を図る。
- (7) 防災イベント
防災の日（防災週間）・防災とボランティアの日・火災予防運動期間・市民防災の日・水防月間（5月）、土砂災害防止月間（6月）などに、防火・防災関係イベントや講習会、説明会等を開催し、それら行事を通じ、防災知識の普及に努める。
- (8) その他
防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識の普及に努めるなど、必要に応じ効果的な方法により知識の向上を図る。

4 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命尊重の精神を培うための教育を推進する。

また、非常災害に備えて、学校においては、乙訓消防組合等との協力のもと、児童生徒、教職員等の生命や身体の安全確保を図るため、校舎、設備の保全を図るとともに、定期的に各種避難訓練や学習会等を実施する。

(1) 児童生徒等に対する教育

災害時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識のかん養及び応急手当等の技能の向上を図る。

(3) 避難訓練の充実

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童生徒に対する訓練を定期的に行う。

(4) その他、必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し実施する。

5 家庭での災害教育

(1) 家庭での防災対策の推進

① 風水害による人的被害等を軽減するために、平常時から各家庭において、防災対策をたてるよう町内会、女性の会、自主防火防災組織等を通じて浸透させる。

② 家庭については、消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

(2) 家庭での備蓄の推進

① 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を求める。

② 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

6 職員に対する防災教育

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施を検討する。また、向日市地域防災計画が的確有効に活用されるよう、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

(1) 平常時の心構え

(2) 市の災害対策活動について

① 災害対策活動の概要

② 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え

③ 災害時の役割の分担

④ 災害時の指揮系統の確立

⑤ 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

⑥ 発災時、平常業務にない活動への取組み方について

(3) 災害知識について

① 風水害等の基礎知識

- ② 災害に対する地域の危険性
- ③ 災害情報等

(4) 実働マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

なお、実働マニュアルは、防災計画に従って各対策部において作成する。

(5) 普及・啓発の方法

① 職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施する。

② 訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。

7 社会教育等を通じた防災知識の普及

- (1) 社会教育施設における講座等を通じて実施する。
- (2) 社会教育関係団体への防災に関する知識の普及

8 事業所等における防災

- (1) 各事業所において、防災計画や事業継続計画を樹立し、防災関係機関と調整を図り、防災に万全を期するよう努めるものとする。
- (2) 防災訓練、学習を定期的実施するものとする。
- (3) 防災関係機関の要請に積極的に協力するものとする。

9 防災訓練を通じた市民の防災意識の高揚

災害時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

災害発生時に素早く行動が起こせるよう、防災訓練の充実を図り、常日頃から災害に対する心構えを身につけておくことが重要である。そのため、市民参加型の総合防災訓練を行うとともに、各地域においても、年1回以上防災訓練を行うよう指導し、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

第2節 防災訓練・調査(パトロール)計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

市職員は、災害時、その中枢組織である災害対策本部に所属し、一刻を争う状況におかれるにも係わらず、その多くは、分担する事務が平常時と大きく異なり、かつ、異常事態下におかれる

ため、円滑な災害応急対策活動を欠くおそれがある。

大災害の場合を想定すると、住民の役割が極めて大きいこと、協定市町村等の応援を受けること、これらと防災関係機関及び災害対策本部との連携又は協調が欠かせないこと等を勘案し、向日市は、大規模災害を想定した防災訓練を実施し、非常事態に備えるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 防災訓練計画

(1) 防災訓練

向日市防災会議は、防災関係機関との相互連携のもと、市民参加の現実に即した防災訓練を実施する。

(2) 各機関実施の訓練

水防訓練、消防訓練、学校等における訓練、病院、福祉施設等

(3) 災害種類別訓練

風水害、火災、土砂災害、地震、その他

(4) 機能別訓練

- ① 非常参集訓練
- ② 情報訓練
- ③ 道路防災訓練
- ④ 緊急輸送訓練
- ⑤ 応援要請訓練
- ⑥ 避難訓練
- ⑦ 配送拠点防災訓練
- ⑧ 救護訓練
- ⑨ 衛生・防疫訓練
- ⑩ 上水道及び下水道防災訓練
- ⑪ 清掃防災訓練
- ⑫ 土砂災害等防災訓練
- ⑬ 学校等防災訓練
- ⑭ 要配慮者救急救助訓練
- ⑮ 自主防火防災組織等防災訓練

(5) 地域別訓練

地域特性に応じた地域別の訓練を実施する。

(6) 訓練参加者

- ① 市職員
- ② 関係機関職員
- ③ 協定市町村
- ④ 協定関係機関
- ⑤ 住民（自治会・自主防火防災組織・民間諸団体等）
- ⑥ 企業（自衛消防組織）

2 調査（パトロール）計画

(1) 計画の方針

市内における河川、ため池、山崩れ及び土木工事中の現場等災害時において危険が予測される場所の調査及び火災予防査察等を行い、災害の予防対策を図る。

【河川、土砂災害の重点パトロール箇所】

河 川	小畑川、寺戸川、石田川等
た め 池	はりこ池、新池、主池、ハマリ池、青屋池、バッチ池、大池、須大寺池、弁天池、行者池
山 崩 れ 急傾斜地	物集女町出口、物集女町北ノ口、物集女町中海道、物集女町長野、寺戸町芝山、寺戸町大牧、寺戸町西野、寺戸町天狗塚、向日町南山、向日町北山
土 石 流	物集女町北ノ口

(2) 計画の内容

① 合同パトロール

京都府地域防災計画に基づき、関係機関とともに、年1回パトロールを実施するものとする。

② その他の調査

各施設管理者の自主的な定期調査及び火災予防査察並びに災害多発期の事前調査を行い、災害の予防を図るものとする。

(3) 調査記録等

調査結果に基づき、危険箇所台帳を整備し調査事項を記録するとともに、調査の結果安全対策を必要とする事項については、施設等の管理者にその対策を指示するものとする。

第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画

担 当	乙訓消防組合・事務局

自治会・町内会を基本として、自主防災組織を結成する。市は、積極的に自主防災組織の育成に取り組む。なお、その際、女性の参加の促進、地域の消防団、事業所等により組織されている自衛消防組織等、防災機関との連携に努めるものとする。

1 市民の防災意識の向上と自主防火防災組織の形成・強化

(1) 短期計画

① 自主防火防災組織の形成促進

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の促進を図る。

② 自主防火防災組織の防災活動の内容

自主防火防災組織の防災活動としては、次の活動があげられる。

ア 平常時の活動：災害予防対策

(ア) 自分のまち意識の高揚

(イ) まちは自分達で守る意識の定着

(ウ) 自らの防災知識・技術の習得

(エ) 地域住民に対する防災知識・技術、防災情報の入手の普及啓発活動

- (オ) 市の行う防災活動への参加・協力
 - (カ) 地域住民の行う防災活動への参加・協力・指導
 - (キ) 防災訓練の実施又は参加
 - (ク) 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
 - (ケ) 地域内の危険箇所の調査・把握及び安全点検の実施
 - (コ) 自主的に早めの避難行動を行うための目安設定、指定緊急避難場所までたどり着けない場合の次善の避難場所の設定及び取るべき避難行動を時系列で整理したタイムラインの作成
 - (サ) 自主防火防災組織相互間の連携
 - (シ) 防災用資機材の整備・点検
 - (ス) 防災に関する調査、研究
 - (セ) 防災計画の作成に関すること。
 - (ソ) その他災害予防に関すること。
- イ 災害時の活動
- (ア) 災害に対する警戒活動
 - (イ) 出火防止・初期消火活動
 - (ウ) 浸水排除
 - (エ) 地域内の災害情報（含危険箇所）・被害情報の収集・伝達の協力
 - (オ) 負傷者の救出・応急手当・搬送
 - (カ) 避難指示の場合の市民への伝達、避難あとの確認等
 - (キ) 避難誘導・避難所の開設と運営
 - (ク) 避難所に収容されていない被害者への救援活動
 - (ケ) 給水、炊き出し、給食、生活必需品等の配送、配給等の実施
 - (コ) 救援物資の早急な分類と分配
 - (サ) その他災害応急対策活動に関すること。

2 自主防火防災組織の設置育成

(1) 設置育成の基本原則

自主防火防災組織の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則とし、地域住民の理解と協力を得ながら効率的に推進していくものとする。

(2) 育成指導

自主防火防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し、推進を図る。

(3) 他組織等の連携

- ① 自主防火防災組織間の連携を促進する。
- ② ボランティア等他の組織との連携を促進する。

(4) 設置指導

自主防火防災組織の設置について、おおむね次のような組織となるよう指導する。

① 規模

自主防火防災組織（以下「組織」という。）は、地域住民がおおむね10戸以上の世帯で組織するものとする。

② 名称

組織の名称は、原則としてそれぞれの町内会名を冠し、〇〇自主防火防災会とする。

③ 役員

組織には、会長、副会長、その他の役員をおくものとする。

④ 事業

⑤ 規約

組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておくものとする。

⑥ 防災計画

組織は、地震、風水害、火災、土砂災害、その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、被害を防止・軽減又は火災その他の災害の予防を図るため、防災計画を協議するものとする。

⑦ 助成

組織の育成及び円滑な防災活動の推進を図るため、市は、必要な防災用資機材等を予算の範囲内において、次の規則、要綱で定める補助金等を交付するものとする。

ア 向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業補助規則

イ 向日市浸水防除に係る資機材貸与及び活動費助成要綱

3 地区防災計画の作成

自主防災組織を形成する市内の自治会及び町内会や事業所を有する事業者は、地域の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として向日市防災会議に提案することができる。

向日市防災会議は、自主防災組織や事業者等から地区防災計画を位置づけるよう、提案を受けたときには、防災会議において審議し、必要があると認めるときには、向日市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

4 特に配慮を必要とする人への協力体制

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など特に配慮を必要とする人は、災害時に自分一人で避難するのは難しく、地域住民、自主防災組織の協力を必要とする。また、避難所等での生活においても、同様に周りの人達の協力が欠かせない。

発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備を図る。また、府の健康福祉部局と連携して支援体制を整備する。

5 施設の自衛消防計画

(1) 短期計画

① 計画の方針

公衆の出入りする場所、多数の者の勤務する場所、危険物を製造・貯蔵若しくは取り扱いする施設等において、その施設の代表者及び責任者が施設の自衛消防組織を編成し、自衛消防活動を実施するための方針を定める。

なお、消防法に基づく消防計画、予防規程等の計画を作成している施設は、この計画に適合していることと見なす。

② 対象施設

ア 工場、学校、マーケット等その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物で、消防法施行令で定めるもの

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇物等を製造、貯蔵、保管及び取り扱う施設

③ 施設の自衛消防計画の策定指導

消防法第8条の規定により「消防計画」を作成する事業所並びに地域の安全と密接な関連がある事業所は、災害の未然防止に努め、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大防止に努める必要がある。このため、各事業所において、自衛消防組織を編成し、事業所内における安全確保のほか、地域の消防団とも密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう指導する。

④ 他組織との連携

ア 他の自衛消防組織間の連携を促進する。

イ ボランティア等他の組織との連携を促進する。

第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画

担 当	市民サービス対策部

災害発生の初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援、避難所の開設・運営等に極めて有効である。

ボランティアは、基本的には自主的任意活動であるので、個人の意志により活動のあり方が異なるものである。しかし、組織化により意図の形成も可能となることから、京都府の行う災害ボランティア制度に協力して、災害の場合に備えるものとする。

ボランティア組織には、ソーシャルネットワークサービスによる全国的な組織化を進めているものもあり、提供できる技能等も多岐にわたっている。

このような状況の中で、近年急速に台頭したボランティア活動の気運を定着させるためにも、ボランティア活動の性格や特徴に合わせた受入れ体制を計画する。

1 短期計画

(1) ボランティアの育成

ボランティアの防災的育成を行うため、次のことを行う。

- ① 市において、ボランティアのための部署を定める。
- ② 京都府が設置する災害ボランティア協議会が行う専門ボランティアの事前登録や、派遣等の活動に協力し、併せて災害時の場合の活用手続き等を明確にしておく。
- ③ 災害発生時において、社会福祉協議会の設置する災害ボランティアセンターの機能の充実に協力し、併せて市域のボランティア活動を掌握し、組織化可能なものはこれを促進し、組織間相互の関係を深めることに努める。
- ④ ボランティアリーダーやアドバイザーの育成を図る。
- ⑤ 平常時、防災に関する協力をボランティア組織を通じ依頼するとともに、一般ボランティアには、広報等により随時依頼する。
- ⑥ ボランティアに防災教育を行う。
- ⑦ 災害発生時の対応方針を、あらかじめ相互に検討し、徹底を目指す。

- ⑧ 市域のボランティアが、市外等のボランティアのためのボランティアコーナーの運営等を行うことを、あらかじめ依頼しておく。
- ⑨ 災害発生時ボランティアに協力を依頼すべき事項を明確にしておく。
- (2) 災害ボランティアに関する啓発
 - ① 住民に対し防災知識の普及に当たるとともに、災害ボランティア活動の意義等についても啓発を進める。
 - ② 京都府の行うボランティア休暇制度の導入等ボランティア活動に参加しやすい条件整備を図るため、市においても雇用主等の理解が得られるよう努める。
- (3) 災害発生時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項
 - ① ボランティアコーナーの支援又は運営
 - ② 救急救助活動
 - ③ 救援物資管理等の支援：受入れ、運搬、分類、在庫整理、配送、分配等
 - ④ 給水活動支援：配送、給水管理事務等
 - ⑤ 自宅避難者等の支援：給食、給水、物資の分配
 - ⑥ 避難所の支援：物資の分配、避難者リストの作成、運営等
 - ⑦ 要配慮者の救済と支援：介助等
 - ⑧ 清掃作業：避難所、被災地域、ボランティアセンター、病院
 - ⑨ 各種専門技能による支援：医療関係者、各種カウンセラー、マッサージ師、保健師、教育・保育・事務関係者、自動車運転手、各種機器の修理要員等
- (4) 他組織との連携
 - ① ボランティア各組織との連携を促進する。
 - ② ボランティア以外の自主防火防災組織等との連携を促進する。

第5節 要配慮者対策計画

担 当	市民サービス対策部

1 計画の目的

災害発生時においては、高齢者や障がい者等の方のうち、災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する方（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に被害が集中するおそれがある。

このような避難行動要支援者に対して、その状態、程度に応じたきめ細かな支援を行うために整備すべき体制を定める。

2 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

(1) 「避難行動要支援者名簿」の作成

市民サービス対策部は、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者のリスト（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、区・自治会、民生委員、消防機関、警察、市社会福祉協議会等関係機関に提供する。

(2) 「避難行動要支援者名簿」に記載する個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する個人情報は、次に掲げる事項とする

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由等

(3) 「避難行動要支援者名簿」の作成、更新及び回収

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、要介護認定等の福祉情報及び住民基本台帳データを利用することとし、更新及び回収に関しては、避難行動要支援者の実態を的確に把握し名簿を更新し、更新前の名簿については回収のうえ、適正に処分する。

(4) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援については、自主防災組織等の地域団体や、民生委員・児童委員等（以下「避難支援等関係者」という。）が行うものとする。

(5) 「避難行動要支援者名簿」等の提供

災害発生時には、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に避難行動要支援者名簿を提供することとする。

(6) 「避難行動要支援者名簿」の提供に際する情報漏えいの防止

災害発生時に、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供するときは、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿受渡簿の提出を求めるとともに、提供した避難行動要支援者名簿を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは避難行動要支援者名簿を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の避難行動要支援者の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

また、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、避難行動要支援者名簿を提供した避難支援等関係者に活動結果の報告を求めるとともに、避難行動要支援者名簿を回収するものとする。

(7) 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。

なお、情報の提供に当たっては、漏えい防止措置を講じ、適切な情報管理を行う。

(8) 近隣の助け合い体制の推進（自主防災組織等）

自主防災組織等は、避難訓練等の実施を通じ、平常時から近隣の避難行動要支援者の安否確認や避難時の介護などを実施する。

3 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定等

福祉避難所は「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。なお、協定を締結している施設は、【資料編 資料2－6】のとおり。

(2) 福祉避難所の確保

市は、要配慮者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把

握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 福祉避難室の設置

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されるため、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害時要配慮者を優先して、各避難施設の室内に避難誘導する。

その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉避難室として設置し、災害時要配慮者のニーズに応じて割り当てるものとする。

ただし、別に市が福祉避難所を設置した場合は、災害時要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送することとする。

第6節 学校等の防災計画

担 当	教育対策部

1 計画の方針

学校等においては、災害時の安全確保の方策、日常の安全指導体制、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講じる。

2 防災体制の整備

(1) 各学校等においては、災害の発生に備えて、教職員等の安全意識を高め、適切な安全指導及び施設・設備等の管理を行うため次の措置を講じておく。

① 児童生徒等の避難訓練、災害時対応の事前指導、職員の発災時別の対応方策、保護者との連絡、児童生徒等の引き渡し方法等をマニュアルとして整備し、その周知を図る。

② 市の学校等所管部局及び防災安全課、警察署、消防署（団）等による情報連絡体制の整備を図る。

③ 勤務時間外における所属職員への連絡先や、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

④ 施設・設備の被害状況の点検や非常時対応方策について整備する。

(2) 学校等の防災計画の作成については、学校等が避難所となった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、関係機関と連携しつつ、適切な計画を立てる。

(3) 対応マニュアルの作成については、発災時別の避難、保護者への引き渡し又は学校等での保護方策等、児童生徒等の安全確保が適切に行われるものとなる内容とし、その内容の関係者への周知の徹底を図る。

第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 防災組織の整備計画

担 当	乙訓消防組合・事務局

向日市、防災関係機関、市民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

1 短期計画

(1) 向日市

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。設置した場合、その機能が十分発揮できるよう各組織の構成員は、日頃より各々の職務内容・手順の把握に努めるものとする。

① 向日市防災会議

ア 設置の根拠等

向日市防災会議は、災害対策基本法第16条第1項を根拠として設置され、その内容は、向日市防災会議条例に定められている。

イ 所掌事務

(ア) 向日市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(イ) 本市に係る災害が発生した場合において、災害に関する情報を収集し、その対策を講じること。

(ウ) その他法律又はこれに基づく政令により定められたその権限に属する事務

ウ 組織

向日市防災会議は、「向日市防災会議条例」【資料編 資料1-1】のとおり組織する。

② 向日市災害対策本部及び災害警戒本部

ア 設置の根拠等

向日市災害対策本部及び災害警戒本部は、災害対策基本法第23条の2を根拠として設置され、その内容は、向日市災害対策本部条例等に定められている。

また、災害対策本部設置以前の体制として災害警戒本部を設置する。

イ 所掌事務

向日市地域防災計画の定めるところにより、市域の災害予防及び応急対策を実施する。

ウ 組織

向日市災害対策本部及び災害警戒本部の組織については、第3編 第1章 第2節「組織及び動員」に定める。

(2) 防災関係機関

市域を所管する又は市内にある「京都府の機関」、「指定地方行政機関」、「自衛隊」、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」及び「公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」等の防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、向日市地域防災計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めるものとする。

第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画

担 当	事務局

突発的な災害発生の場合、災害対策本部がとるべき対策を緊急に明らかにするため、情報を収集し、連絡、伝達するよう、あらかじめ備えておく。

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 短期計画

① 情報収集体制

24時間体制を敷き、突発的な災害発生の場合に備え、万全を期すものとする。

② 情報伝達体制

ア 災害が発生した場合、直ちに市長に連絡を取り、災害対策本部の設置及び配置体制の指示を要請することとする。

イ その場合の情報伝達体制は、第3編 第1章 第3節「情報収集・伝達」による。

2 災害情報・伝達処理要員の育成

(1) 短期計画

① 要員の育成

大災害が発生した場合、災害及び被災等の状況を緊急かつ的確に把握し、緊急に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域を把握し、あるいはこれらを伝達するため、情報要員の育成を図る。

② 把握すべき情報等

災害時、災害応急対策活動において、重点的に行うべき活動又は地域を把握するため必要な情報等は、次のとおりである。

ア 災害情報

イ 二次災害の危険情報

ウ 職員参集情報

エ 市民との情報の連携

オ 被害の抽出調査による全体像（応急情報用）

カ 現地調査

キ 電話による問い合わせ調査

ク 収集情報から重点的に行うべき活動の種類、又は活動すべき地域

3 災害情報通信設備整備計画

災害予防及び災害応急対策に関する通信連絡の迅速かつ円滑化を図るため、防災行政無線、消防無線等、通信設備の整備に努める。また、有線通信手段が途絶した場合でも、災害情報の伝達、地域の被害状況を把握するため、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

災害通信網は、一般加入電話による通信を原則とするが、有線通信設備が使用できなくなった場合は、消防、警察等の無線設備を利用する。

(1) 通信設備の整備

① 短期計画

ア 一般加入電話

老朽設備の取り替えを行うとともに、専用電話の新設等の整備に努める。

イ 無線通信設備

携帯電話の導入に努める。

ウ アマチュア無線

総務大臣は、電波法第74条に基づき、災害その他非常の事態が発生又は発生するおそれのある場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な「非常無線」を発動するとともに、市は、緊急時通信の一般回線が途絶えた場合、アマチュア無線の協力を要請する。

② 長期計画

ア 無線通信設備

災害時における情報伝達の充実を図るため、防災行政無線等の整備に努める。また、災害時における有線通信設備の途絶に備え、関係機関、企業及びアマチュアが所有する無線通信設備の利用等の協力をあらかじめ依頼する。

災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合、無線通信設備を優先利用するため、京都地区非常無線通信協議会に依頼する。

また、無線局の運用を円滑に実施するため、無線技師の養成に努める。

イ 予備電源等の設置及び整備

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信設備を有する機関は、発動発電機等の設置を図る。

(2) 通信設備の災害予防

① 短期計画

ア 機器の転倒防止

災害による通信設備の被害を防止するため、それらの転倒防止等、日頃より必要な措置を講じるものとする。

イ 定期点検等

突発的な災害に備えて、何時でも使用できるよう定期点検を行う。

第3節 救急・救助・医療救護体制の整備計画

担 当	市民サービス対策部・乙訓消防組合

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、向日市は、乙訓消防組合等関係機関と連携し、救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、市民の協力のもと、救急救護体制の整備に努める。

1 救急・救助体制の整備

(1) 短期計画

① 救急・救助体制の整備

向日市においては、乙訓消防組合等と、災害時に多発するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急・救助体制の充実強化を図る。

② 救急資機材

円滑な救急救助活動が実施できるよう救急救助資機材の備蓄に努める。

③ 救急医療情報通信体制の整備

向日市においては、乙訓消防組合・救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能の整備に努める。

④ 要配慮者に対する救護体制の整備

災害時に機敏に行動することが困難と認められる、在宅要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会（区）、ボランティア、事業所自衛消防組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救護体制の整備に努める。

⑤ 消防団の救急救助活動能力向上の推進

向日市は、向日市消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、当該活動能力の向上に努める。

⑥ 医師会・医療機関による救急救護体制の整備

ア 救護体制の整備

大災害が発生した場合、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小し、その上、倒壊家屋の下敷きとなって多数の負傷者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ一般社団法人乙訓医師会、日本赤十字社及び医療関係機関の協力を要請し、救護体制の確立に努めるものとする。

イ 救護所の設置

災害の状況に応じた現地救護所の設置について検討するとともに、乙訓保健所、一般社団法人乙訓医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制を整える。

ウ 協力の要請

大災害が発生し、市、乙訓医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、京都府、近隣市町村、日本赤十字社等に協力を要請するものとする。

エ 搬送手段の確保

救護班のトリアージ（負傷程度の分別）により医療施設に搬送を要する重症患者等の搬送手段の確保に努めるものとし、次の事項について検討する。

(7) 負傷者多数の場合の搬送基準の策定

(イ) 市職員による傷病者の搬送

オ 医療資機材等の備蓄

災害発生時の、緊急を要する医療資機材等の備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図れるようにしておくとともに、不足が見込まれる場合に備え、京都府、近隣市町村等に協力要請が行えるようにしておく。

(2) 長期計画

① 市民による救急協力

大災害が発生した場合には、落下物の直撃、倒壊家屋・転倒物の下敷き等により多数の負傷者が発生し、これと同時に多発火災が発生すると、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想されるため、下記の事項について検討し、市民自らが自発的に応急手当ができる環境づくりを進めるものとする。

ア 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

イ 自主防火防災組織、自治会、ボランティア、各種団体、市民等への救急活動の協力依頼

② こころのケア支援

市は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等のこころのケア対策に

ついて、府及び関係機関と連携を図り、また、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、心理職等の専門家と連携したこころのケア支援施策を図る。

第4節 避難計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局

災害発生時において、多数の避難者が予想されるため、これらの人々を収容する避難所の整備を図るものとする。

1 避難所等の指定

(1) 避難所の種類

災害発生の場合の避難所は、一時避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所とする。

避難施設一覧は【資料編 資料2-6】のとおり。

(2) 避難所の指定

① 一時避難場所

火災や家屋倒壊の危険を避けられる、屋外の公園を指定する。

② 指定緊急避難場所

当該施設が地震に対して安全な構造であり、その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない施設を指定する。

③ 指定避難所

長期にわたる避難生活を前提とした避難所であり、原則として小・中学校を指定する。

なお、「向日市防災協力農地登録制度実施要綱」【資料編 資料1-45】を適用し、防災協力農地を仮設住宅建設用地等に使用することを所有者に対し要請する。

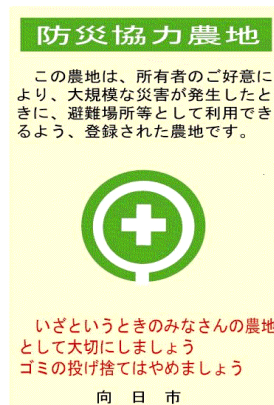
④ 福祉避難所

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がユニバーサルデザイン化され、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である福祉避難所の確保に努める。

⑤ 避難所及び防災協力農地表示看板：避難場所の標識を設置する場合は、日本工業規格（JIS）に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示する。また、防災協力農地には、下図の看板を立てる。



【避難所】



【防災協力農地】

【防災協力農地】

地区登録	登録件数	市街化区域		市街化調整区域		面 積
		生産緑地	宅地化農地	農用地	その他	
物集女町	33	0	1	32	0	425.6a
寺戸町	26	9	0	17	0	353.9a
森本町	10	1	0	9	0	126.7a
鶏冠井町	18	1	0	17	0	227.8a
上植野町	50	7	0	43	0	463.4a
市 外	2	0	0	2	0	37.2a
合 計	139	18	1	120	0	1,634.6a

(令和7年3月現在)

⑥ 避難所が不足する場合

避難者が多く、指定避難所で避難者を収容しきれない場合は、市の公共施設を開放して避難所とする。

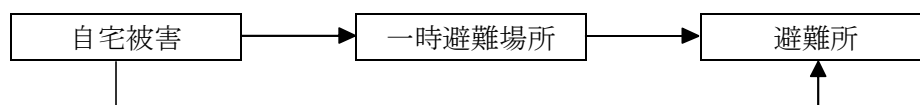
市以外のものが管理する公共施設は、本部長が当該管理者に要請して避難者収容施設とし、神社、寺院、民間施設等は、市が要請し、避難者収容施設に利用可能なものをこれにあてる。

⑦ 屋外施設の場合

屋外施設の場合は、テント等を手配し、収容施設とする。

⑧ 避 難

災害時の避難は、次の通りとする。



2 施設・設備・物資の備蓄

避難所において、災害時要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。

3 避難所の整備

(1) 短期計画

① 水の確保

井戸の整備を図り、避難者収容者の飲料水や生活用水及び火災発生時の消火用水としての整備を図る。

② 避難所の安全性等の確保

避難所の安全性等を確保するため、次の調査を行い、問題のあるものから順次整備を行って、安全性の確保に努める。

ア 避難所建築物の安全性

(ア) 建物の耐震性

(イ) 延焼の危険性

(ウ) 浸水の危険性

(エ) 液状化の危険性

(オ) 土砂災害の危険性

イ 避難所の敷地内の安全性等

(ア) ブロック塀・門柱等の危険性

- (イ) 入口の条件（方向の妥当性・間口の広さ）
- (ウ) 収容に有効な面積・建物
- (エ) 給水・給食施設
- (オ) 防災備蓄倉庫設備の有無
- (カ) 耐震性貯水槽
- (キ) 通信施設の整備
- (ク) トイレ等の整備
- (ケ) 防火樹の植栽

ウ 避難所周辺部の安全性

- (ア) 木造住宅密集地、危険物施設等、火災の危険性、土砂災害等の危険性
- (イ) ブロック塀・門柱等の危険性
- (ウ) 避難路の所在

③ 水の確保

飲料水、防火用水を確保するため、耐震性貯水槽の整備を検討する。

4 避難所周辺の整備

(1) 長期計画

- ① 木造住宅市街地については、避難所周辺の建物の不燃化を推進する。
- ② ブロック塀等は、生け垣やフェンスへの転換を推進するよう市民広報に努めるとともに、公共性の高いものから転換を促進する。

5 避難路等の整備

大災害発生時、避難のための道路は避難者にとって不可欠であるため、その安全性の確保と避難所等と結ぶネットワーク化も重要である。

特に、公園・広場等の一時避難場所と学校等の避難所とを結ぶ道路は、避難のための重要な道路であるので、次の避難路等の整備を促進するものとする。

(1) 避難路の条件

避難路は、市民が避難するのに重要な道路で、一時避難場所、避難所又は風水害避難所（台風、集中豪雨時などに避難する施設）を連絡するものであり、次の条件を満たすものとする。

- ① 幅員が10メートル以上あること。
- ② 危険物施設による出火・爆発等の危険がないこと。
- ③ 浸水等により通行不能になるおそれがないこと。
- ④ 避難路は、平行して複数の道路を選定し、多重化に努める。
- ⑤ 避難誘導を円滑に行うため、避難所周辺に避難標識及び避難誘導の標識を設置すること。

(2) 市の指定する避難路

次の道路を避難路として指定する。

路 線 名	区 間
府道中山稻荷線	物集女町長野～寺戸町八反田
府道西京高槻線	物集女町坂本（立田）～上植野町吉備寺
府道上久世石見上里線	寺戸町大牧～寺戸町蔵ノ町
府道向日町停車場線	寺戸町西野辺～寺戸町久々相
府道伏見向日線	寺戸町中ノ段～森本町高田（佃）
府道志水西向日停車場線	上植野町吉備寺～上植野町南淀井

市道森本上植野幹線	森本町石田（小柳）～上植野町南淀井（桑原）
市道第2008号線	寺戸町東御泥～寺戸町八ノ坪
市道第2249号線	寺戸町寺田～寺戸町九ノ坪
市道第2248号線	寺戸町九ノ坪～寺戸町寺田
市道第2221号線	寺戸町蔵ノ町～寺戸町修理式
市道第0001号線	寺戸町八反田～寺戸町瓜生
市道第2087号線	寺戸町寺山～寺戸町初田
市道第0002号線	寺戸町久々相～森本町下森本
市道第0057号線	寺戸町初田～森本町四ノ坪
市道第2250号線	寺戸町正田～寺戸町七ノ坪

6 避難体制の整備

避難する場合に備えて、次の点に留意し、自主防火防災組織、町内会、ボランティア、事業所自衛消防組織等に協力を要請し、避難方法の検討を進め、避難体制の整備に努める。

- (1) 避難所運営を円滑に行うため、あらかじめ災害時における対応の申し合わせをし、特に、自主防火防災組織の応援により、開設・運営を効果的に行うこととする。また、広報、防災訓練、地域の話し合いを通じ、地域住民の理解を得ることとする。
- (2) 降雨時の避難の呼びかけは、雨音にさえぎられて聞き取りにくい場合や、避難に応じない人のための対策を検討する。
- (3) 高齢者、障がい者等に対する避難誘導、介助を円滑にするため、日頃から、啓発活動に努めるものとする。
- (4) 観光客、外国人等地理に乏しい者に対する避難誘導の方法をあらかじめ定める。
- (5) 避難所の開設・運営を円滑に行うため、避難所運営マニュアルの整備に努める。
- (6) 適切かつ円滑な避難行動を市民に促すため、指定緊急避難場所への避難に加えて、災害の状況に応じて、近隣の安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」など、避難時の周囲の状況等に応じた避難行動の方法等についての啓発に努める。

7 施設管理体制の整備

施設管理者は、災害時の避難に備えて、施設がすぐ利用できるよう、日ごろより次のことを検討しておく。

- (1) 門、建物の鍵等の保管場所を明確にすること。
- (2) 点検、開設、運営に必要なスイッチ、元栓等の位置等を明確にし、緊急時に備えること。
- (3) 避難所としての利用範囲を明らかにしておくこと。

8 避難所及び避難路の周知

災害時に的確に避難ができるよう、市民に次の方法により避難所及び避難路の周知に努める。

- (1) 広報誌・ホームページに掲載する。
- (2) 避難所を記した防災マップなどを作成し、各戸に配布することにより、避難所の周知徹底を図る。
- (3) 市防災訓練や町内会の訓練等において、周知を図る。
- (4) 避難所付近に避難所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

担 当	市民サービス対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・事務局

市域に大災害が発生した場合、多くの避難者や負傷者が予想されるため、食糧、生活必需品、給水用資機材、医薬品等を備蓄、民間応援協定、広域市町村相互応援協定等により、物資の総合的な確保体制の確立に努める。

その際、災害時要配慮者等のニーズや、被災時の男女や性的マイノリティの視点に立ったニーズの違いに配慮するものとする。

1 物資の備蓄

(1) 短期計画

- ① 災害に備えて食糧、飲料水、生活必需品等を備蓄し災害に備える。
- ② 備蓄物資のうち、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入替えを行う。
- ③ 災害が発生した場合、直ちに使用できるよう、常時点検・整備を実施する。

2 備蓄品

「向日市備蓄計画」に基づき、飲料水、食料、生活必需品等の備蓄を進める。

3 備蓄倉庫等の整備

(1) 長期計画

- ① 避難所として指定した小中学校施設、公民館等に備蓄倉庫の設置を検討する。
- ② 必要な非常用食糧・生活必需品・医療品等のほか各種資機材の備蓄についても検討する。
- ③ 主要な公園には防災倉庫を計画する。

4 相互援助協定等

大災害発生の場合、上記の備蓄物資では、対応できないので、次のことを行う。

(1) 近隣等の市町村との相互援助協定

局地災害に備えた近隣市町、広域災害に備えた府外を含む広域の市町村と、相互に備蓄若しくは物資供給を行うための相互援助協定を結ぶ。

(2) 民間協定

大災害に備えて、関係企業等と協議して協定を結び、在庫の補完を依頼するほか、商品の優先的供給を受けることとする。また、市域の商店に対しては、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からコミュニケーションの強化に努める。

(3) 市民協力

- ① 日頃から市民の防災意識の高揚に努め、また、市民自身が飲料水、食糧、生活必需品等の備蓄を心がけるよう広報を行う。
- ② 食糧、日用品等をバック等に詰めておき、災害時には何時でも非常持ち出しが可能なように広報を行う。
- ③ 大災害時には、被災者への物資抛出の協力を依頼しておく。

第6節 給水拠点等の整備計画

担 当	都市整備対策部

災害により上水道送配水管が被災し、水道配管による給水が不能に陥った場合に備えて、市民の生活給水のための給水拠点をあらかじめ定めておく等、必要な措置を講じる。

1 飲料水の確保及び給水体制の整備

(1) 短期計画

- ① 配水池を常時満水にする。
- ② 予備ポンプ、水道の応急復旧工事に必要な資機材を常備する。
- ③ 避難所へ仮設給水栓を配備する。
- ④ 民間企業と契約し、災害時に飲料水を速やかに確保できるよう備える。

(2) 長期計画

耐震性貯水槽等

地震時に給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、避難所等に耐震性貯水槽等の設置を検討する。

2 給水用資機材等の整備

(1) 短期計画

① 緊急給水体制の整備

医療用水等、緊急に給水を要する施設等を常時把握するとともに、出動体制を整え、緊急事態に備える。

② 給水用資機材の整備

ア 給水車から被災者へ給水する場合に必要なポリタンク、給水袋等の備蓄を推進する。

イ 災害発生時には、業者から調達できるよう協定を締結するなど適切な措置を行う。

③ 協力体制の整備

向日市指定上下水道協同組合加盟業者との協力体制を確立し、災害時の応急給水に対する備えに万全を期す。

第7節 広域応援体制の整備計画

担 当	事務局

市域に大きな災害が発生し、市の防災組織による災害応急活動では対応しきれない場合、他の市町村に対して応援を要請することになる。この場合、局地災害であれば、近隣市町村に応援を要請するものとし、大規模な広域災害の場合は、府外を含めて災害を受けていない遠隔地の市町村に京都府を通じて「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき応援を要請する。

このため、市は、災害時において、府、国、自衛隊、消防機関、他市町村及び民間ボランティアや企業等の応援等を迅速、効果的に受けるため、速やかに応援要請を行うことができるよう、あらかじめ

め受援計画を作成する。

1 広域応援体制

局地型災害に備えた近隣市町村、広域災害に備えた広域の市町村（府外を含む）など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進する。

2 協定すべき内容

協定すべき内容としては、救援物資応援、職員派遣等とし、相手方市町村と協議のうえ定める。

第8節 業務継続計画（BCP）の策定

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害発生時には、災害対応業務を優先的に行なうことが重要であるが、市民の日常生活や様々な社会経済活動に対して支障を及ぼさないためには、許容できる範囲で平常業務を継続させる必要がある。さらに、一日も早い復旧を行なうためには、災害発生後に復旧計画等を作成するのではなく、復旧・復興のためのシナリオをあらかじめ想定しておくことが重要である。

このため、災害時の平常業務及び復旧・復興に係る業務については、平常時から検討して明らかにしておくものとする。

1 市の業務継続計画の策定

大規模な災害等によって、職員、施設及び機器等が被害を受けた場合でも、平常業務を中断させることなく、残存する能力で業務を継続させることが求められる。

このため、災害時においても優先すべき業務を事前に明確にし、代替施設及び職員を選定するなど、災害発生時の業務の対応方法や組織等の確立を図るものとする。また、早期に平常レベルへと行政機能を復旧させることができるよう、平常時から各種データや資料等のバックアップを定期的に行なうよう努めるものとする。

2 防災中枢機能等の確保、充実

市における防災体制上の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・施設の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、必要十分な期間の発電が可能となるような燃料等の備蓄等に努めるものとする。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えたデジタル防災行政無線の活用等、非常用通信手段の確保を図るものとする。

3 各種データの整備保全

災害からの復旧・復興を円滑に行うため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全について検討しておくものとする。

第9節 帰宅困難者対策計画

担 当	事務局

1 計画の方針

帰宅困難者に対応するため市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府や他市町村などの行政機関、輸送機関等と連携を図る。

また、必要に応じて滞在場所の確保等を行うとともに、滞在場所の確保にあたっては、男女や性的マイノリティのニーズの違いや、要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。

2 計画の内容

市は、府、隣接市町村と連携して、帰宅困難者の発生を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

また、帰宅支援のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供や道路情報の提供などの支援を行う。

第10節 車中避難計画

担 当	事務局

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じて体制整備を図る。

さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、府と協力し、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。

なお、住民の屋外避難に当たっては、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第1節 防災調査計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害危険箇所（以下「危険箇所」という。）の調査は、防災関係機関、地域住民その他危険箇所管理者の協力を得て、風水害、火災、土砂災害、地震及びその他二次災害等、あらゆる災害の場合を想定した危険箇所の調査を行い、それぞれの予想される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにするとともにその状況、避難計画を地域住民に周知し、防災意識の高揚を図るものとする。

1 事前調査

防災主管課は、市関係部課等及び防災関係機関から事前に危険箇所調書の提出を求め、集約検討し、危険箇所を把握する。

2 防災パトロール

事前調査により集約検討した危険箇所の合同パトロールを行い、その実態を把握する。

3 対策会議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所の予防、応急、恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、特に危険の著しいものを災害危険箇所とし、地域住民、関係機関に周知する。

(1) 災害の種別

- ① 河 川（記入例－〇〇川溢水による床上床下浸水、〇〇川堤防決壊による…等）
- ② ため池（記入例－〇〇池決壊による、〇〇池漏水による…等）
- ③ 道 路（記入例－〇〇山崩土、落石による〇〇道不通、〇〇道路冠水による不通…等）
- ④ 危険宅地、造成地（記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊…等）
- ⑤ 採石、山砂利採取場（記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響…等）
- ⑥ 地すべり（記入例－隆起、滑動…等）
- ⑦ 急傾斜地（記入例－亀裂、崖面崩壊…等）
- ⑧ 低地浸水（記入例－床上床下浸水…等）
- ⑨ その他

(2) 過去の被災

過去の主要災害を記入する。

(3) 現況及び対策その他

現況及び対策その他は、おおむね次のとおり区分される。

- ① 応急措置・・・災害期を前に実施する応急措置を記入
- ② 当面の措置・・・応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入

- ③ 恒久対策・・・防災工事、河川改修事業等長期対策を記入
- ④ 問題点・・・措置不能等の理由を記入
- ⑤ その他・・・業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

【様式 1】

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予想		過去の被災	避難所等	現況及び対策等
				世帯	人口			

4 災害危険箇所緊急調査体制の整備

(1) 緊急調査員

- ① 災害危険箇所の緊急調査のため、市職員による緊急調査員を定める。
- ② 緊急調査員は、自主防火防災組織、自治会その他民間組織等（以下「自治会等」という）に委嘱することができる。
- ③ 緊急調査等を自治会等に委嘱した場合の要綱は、別に定める。

(2) パトロール

必要に応じパトロールを行い、危険箇所の状況を報告する。

(3) 診断

パトロール等により危険箇所に変化の見られる場合は専門家の診断を受ける。

(4) 災害発生の場合

災害発生の場合、緊急調査員は直ちに被害箇所に急行し、危険の有無を調査の上、報告する。

第2節 消防力の整備方針

担 当	環境産業対策部・乙訓消防組合

災害による同時多発火災の発生に備え、向日市は、乙訓消防組合と連携し、市民の生命、身体及び財産の保護を図るうえから、市域における消防活動を迅速に行うため、平常時に、あらかじめ行うべき消防力の整備方針を定めることとする。

1 消防力の強化

警防・応急避難・救急救助等の消防力を強化するために、平常時において、次のことを行い、緊急事態に備える。

(1) 短期計画

① 調査

消防水利調査及び水防調査等を行い、地利、水利等を明らかにしておく。

② 消防用機械器具等の整備保全

消防用機器、通信施設、資機材等の整備・保全を図る。

③ 教育訓練

消防職員・消防団員の知識、技術、判断力、行動力を養うため、消防訓練・防災訓練を実施して資質の向上を図る。

④ 火災予防

住民の火気取扱いの意識の向上を図る。また、自主防災会用消火器の設置、家庭への消火器の普及及び消防用設備の耐震化を図るとともに火災予防指導、火災予防査察を行い住民、事業所の初期消火体制の充実を図る。

⑤ 消防活動体制の充実・強化

市民の生命・身体・財産を保護するため、市域の実情に即した消防力の充実・強化を図る。

⑥ 災害危険箇所

災害危険箇所の把握等を行う。

(2) 長期計画

① 消防力の増強・更新を図るため、次の施策を講じる。

ア 情報通信システムの高度化

イ 消防車両等消防機器の整備

ウ 消防資機材の強化

② 消防水利の強化

災害発生時における水道管の破断等に備え、消防水利の強化充実を図る。

ア 消火栓の一層の整備充実を図る。

イ 消火栓配管の耐震化を図るとともに、ループ化、リダンダンシー化を図る。

ウ 防火水槽の充実を図り、耐震性に問題のあるものは、補強を行う。

エ 公園・避難所等には耐震性防火水槽の整備を検討する。

オ 河川、水路、プール、ため池、井戸等で消防水利として利用可能なものの整備を図る。防火水槽は、防災上の見地から最も重要なものであり、今後も引き続き整備充実を図る。

2 救急救助体制の強化

(1) 短期計画

① 災害時に効率的な活動ができるように、医療機関との協力体制を強化する。

② 同時多発火災に備えて、自主防火防災組織、町内会、市民、ボランティアと一体化した集団救急救助体制の整備を図る。

③ 在宅の要配慮者と消防機関とを結ぶ緊急通報システムの整備を図る。

3 消防相互応援協定

大災害が発生した場合、乙訓消防組合の消防力では市域の災害の鎮圧は不可能と考えられるため、消防組織法による非常事態における市町村相互間の災害防御の措置に関する協定に基づく訓練を実施する。

(1) 現況

次の応援協定を結んでいる。

① 乙訓二市一町(向日市、長岡京市、大山崎町)消防防災相互応援協定(平成13年4月)

② 京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定(平成13年4月)

③ 京都府広域消防相互応援協定(平成13年4月)

<協定市町村等>

京都府内市町村及び消防一部事務組合

大災害に備えて、今後も広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施し、非常事態に備える。

第3節 危険物等保安計画

担 当	乙訓消防組合

危険物保安対策については、消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等による規制のほか消防庁、京都府消防保安課及び近隣各消防本部等と連絡協調するとともに、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱作業従事者（以下「危険物施設関係者等」という。）と緊密な連携を取り、災害予防の体制を整え、安全対策の円滑な推進を図る。

1 危険物の予防対策

(1) 短期計画

① 危険物製造所等の整備改善及び保安

消防法第2条第7項に規定する危険物を貯蔵し、又は取扱う施設（製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物製造所等」という。）に対し、次のことを指導・監督する。

ア 危険物製造所等が消防法第10条第4項の規定による位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導監督する。

イ 危険物製造所等において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、消防法第10条第3項に規定する技術上の基準に従って行うものとする。このため、危険物取扱者に対し、危険物の貯蔵取扱いについて安全指導を行う。

ウ 立入検査を適時実施し、危険物製造所等の位置、構造及び設備が適正に維持されているか、危険物の貯蔵又は取扱いが適正に実施されているか、消火設備、警報設備、避難設備が緊急の際に使用できるか否かについて検査を行う。

エ 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対して、施設の定期点検、維持管理等を励行させる。

② 危険物取扱者制度の効果的な運用

ア 平常時から災害に備えて、危険物取扱者に対し、危険物の取扱い作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守及び危険物の保安の確保に細心の注意を払うよう指導する。

イ 危険物取扱者に対し、危険物の取扱い作業に従事するときは、貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守及び危険物の保安の確保に細心の注意を払うよう監督する。

③ 石油類屋外タンクの不等沈下対策

危険物特に石油類屋外タンクの震災による著しい不等沈下（タンクの最大沈下量をタンクの直径で除した数値が100分の1を超えるもの）による、タンクの破損を防止するとともに万一の油流出に備え、次の事項について指導する。

ア 屋外タンクの地盤沈下状況、タンク本体、タンク付属設備、防油堤及び消火設備等についての定期点検の実施

イ 二重防油堤設備の検討

ウ 異常事態発生時における応急体制と、緊急通報体制の確立

エ 従業員に対する保安教育、防災訓練等の実施

オ 応急資機材※の備蓄

カ 同企業間の相互応援協定の締結

※応急資機材（油吸着剤、中和剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、土のう、ひしゃく、空ドラム缶等）

2 高圧ガス対策

(1) 短期計画

① 保安管理体制の確立

災害に備えて、事業所における経営者、法的責任者、従事者等の保安に係る職責、職務範囲等の組織体制が明確にされ、緊急事態発生時において保安上必要な措置が迅速かつ的確に実施されるよう指導する。

② 製造施設等の整備改善

災害に備えて、製造施設、事業所等の位置、構造及び設備が、火薬類取締法、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に適合した状態を維持するよう指導する。

③ 高圧ガス防災訓練の実施

高圧ガス災害事故を想定して、関係防災機関、関係保安団体等と合同で訓練を実施し、関係事業所保安要員の緊急措置等に関する実務の習熟を図るとともに、関係防災機関相互及び自衛防災組織間の有機的な連携を確立する。

④ 保安指導

ア 災害に備えて、関係防災機関と定期的に協議を行い、指導方針の統一、情報の交換、相互協力その他連絡調整を図る。

イ 対象事業所における、定期自主検査、日常点検及び教育訓練・講習会等の実施により、あらゆる災害に備えた自衛的かつ自主的な防災体制の確立を図る。

3 化学薬品等の安全対策

化学薬品等を取り扱う学校、病院、研究所及び事業所に対して、災害に備えて保管の適正化を指導するとともに、個別的にかつ具体的な安全対策の推進を図る。

(1) 化学薬品容器の転倒及び落下防止措置

(2) 化学薬品収納棚の転倒及び落下防止措置

(3) 化学薬品等収納場所の整理・整頓

(4) 混合・混触発火性物質の近隣貯蔵防止措置

(5) 初期消火資機材の適正配置

その他の事項は、地震の予防対策に準ずる。

4 原子力以外の放射性物質対策

(1) 原子力発電施設以外の放射性物質を取扱う施設及び事業所においては、作業の安全管理と安全衛生を確保させるとともに、災害の場合を想定した対策を日頃からの確に行えるようにしておくことにより、放射線障害事故防止を図る。

(2) (1)に掲げる事項及び周辺の環境の汚染予防の徹底を期すため、関係防災機関による立入検査の強化を図る。

5 連絡体制の整備

(1) 短期計画

① 施設管理者による情報連絡体系の整備

各施設の管理者は、大規模災害や特殊災害の発生に備えて、各災害に応じた情報連絡体制の整備を行う。

② 特殊災害知識及び避難のあり方の普及

災害発生時、特に震災を原因とした特殊災害の場合、不安心理が先立って大きな混乱を招くおそれがあり、このことが、向日市及び防災関係機関の災害応急活動の妨げにもなりかねないため、特殊災害の知識及び避難の方法の周知に努める。

第4節 応援派遣に関する計画

担 当	事務局

応援協定市町村又は近隣市町村等が被災し、要請を受けて職員を派遣する場合の対応として、次の計画を定める。

1 要請の受諾

他市町村から応援要請を受けた場合、市長は、所掌事務の遂行に支障のない限りにおいて、これを受諾する。

2 応援の指示

市長は、直ちに情報収集を行い、応援要請を行った市町村（以下、要請市町村という。）の要請内容を勘案し、必要と思われる応援を指示する。

3 職員の選任

市長は、直ちに適任と認める職員を選任し、要請場所に出動させる。

4 技能者等の派遣

職員以外の技能者の派遣要請にあつては、要請に適応した人材を選任し派遣を行う。

5 派遣が長期に及ぶもの

職員派遣又は技能者の派遣が長期に及ぶものにあつては、交代要員を含め選任する。

6 職員等派遣費用

職員等の派遣に要する交通費、諸手当、食糧費等の費用にあつては、原則として要請市町村の負担とする。ただし、相互応援協定に費用負担の定めのあるものは、これに従う。

7 資機材等の提供

応援要請が資機材に及ぶものにあつては、先ず備蓄品をこれにあて、不足するものは、市においてこれを調達し提供する。

8 資機材等の費用負担

資機材に関する物品の費用及び輸送費等の費用の負担は、原則として要請市町村の負担とする。

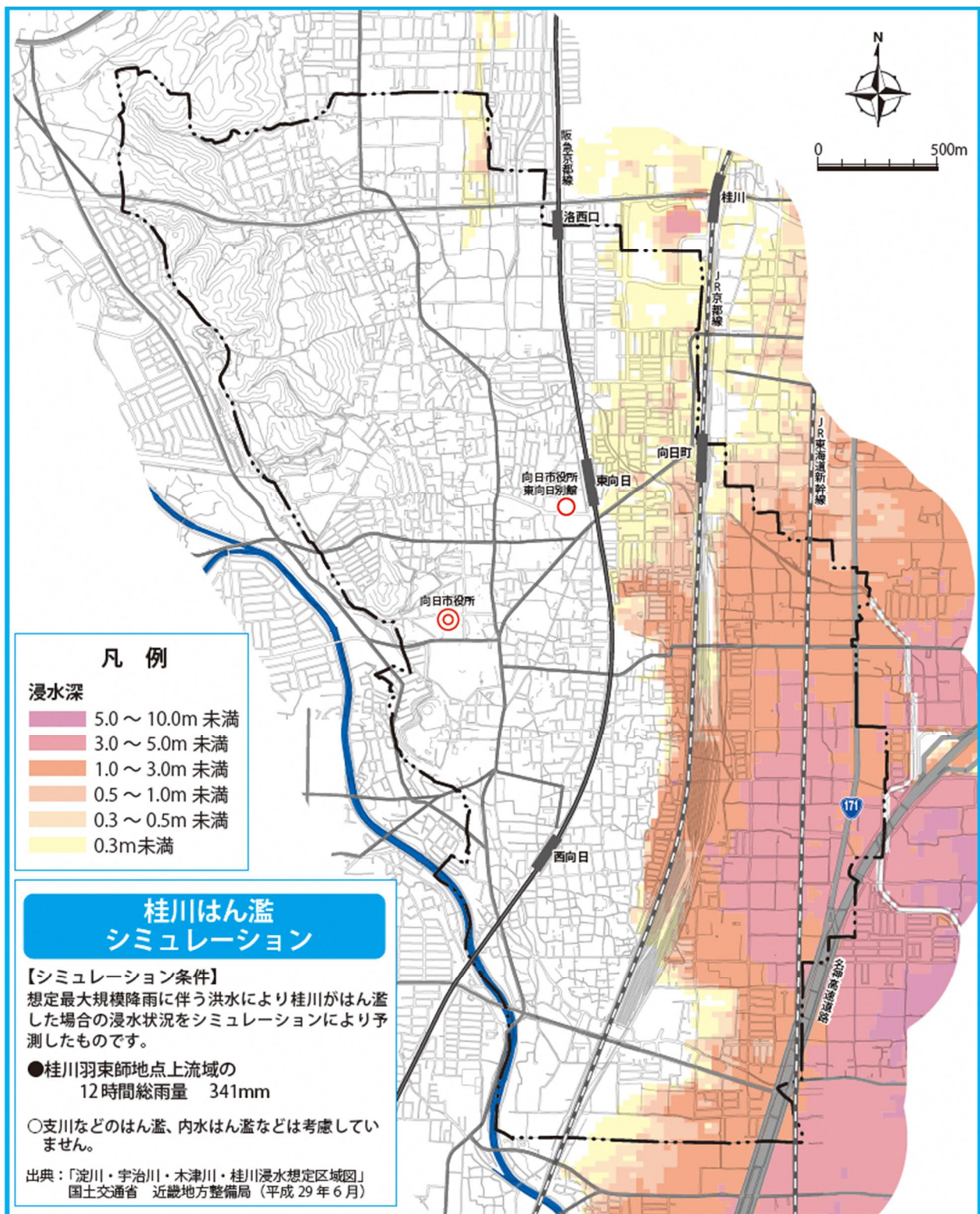
ただし、相互応援協定に費用負担の定めのあるものは、これに従う。

第5節 水害予防計画

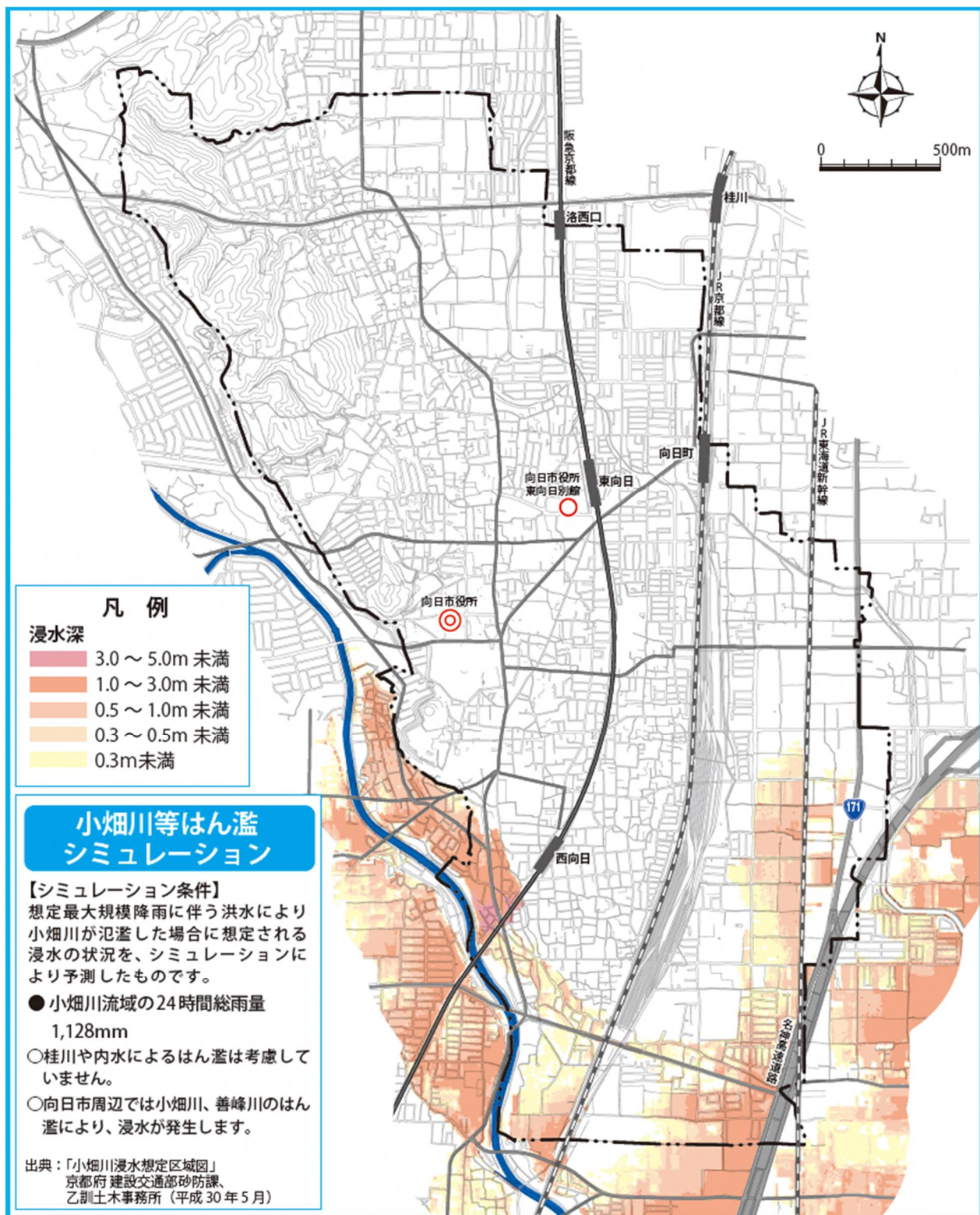
担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

水害を予防するために必要な事業又は施設等の整備、管理についての計画とする。

また、桂川は本市内を流下する河川ではないが、水防法第14条に基づき、指定されている淀川水系桂川の洪水浸水想定区域が本市域に及ぶことから、本市の警戒避難体制を確立するため、それらの情報伝達に関する計画を定める。



【桂川洪水浸水想定区域図（国土交通省近畿整備局 平成 29 年 6 月 14 日指定）】



1 河川の改修

本市の河川は、長岡京市との市境の一部を流れる小畑川（京都府管理）のみが河川法の適用を受ける一級河川であり、これ以外は、全て河川法の適用を受けない小河川である。小畑川については、河川改修は完了しているが、改修規模を超えるような集中豪雨時等にはかなりの流量が見込まれるため、関係機関との連絡を密にし、堤防等の点検に努め、水害防止に万全を期すものとし、避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、報道機関や、京都府のホームページによる情報のほか乙訓土木事務所から発信される水位情報を避難指示の判断の参考とする。

次に、河川法の適用を受けない寺戸川、石田川等の河川は、いずれも河床幅が狭く、大きく蛇行しており、流下能力が小さいところである。しかし、本市河川の流出先である西羽東師川もまだ暫定改修であり、引き続き河川改修が必要であるとともに、桂川右岸流域下水道計画の雨水幹線（いろは呑龍トンネル）事業や向日市下水道雨水排水基本計画に基づき、施設整備及び河川水路等の改修が必要となっている。

また、近年の全国的な状況から計画規模を超えるような降雨の発生も十分予想されるため、被害を最小限に留めるよう関係機関との連携を図るとともに、防災マップ等の活用により住民の防災意識の向上に努めていく。

2 樋門の管理

水害の軽減を図るため、樋門の管理者に対し施設の点検、整備を行い、特に出水期中は、操作上の支障排除に努めるよう指導する。

出水期中の樋門管理は、予・警報等の発令により、樋門の管理者に対し、取水ゲートの開閉を速やかに行うよう指導、指示を行う。

3 ため池の整備、維持補修

市内には10余箇所のため池があるが、ため池周辺も宅地化され、住宅、人口が増していること等を考慮し管理者に対して、次の事項を行うよう指導する。

- (1) 洪水吐、堤体の点検
- (2) 用水に支障のない程度で貯水を減水すること
- (3) ため池に流入するおそれのある物件の排除、また、防災パトロール等を実施し、危険箇所の点検を行うとともに、要改修ため池については、順次改修に努めるものとする。

4 道路の整備、維持改修

災害時における道路は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設であることから、道路整備計画により道路改良事業として、新設、拡幅等の推進を図るとともに、未舗装区間については、舗装改良に努め、路面の強化を図るものとする。また、地下道を含め、冠水のおそれのある道路については、道路パトロールを強化し災害危険箇所の早期発見に努め、臨機に必要な措置を行うものとする。特に、スリパチ形態をなす地下道については常に排水ポンプの維持管理に留意する。加えて、側溝のいっ水による道路冠水を防除するため、平素から地域住民とともに清掃管理面に留意し、万全を期すものとする。

5 「いろは呑龍トンネル」貯留管情報連絡

向日市は、「いろは呑龍トンネル」の貯留管情報を適正に行うため、京都府が定めた桂川右岸流域下水道雨水対策事業水防待機要領の連絡系統【資料編 資料2-12】により行う。

6 京都府知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等

(1) 水防警報

水防法第 16 条の規定により京都府知事に指定された河川において、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めたとき、水防警報が発表され、その警報事項等が通知される。

(2) 小畑川水防警報・水位情報の連絡系統

京都府知事が発表する水防警報及び水位情報の連絡系統は、【資料編 資料 2－13】に示すとおりである。

7 日吉ダムの放流情報に関する連絡系統

独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所が発表する放流情報に関する連絡系統図は【資料 2－14】に示すとおりである。

8 国土交通省が気象庁と共同して行う洪水予報

(1) 洪水予報

洪水によって国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川の洪水について、国土交通省と気象庁が共同して指定河川（桂川）において洪水予報を行うものであり、氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報の 4 種類がある。

(2) 通報組織

洪水予報は指定河川の名称をつけて行うものであり、本市における通報系統は、【資料編 資料 2－14】に示すとおりである。

9 水防法対象施設

水防法第 15 条に規定する、洪水浸水想定区域内に所在する対象施設等は次のとおり。

	施設の名称	住 所	電話番号 (FAX)	対象河川	
				桂川	小畑川
1	向日市立第 3 向陽小学校	向日市森本町下森本 30	932-1003 (932-0897)	○	
2	向日市立第 3 留守家庭児童会	向日市森本町下森本 30	934-2103 (934-2103)	○	
3	向日市立第 5 向陽小学校	向日市上植野町五ノ坪 1	921-0001 (921-0021)	○	
4	向日市立第 5 留守家庭児童会	向日市上植野町五ノ坪 1	934-2105 (934-2105)	○	
5	向日市立第 6 保育所	向日市上植野町地田 5-3	933-1212 (933-1212)	○	
6	社会福祉法人檸檬会 レイモンド向日保育園	向日市森本町石田 13-3	874-6083 (874-6183)	○	
7	社会福祉法人博光福祉会 華月つばさ保育園	向日市寺戸町寺田 1-8	924-0283 (924-4152)	○	
8	向日町ひまわり保育園	向日市寺戸町瓜生 22-12	921-5151 (932-3456)	○	
9	学校法人真言宗洛南学園 洛南高等学校付属小学校	向日市寺戸町寺田 54	924-6511 (924-6509)	○	

10	非営利活動法人ほっふステーション 育ちの広場すてっぷ	向日市上植野町樋爪 6-9	924-5010	○	
11	社会福祉法人向陽福祉会 向陽苑	向日市上植野町五ノ坪 1-2	921-0026 (932-8989)	○	
12	チャームスイート向日町	向日市寺戸町渋谷 16	935-6000 (935-6001)	○	
13	社会福祉法人向陵会 乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪 11-1	935-7071 (935-7072)	○	
14	社会福祉法人向陵会 第2おとくにひまわり園	向日市上植野町五ノ坪 13-1	935-0112 (935-0113)	○	
15	社会福祉法人向陵会 ジョイフル東ノ口	向日市森本町東ノ口 4-6	932-7108	○	
16	特定非営利法人 友愛之郷	向日市寺戸町東田中瀬 10-20	934-8811 (934-8811)	○	
17	ジョブサポートセンターRINEN	向日市上植野町久我田 1-4	921-7750 (921-7750)	○	○
18	のぞみ工房	向日市鶏冠井町石橋 13	933-7280 (933-7281)	○	
19	株式会社 KT ワーカーズ	向日市鶏冠井町西金村 4-3	931-7243	○	
20	あっとホームつばさ	向日市上植野町芝ヶ本 2-18	957-5350 (957-5350)	○	○
21	一般社団法人からふる乙訓 重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ	向日市上植野町切ノ口 6-1 ベル・ウィッシュ上植野 1 階	925-7268 (925-7269)		○
22	社会福祉法人物集女福祉会 かおりのはなほいくえん	向日市寺戸町東田中瀬 12-2	931-7070 (931-7071)	○	

※ 電話、FAX を用いて、氾濫注意水位等の到達、高齢者等避難、又は避難指示に関する情報を伝達する。

第6節 風害予防計画

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

風害を予防するための対策は、おおむね次に定める計画とする。

1 農林関係

次の事項の管理強化について、周知指導の徹底を図るものとする。

(1) 農業

- ① 農業用施設等の管理者指導対策
- ② 農作物等の倒伏防止に対する指導対策
- ③ 防除用の農薬及び器具の点検指導対策

(2) 林業

- ① 倒木及び病虫害の予防に対する指導対策
- ② 幼齢木の根踏み等の指導対策

2 地域住民

風害を予防するために、おおむね次の事項について、関係機関と住民が一体となり予防する計画とする。

- (1) 電柱等の倒れを防止するための管理対策
- (2) 屋外広告物等からの被害を防止するための管理対策
- (3) 屋根瓦等からの被害を防止するための管理対策
- (4) 煙突等の管理対策
- (5) 塀、門柱等附属構築物の管理対策
- (6) その他、被害が予想されるものの補強及び管理指導対策

第7節 土砂災害等予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局

がけ崩れ等による土砂災害を予防するために必要なソフト対策、崩壊防止事業に関する計画とする。

1 災害防止対策

急傾斜地の崩壊等の土砂災害から市民の生命を保護するため、防災マップに記載している土砂災害危険箇所などに対して必要な措置をとる。

2 急傾斜地崩壊危険区域

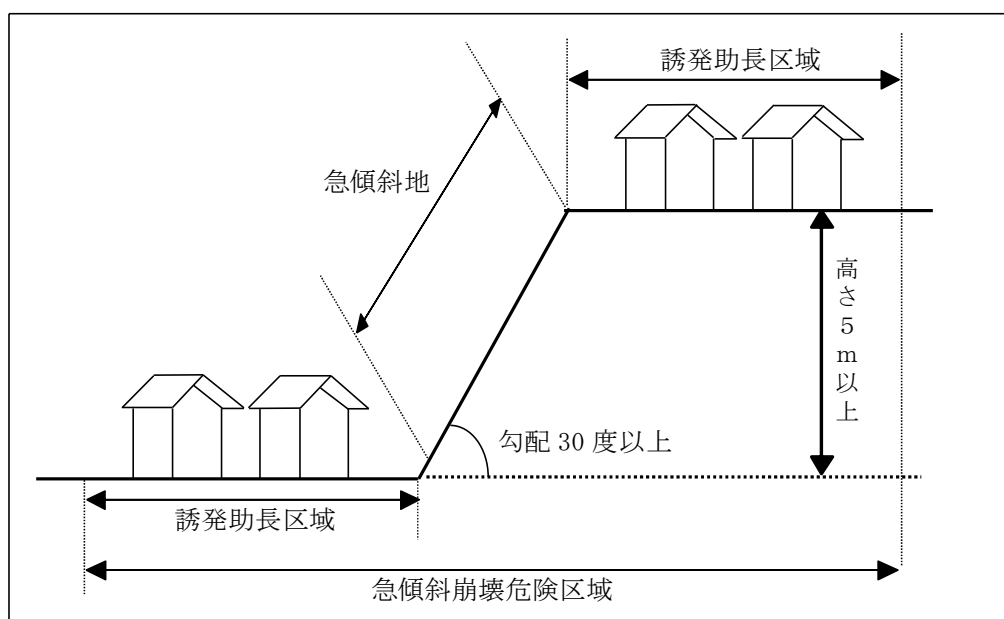
(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

① 区域の指定

京都府は次の基準に該当する急傾斜地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

② 指定基準

傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上のがけで、崩壊により危害が生じるおそれのある人家が5戸以上ある地域又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地域。



【急傾斜地崩壊危険区域】

3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された区域

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地
南山	向日市向日町南山
南山Ⅱ	向日市向日町南山

4 土砂災害危険個所以外で注意が必要な箇所

土砂災害危険個所以外で、斜面上部（斜面の肩から概ね 10m 以内）、斜面（勾配 10 度以上の斜面）及び斜面下部（斜面下端から概ね 50m）の範囲として、下記施設がある。

施設名	所在地
介護老人保健施設ケアセンター回生	物集女町中海道19-5
向日回生病院	〃 92-12

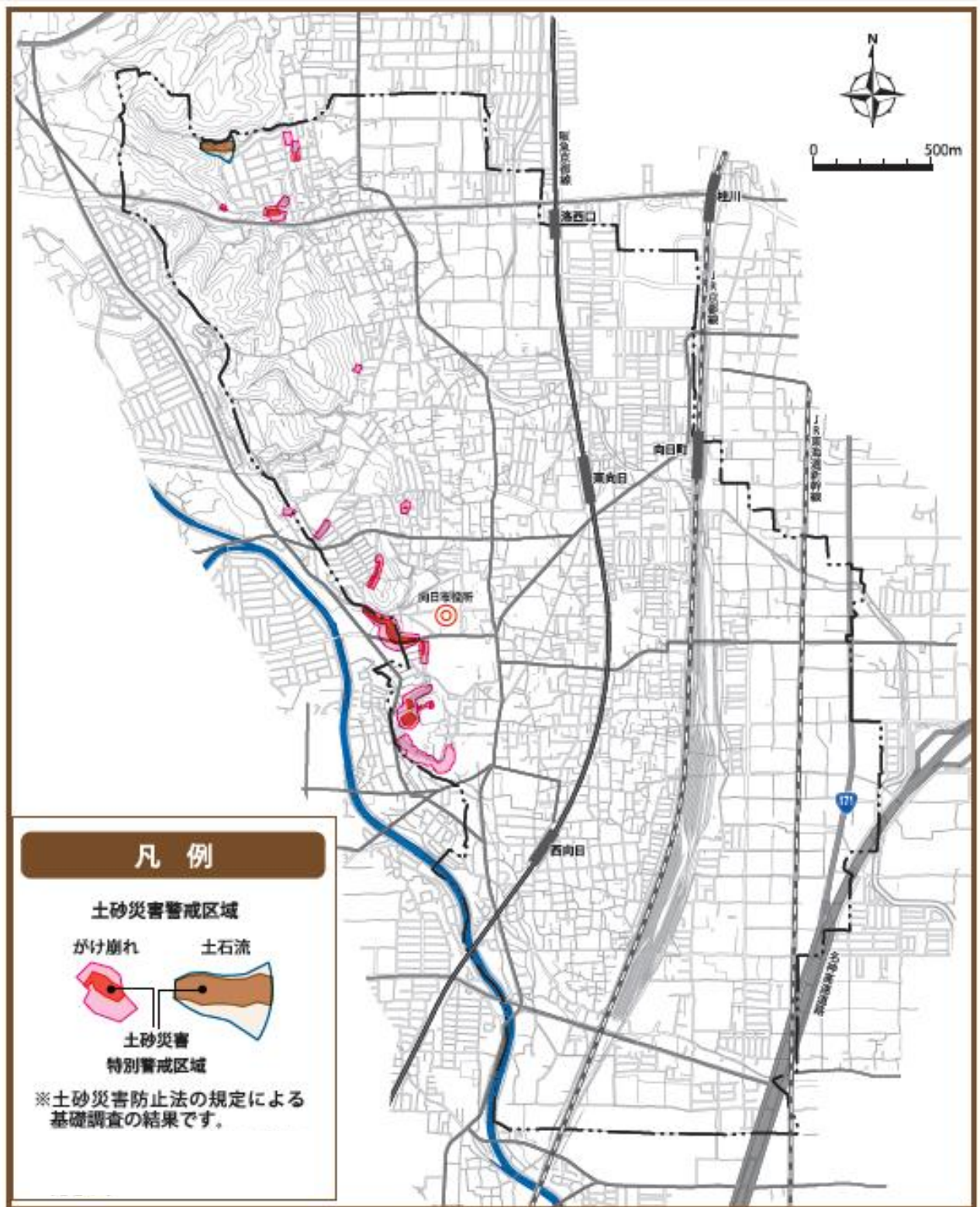
5 崩壊防止工事の実施及び施行状況

① 工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内のがけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を施行することが困難又は不相当と認められる場合に、京都府が実施する。

② 施行状況等

崩壊危険区域名	所在地	面積	摘要
南山区域	向日町南山	0.37ha	昭和62年3月28日指定 昭和63年度崩壊防止工事完成
南山区域(追加指定)	向日町南山	0.06ha	平成4年3月31日指定 平成3年度崩壊防止工事完成
向日町南山	向日町南山	1.57ha	平成19年2月6日指定 平成24年度崩壊防止工事完成



【土砂災害ハザードマップ（平成 28 年 3 月）】

6 治山対策

山腹倒壊による人家、道路等の災害を防止するため、既設保安林の維持強化を図るとともに保安林以外の山地災害危険地区についても、保安林の指定を進め、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

(1) 治山事業の施行状況

施行年度	施行場所	施行内容
昭和61年度	物集女町長野	土留擁壁工・緑化工

(2) 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）

箇所名	被害予想
長野	民家・市道
中海道	民家・府道

7 宅地造成工事等に伴う対策

宅地造成等工事に伴う土砂の流出等を防止するため、宅地造成地の点検等を進めるとともに、随時パトロールを実施し必要と認めるときは、工事主、施行業者など関係者の聴聞を行い、必要な防災処置を行うよう指導する。

8 砂防事業

土砂災害を防止するため、土石流等の発生のおそれのある溪流については、次の防災事業を実施する。

- (1) 国や府と連携を密接にしながら、緊急性の高いところから植林、砂防えん堤等の砂防工事を実施するとともに、府に対して、砂防事業の促進を要望する。
- (2) 土砂災害危険箇所について、調査担当者を定め、これを定期的に調査する。土砂災害が発生した場合、緊急調査員が調査を行う。

9 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

① 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表

京都府は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするため、指定予定箇所の基礎調査結果を公表している。

【土砂災害防止法に基づく基礎調査実施済み箇所】

区域番号	区域の名称	所在地	指定区域の種類
う 1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	警戒/特別警戒区域
う 1001	北ノ口谷（土石流）	物集女町北ノ口地区	警戒/特別警戒区域
う 1001-2	物集女町 A	物集女町北ノ口地区	警戒区域
う 1004	長野 A	物集女町長野地区	警戒/特別警戒区域
う 2001	長野 B	物集女町長野地区	警戒/特別警戒区域
う 1002	出口	物集女町出口地区	警戒区域
う 1009	大牧	寺戸町大牧地区	警戒区域
う 1007-2	寺戸町 A	寺戸町西野地区	警戒/特別警戒区域
う 1008	芝山	寺戸町芝山地区	警戒/特別警戒区域
う 1008-2	寺戸町 B	寺戸町古城地区	警戒/特別警戒区域
う 1008-3	寺戸町 C	寺戸町天狗塚地区	警戒/特別警戒区域
う 1003-2	向日町 A	向日町北山地区（公園）	警戒/特別警戒区域
う 1003-3	向日町 B	向日町北山地区	警戒/特別警戒区域
う 1003	南山西	向日町南山地区	警戒区域

② 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づき、京都府が砂防基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を順次指定している。

③ 指定要件

区分		地形要件
警戒区域	土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
特別警戒区域		警戒区域のうち、建物の損壊等により、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域

④ 指定事務の流れ

指定事務の流れは次のとおり。

- ア 土砂災害の発生が予想される箇所について、府が現地の砂防基礎調査を実施する。
- イ 府が基礎調査の結果を市に通知するとともに公表する。
- ウ 府が砂防基礎調査の結果を地域の住民に説明する。
- エ 府知事は、区域指定について市長の意見を聴取する。
- オ 府知事が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を指定する。
- カ 市は、土砂災害警戒区域における、災害に備えた警戒避難体制を住民と協働して構築する。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

本市において指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は次のとおり。

【土砂災害防止法に基づく指定区域】

① 土砂災害警戒区域

地域番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日
う 1003	南山西	向日町南山地区	急傾斜地の崩壊	平成 23 年 3 月 18 日
う 1001	北ノ口谷	物集女町北ノ口地区	土石流	平成 27 年 10 月 6 日
う 1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1001-2	物集女町 A	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1004	長野 A	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1003-2	向日町 A	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1009	大牧	寺戸町大牧地区	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 1 月 29 日
う 1002	出口	物集女町出口地区	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 6 月 7 日
う 1008	芝山	寺戸町芝山地区	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 9 月 27 日
う 1003-3	向日町 B	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1007-2	寺戸町 A	寺戸町西野地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1008-3	寺戸町 C	寺戸町天狗塚地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1008-2	寺戸町 B	寺戸町古城地区	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 1 月 30 日
う 2001	長野 B	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	令和 元年 7 月 5 日

② 土砂災害特別警戒区域

地域番号	区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日
う 1001	北ノ口谷	物集女町北ノ口地区	土石流	平成 27 年 10 月 6 日
う 1001	北ノ口	物集女町北ノ口地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1004	長野 A	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1003-2	向日町 A	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 10 月 6 日
う 1008	芝山	寺戸町芝山地区	急傾斜地の崩壊	平成 28 年 9 月 27 日
う 1007-2	寺戸町 A	寺戸町西野地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1008-3	寺戸町 C	寺戸町天狗塚地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1003-3	向日町 B	向日町北山地区	急傾斜地の崩壊	平成 29 年 6 月 2 日
う 1008-2	寺戸町 B	寺戸町古城地区	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 1 月 30 日
う 2001	長野 B	物集女町長野地区	急傾斜地の崩壊	令和 元年 7 月 5 日

※ 京都府が土砂災害防止法に基づく基礎調査を行った結果、地形条件に該当する箇所が市域内に 14 ヶ所ある。

※ 今後緊急を要する箇所から崩壊防止工事等の実施を府に要請していく。

(3) 土砂災害警戒区域等において実施すべき内容

① 土砂災害警戒区域

市町村は土砂災害から地域住民等の生命、身体を守るため、地域住民と連携して災害情報の伝達や迅速な避難ができるよう警戒避難体制の整備を図る。

② 土砂災害特別警戒区域

地域住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転の勧告等が行われる。

10 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報システム

(1) 概要

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、災害対策本部が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、京都府と京都地方気象台が共同で発表する防災情報で、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。土砂災害警戒情報は、行政区単位で発表される。

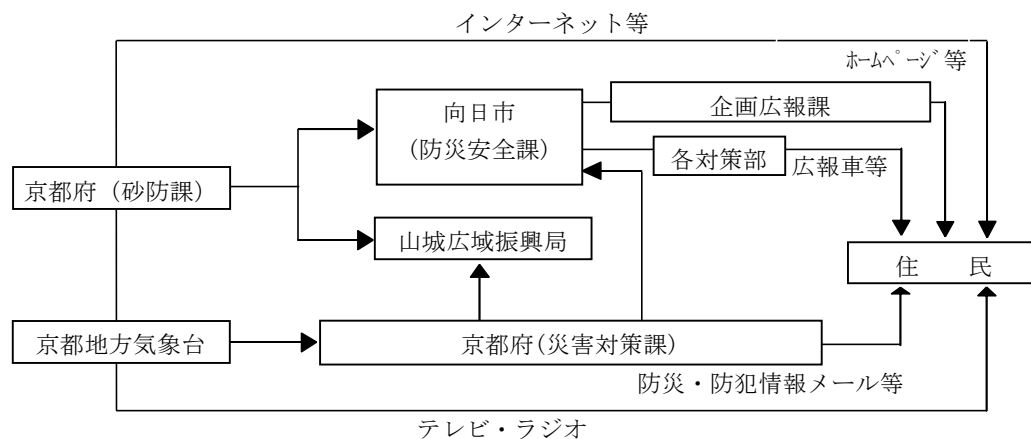
また、土砂災害警報情報を補足する情報として、土砂災害危険度レベル情報が発表されている。

(2) 情報の伝達

① 土砂災害警戒情報(発表単位：市町村単位)

京都府と京都地方気象台が大雨による土砂災害のおそれがあるときに、市町村の高齢者等避難、避難指示等の判断や住民の自主避難の目安の一つとなるよう発表されるもので、市町村に伝達されるとともに、併せて報道機関を通じて市民へも伝達される。

市が受けた土砂災害警戒情報は、関係各部局、関係自主防災組織、警戒区域のある要配慮者利用施設へ伝達される。



【土砂災害警戒情報連絡ルート】

② 京都府土砂災害警戒情報システムの情報

このシステムは気象台による降水予測(解析雨量)と京都府の作成した1kmメッシュエリアごとの土砂災害発生危険基準線(CL)を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

京都府土砂災害警戒情報システムにおいて災害発生の危険性があると判断された時には、京都府防災情報システムを通じて伝達されるとともに、事前に登録されているPCメール、携帯メールに対して危険度の通知が行われる。

また、京都府土砂災害警報情報システムにより、地図上で危険度レベルの確認できる情報がイントラネット、インターネット、スマートフォン版Webで発信される。

危険度レベルは次のとおり。

レベル0	土砂災害発生危険基準線(CL)超過3時間前
レベル1	土砂災害発生危険基準線(CL)超過2時間前
レベル2	土砂災害発生危険基準線(CL)超過1時間前
レベル3	土砂災害発生危険基準線(CL)超過

(3) 避難の指示及び伝達

京都府土砂災害警戒情報システムを基に崩壊のおそれのある区域内で、災害発生のおそれがあると認められると判断した場合は、避難指示について、直ちに広報車等により関係住民に周知する。

① 発令対象区域：土砂災害警戒区域等

災害ハザードマップ（向日市防災マップ）参照

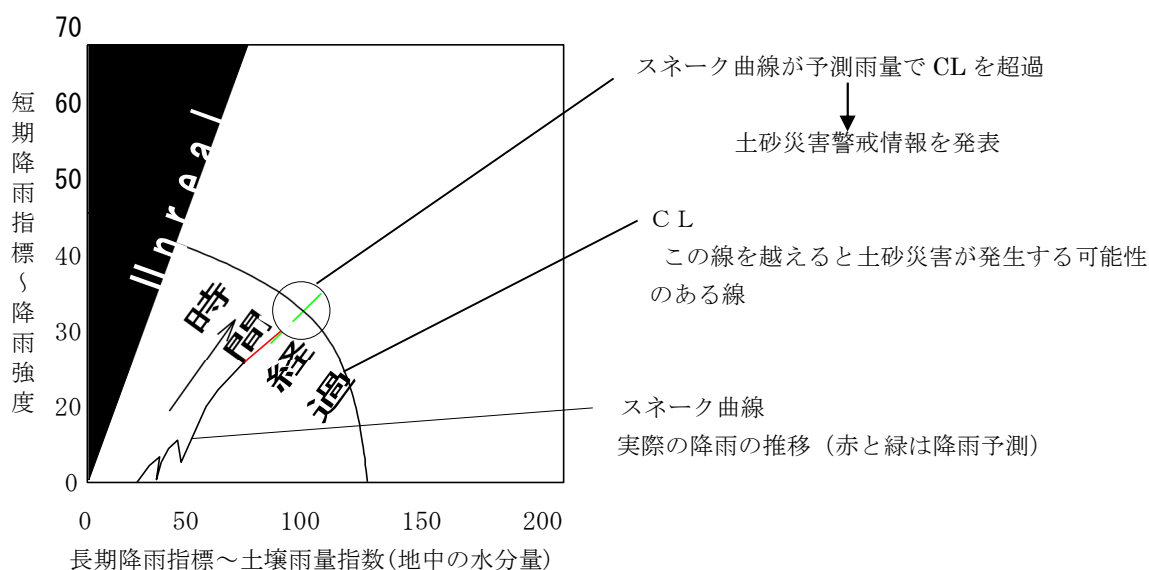
② 土砂災害の避難情報発令基準

危険度	発 令 基 準	種類	警戒レベル
	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の発生が確認された場合	緊急安全確保	警戒レベル5相当情報
非常に危険	・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合	避難指示	警戒レベル4相当情報
警戒	・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合	高齢者等避難	警戒レベル3相当情報
注意	・実況又は予想で大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を超過	—	警戒レベル2相当情報

③ 土砂災害警戒情報の発表

長期雨量指数（土壌雨量指数）と短期雨量指数（降雨強度）を組み合わせ、過去の土砂災害の発生実績をもとに、土砂災害が発生する危険性を1kmメッシュごとに設定したCLをもとに判断し、市町村ごとを基本に基準値に到達する数時間前に「土砂災害警戒情報」が発表される。

なお、土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位としているため、市町村長が避難指示等を発令するときの参考として利用できる。



(4) 避難指示の伝達方法

伝達方法については、広報車、自主防火防災組織等を活用し、迅速かつ的確な方法で、関係区域の住民に行う。特に、高齢者、障がい者、乳幼児等の配慮を要する住民への円滑、迅速な対応を図る。

なお、伝達系統については、第3編 第1章 第15節 第1「避難情報の伝達」による。

(5) 避難場所

避難場所についても、市民のより安全で、安心した避難経路等の確保、確認を平時から行う。

(6) 被災者の救出

被災者の救出等は、第3編 第2章 第2節 第11「行方不明者の捜索・遺体の埋葬」の被災者の救出による。

(7) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する避難指示及び伝達

本市において、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等は次のとおり。

	区域の名称	所在地	対象となる施設
土砂災害警戒区域	南山西	向日町南山地区	向日市立向陽小学校

なお、避難場所や避難経路及び避難の方法等に関しては避難確保計画による。

一般対策編

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 初動活動

担 当	共通

市域に災害が発生した場合、その被害の軽減の基本は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さである。特に勤務時間外に災害が発生した場合の市職員の初動活動のあり方は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さに大きな影響を与えるものである。職員が、個別に自主的にとる行動が災害応急対策活動として有効に働くような初動活動を定めることとする。

1 準備事項

市職員は、災害発生時における、災害対策本部開設基準、動員基準、所属部署の事務分掌、自己の行うべき事務等について十分習熟する必要がある。

2 勤務時間内に災害が発生した場合

勤務時間内に災害が発生した場合の初動体制は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している住民の安全を第一とし、合わせて職員一同、身の安全に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

(3) 緊急避難

危険な通路を避けて屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(4) 被害者の救出

住民、市職員等が庁舎内で被災した場合、その被害者を速やかに救出し、救急車の手配若しくは病院へ搬送する。

(5) 事務室等の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大災害により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、緊急活動計画の作成等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(6) 組織的応援活動の始動

① 集結

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い、緊急活動計画を作成する。要員不足が見込まれる場合は、応援を事務局に要請する。

② 緊急発動

災害応急対策活動の方針を決定するのに必要な情報関係部署、及び安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、人命救助（救急、救助、医療救護）、二次災害危険地区の調査等に関する事務を分掌する。急を要する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部の長若しくはその代行者を対策部長とし、その指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 組織的災害対策活動の始動

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

3 勤務時間外に災害が発生した場合

勤務時間外に災害が発生した場合の初動は、次による。

(1) 参集

- ① 市職員は、災害が発生した場合、ラジオ・テレビ等を視聴し、災害に応じ発表される参集基準に基づき可能な限り早く、あらかじめ定められている参集場所に集合するものとする。ただし、地震の場合は、別に定める。
- ② 市職員の参集にあたっては、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装とする。
- ③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、自動車による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。
- ④ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、住民と協力し、緊急に必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。
- ⑤ 市職員は、参集途上において被害の状況を把握し、これを概略情報報告書【資料編 資料3-1】にとりまとめて、所属部署又は参集場所の長に報告する。
- ⑥ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても、定められた配置部署に着くことが困難な場合は、通信連絡等により所属対策部長又は災害対策本部の指示を受けなければならない。

(2) 参集場所の整理

① 応急処置と緊急処理事務

災害により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、概略情報報告書【資料編 資料3-1】の記述等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(3) 現状把握

混乱した室内の応急処理後、既に所属部署に到達している災害情報や指令書に目を通し、ある

いは、先に参集した職員から情報を得るなど、自部署の活動状況、今後の方針、被災状況等の現状把握に努める。

(4) 組織的災害応急対策活動の始動

① 集結、計画及び参集報告

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い緊急活動計画を作成する。事務局に参集人員及び参集見込み人員を報告し、要員不足が見込まれる場合は、応援を要請する。

② 緊急発動

災害対策活動の方針を決定するのに必要な情報に関係する事務を分掌する部署、人命救助（救急、救助、医療救護）、安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、二次災害危険地区の調査等に関係する事務を分掌する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部署の長若しくはその代行者等の指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 災害対策本部指示

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

第2節 組織及び動員

担 当	共通

市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例に基づき、市長の指示により災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。本部長及び職員の配備体制は標準動員表によるものとする。ただし、本市に気象業務法に基づく警報が発表されたときは本文の規定に関わらず設置する。

本部長は各行政機関を統括し、迅速かつ機動的に災害応急活動等を推進する。

市長不在の場合、災害対策本部の指示は市長を代行して副市長、教育長がこれを行う。

第1 組 織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の設置基準

＜標準動員表参照＞

(2) 災害警戒本部の設置の決定

災害警戒本部の設置基準を満たす場合には、市長の指示により危機管理監がこれを設置する。その者が不在の場合は、その者が指名した代理者が設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

(3) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び業務分掌は、災害対策本部の組織及び業務分掌に準ずる。また、動員については、第2「動員計画」で定める。

2 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部の設置基準

＜標準動員表参照＞

(2) 災害対策本部の設置の決定

災害対策本部の設置については、本部会議で協議を行い決定する。

本部会議の構成員は、市長、副市長、教育長、危機管理監及び各対策部長とし、その者が不在の場合は、その者が指名した代理者とする。

(3) 災害対策本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

(4) 災害対策本部等の設置場所

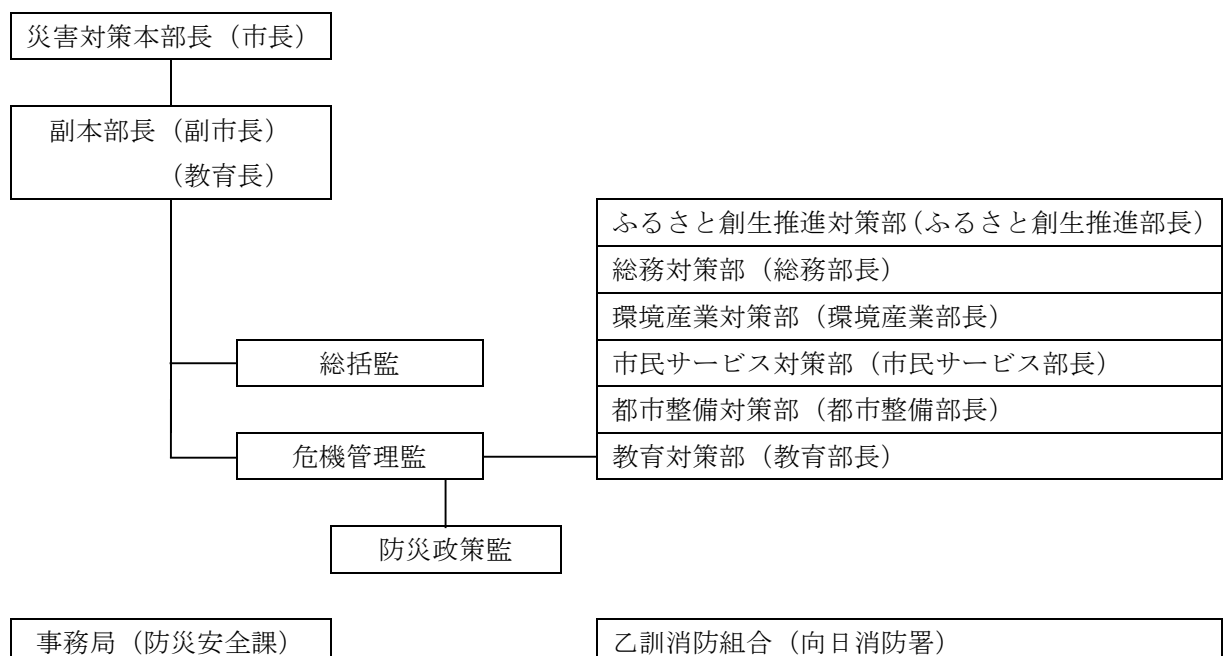
市庁舎内に設置する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織及び本部会議の構成

災害対策本部の組織及び本部会議の構成は、次のとおりとする。



(2) 災害対策本部長は、災害対策本部の組織について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、前項と異なる組織とすることができる。

(3) 災害対策本部長は、本部会議の構成について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、副本部長及び関係本部員のみによる本部会議を開くことができる。

- (4) 出動した各対策部は、直ちに編成を行い、災害対策本部に報告するとともに状況把握に努める。
- (5) 災害対策本部には、各対策部から対策部長及び連絡員を常時待機させる。
- (6) 各対策部所管業務のうち、情報処理に関すること、公用車両に関すること、避難対策に関すること、広報に関すること、予算に関すること、その他災害対策本部全般に係る業務については、必要に応じて要員が所管の対策部から災害対策本部に出向いて行う。

4 本部会議

災害応急対策活動のための基本方針並びに迅速かつ機動的な災害応急対策活動の実施に必要な事項の決定等を行うため、本部会議を開催する。本部会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、危機管理監、防災政策監及び各対策部長をもって構成する。本部会議は、災害対策本部長の召集によって開催される。

5 災害対策本部の業務分掌

災害対策本部の業務分掌は、おおむね【資料編 資料2-5】のとおりとし、活動を円滑にするため各対策部長は、業務分掌の細部を定め、班長を指名するものとする。

<各部共通事項>

- (1) 部内各班の応援に関すること。
- (2) 災害対策本部等の指示・要請に従い、各部の応援に関すること。
- (3) 災害対策本部の指示による、市町村及び業者への応援協力要請に関すること。
- (4) 各種災害対応マニュアル作成に関すること。

6 災害応急対策関係の標識等

災害対策本部が設置されたとき、又は、警戒体制等の業務に従事するときは、【資料編 資料2-26】腕章及び標識を着用又は掲げるものとする。

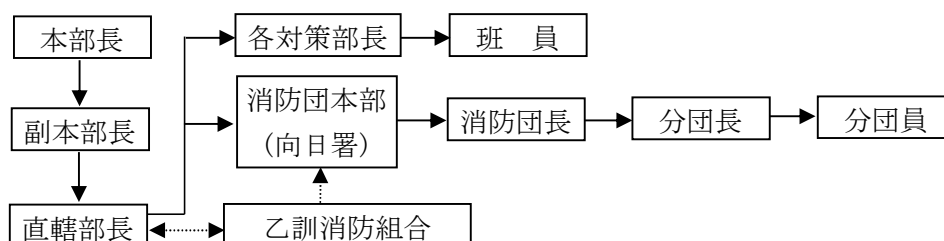
第2 動員計画

災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部等の動員は、次のとおり行う。

1 災害対策本部体制における職員の動員

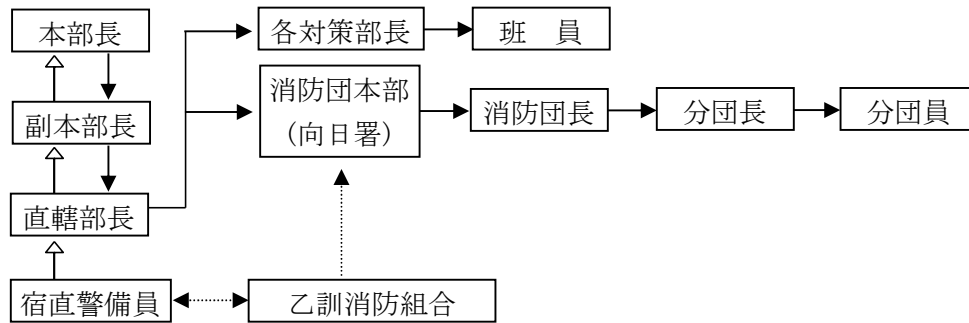
(1) 勤務時間内

- ① 庁内電話等により行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。



(2) 勤務時間外

- ① 宿直警備員等からの予・警報又は情報の通報を受けた各対策部長は、必要に応じて動員を行い、災害警戒本部及び災害対策本部の設置に伴い定められた動員を行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。
- ③ 動員の指令連絡系統



④ 動員の方法

庁内電話又は携帯電話、加入電話を活用して動員し、電話連絡等が不能の場合には、電子メール等を活用する。

- ⑤ 各対策部長は、状況に応じ必要な増員を行う。
- ⑥ 各対策部長は、動員状況の把握に努め、他の対策部長から応援の要請があった場合には、必要に応じ応援配備を行う。
- ⑦ 警戒本部又は対策本部設置協議者には、携帯電話、加入電話、電子メールによる指令を行う。

(3) 動員数

動員数は、次の動員表による。なお、必要な場合は、消防吏員を、市災害対策本部要員として派遣するよう乙訓消防組合消防長に要請するものとする。

種別	対 策 部 名		ふ る さ と 創 生 推 進 対 策 部	総 務 対 策 部	環 境 産 業 対 策 部	市 民 サ ー ビ ス 対 策 部	都 市 整 備 対 策 部	教 育 対 策 部	合 計
	設 置 基 準								
災害警戒本部	1号	①大雨や洪水等の警報が発表され警戒を要するとき ②河川の水位が今後上昇すると見込まれるとき ③市長が指示したとき	2	2	5	2	4	2	17
	2号	①今後も豪雨が予想され、警戒する必要があるとき ②軽微な災害が発生した場合 ③高齢者等避難の発令及び避難所の開設を検討する必要があるとき	3	5	5	14	8	5	40
災害対策本部	1号	①主として幹線道路等に浸水等の被害が生じ、更に増水が予想されるとき ②避難情報等の発令及び避難所を開設する必要があるとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき	5	8	7	20	12	8	60
	2号	①市内全域に相当規模の被害が発生し、さらに広範囲に被害が発生するおそれがあるとき ②特別警報が発表されたとき	13	19	18	51	30	19	150
	3号	①市内全域に相当規模の被害が発生し、さらに広範囲に被害が発生するおそれがあるとき ②市内全域に大規模な被害が発生したとき	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
		※各対策部に含まれる部局 ふるさと創生推進対策部：会計課 総務対策部：議会事務局、監査事務局 ※消防団は別途出動計画による。 ※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部において必要と認められる場合には増員するものとする。 ※出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。 ※上記人数には、対策部長を含む。 ※動員指令を受けていないものは、待機とする。（勤務時間外は自宅待機） ※地震発生については、地震対策編で定める。							

乙訓消防組合の職員の動員については、職員動員計画による。【資料編 資料2-9】

2 初動対応職員

(1) 初動対応職員

閉庁時において、向日市に大雨、洪水等の警報、特別警報が発表され、相当の被害が発生しているとき、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急的初動対応を担当する職員を、各対策部長が所属する職員のうちから指名する。

(2) 初動対応職員の動員

初動対応職員の動員は、危機管理監又は各対策部長が必要と認めた場合、各対策部長が電話等により行う。

第3節 情報収集・伝達

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害発生時において、災害応急対策を円滑に実施するため、市域の災害の発生状況、各施設の被害状況等を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関に報告し、その災害応急対策と災害の軽減に万全を期すものとする。

第1 災害時の通信

災害時において、通信施設の被害や通信需要の急増のため、通信途絶等が懸念される。緊急事態下の緊急通信を確保するため、複数のルートが使える体制とする。

1 通信設備応急対策

災害が発生した場合、次の災害応急対策を実施する。

- (1) 通信機用電源の確保（予備電源設備、発電機等）
- (2) 通信の確保（防災行政無線）
- (3) 輻輳対策（優先電話の利用）

2 通信体制

(1) 一般加入電話

災害時の通信連絡手段は、ファクシミリ等を含む一般加入電話による通信を原則とする。

(2) 無線通信体制

有線通信施設が使用できなくなった場合は、向日市デジタル MCA 無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システム等の通信を利用する。

① 向日市の無線通信

向日市の無線通信網として、向日市デジタル MCA 無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システムを設置している。

【防災行政無線の状況】

無線の種類	基地局	移動局		参 考
		車 載	携 帯	
向日市デジタルMCA無線	1		22	800MHz帯

② 携帯電話

災害による有線電話の電話回線被害や輻輳による通信途絶への備え、又は、現場活動報告、伝達の効率化のため、緊急時には携帯電話を活用する。

③ 非常無線通信

災害時に通信施設等の利用が困難な場合で、非常無線発令のときは、アマチュア無線局等の利用を図ることとし、平素よりこれらの無線局に協力の依頼を行うこととする。

④ 京都府への連絡

京都府衛星通信系防災情報システムや乙訓消防組合が保有する無線を有効に活用するほか、他機関及び民間通信施設の利用等により迅速に対処するとともに、京都府に関する連絡については、京都地区非常無線通信協議会の定める防災系非常通信経路【資料編 資料2-11】を利用する。

(3) 優先順位

① 被害状況の把握

緊急時において重要通信を確保するために、通信システムの被災状況を迅速かつ的確に把握し、必要な応急措置を行う。

② 通信の利用制限

通信の利用について、次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又は、そのおそれがある場合は、電話サービス契約約款に基づき、重要通信を優先的に確保する必要性から通信の利用制限を行うこととされているため、注意を要する。

ア 通信が著しく輻輳する場合

イ 通信電源確保が困難な場合

ウ 回線の安定維持が困難な場合

③ 通信輻輳の場合の向日市デジタルMCA無線の利用

一般加入電話の被害が著しく、又は、通信が輻輳して、通信が混乱している場合における向日市デジタルMCA無線の利用は、次のとおり行う。

ア 公衆電話が優先電話になっているため、これを使用する。

イ 特に、緊急なものに限り、向日市デジタルMCA無線を利用する。

ウ 利用は緊急なもの、重要なものを優先する。

(ア) 災害対策本部長・副本部長の指示・命令

(イ) 新たに災害応急対策活動を必要とする事項の通報

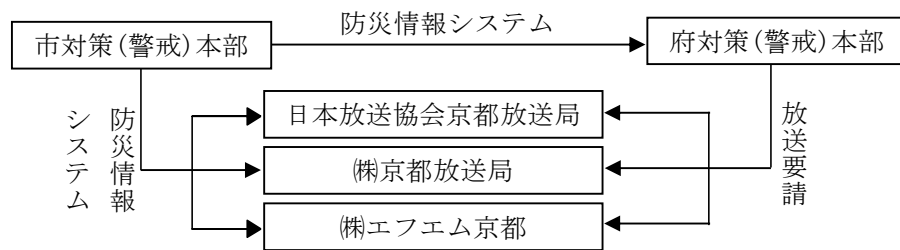
(ウ) 初期の応急情報の通報

(エ) 部長・班長の災害応急対策に関する重要な指示・命令事項

(オ) その他重要な事項

(4) 放送の優先利用

緊急を要する場合、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項についての放送を要請する。



※緊急警報放送要請様式「緊急警報放送の要請に関する覚書」参照【資料編 資料 1-13】

(5) その他の通信手段

① 災害用伝言ダイヤル（171）

被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

② 災害用伝言板（web171）

災害等の発生時に、被災地域（避難所を含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録・閲覧が可能なサービス。

③ 災害用伝言板サービス

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するもの。

携帯電話から、利用者が自分の安否情報を登録することにより、安否情報等を文字により連絡。

※「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、NTT西日本㈱の提供するサービスです。

④ 緊急速報メール

向日市域の受信可能携帯電話の所有者に対し、災害情報を一斉配信することのできる緊急速報メールを活用する。

⑤ 防災情報お知らせメール

向日市域に発令されている気象、地震等の災害等に関する情報について、事前に登録している人を対象にメール配信ができる、向日市防災情報お知らせメールを活用する。

第2 災害時の情報収集伝達体制

災害の発生後の期間を初動期と混乱安定期・安定期に分け、それぞれの期間における情報収集伝達体制を確立する。

1 概略情報の収集・報告（初動期）

(1) 収集すべき情報の種類

① 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水位、雨量、災害危険箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を報告するものとする。

② 被害情報

ア 人的被害等の情報

人的被害の発生状況、救急救助情報、医療・救護情報、被災世帯数等

イ 住家の被害情報

建築物の全壊・半壊・一部損壊の状況、建築物の全焼・半焼の状況、浸水被害の状況

ウ 公共・公益施設等の情報

道路・小河川等の被害、交通施設被害、交通状況、電気、ガス、上下水道、電話施設等のライフライン施設の状況等

エ 避難所等の情報

建築物の破損の状況、電気、ガス、水道、電話等の状況等

オ 二次災害危険区域等の情報

出火・消火の状況、延焼拡大の状況、土砂災害等の危険区域の状況、危険物施設の被害又は災害発生の危険性、応急対策の状況等

カ 市民の動向に関する情報

市民の動向（混乱の発生状況等）、住民の要望・苦情・問合せ事項等

③ 防災活動に関する情報

ア 市民の動向（混乱の発生状況等）

イ 避難指示等の状況

ウ 各対策部の活動状況

エ 応援要請状況

オ 応急措置の概要

カ 救助活動の状況

キ 病院の受入れ状況

ク 住民の要望・苦情・問合せ事項等

ケ その他の状況

(2) 概略情報の収集・伝達

災害発生の直後において、速やかに災害の拡大防止と被害の軽減措置を実施するため、次により必要な災害情報及び被害状況の概略情報の把握に努める。

① 情報入手の手段と対応方針

ア 京都府からの災害情報

京都府からの災害情報は、事務局に伝達される。事務局は、直ちに災害対策本部設置基準並びに動員表に照らし、その結果を市長（災害対策本部長）に報告し、必要な処置を行う。

イ 乙訓消防組合との情報系統

向日市内の災害情報連絡は、向日市災害対策本部から乙訓消防組合警防作戦室へ行き向日消防署には、乙訓消防組合警防作戦室が行う。

系統図は、次表のとおりとする。



ウ 報道機関からの情報

災害発生とともに、テレビ、ラジオの聴取を行い、必要なものはビデオに収録し、これをまとめて本部に報告する。

エ 被害状況、二次災害危険区域等の概略情報

災害応急対策活動の指針とするため、被害状況等を次により、概略情報として把握する。

(ア) 職員情報

a 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員が参集途上で得た情報を、「概略情報報告書」【資料編 資料３－１】にとりまとめ、所属対策部長に報告する。所属対策部長はこれを速やかにとりまとめて、災害対策本部に報告する。

b 現場活動情報

職員の現場活動における往復の道路周辺及び活動現場周辺の情報を、無線等で災害対策本部に報告する。

c 現地調査情報

参集情報、現場活動情報又は次の住民情報、問合せ情報でも情報が得られない情報空白地帯について、職員を派遣して現地調査を行い、その状況を現地から無線等で災害対策本部に報告するとともに、これを図面等にとりまとめて、災害対策本部に報告する。

(イ) 住民からの通報、相談等の情報

住民からの通報、相談、問合せ、要望事項、苦情等の情報を概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。

(ロ) 問合せ情報

災害状況、情報空白地帯の状況や二次災害危険区域の状況等の把握は、先の現地調査によるほか、市の外部施設管理者、自治会長、知人等への問合せによりこれを行い、概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。ただし、問合せ先も被害を受けている場合があるので、十分な配慮をもって対応する。問合せ先として自治会、自主防火防災組織等をあらかじめ定め、事前に了解を得ておくものとする。

② 各対策部からの情報収集

ア 緊急報告

職員は、参集情報と被災状況報告をとりまとめて災害対策本部に報告する。

イ 所管業務にかかる被害状況の報告

対策部長は、災害対策本部設置後速やかにとりまとめ、所管業務にかかる被害状況を災害対策本部に報告すること。ただし、大災害で、他に急を要する部署の応援が必要な場合は、この限りではない。

ウ 各対策部の活動状況等の報告

対策部の班長は、指定された定時及び(1)のウに掲げる事項が判明次第、そのつど対策部を通じて災害対策本部に報告する。

③ 収集した概略情報の整理・報告

事務局は、収集された前項の概略情報を、緊急に図面情報を含めた概略情報報告書として整理し、定時的又は重要な情報が入手しだい、災害対策本部に報告する。

④ 収集情報の伝達

災害対策本部に報告された、概略情報報告書、各対策部の所管業務被害状況報告及び活動状況の報告等は、「災害報告及び対策処理票」【資料編 資料３－２】により伝達し、災害応急対策活動の円滑化に努める。

2 詳細情報の収集・報告（混乱安定期・安定期）

(1) 安定期の情報

初動混乱の脱却とともに、り災者に公平な援助を行うために必要となる正確な詳細情報の把

握に努め、併せて府、関係機関等への報告資料とする。

(2) 被害状況報告要領

この要領は、本市に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部がその状況を知事に報告しなければならない。

① 報告の種類

- ア 被害概況即報
- イ 被害状況報告
- ウ 被害確定報告

② 報告の内容と時期

ア 被害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「災害概況即報（災害対策本部用【資料編 資料３－３】）」、（京都府提出用【資料編 資料３－４】）」により報告する。

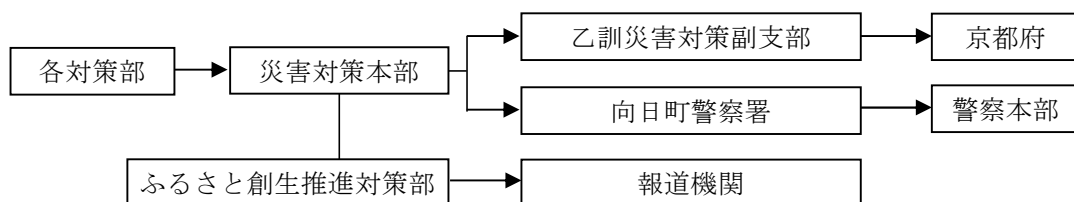
イ 被害状況報告

被害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告(1)」【資料編 資料３－５】により報告すること。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に「被害状況報告(2)」【資料編 資料３－６】により報告すること。

③ 被害状況等の報告系統



※ 被害概況即報・被害状況即報は、原則として電話及び京都府衛星通信系防災情報システムで報告する。

④ 被害程度の認定基準

被害程度認定基準については、【資料編 資料２－７】のとおりである。

第４節 広報活動

担 当	ふるさと創生推進対策部

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協同して、災害状況、各種の災害応急対策の推進、向日市の災害応急対策活動の方針等に関して迅速、正確かつ積極的な広報活動を行い、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

なお、気象業務法により、特別警報については、その内容を迅速かつ確実に伝えるため、市は住民等へ周知の措置を義務づけられている。

第1 向日市の行う広報活動

1 広報の内容

(1) 緊急性を要する広報内容

- ① 土砂災害等の発生可能性等に関する情報
- ② 避難指示等の周知徹底及び避難先の指示等
- ③ 救護所の設置場所に関する情報
- ④ 警戒区域の指定等に関する情報

(2) 円滑な災害応急対策を実施するために必要な広報内容

- ① 災害の状況、同時多発火災の状況、二次災害危険箇所等に関する情報
- ② 被害の発生状況、特に、電気・ガス・道路等ライフライン等の被害状況
- ③ 被災者に対する注意事項及び安否情報
- ④ 医療機関に関する情報
- ⑤ 生活関連情報（炊き出し・給水・生活必需品等の供与状況、ごみ収集等）
- ⑥ 交通規制及び交通機関の運行状況
- ⑦ 防災関係機関・民間活動団体等の災害応急対策活動の実施状況及び復旧の見通し
- ⑧ 市民の協力要請及び人心安定のための呼びかけ

(3) 広報用放送文例の作成等

災害発生時等に住民に速やかな広報が行えるよう、あらかじめ防災関係機関等と調整を図っておく。

2 災害広報活動の方法

広報活動は、広報車、広報紙、ホームページ等により、乙訓消防組合や自治会、警察や自衛隊、電力会社やガス会社等の防災関係機関等の協力を得ながら行うものとする。

また、避難所における情報伝達のため、情報コーナーを設置し、広報を掲示する。更に、災害対策基本法に基づく放送要請等報道機関の活用も行う。

3 広報の際、留意すべき事項等

- (1) 災害発生時における報道機関、調査団体等の来訪による混乱に備えて、広報班に報道機関用の窓口を設ける。
- (2) 市民に対し広報をする際は、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等要配慮者に配慮する。
- (3) 必要に応じ、京都府に報告し、調整を行う。
- (4) 放送機関の情報も、併せて収集する。
- (5) 広報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

4 緊急広報

避難指示等が出された場合には、地域住民に対して速やかに避難の指示、避難先等の伝達を行う。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

5 広聴活動

- (1) 広報班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、電話回線の確保や部屋の確保など必要な連携を行う。
- (2) 問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書を作成し、掲示又は班員へ配布して、その後の対応の迅速化を図る。
- (3) 当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については、必要に応じて広報紙やホームページ等へ掲載する。
- (4) 特に、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮するものとする。また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防、警察等関係機関と協力し被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

第2 防災関係機関の行う広報活動

乙訓消防組合、警察署、N T T西日本株式会社京都支店、関西電力送配電株式会社京都本部、大阪ガスネットワーク株式会社京滋事業部、放送局等防災関係機関は、災害が発生した場合、向日市と協調を図り、あらかじめ定められた広報計画により、治安や交通の状況、災害応急対策の実施状況、復旧の見通し及び復旧時の留意事項等について、ラジオ・テレビ等の報道機関又は広報車等により広報活動を行う。

旧集落等、道路の狭い地域に広報活動を行うため、バイクによる広報車の整備を検討する。

第5節 道路等の緊急確保

担 当	総務対策部・都市整備対策部・事務局

道路施設は、災害応急対策活動の根幹施設である。災害が発生したとき、災害応急対策活動を円滑に行うため、緊急輸送道路等を災害予防計画に示し、整備を進める。

災害発生の場合、この緊急輸送道路を中心に主要な道路等も含め、緊急調査、交通規制、障害物除去、応急復旧等を行う。（第2編 第1章 第2節「交通施設防災対策」参照）

第1 緊急輸送ルート

1 輸送道路の確保

災害発生の場合、消防活動や緊急輸送等、急を要する活動を最優先するのに必要な緊急輸送ルート、その他の主要道路の輸送道路を確保する。

【緊急輸送ルート】

輸送ルート	設 定 す る 道 路
1 次ルート	国道171号 ^{※1} 、府道西京高槻線 ^{※1} 、府道中山稻荷線（府道西京高槻線交点以西） ^{※1} 、府道中山向日線 ^{※1}
2 次ルート	府道中山稻荷線（府道西京高槻線交点以東） ^{※1} 、府道柚原向日線 ^{※1} 、府道向日町停車場線、府道志水西向日停車場線 ^{※2} 、府道上久世石見上里線、府道伏見向日線
3 次ルート	1 次ルート・2 次ルートと緊急消防援助隊の集結場所、ヘリポート等を結ぶ道路
市 内	1 次ルート・2 次ルート・3 次ルートと府・市が指定した防災拠点を結ぶ道路
そ の 他	必要に応じ、対策本部が定める道路

※1 災害が発生したとき、緊急通行路に指定すべき道路として、あらかじめ府が指定した緊急輸送道路

※2 向日町停車場線が通行不能の場合の予備路線とする。

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- (2) 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- (3) 医療品、医療用資機材
- (4) 災害対策要員
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) 交通の手段を失った被災者、避難者

第2 道路対策のための緊急出動

1 被害状況等の緊急調査

- (1) 災害発生の場合、職員は、災害対策本部の指示に基づき、直ちに緊急出動し、緊急輸送路及び防災基幹施設と緊急時確保路線とのアクセス道路（以下において「防災上重要な路線」という。）を中心に被害状況、道路等の安全性及び道路上の障害物の状況等を緊急調査する。
- (2) この場合、道路等の危険箇所緊急調査員も、直ちに災害対策本部と連絡をとり、併せて、道路管理者、自治会長又は自主防火防災組織等と連携をとり、道路等の危険箇所及び住民からの防災上重要な路線に関する通報箇所等について緊急調査を行う。
- (3) 収集した道路に関する情報は、災害対策本部に報告するとともに、京都府災害対策本部（道路整備班）に報告する。

2 交通対策

緊急調査員は、緊急調査等により、通行に危険な道路を発見した場合、又は、緊急車両等の通行を容易にする必要がある場合には、直ちに、災害対策本部に連絡するとともに、向日町警察署（交番）に通報し、交通規制等の措置を講じるよう要請する。また、道路を障害物が塞いでいる場合

は、除去可能なものは応急処置を施すとともに、除去不可能なものについては、直ちに、災害対策本部及び道路管理者に連絡し、その除去を依頼する。

3 道路の応急復旧等

- (1) 被害を受けた道路等について、応急復旧を実施する。
- (2) 道路が損壊し、復旧が不可能で、他に交通の方法がない場合は、仮設道路を設置する。
- (3) 土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
- (4) 路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
- (5) 必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
- (6) 国・京都府の管理する道路については、早期の通行確保対策を要請する。

4 応援の要請

道路の損壊が著しく、短期の応急復旧が不可能な場合は、自衛隊、京都府、近隣市町等に応援を要請する。

5 市の管理しない道路等

向日市の管理しない道路、又は、その道路が市域外にあるものであっても、その被害等が市民の生命、身体及び財産に重大な影響を与える状況にある場合は、向日市は、調査、交通規制、障害物除去又は応急復旧等について、進んで必要な協力を行う。

第3 交通規制

道路管理者、向日町警察署その他関係機関は、災害が発生した場合において、必要と認められる場合、直ちに、交通の安全確保のため交通規制を実施して、一般車両の乗入りを制限し、災害応急対策活動とそれに必要な人員、物資、資機材等の輸送を確保し、併せて、交通の混乱防止を図る。

1 実施責任者

災害が発生した場合、道路の破損、損壊その他の事由により、危険であると認められる場合等、現場の長は、部長又は班長と密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う等の適切な処置をとる。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者 国土交通大臣 府 市	1 道路の欠損、損壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項 災害対策基本法 第76条の6
公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための必要があると認められた場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項

警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて、交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により、道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

2 相互連絡

京都府公安委員会、京都府警察本部、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止若しくは制限の対象区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

3 交通規制の実施要領

(1) 交通規制のための措置

① 市道の場合

災害対策本部長は、必要な交通規制と迂回路の選定を行う。

② 市道以外の場合

急を要するため、その道路管理者に通報して規制をすることができないと認められる場合、向日市長は、次のような規制を行うが、この場合できる限り速やかに道路管理者又は向日町警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア 向日町警察署への通報（道路交通法第6条による規制の実施）

イ 住民を災害から保護し、又は、災害の拡大を防止するため、特に必要なときは、その地域の住民に対して避難の指示を行う。（災害対策基本法第60条）

ウ 災害防止に特に必要と認められる区域について、警戒区域を設定し、災害応急対策活動を行う者以外の者に対して、この区域への立入り制限・禁止を行い、又は、この区域から退去命令を行う。（災害対策基本法第63条）

(2) 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、防災関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 標識等の設置

道路交通規制を行った場合は、法令の定めに基づき、規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、規定の標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講じる。

① 規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則別記様式第2に定める様式によって標示する。

② 規制条件の標示

災害対策基本法施行規則に定める通行規制標識は、【資料編 資料2-27】のとおりである。

(4) 交通処理

① 交通規制を行う地区について、ロープ、パイプ、柵等の資機材を活用して行う。

② 運転者が車両を離れるときは、鍵をかけないよう広報する。

③ 道路の中央に放置されている車両は、道路の左側に移動する。

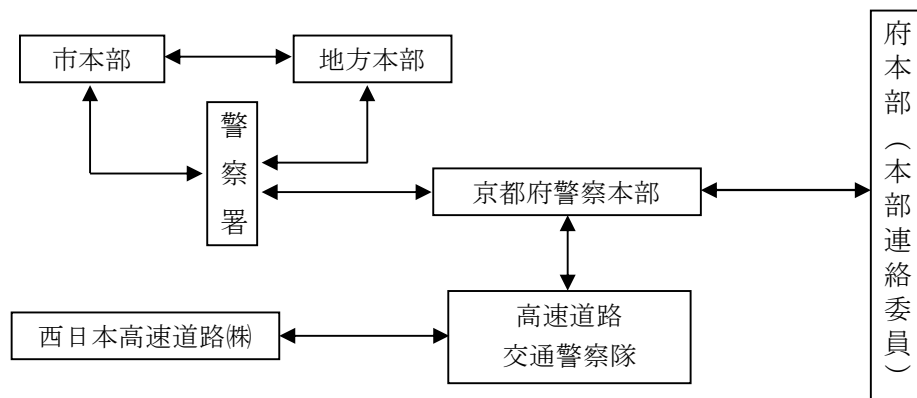
- ④ 混乱している交差点では、公園、空地、その他車両の収容可能場所に収容し、車道を空けるように努める。
- ⑤ 交通規制及び交通整理にあたっては、現場近くの運転者の協力を求めるなど適切な処置をする。
- ⑥ 運転者に対しては、ラジオの交通情報の傍受に努め、現場警察官等の交通規制の指示に従うよう広報する。
- ⑦ 規制区域内の住民に対して、家財道具等を道路に持ち出さないように指導する。
- ⑧ 被災者と緊急通行車両等が混雑した場合は、被災者を優先にして誘導する。
- ⑨ 避難誘導に際しては、被災者の混乱による事故防止に努める。

4 通知・報告

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知するものとする。

(1) 系統

各機関における報告等は、次の系統による。



(2) 報告事項

各機関は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止制限の種別と対象
- ② 規制する区間
- ③ 規制する期間
- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

5 広報活動

被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第4 緊急通行車両の取扱い

1 緊急通行車両の確認を行う車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助、保護等に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫等の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 緊急通行車両の確認に関する手続き

- (1) 確認は、京都府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制を実施したときにおいて、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に対し、「緊急通行車両等確認申請書」【資料編 資料3-8】に、輸送協定書、指定行政機関の上申書等当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて確認の申請を行う。
- (2) 緊急通行車両として確認を行う車両と認められた場合は、「標章及び緊急通行車両確認証明書」【資料編 資料3-9】を受理する。

3 事前届出車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度（下記参照）により、あらかじめ届出済証の交付を受けた車両は、警察署長に届出を提出し、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載することにより、届出済証を受けていない車両の確認申請に優先し、確認に必要な審査が省力され優先し、確認に必要な審査が省力される。

4 事前届出制度

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された場合、地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するために使用する計画がある緊急通行車両の確認を行うべき車両については、あらかじめ車両の使用の本拠地を管轄する警察署に対し事前届け出の審査、確認等の手続きを行う。

第5 道路の障害物除去

道路管理者は、災害発生時において、路上に散乱し、又は、交通障害となっている構造物の破片、廃材、土砂等の除去作業を行う。

1 除去の方法

- (1) 障害物除去の実施機関は、災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ自らの組織、労力、機械及び器具を用い市長が実施するものとし、必要に応じ地区住民、請負業者、自衛隊等関係団体に協力を要請することができるものとする。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合の外、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

2 除去の優先順位

障害物の除去の優先順位は、以下のとおりである。

- (1) 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (2) 被害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線を敷く道路）
- (3) 緊急輸送を行う上で重要な道路
- (4) その他災害応急対策活動上重要な道路

3 強制排除措置

- (1) 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- (2) 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、道路管理者は自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件の破損を容認する。

4 京都府等に対する応援要請

向日市において障害物の除去が困難な場合は、京都府、関係機関、他の市町等に対して応援を要請する。

5 機関及び費用の範囲

特別な場合を除き「災害救助法施行規則」に準じてするものとする。

第6節 緊急輸送網

担 当	総務対策部

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものである。被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、緊急輸送活動のためのネットワークを組むとともに、配送拠点の設置、輸送手段、輸送要員を確保する等により緊急輸送を行う。

第1 緊急輸送

1 輸送の方法

輸送又は移送は、災害の状況、地形等を総合的に判断し、迅速で最も安全で適切な方法により行

う。

- (1) 車両による方法
- (2) 鉄道等による方法
- (3) 人力による方法
- (4) ヘリコプターによる方法

2 輸送力の確保

- (1) 市有車で不足するときは、関係機関に応援を要請するほか、借上等により確保する。
- (2) 災害の状況に応じ、自動車以外の輸送について関係機関に応援を要請する。
 - ① 西日本旅客鉄道及び他の民間交通機関等の協力要請
 - ② ヘリコプター保有機関等の協力要請

3 輸送の対象

- (1) 対象者は、防災関係者、避難者及び救出された被災者その他災害の状況により必要と認められる者
- (2) 対象物資は、食糧、飲料水、医薬品、防疫物資、生活必需品、災害応急資材及び復旧資材その他災害の状況により必要と認められる資材、機材、物資

4 機関及び費用の範囲

特別な場合を除き、「災害救助法施行細則」に準ずるものとする。

第2 緊急輸送網の確保

1 緊急輸送網の確保

緊急輸送は、可能な経路と手段を結集し、可能な限りネットワーク化して行うものとし、ネットワークとして次のものを組み入れる。

- (1) 緊急時確保路線等の道路と貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 緊急ヘリポートの開設と航空機等による空中輸送
- (3) 交通途絶の場合の人力による輸送

2 輸送拠点の確保

緊急輸送網の中に物資配送センターを組み入れる。

物資配送センターは、避難所、社会福祉施設等の被害者の救援に必要な食料、生活必需品等の物資（備蓄等も含む）の需要を把握し、その手配、調達、保管、避難所等への配送を行う拠点である。また、物資配送センターは、緊急輸送路に近接している箇所であることを基本的な要件とし、その候補地を検討するものとする。

第3 輸送の確保

1 道路の緊急確保

前節「道路等の緊急確保」の計画により、道路の緊急確保を図る。

2 鉄道輸送

道路の被害等により自動車による輸送が困難なとき、あるいは他府県等遠隔地において物資・資機材等を確保したときで、鉄道による輸送が可能な場合は、鉄道管理者に要請し、物資・資機材等の鉄道輸送を実施する。

3 航空交通の確保

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、京都府に調達あっせんを要請する。また、あらかじめ指定した候補地の中からヘリポートを開設し、京都府及び関係機関にその周知徹底を図る。

(1) 緊急ヘリポート指定地

ヘリポートの開設場所は、次のとおりである。

【ヘリポート緊急離着陸指定地】

名 称	面積(m ²)	所 在 地	電 話
市立西ノ岡中学校	11,000	物集女町吉田1	922-4000
府立向陽高等学校	15,000	上植野町西大田	922-4500

4 輸送手段及び陸上輸送要員の確保

(1) 車両等の調達

公用車を効率的に管理し、各班の要請に基づき、配車計画を作成する。また、必要物資の緊急輸送に対する準備を行う。公用車の保有状況については、【資料編 資料2-25】のとおり。公用車では対応が困難な場合や特殊車両等については、必要に応じ、京都府トラック協会等関係団体や民間輸送業者等から借り上げを実施する。

市内で車両確保が困難な場合は、京都府及び他の市町に協力を要請する。なお、自衛隊車両については、京都府を通じて陸上自衛隊に要請する。

(2) 燃料の調達

公用車、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(3) 要員の確保

車両等の運転者・管理者、物資等の積み下ろし要員等の確保は、職員、ボランティア等による。

① 配車の請求

各部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時、使用期間、必要要員数、作業種別等を明示の上、調達班に請求する。

② 配車計画

調達班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を作成した上で、配車を実施する。

(4) 協定の締結

災害等により緊急に車両が必要になる場合に備え、あらかじめ京都府トラック協会向日支部等関係団体や民間輸送業者等と事前に協議等を行い、災害時に関する協定の締結を行っておくものとする。

(5) 緊急通行車両の取扱い

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両の通行の確認を受けようとするときは、交通規制課長、高速道路交通警察隊長又は警察署長に緊急車両等確認申請書を提出して行う。

5 応援の要請

向日市の区域内において、自動車要員の確保ができないとき、又は、向日市のみでは輸送力が不足するときは、京都府災害対策本部に、目的、車種、積載量、台数、引渡場所、使用日時、使用期間、必要要員数（作業種別）等を明示のうえ、要請するものとする。

6 留意事項等

(1) 輸送の記録及び費用の基準

災害輸送に関する記録及び費用の基準等については、災害救助法による輸送の基準に準ずるものとする。

(2) 輸送等に当たっての留意事項

災害輸送及び移送に当たっては、次の事項に留意し、又は、参考として行うものとする。

- ① 自動車等の借用に当たっては、被災地に近い地域で確保することを原則とする。
- ② 災害輸送に当たっては、それぞれの実施機関は輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に努めるものとする。
- ③ 自動車の確保に当たっては、できるだけ当該車両の運転手を含めて借上げ（雇上げ）するものとする。
- ④ 航空機の確保に当たっては、航空機操縦士を含めて確保を行う。
- ⑤ 土木建設業者所有建設車両については、土木関係応急対策事業に優先する等、その所属車両の特殊性等を考慮して、実態に即した作業のための確保について留意するものとする。

第7節 消防計画

担 当	乙訓消防組合・事務局

1 計画の方針

向日市は、乙訓消防組合・向日市消防団と連携し、消防活動が迅速かつ適切に実施できるように活動の組織方法及び関係機関の協力体制の確立について定める。

2 計画の内容

(1) 消防の目的

その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、大火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する。

(2) 火災予防

消防法に定める対象物に対する防火管理制度と消防用設備の設置並びに乙訓消防組合火災予防条例に基づく火災予防の徹底を図る。

実施事項は次のとおりとする。

① 予防査察計画

- ア 計画査察
- イ 一斉査察
- ウ 合同査察

エ 随時査察

防火管理者を置く対象物又はこれに準ずる防火対象物は年間を通じて定期的に予防査察を実施し、特に必要と認めた対象物は随時に査察を実施する。また一般家庭については随時地域を定めて防火訪問を実施する。

② 講習

ア 必要に応じ資格を有する防火管理者等の講習会を本部において実施する。

イ 工場、事業所等及び一般家庭に対して適時、防火講演、座談会を開催する。

③ 火災予防の広報活動

春・秋の全国一斉火災予防運動期間中及び異常気象時等には、広報車、消防車を活用して市内全域を巡回広報する。

(3) 消防水利整備強化

向日市は消防水利の不便地及び低水圧地域については消防水利の基準に適合するよう防火水槽の整備を図る。

(4) 火災情報及び消防団活動状況の収集

① 毎年消防統計を作成し特に火災に対する予防、防御の資料とする。

② 近時機動化、科学化した消防情勢を広報する。

(5) 消防部隊編成

乙訓消防組合及び向日市消防団の部隊編成は、別に定める。

(6) 出場計画及び区分

向日市域における火災出動は、乙訓消防組合消防隊等災害出場計画に基づくものとする。

なお、向日市消防団の出動区域は、向日市全域とする。

(7) 相互応援協定締結

乙訓消防組合は、消防組織法に基づき市町村相互間の災害防御の措置に関し、京都市及び京都府広域消防相互応援をそれぞれ締結して、大災害及び特殊災害に備え広域的に処理できるよう定めている。

(8) 防火思想の普及

近代文化の進展に伴う生活様式の改変による火災の激増の傾向に対処するため各種団体の協力を求め、防火思想の普及に努める。

広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等及び広報巡回、映画会、懇談会等あらゆる広報媒体を利用して予防運動の徹底を期する。

(9) 消防警鐘信号

災害における信号区分は、【資料編 資料2-28】のとおりである。

第8節 危険物等応急対策計画

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・乙訓消防組合・事務局

向日市は、危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物の災害に際しては、乙訓消防組合と連携して、住民の生命身体及び財産を保護するためにこの計画に定めるほか災害の規模に応じて、災害情報収集及び通信計画、災害広報計画、避難計画、消防計画等に定めるところにより関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止軽減に努める。

1 屋外タンク等危険物施設等応急措置計画

屋外タンク等危険物施設が不等沈下等により破損し、石油類が流出又は火災になった場合は、次の応急措置を行う。

(1) 火災発生の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 被災者の救出援護
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 遺体の処理
- ⑥ 消防活動
- ⑦ 危険物の除去

(2) 石油類流出の場合

- ① 関係防災機関相互の通報
- ② 立入禁止区域の設定及び交通整理
- ③ 流出石油類の拡散防止、除去、処理
- ④ 河川流入の場合における下流地域への通報

2 火薬類保管施設応急措置計画

- (1) 火薬類取扱場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は施設の責任者等と連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所へ搬出の措置を講じ関係者以外の立入を禁止する。

なお、搬出するいとまがない場合は、警戒区域の設定を行い、住民の避難等の措置をとる。

- (2) 災害が発生した場合は、被災者の救出援護、二次爆発の防止等の措置をとるとともに必要に応じ京都府公安委員会に対し自動車による火薬類の運搬を禁止する緊急措置をとるよう要請する。

3 高圧ガス保管施設応急措置計画

災害の規模様態、ガスの種類等を考慮し施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連絡を密にして迅速適切な措置をとる。

- (1) 爆発火災又は可燃性・支燃性のガスの漏えいに際しては状況に応じて次の措置をとる。

- ① 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所への出動要請
- ② 負傷者の救出救護
- ③ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ④ 避難誘導及び群衆整理
- ⑤ 遺体の処理
- ⑥ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動
- ⑦ 緊急輸送路の確保
- ⑧ 引火性、発火性、爆発性物の移動

- (2) 毒性ガスの漏えいに際しては次の措置をとる。

- ① 施設の管理者等に対する防毒措置の指示
- ② 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- ③ 防毒資器材の輸送援助

4 毒物劇物保管施設措置計画

- (1) 災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の保健所、消防署又は警察署に届出るものとする。
- (2) 保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えると同時に、飲料水汚染の可能性のある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する緊急措置をとる。

第9節 災害警備計画

担 当	共通

災害発生時に、災害から市民の生命、身体及び財産を守り社会公共の秩序の維持を図るための計画とする。

1 災害警備体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じ次の活動を行うものとする。

- (1) 災害対策関係機関との連絡強化
- (2) 気象予報等の伝達（伝達の協力を含む）
- (3) 雨量、水位その他災害情報の収集
- (4) 危険地域に対する警らの強化
- (5) 避難指示と避難誘導措置
- (6) 避難、立退地域の警戒
- (7) 緊急輸送の確保と交通の指導取締
- (8) 行方不明者の捜索と遺体の検視
- (9) 被害調査
- (10) 漂流物、沈没品等の届出の処理
- (11) 高圧ガス及び火薬類等の危険物の取締
- (12) 人心の安定のための広報
- (13) 被災者の救助と応援救護
- (14) その他警察関係の必要な活動

第10節 交通応急対策計画

担 当	都市整備対策部

災害時における交通の安全を確保するための交通規制等について定める。

1 交通規制及び道路交通の確保

災害時により道路等の危険な状況が予想され、又は発見した時、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行うものとする。ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡のもとに適切な処置をとるものとする。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	1 道路の欠損、損壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項 災害対策基本法 第76条の6
国 土 交 通 大 臣 府 市		
公 安 委 員 会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための必要があると認められた場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて、交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により、道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(1) 豪雨等の異常気象時において、道路及び周辺の状況から通行に危険が生ずるおそれが著しいと判断される場合、所轄の道路を管理する道路管理者は、道路通行規制を実施する。この場合、直ちに所轄の警察署長及び消防署長に対し規制を実施した旨通知する。また、解除したときも遅滞なくその旨通知する。

2 交通機関の応急対策

本市内を通過する西日本旅客鉄道、阪急鉄道並びに郊外バスについては、指定公共機関又は指定地方公共機関の作成するそれぞれの防災業務計画等によることとなるので、災害時においてはこれらの機関と緊密な連携を保ち、交通応急対策の万全を期する。

第 1 1 節 火災等二次災害緊急対策

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合・事務局

災害発生には連鎖性があり、直後に発生する同時多発火災、特殊施設災害、土砂災害等極めて危険な二次災害を起こす可能性が高い。これらの二次災害に備えて、向日市は、乙訓消防組合等と連携し、災害危険箇所の緊急調査等を行うなど、被害の軽減に備える。

第 1 消防活動

災害時の火災に対応するため、自治会、事業所等の協力の下、消防機関が、多数の人命を守る

ことを最重点とした消火、救援、水防等の消防活動を行い、被害の拡大と二次災害の防止、社会秩序の維持と市民の福祉を図るため、迅速かつ適切な応急活動を行う。

1 組織人員及び装備

乙訓消防組合及び向日市消防団の組織人員及び消防車両は、【資料編 資料2-22、2-23、2-24】のとおりである。

2 相互応援計画

消防活動上、必要があると認められた場合は、関係機関等に応援を要請する。

3 事業所及び住民の活動

災害が発生した場合、各事業所及び自主防火防災組織に出火防止・初期消火・消火活動等の協力を依頼し、被害の拡大を防止する。

第2 危険物施設等の応急対策

災害発生による二次災害により、危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒物劇物施設等に、火災、爆発、漏えい等が発生した時は、災害防止のため、その施設の形態に合わせて迅速かつ的確に応急措置を行う。また、被害の発生に際して、防災関係機関は相互に協力し被害の拡大防止軽減に努める。

1 危険物施設の応急対策

危険物施設の所有者、管理者及び占有者であり、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を講じる。

(1) 事業所等の行う災害応急対策

危険物施設の責任者は、災害等異常発生時には直ちに危険物の流出あるいは爆発のおそれのある作業及び移送を停止し、施設の被害・損傷等異常の有無を目視等により確認し、次のような応急措置をとる。

① 異常のない場合には、保安要員を確保し二次災害による被害発生に備える。

② 異常が生じた場合には、責任者は、次の自衛防災活動を行う。

ア 乙訓消防組合等防災関係機関への通報及び応援要請

イ 初期防災活動

ウ 危険区域、立入禁止区域の設定

エ 従業員等の避難

オ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

③ 乙訓消防組合及び関係機関は、相互に連携を図り、責任者とともに、上記の措置に協力する。

(2) 向日市、京都府等の行う災害応急対策

向日市及び京都府は、地域防災計画及び防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関相互の密接な連絡協力の下に、次の災害応急対策を実施する。

① 連絡通報

市長は、乙訓消防組合と連携を保ちながら、被災現場に職員を派遣する等措置により被災状況の実態を適確に把握し、京都府、その他関係機関に被害速報を行うとともに、逐次中間報告

を行う。

② 消防応急対策

乙訓消防組合、向日市消防団は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施し、必要に応じて他の消防機関及び京都府への応援要請をする。

③ 広報活動

危険物災害による不安、混乱の防止又は避難指示による避難の徹底等のため、向日市、京都府、報道機関等は、相互に協力して広報車、広報紙、新聞、テレビ、ラジオ等を媒体とする報道活動を行う。

2 高圧ガス施設の応急対策

(1) 高圧ガス貯蔵・製造・消費施設等の損傷確認

責任者は、災害等異常発生時には、直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により、異常の有無を確認し、次のような応急措置をとる。

① 異常のない場合には、保安要員を確保し、災害による被害発生に備える。

② 異常が発生した場合には、責任者は次の自衛防災活動を行う。

ア ガス遮断等緊急措置

イ 危険区域、立入禁止区域の設定

ウ 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

エ 消防、京都府高圧ガス地域防災協議会等防災関係機関への通報及び応援要請

オ 従業員等の避難

カ 付近住民等への危険周知及び避難誘導

③ 乙訓消防組合及び関係機関は相互に連携を図り、責任者とともに上記の措置に協力する。

(2) 爆発火災等発生の場合

爆発火災等発生に際しては、状況に応じて次の措置をとる。なお、近畿通商産業局は、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時使用禁止等の緊急命令を行うものとする。

① 京都府高圧ガス地域防災協議会・防災指定事業所への出動要請

② 負傷者の救出救護

③ 立入禁止区域の設定及び交通規制

④ 避難誘導及び群衆整理

⑤ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動

⑥ 緊急時確保路線の確保

⑦ 引火性、発火性、爆発性物の移動

⑧ その他必要と認める事項

3 毒物・劇物施設の応急対策

(1) 毒物劇物営業者等の措置

災害により毒物、劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、直ちに乙訓保健所、乙訓消防組合又は向日町警察署に届出る。

(2) 緊急措置

毒物、劇物の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、向日市、防災関係機関及び京都府が協力し、周辺住民の避難指示等、人命安全のための措置を講じるとともに中毒防止等の広報活動を行う。

4 原子力以外の放射性物質応急対策

(1) 災害発生の場合の措置

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- ① 関係機関への放射線量測定依頼
- ② 危険区域の設定と立入禁止制限
- ③ 危険区域内住民の退避措置
- ④ 被ばく者の救出、救護
- ⑤ 交通規制と群衆整理
- ⑥ 人心安定のための広報活動
- ⑦ その他の災害状況に応じた必要な措置

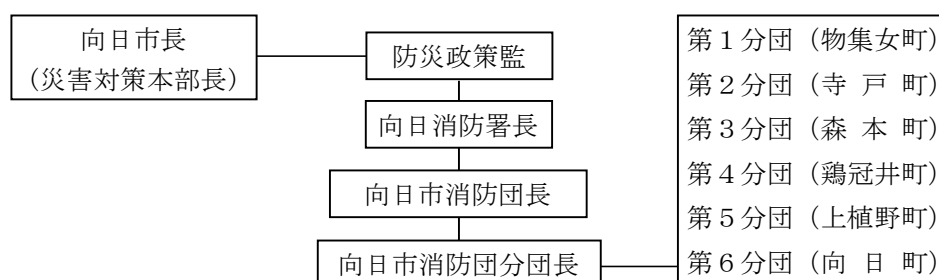
第 12 節 水防計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合

洪水等による水害を最小限にするための計画とする。

1 水防組織

水防組織は、向日市消防団員及び災害対策本部要員をもって組織とするものとする。



2 水防活動

- (1) 河川等を巡視し、水防上危険があると認められるときは、管理者に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) ため池の決壊及び地すべり等危険があると認められるとき、警戒員を配置するとともに、防止対策を講ずるものとする。
- (3) 危険が切迫していると認められるときは、人命第一主義の対策を講ずるものとする。

3 水防用資器材等の確保

水防用資器材等については、第2編 第1章 第11節「資材・機材等の整備点検計画」に基づき確保するものとする。

4 関係機関への応援要請

水防上必要があると認められるときは、関係機関に応援を要請するものとする。

5 公用負担

- (1) 水防法第 28 条の規定による公用負担を命ずる権限を行使する者は、身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者は、次の様式の証明書を携行する。

第	号	
公用負担命令権限証		
職名	氏名	
上記の者	区域における水防法第 28 条の権限行使	
を委任したことを証明する。		
年	月	日
向日市長		印

- (2) 水防法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる際は、原則として次の様式の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準じる者に手渡し、これをなすものとする。

第	号		
公用負担命令書			
目的物	種類	数量	
負担の目的	使用	収用	処分等
年	月	日	時
様			
向日市長			印

6 水防信号

水防法第 20 条に規定による水防信号は、【資料編 資料 2-29】のとおりとする。

7 水防てん末報告

水防が終結したときは、そのつど災害対策本部長は、遅滞なく水防活動実施報告書により 5 日以内に京都府乙訓土木事務所を経由して知事に報告するものとする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第 13 節 土砂災害対策計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局

災害発生に伴う土砂災害対策による被害を軽減するため、応急措置及び復旧活動を迅速かつ効率的に行える体制を確立するための計画である。

1 危険区域等の調査

市域内の急傾斜地崩壊危険区域として指定した地域及びその他の急傾斜地について、災害発生とともに直ちに当該危険箇所を調査する。

2 災害時の応急措置

- (1) 災害対策本部長は、市域内に土砂災害が発生した場合、又は、発生するおそれがあると認められた場合は、直ちに広報車等により関係住民に周知する。
- (2) 災害対策本部長は、土砂災害により危険区域内に危険が切迫し、人命の保護、その他の災害の拡大防止のため必要と認められたときは、第3編 第1章 第15節「緊急避難」の伝達方法による。
- (3) 災害対策本部長は、土砂災害による人的被害が発生した場合は、直ちに消防機関等による救助隊を編成し、救助活動にあたるものとする。
- (4) 被災者の救出は、第3編 第1章 第16節 第1「救助救急活動」の被災者の救出による。

3 復旧活動の実施

- (1) 被災状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。
- (3) 倒壊家屋の除去を行う。
- (4) 流出土砂・岩石等の除去を行う。
- (5) 災害拡大防止工事を行う。
- (6) 関係機関への応援を要請する。

第14節 応援、派遣の要請等

担 当	共通

向日市は、大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合等において、近隣市町、協定締結市町、京都府等に対して行う応援要請、乙訓消防組合を通して行う消防応援関係締結市町への要請、京都府を通して行う自衛隊災害派遣要請及びこれらが到着するまでの間の地域の自主防火防災組織を始めとする自治会、災害ボランティア組織等への協力依頼又はこれらに対する向日市の活動支援等に関する計画である。

第1 近隣市町等との応援体制

大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合、又は災害が広域に及ぶため近隣市町が相互に協力することが必要な場合において、乙訓消防組合、近隣市町、協定締結市町及び京都府、国に対して行う応援・協力要請等の計画である。

1 京都府及び他市町等との相互応援協力要請

大規模な災害が発生し、市単独では対応が困難な場合において、次に掲げる事項について、乙訓消防組合、京都府及び他市町に協力要請を行う。

- (1) 被災者の食料・生活必需品・給水等生活必需物資及び生活必需資機材等の提供

- (2) 救急救助、医療救護、防疫等の資機材の提供
- (3) 消防、水防、通信、搬送、保管等に係る機器、資機材等の提供
- (4) 土木、建築、上水道、下水道、清掃・し尿処理等の機器及び資機材等の提供
- (5) その他の応急対策活動に関する機器及び資機材等の提供
- (6) 一般職員・(1)～(5)に係る専門職員等の派遣、地震被災建築物応急危険度判定士・特殊技能者（医師、無線通信士等）・ボランティア等の斡旋等
- (7) 一般車両又は(1)～(5)に係る車両及び特殊車両等の提供
- (8) 要配慮者のための施設、避難者のための収容場所、自衛隊その他の応援者のための宿泊施設等の提供
- (9) 被災児童生徒の受け入れ
- (10) コンピュータデータバックアップ
- (11) その他

2 隣接地域の緊急応援

隣接市町は、その隣接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、前項に係る応援の要請の有無に関わらず、消防、水防、救助その他の災害の発生を防御し、又は、被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について相互に応援を行うものとする。

3 応援の要請

災害時の応援で、短期間の身分の移動を伴わない形での応援は次によって行う。

(1) 応援要請をするときの要件

- ① 応急措置を実施するため必要であると認める場合
- ② 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- ③ 緊急を要する場合、地理的にみて近隣市町に応援を求めた方がより効果的な応急措置が実施できると認められる場合

(2) 府、近隣市町又は協定市町に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条及び同法第 67 条に基づき、乙訓消防組合、京都府、近隣市町又は協定市町に対して応援要請を行う。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書をもって事務局が京都府災害対策課又は他市町長等に対して行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等によって要請し、後日文書を持って処理するものとする。

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 応援を必要とする期間
- ③ 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- ④ 応援を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

(3) 経費の負担

応援に要した費用等の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令 17 条、18 条、19 条に定めるところによる。

4 職員の派遣要請

災害時において、乙訓消防組合、京都府、近隣市町、指定地方行政機関等に対して、職員の身分の移動を伴う長期的な派遣を要請することができる。職員の技術・知識・経験等を災害応急対策又は復旧対策に活用するため、向日市の身分を併任して事務を行うものであり、次の通り行う。

(1) 職員派遣の要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定により乙訓消防組合、京都府、近隣市町又は指定行政機関等に対し職員の派遣を要請する。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣についての必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、京都府知事等に対して、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣のあっせんに求めることができる。この要請手続きは、以下の事項を記載した文書により行う。

- ① 派遣のあっせんに求める理由
- ② 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣についての必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

5 従事内容

応援・派遣要請された関係機関の職員は、市で定める計画に従い、その対策に従事する。

6 相互応援要請

他市町からの応援要請又は本市から他市町等へ応援要請する場合は、おおむね次の事項を明らかにした文章をもって行うものとする。ただし、文書作成が日時を要する場合は口頭、電話等により要請し、後刻速やかに文書を作成する。

- (1) 応援要請の理由
- (2) 要請する職員の職種及び人員
- (3) 必要とする期間
- (4) 日時及び場所
- (5) 派遣要員の処遇
- (6) その他参考となる事項

7 資機材等の応援

資機材のみについても、相互応援に協力するものとし、おおむね次の事項を明らかにした文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書を作成する時間がないときは、口頭、電話等により要請し、後刻速やかに文書を作成する。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請する資機材の種類及び数
- (3) 資機材の輸送方法及び場所、日時
- (4) 資機材の返還方法及び場所、日時
- (5) その他参考になる事項

8 協議事項

応援・派遣に関する経費及び必要な事項等で定めのないものについては、双方協議の上定めるものとする。

第2 関係協力機関への応援要請

災害の状況等に応じ、災害対策本部長が協力を要請する機関及び要請事項は、おおむね次のようなものである。

協 力 関 係 機 関		要 請 事 項
乙訓消防組合		火災、救急、救助に関すること
京都地方気象台		気象及び予・警報に関すること
府 災 害 対 策 本 部	京都府山城広域振興局	災害救助法の発動、自衛隊の派遣、応急救助物資等に関すること
	京都府向日町警察署	犯罪の予防、交通規制等公共の安全と秩序に関すること
	京都府乙訓保健所	医療救護、防疫、保健衛生に関すること
	京都府乙訓土木事務所	道路及び河川状況、公共土木の応急対策、公共土木の復旧対策等に関すること
	京都府乙訓教育局	教科書の調達、配分に関すること 児童生徒の応急教育等に関すること
日本赤十字社京都府支部		日赤救護に関すること
日本郵便(株)向日町支店		郵便事業及び災害応援協定に定める事項関すること
N T T 西日本(株)京都支店		電信電話施設の復旧等に関すること
関西電力送配電(株)京都本部		電力施設の復旧に関すること
大阪ガスネットワーク(株) 京滋事業部		ガス施設の復旧に関すること
交通関係機関		災害救助関係の輸送協力に関すること
報道関係機関		市民への報道協力に関すること
その他の機関		本部長の協力要請事項に関すること

第3 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護のため必要があるもので、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 遭難者の誘導及び輸送
- (3) 被災者の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路や水路の障害物の除去

- (7) 応急医療及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他（例：入浴支援）

2 派遣要請の手続

市長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、市及び府並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、次の事項を明らかにして京都府山城広域振興局長を通じて、京都府知事あて派遣要請【資料編 資料3-11】の要望を行い、関係機関にも通報するものとする。

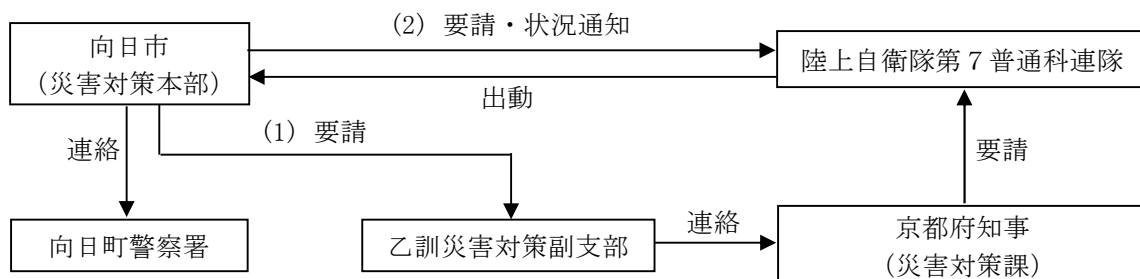
- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 希望する派遣区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害状況の通知

市長は、通信の途絶等により前項の知事への派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び、災害の状況を指定部隊の長に通知することができる。

4 知事への事後通知

市長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。



【自衛隊派遣要請経路図】

5 災害派遣要請等のあて先

(1) 府知事に要請する場合

連 絡 先	電話番号等
京都府災害対策本部設置時	○N T T回線 (TEL) 075-414-4472 (FAX) 075-414-4477 ○防災情報システム (TEL) 8(7)-700-8110 (災害対策課) (FAX) 8(7)-700-8102 (災害対策課)
乙訓災害対策副支部	○N T T回線 (TEL) 075-921-0183

	○防災情報システム (TEL)8(7)-740-8101 (FAX)8(7)-740-8100

※ 衛星通信系防災情報システム特定電話機：「地上：8」「衛星：7」

(2) 直接自衛隊に通知する場合

連 絡 先	電話番号等	
	勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊 第7普通科連隊長 自衛隊緊急要請窓口	○N T T回線 (TEL)0773(22)4141 (内線235) (FAX)0773(22)4141 (内線299) ○防災情報システム 8(7)-835-8103	○N T T回線 (TEL)0773(22)4141 (内線302) (FAX)0773(22)4141 (内線299) ○防災情報システム 8(7)-835-8108

6 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が確定した時は、次のように部隊の受入れ体制を準備する。

(1) 競合重複排除

自衛隊の作業が、他の災害復旧、救助機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資機材の準備

作業計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ、諸作業に関連のある管理者と事前に協議しておく。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 自衛隊との連絡窓口一本化

派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にする。

(4) 部隊の受入れ

派遣された部隊の受入れに対し、次の施設等を準備する。

- ① 本部事務室
- ② 宿舍
- ③ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ④ 駐車場（車1台分の基準は、3m×8m）
- ⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物のない広場）

7 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として向日市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に関わるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 救援活動実施の際生じた損害（自衛隊装備に係わるものを除く）の補償

8 撤収要請

災害の処理が進み、向日市独自で復旧等の作業が可能になったと判断した時、災害対策本部長は、京都府知事及び派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。【資料編 資料3－12】

第4 市民組織等の活動

大規模な災害発生により、市単独では対応が困難な場合には、自衛隊や他の市町等の応援を要請するが、応援隊が到着するまでの空白期間において、自主防火防災組織をはじめとして、自治会、女性団体、災害ボランティア組織等の地域市民組織による救急救助等を中心とした応急対策活動に期待するところが大きい。

向日市はこれら各組織に対して日頃からその育成に努める。また、災害発生時には、その協力を依頼するとともに、その活動の支援及び相互調整を行うなど、市民組織による効果的な災害対策活動を行うものとする。

1 災害時活動組織等

(1) 災害応急対策実施に際し、災害時に活動する組織等は、おおむね次の団体をもって編成する。

- ① 自主防火防災組織
- ② 自治会
- ③ 女性団体
- ④ 災害ボランティア組織等

(2) 自主防火防災組織等の編成

災害時には、地域での協力・助け合いが有効であることを更に周知し、自主防災の組織化・活発化を図る。

2 自主防火防災活動

自主防火防災組織等は、主として次の作業に従事する。

- (1) 初期消火活動*
- (2) 救助、救急活動*
- (3) 避難誘導、避難拒否者の避難勧誘、避難跡の見回り等*
- (4) 避難所奉仕
- (5) 給水支援活動
- (6) 炊出しの実施、食料、生活必需品の配布
- (7) 救援物資等の仕分け
- (8) 物資配送センターの支援（物資収受、保管、積載、配送及び配分）
- (9) 災害ボランティアセンターへの支援
- (10) 要配慮者介助・支援
- (11) 清掃作業の実施
- (12) 防疫作業の実施
- (13) 道路、上下水道等応急復旧作業
- (14) 軽易な事務の補助

* 主として自主防火防災組織、災害ボランティア組織等に依頼すべきもの

3 向日市災害対策本部の活動

- (1) 災害発生時、直ちに窓口を置く。
- (2) 大災害発生時、市（本部）が必要と認めるときは、直ちに各組織の長に対して、救急救助、初期消火、避難誘導等の緊急に必要な初期対策活動への参加を依頼する。
- (3) 必要に応じ、広報車による広報、放送局への要請等により周知を図る。
- (4) 被害発生が少ない地域の組織に、大きな被害を受けている地域への応援を依頼する。
- (5) 各組織から連絡員を集め、各組織の活動状況を把握し、必要な活動を依頼し、組織相互間の活動調整を行う。
- (6) 自衛隊や他の市町等の応援隊の参加があった場合も、これらと合議による調整を行う。

4 記録等

自主防火防災組織等の活動を受けた向日市及び防災関係機関は、おおむね次の事項について記録する。

- (1) 自主防火防災組織等の名称及び人員
- (2) 活動の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

5 傷害保険等

団体組織、ボランティア等向日市の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険加入について検討する。

第15節 緊急避難

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局

大規模災害から住民の生命、身体を保護するため、災害危険区域から住民を避難させるための避難指示等の発令及び誘導を行い、併せて避難者を収容するための避難所の開設・運営について定める。

第1 避難情報の伝達

災害対策本部長は、災害による被害発生のおそれがある場合に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは高齢者等避難を発令する。

また、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは避難対象地区の住民に対し、避難指示を行う。

ただし、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

特に、台風による大雨発生など、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されて

から災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達する。

【実施責任者】

実 施 者	避難情報等の区分	災害の種類	根 拠 法 令
市 長	高齢者等避難	災害全般	災害対策基本法第56条
市 長	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命 を受けた職員	指 示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者 (市 長)	指 示	洪水	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

上記のとおり、災害の種類等によりそれぞれ実施責任者が定められているが、災害全般については、第一次的に直結する市長が避難指示を発令する。

1 高齢者等避難、避難指示対象

(1) 対象地区

対象地区は、災害の発生が予想されるところで、次の地区である。

- ① 大火災等で、延焼の危険のある地区
- ② 山崩れ、崖崩れ等土砂災害の危険が予想される地区
- ③ 河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（地域）
- ④ 危険物災害発生のおそれがある地区
- ⑤ その他避難を必要とする地区

(2) 対象者

- ① 高齢者等避難、避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内の全ての者を対象とする。
- ② 避難対象区域以外の市民であっても、被災のおそれのある場合は、自主的に避難を行う。

(3) 高齢者等避難、避難指示等

災害による被害発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があるときは高齢者等避難を発令する。

災害により市民の生命・身体に危険が及ぶと認められる場合は、その地区の市民に対し、次により、避難のための立ち退きを勧告又は指示する。

① 向日市長の高齢者等避難発令（災害対策基本法第56条）

法令の規定により、国や府をはじめとする関係機関などから災害に関する予報又は警報の通知を受けたときには、住民等に対し通知に係る事項を伝達する。

また、必要があると認めるときには、予想される災害の事態に対して関係する住民等がとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、通知及び警告する。

② 向日市長の避難指示（災害対策基本法第60条）

災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められる場合は、向日町警察署長、消防長と協議のうえ、立ち退きを指示する。この場合、速やかに知事に報告する。

- ③ 京都府知事又はその命を受けた京都府職員の指示（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 29 条、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 33 号)第 25 条)

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は、対象地区内の市民に対し、避難のための立ち退きを指示する。

- ④ 警察官の指示（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨市長に通知する。

- ⑤ 自衛隊の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、避難等の措置をする。

(4) 高齢者等避難、避難指示の基準

高齢者等避難、避難指示は、おおむね次の基準による。

- ① 高齢者等避難(要配慮者避難)の基準及び発表時の状況と住民に求める行動

区 分	基 準 及 び 状 況	
条 件	洪水予報河川 (桂川)	・避難判断水位に到達し、「洪水予報（氾濫警戒情報）」が提供されたとき
	水位周知河川 (小畑川)	・「警戒水位（氾濫注意水位・避難判断水位）」を突破し、洪水のおそれがあるとき
	土砂災害	第 2 編 第 4 章 第 7 節 土砂災害等予防計画のとおり
	そ の 他	・各種警報などが発表され、避難の必要があると認められるとき ・その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき
発表時の状況	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
住民に求める行動	・要配慮者等、特に時間を要する者は、避難場所へ避難行動を開始 ・避難支援者は、支援行動を開始 ・上記以外の者は、避難準備を開始(家族等との連絡、非常用持出品の用意等)	

- ② 避難指示の基準及び発表時の状況と住民に求める行動

区 分	基 準 及 び 状 況	
条 件	洪水予報河川 (桂川)	・「氾濫危険水位に到達し、洪水予報（氾濫危険情報）」が提供されたとき ・河川の上流が被害を受け、下流に危険があるとき
	水位周知河川 (小畑川)	・「特別警戒水位（氾濫危険水位）」に達したとき ・河川の上流が被害を受け、下流に危険があるとき
	土砂災害	第 2 編 第 4 章 第 7 節 土砂災害等予防計画のとおり
	そ の 他	地すべり、山崩れ及び土石流などにより、著しく危険が切迫しているとき
発表時の状況	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	
住民に求める行動	・通常の避難行動ができる者は、避難場所へ避難行動を開始	

洪水予報河川（国管理河川（桂川））に係る避難判断基準					
水位名称	水位	警戒レベル	避難情報	向日市・住民に求める行動	国が発出する情報
堤防天端	堤防天端	警戒レベル 5	緊急安全確保	・住民の避難完了	桂川氾濫発生情報
氾濫危険（特別警戒）水位	4.00m	警戒レベル 4	避難指示	・避難指示の発令を判断 ・住民は避難を判断	桂川氾濫危険情報
避難判断水位	3.90m	警戒レベル 3	高齢者等避難	・高齢者等避難の発令（要配慮者避難情報）を判断 ・要配慮者は避難開始	桂川氾濫警戒情報
氾濫注意（警戒）水位	3.80m	警戒レベル 2			桂川氾濫注意情報
水防団待機水位	2.80m	警戒レベル 1			

水位周知河川（府管理河川（小畑川））に係る避難判断基準					
水位名称	水位	警戒レベル	避難情報	向日市・住民に求める行動	府が発出する情報
堤防高	5.74m	警戒レベル 5	緊急安全確保	・住民の避難完了	小畑川氾濫危険情報
氾濫危険（特別警戒）水位	2.60m	警戒レベル 4	避難指示	・避難指示の発令を判断 ・住民は避難を判断	小畑川氾濫警戒情報
避難判断水位 氾濫注意（警戒）水位	2.20m	警戒レベル 3 警戒レベル 2	高齢者等避難	・高齢者等避難の発令を判断 ・要配慮者は避難開始	小畑川氾濫注意情報
水防団待機（指定）水位	1.30m	警戒レベル 1			

(5) 伝えるべき内容

高齢者等避難、避難指示の場合、住民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

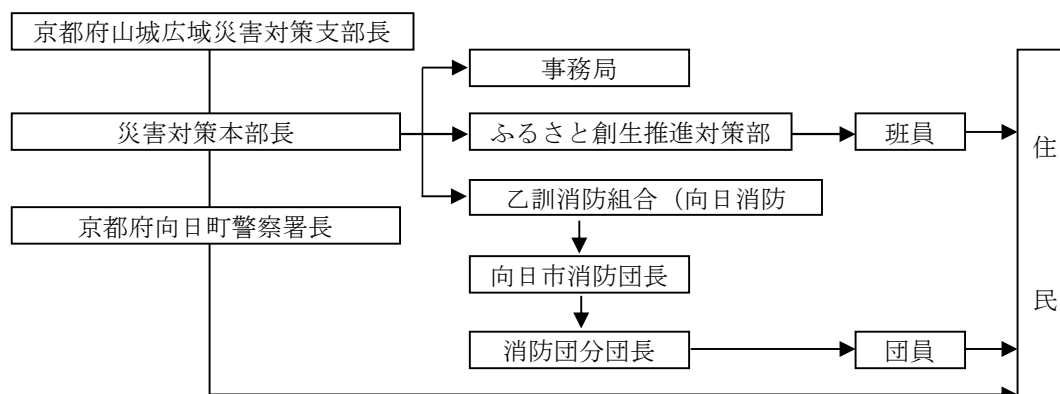
- ① 避難対象地区
- ② 高齢者等避難、避難指示の理由、原因
- ③ 避難先及び必要に応じて避難経路
- ④ 避難行動における注意事項
 - ア 戸締まり及び火気危険物の始末
 - イ 携帯品は、最小限に限定
 - ウ 服装は軽装とし、帽子、頭布等を着用。多少の肌着などの着替えや防寒雨具も携行
 - エ 避難は、徒歩を原則

2 高齢者等避難、避難指示又は解除の伝達

(1) 住民に対する伝達

① 高齢者等避難、避難指示又は解除の伝達系統

高齢者等避難、避難指示又は解除は、自治会、向日市消防団の協力を得て、次の方法により、周知を図る。



② 伝達の手段

広報車、自主防火防災組織等を利用し、迅速かつ的確な方法で関係地区住民に勧告、指示をする。

ア 拡声器又は口頭による周知

イ 広報車による広報

ウ 個別訪問による伝達

エ 防災・防犯情報メール配信システム

オ 緊急速報メール

カ 防災情報お知らせメール

(2) 京都府知事に対する報告

市長等が避難の指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域災害対策支部長を通じ京都府知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(3) 関係機関への連絡

① 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し事前に体制を整える。

② 警察機関への連絡

避難住民の誘導整理のため警察機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

第2 避難の誘導

災害が発生した場合、避難者の生命身体を守るため、適切な避難誘導を行い、避難者を安全に避難場所に誘導する。その際、できるだけ自治会・町内会等ごとに避難集団を形成して行う。

1 避難準備

(1) 市民の避難

市民の誘導は、警察官、向日市消防団員、自治会及び自主防火防災組織等の協力を得て行い、次の事項に配慮する。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
 - ② 避難者は、三日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、照明器具、救急薬品等を携行する。
 - ③ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
 - ④ 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替や防寒雨具を携行する。
 - ⑤ 家具類等大量の荷物は、持ち出さない。
 - ⑥ ①～④までのうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにしておく。
 - ⑦ 病院、老人ホーム、保育所等多数の高齢者、傷病者、乳幼児及び妊産婦等を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。
 - ⑧ 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難を行う。
- (2) 学校、事業所等における誘導
学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。
- (3) 交通機関等における誘導
ＪＲ等の交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難者の誘導

高齢者等避難、避難指示が発せられた場合は、対象となる地域、避難先、避難理由等を明示し周知徹底を図るとともに避難者を誘導する。

(1) 避難順位

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者及び妊産婦等の要配慮者
- ② 防災活動従事者以外の者
- ③ 防災活動従事者

(2) 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- ② 家屋の補強及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について、次の措置をとる。

ア 緊急の場合

現金、貴重品ほか日用品、身廻品を最小限にする。

イ 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲にする。

3 車両等による移送

(1) 車両等による移送

孤立集落又は避難途中に危険がある場合、又は、高齢者、傷病者ら通常的手段では避難できない住民は、車両等を利用して移送する。

(2) 避難道路の選定

- ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。

- ② 避難道路には、向日市消防団員、警察官等を配備する。
- ③ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。
- ④ 道路上の障害物件を除去する。

4 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、自主防火防災組織等の協力を得て、立退きに遅れた者等の有無の確認に努め、救出を行う。
- (2) 避難指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては、強制措置をとる。

5 避難支援

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ作成した「向日市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者情報の共有、災害時要配慮者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要配慮者一人ひとりの避難支援を含めた個別計画の策定を目指す。

第3 避難所の開設

災害による二次災害の危険性等により、災害対策本部が高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女や性的マイノリティの視点等に配慮する。

併せて、必要に応じ、避難者が連れて避難した、犬や猫等の家庭動物（以下、「ペット」という。）の受入体制を整える。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ① 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、各対策部と学校長等の施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。
- ② 災害対策本部は、高齢者等避難、避難指示を発令したとき、又は、自主的に避難が行われたときは、直ちに避難所を開設する。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入室を禁じる。
- ③ 避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、避難所開設運営マニュアルを作成するなど、あらかじめ定めておく。

(2) 避難所開設の報告

- ① 向日市長は、避難所を開設したときは、直ちに京都府知事及び向日町警察署長に対して、次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の目的
 - イ 避難所開設日時、場所及び施設名
 - ウ 収容状況及び収容人員
 - エ 開設期間の見込み
 - オ その他参考となる事項

- ② 避難所の責任者は、収容者を確実に把握し、一定時間ごとに災害対策本部に、次の事項を報告する。

ア 避難所収容者名簿
イ 避難所開設日誌
ウ 物品出納簿
エ 被災者救助明細書

2 避難所の指定及び避難者の収容

災害時における避難所として、学校、公民館等各種公共建物及び防災協力農地を指定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくとともに、災害の程度・状況に応じて、その他未指定の公共施設、神社、寺院、公民館及び仮設テント等を避難所とし、避難者を収容し保護する。

第4 要配慮者の緊急避難等

平常時より、市は関係機関とともに、あらかじめ在宅の要配慮者の状況を把握するとともに、在宅の要配慮者と地域住民及びボランティア等との関係を深めておくものとし、災害時には、災害対策本部は、地域住民及びボランティア等とともに、緊急避難、避難生活等の介助、支援及び必要な配慮を行うものとする。

また、言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくく、避難等に支障を生じることが予想されるため、在日外国人と訪日外国人では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に十分配慮する。

1 要配慮者

要配慮者とは援護を要する高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害が発生したとき、被害を受けやすい人をいう。このほか、日本語の不自由な外国人、地理に不案内な観光客も、災害が発生したとき、被害を受けやすいことから要配慮者とする。

2 在宅の要配慮者の緊急避難

- (1) 災害発生時で、緊急避難を要する地域に居住し、又は、緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対し、本部は、関係機関、地域住民及びボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた要配慮者を救出する。
- (2) 介助を要する者については、家族のある場合でも健常者の場合に比べて荷物が増え、その上介助を要するなど家族の負担が大きいことから、可能な限り近隣居住者、顔見知りの者、民生児童委員等と協力し、特に独居者には、地域住民及びボランティア等のほか、市職員、警察官、民生児童委員、自主防火防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員が協力して、介助及び荷物の搬出等を行う。
- (3) 避難誘導に際しては、要配慮者に十分な配慮を行い、避難の介添えを行う。
- (4) 本部は、居宅に取り残された要配慮者を迅速に発見するため要配慮者名簿等を利用し、警察官、民生児童委員、自主防火防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、地域住民及びボランティア等と協力し、居宅に取り残され、救助を要する要配慮者の迅速な発見に努める。要配慮者を発見した場合には、直ちに避難を行う。

3 社会福祉施設等の入所者、通所者

災害対策本部は、老人ホーム等入所施設、保育所等通所施設につき、被害状況及び避難の要否等必要事項を、施設管理者等を通じて緊急に把握し、適切な措置を行うとともに、これを京都府山城広域災害対策支部に緊急報告する。

(1) 社会福祉施設等の事前体制

入所又は通所施設としての社会福祉施設等は、平常時から災害を想定した防災計画を策定して地域の自主防火防災組織、自治会、災害・福祉ボランティア組織等との連携を強化し、これら組織と連携して防災訓練、防災教育を実施し、緊急時に備えるものとする。併せて、必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、要配慮者のために万全を期する。

① 防災体制

ア 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。

イ 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

② 防災訓練

ア 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。

イ 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導する。

③ 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

(2) 被害状況の把握

施設管理者は次の状況を緊急に把握し、本部に報告する。

① 施設入所者、施設通所者の被害状況

② 施設・設備の被害状況

③ 避難を要する人員

④ 避難の緊急性

⑤ 他施設等からの被災者の受入可能な障がい等の種別及び人員数

⑥ 飲料水又は生活用水、食糧、日用品、生活関連資機材等当面の生活に必要な物資等の状況

(3) 緊急措置

施設管理者は必要に応じ、次の緊急措置を行う。この場合、必要な応援を本部に要請するとともに、地域住民、自主防火防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

① 安全確認

② 避難誘導、移送等。又は保育所の場合、幼児の保護者への引き渡し

③ 施設倒壊等による入所者、通所者等の救出、救助、救急

④ 初期消火

⑤ その他

4 社会福祉施設等の要配慮者の移動等

(1) 避難誘導、移送措置

社会福祉施設・設備の損壊等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等必要な支援を行う。

(2) 移動

移動は原則として避難誘導による徒歩とする。避難誘導には、自主防火防災組織、消防団員、民生児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得ながら、危険の少ない避難路を選定して行う。

危険な場所から脱出する場合、遅くならないよう十分な注意を払う。

要配慮者の健康状態や、移動能力により、車両による移送を行う。

5 要配慮者の避難所等への入所

- (1) 要配慮者は人により、配慮すべき内容が大きく異なるため、要配慮者の避難所等への入所に当たっては、それぞれの適性を考慮し、あらかじめ福祉避難所を指定するなど、優先的に場所を定める。
- (2) 避難所への入所が要配慮者の大きな負担になるなど困難な場合は、適当な施設を選定し移送する。市域に適当な施設がない場合は、京都府山城広域災害対策支部又は近隣市町に入所の斡旋を要請する。
- (3) 避難所に入所した要配慮者の障がい等の種類、程度に従い、要配慮者のための生活・介護・治療等に必要な資機材を調達する。

なお、福祉用具に関する協定は【資料編 資料1－52】のとおり。

- (4) 要配慮者の避難所生活を容易にするため、段差解消のスロープ、手すり、障がい者用トイレ等を設置しバリアフリーとする。

第16節 救助・救急及び医療救護

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・乙訓消防組合・事務局

大災害が発生した場合、倒壊家屋等により下敷きとなり救助を要する人や、落下物で負傷し応急手当・救急を要する人が多数発生することが予想される。また、患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療を施すべき重傷病者に対する応急医療救護が行き届かない事態が予想されるためそれらに対処するため、救急救助及び医療救護に関する応急対策を実施する。

第1 救助救急活動

1 方針

大災害が発生した場合、倒壊家屋等による人的被害、並びに火災による負傷者が多数発生することから、災害対策本部は、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、自主防火防災組織、地域住民、防災関係機関（自衛隊、日本赤十字社京都府支部等）等と協力し、迅速かつ的確な応急救助活動に当たる。

2 応援要請

災害対策本部は、市域で災害が発生した場合、被害の状況を検討の上、必要に応じて京都府等に対して応援を要請する。

3 資機材等の調達

- (1) 市は、平素から災害備蓄拠点及び備蓄倉庫、市役所等に救助資機材を備蓄する。
- (2) 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- (3) 災害対策本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業所等か

ら、迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。

4 実施計画

倒壊した家屋により被害を受けた人の救助活動は、時間の経過とともに救命率が急速に低下するために迅速な対応を行う。

(1) 救助活動の実施

- ① 乙訓消防組合は救助隊を編成し、向日市消防団員、警察等とともに救助活動を行う。また、地域の自主防火防災組織や住民がそれら機関の救助活動に協力し、あるいは自主的な救助活動を行う。市は、必要に応じ救助のため、職員を応援に派遣するものとする。
- ② 救助活動に先立って情報収集を行い、要救助者が多いと想定される地区を重点的に救助を開始する。
- ③ 救助活動には、バール、チェンソー、ジャッキ等の簡易救出器具の他、必要に応じ建設重機等を調達して行う。
- ④ 救助活動が長期に及ぶ可能性がある場合は、交代要員を配置する。
- ⑤ 市は、乙訓消防組合と連携し、平素から自主防火防災組織の育成に努める。

(2) 救急活動

- ① 重傷者から順次救急搬送を実施する。
- ② 避難場所等に応急救護所を必要に応じ設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。

なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近住民及び自主防火防災組織等の協力を求め実施する。

- ③ 救護所が設定されている場合は、診療の可否等の確認をする。その設置がない場合は、必要により、医療救護班の早期派遣を依頼する。
- ④ 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行う。

(3) 支援要請

向日市の総力を発揮しても救助活動が不十分と判断されるときは、直ちに京都府に自衛隊の災害派遣、警察官の増強、又は、近隣市町、防災関係機関等からの資機材等の派遣等を要請する。

(4) 支援隊による救助・救急活動

消防、警察、自衛隊等の支援部隊の到着とともに、それらの機関が救助・救急活動を行う。なお、救助・救急活動を効率的に実施するため、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密な連携の下、これを行う。

(5) 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2 医療救護計画

大災害により、多くの負傷者が発生し、重傷者も軽傷者も一斉に市域の医療機関に集中した場合、緊急を要する重傷者への医療が行き届かない事態が懸念される。これを避けるため、救護所を設置し、応急医療とトリアージ（重症度・緊急度による患者の治療優先度の決定）に徹するとともに、市域の医療機関は、重症者等を中心とした医療に専念する。

1 医療救護の対象、範囲等

(1) 対象者

医療を必要とする状態にあり、かつ、災害のため医療の手当を受けられなかった者であること。

(2) 範囲

医療救護の範囲は、応急的な次のものとする。

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他の治療及び手術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

(3) 期間

災害発生の日から 14 日以内

2 助産救護の対象、範囲等

(1) 対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であり、かつ、災害のため助産の手当を受けられなかった者であること。

(2) 範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処理
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期間

災害発生前後 7 日以内に分べんした日から 7 日以内。

3 一般社団法人乙訓医師会との医療救護活動協定

向日市では、長岡京市、大山崎町との合同により、一般社団法人乙訓医師会と災害時等における医療活動について協定を結び、医療救護班の派遣等を円滑に行い、災害時の医療救護に万全を期する体制を整えている。

4 救護所設置のための手続き

(1) 情報収集

時間の経過とともに救助者の救命率が低下することから、救助された負傷者を短期間に適切な処置できる態勢の整備が求められる。このため、被災した負傷者数、市域の医療機関の被災状況、救護班編成の余力の有無、管内管外を含めた収容可能病院の把握等、情報の収集に努め、的確な医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の編成

負傷者が集中的に出ている地域がある場合は、医療救護班を編成し、救護所を設置する。

- ① 医療関係機関に対して、医師その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。
- ② 向日市において後方医療に徹する必要があるため、医療救護活動が困難な場合は、京都府知事等に対して、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 救護所の設置

一般社団法人乙訓医師会及び日本赤十字京都府支部等の協力を得て、負傷者の多い地区周辺で安全な地区、避難所（学校医務室）、公民館、病院の敷地内、向日市のその他公共施設等に救護所を設置する。

(4) 周知

救護所の設置が決定されたとき、直ちに向日市災害対策本部、医療・救助・救急関係機関に報告を行うとともに、広報車等により関係する地域住民に広報活動を行い、周知徹底を図る。

5 医療・助産・救護活動

(1) 救護所での活動

後方医療機関は、重傷病者を優先的に治療することを原則とし、救護所においては、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療、助産、救護活動を実施する。

- ① 負傷者の傷害等の程度の判別
- ② 重傷病者に対する応急措置
- ③ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定（トリアージの実施）
- ④ 軽傷者に対する医療
- ⑤ 被災者の精神的・心理的ケア
- ⑥ 死亡の確認
- ⑦ 医療救護活動の記録、災害対策本部への収容状況等の報告

(2) 後方医療施設での活動

市域の医療施設を後方医療機関とし、主として次の医療活動を実施する。

- ① 重傷病者に対する優先医療
- ② 助産
- ③ 遺体の検案

(3) その他

災害時には多数の負傷者が予想されるので、次のことについても考慮する。

- ① 既入院患者への措置
- ② 多数来院患者、負傷者の受入れ体制の整備
- ③ 医療・救護活動に参加する医師・看護師の食料、必需品、執務時間、交代要員等への配慮
- ④ 災害対策本部と救護班本部、一般社団法人乙訓医師会、京都府乙訓保健所、日本赤十字社京都府支部等との連絡体制の整備

6 傷病者搬送体制

(1) 搬送

被災現場から救護所及び後方医療施設への搬送は、消防団、住民、防災関係機関等の協力を得て実施する。

(2) 搬送方法

救護所及び後方医療施設への搬送は、救急車、公用車、調達車両等による他、必要に応じて担架で搬送する。

7 医薬品・資機材の確保

医薬品・医療用資機材等については、医療救護活動においてできるだけ携行する。また、負傷者が多く、医薬品、医療機器材等が不足するときは、関係業者等から調達し、なお不足するときは、京都府に調達を要請する。

8 災害救助法による医療及び助産

この計画に基づく医療及び助産については、災害救助法によるところによるものとする。

9 その他

災害救助法により難いとき等で、医療及び助産の救護をする必要があるときは、災害対策本部長は適切な措置を講じる。

第2章 応急対策期の活動

第1節 災害対策要員の拡充

担 当	共通

災害発生時、災害対策本部要員と住民、企業、民間諸団体が一体になり、更に、自衛隊、京都府、近隣市町村等の応援を要請し、なお不足する場合は、作業員等の雇上げや法的従事によって必要な要員を確保し、円滑な災害応急対策等を実施する。

第1 法による従事

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によっても不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより命令を執行する。

1 強制命令の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 規	執 行 者
災害応急対策事業(災害救助法に基づく救助を除く応急対策)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事 委任を受けた市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

(2) 命令対象者

強制命令の種別による従事者対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師、又は薬剤師 2 保健師、助産師、又は看護師 3 土木技術者又は派遣技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びそれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令（災害応急対策全般）	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	市内の住民又は水防の現場にある者

第2 専門ボランティア

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（外国語通訳、医療助産師、通信、建物判定等）の派遣は、京都府災害対策本部が中心となって、関係団体と連携し募集・登録・派遣調整を行う。専門ボランティアの派遣が必要な場合、京都府災害対策本部へ派遣を要請する。

第3 一般ボランティアへの活動支援

災害時の災害応急対策活動において、ボランティアが被災者の救護、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて大きい。特に一般ボランティアで、向日市の窓口や向日市社会福祉協議会に来訪する者のために、市及び社会福祉協議会が協調して、ボランティアの受入れ・調整等のコーナーを設け、ボランティア活動を支援する。

1 受入れ体制の整備

(1) 市域ボランティア組織に要請

大規模災害発生と同時に、市域の災害ボランティア、福祉ボランティア、その他各種ボランティア組織（以下において「災害ボランティア組織等」という。）にボランティアコーナーの開設につき、協力を要請する。

(2) 一般ボランティアのための活動計画

① ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等について情報を収集し、一般ボランティアのための活動計画を作成する。

② 受入れ計画を定め、応援を求める作業内容を明示するとともに、応援活動に必要な物資・資機材を確保する。

(3) 窓口の設置

市役所庁舎、福祉会館、避難所、物資配送センター等に、外来のボランティア又は市域の一般ボランティアのための窓口として、ボランティアコーナーを市域の災害ボランティア組織等の協力を得て設ける。併せて、市域の災害ボランティア組織等に、各ボランティアコーナーに常駐することを依頼する。

(4) 窓口業務の役割

① 外来又は一般ボランティアのための活動情報の収集・提供

② 外来又は一般ボランティアへの協力、相談、指導

③ インターネット等にボランティアのための活動情報の提供

④ 社会福祉協議会と災害対策本部との連絡調整

⑤ ボランティア活動状況の把握

2 ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項

ボランティアの災害応急対策への協力の申し出に対して、依頼すべき活動の主要な内容と時期は、おおむね次のとおりである。

【ボランティア等に協力を依頼すべき主要な事項】

活 動	内 容	初動期	混乱脱却期	安定期
救急救助活動	被災現場	◎	△	—
配送・物品拠点支援	配送	○	◎	○
	入出庫	○	◎	○
	在庫管理	○	◎	○
	受入事務等	○	◎	○
給水給食活動支援	注水・積載	◎	◎	○
	配送	◎	◎	○
	給水現場活動	◎	◎	○
	給食	◎	◎	○
公園・自宅避難者等の支援	被災現場	◎	◎	◎
避難所支援	開所等初動補助活動	◎	△	—
	運営補助活動	△	○	△
	避難者支援活動	◎	○	—
ボランティアコーナー支援	市役所・福祉会館 避難所・その他	◎	◎	◎
要配慮者支援	避難所、被災現場	◎	◎	◎
清掃・ガレキ除去等	避難所	○	△	—
	被災現場	◎	◎	◎
障害物除去等	被災現場	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療関係 ・福祉関係 ・建築関係 ・無線関係 ・芸能 その他	避難所 被災現場	◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの ○ は必要度の高いもの
△ は必要度のあるもの — は必要度の少ないか、無いもの

3 運営

(1) ボランティアの保険加入のあっせん

ボランティア従事者に対して、保険のあっせんを行う。

(2) ボランティアの派遣

ボランティア活動センターに登録してあるボランティア、ボランティアコーディネーターを被災状況、要請内容にあわせ派遣する。

(3) 専門ボランティア

医師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣申し入れがあった場合は、窓口となる各班に受け入れの依頼を行う。

(4) 活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、必要な活動資材等の提供を行う。

(5) ネットワーク化

災害対策本部、ボランティア団体と地域活動拠点との間のネットワーク化を図り、迅速な活動体制を図る。

ネットワーク化を図るための通信手段として、電話、無線、インターネットなど災害時に使用可能なものを用いて行う。

(6) ボランティアの滞在場所

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣するところは、できる限り各団体において、滞在場所を確保してもらうよう要請する。

(7) ボランティアの撤退時期

被災住民の自主的な再建を念頭におき、ある時点で、協議を行い、ボランティアの方向性の検討を行う。

第2節 被災者への救援活動

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部

災害により被害を受けた市民の厳しい状況に配慮し、災害対策基本法 の精神に従い、災害救助法の指針の下、災害者の救助・救援を行う。

第1 災害救助法の適用

本市域の災害が、災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号 以下「救助法」という）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

市長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、別に掲げる救助の実際に関する職権は、市長に委任されている。

市長は委任された職権を行使したときは、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。なお、緊急を要する時は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、市長は、救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項1号～4号の規定による。京都府知事が、向日市に対し、災害救助法に基づく救援を行う場合の適用基準は、次のとおりである。

- ① 向日市の区域内で80世帯以上の住家が滅失したとき。
- ② 京都府の区域内の住家滅失世帯が2,000世帯以上で、向日市の区域内で40世帯以上の住家が滅失したとき。
- ③ 京都府の区域内の住家滅失世帯数の数が9,000世帯以上で市町村の区域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(2) 被害状況の判断基準

被害程度の判断認定基準参照。

2 滅失世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

滅失世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、見直し換算を行う。

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流失）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

(2) 住家被害程度の認定

住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定の基準
住家の滅失	住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%に達した程度のも。
住家の半壊 半焼等	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積の住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のも。
住家の床上 浸水土砂の 堆積等	上記2点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のも、又は、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※ 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ「1住家」として取扱う。

※ 「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

- ① 向日市における被害が、第1項の適用基準のいずれかに該当し、又は、該当する見込みであるときは、災害対策本部長（市長）は、直ちに次に掲げる内容によって京都府知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

② 災害の事態が急転し、京都府知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害対策本部長（市長）は災害救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに京都府知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、京都府知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに京都府知事に報告する。その後の処置に関しては、京都府知事の指揮を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用を申請できる。適用申請は知事に対して行うが、期間延長については、救助期間内に行う必要がある。

4 災害救助法による救助の内容等

(1) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類（委任項目）は、次のとおりである。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 被災者に対する医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の搜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

災害救助法による救助内容の詳細については、【資料編 資料２－８】を参照のこと。

- (2) (1)のうち①（応急仮設住宅を除く）、④、⑤、⑥、⑦、⑧（高等学校等生徒の学用品の給与を除く）、⑨、⑩、⑪、に掲げる救助の実施については、あらかじめ、市長に指示した救助についても、その実施が委任されたものとみなされるので、これによって委任を受けた市長は、当然に委任された救助の実施責任者となる。
- (3) (1)の⑦にいう生業資金の貸付については、各種の貸付資金制度が充実された現在、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付けが実施されている。

5 救助業務の実施

(1) 救助業務の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、京都府知事が実施者となり、向日市は、京都府知事の補助又は委任による執行として、救助を行う。ただし、事態が切迫して、京都府知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は、災害救助法による応急救助に直ちに着手する。これとともに、京都府知事にその状況を速やかに報告し、その後の処置に関して、京都府知事の指揮を受ける。

(2) 救助業務の記録及び報告

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成が必要であるので、市民サービス対策部は、各部、班に係る帳簿の作成を指示し、整理を実施し、京都府災害対策本部に報告する。

(3) 災害救助法による救助の方法、程度、期間等（災害救助法施行細則第3条関係）は、【資料編 資料2－8】を参照。

第2 避難所の運営

1 避難所運営の方針

避難者が、災害により受けた被害の厳しい状況に十分配慮した対応を行うとともに、原則として、避難者の自立を目指した運営を行う。

運営に当たっては、自治会や、ボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、高齢者等要配慮者や性別に関わらない多様なニーズに十分配慮する。この他、避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルの整備に努め、その運営に万全を期すものとする。

2 実施機関

避難所の運営は、総務対策部、市民サービス対策部、教育対策部及び施設管理者の管理指導の下に行う。

3 避難収容対象者

災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に対して行う。

4 ボランティアの協力

- (1) ボランティアの協力を得るため、避難所にボランティアコーナーを設けて、ボランティア活動が円滑に行われるようにする。
- (2) ボランティア活動を円滑にするため、避難所以外のものも含め、依頼すべき活動事項を掲示する。
- (3) 避難所においてボランティアに依頼する活動は、初期の混乱期における各種労働の提供、物資の管理等とする。安定期以降においては、要配慮者に対する支援活動に限定する。

5 避難者の自活力の育成

- (1) 多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。
- (2) 避難者に対して暖かい処遇をするよう努めるとともに、自活力の育成に配慮した対応に努める。
- (3) 避難所内の清掃、給水の受取り・分配、食料・生活必需品・物資の受取り・分配・保管・払出し、避難者の移動の把握等については、可能な限り避難者の自主的な運営に委ねる。

(4) 一定期間以降のボランティア活動の対象は、要配慮者を中心に実施されるよう配慮する。

6 要配慮者への配慮

- (1) 要配慮者の要望に対してはできる限り適切な対応を行う。
- (2) 長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。
- (3) スロープの設置等要配慮者に留意した設備に努める。

7 避難所の設置期間

避難所の設置期間は7日以内とする。7日を超える見通しの場合は、京都府と協議して延長期間を定める。

8 避難の長期化への対応

- (1) たたみ、布団、冷暖房機、洗たく機などの調達も考慮する。
- (2) 可能な限り避難者のプライバシー確保に努める。
- (3) 防犯等安全の確保に努める。
- (4) 自主的な自立運営を目指す。

9 費用の範囲

災害救助法に定めるところによる。

第3 給水計画

飲料水は、生命の維持にとって食料以上に重要といえるものである。災害により受水経路が破損し、又は、汚染されたために飲料水の確保ができなくなった市民に対し、給水活動を行う。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は災害救助法の定めるところによる。

1 飲料水の確保

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、応急処置として、必要最小限の給水を行うものとする。

- ① 配水池の緊急しゃ断弁により、水の流出防止を図る。
- ② 住民に理解を求め、住民1人1日当たり3ℓを目安に3日程度に相当する飲料水を備蓄により確保する。

2 その他の水の利用方法

可能な限り民間の井戸の活用を図る。また、飲用には適さないが、他の生活用水として利用可能な場合は、その旨を十分に周知させた上、飲用水と区別して利用する。

3 給水計画

災害が発生した場合、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握し、給水の対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を作成し、上下水道事業の業務継続計画（以下「上下水道BCP」という。）に基づき、応急給水を実施する。

4 給水の準備

(1) 給水の広報

給水時間、給水場所等を関係地域住民に広報を行う。

(2) 給水地点の設定

給水地点は、避難所又は被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

(3) 給水拠点の給水量確保

物集女配水池及び上植野浄水場等に設置の応急給水施設において給水量の確保を図る。

(4) 給水用資機材の確保

給水車等が不足する場合は、自衛隊、京都府又は他の市町村に協力を要請する。

給水袋等の備蓄資機材が不足する場合は、業者から調達する。

(5) 水道災害時の相互応援協定による協力要請

水道施設の被災状況が多岐であり、他の団体等に協力要請を行う必要がある場合は、府下市町による「日本水道協会京都府支部災害相互応援に関する覚書」並びに京都市との「分水協定」等により、他市町の応援を得て、給水の確保を図る。

5 給水の方法

給水を必要とする被災地等への応急給水は、給水車及び仮設配管によって行うものとする。

(1) 応急給水用タンク保有数

種 別	容 量	台 数	所 属
給水車	2,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{台}}$	1 台	都市整備部
給水タンク	1,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{基}}$	1 基	〃
応急給水対応設備	500 $\frac{\text{リットル}}{\text{セット}}$	6 セット	〃
災害対策用給水袋	10 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$	2,300袋	〃
〃	6 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$	2,350袋	〃
〃	4 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$	750袋	〃
〃	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{袋}}$	10,900袋	〃

(2) 給水基準

被災者1名当たり1日3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}$ を基準とする。

(3) 消火栓の活用

給水を必要としている場所で、消火栓を利用できる場合は、給水車等への取水にも利用する。

(4) 特別措置

病院・福祉施設等に対しては、特別給水を実施し、医療活動に支障のないよう努め、必要に応じて、貯水槽の設置や仮設配管を行う。

(5) 水道施設の応急復旧

取水、浄水、配水、給水の各部門にわたりその被害状況を的確に把握し、関係機関に応援要請し、それぞれ応急復旧に万全を期す。

(6) 応急復旧資材の確保

災害における応急復旧の資材の確保については、常に関係機関と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておく。

第4 食料の供給計画

災害により被災し、食料を失った市民のため、備蓄食料の配給、炊き出し業者手配等を行う。

なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、ここで食料等を扱う。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は災害救助法の定めるところによる。

1 対象者

応急食料については、おおむね次の者を対象に供給する。

- (1) 避難指示等に基づき避難所に収容された者
- (2) 住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受け、炊事の不可能な者
- (3) 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
- (4) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- (5) 災害応急対策活動従事者
- (6) 米穀の供給機構が混乱し通常の供給を受けることが不可能となった者

2 応急食料の内容

緊急時には備蓄食料を配分し、この間に食料の緊急調達を行って、主食として米穀、パン、麦製品等の外、給食業者等から弁当等を購入して配給する。また、必要に応じて副食や調味料等を支給する。

3 米穀等の調達

米穀等の調達について次のとおり行なうものとし、あらかじめ関係者と運用面について協議するものとする。

- (1) 米穀については、市内の米穀小売業者及び飲食店等から調達するものとする。ただし、これが困難な場合にあっては、京都府山城広域振興局長を経由して、京都府知事に対し要請し、米穀卸売業者から調達するものとする。
- (2) その他パン等米穀に代わる食料品については、必要に応じ、市内の販売業者及び製造業者から調達するものとする。なお、市内の販売・製造業者から調達が困難な場合においては、知事にあつせんを要請するものとする。又は、協定を締結している民間業者に要請する。
- (3) 商工会等に、食料調達について協力を要請するものとする。

4 副食、調味料の調達

副食、調味料については、可能な限り市内の販売業者等の協力により調達するものとし、不可能な場合は京都府に調達あつせんを要請し、万全を期す。

5 食料供給活動の実施

(1) 保管

食料は、原則として物資配送センターに保管する。

(2) 輸送

調達した食料の輸送は、原則として調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、公用車により行う。

(3) 配給の方法

避難所において、食料を配給する場合は、避難所責任者に手渡し、避難所責任者が、自治会等の協力により実施する。配給に当たっては、公平な配給に配慮するとともに、乳幼児に適した粉ミルク、高齢者・重症障がい者等に適した食品を調達し供与する等要配慮者を優先させる措置等に留意する。

(4) 炊き出し

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所で行う。

施設名	所在地	電話番号	炊出し予定人員	備考
向陽小学校	向日町南山3	921-0250	2,850	
第2向陽小学校	物集女町南条70	932-1002	2,300	
第3向陽小学校	森本町下森本30	932-1003	2,300	
第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	933-3388	2,300	
第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	921-0001	2,300	
第6向陽小学校	寺戸町大牧24	934-0403	2,300	
第1保育所	向日町北山21	921-4416	450	
第5保育所	寺戸町三ノ坪14	932-1819	300	
第6保育所	上植野町地田5-3	933-1212	300	

※ 必要に応じ、事業所及び飲食業者等の設備を利用する。

- ① 炊き出しに際しては、必要に応じ関係団体、一般住民等の協力を得て実施する。
- ② 炊き出しによる伝染病の発生を防ぐため、炊き出しに従事する者は食品の衛生管理に十分配慮するものとする。

第5 生活必需品の確保

災害により被災し、日常生活を営むことが困難になった市民のため、備蓄品や業者手配等により生活必需品を供給する。なお、災害規模が著しく大きい場合は、物資配送センターを設け、生活必需品等を扱うものとする。また、災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び実施期間は、災害救助法の定めるところによる。

1 物資の調達

市長が市内販売業者の協力により調達するものとする。ただし、災害救助法を適用した場合、又は、向日市において必要な物資の確保調達ができない場合は、京都府山城広域振興局長に調達、あつせんを要請する。

2 災害救助法による生活必需品の給与又は貸与の基準

(1) 対象

住宅の全焼、全壊、流出、半壊、半焼、浸水等により、生活上必要な財産を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と認められる者。

(2) 品目

- ① 被服、寝具及び身の回り品
- ② 日用品で必要と認められる品
- ③ 炊事用具及び食器
- ④ 光熱材料

(3) 給与及び貸与期間

- ① 災害の程度に応じ、京都府知事が定める期間とする。
- ② 期間は災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない災害においては、被災の状況に応じ適宜同法の定める基準に準じ生活必需品の給与又は貸与を市長が実施するものとする。

4 応急生活必需品の確保

(1) 需要把握

- ① 応急生活必需品の必要数の把握を行い、その確保に努める。
- ② 応急生活必需品の不足が見込まれる場合、市内の業者に協力を要請する。
- ③ 市内での調達が困難な場合は、京都府、他の市町村及び自衛隊等へ要請する。

(2) 輸送・保管

- ① 調達した生活必需品の避難所等への輸送は原則として調達先の業者に依頼する。
- ② 調達先の業者が輸送困難な場合は、向日市が輸送を行う。
- ③ 大量購入した応急生活必需品は、一旦、物資配送センターに保管する。

第6 物資配送センター

大災害が発生し、多くの避難者が発生した場合には、避難所に備蓄品、食料品、日用品等の物資を蓄え、これを管理することが困難であるので、物資配送センターをゆめパレアむこうに開設し、食品・物資の統括管理体制をとり、避難所の在庫管理負担を軽減する。

物資配送センターは、向日市・避難所・他の物資配送センター等と緊密に連絡をとり、効率的な配送、平等な配分を図る。

1 開設予定場所

物資配送センターとして、広い収納スペースを有する公共施設を予定場所とする。

2 取扱物資

物資配送センターでは、応急調達物資のほか、救護物資を取り扱う品は、次のとおりとする。

- (1) 食料、日用品、その他の備蓄品
- (2) 大量一括購入した食料、日用品等
- (3) 義援品・救援物資
- (4) 生活資機材
- (5) その他

3 物資配送センターの運営

- (1) 避難所、その他の防災拠点及び緊急輸送路、不通箇所等交通情報を収集し、渋滞防止等も配慮した効率的な応急配送計画を作成する。
- (2) 食料、日常品等で、避難所で必要な数量を常に把握し、これを手配、集荷及び保管して積載し、配送を行う。
- (3) 救援物資は、ボランティア等の協力を得て、品種別の仕分けを行い、可能な限り早期に配送・分配を行う。
- (4) 輸送に当たっては、避難所の要望に応えるため、車両だけでなく、バイク又は自転車も活用する。
- (5) 物資配送センターの運営は、物品管理、配送のノウハウを要する業務であるため、状況によっては、その全部又は一部を民間に委託することも検討する。

4 物資の配分

避難所において、応急生活必需品等を配給する場合は、避難所責任者の指示の下、自主防火防災組織・自治会等の協力を得てこれを行う。

救援物資・日用品等については、必要量が確保できない場合は、公平な配給という立場から、腐敗等の心配のない物資については、直ちに避難者に対して配給作業を行うことをせず、追加調達を行って、必要量が完全に確保されてから、配給を行うなどの措置を講じる。やむを得ず数量が確保できない場合にあっては、配給に当たって、家族、住宅を失うなど大きな痛手を負った世帯や要配慮者を優先させるなどの配慮を行う。

第7 義援金品の受付・配分

一般市民、府民及び他府県民から被災者に寄贈される義援金品について、受付の便宜を図るとともに、管理を行う。被災者への配分については、義援金の適正な配分を行うとともに、義援物資は、物資配送センターに送り、他の救援物資と合わせ、速やかに配分を行う。

1 実施機関

義援金品の受付、配分は、市長が行うものとする。また、災害義援金品の受付輸送及び配分は、災害対策本部・自治会・日本赤十字社京都府支部・日本放送協会・向日市社会福祉協議会・民生児童委員連絡協議会・女性団体・京都府向日町警察署等の機関が共同又は協力して行う。

2 義援金の受付・配分

災害義援金の募集、受付、配分は、向日市内、京都府内又は他府県において大災害が発生した場合に次の方法により行う。

(1) 募集

義援金の募集は、向日市災害対策本部又は向日市は、被災地の状況を十分考慮しながら行うものとする。市民への募集の周知は広報によるほか、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付に当たっては、向日市は、京都府、他の市町村、日本赤十字社京都府支部及び市商工会等とともに、必要に応じ受付窓口を開設し、受付を行う。

受け付けた義援金のうち、京都府が設置する義援金募集（配分）委員会に対するものについては、当該委員会に送金を行い、他の向日市等に対するものについては、金融機関に預け入れる等確実な方法で保管を行う。また、受付に当たっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

京都府が日本赤十字社京都府支部を中心に設置する義援金募集（配分）委員会が受け入れた義援金については、同委員会が配分基準を定めることとされており、向日市はこれに従い被災者に配分する。向日市が受け入れた義援金については、その集積状況等を総合的に勘案し、公平の見地から配分基準方針を決定し、被災者等に配分する。

3 義援物資の受入・配分

(1) 募集

災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、防災関係機関の協力の下、

義援物資の抛出をラジオ、テレビ等により呼びかける。

【義援物資募集の場合の広報内容】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災地において必要とする物資② 被災地において不要である物資③ 当面必要でない物資④ 義援物資送付の際の留意事項<ul style="list-style-type: none">・送付者において仕分けを徹底する・腐敗しやすい物、危険物等の送付を行わない・その他の留意事項 |
|---|

(2) 義援物資の受付

向日市は、京都府とともに必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。このとき、大量の義援物資が予想される場合には、配送センターにおいてボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

向日市において物資の搬入、集積及び仕分等が困難な場合には、京都府及び近隣市町村に協力を要請する。また、府外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れがあった場合、京都府は、被災市町村と連携し、受付、配分等の調整を行う。

(3) 義援物資の配分

義援物資の配分について、必要と認められるときは、義援金品配分委員会を設置し、意見を求めることができるものとする。ただし、委員の選任は、市長が行うものとする。また、義援物資は、他の救援物資等と併せてできるだけ早く配分を行う。配分に当たっては、公平を原則とするが、その性格上、公平に配分することが困難である場合も多い。この場合、被害の大きい者や要配慮者を優先とした配分を行うこととする。

特に、腐敗、変質のおそれがある物資については、速やかに適宜の処理をするよう常に配慮して扱う。

4 留意事項

(1) 記録

義援金品の募集配分機関は、義援金品抛出者名簿、義援金品引継書、義援金品受領書、義援金品受払簿を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(2) 費用

義援金品の募集及び区分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費は、それぞれの実施機関において負担する。ただし、実施機関における負担が不可能な場合には、義援金の一部をこの経費に充当するものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておく。

(3) その他

その他、義援金及び救援物資等の受付、配分について必要な事項については、その都度市長が決定するものとする。

第8 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害援護資金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

1 弔慰金の支給

弔慰金の支給については、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 16 号）【資料編 資料 1－4】に従う。

(1) 災害弔慰金

支給対象者	○ 災害によって死亡した災害弔慰金の支給等に関する法律第 3 条第 2 項に定める遺族の範囲		
支 給 額	○ 死亡者が世帯の生計を維持している場合	500万円	
	○ その他の場合	250万円	

(2) 災害障がい見舞金

支給対象者	○ 災害によって負傷し、又は疾病にかかって治った場合に災害弔慰金の支給等に関する法律に定める程度の傷病がある障がい者		
支 給 額	○ 障がい者が世帯の生計を維持している場合	250万円	
	○ その他の場合	125万円	

2 災害見舞金

災害見舞金の給付については、「向日市災害見舞金等給付規則」（昭和 50 年 12 月 25 日規則第 47 号）【資料編 資料 1－5】に従う。

種 類	被災の程度	金 額	
被災見舞金	全 焼、全 壊、流 出	1 世帯につき	130,000円以内
	半 焼、半 壊	1 世帯につき	70,000円以内
弔 慰 金	死 亡	死亡者 1 人につき	200,000円

3 生活福祉資金（災害援護資金、住宅資金）の貸与

低所得者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、京都府社会福祉協議会が実施主体となり貸付を行う。

支給対象者	災害により被害を受け生活再建に向けて資金を必要としている低所得・高齢・障がい者世帯（京都府社会福祉協議会所定の所得基準による）。 ただし、「法律（災害弔慰金の支給に関する法律）」に基づく「災害援助資金」の貸付対象とならない場合に限る。		
貸 付 金 額	①災害を受けたことによる臨時的な必要経費 150万円以内 ②①に加え、住宅の補修・改築等を必要とする場合は 400万円以内		
据 置 期 間	3 か月以内（特別の場合 2 年以内）		
償 還 期 間	① 7 年以内 ②14年以内		
貸 付 利 子	連帯保証人が立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%		

4 災害援護資金の貸付け

府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主に貸付を行う。

貸付対象者	災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律に定める被害を受けた世帯の世帯主
貸付金額	世帯主に療養期間がおおむね1か月以上の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 a 家財の被害金額が、その家財の価格の3分の1に満たない損害で、かつ、住居の損害がないとき 150万円 b 家財の被害金額が、その家財の価格の3分の1を超える損害があり、かつ、住居の損害がないとき 250万円 c 住居が半壊したとき 270万円 d 住居が全壊したとき 350万円
	世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 e 家財の損害があり、かつ、住居の損害がないとき 150万円 f 住居が半壊したとき 170万円 g 住居が全壊したとき 250万円 h 住居全体が滅失・流失したとき 350万円
	c、f及びgのときにおいて、住居を再建する際に残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別事情がある場合 cの270万円を350万円とする fの170万円を250万円とする gの250万円を350万円とする
償還期間	償還期間は10年とし、据置期間3年を設ける
利率	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間中を無利子とし、その後を年1.5%とする

第9 被災者生活再建支援制度

被災者生活支援法に基づくもので、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、次のとおりである。なお、この制度が適用になる自然災害が発生した場合には、都道府県から、その旨の公示がある。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号該当する被害が発生した市町村
- (2) 10以上の世帯の住宅全壊被害が発生した市町村
- (3) 100以上の世帯の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

※ 上記(4)(5)については、人口10万人未満に限る

2 対象となる被災世帯

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

3 支援金の支給額

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

支給額は、次のとおり。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

4 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援金支給計画

- (1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援補助金の交付

市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金の交付を検討する。

- (2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

第10 要配慮者対策

災害時において、ひとり暮らしの高齢者や介護を必要とする人、障がい者など、特に配慮を必要とする人は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの適切な防災行動をとることがきわめて困難である。 発災直後の避難所への避難誘導や避難所での生活にあたって、特段の支援と配慮が必要であり、これらに対応するには、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が不可欠である。

要配慮者に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であり、そのため、「向日市災害

時要配慮者避難支援計画」に基づき、要配慮者名簿の共有に努めるとともに、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

また、災害発生時には、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

1 要配慮者被災状況の把握等

(1) 要配慮者の被災状況の把握

- ① 災害発生直後には、自治会、民生児童委員、地域住民、警察署、乙訓消防組合等と協力し、地域の要配慮者マップ等に基づき在宅の高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の各戸を訪問し、安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。
- ② 被災により保護者・同居者を失う等の要保護児童、高齢者、障がい者、難病患者等の速やかな発見、保護に努める。
- ③ 所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況、収容余力等の速やかな把握に努める。

救援を必要とする要配慮者を発見した場合には、次の措置をとるよう努める。

ア 避難所等への移送

イ 社会福祉施設等への緊急入所

2 被災した要配慮者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮高齢者・障がい者等に対して居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ケースワーカー、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 要配慮高齢者・障がい者等の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅や避難所等では、生活できない要配慮高齢者・障がい者等については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設への緊急一時入所の支援を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 広域相互応援体制の確立

向日市のみでの対応が困難な場合は、京都府や他の市町村等と協力して、要配慮高齢者・障がい者等に関する被災状況等の情報を集約し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の社会福祉施設への入所が速やかに行えるよう、広域調整を行い相互応援体制の確立を図る。

3 平常時の実態把握と支援体制の確立

(1) 市は、平常時より要配慮者の名簿の整備を行い、障がい種別、同居者又は介助者の有無等必要な事項について実態把握に努める。

また、浸水想定区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設を把握し、当該施設利用者が洪水時に円滑かつ迅速に避難できるよう、関係機関と協議し、調整に努める。

(2) 要配慮者に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効であるため、自主防災組織やボランティア等との協力体制を整えておき、すみやかな避難に対応できるように努める。

(3) ケースワーカー、保健師、地域包括支援センター職員、民生児童委員等と地域ボランティアが連携・協力し、安否確認、避難誘導等の必要な支援ができる体制を整え、救護、救援にあたる。

4 避難所における配慮

避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者、乳幼児、外国人や旅行者等の地理に不案内の人なども生活することになり、それぞれに十分配慮した応急対策を実施する必要がある。

- (1) 仮設トイレの設置等について配慮し、プライバシーに対しても十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にインターネット、電子メール等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 介護を要する場合には、施設等への収容に努めるなどの配慮をする。

5 社会福祉施設等の早期復旧と平常業務の再開

社会福祉施設等（障がい者福祉施設、高齢者福祉施設）は、要介護高齢者や障がい者にとって不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

6 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がユニバーサルデザイン化され、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別養護老人ホーム等と、あらかじめ福祉避難所としての協定を締結する。

また、社会福祉施設等とも協定に向けた協議を行い、福祉避難所の確保に努める。

第 11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は、行方不明者の捜索及び遺体の収容、検案、処理、埋葬等については、京都府向日町警察署等に協力を要請し、適切な対応に努める。災害救助法が適用された場合、費用の範囲及び期間については災害救助法に定めるところによる。

1 実施責任者

災害対策本部長は、京都府向日町警察署等の協力を受け、被災者の救出・保護並びに行方不明者の捜索、遺体の収容、処理及び埋葬を、自らの責任において行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、市長は京都府知事の委任を受けてこれを行う。

【応急対策の分担】

項目	実施担当	実施内容
遺体の捜索	警察官、消防職員 消防団、自治会、 自主防災組織	○遺体及び行方不明者の捜索
	向日町警察署	○遺体の検視
遺体の収容・処理	市民サービス対策部	○遺体安置所の開設と管理 ○遺体の搬送 ○遺品の整理等 ○遺体の家族への引渡し
	医療機関	○遺体の洗浄、縫合、消毒等遺体安置の実施 ○遺体の検案に関することの実施

	葬祭業者	○納棺用品等必要機材の提供 ○納棺用品等必要機材の広域調達の協力 ○遺体安置所から火葬場への搬送の協力
遺体の埋葬	市民サービス対策部	○遺体の埋葬に関するの実施
資材等の広域調達	市民サービス対策部	○近隣自治体への火葬の協力依頼 ○遺体の搜索、収容、埋葬に必要な資材・車両等の広域調達の要請

2 安否不明者等の搜索・公表及び行方不明者の安否確認

市は、以下に基づき、迅速かつ的確に搜索及び安否確認を行う。

(1) 行方不明者の安否確認

市は、京都府向日町警察署、向日市消防団、自衛隊等関係機関や地域住民の協力を得て、行方不明者の安否を確認するとともに、安否不明等の確認は、住民基本台帳等と照合した上で行う。

(2) 安否不明者等の搜索

安否不明者等の搜索については、災害規模等の状況を勘案して、京都府向日町警察署、向日市消防団、自衛隊等関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

(3) 安否不明者等の公表

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。

(4) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、【資料編 資料2－8】のとおり

3 遺体の収容

(1) 遺体の収容方法

- ① 遺体収容担当は、遺体を到着順に収容すること。
- ② 遺体収容担当は、遺体の洗浄・消毒等を行い、遺品を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所内に提出する。

4 遺体の処理

(1) 処理の対象

災害の際、その遺族が混乱期のため遺体鑑別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の安置あるいは検案を行うことができない遺体。

(2) 処理の内容

① 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

- ア 目 的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実 施 者 市民サービス対策部
- ウ 処理場所 市が借り上げ、指定した場所

② 遺体の一時安置

- ア 目 的 身元確認、腐敗の防止等
- イ 実 施 者 市(災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。)
- ウ 安置場所 市は、あらかじめ市民体育館を遺体安置場所として指定する。
なお、遺体安置場所は、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業

務等を視野に入れるとともに、遮蔽できる空間を確保するなど故人の尊厳に配慮する。

③ 検案

原則として市民サービス対策部により行う。

警察官、消防職員、消防団、自治会（自主防災組織）等災害業務関係者が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは、刑事訴訟法、検視規則、遺体取扱規則に基づき検視その他必要の措置を行う。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、【資料編 資料 2－8】のとおり。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

(2) 埋火葬の実施

① 実施者

市（災害救助法を適用した場合は、知事の通知に基づき市長が実施する。）

遺体埋葬は、遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し埋葬台帳に記入の上、火葬に付する。

② 方法

火葬とする。

(3) 災害救助法による基準

災害救助法による基準については、【資料編 資料 2－8】のとおり。

6 他市町等に対する要請

市長は、行方不明者の捜索、遺体の処理については、京都府及び他の市町村、また、火葬又は埋葬が困難な場合は、他の市町等に対して応援要請を行う。

第3節 社会秩序の維持

担 当	総務対策部・環境産業対策部

向日市を始め防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

第1 住民への呼びかけ

災害発生時において、被災地や隣接地域の住民に対し、住民が適切な判断による行動がとれるよう、防災関係機関と協調して広報活動を積極的に行うとともに、災害状況、各種の災害応急対策の推進及び向日市の災害応急対策活動方針等の周知を図る。更に、人心の安定、住民間の協調関係の育成及び復興意欲の高揚を図るとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 災害警備

災害による被害発生時の市民の状況を踏まえ、その生命、身体及び財産の保護を図るとともに、交通の規制、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に努める。

1 警備体制

市は、災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持のため、向日町警察署等の防災関係機関に協力を要請する。

2 警備活動

災害が発生した場合、その状況に応じ、次の活動を行う。

- (1) 被害実態の把握
- (2) 被災者の救出救助、危険区域居住者の避難誘導
- (3) 避難道路、緊急交通路の確保及び交通規制の実施
- (4) 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付
- (5) 遺体の検視、検分
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 被災地及び避難場所における犯罪の予防、検挙
- (8) 災害関連情報の収集、伝達及び広報
- (9) その他災害警備に必要な警察活動

第3 物価の安定及び物資の安定供給

向日市及び防災関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の維持を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

京都府や他の市町村と協力して物価の動きを調査、監視するとともに、著しく不当な価格で販売する業者に対して勧告・公表等を含む適切な措置をする。

2 消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保と物価抑制

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、必要な物資を確保するとともに、流通経路の回復を促進して、商品の供給を回復させ、商品が速やかに市場に流通し、物価が安定するように努める。

4 金融機関における預貯金払戻し等

- (1) 財務省近畿財務局、日本銀行京都支店は、被災者の預金の払戻し等が円滑に行われるよう、被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。
 - ① 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合、り災者証明書の提示、その他簡易な確認方法により、預金払戻しの利便を図ること。
 - ② 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、これを担保とする貸付にも応じること。
 - ③ 損傷紙幣・貨幣の引き換えに応じること。
- (2) 財務省近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講じるよう要請を行う。
- (3) 日本郵便(株)向日町支店は、次の措置を行う。
 - ① 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印鑑等を無くした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付を実施するよう、郵便局に対して、直ちに指示する。
 - ② 郵便局長は、向日市に対して災害救助法が発動されたときは、日本郵政公社近畿支社長の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付を実施する。

第4節 環境・衛生対策の充実

担 当	環境産業対策部・市民サービス対策部

第1 ごみ処理

災害発生時、市域のごみを迅速かつ確実に収集・処理し、環境衛生の保全に万全を期する。

1 ごみの収集・処理

- (1) 情報収集

ごみの発生、収集、処理の状況及びごみ処理施設の被害状況を把握し、適切な処置を行う。
- (2) ごみの収集

作業は原則として、市が実施する。災害が発生した場合、現有清掃車及び人員の全てを動員し清掃班を編成して、被災地を重点に行う。
- (3) 臨時集積所

災害の規模及び状況に応じて、災害廃棄物の仮置場を設ける。
- (4) ごみの処理
 - ① ごみの処理は、原則として乙訓環境衛生組合で行うものとするが、大量のごみが発生する場合、受入れに万全を期すため、あらかじめ協議しておくものとする。
 - ② ごみの処理は、原則として焼却炉で行うが、必要に応じて、その他の環境保全上支障のない方法で行う。
 - ③ 必要に応じ消毒薬、殺虫剤等を散布する。
- (5) 応援の要請

市単独では対応が困難な場合には、協定市町村、他市町村、京都府及び廃棄物関係団体等に応

援を要請してごみ処理場、ごみ収集車等の斡旋を得るものとする。

2 被害報告

一般廃棄物処理施設等が災害のため被害を受けたときは、速やかに京都府乙訓保健所及び京都府山城広域災害対策支部に報告する。

3 広報

ごみの収集・処理の状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

- (1) 災害廃棄物の徹底した分別
- (2) 災害廃棄物の仮置場
- (3) 事業系ごみの取扱い
- (4) ごみ処理の状況等

第2 し尿処理

災害発生時、市域のし尿処理を迅速かつ適切に行い、環境衛生の保全に万全を期する。

1 し尿の収集処理

(1) 情報収集

し尿の発生、収集、処理の状況及びし尿処理施設の被害状況を把握し、適切な処置を行う。

(2) し尿の収集

- ① し尿の収集は、災害の規模及び状況に応じ、本市委託業者に指示し作業を行う。
- ② 災害発生時において多数の避難者が、避難場所に収容されている場合は、環境衛生上の観点から、し尿の収集は、避難場所を優先的に行う。

(3) 既存トイレで不足する場合の措置

- ① 避難所等において既存のトイレで不足する場合は、京都府に仮設トイレの斡旋を要請するなどにより対応する。
- ② 仮設トイレの閉鎖にあたっては消毒を行い、撤去又は適切な処理を行う。

(4) し尿処理の実施

- ① し尿の処理は、原則として乙訓環境衛生組合で行うものとするが、受入れに万全を期するため、災害の状況に応じて、あらかじめ協議しておくものとする。
- ② 必要に応じ、消毒薬・殺虫剤等を散布する。

(5) 応援の要請

市単独では対応が困難な場合には、協定市町村、他市町村及び京都府等に応援を要請してし尿処理場、し尿収集車、仮設トイレ等の斡旋を得るものとする。

2 被害報告等

- (1) し尿の処理の実施状況、し尿処理施設等の被災状況及び復旧費等につき、速やかに京都府乙訓保健所及び京都府山城広域災害対策支部に報告する。
- (2) し尿の収集車が不足するときは、必要の台数及び地元での調達の見直しを京都府に報告する。

3 広報

し尿の収集・処理の状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第3 防疫及び保健予防対策

災害発生時における生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力低下などによる感染症の発生や流行を未然に防ぐため、迅速に防疫及び保健予防対策を行う。

1 被災家屋等の消毒

床下、床上浸水地域に対して、薬剤による消毒や消毒方法の指導を行い、保健衛生指導の徹底を図るものとする。

2 臨時予防接種

京都府の指示を受けて、市は予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を対象者の範囲及び期日指定して実施する。

3 感染症の病原体に汚染された場所等の消毒

京都府から指示があった場合に、市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所について、消毒を行う。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

京都府から指示があった場合に、市は、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定して、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

5 飲料水や生活用水の供給

京都府から感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、給水の制限又は禁止の指示があった場合、市は速やかに飲料水や生活用水の供給を行う。

6 避難所における感染症の予防

避難所は、施設設備が応急的で、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症が発生・流行しやすい。このことから、市は速やかに避難者の健康調査や感染症予防の啓発など保健予防活動を実施する。

7 保健衛生

(1) 被災食品及び製造販売食品の衛生管理

京都府において、被災施設の実態を把握し、品質の低下した被災食品の販売禁止及び廃棄処分等を行うとともに、食品の製造販売施設に対する衛生管理上の指導を行う。

市は、り災者等への食料品の確保や配布にあたり、衛生管理の徹底を図る。

(2) 一般家庭への食品衛生指導

被災地の一般家庭に対して、台所の清掃及び消毒、食品の購入保存等について衛生管理上の注意事項を周知する。

(3) 児童生徒及び教職員等への衛生管理

被災地の教育施設内外の清掃、飲料水の浄水及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要

な感染症予防のための薬剤及び機材の確保を行う。

8 広報

感染症対策の実施状況や注意事項等は、広報車、広報紙、ホームページ、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第4 がれき処理

1 初期対応

- (1) 損壊建築物等の情報を収集し、発生するがれきの全体量を把握するよう努める。
- (2) がれきの選別・保管等のために、長時間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、大量がれきの最終処分まで処理体制の確保を図る。

2 処理活動

- (1) 市が行う損壊建築物等の解体撤去作業は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先する。
- (2) がれきは、適正な分別、処理、処分を行う。
- (3) 環境汚染の未然防止、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて京都府及び協定市町村に要請して、近隣市町、関係機関等の応援及び産業廃棄物処理業者・再生事業者等の協力を得る。

3 広報

がれき処理の実施状況等は、ホームページ、広報車、広報紙、ビラ等あらゆる方法で周知に努め、協力を求める。

第5 環境の保全

油の流出その他有機物質流出の事故（以下において「油流出等の事故」という。）により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

1 環境影響の応急及び拡大防止措置

油流出等の事故に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

第6 家庭動物の受入れ、保護及び収容対策

避難所に避難者が連れて避難したペットの受入れ及び災害で被災放置されたペットの保護については、府健康福祉部、府文化生活部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。

災害対策本部長は、府が設置する動物救護対策本部及び関係団体等と連携・協議し、避難所に

おけるペットの状況等の情報を提供するとともに、必要な支援を要請する。

第5節 建築物等応急対策

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部

公共建築物は、災害発生後における消防、医療、救助・救急、避難等市民の生命の安全確保等災害応急対策活動の拠点施設であることから、地域の速やかな復旧に資するため、災害発生時において、直ちに建築物被害調査、使用者の避難、建築物の災害時用途に応じた応急措置等を行い、その機能保持と、使用者の安全を図る。

また、民間建築物については、被災状況の把握に努め、住民の被災建築物による二次災害を防ぐものとする。

宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行うものとする。

第1 公共施設応急対策

公共施設のうち、災害応急対策・復旧活動の拠点となる施設の管理者は自主的かつ迅速に建築物等の被害状況の把握を行う。

1 福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設

市域で大規模な災害が発生した場合、福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設の管理者は次の措置をとる。

(1) 安全確保等

- ① 施設入所者、通所者等の安全確保及び人命救助を最優先とする。
- ② 入所施設、通所施設の避難対策については、初期消火、混乱の防止措置等を含め、綿密な計画を確立しておく。
- ③ 初期消火に万全を期す。必要に応じ施設入所者、通所者等の協力を得る。
- ④ 被災状況、応急対策の状況を速やかに本部に報告し、必要に応じ、支援を要請する。
- ⑤ 被害施設は、二次災害に備えて利用者・入所者等を一時、安全な場所に避難させ、速やかに必要な措置をとる。避難に際しては、本部に報告し、要員派遣・緊急避難等必要な措置をとる。
- ⑥ 避難所として利用する場合には、十分な安全確認と、防火等安全対策について十分な措置をとる。
- ⑦ 施設が被災して危険な場合、安全確保のため立入禁止措置を講じる。

2 市庁舎等の応急対策

市域で大規模な災害が発生した場合、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

市庁舎・消防庁舎等防災対策の基幹施設の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、災害対策本部へ報告する。

(2) 市庁舎での執務に支障がある場合

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、本部設置場所を変更するとともに、執務を行うための他の施設又は仮設庁舎を確保する。

(3) 修理の対応

施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合は、総務対策部と協議の上、別施設で執務を行うとともに、応急修理の可能なものから、緊急性の度合に従い、順次応急修理を行う。

(4) 避難施設等としての利用の可否

公共施設で、市庁舎、消防署等の拠点型防災型基幹施設は避難者の収容その他被災者の継続的利用を行うことは避け、本来の災害対策活動に専念する。

第2 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により、建築物が、余震等により倒壊するなどして発生する二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施することが重要であることから、「被災建築物応急危険度判定士」の養成を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第3 被災宅地危険度判定の整備

豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、「被災宅地危険度判定士」の養成を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第4 中・高層建築物応急対策

共同住宅、業務用のビル等の中・高層建築物は、共同防火管理体制を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

業務用のビルでいわゆる「雑居ビル」や共同住宅は、入居者の強力な連携を保つよう、日頃から啓発に努めるものとする。

- 1 災害発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命互助活動及び救助
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火関係機関や地域防災団体との連絡及び災害に関する情報収集並びに伝達

第5 文化財対策

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果をとりまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

第6節 ライフライン等の応急対策

担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T西日本(株)京都支店・ 大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

第1 上水道施設の応急対策

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

1 災害時の応急措置

- (1) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。
- (2) 部門ごとの被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
- (3) 市は、被害箇所の応急措置に全力をあげるほか、関係機関、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置を行う。
- (4) 必要に応じて仮設配管を実施して、応急給水に努める。
- (5) 医療用水等緊急に給水を要する施設等に連絡を入れ、必要に応じ緊急に給水を行う。
通信途絶の場合は、医療機関等からの依頼がなくても、緊急給水を行う。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等の広報を行う。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水不能地域
- (3) 被害状況
- (4) 給水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込

(7) 供給再開時の注意事項

第2 下水道施設の応急対策

災害発生時における下水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、早期復旧に努める。

1 災害時の応急措置

(1) 緊急点検及び二次災害の防止

道路、鉄道横断箇所及び幹線管渠等の下水道管及びマンホール等の損傷に伴う二次災害のおそれのある箇所の点検を行い、状況に応じて関係機関と連携して緊急措置を講じる。

(2) 被災調査及び応急復旧

施設全体の被災状況を把握するために調査を実施し、必要に応じて仮設ポンプや仮設配管を設置するなどの応急復旧に努める。

2 復旧活動の実施

(1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。

(2) 管路施設では、排水機能の確保に努める。

(3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

(1) 破損箇所

(2) 排水禁止地区

(3) 被害状況

(4) 排水できない場合の措置

(5) 復旧作業の状況

(6) 復旧見込

(7) 排水再開時の注意事項

第3 電信電話施設の応急対策

電気通信施設等に災害が発生又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う災害応急対策について定める。

1 災害時の応急措置

(1) 設備及び回線の応急復旧措置

電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、N T T西日本(株)災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

① 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ、次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

ア 回線の切替措置

イ 小型ポータブル衛星通信システム及び移動電源車の運用

ウ 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び特設公衆電話の設置

② 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 局舎建物等に対する応急措置

災害のため局舎建物等が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物等を利用し、又は、借り入れる等の方法により速やかに業務の開始を図る。

2 復旧活動の実施

(1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。

(2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。

(3) 災害救助法が発動された場合、又はこれに準じた状況の場合、当該地域に必要な期間、り災者が利用する特設公衆電話（現に当該地域に設置されている公衆電話機を指定する場合を含む）を設置する。

第4 電力施設の応急対策

電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策及び復旧活動により、電力の供給確保に努める。

1 要員確保

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需要に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機構の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請のあった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害復旧標準工事法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

5 復旧手順

災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に関し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第5 ガス施設の応急対策

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、防災業務計画に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達及び報告

(1) 気象予報等の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより、気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

管内施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を活用する。

- (2) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 危険防止対策

水害、冠水地域の製圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

5 応急復旧対策

- (1) 供給施設の災害復旧については、災害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の高いものから行う。

第6 鉄道施設の応急対策

災害の発生等様々な原因により、列車の衝突・追突、脱線、転覆、その他の事故等、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、又は、発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

1 災害が発生した場合

西日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生した場合、現地に復旧本部、又は、必要に応じ支社内等に対策本部を設置し「鉄道災害応急処理基準規程」等に基づき、災害応急対策を実施する。

阪急電鉄株式会社においても、災害が発生した場合には、社内規定に基づき、災害応急対策を実施し、安全性の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の災復旧本部及び災害対策本部の設置

名称	設 置 の 標 準	業 務
復旧本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき又は旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路等の故障により、本線が3時間以上不通となるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき。 イ その他特に必要と認めたとき。	1 救護 2 復旧作業 3 輸送場の手配 4 災害の調査
対策本部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は、旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路、電車線路等の故障により、長時間不通となるおそれがあるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により、長時間不通となるおそれがあるとき。 イ 鉄道輸送の機能が著しく阻害されるおそれがあるとき。	1 非常輸送措置 2 応急復旧の企画 3 災害の調査 4 情報の収集発表 5 その他

(2) 災害時の動員体制

- ① 災害発生の場合、駅・区長は、その状況を輸送指令に報告する。
- ② 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに必要と認められる箇所に通報する。
- ③ 関係課長又は駅所長は必要な社員に対し、非常召集を行う。
- ④ 非常召集の種別及び標準
 甲種 …… 全 員 乙種 …… 半 数 丙種 …… 必要最小限

(3) 部外機関の協力要請

① 要請の担当部署

要 請 先	担 当 部 署
自 衛 隊	J R の総務課長から京都府知事
警 察 署	駅長又は保線区長
市 町 村	〃
医 療 機 関	〃
輸 送 機 関	営業課長・輸送課長又は総合指令所長
そ の 他	関 係 課 長

② 要請する場合

- ア 災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めたとき、現地復旧責任者は部外の協力要請を行う。
- イ 代替交通を必要とする場合、復旧期間、京都府下のバス会社に協力を要請し、なお不足が見込まれる場合は、京都府に要請して、京都府外のバス会社の協力を得る。

第7節 学校等における応急対策

担 当	市民サービス対策部・教育対策部

災害発生るとき、保育所（園）、小学校及び中学校において、園児、児童生徒の生命の安全確保と教育活動の確保について万全を期す。

第1 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき、災害に対する所要の応急措置を講ぜられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、携帯電話や電子メール等の通信機器のほか、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

第2 防災体制

1 防災マニュアルの作成

校・所（園）長は、学校・所（園）の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、次の防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うとともに、教職員等に徹底するものとする。

- (1) 緊急避難計画（学校・所内で活動中の場合、学校・所外で活動中の場合、課外時間外の場合）
- (2) 災害発生時の初動活動マニュアル
- (3) 園児、低学年及び中学年児童、障がい児等への対応マニュアル
- (4) 避難所開設時用マニュアル（学校等の実情に即したもの）

2 防災体制の構築

校・所（園）長は、災害発生に備えて、次のような措置をとり、防災体制を構築する。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 保護者との連絡方法の確立
- (3) 教育委員会、警察署、乙訓消防組合、向日市消防団等の防災関係機関との協力体制の確立
- (4) 緊急時に対応できる通信機器（ファクシミリ等）の確保
- (5) 通学路の防災マップの作成
- (6) 教職員への防災研修

第3 応急教育・応急保育

学校及び保育所（園）において、災害発生時の災害応急対策を通じて児童の生命の安全の確保と教育活動の確保について万全を期す。

1 学校の応急対策

(1) 災害情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集・伝達

災害規模・程度に応じ、迅速に情報に関する体制をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、災害発生後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

(3) 学校の災害発生直後の措置

災害が発生した場合、学校長等の施設管理者は、次の措置をとる。

- ① 校長は、状況に応じて自主的に、又は、向日市教育対策部の指導の下、低学年児童及び障がい児には十分な注意を払いつつ、避難の誘導を行う。
- ② 児童等・教諭・職員及びそれらの家族並びに住居等の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、災害対策本部に報告する。
- ③ 児童生徒等を引渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施するとともに、保護者の安全にも十分留意する。
- ④ 学校の施設・設備の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に報告する。
- ⑤ 課外時間外に災害が発生した場合は、教諭又は教職員は勤務学校に参集し、②及び④に掲げる事項を行うとともに、向日市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急教育の実施、校舎の管理及び被災教育施設の応急復旧のための体制を確立する。

(4) 応急教育の実施

① 教室の確保

校長は、施設の被害状況を調査し、応急教育を実施するための教室を確保する。

また、その状況に応じて、二部授業等も考慮する。

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	特別教室・屋内運動場
校舎の全部が被害を受けた場合	公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域に相当大きな被害を受けた場合	最寄の学校、公民館、公共施設、応急仮設校舎の設置

② 教員の確保

災害により教員に不足を生じた場合は、向日市内の学校の協力を得るほか京都府乙訓教育局に補充配置を要請する。

③ 応急学級の編成

校長は、応急教育計画を作成し、臨時の学級編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに向日市教育委員会に報告するとともに、児童生徒及び保護者に周知する。

(5) 学用品等の調達及び支給

① 対象者

住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒。

② 調達方法

ア 校長は、教科書・教材・文房具及び通学用品のそう失又はき損の状況を速やかに調査し、補給する必要数をまとめて、向日市教育委員会に報告する。向日市教育委員会は、これを取りまとめ、教科書については京都府教育委員会に要請する。

イ 災害救助法が適用されない場合、市教育委員会は被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1か月以内に、府教育委員会を通じて社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。

③ 支給品目

支給品目は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

④ 支給の方法

支給の対象となる児童生徒を把握し、教科書、学用品等を校長を通じて対象者に支給する。

⑤ 支給の期間及び費用

災害救助法の定めるところによる。

(6) 学校施設が避難場所であるときの対策

① 臨時応急避難の場合

校長は、災害対策本部の指示により初期の開設及び運営を含め、できる限りの協力を行う。

② 長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育の再開に万全を期すこととし、万一支障を生じる場合、校長は、向日市災害対策本部と協議し、必要な措置をとる。

③ 避難児童等への配慮

避難者には児童等及びその保護者が含まれていると思われるので、十分な配慮により、自主的な自立運営が行われるよう留意する。

(7) その他留意事項

① 児童生徒の救護・保健衛生

施設内における児童生徒の救護・保健衛生は、原則として、当該学校医、養護教諭等がこれに当たる。

② 被災家族の把握

被災家族を把握し、その状況にあわせ、必要な措置を講じる。

③ 学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱等を鑑み、必要な措置を講じる。

2 保育所(園)の応急対策

(1) 災害情報の把握

災害に関する情報の収集を図るほか、テレビ、ラジオ等の情報にも留意し、広範な情報の把握に努める。

(2) 被害情報の収集・伝達

災害規模・程度に応じ、迅速に情報に関する体制をとり、被害情報について被災地域の保育所(園)等から必要な情報を収集する。

情報の収集は、災害発生後できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、保育所（園）等において各々の計画に基づき災害に対する所要の応急措置を講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により電話等の通信が途絶した場合、必要に応じ、あらゆる手段での情報の収集伝達に努める。

(3) 災害発生直後の措置

災害が発生した場合、保育所（園）長等の施設管理者は、次の措置をとる。

- ① 所（園）長は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。
- ② 災害の規模、園児及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置をとるとともに、災害対策本部に報告する。
- ③ 園児は、安全に家族に引き渡すこととする。
- ④ 勤務時間外に災害が発生した場合、所（園）長又は保育士は、所属の保育所（園）に参集し、向日市が行う災害応急対策・復旧活動に協力し、応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(4) 応急保育の実施

所（園）長は、応急的な保育計画を作成し、臨時の園児編成を行うなど必要な措置を講じ、速やかに市民サービス対策部に報告するとともに、園児及び保護者に周知する。なお、衛生管理には十分注意する。

(5) 私立保育所

私立保育所においても、公立保育所（園）に準じた災害応急対策活動を行うものとする。

第4 施設・設備の緊急点検等

災害が発生するおそれがある場合、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を保護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第5 保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらの必要な防除用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において、管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油等その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第8節 住宅対策

担 当	都市整備対策部

日常生活の基盤である住宅に重大な被害を受けた者に対し、必要な援助を行う。災害救助法が適用されない場合は、その費用は自己負担とし、災害救助法が適用された場合には、所要の費用のうち災害救助法に定められた額以内を支給し、被災者を援助することとする。

第1 家屋の被害状況調査

第3編 第1章 第3節 第2「災害時の情報収集伝達体制」参照

第2 住宅関連の障害物の除去

災害により住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所にたい積した土砂、廃材等を除去し、応急復旧を行い、日常生活の回復を図る。

1 災害救助法適用以前の場合

(1) 対象者

住宅又はその周辺等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が発生しているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者。

(2) 実施

災害対策本部長は、労力又は機械力が不足する場合は、京都府、関係機関及び他の市町等に対して協力を要請する。

2 災害救助法適用後の場合

災害救助法が適用された場合、災害対策本部長は、除去対象戸数及び所在を調査し、京都府知事に報告する。

(1) 対象戸数

災害救助法の定めによる。

(2) 実施

災害対策本部長は、労力、機械等が不足する場合は、京都府に要請し、隣接市町等からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

(3) 実施期間

実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

第3 住宅の応急修理

災害における住宅の応急修理は、住宅所有者が行うものとし、災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理については、次のとおり行う。

1 応急修理の実施

(1) 実施責任者

応急修理の実施は、京都府知事から委任を受けた市長が行う。

(2) 対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者とする。

(3) 応急修理内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(4) 修理戸数

災害救助法の定めによる。

(5) 実施期間

応急修理は、原則として災害発生の日から 1 か月以内に完了する。

2 修理対象住宅の選定

修理対象者の選定に際し、次の事項のいずれかに該当する者を優先的に選定する。

(1) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、零細企業者

(3) 前各号に準ずる生活困窮者

第 4 応急仮設住宅の建築

1 建築の実施

(1) 実施者

災害対策本部長は、応急仮設住宅の建築を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、京都府知事が行うが、必要に応じて、市長は受任するものとする。

(2) 対象者

災害により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の三つの要件を満たす者とする。

① 居住していた住家が焼失・倒壊して居住不能の状態にある

② 相当期間滞在することができる親類・知人等の居宅がない

③ 住宅を賃借し、又は、購入する資力がない

(3) 建設戸数

災害救助法の定めによる。その内、一定の割合を高齢者や障がい者に配慮した構造のものにする。

(4) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から 3 か月以内にその存続につき特定行政庁の許可を受けた場合には、その許可を受けた日から 2 年以内とする。

2 敷地の位置の選定

応急仮設住宅の敷地の位置は、公共用地及び防災協力農地を優先し、飲料水の確保、保健衛生、交通の便、教育等の諸点を考慮して選定する。

3 入居者の選考

災害救助法による応急仮設住宅の入居者の決定は、京都府知事が行うが、市長は、その補助機関として入居者選考委員会を設置する。選考に当たっては、十分な調査に基づき、必要に応じて民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査の上行う。なお、対象は、住宅が全壊（全焼）又は流出し、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次のいずれかに該当する者から選考する。

- (1) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者、寡婦及び母子世帯、高齢者、病弱者及び身体障がい者、勤労者、小企業者
- (3) 上記に準ずる生活困窮者

4 入居者への配慮

高齢者・障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師・ケースワーカー・ホームヘルパー・手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康維持及び精神的安定に努める。

5 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、男女や性的マイノリティの視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

6 応急仮設住宅からの退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは、撤去されるべき性格のものであるため、向日市は、入居者にこの主旨を徹底させるとともに、住宅の斡旋等を積極的に行う。

7 既存公的施設の利用

京都府及び向日市は、一時的に居住可能な既存公的施設を利用し、応急仮設住宅の供与までの間の居住の安定に努める。

8 民間住宅等の利用

向日市は、一時的に居住可能な民間住宅等を確保し、被災者の居住の安定に努める。

第9節 農林業施設等応急対策

担 当	環境産業対策部

災害発生の場合、農林業施設等の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被災施設の早期復旧を図る。

第1 農業用施設応急対策

向日市災害対策本部は、被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関・地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、災害対策本部から要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水の生活用水、消火用水としての利用などに協力する。

1 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに、事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

(1) 施設管理者は、出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。

① 被害情報伝達対象農業用施設は、向日市、洛西土地改良区等が管理している施設とする。

② 応急工事

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、京都府知事を経由して農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急工事に着手する。

③ 応急対策のための支援要請

施設が被災したとき、又は、施設が危険な状態になったとき、当該施設の管理者は、被災等の程度に応じて、自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、災害応急対策に当たるものとする。

(2) 農業用ため池については、向日市災害対策本部は、災害情報をもとに、危険度の高いため池について関係機関に連絡し、点検を指示する。

(3) 施設管理者は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助暫定措置に関する法律」(昭和25年5月10日法律第169号)に基づく災害査定を受け復旧する必要がある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うものとする。

第10節 労務供給計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合

災害応急対策を迅速的確に実施するに当たって、防災関係者等の動員のみで労働力及び技術的な面において不足する場合における対策を円滑にするための計画とする。

1 労務供給方法

災害の状況等により、必要な者を次により行うものとする。

(1) 知事に対して労務の供給を要請する。

(2) 市内の各種団体等に対して労務の供給を要請する。

(3) 市内の建設業者に対して、土木、建築等の技能者及び労務の供給を要請する。

2 労務供給の要請要領

労務の供給を要請する場合は、次の事項を明らかに行うものとする。

- (1) 労務供給を必要とする理由
- (2) 労務内容
- (3) 所要人員
- (4) 就労予定期間
- (5) 就労場所
- (6) 集合場所
- (7) その他必要な事項

3 期間及び費用の範囲

特別な場合を除き「災害救助法施行細則」に準ずるものとする。

4 民間人による労務供給

災害応急対策を実施するための人員が労務者の雇用等によってもなお不足し、特に必要と認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保を行うものとする。

(1) 強制命令の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 規	執 行 者
災害応急対策事業(災害救助法に基づく救助を除く応急対策)	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条	知事 委任を受けた市長
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5条	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令区分 (作業対象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師、薬剤師
	2 保健師、助産師、看護師
	3 土木技術者、建築技術者
	4 大工、左官、とび職
	5 土木、建築業者等の従事者
	6 地方鉄道業者及びその従事者
	7 軌道経営者及びその従事者
	8 自動車運送業者及びその従事者

災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官等の従事命令（災害応急対策全般）	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その物件の管理者
消防法による消防吏員、消防団の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の従事命令（水防作業）	市内の住民又は水防の現場にある者

(3) 損害補償

市長の従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事又は協力した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、若しくは障がいの状態となった場合、又は死亡した者の遺族等に対しては、「向日市消防団員等公務災害補償条例」に基づき損害補償するものとする。

一般対策編

第4編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定のために

担 当	共通

災害によって被害を受けた市民が、速やかに再起・更生できるよう、被災者に対し、職業のあつせん、租税の徴収猶予、減免及び資金の融資等、被災者の生活を確保するための対策について定める。

復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者の意見を求めるとともに、住民、事業者等から幅広く意見を聞くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第1 被災者の生活再建等の支援

災害によって被害を受けた市民が、速やかに再起・更生できるよう、向日市は、職業のあつせん、市税の減免等、資金の融資及び災害見舞金・弔慰金の支給等により、被災者の生活再建等を支援する。

1 職業のあつせん

離職者の状況把握に努め、早期再就職の推進を図る。向日市は、それらに基づいて、公共職業安定所を通じ、就職のあつせんに努める。

2 市税の減免等

向日市長は、被災者に対し、地方税法及び向日市税条例により、市税等の納付期限の延長、徴収猶予、減免及び特例措置の適用等を実情に応じて実施する。

(1) 納付期限等の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告書類等の提出又は市税の納付をすることができない場合は、地方税法(昭和25年法律第147号)第20条の5の2の規定に基づき、納期限等の延長措置を講じる。

(2) 徴収猶予

災害により、被害を受けた納税義務者等が市税を一括して納付することができない場合は、申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない事由があると認められる場合は、地方税法第15条の規定に基づき、更に1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当税目について、地方税法第323条、第367条、第461条及び第605条の2の規定に基づき減免を行う。

(4) 特例

被災住宅用地、被災代替家屋及び被災代替償却資産について、地方税法第 349 条の 3 の 3、第 349 条 3 の 4 及び第 352 条の 3 の規定により特例措置を講ずる。

3 生活福祉資金等の貸付け

京都府社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得者に対し、速やかに自立更生を図るため生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

貸付申込手続きについては、市社会福祉協議会が取り扱う。

(1) 災害救援資金

実 施 機 関	京都府社会福祉協議会、向日市社会福祉協議会
協 力 機 関	向日市民生児童委員連絡協議会
貸 付 け 対 象	被災低所得者（被災により低所得者となった者を含む）

(2) 母子寡婦福祉資金

実 施 機 関	京都府
貸 付 け 対 象	被災母子世帯（被災により母子世帯となった者を含む）

(3) 被災身体障害者に対する補装具の交付等

実 施 機 関	京都府、福祉事務所
協 力 機 関	向日市民生児童委員連絡協議会
給 付 等 の 内 容	○ 災害により補装具を破損若しくは流失した者に対する修理又は交付 ○ 災害によって負傷又は疾病にかかった者の更正医療費の給付

4 住宅金融公庫法(昭和 25 年法律第 156 号)に基づく災害復興住宅資金の貸付け

被災者に対しては、住宅金融公庫融資制度の周知徹底と借入れ申込み上の指導を行う。

5 り災証明

(1) 家屋被害認定調査

災害による被害状況を把握し、り災証明発行の根拠となる家屋の被害の程度を認定するため、家屋被害の調査を行う。

(2) り災証明書の発行

① り災証明書の発行事務は、総務対策部が担当する。

② 災害救助法が適用された場合等に、被災者の生活再建への取り組みを支援するための各種支援制度の適用に必要となる り災証明書の発行を速やかに実施する。被災家屋の調査・認定の結果をまとめた被災者台帳を作成し、被害を受けた居住者等の申請により、現地調査を行った上、り災証明書を発行する。

(3) 証明の範囲

り災証明書の発行は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害で、次の事項について証明する。

住 家	○ 全壊、全焼、流失 ○ 大規模半壊 ○ 中規模半壊 ○ 半壊、半焼 ○ 準半壊 ○ 準半壊に至らない（一部損壊） ○ 床上浸水、床下浸水
人 身	○ 死亡 ○ 行方不明 ○ 負傷

(4) 証明手数料

災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、り災証明書の発行手数料を徴収しない。

(5) り災証明書の様式

り災証明書及びり災証明申請書の様式は、【資料編 資料3-18】参照とする。

6 被災者台帳の作成

被災者の援護の総合的かつ効率的な実施のため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

7 郵便物の特別取扱等

災害が発生した場合、被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

- (1) 被災地の被害者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (6) 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

※上記(1)～(4)は、災害救助法適用時

第2 中小企業等の復興

1 復興対策

災害を受けた中小企業に対して、事業の再建を促進するため、次の対策を講じる。

- (1) 事業用の再建に必要な資金の円滑な融通を得るため金融機関に対し協力を要請する。
- (2) 向日市中小企業振興融資制度の効果的な運用を行うとともに、政府関係金融機関並びに府の諸制度融資の効率的な活用を促す。
- (3) 既存借入金に対しては、当面の償還猶予並びに借入期間の延長等の措置が講じられるよう関係機関に要請する。

2 融資

- (1) 被災中小企業に対する復旧資金の融資等

- ① 日本政策金融公庫資金の貸付け
- ② 商工組合中央金庫資金の貸付け

- (2) 被災農林業者に対する復旧資金の融資等

- ① 天災融資法等に基づく災害資金の融資等

天災による被災農林業者等に対し、再生産等の確保のために、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）等に基づき、経営資金及び事業資金の融資を行った融資機関に対し、利子補給等を行う。

- ② その他、京都府を窓口とする各種融資

第3 住宅の復興

1 一般民間住宅について

災害時において、一般住宅については住宅金融公庫法に基づき、次の融資及び貸付を受けることができる。

- (1) 災害復興住宅の貸付け
- (2) 一般個人住宅災害特別貸付け
- (3) 住宅改良の特別貸付け
- (4) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (5) なだれ、地すべり等の災害危険地域内に居住するものに対する貸付け

2 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う。

第4 災害相談の実施

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせが頻繁となった場合は、市役所内に災害相談窓口を開設し、行方不明者の受付け、り災証明書の発行、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、生活相談等の、向日市が実施する災害対策業務の受付案内のほか、金融、保険等の相談を実施する。

実施にあたっては、向日市社会福祉協議会、向日市民生児童委員連絡協議会及びその他の関係機関の協力を得るものとする。

第5 社会福祉施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他の関係機関の補助等を導入する。
- 2 災害の再発を防止するため、設置場所、構造及びその他の防災設備等について、十分に検討する。

第6 病院等災害復旧事業

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進する。

第7 学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開

1 学校等の施設の復旧対策

- (1) 児童生徒に対する正常な教育を実施するため、できる限り速やかに現地調査を実施し、災害復

旧計画を策定の上、迅速かつ適切な復旧を促進する。

- (2) 災害復旧計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが、災害の再発防止のため、原因を究明し、施設の不燃化、耐震化など耐災害性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

2 教育活動の再開

- (1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。
- (2) 学校等が避難所となった場合においては、被災者の状況等に十分配慮しつつ、平常の教育活動が早期に再開できるよう努める。
- (3) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近くの学校施設等を利用することも考慮する。
- (4) 児童生徒及び教職員の健康管理

被災後、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等、児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康状態が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな障がいを受けた児童生徒の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第8 社会教育施設災害復旧事業

- 1 施設の性格上、緊急に復旧する必要があるため、国、京都府及びその他の関係機関の融資を促進する。
- 2 災害の再発を防止するため、設置場所、構造及びその他の防災設備等について、十分に検討する。

第9 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧方法を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第10 生活確保対策計画

災害により被害を受けた市民が速やかに再起自立するよう被災者に対して租税の徴収猶予、減免及び特例措置の適用等を行い、被災者の生活を確保するための計画とする。

1 市税の減免等

(1) 減免

向日市税条例第51条及び第71条による市民税、固定資産税の運用については地方税法等及び「向日市税条例施行規則」に基づいて行うものとする。

(2) 徴収猶予

被災した市民が災害のため市税の申告その他必要な書類の提出及び納付を所定の期限までに行うことができない場合については、地方税法、向日市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長及び徴収猶予を認めるものとする。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 減免

向日市国民健康保険条例第 30 条の規定に基づき減免するものとする。

(2) 徴収猶予

向日市国民健康保険条例第 29 条の規定に基づき徴収猶予するものとする。

3 後期高齢者医療保険料の減免等

(1) 減免

京都府後期高齢者医療広域連合後期医療に関する条例第 18 条の規定により行うものとする。

(2) 徴収猶予

京都府後期高齢者医療広域連合後期医療に関する条例第 17 条の規定により行うものとする。

4 介護保険料の減免等

(1) 減免

向日市介護保険条例第 9 条の規定により行うものとする。

(2) 徴収猶予

向日市介護保険条例第 8 条の規定により行うものとする。

5 保育料の減免又は免除

向日市立保育所設置条例第 3 条第 3 項及び向日市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する規則第 17 条の規定により行うものとする。

6 災害救助法による生業資金の貸与

災害救助法が発動された場合、同法の規定による生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与を活用できるよう指導するものとする。

7 災害弔慰金の支給及び災害救護資金の貸付け

暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例」及び「同法施行規則」の規定に基づいて行い、市民の福祉及び生活の安全を図るものとする。

8 災害見舞金

火災、風水害等による災害（災害救助法の適用を受けた災害は除く。）により被害を受けた者に対して、「向日市災害見舞金等給付規則」に基づいて、見舞金等を支給し、自立更生の助長促進の一助とするものとする。

9 その他

市長は、災害の状況等を配慮し、市民の生活保護のためにできる可能な対策を講じることに努め

るものとする。

第 11 その他の災害復旧事業

迅速かつ適切な復旧計画により、早期復旧を促進し、併せて、災害の再発防止を図る。

第 2 節 災害復旧事業の推進

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

災害復旧事業の実施に当たっては、生活の安定、社会経済活動の早期回復を目指し、災害の再発防止を配慮した復旧事業を迅速に実施する。

第 1 公共土木施設災害復旧事業

道路等について、災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的かつ有機的な連携の下に、迅速、適切な復旧事業を施行する。さらに、復旧事業の施行と併せて、施設の新設改良等により、再度の災害発生を未然に防止する。

1 計画の方針

災害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、災害の再発防止を図るための計画を定める。

なお、災害復旧事業の施行については、当該発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施行計画を定めるものとする。

2 復旧計画の基本

(1) 早期査定

災害発生後速やかに災害査定を受け、事業費を決定して早期復旧に努め、人心の安定と施設の破損の進行防止に努める。

(2) 緊急復旧

被災施設の重要度、緊急度を勘案の上、緊急事業を定め適切な復旧を図ること。

(3) 災害関連事業

災害復旧は、被災施設の原形復旧を原則とするが、再度の災害を防止する必要があるときは、本復旧事業とあわせて施設の新設、改良等の工事を災害関連事業として施行するものとする。

(4) 災害復旧の促進

災害復旧工事の施行は、国の災害復旧計画に順応して施行するものとし、災害の状況等により、継続費を設定する等予算の弾力的執行の方途を講じるほか、国庫負担金の財源の措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

第 2 農林業施設災害復旧事業

農地、農業用施設、その他の共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じて施行する。事業主体は、一般に、向日市、土地改良区、農業協同組合等であるが、京都

府は、復旧事業の推進について、技術的指導を行う。

1 計画の方針

災害を受けた農林業施設の被害を早期に復旧し農林業経営者の経営の回復、安定を図るものとする。

2 復旧計画の基本

災害復旧計画は次の法律等により、国の補助、財政援助の対象となる事業について計画するものとする。

- ※ 農林水産業施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ※ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- ※ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（準用）

(1) 補助の対象となる施設

- ① 農地
- ② 農業用施設（かんがい排水施設、農道等）
- ③ 林業施設（公共的な林地荒廃防止施設、林道）
- ④ 共同利用施設（農業協同組合等の所有する共同利用施設）

3 農林関係融資

- (1) 天災融資法に基づく融資
- (2) 自作農維持資金融資法に基づく融資

4 災害復旧事業施行計画

農林業施設の災害復旧は、農林業経営者の経営に支障をきたす影響が大であることにかんがみ、災害発生後速やかに災害査定を受けて事業費を決定し、災害の復旧事業施行計画を作成し、早期に施行するものとする。

第3 都市災害復旧事業

都市計画区域における街路、公園等の災害、市街地における土砂たい積等について、早期復旧を図る。また、復旧にあたっては、都市環境の整備及び都市の防災構造化の推進を指導し、災害に強い都市づくりを目指す。

第4 上下水道災害復旧事業

上下水道については、特に、市民の日常生活に必要不可欠であるため、早期復旧が重要であり、復旧事業実施についても優先的に人的資源等の導入を図り、復旧の実現化を促進する。

第5 公共用地災害復旧事業

行政的かつ社会的な影響を勘案して早期復旧を促進し、仮設住宅建設地等としての活用が可能な用地の利用を推進する。

第3節 資金計画

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

この計画は、災害復旧事業に係る資金の調達を迅速に把握し、資金の融通・調達を行うために必要な措置を講じるものである。

第1 国による財政援助等

1 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づく財政援助等、向日市において、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告するとともに、京都府の実施する調査に協力する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 高齢者福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ⑨ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 伝染病予防施設災害復旧事業
- ⑫ 伝染病予防事業
- ⑬ 土砂堆積排除事業
- ⑭ 湛水排除事業

(2) 農林業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律 129 号)による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資材費の特例
- ⑥ り災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ⑨ 雇用保険法による求職者給付に関する特例

2 その他の法律による財政援助

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律以外の法律により、国が行う本市に対する財政援助を受ける場合にも、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律同様に、必要な措置に努める。

第2 災害復旧事業に係る向日市の財政措置

1 災害復旧事業債等

災害復旧事業を行う場合においては、国の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用した資金の調達に努める。

(1) 災害復旧事業債

- ① 補助・直轄災害復旧事業
- ② 歳入欠かん等債
 - ア 歳入欠かん債
 - イ 災害対策債
- ③ 小災害復旧事業
- ④ 地方公営企業災害復旧事業
- ⑤ 火災復旧事業
- ⑥ 一般単独災害復旧事業

(2) 一時借入

向日市地域防災計画

【地震対策編】

平成 9 年 8 月 2 6 日制定

平成 1 2 年 1 月 2 8 日修正

平成 1 2 年 1 1 月 7 日修正

平成 1 3 年 8 月 2 0 日修正

平成 1 4 年 8 月 2 0 日修正

平成 1 5 年 8 月 1 8 日修正

平成 1 6 年 8 月 2 5 日修正

平成 1 7 年 8 月 1 9 日修正

平成 1 8 年 8 月 2 6 日修正

平成 1 9 年 8 月 2 8 日修正

平成 2 0 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 1 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 2 年 8 月 1 9 日修正

平成 2 6 年 3 月 2 6 日修正

平成 2 7 年 3 月 2 5 日修正

平成 3 0 年 3 月 2 3 日修正

平成 3 1 年 3 月 2 0 日修正

令和 2 年 3 月 2 7 日修正

令和 3 年 3 月 3 1 日修正

令和 4 年 3 月 1 7 日修正

令和 5 年 2 月 1 3 日修正

令和 6 年 3 月 2 6 日修正

令和 7 年 3 月 2 6 日修正

令和 8 年 3 月 2 3 日修正

向日市地域防災計画（地震対策編） 目次

第 1 編 総則

第 1 章 計画の基本方針	1- 1
第 1 節 計画の基本方針	1- 1
第 2 節 防災機関等の役割分担	1- 1
第 3 節 市民及び事業所の果たすべき役割	1- 1
第 2 章 計画の目標	1- 2
第 1 節 地域特性	1- 2
第 2 節 地質・断層特性	1- 2
第 3 節 被害想定	1- 6
第 3 章 防災ビジョン	1-11
第 1 節 基本目標	1-11
第 2 節 ビジョン達成の施策	1-11
第 4 章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	1-12

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 災害に強いまちづくり	2- 1
第 1 節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用	2- 1
第 2 節 交通施設防災対策	2- 2
第 3 節 都市空間の整備計画	2- 2
第 4 節 市街地の面的整備等	2- 2
第 5 節 建造物等災害予防対策	2- 3
第 6 節 ライフライン施設の耐震化対策	2- 6
第 7 節 社会福祉施設防災計画	2- 9
第 8 節 文化財防災計画	2-10
第 9 節 ため池等の整備計画	2-10
第 10 節 地域防災拠点の整備	2-10
第 2 章 災害に即応できるひとづくり	2-11
第 1 節 市民等に対する防災知識の普及対策	2-11
第 2 節 防災訓練・調査（パトロール）計画	2-14
第 3 節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画	2-15
第 4 節 災害ボランティア応援体制の整備計画	2-15
第 5 節 要配慮者対策計画	2-15
第 6 節 学校等の防災計画	2-15
第 3 章 災害に強いシステムづくり	2-16
第 1 節 防災組織の整備計画	2-16

第2節	緊急初動のための災害情報システムの整備計画	2-16
第3節	救急・救助・医療救護体制の整備計画	2-16
第4節	避難計画	2-16
第5節	食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画	2-16
第6節	給水拠点等の整備計画	2-16
第7節	広域応援体制の整備計画	2-16
第8節	業務継続計画（BCP）の策定	2-17
第9節	帰宅困難者対策計画	2-17
第10節	車中避難計画	2-17

第4章	災害の抑制と被害の軽減対策	2-18
第1節	防災調査計画	2-18
第2節	土砂災害等予防計画	2-18
第3節	消防力の整備方針	2-19
第4節	危険物等保安計画	2-19
第5節	応援派遣に関する計画	2-19

第3編 災害応急対策計画

第1章	初期期の活動	3- 1
第1節	初動活動	3- 1
第2節	組織及び動員	3- 3
第1節	組織	3- 4
第2節	動員計画	3- 6
第3節	情報収集・伝達	3- 8
第1節	災害時の通信	3- 8
第2節	災害時の情報収集伝達体制	3-10
第4節	広報活動	3-13
第1節	向日市の行う広報活動	3-13
第2節	防災関係機関の行う広報活動	3-13
第5節	道路等の緊急確保	3-13
第1節	緊急輸送ルート	3-13
第2節	道路対策のための緊急出動	3-13
第3節	交通規制	3-13
第4節	緊急通行車両の取扱い	3-14
第5節	道路の障害物除去	3-14
第6節	緊急輸送網	3-14
第1節	緊急輸送	3-14
第2節	緊急輸送網の確保	3-14
第3節	輸送の確保	3-14
第7節	火災等二次災害緊急対策	3-14
第1節	消防活動	3-14
第2節	危険物施設等の応急対策	3-14

第3	水防計画	3-14
第4	地震時の土砂災害対策	3-14
第8節	応援、派遣の要請等	3-14
第1	近隣市町等との応援体制	3-14
第2	関係協力機関への応援要請	3-14
第3	自衛隊への災害派遣要請	3-15
第4	市民組織等の活動	3-15
第9節	緊急避難	3-15
第1	避難情報の伝達	3-15
第2	避難の誘導	3-17
第3	避難所の開設	3-19
第4	要配慮者の緊急避難等	3-20
第10節	救助・救急及び医療救護	3-22
第2章	応急対策期の活動	3-23
第1節	災害対策要員の拡充	3-23
第1	法による従事	3-23
第2	専門ボランティア	3-23
第3	一般ボランティアへの活動支援	3-23
第2節	被災者への救援活動	3-23
第1	災害救助法の適用	3-23
第2	避難所の運営	3-23
第3	給水計画	3-23
第4	食料の供給計画	3-23
第5	生活必需品の確保	3-23
第6	物資配送センター	3-23
第7	義援金品の受付・配分	3-23
第8	災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付	3-23
第9	被災者生活再建支援制度	3-24
第10	要配慮者対策	3-24
第11	行方不明者の捜索・遺体の埋葬	3-24
第3節	社会秩序の維持	3-24
第1	住民への呼びかけ	3-24
第2	災害警備	3-24
第3	物価の安定及び物資の安定供給	3-24
第4節	環境・衛生対策の充実	3-24
第1	ごみ処理	3-24
第2	し尿処理	3-24
第3	防疫及び保健予防対策	3-24
第4	がれき処理	3-24
第5	環境の保全	3-24
第6	家庭動物の保護及び収容対策	3-24

第5節	建築物等応急対策	3-25
第1	応急危険度判定等	3-25
第2	公共施設応急対策	3-26
第3	被災宅地危険度判定制度の整備	3-27
第4	中・高層建築物応急対策	3-28
第5	文化財対策	3-28
第6節	ライフライン等の応急対策	3-28
第1	上水道施設の応急対策	3-28
第2	下水道施設の応急対策	3-29
第3	電信電話施設の応急対策	3-30
第4	電力施設の応急対策	3-31
第5	ガス施設の応急対策	3-32
第6	鉄道施設の応急対策	3-33
第7節	学校等における応急対策	3-35
第1	情報の収集・伝達	3-35
第2	防災体制	3-35
第3	応急教育・応急保育	3-35
第4	施設・設備の緊急点検等	3-35
第5	保健衛生及び危険物等の保安	3-35
第8節	住宅対策	3-35
第1	家屋の被害状況調査	3-35
第2	住宅関連の障害物の除去	3-35
第3	住宅の応急修理	3-35
第4	応急仮設住宅の建築	3-35
第9節	農林業施設等応急対策	3-35
第1	農業用施設応急対策	3-35
第10節	労務供給計画	3-35

第4編 災害復旧・復興計画

第1節	市民生活の安定のために	4-1
第1	被災者の生活再建等の支援	4-1
第2	中小企業等の復興	4-1
第3	住宅の復興	4-1
第4	災害相談の実施	4-1
第5	社会福祉施設災害復旧事業	4-1
第6	病院等災害復旧事業	4-1
第7	学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開	4-1
第8	社会教育施設災害復旧事業	4-1
第9	文化財等の復旧計画	4-1
第10	生活確保対策計画	4-1
第11	その他の災害復旧事業	4-1
第2節	災害復旧事業の推進	4-2

第1	公共土木施設災害復旧事業	4- 2
第2	農林業施設災害復旧事業	4- 2
第3	都市災害復旧事業	4- 2
第4	上下水道災害復旧事業	4- 2
第5	公共用地災害復旧事業	4- 2
第3節	資金計画	4- 2
第1	国による財政援助等	4- 2
第2	災害復旧事業に係る向日市の財政措置	4- 2

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	計画の方針	5- 1
第1節	計画の基本方針	5- 1
第2節	防災機関等の役割分担	5- 1
第3節	被害想定	5- 2
第2章	災害予防計画	5- 4
第1節	地域における防災力の向上	5- 4
第2節	広報及び教育	5- 5
第3節	防災訓練	5- 6
第4節	災害に強い安全なまちづくりの推進	5- 6
第3章	災害応急対策計画	5- 8
第1節	防災体制の確立	5- 8
第2節	防災体制に関する事項	5- 8
第3節	南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止	5-11
第4節	円滑な避難の確保に関する事項	5-11
第4章	東南海・南海地震等の時間差発生による被害拡大防止	5-14
第1節	東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応	5-14

地震対策編

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の基本方針

第 1 節 計画の基本方針

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 1 節を準用する。【一般対策編 1－1 頁】

第 2 節 防災機関等の役割分担

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 2 節を準用する。【一般対策編 1－2 頁】

第 3 節 市民及び事業所の果たすべき役割

一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 3 節を準用する。【一般対策編 1－9 頁】

第2章 計画の目標

第1節 地域特性

一般対策編 第1編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 1－10 頁】

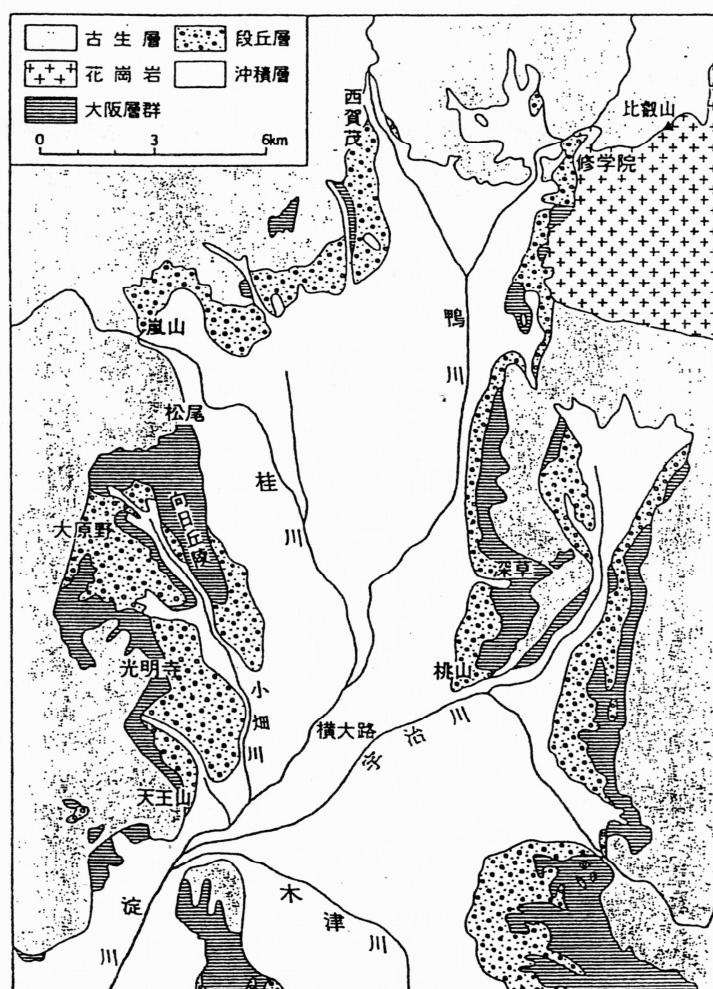
第2節 地質・断層特性

1 向日市周辺の地質・断層特性

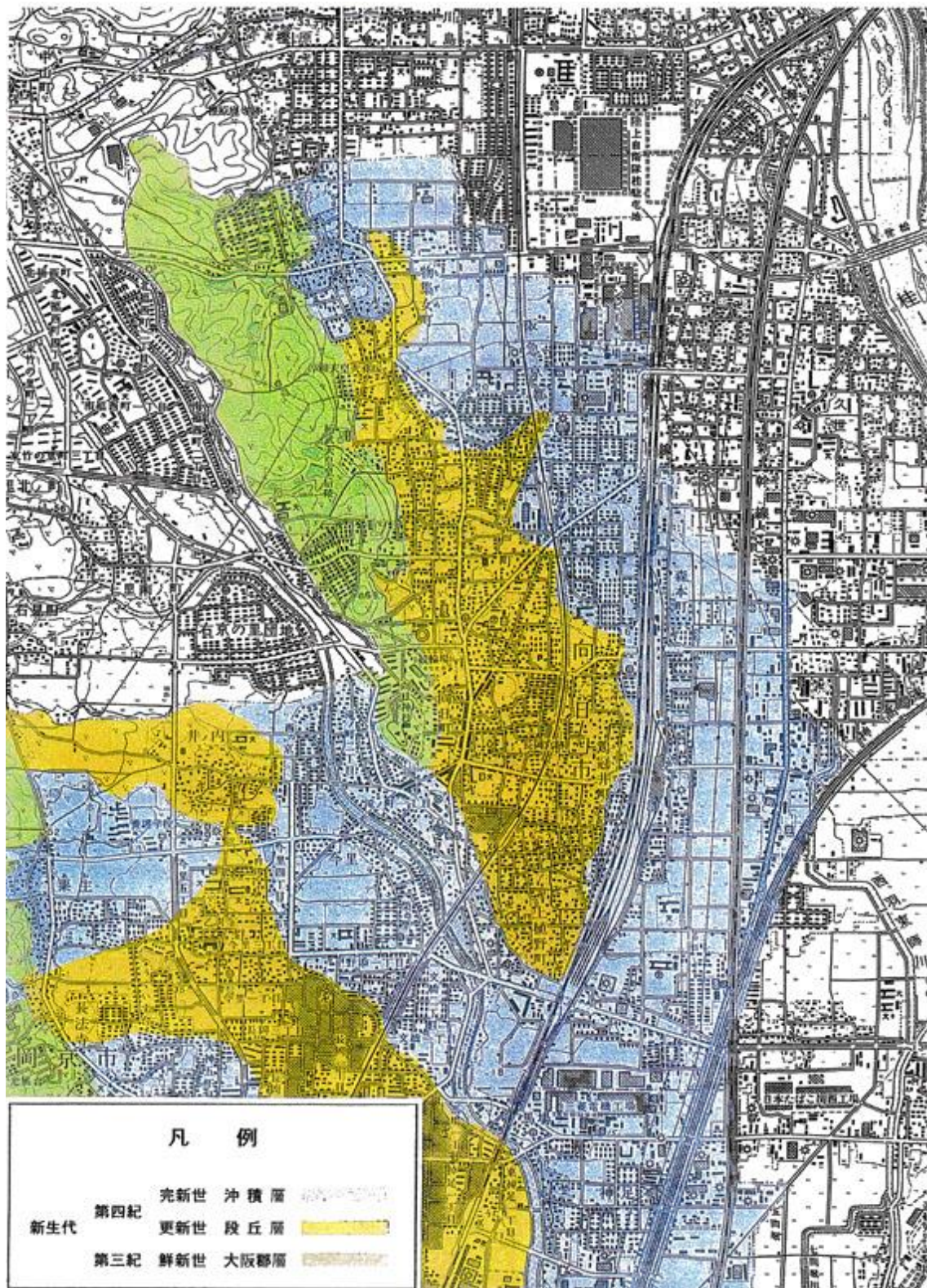
(1) 地質特性

市域は、大阪層群よりなる丘陵地（向日丘陵）、砂礫層よりなる段丘（低位段丘）及び桂川と小畑川によって形成された沖積平野の三つの地形単位に大きく分けられる。

土質調査結果によると、段丘は、厚さ5～7mの河岸段丘礫層がほぼ水平に堆積している。また、地質調査結果によると、本市の東半分を占める低地は、桂川の運んできた土砂によって構成されており、その厚さは、北部の西ノ岡中学校付近で2.0～2.8m、南部の第5向陽小学校付近で5.7～5.8mとなっている。これに対して、西部及び西南部の低地は、小畑川が形成したものである。



【京都盆地付近の地質図】



【表層地質図】

この地図は、京都南部都市広域行政圏推進協議会の承認を得て、同協議会発行の表層地質図〔西〕を複製したものである。

(2) 断層

向日市に大きな影響を与える活断層は、以下のとおり。

(出典：[新編]日本の活断層（活断層研究会編 東京大学出版会）)

ア 檜原断層

<断層特性>

確 実 度：I（活断層であることが確実なもの）

活 動 度：B級（0.1～1 m/1000 年のオーダー）

長 さ：7 km

傾 斜：NNW

断層形態：嵐山・向日町丘陵東縁；断層崖、向日町丘陵東縁；地層急斜
西芳寺北方；断層露頭

阪神・淡路大震災の際、同断層の周辺において被害が大きく、京都市の調査によると、被害は府道西京高槻線東部の西京区檜原釘貫町から北の山田御道路町にかけて集中し、約 480 戸の住宅で屋根瓦が落ちるなどの被害があったことが判明している。

イ 有馬－高槻構造線

<断層特性>

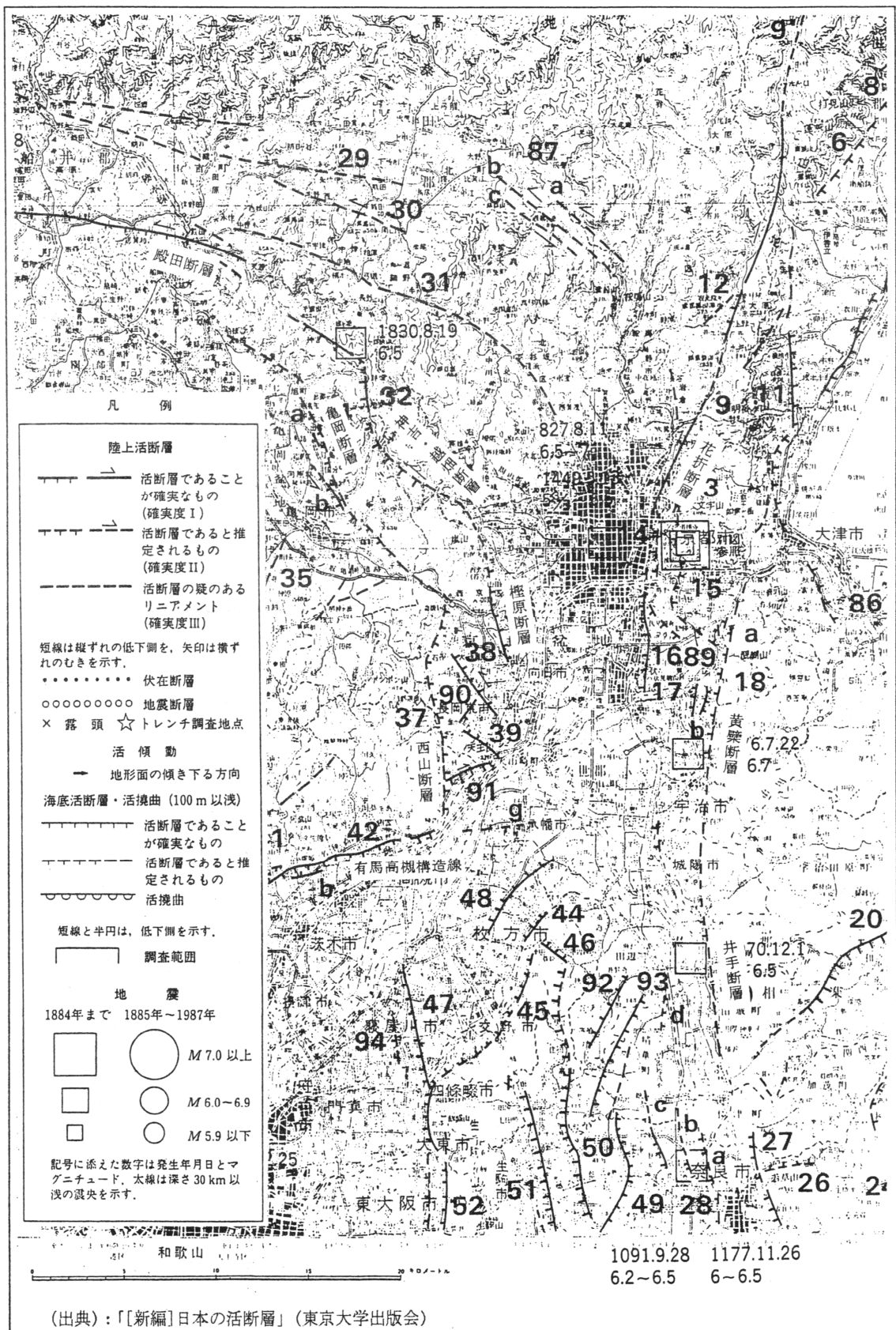
確 実 度：I（活断層であることが確実なもの）

活 動 度：B級（0.1～1 m/1000 年のオーダー）

長 さ：44 km

傾 斜：EW

京都府地震被害想定調査（2008）において、人的被害及び建物被害共に、本市に最も影響を与える地震とされている。



【向日市周辺の活断層図】

第3節 被害想定

1 地震発生場所及び地震の規模の想定

向日市に影響を及ぼす地震には、海溝部で発生する巨大地震（南海トラフ地震）と内陸直下型地震が考えられるが、海溝部で発生する巨大地震に関しては、内陸直下型地震に比べれば、その震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる。

一方、内陸直下型地震に関しては、マグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（西山断層帯、花折断層帯、黄檗断層など）が存在している。

こうした状況のもと、本計画においては、京都府の被害想定数値等を参考に「想定震源モデル」及び「向日市の被害予想」を次に掲げる。

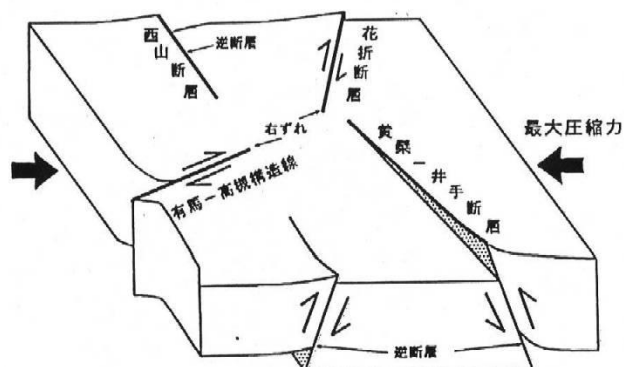
なお、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に平成20年4月1日付けで指定された。

2 解析震源モデル

「京都府地震被害想定調査報告書」による想定地震モデルで向日市域に内陸直下型大地震を引き起こす可能性を持つものを震源断層モデルとして採用している。

【想定震源断層モデル】

モデル震源断層名	断 層 内 容	長さ(km)	幅(km)	マグニチュード(M)
花折断層帯	花折断層（北部・中南部）	46.5	16, 14	7.5
	桃山－鹿ヶ谷断層	11	17	6.6
黄檗断層	黄 檗 断 層	10	17	6.5
西山断層帯	亀 岡	13	16	6.7
	檜原－水尾断層	15	15, 14	6.6
	殿田－神吉－越畑断層	31.5	14, 15	7.2
	光明寺－金ヶ原断層	15	15	6.8
生駒断層	生 駒 断 層	38	21	7.5
有馬－高槻断層帯	有 馬 ー 高 槻 断 層	44		7.5
	宇 治 川 断 層	10	17	6.5
南海トラフ地震（同時）		－		8.5



【震源断層の模式図】

3 向日市の被害予想

各活断層地震の向日市での被害は、次表のとおりである。

【地震被害総括表】

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	6強	119	1,068	188	506	7,232	1,971	4,341	870
生駒断層帯	6弱	8	230	14	57	930	249	1,891	5
有馬－高槻断層帯	6強	86	814	146	563	7,228	2,413	4,630	793
奈良盆地東縁断層帯	6弱	1	61	1	5	189	27	556	6
木津川断層帯	6弱	1	71	2	7	230	36	647	6
殿田－神吉－越畑断層	6強	13	307	23	95	1,371	411	2,423	8
埴生断層	6弱	8	231	14	57	935	248	1,905	7
上林川断層	5弱	0	0	0	0	2	1	1	1
三峠断層	5弱	0	0	0	0	1	0	1	1
郷村断層帯	5強	0	1	0	0	4	6	5	1
山田断層帯	4	0	0	0	0	0	0	0	0

京都府地震被害想定調査結果（2024 及び 2025）

断 層 名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
					重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	6強	230	1,700	240	1,010	20,330	3,260	5,170	270
	桃山-鹿ヶ谷断層	6弱	10	330	10	110	4,800	350	1,660	－
黄檗断層		6弱	－	150	－	40	2,460	140	890	－
奈良盆地東縁断層帯		6弱	－	260	－	90	3,980	270	1,390	－
西山断層帯	亀岡断層	6弱	－	130	－	30	2,120	120	770	－
	檜原-水尾断層	6強	240	1,730	250	1,050	20,750	3,340	5,220	280
	殿田－神吉－越畑断層	6強	80	830	80	380	11,120	1,230	3,400	60
	光明寺-金ヶ原断層	6強	80	840	80	390	11,330	1,240	3,430	20
三峠断層		5弱	－	－	－	－	40	－	10	－
上林川断層		5弱	－	－	－	－	100	10	20	－
若狭湾内断層		5弱	－	－	－	－	30	－	10	－
山田断層帯		4	－	－	－	－	－	－	－	－
郷村断層帯		5強	－	－	－	－	270	10	90	－
上町断層帯		5強	－	120	－	20	1,990	110	720	－
生駒断層帯		6弱	50	670	60	290	9,190	910	2,900	－
琵琶湖西岸断層帯		6弱	50	630	50	260	8,630	830	2,770	－
有馬－高槻 断層帯	有馬－高槻断層	6強	260	1,860	270	1,180	22,330	3,730	5,440	320
	宇治川断層	6弱	50	690	50	290	9,230	930	2,930	20
木津川断層帯		6弱	－	290	－	100	4,370	310	1,500	－
埴生断層		6弱	50	680	50	300	9,250	920	2,910	20
養父断層		5強	－	10	－	－	380	10	130	－
和束谷断層		5強	－	10	－	－	490	10	190	－
東南海・南海地震		6弱	－	180	－	50	2,890	180	990	－

京都府地震被害想定調査結果（2008）

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			重傷者数 (人)						
南海トラフ地震	6強	40	590	120	110		510		2,810

内閣府のデータを基にした京都府被害想定（2014）

【各活断層等の発生確率】

モデル断層名		地震発生の確率(国地震調査研究推進本部公表) * 今後30年以内の発生確率	相対的評価(注)
花折断層帯	花 折 断 層	ほぼ0% ～ 0.6%	やや高い
	桃 山 - 鹿ヶ谷		
黄 檗 断 層 系		ほぼ0% ～ 0.6%	やや高い
西山断層帯	亀 岡	ほぼ0% ～ 0.8%	やや高い
	檜 原 - 水 尾		
	殿田 - 神吉 - 越畑		
	光 明 寺 - 金ヶ原		
生 駒 断 層		ほぼ0% ～ 0.1%	やや高い
有構馬造高槻線	有馬 - 高槻構造線	ほぼ0% ～ 0.02%	—
	宇 治 川 断 層		
南 海 ト ラ フ 地 震		70%～80%程度	高い

※ 東南海・南海地震については、H25.5月に南海トラフ地震として発生確率が一本化され、それ以降、東南海・南海地震の発生確率は発表されていない。

(注) 高 い：30年以内の地震発生確率が3%以上

やや高い：30年以内の地震発生確率が0.1～3%以上

—：30年以内の地震発生確率が0.1未満

4 液状化現象について

液状化の危険の判定については、「災害予測に関わる自然条件調査」（京都府南部都市広域行政圏推進協議会編）により、次の4階で評価されているところである。

- 1 液状化しない。
- 2 液状化する危険性が低い。
- 3 液状化する危険性がある。
- 4 液状化する危険性が高い。

向日市において“4 液状化する危険性が高い。”とされているのは市域の0.8%に相当する1メッシュ^(注)だけである。

また“3 液状化する危険性がある。”とされているのは市域の8.1%に相当する。

市域の91%の地区においては“1 液状化しない”、又は“2 液状化する危険性が低い”という結果が出ており、向日市は本結果によれば、液状化の危険は少ないといえる。

しかし、今回の調査のメッシュが粗いため、必ずしも調査は、十分とはいえず、かつわずかでは

あるが大きな被害を受ける可能性のある地域も存在しており、今後詳細な調査を行う必要がある。

(注) 1メッシュは1辺250mの正方形。向日市域は122.7メッシュである。

5 地域防災計画に与えられた課題

今後の地域防災計画を考える場合、次の3つの前提条件を考慮する必要がある。

- ・地震はいつどこで起こるかわからない。
- ・発生する時間帯もまちまちである。
- ・常に最悪のシナリオを考える。

これらについて具体的に述べると、以下のようにまとめられる。

(1) 地震はいつどこで起こるかわからない

地震の予知は、困難である。しかし、京都南部地域を含む地域が地震の活動期に入り、大地震の発生の可能性が考えられるとすれば、その備えは必要である。このことを踏まえて、京都南部地域の地震の発生を想定した地域防災計画の策定が必要である。

(2) 地震発生の季節、時間帯もまちまちである

地震は、発生季節に無関係であり、また発生の時間帯もまちまちである。このため、地域防災計画は、いかなる季節、時間帯に発生しても対応しうるものでなければならない。

(3) 常に最悪のシナリオを考える

京都府が発表した京都府地震被害想定調査結果(2008)では、本市に最も影響を与える地震は有馬一高槻構造線によるものとされている。

また、他の断層の場合においても、震度6強程度の地震の発生が想定されることから、最悪のシナリオを想定した地域防災対策を検討する必要がある。

第3章 防災ビジョン

市域には、檜原断層と有馬－高槻構造線の東延長線にあると推定される横大路断層とがあり、周辺には西山断層帯、花折断層帯、黄壁断層等があり、これらのどれが震源になった場合でも、震度5強から6強という激しい地震が想定される。

本市は、古くからの市街地が市域の大半を占めており、その地域は昔ながらの道路の不連続細街路がほとんどで、しかも広幅員の道路が少ないため震度6程度の地震が発生した場合には、多くの倒壊家屋がでるほか、その上、同時多発火災が発生すれば、極めて大きな被害が予想される。

また、本市は、地震による液状化の地域は少ないといわれているが、より詳細な調査を行えば、液状化の地域が広がる可能性は、少なくはなく安心とはいえない。

本市においては、これらに対処するため、防災ビジョンを掲げて防災への方向性を示し、それに至る道すじを掲げ、さらに、当面本市が行うべき主要な防災施策を計画するものとする。

第1節 基本目標

一般対策編 第1編 第3章 第1節を準用する。【一般対策編 1－12頁】

第2節 ビジョン達成の施策

一般対策編 第1編 第3章 第2節を準用する。【一般対策編 1－12頁】

第4章 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

本市は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項の規定により、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて策定された「第5次京都府地震防災緊急五箇年計画」（平成28～32年度）に基づき、地震防災整備事業の推進を図る。

1 計画対象事業

地震防災整備事業の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路等（道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設）
- (6) 共同溝等
- (7) 医療機関
- (8) 社会福祉施設
- (8)の2号 公立幼稚園
- (9) 公立小中学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- (10) 公立特別支援学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- (11) 公的建造物
- (12) 海岸・河川（海岸保全施設、河川管理施設）
- (13) 砂防設備等（砂防設備、保安設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池）
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線
- (16) 水・自家発電設備等
- (17) 備蓄倉庫
- (18) 応急救護設備等
- (19) 老朽住宅密集地対策

2 地震防災緊急事業計画の推進

所 管 部	計 画 名	事 業 の 概 要
環境産業対策部	消防用施設等整備事業	消防ポンプ自動車更新
	防災行政無線	デジタル方式の地域防災無線を整備

地震対策編

第 2 編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害危険地域、活断層周辺地域での土地利用

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部

地震災害には、連鎖性があり、まず発端となる地盤の震動、液状化、変位等により構造物等が破損し、続いてそれらに関する二次災害が誘発される。災害危険地域における土地利用のあり方は、災害を軽減する上での大きな課題である。

1 共通事項

(1) 短期計画

① 地盤特性の把握

市域の地形・地質・地盤に関する国土調査の資料等により、地盤の振動特性を把握する。また、液状化判定手法等の各種調査により、市域の危険地域の把握に努めるとともに、造成地や軟弱地盤等、不等沈下などの地盤変位の発生しやすい危険箇所の把握に努める。

② 知識の普及

軟弱地盤、液状化が予想される地域、活断層の所在する地域、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険予想箇所、宅地造成工事規制区域等では、建築物の被害を軽減するためにそれらの知識の普及を図る。

(2) 長期計画

① 地盤に応じた土地利用の誘導

市及び関係機関は、地震災害による被害を防止軽減するため、地盤特性に応じた施工法の採用、若しくは地盤改良等の指導を行うなど、適切な予防措置を講じる。

2 軟弱地盤対策

(1) 長期計画

① 公共建築物等

国、府、及び市は、軟弱地盤の地域では、可能なかぎり重要な公共建築物等の建築を避けるものとし、やむを得ない場合は、地盤改良や建築物基礎の強化を図るものとする。

② 一般建築物等

ア 地盤対策

次の地盤改良等を指導し、軟弱地盤の災害対策に努める。

(ア) 軟弱層には、排水処理や水抜設備等を設け地下水位の低下を図るとともに、置き換え工法等の安定処理工法による地盤改良を行うこととする。

(イ) 液状化が発生しやすい砂地盤がある場合には、密度増大工法・固結工法・置換工法等に

より地盤改良を行うこととする。

- (ウ) 軟弱層に盛土を行う場合は、適宜地盤改良等の適正措置を講じた上、盛土材料を吟味し、十分な締め固めを行うこととする。

イ 建築物対策

- (ア) 建築物基礎を杭基礎、鉄筋コンクリートによる版基礎又は布基礎とするなど、地震の場合に軟弱地盤に耐えられる構造とする。
- (イ) 建築物は、細長い形状や複雑な形状を可能な限り避けるなど、地震の場合に軟弱地盤に耐えられる構造とする。

3 活断層地盤対策

(1) 長期計画

① 土地利用制限

活断層の所在が、明確に特定された地域については、地区計画、建築制限条例等により、土地利用制限等の指導を行っていくものとする。土地利用制限の範囲は、活断層の活動による地震動の特性を考慮し、単に活断層の線上だけでなく、その両側を含めて面的に把握することとする。

② 調査研究

今後、継続的に調査研究を行う。

4 宅地造成等工事規制区域

(1) 長期計画

- ① 既存住宅地については、擁壁等の強化工事を奨励し、耐震化に資することとする。

- ② 新たに開発が行われ、切土・盛土又は土石の堆積に係る工事が行われる場合には、技術基準を順守するよう指導する。

〔参考〕現在、宅地造成等工事規制区域に市全域が指定されている。

第2節 交通施設防災対策

一般対策編 第2編 第1章 第2節を準用する。【一般対策編 2－6頁】

第3節 都市空間の整備計画

一般対策編 第2編 第1章 第3節を準用する。【一般対策編 2－8頁】

第4節 市街地の面的整備等

一般対策編 第2編 第1章 第4節を準用する。【一般対策編 2－9頁】

第5節 建造物等災害予防対策

担 当	環境産業対策部・都市整備対策部・乙訓消防組合

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震基準に適合しない既存の建築物の耐震改修を促進することを目的に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）が施行され、平成17年11月に同法が改正された（平成18年1月施行）。この改正法に基づき、「向日市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震化を進めてきた。

また、平成25年5月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正（平成25年法律第20号、平成25年11月施行）された。この改正法に基づき耐震診断が義務付けられた不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を一層促進する。

1 民間建築物災害予防対策

(1) 短期計画

① 建築物の耐震化

ア 建物を新規に建設する場合は、建築基準法等による建築の指導を行うよう、関係機関の協力を求める。

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律では、「特定既存耐震不適格建築物」として位置付けられた多数の者が利用する一定規模以上の建築物等をはじめ、現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者に対して耐震診断や耐震改修を行う努力義務を課しており、必要に応じて耐震診断や耐震改修について指導、助言等を行うよう、関係機関の協力を求める。

ウ その他の既存建築物については、広報等で耐震改修及び耐震診断等を受けることを奨励する。

② 住宅の耐震化（木造住宅）

震災による建築物等の破損・倒壊及び二次災害により引き起こされる被害を防止、軽減するため、向日市建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進し、震災につよい住宅づくりの推進について定める。

ア 耐震診断

(ア) 対象

延べ面積の2分の1以上の住宅の用に供されている木造住宅のうち、次のいずれかに該当するもの。

a 昭和56年5月31日に存していた建築物又は建築、修繕若しくは模様替の工事中であった建築物である住宅

b 地震（京都府知事が定めるものに限る。）による被害を受けたことについて、り災証明されている住宅

(イ) 申込及び耐震診断士の派遣

市は、耐震診断の対象となる住宅の所有者から耐震診断士の派遣の依頼があった場合は、耐震診断士の派遣を検討し、派遣を決定したときは、当該住宅所有者に通知し、耐震診断士を派遣する。

(ロ) 耐震診断結果の通知

市長は、耐震診断が終了したときは、耐震診断結果を住宅所有者に通知する。

イ 耐震改修

(ア) 対象

次の要件を全て満たすものとする。

- ・向日市内の木造住宅
- ・木造住宅で住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の2分の1以上であるもの
- ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・耐震診断の結果倒壊等危険度の高いもの

(イ) 申請及び決定通知

市は、耐震改修の対象となる住宅の所有者から申請書の提出があった場合は、内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、申請者に通知する。

(2) 長期計画

① 建築物の耐震化

耐震補強等の必要な建物の建替え、改修の場合は、公的資金融資制度の利用を推進する。

② 建築物の不燃化

火災の拡大防止を図るため、市街地再開発事業等の推進により、耐火建築物の建設を促進する。

2 公共建築物の安全性の確保

(1) 短期計画

① 防災上重要な施設等の整備

「向日市公共建築物耐震化事業計画」に基づき、市役所庁舎や避難場所等の防災上重要な施設の耐震診断を行い、計画的に建築物の耐震補強対策を講じていく。

② 訓練等

防災設備等がその機能を果たすため、防災、防火等の訓練と併せて、防災設備、消火設備等の操作訓練を実施し、その管理に万全を期すこととする。

(2) 長期計画

① 法基準の遵守

大規模な公共建築物は耐震性を確保するため、建築基準法の遵守を徹底する。

一方、官公庁の庁舎施設については、「官公庁施設の建築等に関する法律」に準じ、一定規模を超える場合は、耐震性を有し、不燃構造を持つ建築物とし、大規模な公共建築物については、建築基準法が求める水準に止まらず、高い耐震性を確保するように努めるものとする。

公共建築物を新たに建築する場合、市庁舎、防災上重要なものは、耐震性の強化を検討する。また、公共建築物のうち、コンピューター室等地震動を抑制すべき部分は、改修して免震構造又は制震構造とすることを検討する。

また、教育施設等について老朽化校舎等から順次改築・補強等を行い、児童生徒等の安全の確保に努めるものとする。

② その他の公共建築物

公共建築物を新たに建築する場合、地盤特性の把握等を行い、ふさわしい構造とする。

③ 旧基準の建築物等

建築基準法の現行耐震基準を満たしていない等の既存不適格建築物について、耐震診断、地盤特性の把握等を行い、必要に応じ、順次耐震改修又は建替えを図っていくものとする。

④ 非常電源の整備

大震災の場合、電源及び配電線の被災による停電により、公共施設としての機能を失うこと

を避けるため、庁舎の全部又は一部に非常電源を整備するものとする。

3 落下物などの除去

(1) 短期計画

地震災害において、自動販売機などの倒壊や瓦、看板、窓ガラス、外装材、外部設備等の落下などの防止のため、事前にその除去や危険防止のための固定化、移動防止措置等の普及を図る。

4 ブロック塀等対策

(1) 短期計画

① ブロック塀等の実態調査・指導

ブロック塀や門柱等の倒壊による危険を防止し、災害時の避難活動や消防活動等の妨げにならないように調査を実施する。特に、避難所周辺、避難路、通学路等は、重点的に調査を実施する。

② 生け垣、フェンスへの転換

市内のブロック塀等の実態把握に基づき、その所有者及び管理者に対して、生け垣又はフェンスへの転換を奨励・指導する。

5 災害による建造物等の被害予防計画

- (1) 防災上から、建築基準法、都市計画法等関連法規の啓発を積極的に行い、指導を強化する。
- (2) 公共建造物及び集会場等の構造については、防火設備等防災対策についての指導を強化する。
- (3) 防火水槽等消防施設は、社会の変化に対応し、十分機能が発揮できるよう設備充実を努めるものとする。
- (4) アパート等共同住宅については、防災上特に留意し、消火設備の充実を指導する。
- (5) 一般家庭については、消火器等の備えつけを呼びかけ、その使用方法及び地域住民との助け合いについて指導する。
- (6) 防災設備等が非常時に十分その機能を果たすための防災、消火訓練を実施し、防災設備の管理に万全を期すよう指導する。
- (7) 町内会等の防火防災活動を高めるため、消火器及び防災用品の購入費用について補助する。
- (8) その他、地域住民の防災についての認識を高めるための指導に努めるものとする。

6 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

被災した建築物が、余震等により倒壊するなどして発生する二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速に実施することが必要となる。

このため、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会と連携を取りながら、応急危険度判定技術を有する人材の確保と地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制の整備を図る。

7 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要である。

このため、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の受入体制の整備を図るとともに、府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第6節 ライフライン施設の耐震化対策

担 当

都市整備対策部・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T 西日本(株)京都支店・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

ライフライン、即ち、上水道、下水道、電気、ガス、通信は、都市生活者の生命維持のための根幹的施設であり、健康で文化的な生活の基盤を支えるものである。

市が管理する上水道、下水道の耐震化、耐災化というまでもなく、都市生活者の根幹的施設である電気、ガス、通信は、市が直接に管理しないとしても、大災害を受けた場合の市民の生活に重大な影響を及ぼすことから、これらの耐震化、耐災化、被災の軽度化と復旧対策の推進に絶えず注視するとともに、その促進を訴え、積極的にこれに協力することにより、災害に強いライフラインづくりを目指すものとする。

1 上水道施設

水道施設は、市民の生命維持の基盤であるとともに、消防水利の基本であり、現在、継続的に施設の強化・整備を進めている。今後、一層耐震性を重視した災害に強い上水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 短期計画

耐震上問題のある施設の改良に努める。

(2) 長期計画

水道施設の地震災害に対処するため、次の施策を講じる。

- ① 老朽配水管を計画的に更新するとともに、耐震化を進める。
- ② 配水管のループ化を進める。
- ③ 取水井戸、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械等の老朽化施設の整備改善を進めるとともに、耐震化を進める。
- ④ 施設が被災した場合における被災の軽度化と復旧の迅速化対策を図る。

2 下水道施設

下水道施設は、市民の衛生的な生活環境の確保に欠かせぬものであり、一層耐震性を重視した災害に強い下水道施設の整備を継続的に推進する。

(1) 長期計画

- ① 新設又は改築、更新する下水道管及びマンホール等の排水施設については、地震によって下水の排水及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置等の措置を講じるものとする。
- ② 増設又は改築、更新する処理施設については、地震によって下水の処理及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置等の措置を京都府と連携して講じるものとする。

3 都市ガス供給施設

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

(1) 防災体制

防災業務計画に基づき、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) ガス施設対策

① ガス供給設備

ア 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

(3) その他防災設備

① 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い、所要の措置を講じるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

(4) 教育・訓練

① 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係わる防災意識の高揚を図り、ガスに係わる災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、関係者に対する教育を実施する。

② 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

(5) 広報活動

① 住民に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

4 電力供給施設

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

(1) 送電設備

架空電線路は電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱及び給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

建築物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信施設

電力保安通信規程に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

5 通信施設・設備の整備

電気通信設備の災害による障害発生を極力防止し、障害が発生した場合において、電気通信設備の復旧を迅速かつ的確に行い、電気通信サービスの確保を図るため、N T Tの実施する一般通信施設防災計画について定める。

(1) 電気通信設備等の防災計画

災害による障害発生を極力防止するため、次の対策を講じ、万全を期す。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域の電気通信施設等について、極力防水構造化を行う。
- ② 主要な電気通信施設が設置されている局舎建物について、耐震・耐火構造化を行う。
- ③ 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的災害による回線の被害を分散するため、主要区間の伝送路について2ルート化を実施する。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、回線の切り替え措置計画を定め対処する。

6 共同溝

災害に強いライフライン施設とするため、共同溝の建設を検討する。共同溝の建設については、将来的には街路事業、景観事業、歴史の道等と合わせ整備を検討する。

7 鉄道施設防災計画

J R施設の災害防止は列車運転の安全確保を確立するに必要な線路諸設備の実態を把握しあわ

せて周囲の諸条件を調査して災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

(1) 一般施設防災対策

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- ① 橋梁の維持、補修及び改良強化
- ② 河川改修に伴う橋梁改良
- ③ のり面、土留の維持、補修及び改良強化
- ④ トンネルの維持、補修及び改良強化
- ⑤ 鉄道林、防備林の造成及び落石防止設備の強化
- ⑥ 建物等の維持、修繕
- ⑦ 通信設備の維持、補修
- ⑧ 空頭不足による橋けた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ⑨ 路線周辺の環境条件の変化による、災害予防の強化
- ⑩ その他防災上必要なもの

(2) 災害警備体制の確立

列車運転の安全確保のため、災害発生のおそれのある場合は必要な次の計画を毎年度当初において策定する。

- ① 気象観測機器の整備
- ② 警戒発令基準を地域気象条件等により定める。
- ③ 各施設の警備計画表の作成、要注意箇所に対する警備方法、列車運転規制等の周知徹底を図る。
- ④ 災害応急復旧に必要な機器及び資材の準備、調達計画をたてる。
- ⑤ 職員の非常召集計画及び訓練計画をたてる。

第7節 社会福祉施設防災計画

担 当	市民サービス対策部

市内の社会福祉施設は、非常災害時において入所者の安全を確保するため、各施設において、想定される状況に適切に対応できるよう施設の特徴を踏まえた防災計画を作成し、施設従事者の防災意識の向上、施設内の防災対策、防災マニュアルの作成を行う。また、防災訓練等を通して、常に一人ひとりが必要な知識や技術を身につけるようにする。

1 短期計画

- (1) 職員及び入所者に対し、避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施するなど自主防火管理体制の整備に努める。
- (2) 有事の際における入所者の避難場所、収容施設等の確保、関係機関等との情報交換、連絡協議に努める。

2 長期計画

新規に施設を建設する場合には、福祉対策や耐震構造に十分に配慮し、建設を行うものとする。

老朽化が進んでいる社会福祉施設は、耐震・耐火構造による改築等施設の整備を行う。

第8節 文化財防災計画

一般対策編 第2編 第1章 第9節を準用する。【一般対策編 2-18 頁】

第9節 ため池等の整備計画

担 当	環境産業対策部

1 ため池・貯水施設の整備

(1) 短期計画

- ① ため池に関し、防災調査計画(第4章1節)に基づき、定期パトロールを実施する。
- ② 農業用及びその他のため池の、特に老朽化等により危険なものについては、洪水吐及び堤体等の整備、補強に努めるとともに、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等を行う。

(2) 長期計画

震災による堤防の破堤等による出水を防止するため、農業用ため池の計画的な改修整備を促進する。

第10節 地域防災拠点の整備

1 地理的条件を考慮した地域防災拠点の整備

震災時における交通路の寸断等により、本市域が分断される可能性が考えられる。そのため、市役所の他に、市の北部地域と南部地域に、それぞれ避難場所等を兼ねた地域防災拠点の整備を図る。

2 地域の防災拠点

北部地域…北部防災拠点（寺戸町寺田）
中部地域…中部防災拠点（市役所東側）
南部地域…南部防災拠点（上植野町北小路）

3 地域の防災拠点の概要

- ・物資備蓄倉庫
- ・避難場所（テント、仮設トイレ、炊き出し）
- ・物資集積場所
- ・応援部隊の集結場所など

第2章 災害に即応できるひとづくり

第1節 市民等に対する防災知識の普及対策

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

防災対策は、市をはじめとする防災関係機関の努力だけでは、実効が上がるものではない。市民自身が、自らのまち、自らの生命と財産を、自らの手によって守る「責務」を自覚し、防災技術を身につけることが基本である。

市は、各種防災知識普及啓発事業や防災訓練を通じて、市民の防災意識の向上に努めることにより、市民の災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図るとともに、発災時に、的確な防災活動がとれるようにし、災害に強い地域社会の形成を目指す。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市民の防災意識の高揚

- (1) 市民に対し、地域の防災に関する広報活動を積極的に行い、市民自身による防災活動の必要性の自覚を促す。
- (2) 町内会等、その他各種組織に働きかけて、自主防火防災組織の一層の普及に努める。
- (3) 府及びその他の防災関係機関の協力を得て、市民の防災意識向上を図り、災害発生に備える。
- (4) 町内会等の防火防災活動を高めるため、防火防災器具の購入費用補助制度の普及に努める。
- (5) 発災時における、要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者に対して、自主防災組織やボランティア等周辺住民による迅速な救援体制がとれるよう、安否確認及び情報連絡伝達に係る体制の整備が図られるよう普及に努める。
- (6) 緊急地震速報によりの確な行動がとれるよう、緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方等について、市は府と連携し、住民、自主防災組織、事業所等への周知に努める。
- (7) 3日以上以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策の普及に努める。

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 普及すべき防災知識の内容
 - ① 災害の種類・特質
火災・地震・風水害・土砂災害等
 - ② 発災時のための準備
食料・飲料水・非常持出品の準備
 - ③ 避難と避難誘導
緊急避難、避難心得、携帯品、緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方等
 - ④ 救助・救急
救助に役立つ小物のいろいろ、救護知識、応急手当の知識等

- ⑤ 住宅の耐震対策
家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止落下物対策
- ⑥ ブロック塀・門柱対策等
ブロック塀・門柱の耐震構造化の基礎知識、崩壊防止
- ⑦ コミュニティの形成
近所づきあい・助け合いと奉仕（ボランティア）の心がかよう町内会づくり
- ⑧ 防火対策
防火心得、初期消火、住宅用火災警報器の設置
- ⑨ 戸外の危険対策
電線・ブロック塀・門柱・落下物・橋等
- ⑩ 要配慮者対策
高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等
- ⑪ 旅行先での防災
ホテル、旅館、観光地
- ⑫ 災害の伝承
郷土の災害史や災害体験談などの共有・継承
- ⑬ その他

3 防災知識普及の媒体

防災知識の普及を、次の媒体を用いて努める。

- (1) 広報誌、ホームページ
防災知識及び防災計画等を必要に応じ広報誌、ホームページにより周知徹底し、防災意識の向上を図る。
- (2) 防災パンフレットの配布
防災関係機関は、機会あるごとに防災啓発パンフレットを作成し、市民に配布する。
- (3) ビデオ等の利用
市所有のビデオ、映画フィルム等を、各種団体の会合時に上映して、防災知識の普及を図る。
- (4) 新聞・テレビの利用
災害予防に関し、特に必要な事項等については、随時新聞等報道機関を通じて防災知識の普及に努める。
- (5) 広報車等による周知の徹底
広報車、消防車等の巡回により、重点的に防災知識の徹底を図る。
- (6) 防災イベント
防災の日（防災週間）・防災とボランティアの日・火災予防運動期間・市民防災の日・雨期前などに、防火・防災関係イベントや講習会等を開催し、それら行事を通じ、防災知識の普及に努める。
- (7) その他
防災以外の各種行事においても、機会を捉えて防災知識普及に努めるなど、必要に応じ効果的な方法により知識の向上を図る。

4 学校における防災教育

各学校においては、災害・防災に関する学習と指導を教育課程の中に位置づけ、家庭や地域社会と密接な連携協力を図りつつ、防災上必要な基礎的・基本的事項を理解させるとともに自他の生命

尊重の精神を培うための教育を推進する。

また、非常災害に備えて学校においては、乙訓消防組合等との協力のもと、児童、生徒、教職員等の生命や身体の安全確保を図るため、校舎、設備の保全を図るとともに、定期的に各種避難訓練や学習会等を実施する。

(1) 児童生徒等に対する教育

地震発生時における児童生徒等の安全の確保及び災害への対応能力育成のため、教科、道徳、教科、道徳、特別活動等の教育活動全体を通じて、発災のメカニズムの基礎的な知識、発災時の緊急行動、応急手当等の指導を行うとともに、ボランティア精神を培うための教育を推進する。

(2) 教職員に対する教育

教職員の災害への対応能力を高めるため、研修会等を通じ、災害、防災に関する専門的知識の養育及び応急手当等の技能の向上を図る。

(3) 避難訓練の充実

避難訓練を含めた発災時の対応について、児童生徒に対する訓練に加え、保護者、地域住民も含め、多様な場面を想定した訓練を定期的に行う。

また、地震被害の軽減に寄与することが期待されている緊急地震速報を活用した訓練も検討する。

(4) その他、必要と思われる事項について、防災関係機関と協議し実施する。

5 家庭での災害教育

(1) 家庭での防災対策の推進

① 地震による人的被害等を軽減するために、平常時から各家庭において、防災対策をたてるよう町内会、婦人会、自主防火防災組織等を通じて浸透させる。

② 家庭については、消火器等の備え付け、その使用方法、初期消火及び地域住民との助け合いを中心に防災意識の高揚、防災知識、防災技術等について指導する。

③ 家具等の転倒防止の促進を啓発する。

④ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

(2) 家庭での備蓄の推進

① 3日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を求める。

② 生活用水として、風呂に常時水を張っておくことや、三角バケツの活用などを求める。

6 職員に対する防災教育

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識・知識の向上を図るため、防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施を検討する。また、向日市地域防災計画が的確有効に活用されるよう、その内容、運用等を周知徹底するよう努める。

(1) 普及・啓発の内容

① 地震の基礎的な知識の習熟

平常時の心構えや、地震発生のメカニズム、本市を含めた近隣地域の活断層の実態等、知識の習得を行うとともに、本市に被害をもたらす地震の可能性を認識し、防災の意識づけを図る。

ア 地震の基礎知識

イ 災害に対する地域の危険性

ウ 災害情報等

エ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

② 市の災害対策活動について

ア 災害対策活動の概要

イ 災害時、災害対策本部の一員としての立場と心構え

ウ 災害時の役割の分担

エ 災害時の指揮系統の確立

オ 災害及び被害情報の収集・伝達の要領、報告書式の活用

カ 発災時、平常業務にない活動への取組み方について

③ 実働マニュアルの作成及び各職員の役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な実働マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚を図る。

なお、実働マニュアルは、防災計画に従って各対策部において作成する。

(2) 普及・啓発の方法

① 職員研修の充実

防災活動、応急対策活動についての職員研修を行う。また、防災に関する知識普及を図るための講習会、講演会を実施する。

② 訓練の実施

災害時における防災活動の円滑な実施のため、防災関係機関、自治会・町内会、自主防災組織等と総合防災訓練を行う。

7 社会教育等を通じた防災知識の普及

(1) 社会教育施設における学級・講座等を通じた普及

(2) 社会教育関係団体への防災に関する知識の普及

(3) その他の関係団体の諸活動を通じた普及

8 事業所等における防災

(1) 各事業所において、防災計画を樹立し、防災関係機関と調整を図り、防災に万全を期するよう努めるものとする。

(2) 防災訓練、学習を定期的実施するものとする。

(3) 防災関係機関の要請に積極的に協力するものとする。

9 防災訓練の充実

災害時の迅速、的確な防災行動を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うのが最も効果的である。

災害発生時に素早く行動が起こせるよう、防災訓練の充実を図り、常日頃から地震に対する心構えを身につけておくことが重要である。そのため、各地域において、年1回以上防災訓練を行うよう指導し、これを通じて市民の防災意識の高揚を図る。

第2節 防災訓練・調査（パトロール）計画

一般対策編 第2編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 2-25 頁】

第3節 地域住民等の自主防火防災組織等の育成計画

一般対策編 第2編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 2-27 頁】

第4節 災害ボランティア応援体制の整備計画

一般対策編 第2編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 2-30 頁】

第5節 要配慮者対策計画

一般対策編 第2編 第2章 第5節を準用する。【一般対策編 2-31 頁】

第6節 学校等の防災計画

一般対策編 第2編 第2章 第6節を準用する。【一般対策編 2-33 頁】

第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 防災組織の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第1節を準用する。【一般対策編 2－34 頁】

第2節 緊急初動のための災害情報システムの整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第2節を準用する。【一般対策編 2－35 頁】

第3節 救急・救助・医療救護体制の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第3節を準用する。【一般対策編 2－36 頁】

第4節 避難計画

一般対策編 第2編 第3章 第4節を準用する。【一般対策編 2－38 頁】

第5節 食糧・生活必需品・資機材等の備蓄計画

一般対策編 第2編 第3章 第5節を準用する。【一般対策編 2－42 頁】

第6節 給水拠点等の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第6節を準用する。【一般対策編 2－43 頁】

第7節 広域応援体制の整備計画

一般対策編 第2編 第3章 第7節を準用する。【一般対策編 2－43 頁】

第 8 節 業務継続計画（BCP）の策定

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 8 節を準用する。【一般対策編 2－44 頁】

第 9 節 帰宅困難者対策計画

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 9 節を準用する。【一般対策編 2－45 頁】

第 10 節 車中避難計画

一般対策編 第 2 編 第 3 章 第 10 節を準用する。【一般対策編 2－45 頁】

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第1節 防災調査計画

一般対策編 第2編 第4章 第1節を準用する。【一般対策編 2-46 頁】

第2節 土砂災害等予防計画

担 当	総務対策部・環境産業対策部・都市整備対策部・教育対策部・事務局

地震等による土砂災害を予防するために必要な事業又は対策に関する計画を定める。

1 災害防止対策

急傾斜の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の公表をし、市民の生命、安全を守るため、必要な措置をとるものとする。

2 治山対策

山腹崩壊による人家、道路等の災害を防止するため、既設保安林の維持強化を図るとともに、保安林以外の山地災害危険地区についても、保安林の指定を進め、府営治山事業による調査及び工事を要請するものとする。

(1) 短期計画

- ① 府に対して、治山事業の促進を要望する。
- ② 山林の伐採時には、植林の指導を行う。
- ③ 危険地区のうち前節の災害危険箇所は、緊急災害調査員を定め、これを定期的に調査する。
地震又は地盤災害が発生した場合、緊急調査等を行う。

※ 治山事業の施行状況及び山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）は、【一般対策編 2-61 頁】のとおり。

3 宅地造成工事等に伴う対策

【一般対策編 2-59 頁】による。

4 砂防事業

土砂災害を防止するための防災事業については、【一般対策編 2-61 頁】による。

5 誘因の監視

平時から危険箇所の把握を行い、地震時における地滑り等の発生する箇所の把握を行うために、次のような監視活動を行うものとする。

また、災害発生の危険性があると判断された場合は、京都府が配信する土砂災害警戒情報システ

ム、イントラネット、その他、気象に関する情報提供による監視システムを利用し、雨量データや気象状況を把握し、市民の避難指示等を判断する手段とする。

(1) 緊急調査員による監視

危険箇所については、平時より定期的なパトロールを行う。

(2) 湧水等の監視

がけからの湧水及び地下水流路の変動について井戸水の水位の変化を監視する。

※ 京都府土砂災害警戒情報システム及び土砂災害警戒情報情報連絡ルートについては、【一般対策編 2-64 頁】を参照

6 住民への周知等

災害発生時には、できるかぎり速やかに土砂災害危険箇所から避難するよう、平時より住民に対し周知しておくとともに、危険地区の住民又は土地所有者に対し防災措置についての助言指導を行う。

第3節 消防力の整備方針

一般対策編 第2編 第4章 第2節を準用する。【一般対策編 2-47 頁】

第4節 危険物等保安計画

一般対策編 第2編 第4章 第3節を準用する。【一般対策編 2-49 頁】

第5節 応援派遣に関する計画

一般対策編 第2編 第4章 第4節を準用する。【一般対策編 2-51 頁】

地震対策編

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 初動期の活動

第1節 初動活動

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

市域に地震（以下、震度4以上の場合を「地震」という。）が発生した場合、その被害の軽減の基本は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さである。特に勤務時間外に災害が発生した場合の市職員の初動活動のあり方は、災害応急対策活動の立ち上がりの早さに大きな影響を与えるものである。職員が、個別に自主的にとる行動が災害応急対策活動として有効に働くような初動活動を定めることとする。

1 準備事項

市職員は、震災時についてあらかじめ定められた、自主参集基準、災害対策本部開設基準、動員基準、所属部署の事務分掌、自己の行うべき事務等について十分習熟する必要がある。

2 勤務時間内に地震が発生した場合

勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制は、次のとおりとする。

(1) 安全

来庁している住民の安全を第一とし、合わせて職員一同、机の下にもぐる等、身の安全に徹する。

(2) 緊急放送

緊急放送を行い、地震時の最も基本的な注意事項を繰り返し述べる。

(3) 緊急避難

地震の鎮静化を待ち、余震に備えて、危険な通路を避けて屋外の安全な場所に避難誘導を行う。

(4) 被害者の救出

住民、市職員等が庁舎内で被災した場合、その被害者を速やかに救出し、救急手配若しくは病院へ搬送する。

(5) 被害状況の把握

① 庁舎等の被害状況

庁舎全体の被害については、総務対策部が調査し、課内や各課所管施設については各課で調査を行い、事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、緊急活動計画の作成等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 市内の被害状況

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、把握できた範囲から府へ連絡するものとする。

ただし、通信の途絶等により府に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

③ 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(6) 組織的応援活動の始動

① 集結

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い、緊急活動計画を作成する。要員不足が見込まれる場合は、応援を事務局に要請する。

② 緊急発動

災害応急対策活動の方針を決定するのに必要な情報関係部署、及び安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、人命救助（救急、救助、医療救護）、二次災害危険地区の調査等に関する事務を分掌する、急を要する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部の長若しくはその代行者を対策部長とし、その指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 組織的災害対策活動の始動

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

3 勤務時間外に地震が発生した場合

勤務時間外に地震が発生した場合の初動は、次による。

(1) 参集

① 市職員は、震災が発生した場合、ラジオ・テレビ等を視聴し、発表される震度が、自主参集基準である6強を越える場合、全職員は可能な限り早く、あらかじめ定められている参集場所に集合するものとする。ただし、震度4、震度5弱又は震度5強の場合は、別に定める。

② 市職員の参集にあたっては、災害応急対策活動にふさわしい安全な服装とする。

③ 公共交通の途絶した場合の参集は、徒歩、自転車、又はバイク等とする。ただし、天候等により徒歩、自転車、又はバイク等による安全な参集が困難な場合は、自動車による参集も可能とする。なお、自動車で参集した場合の駐車場は、来庁者用駐車場を活用する。

④ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、住民と協力し、緊急に必要な措置を行った上、速やかに定められた参集場所に集合する。

⑤ 市職員は、参集途上において被害の状況を把握し、これを概略情報報告書にとりまとめて、

所属部署又は参集場所の長に報告する。

- ⑥ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても、定められた配置部署に着くことが困難な場合は、通信連絡等により所属対策部長又は災害対策本部の指示を受けなければならない。

(2) 参集場所の整理

① 応急処置と緊急処理事務

大震災により混乱した事務室等の整理は、通路の確保、机上を応急に事務処理可能な状態にする程度の必要最低限の応急処置にとどめ、概略情報報告書の記述等、緊急に処理を要する事務を先行して行う。

② 応急整理と整頓

緊急処理事務の処理が一巡した段階で応急整理を行い、最後の整頓は、初動混乱期を脱却してからとする。

(3) 現状把握

混乱した室内の応急処理後、既に所属部署に到達している災害情報や指令書に目を通し、あるいは、先に参集した職員から情報を得るなど、自部署の活動状況、今後の方針、被災状況等の現状把握に努める。

(4) 組織的災害応急対策活動の始動

① 集結、計画及び参集報告

部署ごとに集結し、市地域防災計画に従い緊急活動計画を作成する。事務局に参集人員及び参集見込み人員を報告し、要員不足が見込まれる場合は、応援を要請する。

② 緊急発動

災害対策活動の方針を決定するのに必要な情報に係する事務を分掌する部署、人命救助（救急、救助、医療救護）、安全に深く関係する道路（安全確認、交通制限、道路確保等）、二次災害危険地区の調査等に係する事務を分掌する部署は、災害対策本部の指示の有無に係わらず、部署の長若しくはその代行者等の指揮の下、緊急に災害応急対策活動を開始する。

③ 緊急発動に該当しない部署

緊急発動に該当しない部署は、災害対策本部の指示のあるまでは、自部署に定められた事務分掌に従い、災害応急対策活動の開始の準備を行う。

④ 災害対策本部指示

災害対策本部指示に従い各部署は、各々に定められた事務分掌に従い、又は、災害対策本部からの応援要請に従い、部署の長若しくはその代行者等の指揮のもと、緊急に組織的な災害応急対策活動を開始する。

第2節 組織及び動員

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

災害警戒本部又は災害対策本部は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、市長が指示し設置する。

市長は、災害対策本部長になり、災害応急対策活動、各行政機関を統括し、迅速かつ機動的に

推進する。

第 1 組 織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

(1) 災害警戒本部の設置基準

市域に震度 3 の地震が発生したとき、市長の指示により危機管理監がこれを設置する。その者が不在の場合は、その者が指名した代理者が設置する。

(2) 災害警戒本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

(3) 災害警戒本部の設置場所

庁舎内に設置する。

(4) 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び事務分掌は、災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。また、動員については、第 2 「動員計画」で定める。

2 災害対策本部の設置及び閉鎖

(1) 災害対策本部の設置基準

① 市域に震度 4 以上の地震が発生したとき、自動設置とする。

② 市域に地震が発生し、市長又はその代理の者が必要と認めたとき。

(2) 本部長及び市長不在の場合の災害対策本部設置の指示

災害対策本部が設置されたとき市長が災害対策本部長（以下において「本部長」という。）となる。市長不在の場合、災害対策本部の指示は市長を代行して副市長、教育長がこれを行う。

(3) 災害対策本部の閉鎖

災害が発生するおそれが解消したと認められたとき、又は、被害が拡大するおそれが解消し、災害応急対策活動がおおむね終了したと認められたとき閉鎖する。

(4) 災害対策本部等の設置場所

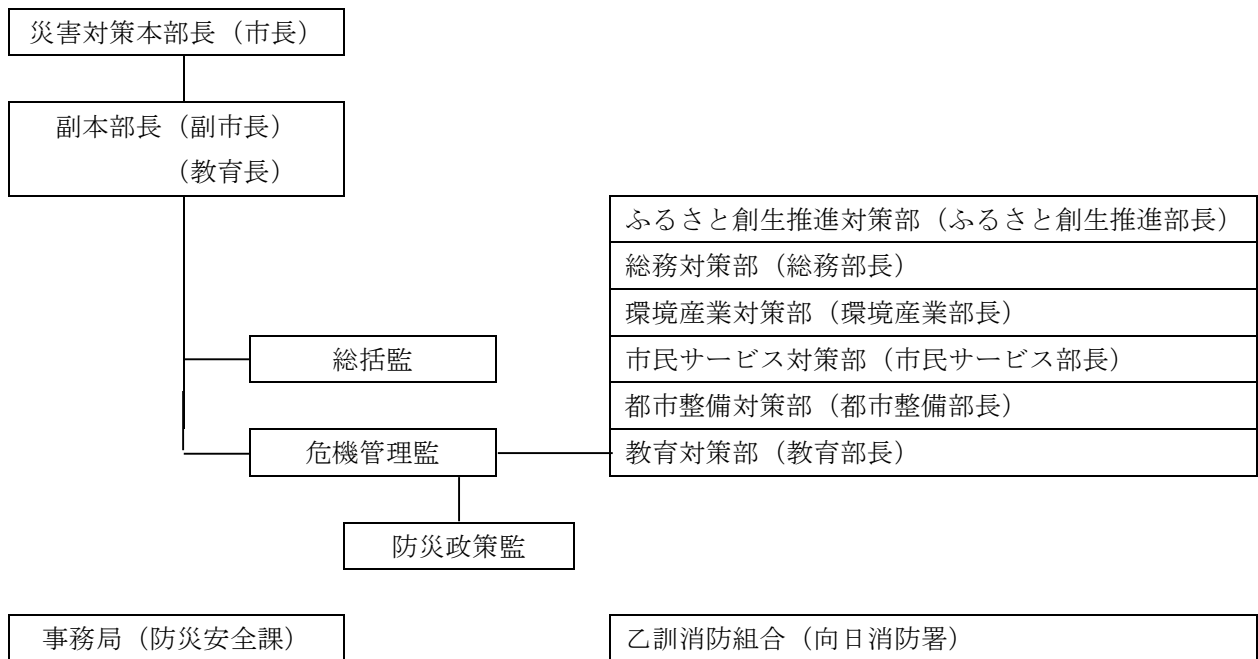
市庁舎内に設置する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び向日市災害対策本部条例の定めるところによる。

(1) 災害対策本部の組織及び本部会議の構成

災害対策本部の組織及び本部会議の構成は、次のとおりとする。



- (2) 災害対策本部長は、災害対策本部の組織について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、前項と異なる組織とすることができる。
- (3) 災害対策本部長は、本部会議の構成について災害の規模、種別等により必要と認められるときは、副本部長及び関係本部員のみによる本部会議を開くことができる。
- (4) 出動した各対策部は、直ちに編成を行い、災害対策本部に報告するとともに状況把握に努める。
- (5) 災害対策本部には、各対策部から対策部長及び連絡員を常時待機させる。
- (6) 各対策部所管業務のうち、情報処理に関すること、公用車両に関すること、避難対策に関すること、広報に関すること、予算に関すること、その他災害対策本部全般に係る業務については、必要に応じて要員が所管の対策部から災害対策本部に出向いて行う。

4 本部会議

災害応急対策活動のための基本方針並びに迅速かつ機動的な災害応急対策活動の実施に必要な事項の決定等を行うため、本部会議を開催する。本部会議は災害対策本部長、災害対策副本部長、危機管理監、防災政策監及び各対策部長をもって構成する。本部会議は、災害対策本部長の召集によって開催される。

5 災害対策本部の業務分掌

災害対策本部の業務分掌は、おおむね【資料編 資料2-5】のとおりとし、活動を円滑にするため各対策部長は、業務分掌の細部を定め、班長を指名するものとする。

6 災害応急対策関係の標識等

災害対策本部が設置されたとき、又は、警戒体制等の業務に従事するときは、【資料編 資料2-26】腕章及び標識を着用又は掲げるものとする。

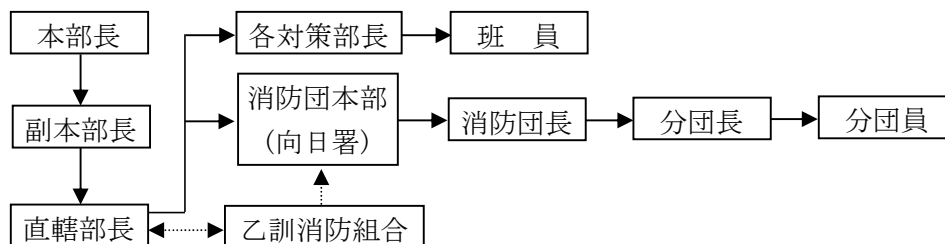
第2 動員計画

災害予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部等の動員は、次のとおり行う。

1 災害対策本部体制における職員の動員

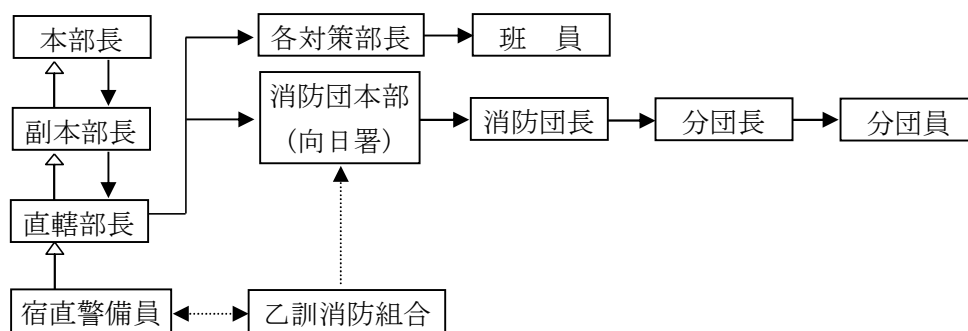
(1) 勤務時間内

- ① 庁内放送による伝達により行う。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。



(2) 勤務時間外

- ① 動員表に定められた職員は、各自に定められた参集場所に自主参集するものとする。
- ② 各対策部長又は災害対策本部長が出動を必要と認めたときは、次の動員の指令連絡系統により、動員を指令する。
- ③ 動員の指令連絡系統



④ 動員の方法

庁内電話又は携帯電話、加入電話を活用して動員し、電話連絡等が不能の場合には、電子メール等を活用する。

- ⑤ 各対策部長は、状況に応じ必要な増員を行う。
- ⑥ 各対策部長は、動員状況の把握に努め、他の対策部長から応援の要請があった場合には、必要に応じ応援配備を行う。
- ⑦ 対策本部設置協議者には、携帯電話、加入電話、E-Mail による指令を行う。

(3) 動員数

動員数は、次の動員表による。なお、必要な場合は、消防吏員を、市災害対策本部要員として派遣するよう乙訓消防組合消防長に要請するものとする。

標準動員表

単位：人

種別	配備時期	対策部名						合計
		ふるさと創生推進対策部	総務対策部	環境産業対策部	市民サービス対策部	都市整備対策部	教育対策部	
災害警戒本部	震度3の地震が発生し、市長又はその代理の者が必要と認めたとき	2	2	5	2	4	2	17
第1号体制	震度4以上の地震が発生したとき	4	7	6	17	10	6	50
第2号体制	震度5弱以上の地震が発生したとき	8	13	12	34	20	13	100
第3号体制	震度6強以上の地震が発生したとき	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員
※各対策部に含まれる部局 ふるさと創生推進対策部：会計課 総務対策部：議会事務局、監査事務局 ※消防団は別途出動計画による。 ※本動員表は、標準動員を示すものであり、各対策部において必要と認められる場合には増員するものとする。 ※出先機関等は、各対策部長からの通報又は指示に基づき、それぞれ必要な業務を行う。 ※上記人数には、対策部長を含む。 ※動員指令を受けていないものは、待機とする。（勤務時間外は自宅待機）								

乙訓消防組合の職員の動員については職員動員計画による。【資料編 資料2-9】

2 初動対応職員

(1) 初動対応職員

閉庁時に向日市において震度5弱以上の地震が発生した場合、災害の状況に応じて応急的初

動対応を担当する職員を、各対策部長が所属する職員のうちから指名する。

- (2) 初動対応職員の動員は、危機管理監又は各対策部長が必要と認めた場合、各対策部長が電話等により行う。

第3節 情報収集・伝達

担 当	ふるさと創生推進対策部・総務対策部・環境産業対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部・乙訓消防組合・事務局

震災発生時において、災害応急対策を円滑に実施するため、市域の災害の発生状況、各施設の被害状況等を調査するとともに、京都府、その他防災関係機関に報告し、その災害応急対策と災害の軽減に万全を期すものとする。

第1 災害時の通信

震災時において、通信施設の被害や通信需要の急増のため、通信途絶等が懸念される。緊急事態下の緊急通信を確保するため、複数のルートが使える体制とする。

1 通信設備応急対策

地震が発生した場合、次の災害応急対策を実施する。

- (1) 通信機用電源の確保（予備電源設備、発電機等）
- (2) 通信の確保（防災行政無線）
- (3) 輻輳対策（優先電話の利用）

2 通信体制

(1) 一般加入電話

震災時の通信連絡手段は、ファクシミリ等を含む一般加入電話による通信を原則とする。

(2) 無線通信体制

有線通信施設が使用できなくなった場合は、向日市デジタルMCA無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システム等の通信を利用する。

① 向日市の無線通信

向日市の無線通信網として、向日市デジタルMCA無線、消防無線、京都府衛星通信防災情報システムを設置している。

【防災行政無線の状況】

無線の種類	基地局	移動局		参 考
		車 載	携 帯	
向日市デジタルMCA無線	1		22	800MHz帯

② 携帯電話

地震による有線電話の電話回線被害や輻輳による通信途絶への備え、又は、現場活動報告、伝達の効率化のため、緊急時には携帯電話を活用する。

③ 非常無線通信

震災時に通信施設等の利用が困難な場合で、非常無線発令のときは、アマチュア無線局等の利用を図ることとし、平素よりこれらの無線局に協力の依頼を行うこととする。

④ 京都府への連絡

京都府衛星通信系防災情報システムや乙訓消防組合が保有する無線を有効に活用するほか、他機関及び民間通信施設の利用等により迅速に対処するとともに、京都府に関する連絡については、京都地区非常無線通信協議会の定める防災系非常通信経路【資料編 資料2-11】を利用する。

(3) 優先順位

① 被害状況の把握

緊急時において重要通信を確保するために、通信システムの被災状況を迅速かつ的確に把握し、必要な応急措置を行う。

② 通信の利用制限

通信の利用について、次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合、又は、そのおそれがある場合は、電話サービス契約約款に基づき、重要通信を優先的に確保する必要性から通信の利用制限を行うこととされているため、注意を要する。

ア 通信が著しく輻輳する場合

イ 通信電源確保が困難な場合

ウ 回線の安定維持が困難な場合

③ 通信輻輳の場合の向日市デジタル MCA 無線の利用

一般加入電話の被害が著しく、又は、通信が輻輳して、通信が混乱している場合における向日市デジタル MCA 無線の利用は、次のとおり行う。

ア 公衆電話が優先電話になっているため、これを使用する。

イ 特に、緊急なものに限り、向日市デジタル MCA 無線を利用する。

ウ 利用は緊急なもの、重要なものを優先する。

(ア) 災害対策本部長・副本部長の指示・命令

(イ) 新たに災害応急対策活動を必要とする事項の通報

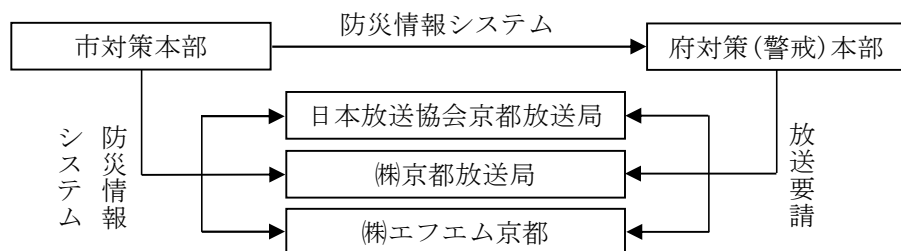
(ウ) 初期の応急情報の通報

(エ) 部長・班長の災害応急対策に関する重要な指示・命令事項

(オ) その他重要な事項

(4) 放送要請

緊急を要する場合、京都府知事と日本放送協会京都放送局長及び㈱京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第5条の規定により、必要な事項についての放送を要請する。



※緊急警報放送要請様式「緊急警報放送の要請に関する覚書」参照【資料編 資料1-13】

(5) その他の通信手段

① 災害用伝言ダイヤル 171

被災地の方などの電話番号及び携帯電話等の番号をキーとして、安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

② 災害用伝言板（web171）

災害等の発生時に、被災地域（避難所を含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録・閲覧が可能なサービス。

③ 災害用伝言板サービス

震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するもの。

携帯電話から、利用者が自分の安否情報を登録することにより、安否情報等を文字により連絡。

※ 「災害用伝言ダイヤル171」「災害用伝言板（web171）」は、NTT西日本㈱の提供するサービスです。

④ 緊急速報メール

向日市域の受信可能携帯電話の所有者に対し、災害情報を一斉配信することのできる緊急速報メールを活用する。

⑤ 防災情報お知らせメール

向日市域に発令されている気象、地震等の災害等に関する情報について、事前に登録している人を対象にメール配信ができる、向日市防災情報お知らせメールを活用する。

第2 災害時の情報収集伝達体制

災害の発生後の期間を初動期と混乱安定期・安定期に分け、それぞれの期間における情報収集伝達体制を確立する。

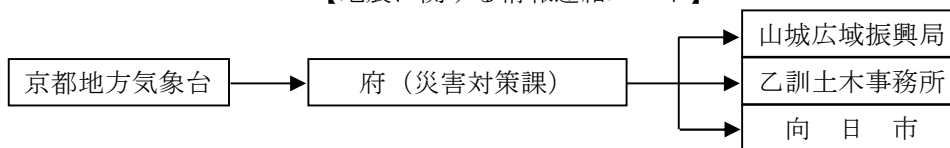
1 概略情報の収集・報告（初動期）

(1) 収集すべき情報の種類

① 災害情報

地震の規模、震央の位置、当地域の震度、周辺地域の震度等

【地震に関する情報連絡ルート】



② 被害情報

ア 人的被害等の情報

人的被害の発生状況、救急救助情報、医療・救護情報、被災世帯数等

イ 住家の被害情報

建築物の全壊・半壊・一部損壊の状況、建築物の全焼、半焼の状況等

ウ 公共・公益施設等の情報

道路・小河川等の被害、交通施設被害、交通状況、電気、ガス、上下水道、電話施設等のライフライン施設の状況等

エ 避難所等の情報

建築物の破損の状況、電気、ガス、水道、電話等の状況等

オ 地震発生に伴う二次災害危険区域等の情報

出火・消火の状況、延焼拡大の状況、土砂災害等の危険区域の状況、危険物施設の被害又は災害発生危険性、応急対策の状況等

カ 市民の動向に関する情報

市民の動向（混乱の発生状況等）、住民の要望・苦情・問合せ事項等

③ 防災活動に関する情報

ア 市民の動向（混乱の発生状況等）

イ 避難指示等の状況

ウ 各対策部の活動状況

エ 応援要請状況

オ 応急措置の概要

カ 救助活動の状況

キ 病院の受入れ状況

ク 住民の要望・苦情・問合せ事項等

ケ その他の状況

(2) 概略情報の収集・伝達

地震発生直後において、速やかに災害の拡大防止と被害の軽減措置を実施するため、次により必要な災害情報及び被害状況の概略情報の把握に努める。

① 情報入手の手段と対応方針

ア 京都府からの地震情報

京都府からの地震情報は、事務局に伝達される。事務局は、直ちに災害対策本部設置基準並びに動員表に照らし、その結果を市長（災害対策本部長）に報告し、必要な処置を行う。

イ 乙訓消防組合との情報系統

向日市内の災害情報連絡は、向日市災害対策本部から乙訓消防組合警防作戦室へ行き向日消防署には、乙訓消防組合警防作戦室が行う。

系統図は、次表のとおりとする。



ウ 報道機関からの情報

地震発生とともに、テレビ、ラジオの聴取を行い、必要なものはビデオに収録し、これをまとめて本部に報告する。

エ 被害状況、二次災害危険区域等の概略情報

災害応急対策活動の指針とするため、被害状況等を次により、概略情報として把握する。

(7) 職員情報

a 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員が参集途上で得た情報を、「概略情報報告書」

【資料編 資料3-1】にとりまとめ、所属対策部長に報告する。所属対策部長はこれを速やかにとりまとめて、災害対策本部に報告する。

b 現場活動情報

職員の現場活動における往復の道路周辺及び活動現場周辺の情報を、無線等で災害対策本部に報告する。

c 現地調査情報

参集情報、現場活動情報又は次の住民情報、問合せ情報でも情報が得られない情報空白地帯について、職員を派遣して現地調査を行い、その状況を現地から無線等で災害対策本部に報告するとともに、これを図面等にとりまとめて、災害対策本部に報告する。

(イ) 住民からの通報、相談等の情報

住民からの通報、相談、問合せ、要望事項、苦情等の情報を概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する

(ウ) 問合せ情報

災害状況、情報空白地帯の状況や二次災害危険区域の状況等の把握は、先の現地調査によるほか、市の外部施設管理者、自治会長、知人等への問合せによりこれを行い、概略情報報告書にまとめ、災害対策本部に提出する。ただし、問合せ先も被害を受けている場合があるので、十分な配慮を持って対応する。問合せ先として自治会、自主防火防災組織等をあらかじめ定め、事前に了解を得ておくものとする。

② 各対策部からの情報収集

ア 緊急報告

職員は、参集情報と被災状況報告をとりまとめて災害対策本部に報告する。

イ 所管業務にかかる被害状況の報告

対策部長は、災害対策本部設置後速やかにとりまとめ、所管業務にかかる被害状況を災害対策本部に報告すること。ただし、大災害で、他に急を要する部署の応援が必要な場合は、この限りではない。

ウ 各対策部の活動状況等の報告

対策部の班長は、指定された定時及び(1)のウに掲げる事項が判明次第、そのつど対策部を通じて災害対策本部に報告する。

③ 収集した概略情報の整理・報告

事務局は、収集された前項の概略情報を、緊急に図面情報を含めた概略情報報告書として整理し、定時的又は重要な情報が入手しだい、災害対策本部に報告する。

④ 収集情報の伝達

災害対策本部に報告された、概略情報報告書、各対策部の所管業務被害状況報告及び活動状況の報告等は、「災害報告及び対策処理票」【資料編 資料3-2】により伝達し、災害応急対策活動の円滑化に努める。

2 詳細情報の収集・報告（混乱安定期・安定期）

(1) 安定期の情報

初動混乱の脱却とともに、り災者に公平な援助を行うために必要な詳細で正確な情報の把握に努め、併せて府、関係機関等への報告資料とする。

(2) 被害状況報告要領

この要領は、災害対策本部が本市に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況を知事に報告しなければならない。

① 報告の種類

ア 災害概況即報

イ 被害状況報告

ウ 被害確定報告

② 報告の内容と時期

ア 被害概況速報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、「災害概況即報(災害対策本部用【資料編 資料 3-3】)、(京都府提出用【資料編 資料 3-4】)」により報告する。

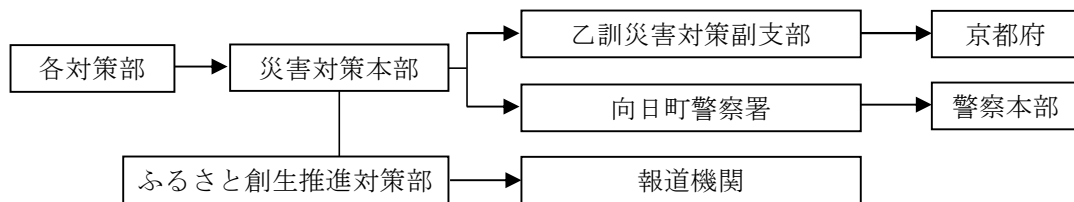
イ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「被害状況報告(1)」【資料編 資料 3-5】により報告すること。

ウ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に「被害状況報告(2)」【資料編 資料 3-6】により報告すること。

③ 被害状況等の報告系統



※ 災害概況即報・被害状況即報は、原則として電話・ファックス及び京都府衛星通信系防災情報システムで報告する。

④ 被害程度の認定基準

被害程度認定基準については、【資料編 資料 2-7】のとおりである。

第 4 節 広報活動

第 1 向日市の行う広報活動

一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 4 節を準用する。【一般対策編 3-14 頁】

第 2 防災関係機関の行う広報活動

一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 4 節を準用する。【一般対策編 3-15 頁】

第 5 節 道路等の緊急確保

第 1 緊急輸送ルート

一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節を準用する。【一般対策編 3-15 頁】

第 2 道路対策のための緊急出動

一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節を準用する。【一般対策編 3-16 頁】

第 3 交通規制

一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節を準用する。【一般対策編 3-17 頁】

第4 緊急通行車両の取扱い

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-20 頁】

第5 道路の障害物除去

一般対策編 第3編 第1章 第5節を準用する。【一般対策編 3-20 頁】

第6節 緊急輸送網

第1 緊急輸送

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-21 頁】

第2 緊急輸送網の確保

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-22 頁】

第3 輸送の確保

一般対策編 第3編 第1章 第6節を準用する。【一般対策編 3-22 頁】

第7節 火災等二次災害緊急対策

第1 消防活動

一般対策編 第3編 第1章 第1 1 節を準用する。【一般対策編 3-28 頁】

第2 危険物施設等の応急対策

一般対策編 第3編 第1章 第1 1 節を準用する。【一般対策編 3-29 頁】

第3 水防計画

一般対策編 第3編 第1章 第1 2 節を準用する。【一般対策編 3-31 頁】

第4 地震時の土砂災害対策

一般対策編 第3編 第1章 第1 3 節を準用する。【一般対策編 3-32 頁】

第8節 応援、派遣の要請等

第1 近隣市町村等との応援要請

一般対策編 第3編 第1章 第1 4 節を準用する。【一般対策編 3-33 頁】

第2 関係協力機関への応援要請

一般対策編 第3編 第1章 第1 4 節を準用する。【一般対策編 3-36 頁】

第3 自衛隊への災害派遣要請

一般対策編 第3編 第1章 第14節を準用する。【一般対策編 3-36頁】

第4 市民組織等の活動

一般対策編 第3編 第1章 第14節を準用する。【一般対策編 3-39頁】

第9節 緊急避難

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・教育対策部・事務局

地震による被害又はその二次災害から住民の生命、身体を保護するため、災害危険区域から住民を避難させるための避難指示等の発令及び誘導を行い、併せて避難者を収容するための避難所の開設・運営について定める。

第1 避難情報の伝達

災害対策本部長は、大震災が発生した場合、同時多発火災等による延焼の拡大等、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、要避難地区の住民に対し、避難指示を行う。ただし、災害が既に発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない状況において、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する緊急安全確保についても指示することができるものとする。

【実施責任者】

実 施 者	避難情報等の区分	災害の種類	根 拠 法 令
市 長	避難指示	災害全般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命 を受けた職員	指 示	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者 (市 長)	指 示	洪水	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災害全般	自衛隊法第94条

上記のとおり、災害の種類等によりそれぞれ実施責任者が定められているが、災害全般については、第一次的に直結する市長が避難指示を行うものとする。

1 避難指示対象

(1) 対象地区

対象地区は、地震による二次災害の予想されるところで、次の地区である。

- ① 同時多発火災等で、延焼の危険のある地区
- ② 山崩れ、崖崩れ等土砂災害の危険が予想される地区
- ③ 危険物災害発生のおそれがある地区
- ④ その他避難を必要とする地区

(2) 対象者

- ① 避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含めて、避難対象地区内の全ての者を対象とする。
- ② 避難対象区域以外の市民であっても、被災のおそれのある場合は、自主的に避難を行う。

(3) 避難指示等

地震により市民の生命・身体に危険が及ぶと認められる場合は、その地区の住民に対し、次により、避難のための立ち退きを指示する。

① 向日市長の避難指示（災害対策基本法第 60 条）

災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の必要が認められる場合は、向日町警察署長、向日消防署長と協議のうえ立ち退きを指示する。この場合、速やかに知事に報告する。

② 京都府知事又はその命を受けた京都府職員の指示（水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 2 9 条、地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 33 号)第 25 条)

地すべり等により、著しい危険のおそれがあると認められた場合は、危険区域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

③ 警察官の指示（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市町村長が指示できないと認められるとき又は市町村長から要求があったときは、警察官は自ら立ち退きを指示する。

この場合、警察官は直ちにその旨市町村長に通知する。

④ 自衛隊の指示（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険があり特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り避難等の措置をする。

(4) 避難指示の基準

避難指示は、おおむね次の基準による。

① 避難の準備

諸般の状況から、避難準備をさせておく必要があると認められたとき。

② 事前避難

諸般の状況から、事前避難の必要があると認められたとき。

③ 緊急避難

地震、火災、地滑り等の災害が目前に切迫し、危険があるとき。

(5) 伝えるべき内容

避難指示の場合、市民に伝えるべき内容は、次のとおりである。

① 避難対象地区

② 避難指示の理由、原因

③ 避難先及び必要に応じて避難経路

④ 避難行動における注意事項

ア 戸締まり及び火気危険物の始末

イ 携帯品は、最小限に限定

ウ 服装は軽装とし、帽子、頭布等を着用。多少の肌着などの着替えや防寒雨具も携行

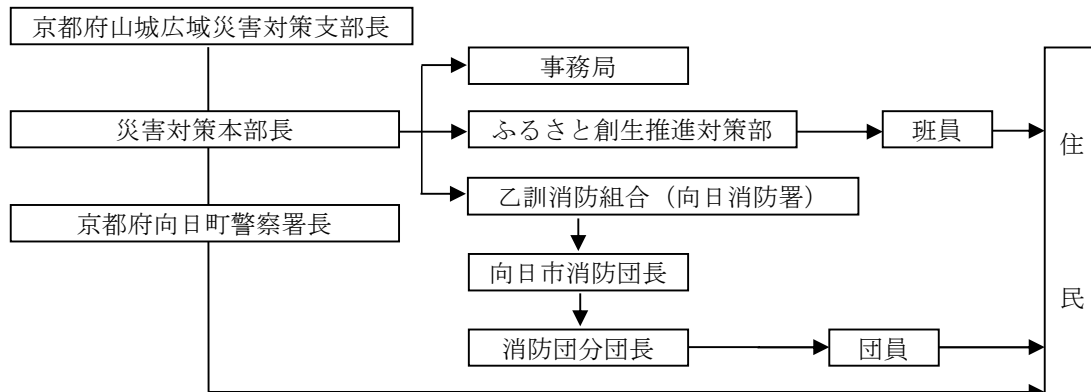
エ 避難は、徒歩を原則

2 避難指示又は解除の伝達

(1) 地域住民に対する伝達

① 避難指示又は解除の伝達系統

避難指示又は解除は、自治会、消防団の協力を得て、次の方法により、周知を図る。



② 伝達の手段

広報車、自主防火防災組織等を利用し、迅速かつ的確な方法で関係地区住民に指示をする。

ア 拡声器又は口頭による周知

イ 広報車による広報

ウ 個別訪問による伝達

エ 防災・防犯情報メール配信システム

オ 緊急速報メール

カ 防災情報お知らせメール

(2) 京都府知事に対する報告

市長等が避難指示を行ったときは、その旨を直ちに京都府山城広域災害対策支部長を通じ京都府知事に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(3) 関係機関への連絡

① 施設の管理者への連絡

市内の避難所として利用する学校等の施設の所有者又は管理者に対し事前に体制を整える。

② 警察機関への連絡

避難住民の誘導整理のため警察機関に避難指示の内容を伝え協力を求める。

第2 避難の誘導

地震が発生した場合、避難者の生命身体を守るため、適切な避難誘導を行い、避難者を安全に避難場所に誘導する。その際、できるだけ自治会・町内会等ごとに避難集団を形成して行う。

1 避難準備

(1) 市民の避難

市民の誘導は、警察官、向日市消防団員、自治会及び自主防火防災組織等の協力を得て行い、次の事項に配慮する。

- ① 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
 - ② 避難者は、三日分の食料、飲料水（水筒等）、手拭、毛布等の日用品、携帯ラジオ、照明器具、救急薬品等を携行する。
 - ③ 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
 - ④ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替や防寒雨具を携行する。
 - ⑤ 家具類等大量の荷物は、持ち出さない。
 - ⑥ ②～④までのうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにしておく。
 - ⑦ 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児を収容している施設にあつては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。
 - ⑧ 水害時に道路冠水が始まり、避難のため外へ出ることが危険と判断される場合は、状況により垂直避難を行う。
- (2) 学校、事業所等における誘導
- 学校、事業所等その他多数の人が集まる場所における地震発生による避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。
- (3) 交通機関等における誘導
- J R等の交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

2 避難者の誘導

避難指示が発せられた場合は、避難指示の対象地域、避難先、避難理由等を明示し周知徹底を図るとともに避難者を誘導する。

(1) 避難順位

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者
- ② 防災活動従事者以外の者
- ③ 防災活動従事者

(2) 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- ② 家屋の補強及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について、次の措置をとる。

ア 緊急の場合

現金、貴重品ほか日用品、身廻品を最小限にする。

イ 時間的余裕があると認められる場合

避難秩序を乱さない範囲にする。

3 車両等による移送

(1) 車両等による移送

孤立集落又は避難途中に危険がある場合、又は、高齢者、傷病者ら通常的手段では避難できない住民は、車両等を利用して移送する。

(2) 避難道路の選定

- ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用、徒歩用に区分して選定する。
- ② 避難道路には、向日市消防団員、警察官等を配備する。

- ③ 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、誘導柵を設置する。
- ④ 道路上の障害物件を除去する。

4 避難者の確認

- (1) 避難指示を発した地域に対しては、避難終了後、速やかに警察官、向日市消防団員、自主防火防災組織等の協力を得て、立退きに遅れた者等の有無の確認に努め救出を行う。
- (2) 避難指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じては、強制措置をとる。

5 避難支援

総務省消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ作成した「向日市災害時要配慮者避難支援計画」に基づき、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者情報の共有、災害時要配慮者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要配慮者一人ひとりの避難支援を含めた個別計画の策定を目指す。

第3 避難所の開設

地震又はそれによる二次災害の危険性等により、災害対策本部が避難指示を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの保護、男女や性的マイノリティの視点等に配慮する。

1 避難所の開設

(1) 避難所の開設

- ① 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、各対策部と学校長等の施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。
- ② 災害対策本部は、避難指示が行われたとき、又は、自主的に避難が行われたときは、直ちに避難所を開設する。ただし、安全確認が終わるまでは、関係者以外の入室を禁じる。
- ③ 避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、避難所開設運営マニュアルを作成するなど、あらかじめ定めておく。

(2) 避難所開設の報告

- ① 市長は、避難所を開設したときは、直ちに京都府知事及び向日町警察署長に対して、次の事項を報告する。
 - ア 避難所開設の目的
 - イ 避難所開設日時、場所及び施設名
 - ウ 収容状況及び収容人員
 - エ 開設期間の見込み
 - オ その他参考となる事項
- ② 避難所の責任者は、収容者を確実に把握し、一定時間毎に災害対策本部に、次の事項を報告する。
 - ア 避難所収容者名簿
 - イ 避難所開設日誌
 - ウ 物品出納簿

2 避難所の指定及び避難者の収容

地震時における避難所として、学校、公民館等各種公共建物及び防災協力農地を指定し、あらかじめ市民に周知徹底しておくとともに、地震の程度・状況に応じて、その他未指定の公共施設、神社、寺院、公民館及び仮設テント等を避難所とし、避難者を収容し保護する。

第4 要配慮者の緊急避難等

平常時より市は関係機関とともに、あらかじめ在宅の要配慮者の状況を把握するとともに、在宅の要配慮者と地域住民及びボランティア等との関係を深めておくものとし、地震時には、災害対策本部は、地域住民及びボランティア等とともに、緊急避難、避難生活等の介助、支援及び必要な配慮を行うものとする。

1 要配慮者

要配慮者とは援護を要する高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人等、災害が発生したとき、被害を受けやすい人をいう。このほか、日本語の不自由な外国人、地理に不案内な観光客も、災害が発生したとき、被害を受けやすいことから要配慮者とする。

2 在宅の要配慮者の緊急避難

- (1) 地震発生時で、緊急避難を要する地域に居住し、又は緊急避難を要する事態が発生した在宅の要配慮者に対し、本部は、関係機関、地域住民及びボランティア等と協力して、要配慮者の避難を助け、逃げ遅れた要配慮者を救出する。
- (2) 介助を要する者については、家族のある場合でも健常者の場合に比べて荷物が増え、その上介助を要するなど家族の負担が大きいことから、可能な限り近隣居住者、顔見知りの者、民生児童委員等と協力し、特に独居者には、地域住民及びボランティア等のほか、市職員、警察官、民生児童委員、自主防災組織、向日市消防団員が協力して、介助及び荷物の搬出等を行う。
- (3) 避難誘導に際しては、要配慮者に十分な配慮を行い、必要に応じ車両、避難者の介添えを行う。
- (4) 本部は、居宅に取り残された要配慮者を迅速に発見するため災害時避難行動要支援者名簿等を利用し、警察官、民生児童委員、自主防災組織、乙訓消防組合消防職員、向日市消防団員、地域住民及びボランティア等と協力し、居宅に取り残され、救助を要する要配慮者の迅速な発見に努める。要配慮者を発見した場合には、直ちに避難を行う。

3 社会福祉施設等の入所者、通所者

災害対策本部は、老人ホーム等入所施設、保育所等通所施設につき、被害状況及び避難の要否等必要事項を、施設管理者等を通じて緊急に把握し、適切な措置を行うとともに、これを京都府山城広域災害対策支部に緊急報告する。

(1) 社会福祉施設等の事前体制

入所又は通所施設としての社会福祉施設等は、平常時から地震を想定した防災計画を策定して地域の自主防火防災組織、自治会、災害・福祉ボランティア組織等との連携を強化し、これら組織と連携して防災訓練、防災教育を実施し、緊急時に備えるものとする。併せて、必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努め、要配慮者のために万全を期する。

① 防災体制

- ア 防災責任者の設置をはじめとする自主防災組織の組織化・活性化に努める。
- イ 施設の内容、規模等の実態に即した防災計画の作成を指導する。

② 防災訓練

- ア 消火訓練や避難訓練を実施するよう指導する。
- イ 防災に関する講習会や防災訓練の積極的な実施を働きかけ、防災活動を指導する。

③ 自主防災組織等との連携

被災の程度によって、施設内が混乱したり、救援に多数の人手を要する事態も考えられるため、地域の自主防災組織、災害ボランティア等との連携や協力体制を確立しておく。

(2) 被害状況の把握

施設管理者は次の状況を緊急に把握し、本部に報告する。

- ① 施設入所者、施設通所者の被害状況
- ② 施設・設備の被害状況
- ③ 避難を要する人員
- ④ 避難の緊急性
- ⑤ 他施設等からの被災者の受入可能な障害等の種別及び人員数
- ⑥ 飲料水又は生活用水、食糧、日用品、生活関連資機材等当面の生活に必要な物資等の状況

(3) 緊急措置

施設管理者は必要に応じ、次の緊急措置を行う。この場合、必要な応援を本部に要請するとともに、地域住民、自主防火防災組織、ボランティア等に協力を依頼する。

- ① 安全確認
- ② 避難誘導、移送等。又は保育所の場合、乳幼児の保護者への引き渡し
- ③ 施設倒壊等による入所者・通所者等の救出、救助、救急
- ④ 初期消火
- ⑤ その他

4 社会福祉施設等の要配慮者の移動等

(1) 避難誘導、移送措置

社会福祉施設・設備の損壊等により、施設の使用が困難になった場合は、他の社会福祉施設又は避難所への移動等必要な支援を行う。

(2) 移動

移動は原則として避難誘導による徒歩とする。避難誘導には、自主防火防災組織、消防団員、民生児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得、危険の少ない避難路を選定して行う。危険な場所から脱出する場合、遅くならないよう十分な注意を払う。要配慮者の健康状態や、移動能力により、車両による移送を行う。

5 要配慮者の避難所等への入所

- (1) 要配慮者は人により、配慮すべき内容が大きく異なるため、要配慮者の避難所等への入所にあたっては、それぞれの適性を考慮し、あらかじめ福祉避難所を指定するなど、優先的に場所を定める。
- (2) 避難所への入所が要配慮者の大きな負担になるなど困難な場合は、適当な施設を選定し移送する。市域に適当な施設がない場合は、京都府山城広域災害対策支部又は近隣市町に入所のあつせんを要請する。

- (3) 避難所に入所した要配慮者の障がい等の種類、程度に従い、要配慮者のために必要な生活・介護・治療等に必要な資機材を調達する。

なお、福祉用具に関する協定は、【資料編 資料1－52】のとおりとする。

- (4) 要配慮者の避難所生活を容易にするため、段差解消のスロープ、手すり、障がい者用トイレ等を設置しバリアフリーとする。

第10節 救助・救急及び医療救護

第1 救助救急活動

一般対策編 第3編 第1章 第16節を準用する。【一般対策編 3－49頁】

第2 医療救護計画

一般対策編 第3編 第1章 第16節を準用する。【一般対策編 3－50頁】

第2章 応急対策期の活動

第1節 災害対策要員の拡充

第1 法による従事

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-54 頁】

第2 専門ボランティア

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-55 頁】

第3 一般ボランティアへの活動支援

一般対策編 第3編 第2章 第1節を準用する。【一般対策編 3-55 頁】

第2節 被災者への救援活動

第1 災害救助法の適用

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-57 頁】

第2 避難所の運営

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-60 頁】

第3 給水計画

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-61 頁】

第4 食料の供給計画

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-62 頁】

第5 生活必需品の確保

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-64 頁】

第6 物資配送センター

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-65 頁】

第7 義援金品の受付・配分

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-66 頁】

第8 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-67 頁】

第9 被災者生活再建支援制度

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-69 頁】

第10 要配慮者対策

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-70 頁】

第11 行方不明者の捜索・遺体の埋葬

一般対策編 第3編 第2章 第2節を準用する。【一般対策編 3-72 頁】

第3節 社会秩序の維持

第1 住民への呼びかけ

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-74 頁】

第2 災害警備

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-75 頁】

第3 物価の安定及び物資の安定供給

一般対策編 第3編 第2章 第3節を準用する。【一般対策編 3-76 頁】

第4節 環境・衛生対策の充実

第1 ごみ処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-76 頁】

第2 し尿処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-77 頁】

第3 防疫及び保健予防対策

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-78 頁】

第4 がれき処理

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第5 環境の保全

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第6 家庭動物の保護及び収容対策

一般対策編 第3編 第2章 第4節を準用する。【一般対策編 3-79 頁】

第5節 建築物等応急対策

担 当	総務対策部・市民サービス対策部・都市整備対策部・教育対策部

公共建築物は、地震発生後における消防、医療、救助・救急、避難等市民の生命の安全確保等災害応急対策活動の拠点施設であることから、地域の速やかな復旧に資するため、地震発生時において、直ちに建築物被害調査、使用者の避難、地震被災建築物応急危険度判定、建築物の災害時用途に応じた応急措置等を行い、その機能保持と、使用者の安全を図る。

また、民間建築物については、市域の被災状況を勘案して、地震被災建築物応急危険度判定等を行い、住民の被災建築物による二次災害を防ぐものとする。

第1 応急危険度判定等

地震により建築物に被害を受けたときは、二次災害防止のため、地震被災建築物応急危険度判定を行うとともに、継続使用の可否と復旧に必要な情報を得るため、被災度区分判定調査を行う。

1 被害状況の把握

- (1) 災害応急対策基幹施設（市庁舎等）、福祉施設、避難所用施設、教育施設、救援物資倉庫等の公共施設が被害を受けたとき、二次災害の防止を図るため、施設管理者は直ちに被害調査を行い、その状況を本部に速やかに報告するとともに、必要に応じ向日市災害対策本部に建築物の応急危険度判定を要請する。
- (2) 初動期における概略情報（第3編 第1章 第3節 第2「1 概略情報の収集・報告」参照）により市域の建築物被害状況を速やかに把握し、必要に応じ向日市災害対策本部に建築物の応急危険度判定を要請する。

2 応急危険度判定の実施

- (1) 地震被災建築物応急危険度判定士の京都府への要請
向日市災害対策本部は施設管理者等の被害報告及び市域の一般建築物の被害状況等により、直ちに京都府災害対策本部に建築物被害の状況を報告するとともに、必要ある場合には、地震被災建築物応急危険度判定支援本部に地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。
- (2) 地震被災建築物応急危険度判定調査
地震被災建築物応急危険度判定士の派遣を受けて、市は、公共建築物、民間建築物を問わず建築物の傾斜と沈下、建物の主要部の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査を行って地震被災建築物応急危険度判定を実施し、二次災害の危険性を把握する。
- (3) 結果の周知
市は、地震被災建築物応急危険度判定の結果を周知する。

3 被災度区分判定調査

被害を受けた災害応急対策基幹施設、避難所、医療施設、救援物資倉庫等の継続的な使用の可否を判断するため、建築士関係団体等に依頼して、被災度区分判定調査を行い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の可否を判定する。

4 応急復旧

被災度区分判定調査に基づき、応急復旧を行う。

第2 公共施設応急対策

公共施設のうち、災害応急対策・復旧活動の拠点となる施設の管理者は自主的かつ迅速に建築物等の被害状況の把握を行う。

1 福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設

市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、福祉施設、教育施設等の入所施設、通所施設の管理者は次の措置をとる。

(1) 安全確保等

- ① 施設入所者、通所者等の安全確保及び人命救助を最優先とする。
- ② 入所施設、通所施設の避難対策については、初期消火、混乱の防止措置等を含め、綿密な計画を確立しておく。
- ③ 初期消火に万全を期す。必要に応じ施設入所者、通所者等の協力を得る。
- ④ 被災状況、応急対策の状況を速やかに本部に報告し、必要に応じ、支援を要請する。
- ⑤ 被害施設は、予震に備えて利用者、入所者等を一時、安全な場所に避難させ、速やかに地震被災建築物応急危険度判定士による調査を行い、必要な措置をとる。避難に際しては、本部に報告し、要員派遣、緊急避難等必要な措置をとる。
- ⑥ 避難所として利用する場合には、十分な安全確認と、防火等安全対策について十分な措置をとる。
- ⑦ 施設が被災して危険な場合、安全確保のため立入禁止措置を講じる。

2 市庁舎等の応急対策

市域で震度5弱以上の地震が発生した場合、次の措置をとる。

(1) 被害状況の把握

市庁舎等防災対策の基幹施設の施設管理者は、速やかに被害状況を調査し、災害対策本部へ報告する。

(2) 調査の実施

必要に応じ、被災建築物の応急危険度判定調査、被災度区分判定調査等を行い、二次災害の危険性及び継続使用の可否を判断し、使用の可否をきめる。

(3) 市庁舎での執務に支障がある場合

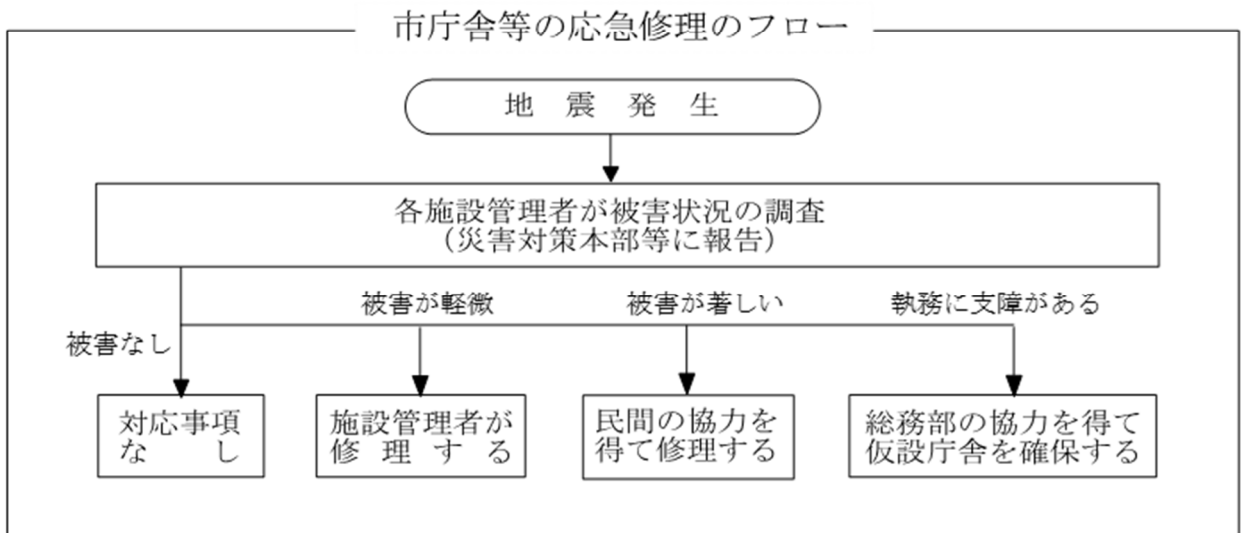
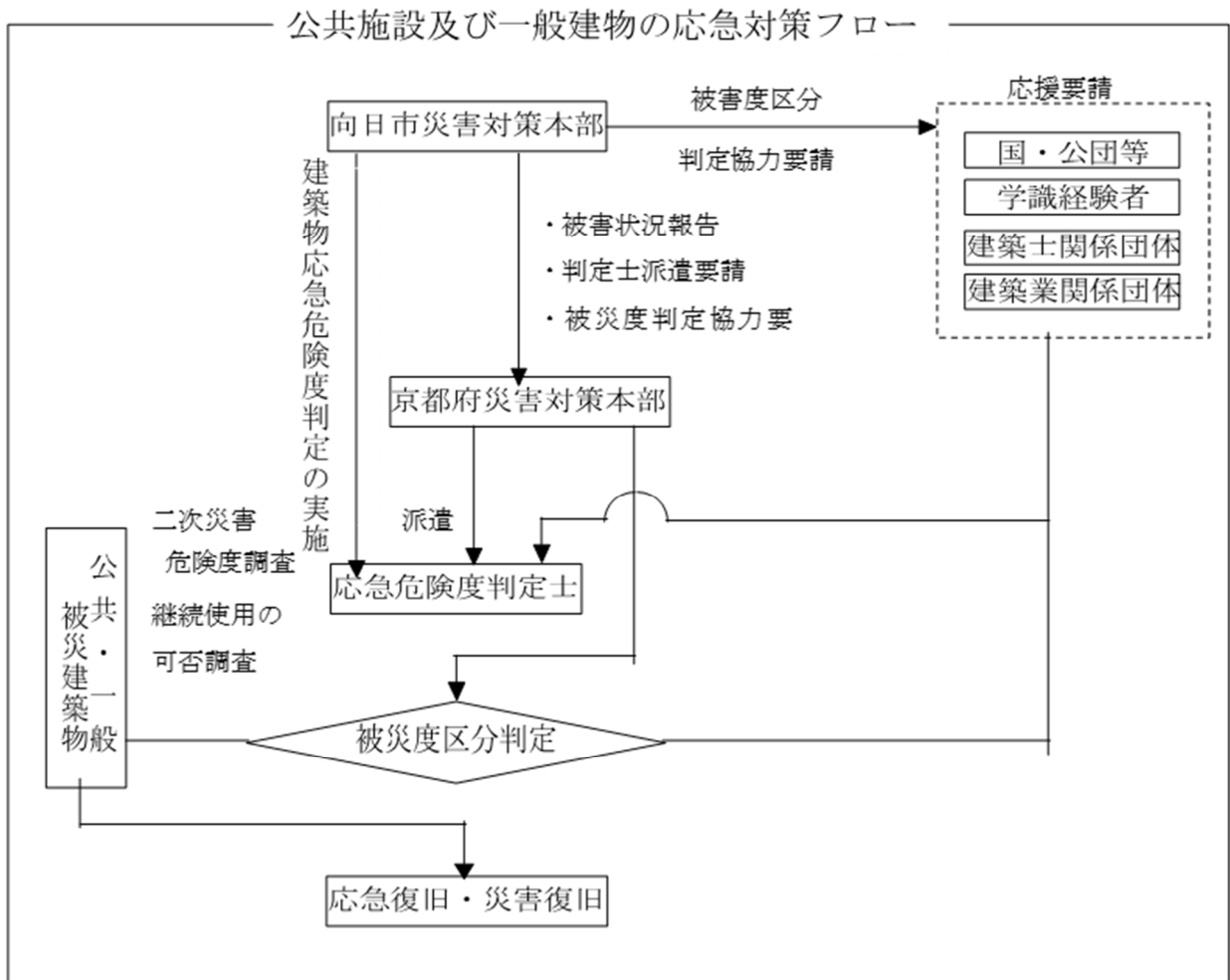
市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、本部設置場所を変更するとともに、執務を行うための他の施設又は仮設庁舎を確保する。

(4) 修理の対応

施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合は、総務部と協議の上、別施設で執務を行うとともに、応急修理の可能なものから、緊急性の度合に従い、順次応急修理を行う。

(5) 避難施設等としての利用の可否

公共施設で、市庁舎、消防署等の拠点型防災型基幹施設は避難者の収容その他被災者の継続的利用を行うことは避け、本来の災害対策活動に専念する。



第3 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合には、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、「被災宅地危険度判定士」の受入体制の整備を図るため京都府や関係機関が実施する講習会等への派遣を行うとともに、危険度判定実施に関する事項について、京都府と協議し、調整に努める。

第4 中・高層建築物応急対策

共同住宅、業務用のビル等の中・高層建築物は、共同防火管理体制を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

業務用のビルでいわゆる「雑居ビル」や共同住宅は、入居者の強力な連携を保つよう、日頃から啓発に努めるものとする。

- 1 地震発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命互助活動及び救助
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火関係機関や地域防災団体との連絡及び災害に関する情報収集並びに伝達
- 6 必要に応じ、地震被害建築物応急危険度判定士による、危険度判定を行う。

第5 文化財対策

文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果を取りまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

第6節 ライフライン等の応急対策

担 当	都市整備対策部・関西電力送配電(株)京都本部・N T T西日本(株)京都支店・大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部・西日本旅客鉄道(株)鉄道本部

第1 上水道施設の応急対策

災害発生時における上水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、機能の回復に万全を期すものとする。

- 1 災害時の応急措置
 - (1) 取水、導水、浄水、送・配水各施設及び給水装置の各部門にわたり、被害状況を調査する。
 - (2) 部門毎の被害の発生状況に応じて、送水の停止等必要な措置を講じる。
 - (3) 市は、被害箇所の応急措置に全力をあげるほか、関係機関、民間工事業者の協力を得て、被害箇所の応急措置を行う。
 - (4) 必要に応じて仮設配管を実施して、応急給水に努める。
 - (5) 医療用水等緊急に給水を要する施設等に連絡を入れ、必要に応じ緊急に給水を行う。通信途絶の場合は、医療機関等からの依頼がなくても、緊急給水を行う。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 基幹施設の復旧を優先に行い、逐次末端の施設の復旧を行う。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協働に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、上下水道BCPに基づいた対応を図る。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

市民に対し、破損箇所、復旧作業の状況、復旧の時期及び供給再開時の注意事項等の広報を行う。

- (1) 破損箇所
- (2) 給水不能地域
- (3) 被害状況
- (4) 給水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 供給再開時の注意事項

第2 下水道施設の応急対策

災害発生時における下水道施設の被害に対し、応急措置を講じるとともに、早期復旧に努める。

1 災害時の応急措置

- (1) 緊急点検及び二次被害の防止

道路、鉄道横断箇所及び幹線管渠等の下水道管及びマンホール等の損傷に伴う二次災害のおそれのある箇所の点検を行い、状況に応じて関係機関と連携して緊急措置を講じる。

- (2) 被災調査及び応急復旧

施設全体の被災状況を把握するために調査を実施し、必要に応じて仮設ポンプや仮設配管を設置するなどの応急復旧に努める。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画をたてる。
- (2) 管路施設では、排水機能の確保に努める。
- (3) 市は、被害箇所の復旧に全力をあげ、関係機関、近隣市町、協定市町への応援要請、民間工事業者の協力を得て、復旧活動に万全を期すものとする。

3 応急復旧資機材、人員等の確保

応急復旧に必要な資機材、人員等については、常に京都府、近隣市町、協定市町と協議し、円滑に調達できるよう関係者と協議しておくこととする。

4 災害時の広報

被害情報の早期把握に努め、常に被害全般を掌握し、広報車等により、次の内容の周知に努める。

- (1) 破損箇所
- (2) 排水禁止地区
- (3) 被害状況
- (4) 排水できない場合の措置
- (5) 復旧作業の状況
- (6) 復旧見込
- (7) 排水再開時の注意事項

第3 電信電話施設の応急対策

電気通信施設等に災害が発生又は発生するおそれがあるとき、当該施設を災害から防護するために緊急に行う災害応急対策について定める。

1 災害時の応急措置

(1) 設備及び回線の応急復旧措置

電信電話設備に災害が発生し、通信回線が故障となったときは、N T T西日本(株)災害等対策規定の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

① 回線の非常措置

災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ、次の措置計画を定め、万全を期するものとする。

ア 回線の切替措置

イ 可搬無線機及び移動無線車並びに移動電源車の運用

ウ 臨時回線の作成、中継順路の変更等通確保の措置及び特設公衆電話の設置

② 回線の復旧順位

回線の復旧順位は、次のとおりとする。

第1順位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察機関・防衛機関・輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関・預貯金業務を行う金融機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(2) 局舎建物等に対する応急措置

災害のため局舎建物等が被災したときは、応急の措置をとるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難と認められたときは、他の建物等を利用し、又は、借り入れる等の方法により速やかに業務の開始を図る。

2 復旧活動の実施

- (1) 被害状況を的確に把握し、復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧に必要な要員の確保を行う。
- (3) 災害救助法が発動された場合、又はこれに準じた状況の場合、当該地域に必要な期間、り災者が利用する特設公衆電話（現に当該地域に設置されている公衆電話機を指定する場合を含む）を設置する。

第4 電力施設の応急対策

電力施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合は、速やかに災害応急対策及び復旧活動により、電力の供給確保に努める。

1 要員確保

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

2 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機構の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請のあった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

① 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害復旧標準工事法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急普及措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

5 復旧順位

災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大き

いものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備及び配電設備の復旧に関し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

第5 ガス施設の応急対策

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

1 情報の収集伝達及び報告

(1) 地震震度・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

② 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより、気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

管内施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

2 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を活用する。

(2) 震度5弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう動員を行う。

(3) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

3 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

4 危険防止対策

(1) 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

- (2) 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- (3) ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

5 応急復旧対策

- (1) 供給施設の災害復旧については、災害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上の復旧効果の高いものから行う。

第6 鉄道施設の応急対策

震災の発生等様々な原因により、列車の衝突・追突、脱線、転覆、その他の事故等、多くの死傷を伴う鉄道災害が発生し、又は、発生しようとする場合における応急救助対策等について定める。

1 震災が発生した場合

西日本旅客鉄道株式会社は、震災が発生した場合、現地に復旧本部、又は、必要に応じ社内等に対策本部を設置し「鉄道災害応急処理基準規程」等に基づき、災害応急対策を実施する。阪急電鉄株式会社においても、震災が発生した場合には、社内規定に基づき、災害応急対策を実施し、安全性の確保に努める。

(1) 西日本旅客鉄道株式会社の災害復旧本部及び災害対策本部の設置

名称	設 置 の 標 準	業 務
復 旧 本 部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき又は旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路等の故障により、本線が3時間以上不通となるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により本線が3時間以上不通となるおそれがあるとき。 イ その他特に必要と認めたとき。	1 救護 2 復旧作業 3 輸送場の手配 4 災害の調査
対 策 本 部	①特A 大都市近郊で大事故が発生したとき、又は、旅客が死亡若しくは多数負傷したとき。 ② A 旅客が10名以上負傷又は車両が20両以上脱線したとき。 ③ B 旅客が負傷又は車両が10両以上脱線したとき。 ④ C ア 車両が5両以上脱線したとき。 イ 5両未満の脱線又は線路、電車線路等の故障により、長時間不通となるおそれがあるとき。 ⑤ D ア 前号イ以外の事由により、長時間不通となるおそれがあるとき。 イ 鉄道輸送の機能が著しく阻害されるおそれがあるとき。	1 非常輸送措置 2 応急復旧の企画 3 災害の調査 4 情報の収集発表 5 その他

(2) 震災発生時の動員体制

- ① 震災発生の場合、駅・区長は、その状況を輸送指令に報告する。
- ② 輸送指令は、関係指令に連絡するとともに必要と認められる箇所に通報する。
- ③ 関係課長又は駅所長は必要な社員に対し、非常召集を行う。
- ④ 非常召集の種別及び標準
 甲種 …… 全 員 乙種 …… 半 数 丙種 …… 必要最小限

(3) 部外機関の協力要請

① 要請の担当部署

要 請 先	担 当 部 署
自 衛 隊	J R の総務課長から京都府知事
警 察 署	駅長又は保線区長
市 町 村	〃
医 療 機 関	〃
輸 送 機 関	営業課長・輸送課長又は総合指令所長
そ の 他	関 係 課 長

② 要請する場合

- ア 震災が発生した場合、部外の応援を必要と認めたとき、現地復旧責任者は部外の協力要請を行う。
- イ 代替交通を必要とする場合、復旧期間、京都府下のバス会社に協力を要請し、なお不足が見込まれる場合は、京都府に要請して、京都府外のバス会社の協力を得る。

第7節 学校等における応急対策

第1 情報の収集・伝達

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-83 頁】

第2 防災体制

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-83 頁】

第3 応急教育・応急保育

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-84 頁】

第4 施設・設備の緊急点検等

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-86 頁】

第5 保健衛生及び危険物等の保安

一般対策編 第3編 第2章 第7節を準用する。【一般対策編 3-86 頁】

第8節 住宅対策

第1 家屋の被害状況調査

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第2 住宅関連の障害物の除去

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第3 住宅の応急修理

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-87 頁】

第4 応急仮設住宅の建設

一般対策編 第3編 第2章 第8節を準用する。【一般対策編 3-88 頁】

第9節 農林業施設等応急対策

第1 農業用施設応急対策

一般対策編 第3編 第2章 第9節を準用する。【一般対策編 3-89 頁】

第10節 労務供給計画

一般対策編 第3編 第2章 第10節を準用する。【一般対策編 3-90 頁】

地震対策編

第 4 編 災害復旧・復興計画

第4編 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活の安定のために

第1 被災者の生活再建等の支援

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－1頁】

第2 中小企業等の復興

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－3頁】

第3 住宅の復興

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第4 災害相談の実施

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第5 社会福祉施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第6 病院等災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第7 学校教育施設災害復旧事業及び教育活動の再開

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－4頁】

第8 社会教育施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第9 文化財等の復旧計画

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第10 生活確保対策計画

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－5頁】

第11 その他の災害復旧事業

一般対策編 第4編 第1節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第2節 災害復旧事業の推進

第1 公共土木施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第2 農林業施設災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－7頁】

第3 都市災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第4 上下水道災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第5 公共用地災害復旧事業

一般対策編 第4編 第2節を準用する。【一般対策編 4－8頁】

第3節 資金計画

第1 国による財政援助等

一般対策編 第4編 第3節を準用する。【一般対策編 4－9頁】

第2 災害復旧事業に係る向日市の財政措置

一般対策編 第4編 第3節を準用する。【一般対策編 4－10頁】

地震対策編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の基本方針

1 計画の目的

南海トラフ地震が発生した場合、向日市に震度6弱以上が想定される地域を含むため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定を受けた（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。

同法第5条の規定により、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」とする。）を定め、また内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対策ガイドライン」を踏まえた地震防災対策の推進を図ることにより市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 計画の位置づけ及び構成

この計画は、南海トラフ地震特措法第5条に基づく推進計画として、向日市防災会議が定める、「向日市地域防災計画地震対策編」の一部とする。

また、この計画は、東海地震と東南海地震、南海地震が同時発生した場合を基本に、各地震の時差発生も考慮し、南海トラフ地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「向日市地域防災計画地震対策編」によることとする。

3 計画の修正

この計画は、今後の南海トラフ地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

4 計画の周知徹底

この計画は、向日市防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において、平素から研究、訓練によって習熟に努めるとともに、必要に応じ職員及び市民に周知徹底するものとする。

5 計画の運用

市民及び関係機関は、必要に応じ細部の活動計画を作成し、この計画の円滑な運用を図るものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、これに基づくものとする。

第2節 防災機関等の役割分担

防災に関係のある各機関等が防災に関し処理する業務は、地震対策編 第1編 第1章 第2節「防災機関等の役割分担」に準ずる。【一般対策編 1－2頁】

第3節 被害想定

1 南海トラフ地震について

本市地震防災対策の前提となっている京都府第2次地震被害想定において、向日市に最大被害を及ぼす地震は、有馬－高槻構造線を震源とする直下型地震とされており、その最大被害においては、中央防災会議が想定した南海トラフ地震による被害（向日市における被害）を上回る想定となっている。

向日市の地震防災対策は、最大被害が想定される有馬－高槻構造線を震源とする直下型地震に対応することを目標としていることから、南海トラフ地震が発生した場合も、基本的に対応できると考えられる。

しかし、南海トラフ地震が発生した場合の特徴として、「極めて広域にわたり強い揺れが発生すること」「時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性があること」「その被害は広域かつ甚大となること」「南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること」等が挙げられる。

そのため、直接的な被害に対応するだけでなく、間接的な被害の大きいことを想定したうえで、海溝型の巨大地震固有に係るものを中心とした推進計画とする。

※東南海、南海地震に関する報告（中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会 平成15年12月）より抜粋

2 南海トラフ地震の被害想定

中央防災会議によると、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に、著しい地震被害が生ずるおそれがある震度6弱以上が想定される地域を含んでおり、その震度想定及び被害想定は次のとおりである。

本計画では、市域における震度が最大となると想定される「陸側ケース」を対策の前提とし、南海トラフ地震による揺れ及びこれに伴う災害想定、シナリオを以下のとおりとする。

なお、その他の大地震が発生した場合に共通する災害想定は、地震対策編 第1編 第1章 第3節「市民及び事業所の果たすべき役割」のとおりにする。

(1) 震度想定

	基本	陸側	東側	西側	経験的手法	最大クラス
最大震度	6弱	6強	5強	5強	6弱	6強

(2) 向日市の被害想定

人的被害				建物被害		
死者数	負傷者数		要救助者数		全壊	焼失
	重傷者数					
40	590	120	110	3,320	510	2,810

※想定死亡者数・想定負傷者数は、冬18時の値（京都府地震被害想定調査）

(3) 南海トラフ地震の時差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、地震対策編 第2編 第2章「災害に即応できるひとづくり」に定める住民意識の啓発に努める。

また、京都府等との連携のもとに、地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域受援・応援計画の策定を行う。

(4) 被害シナリオ

南海トラフ地震が同時発生した場合、小刻みな揺れの後、ゆったりとした大揺れが1～2分続き、市域の最大震度は6強の揺れが予想されている。

木造建物では、壁や柱が破損・倒壊し、鉄筋コンクリート造建物でも壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱の破壊がある。

また、長周期の地震波による歩道橋等の被害、地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象や、ガスの導管、主要な水道管の被害による、一部地域でガス、水道の供給が停止し、停電の可能性もある。

さらに、余震の発生による建物等の被害も予想される。

第2章 災害予防計画

南海トラフ地震が発生した場合、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心に、極めて広域にわたって甚大な被害が発生するおそれが強く、防災関係機関等が連携して広域的な防災体制の確立が必要である。

また、市域の被害は、震源域の地域や津波被害が想定される地域に比べると比較的小さいと想定されており、国や他府県からの応援は期待できないことから、府、市をはじめ府内の防災関係機関による「公助」もさることながら、住民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災対策が重要となる。

このため、市は、防災関係機関との日常からの連携を強化するとともに、住民、自主防災組織、及び事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女や性的マイノリティの視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、及び事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に、災害時要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

1 市、住民及び防災組織等、企業等の対策

(1) 市の対策

市長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立、安全な避難地・避難施設等の確保、企業の防災活動活性化のための方策の検討。

(2) 住民及び防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等）、生活必需品（食料、飲料水等）の備蓄、各地域における避難対象地区・急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域における避難地及び避難路に関する知識の習得、初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内企業との連携。

(3) 企業の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携。

第2節 広報及び教育

市は、地震対策編 第2編 第2章に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、事業所等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震被害の軽減に寄与することが期待されている。緊急地震速報の特徴、情報を受信したときの行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なく有効に機能する。そのため、市は府と連携し、住民、自主防災組織、事業所等がこの情報によりの確な行動がとれるよう周知に努める。

1 広報

市は、地域の特性を踏まえ、地域密着型の防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。広報にあたっては、災害時要配慮者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

2 教育・指導

(1) 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
- ⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- ⑦ 家庭内での地震防災対策の内容
- ⑧ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

(2) 市民等に対する啓発

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位等ごとに、市民等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前講座の活用など、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等の知識
- ② 地震に関する一般的な知識
- ③ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等の知識
- ⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- ⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

- ⑪ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化
 - ⑫ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方
- (3) 児童生徒等に対する教育
- 市は、小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。
- ① 過去の地震災害の実態
 - ② 地震が発生した場合の対処の仕方
 - ③ 地域の防災マップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること
 - ④ 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

第3節 防災訓練

- 1 市は、南海トラフ地震等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を地震対策編 第2編 第2章 第2節「防災訓練計画・調査（パトロール）計画」の定めるところにより実施する。
なお、防災訓練の実施に当たっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることに特に配慮する。
- 2 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - (5) 地震被害の軽減に寄与することが期待されている緊急地震速報を活用した訓練も検討する。

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るため、市は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

- 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等
- 市は、京都府地震防災緊急事業五箇年計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。
- 具体的な事業の実施に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

2 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

市は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、市耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

3 文化財保護対策の実施

本市に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国民的財産である。

このため、市は、地震対策編 第3編 第2章 第5節「建築物等応急対策」に基づく対策を推進するほか、文化財周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

また、文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに乙訓消防組合等に通報するとともに、被害拡大防止に努め、関係機関とも協力して、被害状況を速やかに調査し、教育対策部に報告する。教育対策部は、その結果を取りまとめ、京都府教育委員会へ報告する。

防災関係機関は、被災文化財の被害拡大・盗難等を防止するため、協力して応急措置を講じる。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測されている。

このため、市は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

5 南海トラフ地震等の時間差発生による災害の拡大防止

市は、南海トラフ地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

また、東南海地震、南海地震と東海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、東海地震関連情報が発表された場合の対策等についても検討する。

(1) 南海トラフ地震等が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発

(2) 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策

(3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

(4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するための、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震に対する災害応急対策を行うためには、国、地方自治体等との連携が不可欠であり、国が策定した基本計画との整合を図りながら、「第3章 災害応急対策計画」に定めるところにより、対策の充実を図る。

また、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、次のヘリポートを指定する。

【指定緊急ヘリポート】

施設名	所在地	施設面積(屋外部分)	管理者名
向日市立西ノ岡中学校	向日市物集女町吉田1番地	11,037㎡	向日市長
京都府立向陽高等学校	向日市上植野町西大田	17,253㎡	京都府教育委員会

※ヘリポートとして使用時は、避難施設から除外する。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発 表 時 間	キーワード	キーワードを付加する条件
地震発生等から 5～30 分後	調査中	○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（※１）でマグニチュード 6.8（※２）以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○巨大地震の発生に警戒必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震注意	○巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から 最短で2時間後	調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１ 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※２ モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

2 市の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）」が発表されたときは、直ちに情報収集できる体制をとり、各対策部に今後の対応を確認する。
- (2) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、必要に応じて、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
- (3) 各対策部においては、本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
- (4) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、必要に応じて、気象庁から適宜発表される

「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

第3節 防災体制に関する事項

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副 市 長
2	教 育 長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、地震対策編 第3編 第1章 第2節「組織及び動員」に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、市は、地震対策編 第3編「災害応急対策計画」の定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、地震対策編 第3編 第1章 第3節「情報収集・伝達」に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

また、震災時における避難指示等は、地震対策編 第3編 第1章 第9節「緊急避難」に基づいて行なう。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、所管する公共施設・土砂災害危険箇所等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設

市役所、消防署、福社会館、浄水場、指定避難所（公民館、小中学校、高等学校、コミュニティセンター、保健センター等）、集積配送拠点

(3) 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

(4) 救助・救急活動、医療活動

地震対策編 第3編 第1章 第10節「救急・救助及び医療救護」による。

3 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

- (1) 市は、被害想定等を基に、自らが行なう防災活動及び市域等で必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資備蓄計画を作成することとする。
- (2) 市は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発災後速やかに、市が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4 輸送活動

輸送活動については、地震対策編 第3編 第1章 第5節「道路等の緊急確保」及び第6節「緊急輸送網」による。

5 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請する。

【応援協定】

協 定 名 称	協 定 市 町 等	内 容
乙訓二市一町消防 防災相互応援協定	乙訓2市1町（長岡京市、大山崎町）	○火災その他災害が発生した場合の消防防 災の応援 ○消防訓練
災害時における相 互応援協定	摂津市、豊岡市、桜井市、近江八幡市 、有田市、敦賀市、羽島市	○物資等の相互援助
災害時における向 日市と向日市内郵 便局間の相互協力 に関する覚書	向日町郵便局 向日町駅前郵便局 向日町寺戸郵便局 向日森本郵便局 向日物集女郵便局 向日上植野郵便局	○災害救助法適用時における郵便、為替貯 金及び簡易保険の郵便事業に係わる災害 特別事務取扱い ○施設及び用地の提供 ○被災市民の避難先及び被災情報の相互提 供 ○避難場所に臨時郵便差出箱の設置
京都府広域消防相 互応援協定書	府内の全市町村・消防組合相互間の協定	○大規模災害及び特殊災害等が発生した場合 の消防の応援
京都市・乙訓消防組 合・向日市消防相互 応援協定	京都市・乙訓消防組合	○火災又は救急事故若しくは救助事故発生 における相互応援
災害時における医 療救護活動につい ての協定書	(社)乙訓医師会	○医療救護班の派遣 ○医薬品などの供給
災害時における物 資の供給協力に関 する協定書	向日市商工会	○応急対策物資の優先的供給及び運搬
災害時応急工事等 の協力に関する業 務基本協定書	向日市商工会	○道路、河川等の公共施設の機能の確保及び 回復 ○応急仮設住宅の建設
災害時における仮 設トイレの設置協 力に関する協定	(株)京都衛生開発公社	○仮設トイレの設置協力
日本水道協会京都 府支部水道災害相 互応援に関する覚 書	京都府、京都市、亀岡市、長岡京市 、大山崎町、南丹市、福知山市、舞鶴 市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝 野町、宇治市、城陽市、八幡市、京 田辺市、久御山町、井手町、宇治田原 町、精華町、木津川市、京丹波町	○職員の派遣 ○資機材の提供 ○給水車及び機械等の提供等の相互応援
分水協定書	京都市	○災害その他非常の場合における分水等
水道施設の災害に 伴う応援協定	向日市指定上下水道協同組合	○応急復旧工事等の応援

6 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による被害の拡大防止

1 応急危険度判定の実施

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、京都府、府内市町村、建築関係団体など連携し、地震対策編 第3編 第2章 第5節「建築物等応急対策」に定めるところにより、建築物応急危険度判定、宅地危険度判定を早急に実施する。

2 広報活動

市は、南海トラフ地震が時間差をもって発生する可能性が高いことを広報し、市民、事業所における自主的な予防活動による被害の発生防止を期待する。

なお、広報活動や緊急問い合わせへの対応は、地震対策編 第3編 第1章 第4節「広報活動」に定めるところによる。

第5節 円滑な避難の確保に関する事項

1 避難対策等

(1) 市は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(2) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めたそれぞれの組織の防災計画又は避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(3) 災害時に介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

① 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の老人、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

② 市長から避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族及び消防団、自主防災組織等が連携して行うものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

③ 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(4) 市は、あらかじめ関係事業者・団体等と協議して、外国人、旅行者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(5) 避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

② 市は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、府に対し府及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請等の必要な措置をとるものとする。

- (6) 市は、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (7) 河川管理者やため池管理者、道路管理者は、それぞれが把握する被害を受けやすい箇所について、パトロールなどの警戒活動を実施し、二次災害の生じるおそれがある場合は速やかに関係機関への連絡や危険箇所への立入制限を行う。
市は、必要に応じ適切な避難対策を実施する。

2 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。ただし、地震発生時には消火活動を優先する。
 - ① 避難誘導
 - ② 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
 - ③ 救助、救急等
 - ④ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出、活動拠点の確保
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、乙訓消防組合の消防計画に定めるところによる。

3 水道、電気、ガス、通信

- (1) 上下水道（都市整備部）
円滑な避難を確保するため、水道管並びに下水道管及びマンホール等による二次災害を防止するための措置を講じる。
- (2) 電気（関西電力送配電株式会社）
電気事業者は円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
- (3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
ガス事業の管理者等については、円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (4) 通信（NTT西日本株式会社）
電気通信事業者は、各種情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。

4 交通対策

- (1) 道路
市、警察及び道路管理者は、交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

5 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

- (1) 不特定かつ多数の者が出入する施設
市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。
 - ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、

(7) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(4) 地域住民の避難地、避難所となる施設については住民等の受入方法等

(9) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は①のア又は①のイの掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事作業を中断する等必要な措置を講じるものとする。

第4章 東南海・南海地震等の時間差発生による被害拡大防止

第1節 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

地震対策編 第4編「災害復旧・復興計画」を準用する。

向日市地域防災計画

【事 故 対 策 編】

1) 航空災害対策計画	2) 鉄道災害対策計画
3) 道路災害対策計画	4) 危険物等災害対策計画
5) 大規模火災対策計画	6) 広域停電事故対策計画
7) 広域断水事故対策計画	8) 原子力災害対策計画
9) その他の事故対策計画	

平成16年 8 月 25 日制定
平成17年 8 月 19 日修正
平成18年 8 月 26 日修正
平成19年 8 月 28 日修正
平成20年 8 月 19 日修正
平成21年 8 月 19 日修正
平成26年 3 月 26 日修正
平成27年 3 月 25 日修正
平成30年 3 月 23 日修正
平成31年 3 月 20 日修正
令和 2 年 3 月 27 日修正
令和 3 年 3 月 31 日修正
令和 4 年 3 月 17 日修正
令和 5 年 2 月 13 日修正
令和 6 年 3 月 26 日修正
令和 7 年 3 月 26 日修正
令和 8 年 3 月 23 日修正

向日市地域防災計画（事故対策編） 目次

1) 航空災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	1- 1
第2章 計画の修正	1- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 1
第4章 航空運送事業者の責務	1- 3
第5章 広域的な活動体制	1- 3

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	1- 4
第1 情報収集・連絡体制の整備	1- 4
第2 情報通信手段の整備	1- 4
第3 情報の分析及び整理	1- 4
第4 気象情報等の伝達	1- 4
第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達	1- 4
第2章 防災活動体制の整備	1- 4
第1 職員の体制	1- 4
第2 関係防災機関相互の連携体制	1- 5
第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	1- 5
第4 緊急輸送活動体制の整備	1- 5
第5 避難地及び避難路の整備	1- 5

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	1- 7
第1節 向日市の活動体制	1- 7
第1 責務	1- 7
第2 活動体制	1- 7
第2節 関係防災機関の活動体制	1- 7
第1 責務	1- 7
第2 活動体制	1- 8
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	1- 8
第1 被害情報等の収集・伝達	1- 8
第2 通信手段の確保	1- 9

第3章 広報・広聴	1-9
第1 広報担当部課及び担当者の設置	1-9
第2 向日市の広報活動	1-9
第3 市民への広報要領	1-9
第4 広聴活動の実施	1-10
第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動	1-10
第1 搜索、救助活動	1-10
第2 救急活動	1-10
第3 消火活動	1-11
第5章 避難対策	1-11
第1 避難誘導の実施	1-11
第2 避難場所の開設及び運営管理	1-11
第3 要配慮者対策	1-11
第6章 交通及び輸送対策	1-11
第1 道路交通規制対策	1-12
第2 緊急輸送対策	1-12
第7章 自衛隊派遣要請	1-12
第4編 災害復旧計画	
第1 復旧事業計画の作成	1-13
第2 復旧完了予定時期の明示	1-13

2) 鉄道災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	2- 1
第2章 計画の修正	2- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2- 1
第4章 事故原因者等の責務	2- 3
第5章 広域的な活動体制	2- 3

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	2- 4
第1 情報収集・連絡体制の整備	2- 4
第2 情報通信手段の整備	2- 4
第3 情報の分析及び整理	2- 4
第4 気象情報等の伝達	2- 4
第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達	2- 4
第2章 防災活動体制の整備	2- 5
第1 職員の体制	2- 5
第2 関係防災機関相互の連携体制	2- 5
第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	2- 5
第4 緊急輸送活動体制の整備	2- 5
第5 避難地及び避難路の整備	2- 6
第3章 鉄道事業者の措置	2- 6

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	2- 9
第1節 向日市の活動体制	2- 9
第1 責務	2- 9
第2 活動体制	2- 9
第2節 鉄道事業者の活動体制	2- 9
第1 責務	2- 9
第2 活動体制	2- 9
第3節 関係防災機関の活動体制	2-10
第1 責務	2-10

第2章 活動体制	2-10
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	2-10
第1 被害情報等の収集・伝達	2-10
第2 通信手段の確保	2-11
第3章 広報・広聴	2-12
第1 広報担当部課及び担当者の設置	2-12
第2 向日市の広報活動	2-12
第3 市民への広報要領	2-12
第4 広聴活動の実施	2-12
第4章 救助・救急、医療及び消火活動	2-13
第1 救助活動	2-13
第2 救急活動	2-13
第3 消火活動	2-14
第5章 避難対策	2-14
第1 避難誘導の実施	2-14
第2 避難場所の開設及び運営管理	2-14
第3 要配慮者対策	2-14
第6章 交通及び輸送対策	2-14
第1 道路交通規制対策	2-14
第2 緊急輸送対策	2-15
第7章 自衛隊派遣要請	2-15
第4編 災害復旧計画	
第1 復旧事業計画の作成	2-16
第2 復旧完了予定時期の明示	2-16

3) 道路災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	3- 1
第2章 計画の修正	3- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3- 1
第4章 事故原因者等の責務	3- 3
第5章 広域的な活動体制	3- 3

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	3- 4
第1 情報収集・連絡体制の整備	3- 4
第2 情報通信手段の整備	3- 4
第3 情報の分析及び整理	3- 4
第4 気象情報等の伝達	3- 4
第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達	3- 4
第2章 防災活動体制の整備	3- 5
第1 職員の体制	3- 5
第2 関係防災機関相互の連携体制	3- 5
第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	3- 5
第4 危険物流出防除体制の整備	3- 5
第5 緊急輸送活動体制の整備	3- 5
第6 避難地及び避難路の整備	3- 6
第3章 道路管理者の措置	3- 6

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	3- 8
第1節 向日市の活動体制	3- 8
第1 責務	3- 8
第2 活動体制	3- 8
第2節 道路管理者の活動体制	3- 8
第1 責務	3- 8
第2 活動体制	3- 8
第3節 関係防災機関の活動体制	3- 9

第1	責務	3-9
第2	活動体制	3-9
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達） 3-9		
第1	被害情報等の収集・伝達	3-9
第2	通信手段の確保	3-10
第3章 広報・広聴 3-11		
第1	広報担当部課及び担当者の設置	3-11
第2	向日市の広報活動	3-11
第3	市民への広報要領	3-11
第4	広聴活動の実施	3-11
第4章 救助・救急、医療及び消火活動 3-12		
第1	救助活動	3-12
第2	救急活動	3-12
第3	消火活動	3-13
第5章 避難対策 3-13		
第1	避難誘導の実施	3-13
第2	避難場所の開設及び運営管理	3-13
第3	要配慮者対策	3-13
第6章 交通及び輸送対策 3-13		
第1	道路交通規制対策	3-13
第2	緊急輸送対策	3-14
第7章 自衛隊派遣要請 3-14		
第4編 災害復旧計画		
第1	復旧事業計画の作成	3-15
第2	復旧完了予定時期の明示	3-15

4) 危険物等災害対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	4- 1
第2章 計画の修正	4- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 1
第4章 事故原因者等の責務	4- 3
第5章 広域的な活動体制	4- 3

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	4- 4
第1 情報収集・連絡体制の整備	4- 4
第2 情報通信手段の整備	4- 4
第3 情報の分析及び整理	4- 4
第4 気象情報等の伝達	4- 4
第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達	4- 4
第2章 防災活動体制の整備	4- 5
第1 職員の体制	4- 5
第2 関係防災機関相互の連携体制	4- 5
第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	4- 5
第4 危険物流出防除体制の整備	4- 5
第5 緊急輸送活動体制の整備	4- 5
第6 避難地及び避難路の整備	4- 6
第3章 危険物等保安措置	4- 6
第1 危険物等関係施設の安全性の確保	4- 6
第2 施設・設備の応急復旧活動	4- 6
第3 防災業務関係者の安全確保	4- 6
第4 防災訓練の充実	4- 7
第5 各種資料の整備・保存	4- 7
第6 防災知識の普及啓発	4- 7

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	4-14
第1節 向日市の活動体制	4-14

第1	責務	4-14
第2	活動体制	4-14
第2節	事業者の活動体制	4-14
第1	責務	4-14
第2	活動体制	4-15
第3節	関係防災機関の活動体制	4-15
第1	責務	4-15
第2	活動体制	4-15
第2章	通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	4-15
第1	被害情報等の収集・伝達	4-15
第2	通信手段の確保	4-16
第3章	危険物等事故の拡大防止活動	4-17
第1	事業者の措置	4-17
第2	向日市、京都府等関係防災機関の措置	4-17
第4章	広報・広聴	4-17
第1	広報担当部課及び担当者の設置	4-17
第2	向日市の広報活動	4-17
第3	市民への広報要領	4-18
第4	広聴活動の実施	4-18
第5章	救助・救急、医療及び消火活動	4-18
第1	救助活動	4-18
第2	救急活動	4-19
第3	消火活動	4-19
第6章	避難対策	4-19
第1	避難誘導の実施	4-19
第2	避難場所の開設及び運営管理	4-19
第3	要配慮者対策	4-19
第7章	交通及び輸送対策	4-20
第1	道路交通規制対策	4-20
第2	緊急輸送対策	4-20
第8章	環境保全計画	4-20
第1	方針	4-20
第2	環境影響の応急及び拡大防止対策	4-20

第4編 災害復旧計画

第1	復旧事業計画の作成	・ ・ ・ ・ ・	4-22
第2	復旧完了予定時期の明示	・ ・ ・ ・ ・	4-22

5) 大規模火災対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	5- 1
第2章 計画の修正	5- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5- 1
第4章 広域的な活動体制	5- 2

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	5- 3
第1 情報収集・連絡体制の整備	5- 3
第2 情報通信手段の整備	5- 3
第3 情報の分析及び整理	5- 3
第4 気象情報等の伝達	5- 3
第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達	5- 3
第2章 防災活動体制の整備	5- 4
第1 職員の体制	5- 4
第2 関係防災機関相互の連携体制	5- 4
第3 救助・救急及び医療活動体制の整備	5- 4
第4 施設・設備の整備	5- 4
第5 緊急輸送活動体制の整備	5- 4
第6 避難地及び避難路の整備	5- 5
第7 防災知識の普及啓発	5- 5
第3章 向日市の措置	5- 5
第1 火災の拡大防止	5- 5
第2 消防水利	5- 5
第3 空中消火	5- 5
第4 資機材整備	5- 6
第5 林野火災防火知識の普及啓発	5- 6
第4章 関係機関の措置	5- 6
第1 気象情報	5- 6
第2 巡回監視	5- 6
第3 林野火災予防に伴う入山者、林内作業者に対する措置	5- 6
第4 林野火災消防対策	5- 7

第3編 応急対策計画

第1章 向日市の活動体制	5-9
第1 責務	5-9
第2 活動体制	5-9
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	5-9
第1 被害情報等の収集・伝達	5-9
第2 通信手段の確保	5-10
第3章 広報・広聴	5-10
第1 広報担当部課及び担当者の設置	5-10
第2 向日市の広報活動	5-11
第3 市民への広報要領	5-11
第4 広聴活動の実施	5-11
第4章 消火活動	5-11
第1 消火活動	5-11
第5章 救助・救急活動	5-12
第1 救助活動	5-12
第2 救急活動	5-12
第3 相互応援協定	5-13
第6章 避難対策	5-13
第1 避難誘導の実施	5-13
第2 避難場所の開設及び運営管理	5-13
第3 要配慮者対策	5-13
第7章 交通及び輸送対策	5-13
第1 道路交通規制対策	5-13
第2 緊急輸送活動	5-14
第8章 自衛隊派遣要請	5-14

第4編 災害復旧計画

第1 復旧事業計画の作成	5-15
第2 復旧完了予定時期の明示	5-15

6) 広域停電事故対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	6- 1
第2章 計画の修正	6- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6- 1
第4章 広域的な活動体制	6- 2

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	6- 3
第1 情報収集・連絡体制の整備	6- 3
第2 情報通信手段の整備	6- 3
第3 情報の分析及び整理	6- 3
第2章 防災活動体制の整備	6- 3
第1 職員の体制	6- 3
第2 関係防災機関相互の連携体制	6- 3
第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	6- 4
第4 施設・設備の整備	6- 4
第5 緊急輸送活動体制の整備	6- 4
第6 避難地及び避難路の整備	6- 4
第3章 関西電力送配電株式会社の措置	6- 5

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	6- 7
第1節 向日市の活動体制	6- 7
第1 責務	6- 7
第2 活動体制	6- 7
第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制	6- 7
第1 責務	6- 7
第2 活動体制	6- 8
第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）	6- 8
第1 被害情報等の収集・伝達	6- 8
第2 通信手段の確保	6- 8

第3章 広報・広聴	6-9
第1 広報担当部課及び担当者の設置	6-9
第2 向日市の広報活動	6-9
第3 市民への広報要領	6-9
第4 広聴活動の実施	6-9
第4章 救助・救急及び医療活動	6-10
第1 救助活動	6-10
第2 救急活動	6-10
第5章 避難対策	6-10
第1 避難誘導の実施	6-11
第6章 交通及び輸送対策	6-11
第1 道路交通規制	6-11
第2 緊急輸送活動	6-11
第4編 災害復旧計画	
第1 復旧事業計画の作成	6-12
第2 復旧完了予定時期の明示	6-12

7) 広域断水事故対策計画

第1編 総則

第1章 計画の目的	7- 1
第2章 計画の修正	7- 1
第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7- 1
第4章 広域的な活動体制	7- 2

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備	7- 3
第1 情報収集・連絡体制の整備	7- 3
第2 情報通信手段の整備	7- 3
第3 情報の分析及び整理	7- 3
第2章 防災活動体制の整備	7- 3
第1 職員の体制	7- 3
第2 関係防災機関相互の連携体制	7- 3
第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	7- 4
第4 施設・設備の整備	7- 4
第5 緊急輸送活動体制の整備	7- 4
第6 避難地及び避難路の整備	7- 4
第3章 広域断水事故の備え	7- 4
第1節 応急給水の備え	7- 5
第2節 応急復旧への備え	7- 5
第3節 防災意識の啓発	7- 6
第4節 防災訓練	7- 6

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制	7- 7
第1節 向日市の活動体制	7- 7
第1 責務	7- 7
第2 活動体制	7- 7
第2節 被害状況の調査	7- 8
第3節 応急給水対策	7- 8
第1 応急給水計画の作成	7- 8
第2 応急給水の実施	7- 8

第4節	応急復旧対策	7- 8
第5節	広報・広聴活動	7- 8
第6節	関係機関への協力要請	7- 9

第4編 災害復旧計画

第1	復旧事業計画の作成	7-12
第2	復旧完了予定時期の明示	7-12

8) 原子力災害対策計画

第1編 総則

- 第1章 計画の目的 8- 1
 - 第2章 計画の修正 8- 1
 - 第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱 8- 1
-

第2編 原子力災害対策

- 第1章 福井県内の原子力発電所で事故が発生した場合の対応 8- 3
 - 第2章 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進 8- 3
 - 第1 原子力防災に関する知識の普及・啓発 8- 4
 - 第2 原子力防災に関する教育の推進 8- 4
-

第3編 広域一時滞在

- 第1 市役所機能の受入れ方針 8- 5
- 第2 被災住民の受入れ方針 8- 5

9) その他の事故対策計画

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的	9- 1

事故対策編

航空災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、航空運送事業者等が運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「突発的航空事故」という。）に、迅速な搜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。） 第 1 編 第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的航空事故に関し防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第 1 編 第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する応援要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒態勢又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関への協力要請
- (4) 大阪航空局（大阪空港事務所）等関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に関する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 遭難航空機の捜索
- (4) 被災者の救出・救助
- (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 京都府及び市町村等との協力・連携

第4章 航空運送事業者の責務

航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 向日市、乙訓消防組合、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難航空機の捜索、乗客等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から防災関係機関等との連絡を密にし、突発的な航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、突発的航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急体制が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、突発的航空事故発生時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の分析及び整理に努めるものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編 第2編 第1章 第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 搜索、救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

乙訓消防組合は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、国土交通省京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

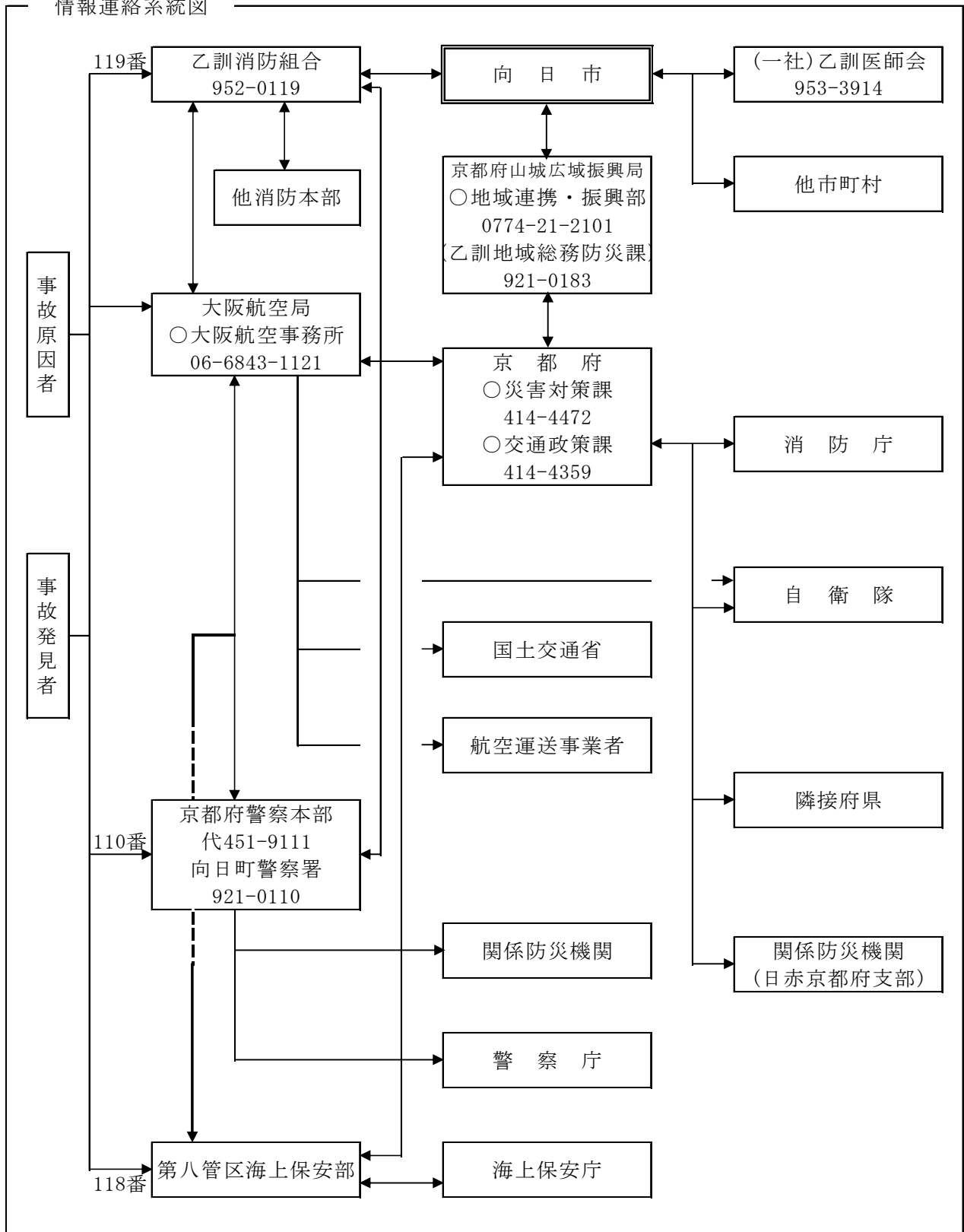
3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、突発的航空事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、その整備に努める。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編 第3編 第1章 第2節の定めるところにより、向日市航空機事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得ながら、相互連携のもとに、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第2節によるほか、次のとおりとする。

1 航空事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的航空事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、航空事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 航空事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織要員

航空事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的航空事故の発生により、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119 番通報、110 番通報、航空運送事業者等、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編 第1章 第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的航空事故の発生により、被害が発生又は発生のおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 航空運送事業者

- (1) 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について向日市上空又は付近において緊急事態又は事故が発生したときは、速やかに、向日市、乙訓消防組合、京都府、大阪航空局、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。
- (2) 被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関に連絡する。

3 向日市

- (1) 向日市及び乙訓消防組合は、向日市上空又は付近において、突発的航空事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日・消防防第246号消防庁長官）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和59年10月15日・消防防第267号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接、消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料3-5、3-6】

4 京都府

- (1) 京都府は、大阪航空局から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第2 通信手段の確保

1 突発的航空事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模や、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、テレビ、ラジオ等報道機関に対し、特に報道の協力を行う。
- 2 広報番組（テレビ、ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 航空運送事業者等は、避難場所等に航空事故に関わる臨時相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的航空事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなど適切な対応を図る。

第4章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

搜索、救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節によるほか、消火活動については、一般対策編 第3編 第1章 第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 搜索、救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署は、突発的航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に搜索、救助活動を行う。

1 情報の収集及び共有

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、航空運送事業者、大阪航空局等からの通報により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

向日市、乙訓消防組合及び向日町警察署は、突発的航空事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材等に対応できないと予想される場合は、京都府、近隣の市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じて関係防災機関等の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に現地救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の収容及び応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、航空機火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、必要な人員装備品を整え、消火活動を行うものとする。

第5章 避難対策

突発的航空事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や災害現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、避難者を収容し、良好な運営管理に努めるものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所については、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的航空事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第 1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに向日市航空機事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により、道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第 7 章 自衛隊派遣要請

突発的航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 14 節「応援、派遣の要請等」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的航空事故の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に災害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

鉄道災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、列車の脱線、衝突、火災等鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下、「突発的鉄道事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、鉄道事業者（軌道事業者を含む。以下「鉄道事業者」という。）、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編 第 1 章に規定する防災関係機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「防災関係機関」という。）が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的鉄道事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、第 1 編 第 2 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 一般社団法人乙訓医師会に対する応援要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消火活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療関係機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制
- (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止
- (6) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (7) 遺体の検視及び身元の確認
- (8) 行方不明者の捜索
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社及び阪急電鉄株式会社）

- (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 乗客の避難及び負傷者等への救出、救護
- (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的鉄道事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）及び事故発見者は、向日市、乙訓消防組合、京都府、鉄道事業者、向日町警察署等関係防災機関に対し、事故状況の迅速かつ的確な通報を行うものとする。

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

鉄道事業者、向日市、京都府等関係防災機関は、突発的鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、道路施設及び交通確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、突発的鉄道事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編 第2編 第1章 第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じたの情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し職員に周知するとともに訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

乙訓消防組合は鉄道事業者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿運輸局等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

第5 避難地及び避難路の整備

- 1 向日市は、突発的鉄道事故現場周辺住民を安全な場所に避難させるため、避難地及び避難路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、突発的鉄道事故の発生に備え、一般対策編 第2編 第1章 第2節「交通施設防災対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

- 1 気象情報の活用
京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。
- 2 再発防止対策の実施
過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 3 点検の実施
土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。
- 4 職員の教育体制の整備・充実
乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育効果の向上を図るとともに、定期的に科学的な適性検査の実施に努める。
- 5 防災訓練の充実
鉄道事業者は、突発的鉄道事故に際して、平常時より防災関係機関等と連携した実践的な訓練を実施し、鉄道防災体制の強化に努める。
- 6 鉄道施設の整備促進
踏切道の立体交差化の整備、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。
※ C T C（列車集中制御装置）：運輸司令所に全列車の運行情報を収集し、各駅の信号やポイントを集中制御する装置
A T S（自動列車制御装置）：列車又は車両の運転に関して、信号現示の誤認等があった場合に、自動的にブレーキを作動させて停止信号の手前に停止させる装置。

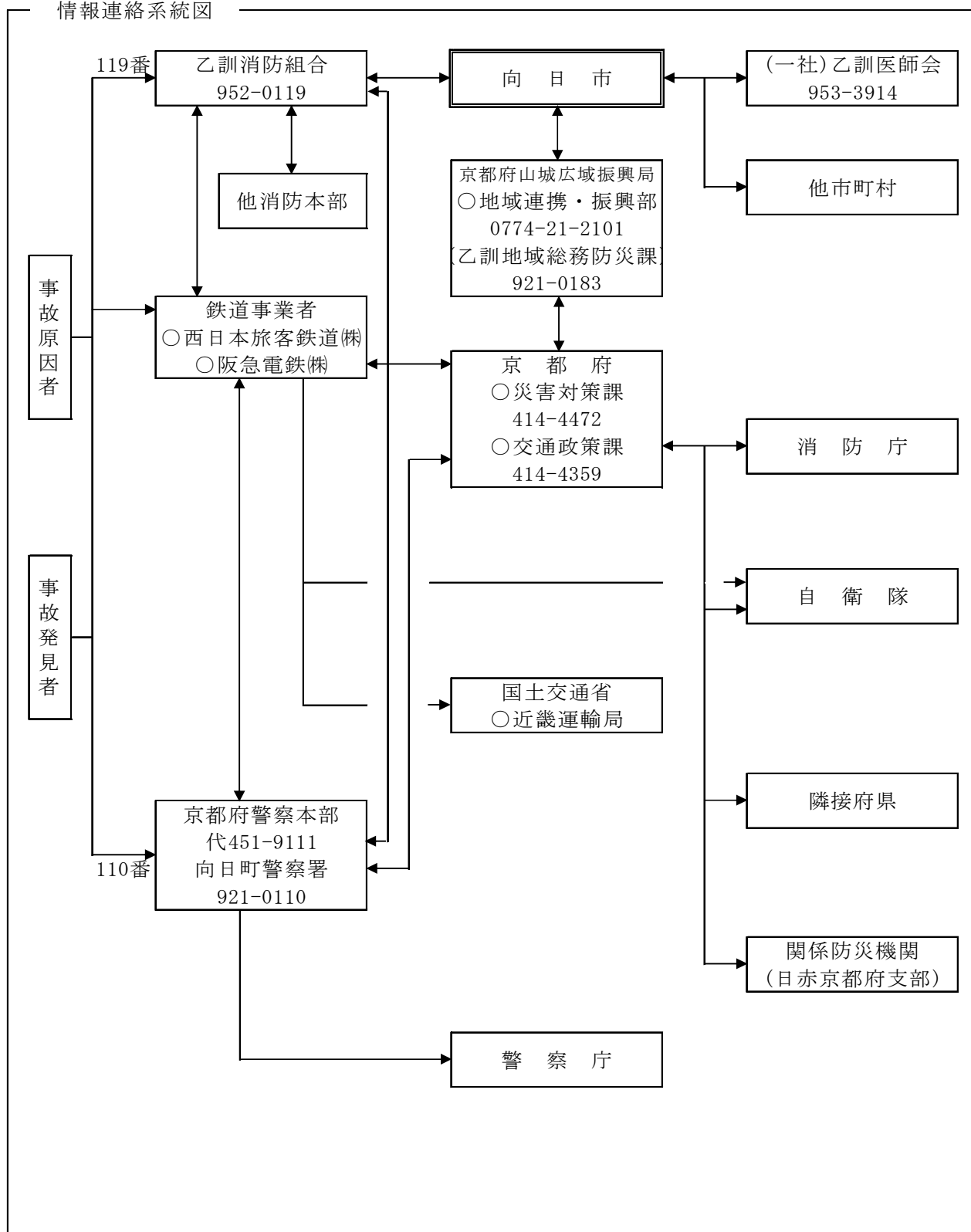
7 各種資料の整備・保存

円滑な災害復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

8 防災知識の普及啓発

踏切等における自動車の衝突、置石等による列車脱線等の事故防止のため、交通安全等の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編 第3編 第1章 第2節の定めるところにより、向日市鉄道事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関及び区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第2節によるほか、次のとおりとする。

1 鉄道事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的鉄道事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、鉄道事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 要員

鉄道事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員鉄道事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 鉄道事業者の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的鉄道事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を確保するとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- 2 突発的鉄道事故が発生した場合は、巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 3 突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察本部等に協力要請を行う。
- 4 突発的鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

突発的鉄道事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編 第1章 第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、向日市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 鉄道事業者

- (1) 鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに向日市、乙訓消防組合、国土交通省（近畿運輸局）、京都府向日町警察署等関係防災機関に連絡する。
- (2) 鉄道事業者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省（近畿運輸局）等関係防災機関に連絡する。

3 向日市

- (1) 向日市及び乙訓消防組合は、突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日・消防防第 246 号消防庁長官）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防防第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3－5、3－6】

4 京都府

- (1) 京都府は、鉄道事業者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第 2 通信手段の確保

1 突発的鉄道事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模今後の動向を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ、ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 鉄道事業者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的鉄道事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対し、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節の定めるところによる。

また、消火活動については、一般対策編 第3編 第1章 第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署及び鉄道事業者は、突発的鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119番通報及び110番通報、鉄道事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、捜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 鉄道事業者の救助活動

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的鉄道事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材等で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市、乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会等の支援を得て、負傷者の応手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、鉄道火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、鉄道事業者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的鉄道事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在地、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、避難者を収容し、良好な管理運営に努めるものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第6章 交通及び輸送対策

突発的鉄道事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、互いに密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市鉄道事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第 7 章 自衛隊派遣要請

突発的鉄道事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 14 節「応援、派遣の要請等」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的鉄道事故の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

鉄道事業者は、関係機関と協力し、鉄道施設被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

道路災害対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、道路における車両の衝突、火災等及び地下道等道路施設の被災等の大規模な事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「突発的道路事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。） 第1編 第1章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）、関係団体及び事故原因者が密接な連携を図り、直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

突発的道路事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第1編 第1章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

5 近畿地方整備局京都国道工事事務所

- (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧

6 西日本高速道路(株)

- (1) 道路パトロールカー等による名神高速道路の事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 関係防災機関との調整

- (3) 名神高速道路における事故発生時の道路通行禁止、制限及び道路交通の確保
- (4) 名神高速道路の二次災害の防止及び復旧

第4章 事故原因者等の責務

突発的道路事故発生の原因となった責任者（以下、事故原因者等」という。）の主要な責務は次のとおりとする。

- 1 消防、警察等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 乗務員等の捜索・救助活動
- 5 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 8 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の提供等
- 9 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、突発的道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確立するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、乙訓消防組合、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、突発的道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大を防止し、地域住民、道路施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び防災関係機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。突発的道路事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道工事事務所等の道路管理者及び関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、整理に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編 第2編 第1章 第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

3 消火活動

乙訓消防組合は京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者と、平常時より、機関相互間の連携強化を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

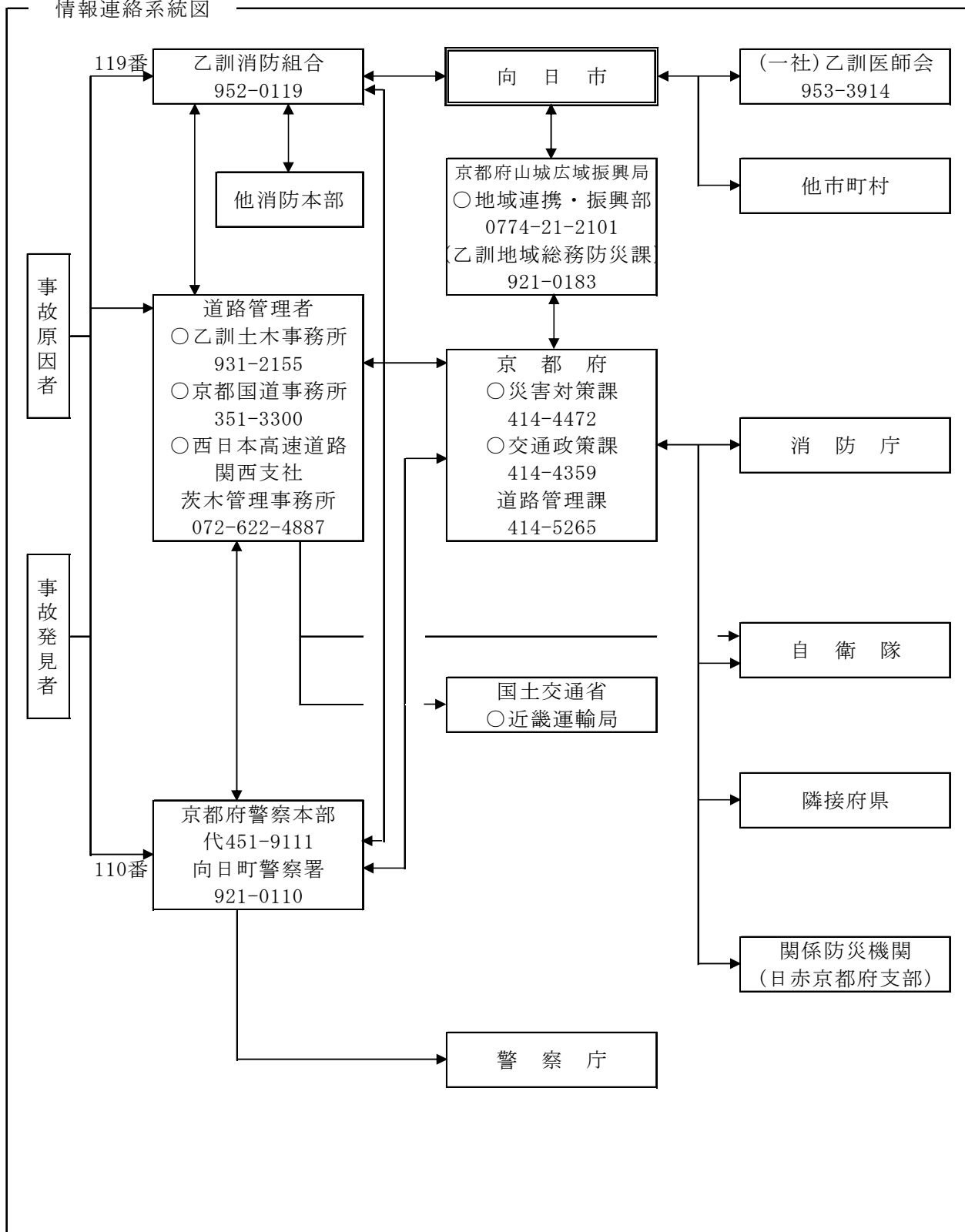
- 1 向日市は、突発的道路事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、その整備に努める。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮をするものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 道路管理者の措置

道路管理者は、突発的道路事故の発生に備え、一般対策編 第2編 第1章 第2節「交通施設防災対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

- 1 気象情報の活用
京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。
- 2 再発防止対策の実施
過去の事故原因のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 3 点検の実施
道路パトロールカー等により道路施設の現況把握、定期的な点検を踏まえ、再発防止対策を実施する。
- 4 防災訓練の充実
突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための実践的な訓練を実施する。
- 5 道路施設の整備促進
主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。
- 6 各種資料の整備・保存
円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 7 防災知識の普及啓発
道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生のおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編 第3編 第1章 第2節の定めるところにより、向日市道路事故対策本部等を設置し、京都府関係道路管理者、他の市町村等関係防災機関並びに公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第2節によるほか、次のとおりとする。

1 道路事故警戒体制及び事故対策本部の設置

突発的道路事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、道路事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 組織・要員

道路事故警戒体制の組織及び、事故対策本部の組織及び要員路事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 道路管理者の活動体制

第1 責務

突発的道路事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

- 1 突発的道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- 2 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、突発的道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため、京都府警察本部と連携して必要な交通規制を行う。
- 3 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。
- 4 危険物の流出が認められた場合は、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編 第1章 第1の「情報連絡系統図」のとおりとし、消防庁が定める「直接速報基準」に該当する災害が発生した場合は、向日市は、直接消防庁に連絡する。

1 事故原因者等

事故原因者及び事故発見者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 道路管理者

- (1) 道路管理者は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関に連絡する。
- (2) 道路管理者は、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、関係防災機関に連絡する。

3 向日市

向日市及び乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日・消防防第 246 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3－5、3－6】

4 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防防第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3－5、3－6】

5 京都府

- (1) 京都府は、道路管理者等から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

6 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

第 2 通信手段の確保

1 突発的道路事故発生時の通信連絡

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第 3 章 広報・広聴

第 1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第 2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 交通規制の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第 3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第 4 広聴活動の実施

- 1 道路管理者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、突発的道路事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節の定めるところによる。

また、消火活動については、一般対策編 第3編 第1章 第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、京都府、近畿地方整備局京都国道事務所等の道路管理者及び乙訓消防組合、向日町警察署は、突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府及び向日町警察署は、119番通報、110番通報、道路管理者からの通報により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 道路管理者の救助活動

道路管理者は、事故発生直後における適切な処置を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

3 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

突発的道路事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村、名神高速道路消防協議会等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市、乙訓消防組合は、迅速な医療活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、車両火災を知ったときは、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、道路管理者は、迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

第5章 避難対策

突発的道路事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう）に向けた情報提供に十分配慮する。

第6章 交通及び輸送対策

突発的道路事故における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損決壊その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 5 節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第 7 章 自衛隊派遣要請

突発的道路事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編 第 3 編 第 4 章 第 3 節「自衛隊への災害派遣計画」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

突発的道路事故の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

道路管理者は、関係防災機関と協力し、道路施設等を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

危険物等災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩・流出の発生、原子力発電施設以外からの放射性物資の放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「危険物等事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。） 第 1 編 第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

危険物等事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第 1 編 第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 火災・消防警戒区域の設定
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 危険物等に関する規制
- (8) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 火災・消防警戒区域の設定
- (5) 危険物に関する規制

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (7) 危険物等に関する規制

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒警備
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) 危険物等に関する指導取締
- (9) その他事故災害に必要な警察活動

5 近畿経済産業局

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報
- (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締

第4章 事故原因事業者等の責務

危険物等事故の原因事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び向日市との連絡・協議
- 2 現地、事業所等における事故対策本部の設置
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 現地における救助・医療その他の応急措置
- 5 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 6 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問い合わせへの対応
- 7 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 8 被害者の損害に対する補償対応

第5章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、災害応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者（以下「事業者」という。）、向日市、京都府等関係防災機関は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、付近施設及び通行車両の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、危険物等事故時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努めるものとする。
- 2 向日市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編 第2編 第1章 第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

事業者及び向日市、京都府等関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に通知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、乙訓消防組合、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

3 消火活動

向日市、乙訓消防組合は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

また、向日市、乙訓消防組合及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備促進に努める。

第4 危険物流出防除体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通体制の整備に努める。

- 2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署、近畿地方整備局京都国道事務所等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。
- 3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 向日市は、危険物等事故現場周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第3章 危険物等保安措置

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び、原子力発電施設以外の放射線物質対策については、一般対策編 第2編 第4章 第3節「危険物等保安計画」に定めるところによるほか、事業者及び向日市、国、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

- 1 事業者は、関係法令で定める技術基準、自主保安規程等を遵守するとともに、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を促進する。
- 2 向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等関係施設に対する立入検査の実施により、施設の安全性の確保に努めるものとする。
また、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第2 施設・設備の応急復旧活動

事業者は、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第3 防災業務関係者の安全確保

向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 防災訓練の充実

危険物等事故を想定して、防災体制の強化を図るため、向日市、乙訓消防組合、自主防災組織、向日町警察署等関係防災機関が一体となり、実践的な消火、救助救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

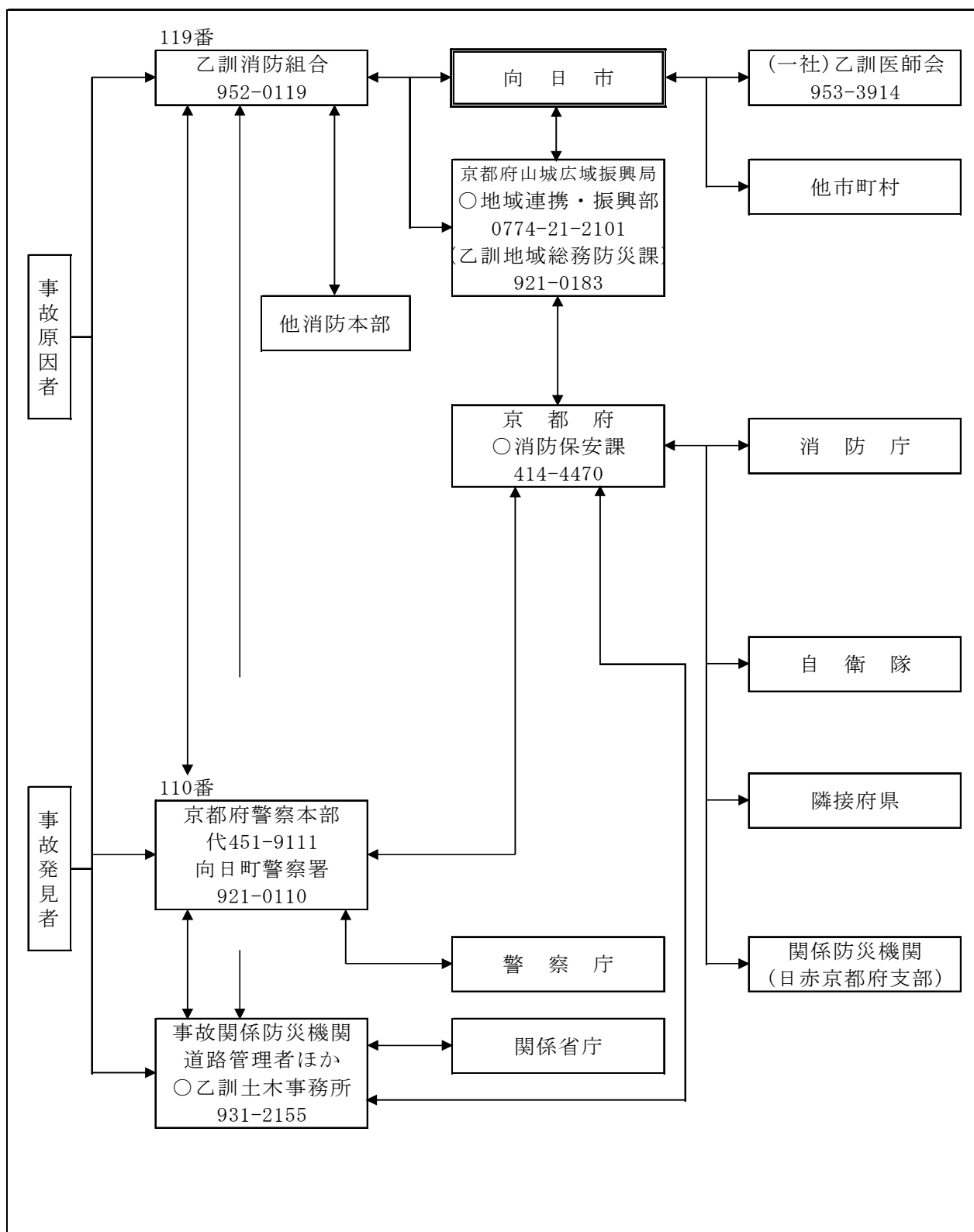
第5 各種資料の整備・保存

事業者等は、円滑な事故復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するよう努める。

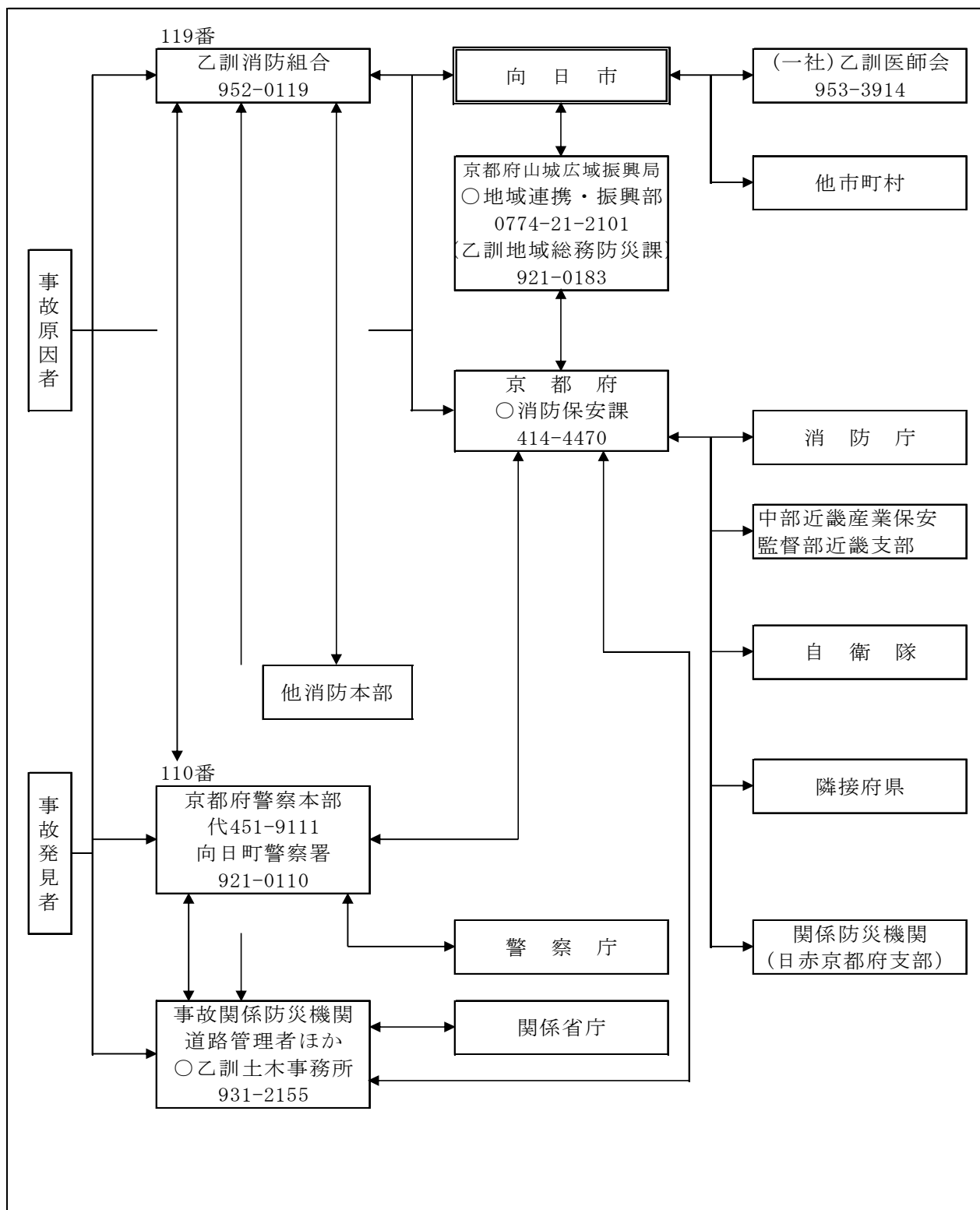
第6 防災知識の普及啓発

向日市、乙訓消防組合、国、京都府等関係防災機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、事業者、住民等に対し、その危険性を周知するとともに、事故発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

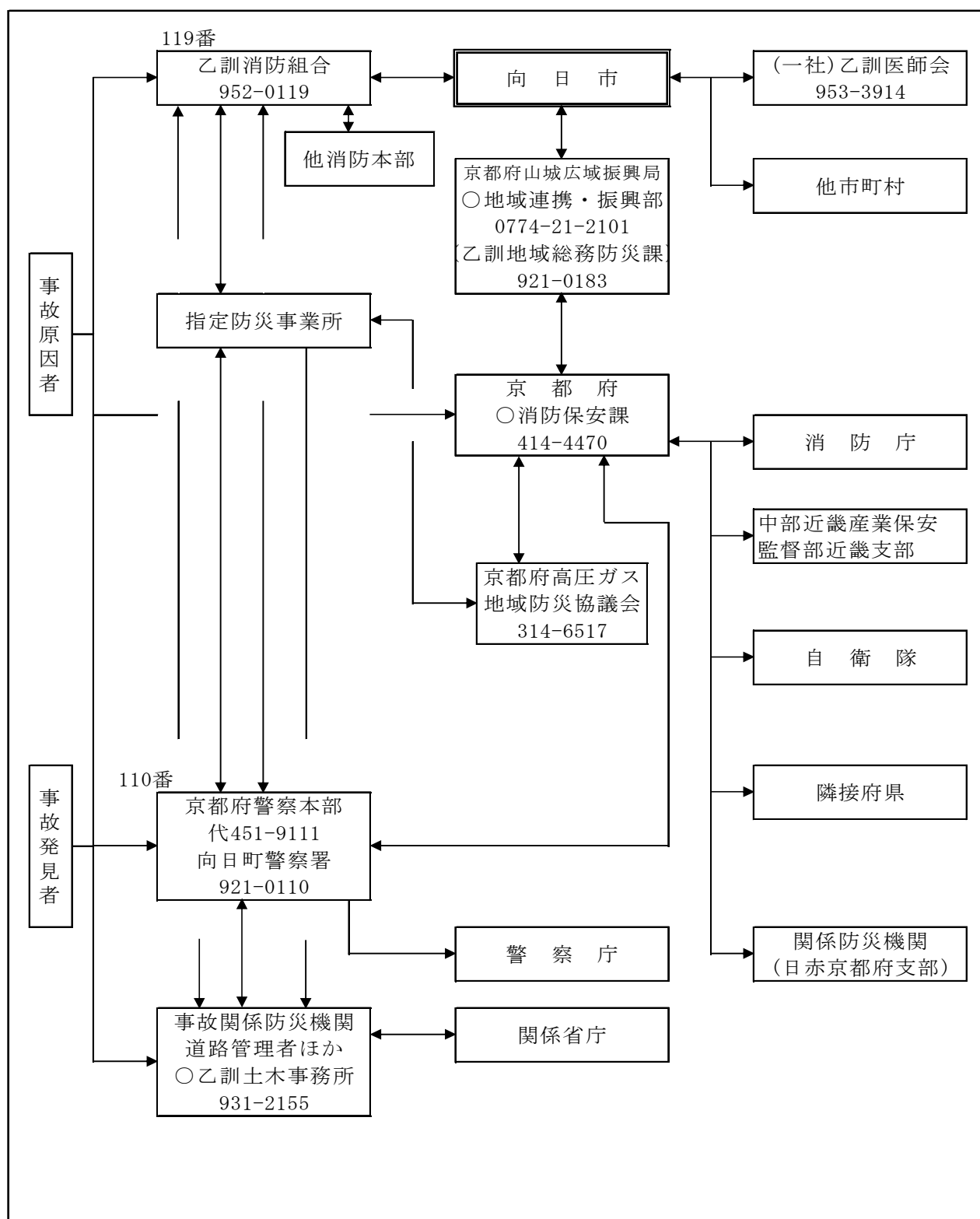
(1) 危険物事故



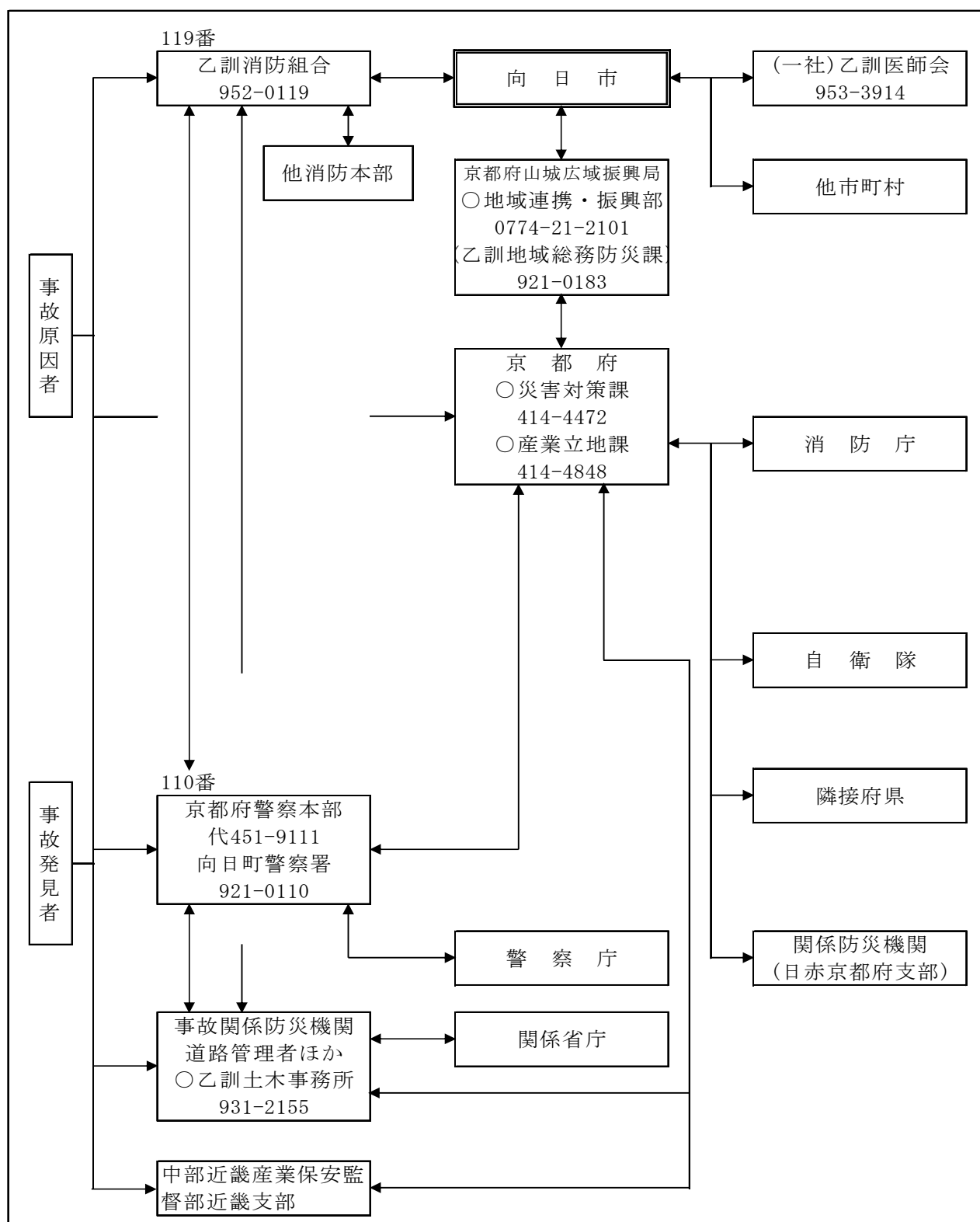
(2) 火薬類事故



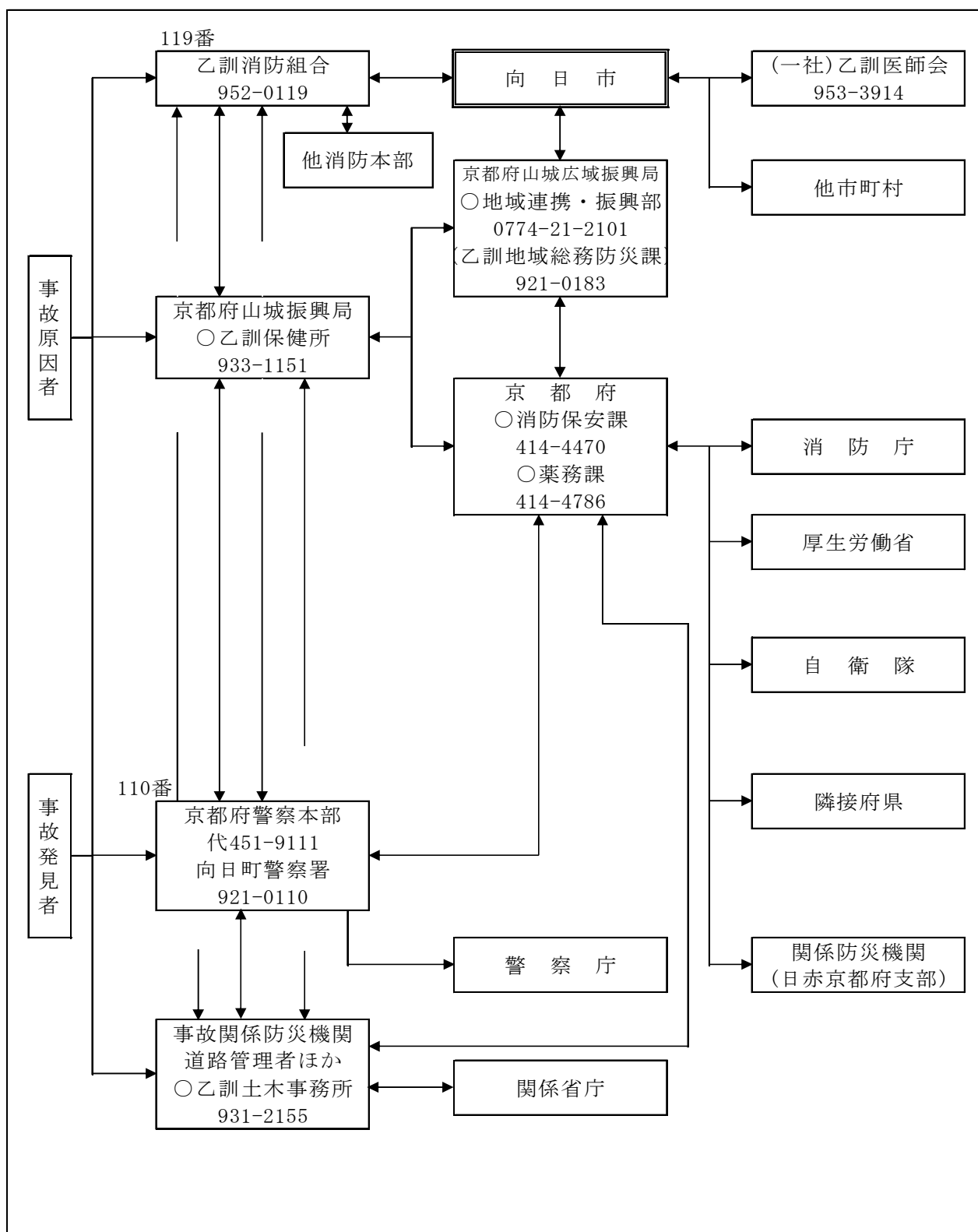
(3) 高圧ガス事故



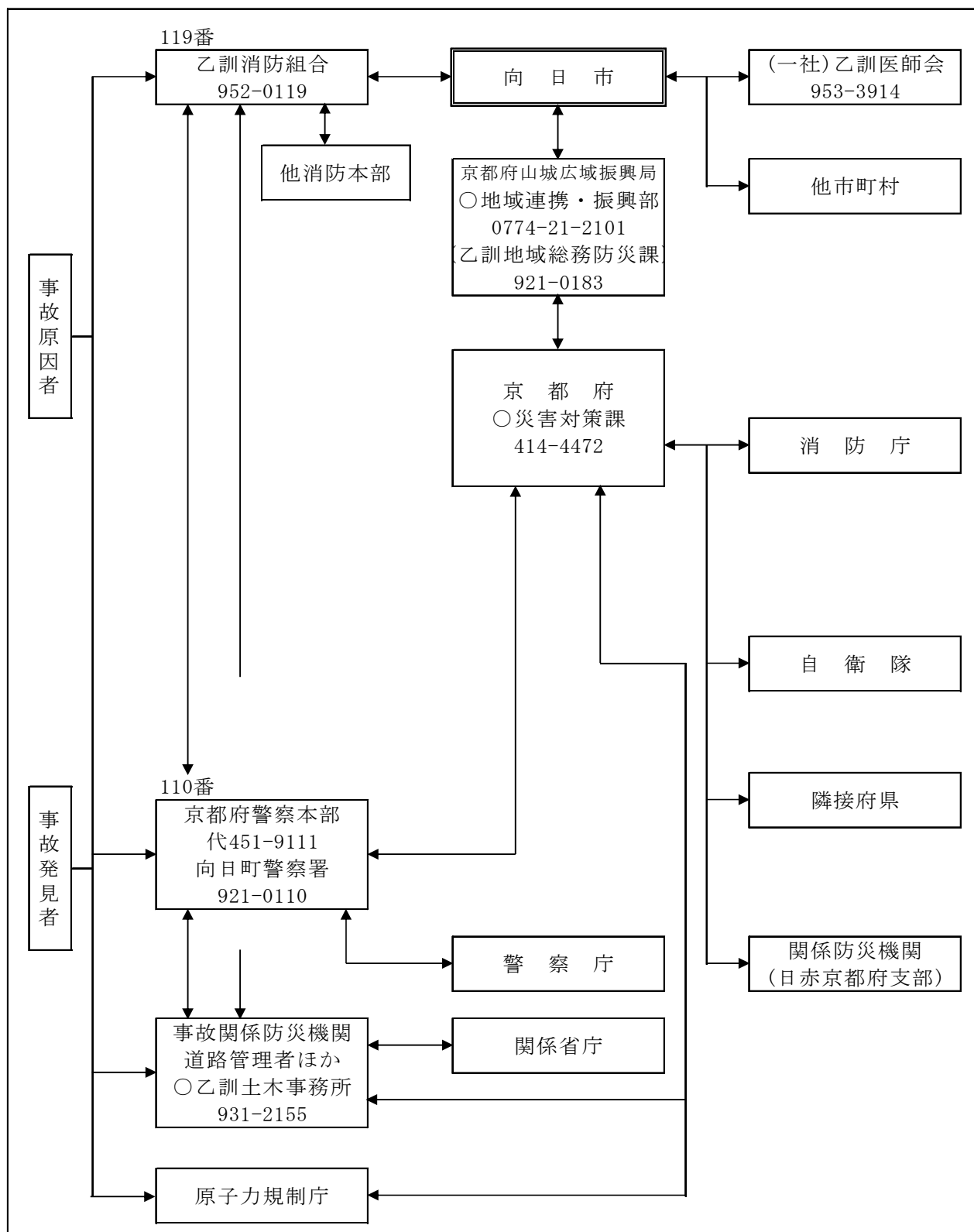
(4) 都市ガス事故



(5) 毒物・劇物事故



(6) 原子力発電施設以外の事故



第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、関係法令、一般対策編 第3編 第1章 第2節の定めるところにより、向日市危険物等事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第2節によるほか、次のとおりとする。

1 危険物等事故警戒体制及び事故対策本部の設置

危険物等事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、危険物等事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 危険物等事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員

危険物等事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 事業者の活動体制

第1 責務

危険物等事故が発生した場合において、速やかに被害の拡大防止のため、向日市、京都府等関係防災機関と連携して、応急対策を実施する。

第2 活動体制

危険物等事故の発生後、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるものとする。

第3節 関係防災機関の活動体制

第1 責務

関係防災機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、向日市、国、京都府等が実施する応急対策に協力する。

第2 活動体制

関係防災機関は、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

体制を整備するとともに、応急対策に従事する職員の活動要領等を整備する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編第1章第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 事故原因者等

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、電信、その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防署、警察署等関係防災機関にその旨を通報する。

2 向日市

向日市は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日・消防防第246号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。

【資料編 資料3-5、3-6】

3 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防災第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3－5、3－6】

4 京都府

- (1) 京都府は、事業者、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関から受けた情報を国の危険物等取扱規制担当機関へ連絡するとともに、国の危険物等取扱規制担当機関から受けた情報を関係防災機関等へ連絡する。
- (2) 京都府は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (3) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

5 向日町警察署

警察は、ヘリコプター等を出動させ、目視、撮影等により被害規模の把握を行い、向日市、京都府等関係防災機関へ連絡する。

6 国

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を京都府に連絡する。

- ア 危険物・・・・・・・・・・・・・・消防庁
- イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類・・・・・・近畿経済産業局
- ウ 毒物・劇物・・・・・・・・・・・・・・厚生労働省
- エ 原子力発電施設以外の放射線障害・・原子力規制庁

第 2 通信手段の確保

1 危険物等事故発生時の通信連絡

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 5 2 条の規定による非常通信の利用を図る。

第3章 危険物等事故の拡大防止活動

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び原子力発電施設以外の放射線に係る事故については、一般対策編 第3編 第1章 第8節「危険物等応急対策計画」に定めるところにより、また都市ガス等に係る事故については同編 第2章 第6節「ライフライン等の応急対策」に定めるところにより、危険物等の種類に応じた事故の拡大防止活動を実施するほか、事業者及び向日市、京都府等関係防災機関は次の措置を講ずるものとする。

第1 事業者の措置

事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講ずる。

第2 向日市、京都府等関係防災機関の措置

向日市、京都府等関係防災機関は、その所管する業務に従い、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4章 広報・広聴

第1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 6 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道の協力を要請すること。
- 2 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

- 1 事故原因者等は、避難場所等に臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被害者が抱える生活上の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係防災機関に連絡して早期解決に努める。
- 2 関係防災機関は、危険物等事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第5章 救助・救急、医療及び消火活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節の定めるところによる。

また、消火活動については一般対策編 第3編 第1章 第7節及び第11節の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係防災機関は、危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報、事業者からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

危険物等事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

向日市及び乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、ヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

乙訓消防組合は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第3 消火活動

乙訓消防組合は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うものとする。

第6章 避難対策

危険物等事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に向けた情報提供等に配慮する。

第7章 交通及び輸送対策

危険物事故等における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとり交通規制を行い、直ちに、向日市危険物等事故対策本部等に連絡する。

- 1 京都府公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- 2 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により道路交通が危険である認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送対策

緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び向日町警察署長において行う。

なお、その手続きについては、一般対策編 第3編 第1章 第5節「道路等の緊急確保」の定めるところによる。

第8章 環境保全計画

第1 方針

危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、市民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2 環境影響の応急及び拡大防止対策

- 1 向日市の施策
 - (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関へ通報する。
 - (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
 - (3) その他、京都府の行う施策に協力する。

2 京都府の施策

京都府は、向日市が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、向日市へ依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

第4編 災害復旧計画

突発的危険物等災害の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関係防災機関は、被災した施設等の被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に災害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

大規模火災対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、大規模火災（市街地・林野）の発生等により、多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合（以下「大規模火災事故」という。）に、救助・救急活動、医療活動、消火活動及び避難収容活動を実施するため、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。）第 1 編 第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模火災事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第 1 編 第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (6) 京都府又は他の市町村に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 乙訓消防組合

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 負傷者の救出、救護（搬送・収容）
- (3) 火災拡大防止のための消火その他消防活動
- (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示

3 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

4 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (5) 事故現場及びその周辺の警戒体制
- (6) 遺体の検視及び身元の確認
- (7) 行方不明者の搜索
- (8) その他事故災害に必要な警察活動

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関との連絡を密にし、大規模火災事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、大規模火災事故が発生した場合に、被害の拡大等の防止を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、大規模火災事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集及び整理に努める。
- 2 向日市、京都府等関係防災機関は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析・整理するものとする。

第4 気象情報等の伝達

京都地方気象台は、一般対策編 第2編 第1章 第1節「気象予警報等の伝達計画」に基づき、気象情報及び火災気象情報等を適時かつ的確に発表するものとする。

第5 自治会（町内会）や自主防災組織を通じたの情報伝達

災害や大規模な事故発生時に自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。

また、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

又は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府、関係防災機関等は、大規模火災事故が発生した場合に、的確な防除活動を行うことができるよう資機材等の施設・設備の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、大規模火災事故が発生した場合の道路交通管理体制に整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

- 1 向日市は、大規模火災事故周辺の住民を安全な場所に避難又は収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。
- 2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるように努める。

第7 防災知識の普及啓発

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第2章 第1節に定めるところによるほか、林野火災等に対しては、入山者、林内作業者等に対する指導、啓発、監視等を行う。

第3章 向日市の措置

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第4章 第2節「消防力の整備方針」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 火災の拡大防止

木造住宅市街地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大するおそれがある。

火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

- (1) 都市構造や災害態様の変化に応じた適正な消防力の整備を図る必要がある。
- (2) 災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第2 消防水利

防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等を指定消防水利として活用することにより、その適正配置に努める。

また、耐震性に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図る。

第3 空中消火

関係機関の協力により、林野火災等において迅速なヘリコプターによる空中消火が可能な態勢を整える。

第4 資機材整備

林野火災用工作機器、可搬式消火資機材等の消防用機器・資機材の整備を促進する。

建物関係の防御対策と異なり、森林管理者等を含めた部隊の編成、出動、防御及び必要資機材等の運搬補給についての対策を図る。

第5 林野火災防火知識の普及啓発

1 入山者に対する措置

周辺住民、登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため措置をとるものとする。

2 普及啓発活動

標識板、立て看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及啓発と初期消火に対応するための設備の配備を促進する。

なお、市民への普及啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど、十分留意する。

第4章 関係機関の措置

関係機関は、大規模火災事故の発生に備え、自主的に予防対策を行うよう努めるとともに、次の措置を講ずるものとする。

第1 気象情報

火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、気象予警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

第2 巡回監視

林野火災発生の危険の大きい期間、入山者の多い地域、開発行為の多い地域を重点的に、指導、啓発、監視等を行い、林野火災の予防と乱開発の防止に努めるものとする。

第3 林野火災予防に伴う入山者、林内作業者に対する措置

林野火災の原因は、タバコ、焚火等入山者の不注意によるもの又は火入れ等林内作業によるものが主因であるので、この予防を図るため次のとおり措置するものとする。

1 入山者等に対する措置

登山、ハイキング、山菜採取等の入山者によるタバコ等の不始末による火災を防止するため次のような措置をとるものとする。

- (1) 火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起する。
- (2) みだりに火を炊くものに対する警告、取り締りを行う。
- (3) 観光関係者による防火思想の普及啓発を図る。

2 林内作業者に対する措置

林内において事業を営むものは次の体制をとるものとする。

- (1) 林内作業者は、火気責任者を定め事業区域内に巡視員を配置すること。
- (2) 事業箇所には火気責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け標識及び消火設備を完備する。
- (3) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め関係機関との連絡の万全を図ること。

3 火入れ作業等に対する措置

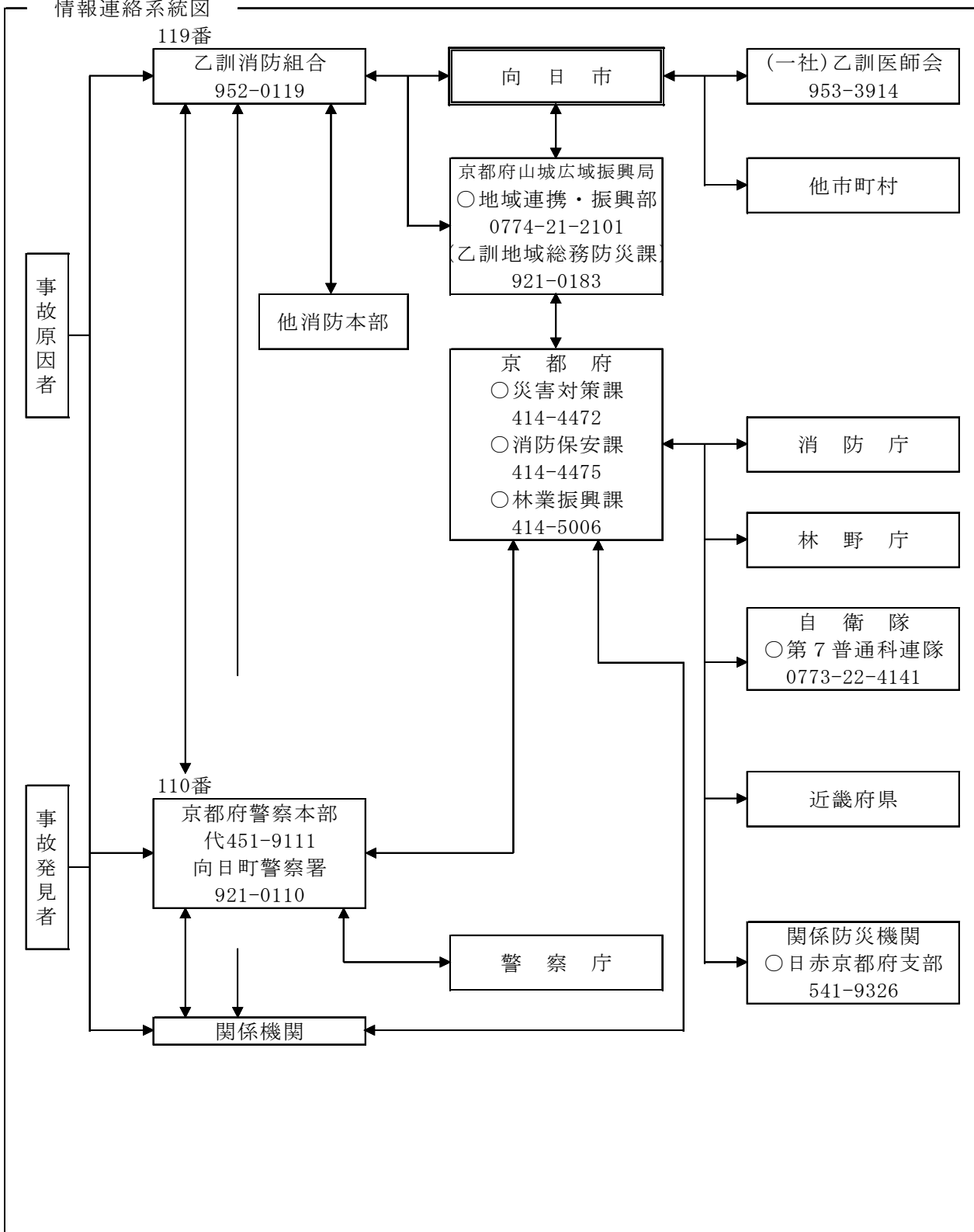
- (1) 火入れをしようとする者は、森林法第 21 条に基づき、その森林又は土地を管轄する市長の許可を受けたのち、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。
- (2) 市長は、火入れを使用とするものに対し、延焼防止のための人員配置、防火線の設定等について明確に指示すること。

第 4 林野火災消防対策

平常時より次の事項に留意し、林野火災発生の際には、向日市、乙訓消防組合は、積極的に早期消火を図るものとする。

- 1 消火組織の整備
- 2 林野火災消火訓練
- 3 消火資機材の整備

情報連絡系統図



第3編 応急対策計画

第1章 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市域又は近隣の隣地において大規模火災事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般対策編 第3編 第1章 第2節の定めるところにより、向日市大規模火災事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第1節によるほか、次のとおりとする。

1 大規模火災事故警戒体制及び大規模火災事故対策本部の設置

大規模火災事故が発生したときは、直ちに、被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、大規模火災事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は大規模火災事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 大規模火災事故警戒体制の組織及び要員

大規模火災事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、消防活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2編 第1章 第1「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、大規模火災を発見した場合は、向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係機関に、火災状況等を連絡する。

2 向日市

向日市は、大規模火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日・消防防第 246 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。

【資料編 資料 3－5、3－6】

3 乙訓消防組合

乙訓消防組合は、突発的道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときには、「火災・災害等即報要領について（昭和 59 年 10 月 15 日・消防防第 267 号消防庁長官）」に定める即報基準及び直接即報基準により、京都府知事に報告するとともに、直接消防庁長官に報告するものとする。【資料編 資料 3－5、3－6】

4 京都府

- (1) 京都府は、大規模火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁へ報告する。
- (2) 京都府は、早期に大規模火災に係る被害状況を把握するため、向日市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係機関に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第 2 通信手段の確保

1 大規模火災発生時の通信確保

向日市、京都府等関係防災機関が行う予報、警報及び情報伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他事故応急対策に必要な指示、命令等は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は若しくは使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第 3 章 広報・広聴

第 1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図る。

第2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 火災の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否確認
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道の協力を要請すること。
- 2 広報むこう、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第4 広聴活動の実施

向日市、京都府等関係防災機関は、大規模火災に関する、被災地住民、近隣市町村等からの各種問合せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 消火活動

向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消火活動については一般対策編 第3編 第1章 第7節及び第11節によるほか、次に定めるところにより迅速に消火活動を行うものとする。

第1 消火活動

1 地上消火活動

大規模火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

消火活動の指示については、火災発生地域全般の状況を十分把握し、特に危険のない地域での消火活動を行うよう指示するものとする。

火災を鎮圧し、延焼のおそれのなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいと、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努めるものとする。

2 空中消火活動

向日市、乙訓消防組合は、必要があれば関係機関等の協力を得て、ヘリコプターによる空中消火用資機材を用いて地上消火活動とあわせ、効率的な消火活動を行う。

第5章 救助・救急活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節の定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等は、大規模火災に対応した救助機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助活動体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2 応援要請

火災の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、かつ的確に負傷者の搬送を行う。

第3 相互応援協定

乙訓消防組合の消防力の全力をあげても大規模火災への対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって、広域的な対応を図り、火災の防御及び被害の軽減を図る。

第6章 避難対策

大規模火災事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

第2 避難場所の開設及び運営管理

向日市は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第3 要配慮者対策

避難誘導及び避難場所においては、高齢者及び障がい者等に向けた情報提供等に十分配慮するものとする。

第7章 交通及び輸送対策

大規模火災事故発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制対策

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市大規模火災事故対策本部等に連絡する。

- (1) 京都府公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づき、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を実施する。
- (2) 道路管理者は、道路の破損欠壊、その他の事由により、道路交通が危険である認められる場合、通行の禁止及び規制を行う。

第 2 緊急輸送活動

火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第 8 章 自衛隊派遣要請

突発的大規模火災事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、一般対策編 第 3 編 第 1 章 第 14 節 第 3 「自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

第4編 災害復旧計画

大規模火災の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

向日市は、関係防災機関と協力し、林野火災による被害状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するとともに、向日市、国又は京都府が費用の一部又は全額を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

向日市等関係防災機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

広域停電事故対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「広域停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、向日市地域防災計画 一般対策編（以下「一般対策編」という。） 第 1 編 第 1 章に規定する防災機関及びこの計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）及び関係団体並びに事故原因者が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第 2 章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域停電事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第 1 編 第 1 章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への通報連絡
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 二次災害防止のための活動
- (5) 付近住民に対する情報提供
- (6) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請
- (7) 一般社団法人乙訓医師会に対する活動要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 被害の状況に応じた事故警戒体制又は事故対策本部・支部の設置
- (3) 関係防災機関への協力要請
- (4) 関係防災機関との連絡調整
- (5) 京都府救護班の出動
- (6) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 関西電力送配電(株)京都本部

- (1) 向日市との連絡・協議及び京都府、向日市等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により受ける地域住民への情報提供、相談状況

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、防災応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府、関西電力送配電㈱等関係防災機関は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。（情報連絡系統図のとおり。）

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府、関西電力送配電㈱等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、広域停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府、関西電力送配電㈱等関係防災機関は、平常時より、地域気象等の自然情報、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。
- 2 関西電力送配電㈱は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。
また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府等関係防災機関等は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、広域停電事故から住民を安全な場所に避難及び収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 関西電力送配電株式会社の措置

関西電力送配電(株)は、広域停電事故の発生に備え、一般対策編 第2編 第1章 第6節「ライフライン等施設対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

1 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

2 防災訓練の実施

広域停電事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等の訓練を実施する。

3 電力施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

4 防災知識の普及啓発

電気利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

[illegible]

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する期間として、法令、一般対策編の定めるところにより、向日市広域停電事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共的団体住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害予防及び応急対策に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第1節によるほか、次のとおりとする。

1 広域停電事故警戒体制及び事故対策本部の設置

広域停電事故が発生したときは、直ちに被害情報の収集・集約、救急・救助等を実施し、広域停電事故警戒体制をとるが、相当な被害が予想される場合は、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故対策本部を設置する。（本部長：市長）

2 広域停電事故警戒体制の組織及び要員、事故対策本部の組織及び要員 広域停電事故警戒体制の組織及び要員については一般対策編 第3編 第1章 第2節に定める標準動員表を基準とする。

第2節 関西電力送配電株式会社の活動体制

第1 責務

関西電力送配電(株)は、広域停電事故が発生した場合において、速やかに向日市、乙訓消防組合、京都府等関係防災機関に状況を報告するとともに、一般対策編 第3編 第2章 第6節「ライフライン等の応急対策」に定めるところにより応急対策を実施する。

第2 活動体制

関西電力送配電(株)は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部による関係機関との連絡調整を行うとともに、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

第2章 通信情報連絡活動（情報の収集・伝達）

第1 被害情報等の収集・伝達

向日市、乙訓消防組合、京都府、向日町警察署等関係防災機関は、119 番通報、110 番通報、関西電力送配電(株)からの通報等により、被害状況を早期に発見し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

なお、被害情報等の収集・伝達系統は、第2章 第1の「情報連絡系統図」のとおりとする。

1 関西電力送配電(株)

関西電力送配電(株)は、広域停電事故が発生した場合は、向日市、京都府、向日町警察署等関係防災機関に、停電状況等を連絡する。

2 向日市

向日市は、市内において広域停電事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、京都府知事（京都府事故対策本部長）に報告するものとする。

3 京都府

- (1) 京都府は、広域停電が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、向日市等関係防災機関と緊密に連携して、その被害状況をまとめる。
- (2) 京都府は、早期に広域停電事故に係る被害の状況を把握するため、関西電力送配電(株)、向日市等関係防災機関からの情報収集に努める。
- (3) 京都府は、収集した情報を、他の関係防災機関、関係団体、隣接府県等関係者に提供する。
- (4) 京都府は、必要に応じ、ヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

第2 通信手段の確保

1 事故発生時の通信連絡

被害情報等の収集・伝達は、加入電話、無線通信等により速やかに行う。

2 非常通信の利用

人命救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線回路等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第 52 条の規定による非常通信の利用を図る。

第 3 章 広報・広聴

第 1 広報担当部課及び担当者の設置

関係防災機関ごとに、広報を担当する部・課及び担当責任者を定め情報の収集と公表の一元化を図る。

第 2 向日市の広報活動

市民への広報は、概ね次のような項目について行うものとする。

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 被害状況
- 3 被害者の安否情報
- 4 応急対策実施状況
- 5 住民に対する避難指示の状況
- 6 市民及び被災者に対する協力及び注意事項
- 7 その他必要と認められる事項

第 3 市民への広報要領

特に、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ等報道関係機関に対し、報道の協力を要請する。
- 2 広報むこう、チラシ等を利用すること。
- 3 インターネットを利用すること。

第 4 広聴活動の実施

- 1 関西電力送配電㈱は、事故の影響を受けた住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に相談に対応する。
- 2 関係防災機関は、広域停電事故に関する、住民、近隣市町村等からの各種問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応する。

第4章 救助・救急及び医療活動

救助・救急活動及び医療救護活動は、一般対策編 第3編 第1章 第16節の定めるところによる。

第1 救助活動

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

向日市、乙訓消防組合、向日町警察署等関係機関は、広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

2 向日市、乙訓消防組合、向日町警察署の救助活動

広域停電事故の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、向日市、乙訓消防組合、向日町警察署が京都府、他市町村等に応援要請する。

第2 救急活動

向日市、乙訓消防組合は、負傷者に迅速、的確な応急措置を施し、必要に応じて関係機関の協力を得て、医療機関への効率的な搬送に努める。

1 救急要請への対応

負傷者の搬送は、乙訓消防組合が保有する救急車により行うが、対応できないときは、向日市、京都府等で確保した車両により搬送を行う。

2 医療機関等の連携

向日市は、迅速な医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、状況に応じ、一般社団法人乙訓医師会の支援を得て、負傷者の応急手当等を行う。

また、乙訓消防組合は、救急医療情報システムを活用して、後送医療機関の重傷者等の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

第5章 避難対策

広域停電事故発生時の向日市等関係防災機関が行う避難指示等については、一般対策編 第3編 第1章 第15節によるほか、次のとおりとする。

第1 避難誘導の実施

向日市、大規模収容施設管理者等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。

この際、避難場所における情報伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民等の協力を得て、常に良好なものとするよう努めるものとする。

第6章 交通及び輸送対策

広域停電事故発生時の輸送体制の確立及び交通規制等については、一般対策編 第3編 第1章 第5節及び第6節によるほか、次のとおりとする。

第1 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、向日町警察署及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取り交通規制を行い、直ちに、向日市道路事故対策本部等に連絡する。

- 1 警察は、救急・救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。
- 2 警察は、広域停電事故による信号機の停止等により、交通が危険であると認められるときは、通行の禁止及び規制を行う。

第2 緊急輸送活動

信号機の停止等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第4編 災害復旧計画

広域停電事故の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

関西電力送配電㈱は、関係防災機関と協力し、設備ごとに被害状況を把握し、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう求める。

第2 復旧完了予定時期の明示

関西電力送配電㈱は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

広域断水事故対策計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的

この計画は、広域的に発生した水道に関する大規模な災害及び事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「広域断水事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、向日市地域防災計画 資料編で締結された「水道災害等相互応援に関する協定書」及び一般対策編（以下「一般対策編」という。）第1編 第1章に規定する防災機関、この計画において規定する防災機関（以下「関係防災機関」という。）が直ちにとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編に基づき運用するものとする。

第2章 計画の修正

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各対策部及び関係機関は毎年関係のある事項について、向日市防災会議が指定する期日までに、計画修正案を向日市防災会議に提出するものとする。

2 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別定めのない事項については、向日市地域防災計画 一般対策編に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府の「京都府地域防災計画」等、他の計画と整合を図るものとする。

第3章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

広域断水事故に関し、関係防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策編 第1編 第1章に定めるところによるほか次のとおりとする。

1 向日市

- (1) 事故災害対策（警戒）本部の設置及び運営
- (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への通報連絡
- (3) 関係防災機関との調整
- (4) 二次災害防止のための活動
- (5) 付近住民に対する情報提供
- (6) 京都府又は他の市町村等に対する応援要請

2 京都府

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 関係防災機関への協力要請
- (3) 関係防災機関との連絡調整
- (4) 日本赤十字社京都府支部及び一般社団法人京都府医師会、国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請

3 向日町警察署

- (1) 関係防災機関との連携強化
- (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出・救助
- (4) 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備
- (5) その他事故災害に必要な警察活動

4 その他関係防災機関

- (1) 京都府、向日市、向日町警察署等関係防災機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報
- (2) 非常災害対策本部の設置
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 事故により受ける地域住民への情報提供、相談状況

第4章 広域的な活動体制

向日市は、平常時から関係防災機関等との連絡を密にし、広域断水事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期するものとする。

また、向日市は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき、近隣市町村、府外を含む遠隔の市町村など、複数の市町村との相互応援体制を確保するため、災害応援協定の締結を推進するものとする。

第2編 予防計画

第1章 情報連絡体制の整備

第1 情報収集・連絡体制の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、広域断水事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておくものとする。

第2 情報通信手段の整備

向日市、京都府等関係防災機関は、一般対策編 第2編 第1章 第11節「災害通信整備計画」に基づき、広域断水事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるものとする。

第3 情報の分析及び整理

- 1 向日市、京都府等関係防災機関は、平常時より、社会情報等防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。
- 2 向日市は、収集した情報を的確に分析及び整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析するものとする。

第2章 防災活動体制の整備

第1 職員の体制

関係防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

また、必要に応じ、応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに、訓練等を行う。

第2 関係防災機関相互の連携体制

関係防災機関相互の連携体制については、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」によるものとし、関係防災機関は平常時より相互の連携強化に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

1 救助・救急活動

向日市は、応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。

2 医療活動

向日市、京都府及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

また、医療機関は、事故災害時等においては、保有する医薬品、医療器材を提供し、医療救援活動に協力する。

第4 施設・設備の整備

向日市、京都府等関係防災機関等は、広域断水事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材等の整備及び電源確保に努める。

第5 緊急輸送活動体制の整備

1 向日町警察署及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 災害時の交通規制を円滑に行うため、向日町警察署等は、平常時より、機関相互間の連携強化を図る。

3 向日町警察署は、実施した交通規制の周知を図る。

第6 避難地及び避難路の整備

1 向日市は、広域断水事故から住民を安全な場所に避難及び収容させるため、避難地及び避難経路の選定と確保を行い、あらかじめ避難計画を作成する。

2 避難計画の作成に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要するものをいう。）に配慮した計画となるようにする。

第3章 広域断水事故の備え

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

広域断水事故の発生に備え、一般対策編 第2編 第1章 第6節「ライフライン等施設対策」に定めるところによるほか、次の措置を講ずるものとする。

第1節 応急給水の備え

1 応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて、応急給水ができるよう対処する。

2 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を上植野浄水場に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

3 応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、物集女西浄水場及び上植野浄水場に整備・備蓄する。

また、応急給水栓（応急仮設スタンド）は、多くの需要が発生する場合も予想されるため、順次その整備・備蓄に努める。

4 消防水利・飲料水の確保

配水池等での事故に備え、緊急時の消防水利・飲料水の確保を図るため、耐震貯水槽の整備を検討するとともに、民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な水利の調査を行い、それぞれの施設の水の利用について施設管理者と協定を締結する。

5 緊急給水、応急給水施設位置図の作成

緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急指定病院、避難所）については、施設一覧表及び位置図を作成し、応急対策時に迅速に活用できるようにする。

6 給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の応急給水地点をあらかじめ定め、市民への周知を図る。

給水場所は、全市が断水状態にあることを想定し、他都市及び自衛隊等の応援を得ながら給水車等が24時間以内に配備できる場所とする。

7 多水源化の推進

災害等事故時の備えとして、本市と隣接する市町と行政界付近に敷設している水道本管を連結管で接続して、相互給水体制がとれるようにシステムを構築し、緊急時における生活用水等を確保する。

第2節 応急復旧への備え

1 水道施設に対する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、図書のコピーの作成・保管、デジタル化を推進する。

2 応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

3 水道業者との協定

水道工事業者の協同組合等に災害時における協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達に関する協定を締結する。

第3節 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

1 市民の役割

飲料水について、市民一人当たり3ℓ／日×3日分を目途に備蓄するよう呼びかける。

2 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄を要請する。

第4節 防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練の他に、都市整備部としての訓練を行い、災害時の応急対策に万全を期す。

第3編 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 向日市の活動体制

第1 責務

向日市は、市内で広域断水事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に、被害予防・応急対策を実施する機関として、法令、一般対策編の定めるところにより、向日市広域断水事故対策本部等を設置し、京都府、他の市町村等関係防災機関並びに区域内の公共団体・住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて、被害の予防及び応急対策に努める。

第2 活動体制

一般対策編 第3編 第1章 第1節によるほか、次のとおりとする。

1 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、上下水道部、最寄りの消防署、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 都市整備部からの連絡

ア 都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「上下水道BCP」に基づき部内の連絡体制をとると同時に環境産業対策部及び乙訓消防組合に連絡する。

イ 都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、上下、各部局間の取り組みだけでなく複数の対策部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、環境産業部（事務局）にその旨を連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

環境産業部（事務局）は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの市民通報を受けたとき、又は都市整備対策部から上記の連絡を受けたときは、関係対策部に連絡するとともに、各対策部長等による協議の結果を踏まえ、市長は事故災害対策本部等の設置を行う。

(2) 都市整備対策部の活動体制

都市整備対策部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し又は発生するおそれがある場合は、「上下水道BCP」に基づき対策部等の設置を行う。

第2節 被害状況の調査

都市整備対策部は、「上下水道BCP」に基づき、以下の被害調査を実施する。

- (1) 浄水場、配水池等の被災調査
- (2) 配水管路網の被災調査

第3節 応急給水対策

都市整備対策部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故対策本部等と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

第1 応急給水計画の作成

- (1) 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
- (2) 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- (3) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
- (4) 乙訓消防組合との連絡を密にし、消防水利の確保ができるよう計画する。

第2 応急給水の実施

- (1) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- (2) 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。

第4節 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- (1) 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧工事は、工事業者等に工事要請を行う。

第5節 広報・広聴活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、事故対策本部において迅速かつ正確な広報・広聴活動を実施する。

1 事故対策本部の広報への情報提供

都市整備対策部は、定期的に事故対策本部に広報用情報の提供を行う。
提供する情報は以下のとおりとする。

(1) 被災情報

ア 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。

イ 断水情報についても、同様とする。

(2) 応急給水情報

応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。

(3) 復旧情報

断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

2 都市整備対策部による広報活動

都市整備対策部による広報は、断水地域及び応急給水拠点での広報とし、次のとおり行う。

(1) 広報車による広報

広報車により、断水地域に対し、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

(2) 市ホームページ等による広報

断水地域及び応急給水地点においては、市ホームページ及び掲示板等を利用して、応急給水の場所・時間・方法等及び復旧状況、復旧見通しについて広報する。

第6節 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、都市整備部内及び本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府内市町村、他府県等に応援を要請する。

1 京都南部都市広域行政圏の市町への応援要請

京都南部都市広域行政圏の市町に対する応援要請は、次の事項を明確にし、連絡体制（別図）に基づき、市長又は都市整備対策部長が実施する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

2 府内の水道事業者への応援要請

「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

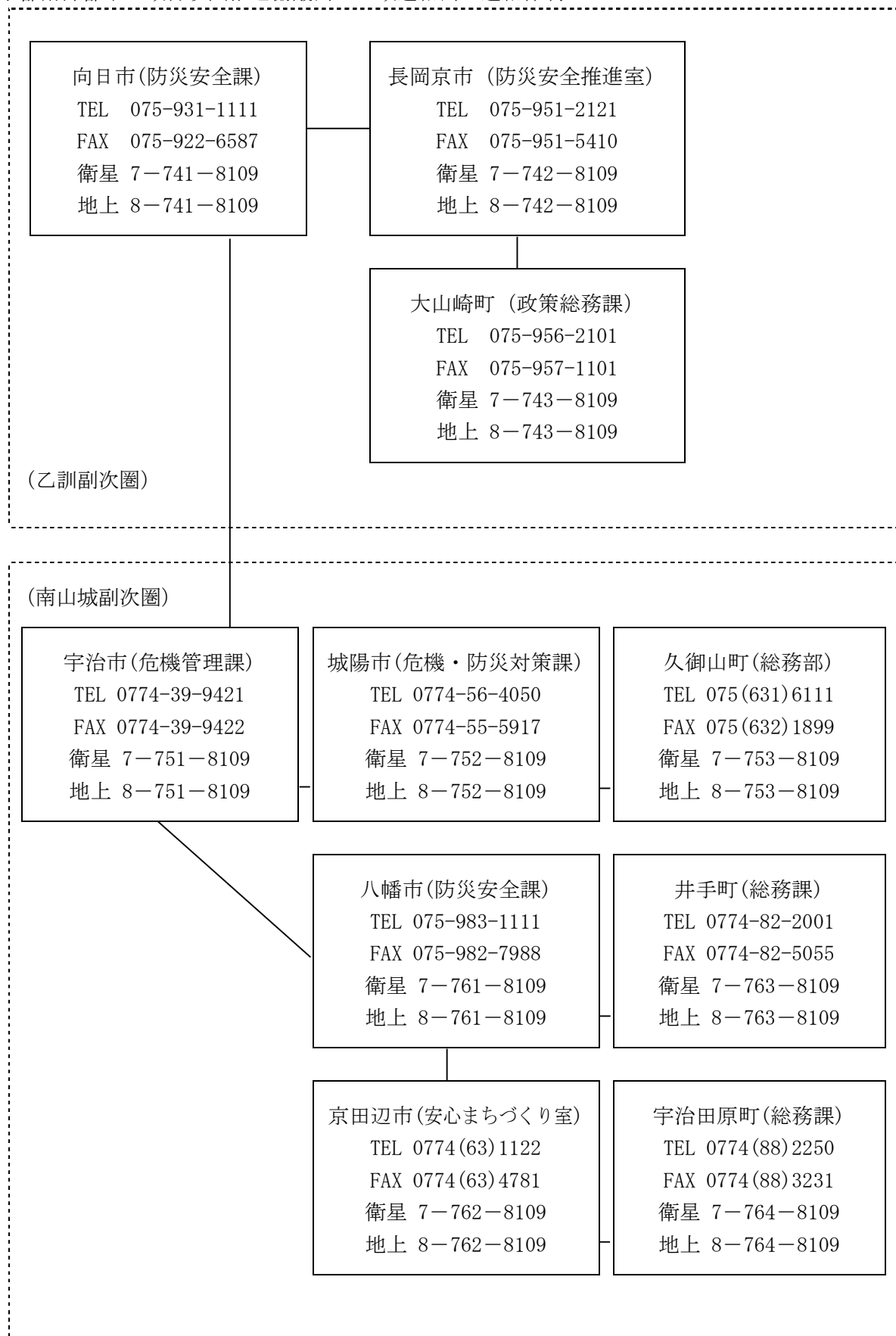
- (1) 災害の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時

(4) その他応援に必要な事項

3 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして府へ要請を依頼する。

府は、一般対策編 第2編 第3章 第7節「広域応援体制の整備計画」に基づき応援を要請する。



第4編 災害復旧計画

広域断水事故の災害復旧計画は、一般対策編 第4編に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 復旧事業計画の作成

向日市は、関係防災機関と協力し、発生原因を考慮して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に復旧するよう努める。

第2 復旧完了予定時期の明示

広域断水事故発生時における水道施設の復旧は、復旧事業計画をもとに実施する。

- (1) 都市整備対策部は、被害状況により、市指定給水装置事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。
- (2) 都市整備対策部は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

事故対策編

原子力災害対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

向日市においては、福井県内の関西電力株式会社 大飯発電所及び高浜発電所から 60 km 以上（市役所まで両地点とも約 66 km）離れており、「原子力施設から概ね 30 km」を目安とする緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）の圏外となり、屋内退避及び安定ヨウ素剤の配布などについては、今後の国等における議論を見守る必要がある。

本市としては、国が求める原子力災害計画の策定義務はないが、国や京都府などの動向を踏まえ、向日市として取り組むべき原子力災害対策を「原子力災害から市民を守るための対応」、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」の 2 つの柱に分類し、取り組みを進めていく。

第 2 章 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行う。

第 3 章 関係防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力発電所事故に関し関係防災機関が処理すべき事務又は業務は、「一般対策編 第 1 編 第 1 章 第 2 節」に定めるところによるほか次のとおりとする。

- 1 向日市
 - (1) 関係市町への応援
 - (2) 広域一時滞在の受け入れ
 - (3) 原子力災害情報の収集と伝達・周知
 - (4) 屋内退避の指示及び勧告
 - (5) 京都府の環境放射線モニタリングの観測結果の活用
 - (6) 原子力防災に関する知識の普及・啓発

- 2 京都府

- (1) 広報及び教育・訓練
- (2) 通信連絡網の整備
- (3) 観測施設及び緊急時医療施設の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 防護資機材及び防護対策資料の整備
- (6) 府災害対策本部等の設置
- (7) 災害状況の把握及び伝達等
- (8) 放射性物質による汚染状況調査
- (9) 住民の避難（広域輸送）及び立入制限等
- (10) 被ばく者の診断及び措置
- (11) 汚染飲食物の摂取制限等
- (12) 緊急輸送及び必需物資の調達
- (13) 放射性汚染物質の除去
- (14) 時限措置の解除
- (15) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (16) 関係市町の原子力防災に対する指示及び指導助言
- (17) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

3 関西電力株式会社

- (1) 原子力発電所の安全性の確保
- (2) 防災上必要な社内教育及び訓練の徹底
- (3) 環境条件の把握及び資料の提供
- (4) 防災活動体制の整備
- (5) 防災業務設備の整備
（放射線（能）の観測設備機材、通信連絡設備、放射線防護機材、消防救助用機材等）
- (6) 連絡通報体制の整備
- (7) 汚染拡大防止措置
- (8) 原子力事業者防災業務計画に基づく必要な業務の実施
- (9) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置
- (10) 府及び関係市町の実施する原子力防災に対する積極的な全面協力

第2編 原子力災害対策

本市は、U P Z 30 キロ圏よりさらに 30 km以上離れているが、放射性プルーム（気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団）による低線量の被ばくの可能性があるために、「原子力災害から市民を守るための対応」を行う。

放射性プルームによる被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への屋内退避、放射線の遮へい効果の高い場所への屋内退避及び放射性プルームに遭遇する場所からの避難が有効である。

原子力発電所の事故が起こった場合は、市民は屋内退避に努め、放射性プルームの拡散状況の発表などの情報入手に心がけるものとする。

また、市も国、府からの情報などを精査して、市民へ情報提供を行い、市民の正しい避難行動に繋げる。

第1章 福井県内の原子力発電所で事故が発生した場合の対応

- 1 事故の規模や放射性プルームの拡散状況など詳細が判明し、安全が確認されるまでは、自宅などの屋内退避に努めるものとする。
- 2 授業中及び保育中に事故が発生した場合は、児童等を速やかに屋内へ退避させ、情報収集にあたるものとする。
- 3 市は、空間放射線量測定器を活用して、市内における放射線量の測定を行うものとする。
- 4 屋内退避の指示及び勧告については、国や京都府の指示により行うが、その数値に達するおそれがあると市が独自に判断した場合にも、屋内退避勧告を行う。
- 5 市は、原子力災害の情報について、国や府からの情報、独自調査の情報等を市ホームページ、広報車などを活用して市民への周知を行う。
- 6 屋内退避の指示及び勧告を行う場合は、市ホームページ、エリアメール・緊急速報メール、広報車などを活用する。
- 7 屋内退避においては、窓を閉めるなど建屋の気密性を高めるものとする。
- 8 食品の汚染等の心配がある場合は、関係機関と連携し必要な措置を行う。
- 9 安定ヨウ素剤の服用については、国及び京都府が今後定める指針等を参考にして対処する。

第2章 原子力防災に関する知識の普及・啓発と教育の推進

第１ 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に、市、国及び府等が講ずる対策の内容に関すること
- 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- 7 災害時要配慮者への支援に関すること
- 8 緊急時にとるべき行動
- 9 避難所での運営管理、行動等に関すること

第２ 原子力防災に関する教育の推進

市は、教育機関、自主防災組織等との密接な連携のもと、原子力防災に関する教育を推進する。

第3編 広域一時滞在

東日本大震災から学んだ教訓として、他市町村へ一時的に避難（広域一時滞在）を行わなければならない事態を想定し、「原子力災害を含む災害による避難者の受け入れ体制の整備」をする必要がある。

国においても、平成24年6月の災害対策基本法の改正を行い、広域避難者の受け入れを義務付けた。よって、本市が被災を受け避難所を開設している場合などを除き、被災住民の受け入れについて京都府の原子力災害に係る広域避難要領に基づき実施するものとする

なお、この対応は原子力災害だけでなく、集中豪雨、津波などにより、市町村の避難施設が使用できない場合においても同様の対応とする。

第1 市役所機能の受入れ方針

被災市町村の市役所機能を全て本市の公共施設で受け入れるのは、施設の規模等を考慮すると難しい。

そこで、本市で被災住民を受け入れた場合に被災住民との連絡機能をはたす出張所等として、一時滞在の期間（目安として2か月を上限）を目処として、使用できる場所を提供する。

第2 被災住民の受入れ方針

- 1 仮設住宅等仮の住まいが決まるまでの間の一時的な滞在場所として、市民体育館や競輪場等の公共施設の提供を行う。

なお、受け入れ施設の管理を指定管理者が行っている場合は、非常時における対応について協定を結んでおくなど、事前に対策を講じておくものとする。

【提供場所】

施設名	収容人数（面積）
市民体育館	1,600人（5,280㎡）
永守重信市民会館	200人（827㎡）
府立向陽高等学校 体育館	250人（850㎡）
老人福祉センター（桜の径）	150人（660㎡）
勝山中学校 体育館	100人（729㎡）
西ノ岡中学校 体育館	100人（776㎡）
寺戸中学校 体育館	100人（720㎡）

※（ ）は各部屋の面積

※ 中学校・高等学校については、体育館の面積を端数処理した数値

なお、受け入れ人数については、災害の規模、事前の協定等により市長が必要と判断した場合は、最大で4,000人以内（1坪2人）の人数までの受け入れを行う。

2 受入れ期間

被災者の安定した住環境の確保が急がれることから、広域一時滞在については、仮設住宅等へ移行するまでの２か月程度の期間を受入れの目安とする。

事故対策編

その他の事故対策計画

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

この計画は、事故対策編で掲げる事故以外により、広域的に発生した建物の大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団に発生する集団食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故及び、発生のおそれがある場合は、事故対策計画及び、向日市地域防災計画（一般対策編）に基づき運用するものとする。

向日市地域防災計画

【資料 編】

向日市地域防災計画（資料編）目次

1 共通資料

資料 1-1	向日市防災会議条例	1- 1
資料 1-2	向日市防災会議委員・幹事名簿	1- 3
資料 1-3	向日市災害対策本部条例	1- 4
資料 1-4	災害弔慰金の支給等に関する条例	1- 5
資料 1-5	向日市災害見舞金等給付規則	1- 8
資料 1-6	乙訓二市一町(向日市、長岡京市、大山崎町)消防防災相互応援協定	1-10
資料 1-7	淀川水系の情報共有に関する協定書	1-11
資料 1-8	災害時等の応援に関する申し合わせ	1-14
資料 1-9	京都府広域消防相互応援協定書	1-16
資料 1-10	京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定	1-28
資料 1-11	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	1-29
資料 1-12	災害対策基本施行令第 22 条に基づく協定	1-30
資料 1-13	緊急警報放送の要請に関する覚書	1-31
資料 1-14	市町村における緊急警報放送の放送要請手続について	1-33
資料 1-15	災害時における相互援助協定	1-34
資料 1-16	災害時等における医療救護活動についての協定書	1-35
資料 1-17	災害時における物資の供給協力に関する協定書	1-39
資料 1-18	災害時応急工事等の協力に関する業務基本協定書	1-42
資料 1-19	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	1-43
資料 1-20	災害時における向日市と向日市内郵便局間の相互協力に関する覚書	1-44
資料 1-21	分水協定書	1-45
資料 1-22	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	1-46
資料 1-23	水道施設の災害に伴う応援協定書	1-48
資料 1-24	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定	1-49
資料 1-25	災害発生時における物資の供給に関する協定書	1-53
資料 1-26	災害発生時における物資の供給に関する協定書	1-58
資料 1-27	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定	1-60
資料 1-28	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	1-64
資料 1-29	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	1-67
資料 1-30	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	1-68
資料 1-31	災害時における支援協力に関する協定書	1-72
資料 1-32	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	1-76
資料 1-33	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	1-80
資料 1-34	災害時における避難所の相互利用に関する協定書	1-84
資料 1-35	災害時における輸送業務に関する協定	1-87
資料 1-36	京都南部都市災害時相互応援協定書	1-89
資料 1-37	災害時における避難所等施設利用に関する協定	1-91
資料 1-38	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	1-93
資料 1-39	向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業補助規則	1-95
資料 1-40	福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ	1-97

資料 1-41	京都市及び向日市「新市街地ゾーン」地域防災に関する協定	1-99
資料 1-42	水害時における一時避難場所としての使用に関する協定	1-103
資料 1-43	向日市浸水防除に係る資機材貸与及び活動費助成要綱	1-105
資料 1-44	自主防火防災組織規約	1-106
資料 1-45	向日市防災協力農地登録制度実施要綱	1-109
資料 1-46	向日市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	1-112
資料 1-47	災害時における物資の供給に関する協定書	1-114
資料 1-48	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	1-118
資料 1-49	災害時等における緊急放送に関する協定書	1-122
資料 1-50	災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書	1-123
資料 1-51	災害時における情報提供に関する協定書	1-128
資料 1-52	向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書	1-131
資料 1-53	災害時における福祉用具等の供給等の協力に関する協定書	1-139
資料 1-54	災害時等における無人航空機の運用に関する協定書	1-142
資料 1-55	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	1-145
資料 1-56	災害時における物資の供給に関する協定書	1-147
資料 1-57	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	1-149
資料 1-58	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書	1-152
資料 1-59	災害時における情報発信等に関する協定書	1-154
資料 1-60	水害時における一時避難場所としての使用に関する協定書	1-156
資料 1-61	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	1-158
資料 1-62	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	1-162
資料 1-63	災害時における放送等に関する協定	1-166
資料 1-64	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	1-168
資料 1-65	災害時における物資の供給等に関する協定書	1-170
資料 1-66	損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	1-175
資料 1-67	災害時における物資の供給に関する協定書	1-177
資料 1-68	災害時における物資の供給に関する協定書	1-180
資料 1-69	災害時における応急対策業務に関する協定書	1-183
資料 1-70	災害時における車両貸与等に関する応援協定書	1-188

2 別表

資料 2-1	向日市内官公署等所在地一覧表	2- 1
資料 2-2	府下市町村の電話番号及び所在地	2- 3
資料 2-3	消防本部の所在地及び電話番号	2- 4
資料 2-4	指定行政機関・指定公共機関等一覧表	2- 5
資料 2-5	災害対策本部の業務分掌	2- 8
資料 2-6	指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧	2-11
資料 2-7	被害程度の認定基準	2-16
資料 2-8	災害救助法による救助の方法、程度、期間等	2-19
資料 2-9	乙訓消防組合職員動員計画	2-23
資料 2-10	京都府衛星通信系防災情報システム構成図	2-28
資料 2-11	防災系非常通信経路	2-29
資料 2-12	「いろは呑龍トンネル」貯留管情報連絡系統図	2-30
資料 2-13	小畑川水防警報・水位情報の連絡系統図	2-30
資料 2-14	桂川下流洪水予報・桂川水防警報・日吉ダム放流情報の連絡系統図	2-31
資料 2-15	主な災害用備蓄物資	2-32
資料 2-16	向日市上下水道協同組合加盟業者	2-33
資料 2-17	向日市財政援助団体	2-33
資料 2-18	応急復旧工事に用いる備蓄資材	2-33
資料 2-19	じん芥収集車台数	2-33
資料 2-20	し尿収集車業者保有台数	2-33
資料 2-21	乙訓環境衛生組合処理施設の現況	2-34
資料 2-22	消防職員	2-34
資料 2-23	向日市消防団	2-34
資料 2-24	消防車両	2-35
資料 2-25	公用車保有状況	2-35
資料 2-26	災害応急対策関係の標識等	2-36
資料 2-27	災害対策基本法施行規則に定める通行規制標識	2-37
資料 2-28	消防警鐘信号	2-38
資料 2-29	水防信号	2-39

3 様式

資料 3-1	概略情報報告書	3- 1
資料 3-2	災害報告及び対策処理票	3- 2
資料 3-3	災害概況即報書（災害対策本部用）	3- 3
資料 3-4	災害概況即報書（京都府提出用）	3- 4
資料 3-5	被害状況報告（1）	3- 7
資料 3-6	被害状況報告（2）	3- 8
資料 3-7	災害危険箇所調査票	3- 9
資料 3-8	緊急車両等確認申請書	3-10
資料 3-9	標章及び緊急通行車両確認証明書	3-11
資料 3-10	緊急通行車両等事前届出書	3-12
資料 3-11	自衛隊災害派遣要請様式	3-13
資料 3-12	自衛隊災害撤収要請様式	3-14

資料 3-13	土砂災害等の被害状況報告	3-15
資料 3-14	河川災害状況報告	3-15
資料 3-15	通行規制報告	3-16
資料 3-16	被災宅地危険度判定関係様式	3-17
資料 3-17	災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況報告	3-24
資料 3-18	り災証明関係書類	3-25
資料 3-19	救援物資管理表	3-29
資料 3-20	避難情報報告書	3-30
資料 3-21	避難情報伝達様式	3-31

1 共通資料

向日市防災会議条例

昭和 40 年 7 月 24 日

条例 第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項に基づき、向日市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 向日市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 京都府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 乙訓消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 防災会議を円滑にするため、市長が必要と認め委嘱又は任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、乙訓消防組合の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、防災会議の委員の属する機関等の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。
(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 29 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 30 日条例第 8 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 21 日条例第 4 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-2

向日市防災会議委員・幹事名簿

1 向日市防災会議委員

○会長 向日市長

条 例	職 名	備 考
第2号	京都府山城広域振興局副局長兼乙訓調整監 京都府乙訓保健所長 京都府乙訓土木事務所長	
第3号	京都府向日町警察署長	
第4号	向日市副市長	
第5号	向日市教育長	
第6号	向日市消防団長	
第7号	乙訓消防組合 消防長 乙訓消防組合 向日消防署長	
第8号	N T T 西日本（株）京都支店設備部長 西日本旅客鉄道（株）長岡京駅長 関西電力送配電（株）京都本部京都配電営業所長 大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長 日本郵便（株）向日町郵便局長	
第9号	自主防災組織代表	
第10号	市議会議長 市議会建設環境常任委員長 区長会長 農家組合長会長 乙訓医師会理事 市民代表 向日市社会福祉協議会会長	

2 向日市防災会議幹事名簿

所 属	職 名	備 考
日本郵便（株）向日町郵便局	総務部長	
京都府山城広域振興局	乙訓地域総務防災課長	
京都府乙訓保健所	企画調整課長	
京都府乙訓教育局	局次長	
京都府乙訓土木事務所	河川砂防課長	
京都府向日町警察署	警備課長	
向日市教育委員会	教育部長	
乙訓消防組合消防本部	警防課長	
乙訓消防組合向日消防署	副署長	
向日市役所	ふるさと創生推進部長	
〃	総務部長	
〃	環境産業部長	※ 幹事長
〃	市民サービス部長	
〃	都市整備部長	
〃	教育部長	
〃	危機管理監	
西日本旅客鉄道（株）長岡京駅	副駅長	
関西電力送配電（株）京都本部	京都本部コミュニケーション副長	
大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部	導管計画チームマネジャー	
N T T 西日本（株）京都支店	災害対策室次長	

向日市災害対策本部条例

昭和 40 年 7 月 24 日

条例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、向日市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 9 月 29 日条例第 20 号)

この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日

条例 第 16 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害障がい見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）

第 5 章 補則（第 16 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障がい見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖

父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障がい見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障がい見舞金の支給

(災害障がい見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という）に対し、災害障がい見舞金の支給を行うものとする。

(災害障がい見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障がい見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障がい見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000 円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項かつこ書きの場合は、5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 補則

(災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第 16 条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

向日市災害見舞金等給付規則

昭和 50 年 12 月 25 日

規則 第 47 号

(目的)

第 1 条 この規則は、向日市内において暴風、豪雨、洪水、地震、落雷その他異常な自然現象又は火災による被害（以下「災害」という。）を受けた者に対し、災害見舞金等を給付し、自立更生の助長促進の一助とすることを目的とする。

(給付の種類等)

第 2 条 災害見舞金等の種類は、次のとおりとし、災害の程度に応じ、別表に定めるところにより給付するものとする。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害見舞金
- (3) 災害見舞品

2 別表に規定する災害の程度（死亡及び重傷を除く。）は、官公署等の資料に基づきその程度を決定するものとする。

(給付の対象)

第 3 条 前条に規定する給付は、現に向日市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者が、向日市内において、別表に定める程度の災害を受けた場合を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず市長が特別の理由があると認めたときは、災害見舞金等を支給することができる。

3 災害弔慰金は、災害を受けた者の遺族に対し給付し、災害見舞金及び災害見舞品にあつては、世帯主（重傷に係る災害見舞金にあつては本人）に対し給付するものとする。

(給付を受ける遺族)

第 4 条 災害弔慰金の給付を受けることのできる遺族は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、本人の死亡当時、事実上の婚姻関係にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 災害弔慰金の給付を受ける遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者と生計を同じくしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とする。
- (3) 前 2 号の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 前項に定めるところにより同順位の遺族が 2 人以上ある場合は、当該遺族が選任した 1 人に対して給付するものとする。

(給付の制限)

第 5 条 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合は、同法の規定により救助が行われた災害に係る見舞金等は、支給しない。

2 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 16 号）の規定により、同条例に定める災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受けることができる者には、死亡及び重傷に係る災害見舞金等は、支給しない。

3 災害の発生につき、本人の故意又は重大な過失が認められる場合は、災害見舞金等の全部又は一部を支給しない。

(給付の返還)

第 6 条 市長は、虚偽その他不正な手段により災害見舞金等の給付をうけた者があるときは、その給

付の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 (平成6年5月24日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日規則第23号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表

災害見舞金等給付基準表

	災害の程度	給付額等	給付単位
災害弔慰金	死亡	20万円	1人当り
災害見舞金	重傷 (療養に要する日数が1月以上)	7万円	1人当り
	家屋が全焼、全壊、流失した場合	自家13万円 借家7万円	1世帯当り
	家屋が半焼、半壊、土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない等の場合	自家7万円 借家4万円	1世帯当り
	家屋が床上浸水等の場合	2万円	1世帯当り
	上記の災害の程度にいたらない場合で、市長が特別の事由があると認めたとき	2万円以内	1世帯当り
災害見舞品	災害により家財道具の損失等により応急の日常必需品を欠く場合	災害の実情に応じて給付	1世帯当り

※ 家屋とは、現実に居住のために使用されている建物(併用住宅を含み、応急仮設住宅を除く。)をいう。

乙訓二市一町（向日市、長岡京市、大山崎町）消防防災相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、向日市、長岡京市、大山崎町（以下「協定市町」という。）の消防防災相互応援について定めるものとする。

（応援の対象）

第2条 相互応援は、火災その他災害及び消防訓練を対象とする。

（応援要領）

第3条 応援は、次に掲げる場合において、消防団等（以下「応援隊」という。）を派遣されるものとする。

- （1）災害発生地の市町村長等から要請されたとき
- （2）協定市町の境界線付近の火災等を認知したとき
- （3）協定市町合同の消防訓練に出動するとき

（指揮）

第4条 応援隊の指揮は、消防長又は消防署長が行う。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、次に掲げる区分によって負担するものとする。

- （1）応援側の負担

ア 応援隊が使用した消防機械器具の小破損の修理、機関の燃料、消防団員の諸手当及び被服補償等についての諸経費

イ 応援隊員の死傷に伴う公務災害補償、消防賞じゅつ金（応援市町において定める公務災害補償金及び消防賞じゅつ金とする。）及び弔慰金等の諸経費

ウ 交通事故等における一般人の死傷に伴う損害賠償その他の諸経費

- （2）受援側の負担

応援活動のため、やむを得ない理由により、応援隊が建物施設等に必要な措置を講じた場合の損失補償及び消防機械器具の重大な破損の修理に要する諸経費

- 2 前各号に掲げる経費以外の負担については、そのつど協定市町が協議の上、定めるものとする。（協議）

第6条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町が誠意をもってそのつど協議の上、定めるものとする。

（実施の細目）

第7条 この協定に定めるものを除くほか、この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1カ月前に、協定市町のいずれからこの協定の改正又は廃止の意思表示がないときは、さらに1年間有効期限を延長するものとし、事後この例による。
- 3 この協定の有効期間中であっても協定市町が協議の上この協定を改正することができる。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、協定市町長記名押印の上各自1通を保有する。

平成13年4月1日

向日市長 ㊟

長岡京市長 ㊟

大山崎町長 ㊟

淀川水系の情報共有に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長（以下「甲」という。）と向日市長（以下「乙」という。）は、水文情報、映像情報及び河川管理施設情報など淀川水系に関する情報（以下「水系情報」という。）を甲と乙との間で共有することについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が収集・処理した水系情報を甲と乙との間で共有し、相互に利用することにより、また必要に応じて住民等に提供することにより、災害による被害の軽減と淀川水系の円滑な管理に資することを目的とする。

（共有する水系情報）

第2条 共有する水系情報は、別紙のとおりとする。ただし、その詳細については、甲及び乙の今後の施設の整備等を踏まえ、その都度調整するものとする。

2 情報共有は常時行うものとする。

3 共有した水系情報は、第1条の目的に使用するものとし、それ以外の目的には使用しないものとする。

4 甲及び乙は、提供する水系情報が適切でないと判断した場合には、その一部又は全部の提供を停止することができる。

5 本協定の締結後に提供する水系情報に変更が生じる場合には、適宜甲及び乙で協議を行い、別紙の内容を見直すものとする。

（共有した情報の第三者への提供）

第3条 共有した水系情報を住民等の第三者に提供する場合には、情報提供元の下承を得るものとする。

2 第三者への情報提供の責任は、情報を提供する者が有する。

（共有した情報の責任）

第4条 甲及び乙は、情報共有によって入手した情報に起因する支障について、乙又は甲の責任を問わない。

2 甲から乙に提供される情報は、リアルタイムデータが主であり、近畿地方整備局で用いる公称値とは異なり、かつ後日、値を修正することがある。

（設備の設置・維持管理）

第5条 本協定に基づく施設の設置・維持管理の責任分界点は、別図のとおりとする。

2 責任分界点から甲側の設備の設置は甲が、乙側の設備の設置は乙が行うものとし、設置及び維持・管理に要する費用は施設を設置した者が負担するものとする。

3 甲及び乙は、互いの相手方及び第3者に損害を与えないよう、本協定に基づく設備の設置、維持管理を行うものとする。

万一、相手方及び第三者に損害を与えた場合は、甲又は乙の責任において一切を解決するものとする。

4 甲又は乙の敷地内に設置する設備の設置場所を提供するための費用及び設備を運用するための費用（電気料金等）は、設備の設置されている敷地管理者の負担とする。

（セキュリティ対策）

第6条 甲及び乙は、双方の情報資産を不正なアクセス等から保護するため、情報資産へアクセス制御、ネットワーク制御、ネットワーク管理、ファイヤーウォールの設置等の必要な対策を実施するものとする。

(設備の障害時等の取り扱い)

第7条 甲及び乙は、設備の障害等を発見した場合、情報セキュリティ侵害を発見した場合又は維持管理のために設備の一時停止を行う場合には、事前に相手方に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、事後報告で良いこととする。

(意見交換)

第8条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、共有した情報及びその活動状況等について随時意見交換を行うとともに、必要に応じ共有する情報及びそのあり方について見直しを図るものとする。

(協議事項)

第9条 本協定書に記載のない事項が発生した場合及び記載内容に疑義が生じた場合には、甲及び乙で協議を行うものとする。

(協定の改廃等)

第10条 本協定の有効期限は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれからでも、本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし当該期間が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月1日

甲 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長

乙 向日市長

別紙 共有する情報（協定書第2条関係）

◇淀川河川事務所が提供する情報

【河川管理用水文情報】

- ・テレメータ雨量データ、テレメータ水位データ
- ・テレメータダム諸量
- ・レーダ雨量データ

【河川管理用映像情報】

- ・河川管理用カメラ映像の内、配信可能なもの

【河川管理施設情報】

- ・樋門データの内、配信可能なもの

◇向日市から提供する情報

【河川管理用水文情報】

- ・テレメータ雨量データ、テレメータ水位データ

【河川管理用映像情報】

- ・河川管理用カメラ映像の内、配信可能なもの

【河川管理施設情報】

- ・樋門データの内、配信可能なもの

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と向日市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 1 向日市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 2 向日市災害対策本部が設置された場合
- 3 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 1 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 2 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 3 災害に係る専門家の派遣
- 4 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 5 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 6 通行規制等の措置
- 7 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 26 年 7 月 7 日

甲 近畿地方整備局長

乙 向日市長

京都府広域消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）の規定に基づき、大規模災害及び特殊災害等が発生した場合における京都府内の市町村及び消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う消防の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、災害の発生した市町村等の消防力及び当該市町村等と消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御困難な災害とする。

(応援の要請)

第3条 応援の要請は、災害の発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長又は消防長（以下「要請市町村等の長」という。）が、次に掲げる事項を明確にして他の市町村等の長又は消防長に対し、行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び状況
- (3) 必要とする人員、車両、回転翼航空機（以下「ヘリコプター」という。）及び資器材等の種別並びに数量
- (4) その他必要な事項

2 応援の要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長又は消防長（以下「応援市町村等の長」という。）が要請を受諾した場合、要請市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援の場所及び集結場所
- (2) 現場最高指揮者の職、氏名及び無線局名
- (3) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町村等の長は、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲において必要な応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援を行う消防隊等（以下「応援隊」という。）を派遣するときは、応援に関し必要な事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援の要請に応じることができない場合は、その旨を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 要請市町村等の長は、所属の消防職員又は消防団員を誘導員として応援隊の集結場所に待機させ、応援隊の誘導を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(報告)

第7条 要請市町村等の長は、災害活動の終了後、災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援活動の終了後、応援活動の結果を要請市町村等の長へ報告するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。ただし、ヘリコプターによる応援に係る費用については、別に定めるものがある場合、それによることができるものとする。

- (1) 応援市町村等が負担する経費
 - ア 応援隊員の出動にかかる諸手当、車両等の燃料費その他の経常的経費
 - イ 応援隊員の死傷による公務災害補償費
- (2) 要請市町村等が負担する経費
 - ア 現地で調達した、車両等の燃料費及び化学消火薬剤等の資器材費
 - イ 応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (3) 前2号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村等と要請市町村等が協議のうえ、決定するものとする。

(代表消防機関等)

第9条 この協定の円滑な運用を図るため、市町村等を別表に掲げるブロックに区分し、代表消防機関及び各ブロックにブロック幹事消防本部（以下「代表消防機関等」という。）を定めるものとする。

- 2 代表消防機関等は、必要に応じて市町村等間の応援に係る連絡調整を行うものとする。

(代表消防機関等への通報)

第10条 要請市町村等の長は、応援の要請を行ったときは速やかに当該要請市町村等が属するブロックのブロック幹事消防本部の消防長及び京都府へその旨を連絡するものとする。

- 2 前項により連絡を受けたブロック幹事消防本部の消防長は、遅滞なく代表消防機関の消防長へその旨を連絡をするものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市町村等がその都度協議のうえ、これを決定するものとする。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、市町村等が協議のうえ、行うものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、市町村等は、締結合意書に記名押印のうえ、この協定を締結した者（以下、この条において「締結者」という。）の数と同数のこの協定書の正本を作成し、各締結者で各1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定の施行に伴い、平成19年3月12日に締結した「京都府広域消防応援協定書」は廃止する。

令和2年3月27日

京都市長 福知山市長 舞鶴市長 綾部市長 宇治市長 宮津市長 亀岡市長 城陽市長
向日市長 長岡京市長 八幡市長 京田辺市長 京丹後市町 南丹市長 木津川市長 大山
崎町長 久御山町長 井手町長 宇治田原町長 笠置町長 和束町長 精華町長 南山城村
長 京丹波町長 伊根町長 与謝野町長 京都中部広域消防組合管理者 宮津与謝消防組合
管理者 乙訓消防組合管理者 相楽中部消防組合管理者

別表（第9条関係）

ブロック		市町村等
北部 ブロック		・舞鶴市（○舞鶴市消防本部） ・福知山市（福知山市消防本部） ・綾部市（綾部市消防本部） ・宮津市、伊根町、与謝野町（宮津与謝消防組合消防本部） ・京丹後市（京丹後市消防本部）
		・京都市（◎京都市消防局）
南部 ブロック	第1 ブロック	・宇治市（○宇治市消防本部） ・城陽市（城陽市消防本部） ・八幡市（八幡市消防本部） ・京田辺市、井手町、宇治田原町（京田辺市消防本部） ・久御山町（久御山町消防本部）
	第2 ブロック	・向日市、長岡京市、大山崎町（○乙訓消防組合消防本部） ・亀岡市、南丹市、京丹波町（京都中部広域消防組合消防本部） ・木津川市、笠置町、和束町、南山城村（相楽中部消防組合消防本部） ・精華町（精華町消防本部）

備考 ◎は代表消防機関を、○はブロック幹事消防本部を表す。

京都府広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、京都府広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請前の事前連絡)

第2条 協定第3条第1項に規定する応援要請のうち、ヘリコプターによる応援の要請が必要となる場合は、別表第1に掲げる事前連絡基準に基づき、京都市消防局消防航空隊に対して、電話により事前連絡するものとする。

(応援の要請)

第3条 協定第3条第1項に規定する応援の要請は原則として電話により行うものとし、事後速やか第1号様式の応援要請書をファクシミリにより送付するものとする。

2 ヘリコプターによる応援を要請する場合における通報は、協定第3条第2項第1号及び第2号に定めるほか、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 離発着可能な場所
- (2) 給油体制
- (3) 離発着場における資器材の準備状況
- (4) 他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (5) 他の消防本部に対する応援ヘリコプターの要請状況
- (6) 気象状況
- (7) 誘導方法

3 第1項の応援の要請を行う場合で、ヘリコプターによる救急搬送が必要となるときは、当該要請と併せて第2号様式のヘリコプターによる救急搬送連絡票（以下「連絡票」という。）を京都市消防局消防航空隊及び同局指令センターにファクシミリにより連絡するものとする。この場合において、連絡票は、参考資料に基づき作成するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第4条第2項の規定に基づく通報は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 出発時刻
- (2) 派遣人員
- (3) 車両、資器材等の種別及び数量
- (4) 応援隊の長の職・氏名
- (5) 到着予定時刻
- (6) その他必要な事項

(報告)

第5条 協定第7条に規定する報告は、次の各号に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 要請市町村等の長が、応援市町村等の長に対して行う災害報告は、第3号様式及び第4号様式により行うものとする。
- (2) 応援市町村等の長が、要請市町村等の長に対して行う活動結果報告は、第5号様式により行うものとする。

(応援要請連絡一覧表)

第6条 応援の要請を迅速かつ的確に行うため市町村等を管轄する消防本部は、別表第2によりあらかじめ相互に連絡するものとし、記載内容に変更が生じたときは速やかに他の市町村等を管轄する消防本部に連絡するものとする。

(代表消防機関)

第7条 協定第9条第2項に規定する代表消防機関の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市町村等との連絡調整
- (2) 京都府との連絡調整及び情報交換
- (3) 応援時における協議等
 - ア 要請市町村等との応援要請に関する協議
 - イ 応援市町村等との協議
 - ウ 要請市町村等と応援市町村等間の連絡調整
 - エ その他必要な事項
- (4) その他必要な事項

(連絡会議)

第8条 市町村等は、協定の適正な運用を図るため必要の都度連絡会議を開くものとする。

(その他)

第9条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、市町村等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、令和２年４月１日から施行する。

号
年 月 日

殿

向日市長 印

応 援 要 請 書

京都府広域消防相互応援協定書第 3 条の規定に基づき下記のとおり応援を要請します。

記

① 災害種別	① 火災	② 救急	③ 救助	④ その他
② 災害発生日時	午前 年 月 日 時 分 午後			
③ 災害発生場所				
④ 災害の状況				
⑤ 応援の内容				
⑥ 必要とする人員並びに 車両、資機材等の種別及 び数量				
⑦ 応援の場所及び終結場 所				
⑧ 現場最高指揮者の職・ 氏名				
⑨ 無線局(主運用波)呼出 し名称	基地局		現場指揮者	
⑩ 離発着可能な場所	第 1 順位			
	第 2 順位			

⑪ 給油体制	給油の可否	可 ・ 否
	給油の方法	
	体制作りの 所要時間	
⑫ 離発着場所における資 機材の準備状況		
⑬ 他機関の航空機及びヘ リコプターの活動状況		
⑭ 他の消防本部に対する 応援ヘリコプターの要請 状況		
⑮ 気象状況	天候 風向 風力 M/S 視界 M	
⑯ 誘導方法		
⑰ その他		

注 1 ⑩～⑯については、ヘリコプターによる応援を要請する場合のみ記載すること。

2 災害発生場所の地水利図等、必要な図書を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

要請日時 年 月 日 午前・午後 時 分

ヘリコプターによる救急搬送連絡票

(発信先) 京都市消防局消防航空隊 FAX: 075-621-1683 京都市消防局消防指令センター FAX: 075-252-1190 [担当:]	(発信元) 担当課: TEL: 担当者: FAX:

1 ヘリ搬送の理由

2 傷病者情報

氏 名		性別	年齢	生年月日	年 月 日
		男・女			
住 所					
傷病名				バイタルサイン	
				意識	
				呼吸	回/分
医療処置				脈拍	回/分
				血圧	/mmHg
				SpO ₂	-%
特記事項	※ヘリ搬送中、容態変化の可能性があれば必要な対策について記載				

3 ヘリ活動情報

☐ 機体名	あたご (ユーロコプターAS365N)	コールサイン	きょうしょう ヘリ 1
☐ 機体名	ひえい (ユーロコプターAS365N)	コールサイン	きょうしょう ヘリ 2
搬送元 着陸場所	主運用波 1 開局無線 (コールサイン:)		
搬送先 着陸場所	主運用波 1 開局無線 (コールサイン:)		
【持込み医療機器】 ※ 器材名、重量、寸法、駆動方式を記載すること。 ※ 機内に AC 電源有り。			
搬送元 病院情報		搬送先 病院情報	
病院名: (科目:)		病院名: (科目:)	
☎ (連絡員:)		☎ (連絡員:)	
担当医:		担当医:	
【ヘリ搭乗者氏名】 ※ 転院搬送は必ず医師 1 名を搭乗させる。 ※ 原則傷病者の関係者は搭乗させない。		【その他】	

第 3 号様式（第 5 条関係）

災害報告 ー 1（概要表）		
No.	項 目	内 容
1	災害発生場所	
2	災害発生日時	年 月 日 時 分頃
3	災 害 概 要	
4	被 害 状 況	人的被害 死者 行方不明者 負傷者 名 名 名
		物的被害
5	出動車両及び人員	計 台（機）
		計 名
6	活動台数及び人員	計 台（機）
		計 名
7	活 動 概 要	

第4号様式（第5条関係）

災害報告 ー 2（応援活動概要）		
No.	項 目	内 容
1	災害発生場所	
2	災害発生日時	年 月 日 時 分
3	応援要請日時	年 月 日 時 分
4	応援消防機関	
5	応援開始日時 応援終了日時	出動 年 月 日 時 分 集結場所到着 月 日 時 分 引揚 年 月 日 時 分 帰署（所） 月 日 時 分
6	応 援 車 両 等 { 日別、種別、 数量 }	(活動台数) 計 台 (機)
7	応 援 人 員 { 日別、部隊別 }	(活動人員) 計 名
8	応 援 資 機 材 { 種別、数量 }	
9	応援活動概要	
10	特 記 事 項	

第5号様式（第5条関係）

災害報告 ー 3（応援活動概要）						
No.	項 目	内 容				
1	応援開始日時	出動	年	月	日	時 分
		集結場所到着		月	日	時 分
	応援終了日時	引揚	年	月	日	時 分
		帰署（所）		月	日	時 分
2	出 動 車 両 等 { 種別、数量 }	(活動台数) 計 台（機）				
3	応 援 人 員 { 隊 別 }	(活動人員) 計 名				
4	使 用 資 機 材 { 種別、数量 }					
5	活 動 概 況					
6	特 記 事 項					
7	消防機関名及び 指揮者名					

消防（防災）ヘリコプターの要請に係る事前連絡基準

【事前連絡基準作成の目的】

消防ヘリは要請を受けてから出動するまでに10～30分（飛行ルート確認、関係機関への通報、燃料補給、必要器材の選定・積み込み等）要するため、現場到着までの時間をできるだけ短縮できるよう、事案発生段階での各消防本部から消防航空隊への連絡基準を構築しておくもの。

区分	活動内容	事前連絡基準
消防分野	建物火災	●建物火災で隣棟へ延焼拡大の恐れがあるとき ●建物火災で飛火警戒が必要なとき ●炎上火災で上空から情報収集がひつようなとき ●延焼建物が以下に該当する場合 →到底用途防火対象物、興業、学校、建物密集地
	林野火災	●情報収集（赤外線映像含む） ●空中消火
	救助（山岳等）	●災害発生場所から判断して、長時間の搬送やピックアップ活動が予想されるとき（過去に長時間活動を実施した場所である場合など） ●通報内容に以下のキーワードがある場合 →「遭難」、「下山困難」
	救助（水難）	●河川や海岸部等で発生の水難事故を受信したとき ●通報内容に以下のキーワードがある場合 →「流された」、「河川転落」
	救急	●ドクターヘリでは対応できない転院搬送等 ●ドクターヘリの養成基準に該当するが、対応出来ない（出動中、夜間など）とき
		※ただし、 消防ヘリも夜間の活動には、一定制限有り

防災分野	自然	●孤立地域の情報を入手したとき ●洪水による浸水地域が発生したとき ●土砂災害が発生したとき ●地震による複数の火災又は建物の倒壊が発生したとき ●その他、各消防本部で必要と認めるとき（雪害含む）
		※必要に応じて航空隊から情報収集活動等の実施を打診することがある

※上記以外にも必要と判断される事案は、消防航空隊まで御連絡ください。

<連絡事項の例>

●事故状況 ●事故発生場所 ●負傷者の状況 ●消防隊情報 ●活動障害 ●気象状況

【連絡先】

・京都市消防局消防航空隊：075-621-1834（TEL）

075-621-1683（FAX）

・京都府消防保安課：075-414-4471（TEL）

（京都府への連絡は防災分野で消防ヘリが出動したときのみ）

京都市・乙訓消防組合・向日市消防相互応援協定

京都市長（以下「甲」という。）、乙訓消防組合管理者（以下「乙」という。）及び向日市長（以下「丙」という。）は、消防組織法の規定に基づく京都市、乙訓消防組合及び向日市の消防相互応援に関し、次のように協定する。

（相互応援）

第1条 京都市、乙訓消防組合及び向日市は、京都市及び向日市のそれぞれ他方の区域内において、火災又は救急事故若しくは救助事故（以下「災害」という。）が発生したときは、次の各号に定めるところにより相互に応援するものとする。

- (1) 京都市と向日市との境界付近で災害が発生した場合において、これを覚知したとき、又は応援の要請を受けたときは、当該災害の状況に応じ、必要と認める数の消防隊、救急隊若しくは救助隊（以下「消防隊等」という。）又は消防分団を派遣する。
- (2) 前号に掲げる地域以外の地域で災害が発生した場合において、災害の規模その他特別の事情により応援の要請を受けたときは、当該要請に応じ、必要と認める数の消防隊等を派遣する。

（応援隊の指揮）

第2条 前条の規定により派遣された消防隊及び消防分団（以下「応援隊」という。）の火災防御活動、救急活動及び救助活動の実施については、受援側の消防長が指揮するものとする。

（経費の負担）

第3条 応援に要した経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊員の諸手当、車両等の燃料費その他の経常的な経費及び応援隊員の公務災害に係る諸経費は、応援側の負担とする。
- (2) 受援地において発生した一般人の死傷及び建物、工作物の破損等の事故に対する補償費その他の経費は、原則として受援側の負担とする。
- (3) 前2号に掲げる経費のほか、必要な経費の負担については、甲乙丙協議のうえ、そのつど定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1箇月前までに、甲乙丙いずれからも改定又は廃止の意思表示がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第5条 この協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙丙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年4月1日

甲 京都市長 ㊟

乙 乙訓消防組合管理者 ㊟

丙 向日市長 ㊟

資料 1-11

災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の利用等に関して京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行第 22 条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 62 年 6 月 1 日

京都府知事 ㊟

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 ㊟

災害対策基本施行令第 22 条に基づく協定

(目 的)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき京都府知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

(通信の種類)

第 2 条 京都府知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

(申し込み及び承認)

第 3 条 京都府知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

(1) 使用する理由

(2) 通信の内容

(3) 発信者及び受信者

第 4 条 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたとき、その使用を承認するものとする。

(取扱順位)

第 5 条 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第 6 条 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

(通信の利用方)

第 7 条 京都府知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、も寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

(免 責)

第 8 条 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

(準用及びその周知)

第 9 条 京都府内の市町村長が法第 57 条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、京都府知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

附 則

1. この協定は昭和 62 年 6 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで有効とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに相方いずれからも別段の意志表示がないときは、次の 1 ヶ年間この協定は継続するものとする。その後においてもこの例による。
2. この協定の証として、協定書 2 通を作成し、双方がおのおの記名なつ印して、各自その 1 通を保管する。
3. 京都府知事と日本放送協会京都放送局長および株式会社京都放送社長との間に締結された「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」第 5 条の規定により、必要な事項について、当該放送機関に放送を要請する。

昭和 41 年 5 月 10 日

甲 京都府知事 ㊟

乙 日本放送協会京都放送局長 ㊟

株式会社 京都放送局長 ㊟

緊急警報放送の要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 41 年 5 月 10 日締結、以下「協定」という。）第 6 条に基づき、京都府知事（以下「甲」という。）と日本放送協会京都放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の協定の実施について、必要な事項を次のとおり定める。

（緊急警報放送要請の要件）

第 1 条 災害対策基本法第 57 条に基づく緊急警報放送の放送要請は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で多くの人命、財産を保護するため、避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に住民に対して周知する必要がある場合とする。

なお、緊急警報放送中に、次に掲げる事項について、放送要請することができるものとする。

- (1) 職員の動員命令の伝達
- (2) 災害時の混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか知事が特に必要と認めるもの。

（緊急警報放送要請の手続）

第 2 条 一時に多数の市町村からの放送要請にともなう混乱を防止するため、市町村（京都市長を除く。以下同じ。）からの緊急警報放送の要請については、原則として京都府知事から行うものとする。

2. 前項の例外措置として、市町村と府との通信途絶など特別の事情がある場合は、市町村長は放送機関に対して直接要請することができるものとする。

この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告すると共に、放送機関においては、市町村長の放送要請についてできる限り対応するものとする。

3. 緊急警報放送の要請をするときは、甲は、乙に対して予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施行期日等）

第 3 条 この覚書は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

この覚書の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

昭和 61 年 2 月 1 日

甲 京都府知事 ㊟

乙 日本放送協会京都放送局長 ㊟

番 号
平成 年 月 日

京都府知事 様

向日市長 ㊟

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1. 放送を求める理由

- (1) 避難勧告・指示のため
- (2) 各種予警報等の通知のため
- (3) その他 ()

2. 放送内容

3. 希望する放送日時

- (1) 即時
- (2) 日 時 分

4. 災害等の状況（災害の態様、日時、場所等）

5. その他

発信者 職 名
氏 名

連絡先

市町村における緊急警報放送の放送要請手続について

市町村長が、電波法施行規則第2条第1項第84の2号に定める緊急警報信号による災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合の手続は、次によるものとする。

1. 市町村長が、緊急警報放送の放送を要請する場合は、京都府知事と日本放送協会京都放送局長とが締結した緊急警報放送の要請に関する覚書（昭和61年2月1日締結、以下「覚書」という。）によるところとするが、放送要請に関する連絡の確実、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定める。

京都府の連絡責任者	京都府総務部消防防災課長
市町村の連絡責任者	あらかじめ京都府知事に届出した者

2. 京都府知事は、市町村の連絡責任者の届出があった場合は放送機関に通知するものとする。
3. 市町村長が緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等による放送要請の予告をした後、文書（別紙様式）により行うものとする。
ただし、緊急を要し、文書による要請をするいとまのない場合は、電話等により別紙に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。
4. 覚書2条第2項に基づき、市町村長から直接放送機関に要請する場合は、前記3に準じた手続によるものとする。

災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、大阪府摂津市と京都府向日市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 摂津市総務部総務課長
- (2) 向日市民生活部環境政策課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成7年8月1日から平成10年7月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

平成7年 8月 1日

摂津市長 ㊟

向日市長 ㊟

他都市との協定締結状況

締 結 市	締 結 日	連 絡 責 任 者
兵庫県豊岡市	平成7年 8月1日	豊岡市企画総務部総務課長
滋賀県近江八幡市	平成7年 9月18日	近江八幡市総務部総務課長
奈良県桜井市	平成7年 9月13日	桜井市市長公室企画課長
和歌山県有田市	平成7年 9月20日	有田市民生部福祉事務所長
福井県敦賀市	平成7年 10月23日	敦賀市総務部総務課長
岐阜県羽島市	平成8年 1月10日	羽島市総務部総務課長

災害時等における医療救護活動についての協定書

向日市、長岡京市、大山崎町及び乙訓消防組合（以下「甲」という。）と一般社団法人乙訓医師会（以下「乙」という。）は、災害時及び事故等における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市地域防災計画、長岡京市地域防災計画、大山崎町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び救急救助業務に基づき、災害時等における医療救護の万全を期するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、災害時等医療救護計画を別途策定し、これを甲に報告するものとする。

2 前項の災害時医療救護計画には、次の事項を定めておくものとする。

（1）医療救護班の編成・出動体制

ア 班の医師、看護師その他職種別構成

イ 班の地域別編成・出動体制

（2）地区医師会その他関係機関との連絡体制

（3）医薬品等の備蓄体制

（4）日常訓練

（5）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画等に基づき、必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、次の事項を示した文書又は必要に応じ電話等により行うものとする。

（1）災害発生時の日時及び場所

（2）災害の原因及び状況

（3）派遣を要する班数及び医薬品等

（4）派遣の期間

（5）その他必要な事項

3 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに前条に定める医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣するものとする。ただし、事故等により医療救護班を派遣できない場合、又は、救護班の活動に際し、班員の安全の確保が著しく困難であると認められる場合においては、この限りではない。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は京都府が災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者等に対する応急処置及び必要な医療等

（2）傷病者等の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（3）死亡の確認

（医療救護班に対する指揮）

第5条 甲が行う乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は無料とする。

- 2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。ただし、収容医療機関において、医療救護に係る医療費の未収が生じたときは、甲は乙と協議し、解決のための適切な措置を講じるものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 医療救護班が救護所において行った業務において患者との間に医事紛争が生じた場合又は転送した患者の診療について診療した収容医療機関と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙はただちに甲に連絡するものとする。

- 2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議し、解決のための適切な措置を講じるものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に対する報償として、別表第1で定める額
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償として別表第1で定める額
- (3) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合(以下「業務災害」という。)の補償として別表第2で定める額

- 2 前項に定める経費の請求については、医療救護活動に関する業務の終了後、別に定める第1号様式により、乙が甲に請求するものとする。

- 3 甲は、前項の規定により請求を受けた場合は、その内容を確認し適当と認められたときは、これを乙に支払うものとする。

(報告)

第11条 乙は、医療救護活動に関する業務実績を、別に定める第2号様式により、甲に報告するものとする。

- 2 乙は、業務災害が発生したときは、別に定める第3号様式により甲に報告するものとする。

(京都府及び京都府医師会との調整)

第12条 甲は、地域防災計画に基づく医療救護活動について、京都府地域防災計画及び京都府と京都府医師会の間で締結された「災害時における医療救護に関する協定」との整合性を図り、その円滑な実施を確保することができるよう京都府と必要な調整を行うものとする。

- 2 乙は、前項による甲の医療救護活動の円滑な実施が確保されるよう、京都府医師会等と必要な調整を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は平成25年6月1日から平成26年5月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからでも何ら意思表示がないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(雑則)

第 15 条 この協定は、締結の日から施行する。なお、平成 13 年 6 月 1 日締結した「災害時等における医療救護活動についての協定書」については、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 5 通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 6 月 1 日

甲 向日市長
長岡京市長
大山崎町長
乙訓消防組合管理者

乙 一般社団法人乙訓医師会長

別表第 1（第 10 条関係）

(1) 医療救護班員に対する報償

救護班員	報 償 の 額
医 師 及 び 看 護 師 等	京都府災害救助法施行細則（昭和 38 年京都府規則第 26 号）第 11 条に定める額に準ずる

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号）に基づく使用薬剤の購入価格（薬価基準）

別表第 2（第 10 条関係）

救護班員	区 分	補 償 内 容
医 師 及 び 看 護 師 等	業 務 災 害 の 補 償	各市町消防団員等公務災害補償条例に定める額

第 1 号様式～第 3 号様式 略

災害時における物資の供給協力に関する協定書

向日市内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、向日市（以下「甲」という。）と向日市商工会（以下「乙」という。）は、別表に掲げる供給要請物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、向日市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給協力を要請することができる。

（供給協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から供給協力の要請を受けたときは、物資の優先的供給及び運搬の協力を積極的に努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、物資の供給協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

甲 向日市市民部環境対策課長

乙 向日市商工会事務局長

（価格の決定）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引き渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資の品目、数量等を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙から供給を受けた物資の代金を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（供給可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の供給可能数量を別紙「物資供給可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成8年2月23日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年11月 2日

甲 向日市長 ㊟

乙 向日市商工会会長 ㊟

(別 表) 供給要請物資一覧表

主 食	米、粉乳、パン
副 食	漬物、梅干、つくだに、缶詰
そ の 他 食 料	弁当、インスタント食品、ペットボトル入り水・茶
衣 料 等	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、靴下
日 用 品 等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、飲料水用ポリタンク、洗剤、ちり紙、 なべ・はんごう、やかん、皿、茶わん、はし、スプーン、 ほ乳びん、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池各種、運動靴、 家庭用医薬品セット
燃 料 等	カセットコンロ、カセットボンベ、炭、七輪

(別 紙)

物資供給可能数量報告書

(平成 年 月 日現在)

災害時における物資の供給協力に関する協定書により、当（社、店、組合）の物資供給可能数量を下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

向日市長

様

所 在 地

名 称

代 表 者

電話番号

記

品 名	数 量	参 考 事 項

- (注) 1. 品名については、別表の物資のうち、取扱品名を記入する。
2. 数量には、単位を付する。なお、単位は供給要請時の単位とする。
3. 物資が多数であるときは概数でさしつかえない。
4. 参考事項には、供給に必要な時間や日数、単位の説明、その他供給上参考となる事項を記入する。
5. 弁当等の保存できない物資は、1日当たりの供給可能数量とし、その旨を参考事項に記入する。

災害時応急工事等の協力に関する業務基本協定書

向日市（以下「甲」という。）と向日市商工会（以下「乙」という。）とは、「向日市地域防災計画」に基づき大地震、暴風雨等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る工事等（以下「災害応急工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、道路、河川等の公共施設の機能の確保及び回復並びに倒壊家屋居住者の生活の安定を図るため応急仮設住宅の建設について、甲、乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、乙の会員で向日市建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者から災害応急工事等に必要の人員、機械等を出動させ、甲が実施する災害応急措置に協力するものとする。

3 甲が、乙に対して第1項の規程に基づき、協力の要請をする場合は市民部環境対策課が行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、環境対策課以外の課等からも乙に対し協力を要請することができるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲の要請により、乙が災害応急工事等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

（被害が生じたときの措置）

第4条 災害応急工事等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは甲、乙に協議して、その処理解決に当たるものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、災害応急工事等に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成12年3月23日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年11月 2日

甲 向日市長 ㊟

乙 向日市商工会会長 ㊟

災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定

向日市内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、向日市（以下「甲」という。）と株式会社京都衛生開発公社（以下「乙」という。）は、仮設トイレの設置協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、向日市内に災害が発生した場合において、仮設トイレを設置する必要があると認めるときは、乙に対し仮設トイレの優先的な設置協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から設置協力の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対し、仮設トイレの設置協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第3条 仮設トイレの設置及び維持管理に要する費用は、甲が負担するものとする。

（設置場所）

第4条 乙は、甲が指定する場所に仮設トイレを搬送、設置するものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成9年3月28日から効力を発揮するものとし、甲、乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成9年3月28日

甲 向日市長 ㊟

乙 株式会社 京都衛生開発公社 ㊟

災害時における向日市と向日市内郵便局間の相互協力に関する覚書

向日市（以下「甲」という。）及び向日市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害によって向日市内に甚大な被害が生じた場合において、甲及び乙が相互に協力し、応急対策等に必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、向日市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い
- (2) 甲又は乙が管理する施設及び用地の提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (4) 避難場所に臨時郵便差出箱の設置
- (5) その他前各号に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした側が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した側が適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、被災者の安否等災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 乙は災害発生に備え、甲が実施する防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡担当部局及び連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては向日市市民生活部環境政策課長、乙においては向日町郵便局総務課長とする。

（協 議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面7通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 10 年 9 月 1 日

(甲)	向日市長	㊟
(乙)	向日町郵便局長	㊟
	向日町駅前郵便局長	㊟
	向日町寺戸郵便局長	㊟
	向日森本郵便局長	㊟
	向日物集女郵便局長	㊟
	向日上植野郵便局長	㊟

分 水 協 定 書

京都市（以下「甲」という。）と向日市（以下「乙」という。）とは、災害その他非常の場合における分水等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、乙の水道施設が地震、風水害、落雷又はその他の事故により被害を受け、給水に支障を来す恐れが予想されるときは、甲の区域の給水に支障のない限り乙に分水することができる。

第2条 分水の開始は、要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急又はやむをえない事情があると認められるときは、乙からの電話、ファクシミリ又は口頭（通信ができないときに限る。）による要請により行い、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

2 分水は、乙が分水終了依頼書（第2号様式）を甲に提出することにより終了する。

第3条 分水は、別表記載の箇所において、甲乙双方が布設したそれぞれの配水管に、乙が準備した水道メーターを接続しておき、第1条に規定する事態が発生したそのつど、甲が仕切弁を開栓することにより行うものとする。

第4条 分水に必要な設備のための工事は、甲の区域内は甲が施行し、乙の区域内は乙が施行するものとする。この場合において、甲の施行に要する費用は、すべて乙の負担とする。

2 前項の規定は、布設替等分水を行うに当たり必要な設備の更新を行うときに準用する。

第5条 甲乙双方は、それぞれが設置した設備を、それぞれが管理するものとする。

第6条 第3条に規定する水道メーターを設置するとき又は取外すとき若しくは仕切弁を開閉するときは、甲乙立会いのうえ行うものとする。

2 前項の立会いに要した費用は、乙が負担する。ただし、地震等の自然災害を原因とする被害に基づく分水のため仕切弁を開閉するときは、この限りでない。

3 甲の第1項の立会いに要した費用の額は、甲が別に定めた特別給水の料金算定要綱第2項の規定を準用して算定した額とする。

第7条 甲乙双方は、仕切弁を開く前及び閉じた後水道メーターの指示水量を確認し、分水量を決定する。

第8条 乙は、分水に係る料金を甲が指定する期日までに納入しなければならない。

2 前項の料金は、分水契約書第4条第2項の規定を準用して算定する。

第9条 乙は、この協定に関連して乙の区域内に設置した甲の水道施設について、その占用に係る費用を徴しない。

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成15年3月31日までとする。

2 前項の規定による期間満了までに、甲乙いずれかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後これに準ずる。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、疑義があるときは、双方協議のうえこの協定を改定することができる。

上記協定の証として本書3通を作成し、それぞれがその1通を保有する。

平成14年3月26日

甲 京都市上下水道事業者 ⑩

乙 向日市長 ⑩

向日市水道事業管理者 ⑩

日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震その他の災害並びに異常渇水及び大規模断水（以下「災害等」という。）が発生した場合において、日本水道協会京都府支部（以下「支部」という。）の会員のうち末尾に押印する府、市及び町（以下「正会員」という。）が、水道事業遂行のために相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援内容)

第2条 正会員が相互間で行う応援活動は、おおむね次のとおりとし、他の正会員から次条の応援要請を受けた場合は、その能力の範囲において協力に努めるものとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出

(応援の要請)

第3条 災害等を受けた正会員（以下「被災正会員」という。）が、他の正会員の応援を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話又はメール等により要請し、事後において応援の要請を承諾した正会員（以下「応援正会員」という。）に文書を提出するとともに、その写しを支部長へ提出するものとする。

- (1) 災害等の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

(応援正会員)

第4条 前条に基づき、応援正会員が応援業務に従事する職員（以下「応援職員」という。）を派遣するときは、災害等の状況に応じて必要な食糧、被服等を携行させるものとする。

2 応援職員は、応援正会員を表示する腕章等の標識を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(連絡担当部課等の調査)

第5条 正会員は、応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年4月30日までに支部長に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部課等調査表 (様式第1号)
 - (2) 応急給水用具調査表 (様式第2号)
 - (3) 応急備蓄資材調査表（緊急時用応急資材等の保有状況） (様式第3号)
 - (4) 災害発生直後に応援に従事できる職員調査票 (様式第4号)
 - (5) 備蓄資材保管場所 (様式第5号)
- 2 支部長は、前項の調査を京都府に委託し、調査票の取りまとめ及び整理を行ったうえで京都府から各正会員に送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 この覚書に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災正会員が負担するものとする。ただし応援職員に係る人件費及び旅費の負担については別途定める。

- 2 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、被災正会員の負担とする。
- 3 応援職員が第三者に損害を加えた場合における賠償責任は、応援活動中に生じたものについては被災正会員が、被災正会員への往復途中に生じたものについては応援正会員が負うものとする。
- 4 前3項の定めにより難いときは、関係正会員が協議して定めるものとする。

(応援体制の組織編成)

第7条 応援体制については、正会員をブロック分けした組織編成とし、支部内において災害等が発生した場合は、組織編成に基づき相互応援すると共に、平常時においても連携を図ることに努めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この覚書は、平成6年10月1日から適用する。

(付則)

この覚書は、平成11年11月1日から井手町が加入する。

(付則)

変更 平成15年9月1日

(付則)

この覚書の峰山町、大宮町、網野町、丹後町は、合併により削除し、京丹後市が平成16年4月1日から加入する。

(付則)

この覚書の園部町・八木町は、合併により削除し南丹市が、岩滝町は、合併により削除し与謝野町が、及び木津町・加茂町・山城町は、合併により削除し木津川市が平成19年4月1日から加入する。

(付則)

この覚書は、平成30年9月1日から京丹波町が加入する。

この文書の成立は証するため本書23通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとします。

平成30年9月1日

京都府企業局長	㊟	福知山市ガス水道事業管理者	㊟
京都市公営企業管理者上下水道局長	㊟	舞鶴市水道事業管理者職務代理者	㊟
宇治市水道事業管理者	㊟	綾部市長	㊟
城陽市公営企業管理者職務代理者	㊟	宮津市水道事業	㊟
亀岡市長	㊟	京丹後市長	㊟
向日市水道事業管理者職務代理者	㊟	大山崎町水道事業	㊟
長岡京市水道事業管理者	㊟	久御山町長	㊟
八幡市水道事業管理者	㊟	井手町水道事業管理者	㊟
京田辺市水道事業管理者	㊟	宇治田原町水道事業管理者	㊟
木津川市水道事業管理者職務代理者	㊟	精華町長	㊟
南丹市長	㊟	与謝野町水道事業管理者	㊟
京丹波町長	㊟		

様式第1号～第3号様式 略

水道施設の災害に伴う応援協定書

向日市水道事業（以下「甲」という。）と向日市指定上下水道協同組合加盟業者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する水道施設が地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生時に給水機能を早期に回復するため、乙の応援を得て、応急復旧工事等を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 前条の目的を達成するため、甲が主宰する水道施設災害対策会議に乙の参加を要請する。

2 甲は、応急復旧工事等を実施する必要があると認めたときには、乙に出動を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、第2条第1項、第2項の規定により、乙の会議の参加要請及び出動要請を行う場合は、電話により行うものとする。ただし、電話連絡が不可能なときは、職員を派遣し要請する。

（復旧活動）

第4条 乙は、第2条の出動要請又は派遣要請があったときは、乙の組合員の中から施工業者を選抜し甲に報告するものとする。

2 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、応急復旧工事等を実施する。

（着工報告）

第5条 施工業者は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告する。

（完了報告書）

第6条 施工業者は、応急復旧工事等を完了したときは、甲に完了報告書を提出する。

（費用の立替え）

第7条 第5条の規定により生じた費用は、施工業者が一時立て替えておくものとする。

（費用の支払い）

第8条 前条の規定により施工業者が一時立て替えた費用の支払いについては、甲が定める単価により積算し、施工業者と協議の上支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定める。

（報告事項）

第10条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、必要な資材、機材及び人員の把握に努め、甲からの要請により報告するものとする。

（疑義等の解決）

第11条 この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上解決するものとする。

平成 20 年 5 月 26 日

甲 向日市長

㊟

乙 向日市指定上下水道協同組合 理事長 ㊟

災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、多数の市民が避難所に避難した場合のエルピーガス等の供給に関し、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と社団法人京都府エルピーガス協会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害時に避難所等に多数の市民が避難した場合の甲が行うエルピーガス等の供給及び附帯する業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時においてエルピーガス等を市民が避難している避難所へ供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により甲の構成市町が指定する避難所等へエルピーガス等の供給及び附帯する業務について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定による協力要請において、やむをえない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接乙の組合員に対し協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第 5 条 エルピーガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第 6 条 乙は、第 3 条の規定に基づき甲の要請を受けてエルピーガス等の供給及び附帯する業務を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲の要請に基づき乙から供給されたエルピーガス等の費用については、供給を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（支払いの請求）

第 8 条 乙は、組合員の供給実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求するものとする。

（費用の支払い）

第 9 条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第 10 条 甲が負担する費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（訓練及び情報の交換）

第 11 条 乙は、この協定に基づく供給が円滑に行なわれるよう、甲が行う訓練等に参加するように努めるとともに、甲及び乙は、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（実施細目）

第 12 条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ実施細目で定めるもの

とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、前条の規定による実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 17 年 7 月 6 日

甲 向日市長

乙 社団法人 京都府エルピーガス協会会長

災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時におけるエルピーガス等の供給に関する京都南部都市広域行政圏推進協議会と社団法人京都府エルピーガス協会との協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(エルピーガス等の範囲)

第2条 協定第2条に規定する甲が供給を要請するエルピーガス等の範囲は次のとおりとする。

- (1) エルピーガス
- (2) エルピーガス用のコンロ等
- (3) その他必要なもの

(要請手続)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、甲の会長が構成市町での必要品目、必要量等をまとめ、乙の会長に対して行うものとする。

2 甲から乙への要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の方法で行うものとし、事後、要請書（様式1）により乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 供給を受ける市町名及び供給場所
- (3) 要請するエルピーガス等の品目、数量
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) 供給場所への職員の派遣（供給を受ける市町の職員とする）
- (6) その他必要な事項

(組合員名簿)

第4条 乙は、協定第3条に規定する業務に協力するために、事前に乙の組合員の名簿を甲に届け出るものとする。

(報告)

第5条 乙は、協定第6条に規定する乙の甲への報告に当たっては、次に掲げる事項を速やかに口頭又は電話等の方法で行うものとし、事後、報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

- (1) 供給したエルピーガス等の品目、数量
- (2) 供給した市町名・供給場所
- (3) 従事者の氏名
- (4) その他必要な事項

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、協定第8条に規定する費用の請求を、積算根拠を示す業務実績表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この細目は、協定の締結日から効力を生ずるものとする。

様式 1

第 年 月 日 番

社団法人京都府エルピーガス協会
会長 様

向日市長

災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協力要請書（第 報）

災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請するエルピーガス等の 数量、履行期日	用品名及び数量 期日 年 月 日
供給市町名及び供給場所	市町名 場 所
連絡担当者及び電話番号	電 話
備 考	

様式 2 略

災害発生時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、生活救援対策等に必要な物資（別紙 1）の供給を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の確保）

第 2 条 乙は、甲が災害発生時に必要となる物資の供給に協力するものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が物資の供給を受けようとする時は、災害緊急物資供給要請書（様式 1）をもって、乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙は、物資が必要となった甲の構成市町に対し、直ちに適正な価格で優先的に物資を供給するものとする。

（費 用）

第 5 条 前条の規定により乙が供給した物資の代金については、災害復旧後、供給を受けた市町が負担するものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 ケ年とする。ただし、有効期間満了の 1 ケ月前までに、甲・乙のいずれからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の内容に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 4 月 27 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 滋賀県彦根市小泉町 31
株式会社 平和堂
代表取締役社長

生活救援対策等に必要な物資

1. 食糧品
2. 衣類
3. 寝具類
4. 生活用消耗品
5. 育児用品
6. 医薬品
7. 食器類
8. その他生活救援に必要な物資

年 月 日

{ 株式会社 平和堂
代表取締役 様
株式会社 ユタカファーマシー
代表取締役 様
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 様
樋口鉱泉株式会社
代表取締役社長 様
}

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災 害 緊 急 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時における物資の供給に関する協定書（平成 16 年 4 月 27 日付、平成 16 年 12 月 10 日付、平成 19 年 3 月 27 日付）（災害時における飲料の供給等協力に関する協定書（平成 19 年 3 月 27 日付））に基づき、次の物資の供給を要請する。

記

1. 物資名（数量等）
2. 供給時期
3. 供給場所
4. その他必要事項

災害発生時における物資の供給に関する協定書実施細目

京都府南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）は、平成 16 年 4 月 27 日に締結した「災害発生時における物資の供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり実施細目を定める。

1. 緊急連絡先

①「甲」緊急連絡先

第 1 連絡先 宇治市企画管理部防災対策課長

電 話 0774-22-3141（代）

F A X 0774-39-9422

第 2 連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111（代）

F A X 075-922-6587

第 3 連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111（代）

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

株式会社 平和堂 総務部総務課長 電 話 0749-26-9610（代）

F A X 0749-23-3118

衛星携帯電話(本部)090-7362-5019

(宇治東)090-7360-5238

2. 物資の確保

協定書第 2 条の災害時に必要となる物資及び数量については概ね別記 1 のとおりとする。

3. 物資の引渡し場所

協定書第 4 条に基づき「乙」から「甲」に物資の引渡しを行う際の引渡し場所については、別記 2 の物資を必要とする市町の配送予定場所の中から「甲」が指定するものとする。

4. 引渡し価格

協定書第 4 条の「適正な価格」とは、「乙」が災害発生直前まで販売していた小売価格を基本に決定するものとする。

5. 代金の支払い

協定書第 5 条の物資の代金については、物資の供給を受けた市町に「乙」が請求し、請求を受けた市町は応急復旧終了後、すみやかに支払うものとする。

6. 各市町の担当課

「甲」の各市町の担当課は別記 3 の通りとする。

この細目の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 12 月 13 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都府南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 滋賀県彦根市小泉町 31
株式会社 平和堂
代表取締役

別記 1

必要物資及び数量

〔食糧等〕

おにぎり	100,000個	アルファ米	50,000個
飲料水（２Ｌ）（お茶）	110,000個	米	10,000kg
パン（乾パン）	175,000個	缶詰（副食）	20,000個
カップめん	60,000個	粉ミルク	5,000人分

〔衛生用品〕

包帯	1,000本	哺乳瓶	5,000個
紙おむつ（大人用）	15,000セット	ティッシュペーパー	10,000個
紙おむつ（乳児用）	15,000セット	石鹼	50,000個
生理用品	10,000袋	ごみ袋	100,000枚
※ その他ラップ、トイレットペーパータオルなど			

〔薬〕

消毒薬（水害時等に使用する乳剤）、風邪薬、胃腸薬、傷消毒薬等一般的な家庭医薬品

〔その他生活用品〕

毛布	40,000枚	懐中電灯	1,000個
ビニール・シート	20,000枚	水袋	50,000袋
カセットコンロ	3,000セット	ポリタンク	5,000個
肌着（子供用）	30,000セット	応急テント	500張
肌着（大人用）	30,000セット		

〔その他の日用品〕

バケツ、ライター、鍋、やかん、食器、携帯ラジオ、洗剤等

別記 2、別記 3 略

災害発生時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と株式会社ユタカファーマシー（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、生活救援対策等に必要な物資（別紙 1）の供給を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の確保）

第 2 条 乙は、甲が災害発生時に必要となる物資の供給に協力するものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が物資の供給を受けようとする時は、災害緊急物資供給要請書（様式 1）をもって、乙に要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは電話等により要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙は、物資が必要となった甲の構成市町に対し、直ちに適正な価格で優先的に物資を供給するものとする。

（費 用）

第 5 条 前条の規定により乙が供給した物資の代金については、災害復旧後、供給を受けた市町が負担するものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 ケ年とする。ただし、有効期間満了の 1 ケ月前までに、甲・乙のいずれからも異議の申し立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定の内容に疑義が生じた場合及び、この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 16 年 4 月 27 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 岐阜県大垣市林町 10
株式会社ユタカファーマシー
代表取締役社長

生 活 救 援 対 策 等 に 必 要 な 物 資

1. 生活用消耗品
2. 育児用品
3. 医薬品
4. 食糧品
5. その他生活救援に必要な物資

※「様式1」は株式会社 平和堂のものを準用

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、多数の死者が出た場合における棺等葬祭用品の供給に関し、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と京都中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合の甲が行う棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において棺等葬祭用品を市民へ供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第 3 条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請を受けたときは、甲の指示により甲の構成市町が設置する遺体収容所等への棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務について速やかに措置するものとする。

（緊急要請）

第 4 条 甲は、第 2 条の規定による協力要請において、やむをえない事情により乙と連絡を取れない場合は、直接乙の組合員に対し協力を要請することができるものとする。

（搬送体制の確保）

第 5 条 棺等葬祭用品の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保等について、甲は必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第 6 条 乙は、第 3 条の規定に基づき甲の要請を受けて棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務を実施したときは、実施内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 7 条 甲の要請に基づき乙から供給された棺等葬祭用品の費用については供給を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（支払いの請求）

第 8 条 乙は、組合員の供給実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求するものとする。

（費用の支払い）

第 9 条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第 10 条 甲が負担する費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

（実施細目）

第 11 条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ実施細目で定めるものとする。

（有効期間）

第 1 2 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出のない時は、なお 1 年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、前条の規定による実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 25 日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 京都府中京区烏丸通六角上ル饅頭屋町 608 番地
京都中央葬祭業協同組合
理事長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する京都南部都市広域行政圏推進協議会と京都中央葬祭業協同組合との協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定第2条に規定する甲が供給を要請する棺等葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（衣装、納棺セット等を含む。）
- (2) 骨つぼその他納骨に必要な物
- (3) ドライアイス
- (4) 線香・ロウソク・お花等焼香セット
- (5) 棺覆い（白布）

(要請手続)

第3条 協定第2条の規定による甲の要請は、甲の会長が構成市町での必要品目、必要量等をまとめ、乙の理事長に対して行うものとする。

2 甲から乙への要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の方法で行うものとし、事後、要請書（様式1）により乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 供給を受ける市町名及び供給場所
- (3) 要請する棺等葬祭用品の品目、数量
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

(組合員名簿)

第4条 乙は、協定第3条に規定する業務に協力するために、事前に乙の組合員の名簿を甲に届け出るものとする。

(報告)

第5条 乙は、協定第6条に規定する乙の甲への報告に当たっては、次に掲げる事項を速やかに口頭又は電話等の方法で行うものとし事後、報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

- (1) 供給した棺等葬祭用品の品目、数量
- (2) 供給した市町名・供給場所
- (3) 従事者の氏名
- (4) その他必要な事項

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、協定第8条に規定する費用の請求を、積算根拠を示す業務実績表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この細目は、協定の締結日から効力を生ずるものとする。

発 番
年 月 日

京都中央葬祭業共同組合理事長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協力要請書（第 報）

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定第 2 条に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請する棺等葬祭用品の数量、履行期日	用品名及び数量 期 日 年 月 日
供給市町名及び供給場所	市町名 場 所
連絡担当者	電 話
備 考	

災害時における飲料の供給等協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に飲料の必要が生じた場合、その供給等について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、京都南部都市広域行政圏域で地震等による大規模災害が発生（以下「災害時」という。）し、被災者に飲料等の供給等を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1）災害時に被災者の応急救助が必要となった場合、甲乙協議のうえ決定した物流拠点における飲料を供給すること。
- （2）乙が設置した災害対応型自動販売機の機内飲料を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第 3 条 前条の規定による要請は、災害緊急物資供給要請書（様式 1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制等）

第 4 条 甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

（経費の負担）

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する事項に要した経費は、供給を受けた甲の構成市町がその費用を負担とし、同条第 1 項第 2 号に規定する事項に要した経費は無償とする。

（情報の交換）

第 6 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の 30 日前までに甲及び乙が協議し、異議のないときは、期間満了の日から起算して引き続き 1 年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

（補足、協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 3 月 27 日

甲 宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 大阪府摂津市千里丘 7-9-31
近畿コカ・コーラボトリング株式会社
代表者 代表取締役社長

※「様式 1」は株式会社 平和堂のものを準用

災害発生時における飲料の供給等協力に関する協定細目

京都府南部都市広域行政圏推進協議会（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）（以下「甲」という。）及び近畿コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）が締結した、「災害発生時における飲料の供給等協力に関する協定」（以下「協定」という。）については、次のとおり運用するものとする。

第1 甲が乙に対し供給協力を要請した場合、乙は、要請時点において保有する飲料について最大限努力し、供給するよう協力するものとする。

第2 乙は、飲料の供給協力について、災害発生後、迅速・的確に実施できるよう体制整備を図るものとする。

第3 要請等の手続きに係る甲、及び乙の協定に関する連絡責任者は、窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第1 連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第2 連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111（代）

F A X 075-922-6587

第3 連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111（代）

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

第1 連絡先 近畿コカ・コーラボトリング株式会社 市場開発部

電 話 06-6330-2104

F A X 06-6368-2381

第2 連絡先 近畿コカ・コーラボトリング株式会社 市場開発部京都担当

携帯電話 090-2191-7198

2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

第4 協定第2条第1項第1号の規定による甲から乙に対する要請は、京都府及び京都市並びに近畿コカ・コーラボトリング株式会社が締結している「災害時における飲料の提供等協力に関する協定」により物流拠点飲料の提供要請をしていないときに限る。要請するときは、京都府と協議の後要請するものとする。

第5 災害時に災害対応型自動販売機の機内飲料を提供する場合については、甲から乙に支援の要請をした上で、甲が遠隔操作するものとする。

第6 災害時に災害対応型自動販売機のメッセージボードを活用する場合については、必要に応じて、甲が操作し、災害情報等を表示させるものとする。

2 平常時については、甲において、時事ニュース等を表示させるものとし、必要に応じて、行政情報の提供等に活用するものとする。

第7 甲、乙は協定の運用が円滑に行われるよう、必要に応じて、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

災害時における飲料の供給等協力に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、応急措置のため緊急に飲料の必要が生じた場合、その供給等について京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と樋口鉱泉株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

第 1 甲が乙に対し供給協力を要請した場合、乙は、要請時点において保有する飲料について最大限努力し、供給するよう協力するものとする。

第 2 乙は、飲料の供給協力について、災害発生後、迅速・的確に実施できるよう体制整備を図るものとする。

第 3 要請等の手続きに係る甲、及び乙の窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第 1 連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第 2 連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111（代）

F A X 075-922-6587

第 3 連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111（代）

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

樋口鉱泉株式会社

電 話 0774-22-1332

F A X 0774-24-7051

2 前項の窓口に変更があった場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

第 4 第 2 条第 1 項第 1 号の運搬については、甲の要請があった場合、乙が行うよう努める。

第 5 災害時に災害対応型自動販売機の機内飲料を提供する場合については、甲から乙に支援の要請をした上で、乙が予め災害対応型自動販売機設置する施設の管理者に鍵等を保管手渡し、甲の連絡により操作するものとする。

第 6 災害対応型自動販売機は、平常時防災の啓発をするものとする。

第 7 甲及び乙は、協定の運用が円滑に行われるよう、必要に応じて、協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、緊急的に災害応急対応や復興時に人員や物資輸送のため、車両が必要となった場合における車両の提供について、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と F レンタリース（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、京都府南部都市広域行政圏で地震等による大規模災害が発生（以下「災害時」という。）し、緊急応急対策や災害復興時に甲が車両を必要とする場合、乙の車両提供協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時の応急対応や災害復興のための車両を必要とする時は、乙に対して車両（貸与）提供の協力を要請するものとする。

（要請手段）

第 3 条 前条の規定による甲の要請は甲の会長が行う。ただし、災害の状態により甲の副会長又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める車両提供の協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名・氏名と担当者名
- (2) 車両の提供を必要とする市町名及び場所
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する車種及び台数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（提供）

第 4 条 甲の要請により乙は速やかに必要車両を整え、優先的に提供するものとする。

2 乙は、要請に基づき、実施細目に定める場所又は甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。

（実績報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により車両の提供を実施した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は実施細目で定める災害時における輸送車両提供の協力実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した車両及び車両登録番号
- (2) 履行の市町名及び場所
- (3) 提供した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用については、無償提供とする。但し、提供 4 日目以降は提供を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 7 条 乙は、実施した車両の提供の協力実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求するも

のとする。

(費用の支払い)

第8条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(費用の決定)

第9条 甲が負担する費用については、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通知)

第10条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じた時は、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年7月6日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 京都府京田辺市三山木見尊田 16
F レンタリース株式会社
代表取締役会長

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における輸送車両提供の協力に関する協定京都南部都市広域行政圏推進協議会とFレンタリース株式会社との協定(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手続)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する災害時における輸送車両提供の協力要請書(以下「要請書」という。)は、様式1のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る甲、及び乙の窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第1連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第2連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111 (代)

F A X 075-922-6587

第3連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111 (代)

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

第1連絡先 Fレンタリース株式会社本社

電 話 0120-37-8735

F A X 0774-68-2526

第2連絡先 神戸空港営業所

電 話 078-306-1134

F A X 078-306-1144

第3連絡先 名古屋東営業所

電 話 0561-55-3357

F A X 0561-55-3257

(参集場所)

第4条 協定第4条に規定する参集場所は、要請書に掲げる場所又は災害時に甲の指定する場所とし、要望書に変更があった時は、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

(車両提供実績報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する災害時における輸送車両提供の協力実績報告書は、様式2のとおりとする。

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、協定第7条に規定する費用の請求を、実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第7条 この細目は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

様式 1

発 番
年 月 日

F レンタリース株式会社
代表取締役会長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり車両の提供協力を要請します。

要請を行った者の職名・氏名と担当者名及び連絡先	電話 () —
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分
業務の提供を必要とする市 町 名 及 び 場 所	市町名 場 所
要 請 理 由	
要 請 す る 車 種	
要 請 す る 車 両 台 数	
履 行 の 期 日 及 び 場 所	(期日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) (場所)
備 考	

様式 2 略

災害時における支援協力に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 近畿カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時等における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有又は調達可能な物資を速やかに供給する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに納品確認書（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及び運搬費用は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、甲において予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1か月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（平時における協力）

第10条 甲、乙は、平常時においても連携を密にし、乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加・協力するものとする。

（協議）

第 1 1 条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 6 月 14 日

甲：京都府向日市寺戸町中野 20 番地

向日市長

乙：大阪府大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 23 号
イオンリテール株式会社近畿カンパニー
専務執行役員

支 社 長

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3 日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、 粉ミルク、缶詰(イージーオープン)	食料品 精米、即席麺、パン類、レトルト食品、 調味料、菓子類、果物、離乳食、飲料
生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋、医薬品、 衛生用品 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、 石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、 トイレトペーパー、防水シート、

年 月 日

イオンリテール株式会社近畿カンパニー
支社長 様

出荷要請書

向日市長

災害時における支援協力に関する協定書第 5 条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

納入場所	向日市			
納品希望日時	年	月	日 () 午前・午後	時 分

	物 資	数 量		備考
	品目・規格・寸法	単位	数 量	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				

<特記事項>

年 月 日

イオンリテール株式会社近畿カンパニー
支社長 様

納品確認書

向日市長

災害時における支援協力に関する協定書第 6 条第 2 項に基づき、納品を受けた物資について次のとおり確認しました。

納入場所	向日市			
納品日時	年	月	日 ()	午前・午後 時 分
納入者				
受取者				
	物 資		数 量	備考
	品目・規格・寸法		単位	数 量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				

<特記事項>

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目 的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定 義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、向日市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、向日市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。尚、引き取りをした旧版の住宅地図及び広域図については、乙により、適切に処理をするものとする。

3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
- (1)災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2)災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年3月7日

甲) 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙) 株式会社ゼンリン
神戸市中央区御幸通4丁目2番20号
三宮中央ビル1階
株式会社ゼンリン 関西第二エリア統括部長

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定 義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、多数の死者が集中的に出た場合における遺体の搬送について、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合の甲が行う遺体搬送について、乙の輸送業務の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時の遺体搬送のための車両を必要とする時は、乙に対して輸送業務の協力を要請するものとする。

（要請手段）

第 3 条 前条の規定による甲の要請は甲の会長が行う。ただし、災害の状態により甲の副会長又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める霊柩自動車輸送の協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名・氏名と担当者名
- (2) 輸送業務の提供を必要とする市町名及び場所
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する車両台数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（輸送業務）

第 4 条 甲の要請により乙は速やかに輸送体制を整え、遺体の輸送業務にあたるものとする。

2 乙の協会員は、要請に基づき、実施細目に定める参集場所又は甲の指示する参集場所へ参集するものとする。

（輸送協力実績報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は実施細目で定める霊柩自動車輸送の協力実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び車両登録番号
- (2) 輸送業務の従事者の氏名
- (3) 履行の市町名及び場所
- (4) 従事した日数及び走行距離
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が実施した輸送業務に係る費用については、業務の提供を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 7 条 乙は、協会員の実施した輸送業務の協力実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求

するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(費用の準定)

第9条 甲が負担する費用については、災害発生時の直前における近畿運輸局長への届出運賃を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(職員の同乗等)

第10条 甲は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙が輸送業務を実施しようとする時は、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

(通知)

第11条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じた時は、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第13条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年3月25日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 大阪市城東区関目 1-21-19
社団法人全国霊柩自動車協会
近畿支部連合会会長

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する京都南部都市広域行政圏推進協議会と社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手頃き)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する霊柩自動車輸送の協力要請書（以下「要請書」という。）は、様式1のとおりとする。

(協会員の名簿)

第3条 乙は協定第4条に規定する業務に協力するために、事前に指定する乙の協会員名簿を甲に届け出ることとし、変更があった場合もその都度これを甲に届け出ることとする。

(参集場所)

第4条 協定第4条に規定する参集場所は、要請書に掲げる場所又は災害時に甲の指定する場所とし、要請書に変更があった時は、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

(輸送協力実績報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する霊柩自動車輸送の協力実績報告書は、様式2のとおりとする。

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、第7条に規定する費用の請求を、積算根拠を示す輸送業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第7条 この細目は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

霊柩自動車輸送の協力要請書

(社) 全霊協 近畿支部連合会
会長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり遺体の輸送
協力を要請します。

要請を行った者の職名・ 氏名と担当者名及び連絡先	電話 () —
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分
業務の提供を必要とする 市 町 名 及 び 場 所	市町名 場 所
要 請 理 由	
要 請 す る 車 種	
要 請 する 車両 台 数	
履行の期日及び場所	(期日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) (場所)
備 考	

災害時における避難所の相互利用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と長岡京市（以下「乙」という。）は、向日町南山急傾斜地崩壊危険区域で、土砂災害、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲又は乙がその地域防災計画に基づき開設する一時避難所（以下「避難所」という。）を付近の住民の避難所として相互利用するため、次のとおり協定を締結する。

（相互利用する避難所）

第1条 甲及び乙は、この協定に定めるところにより、次に掲げる避難所を相互利用するものとする。

(1) 甲が開設する避難所

ア 向日市立向陽小学校

イ 向日市向日コミュニティセンター

(2) 乙が開設する避難所 長岡京市立滝ノ町保育所

（利用の要請）

第2条 甲又は乙は、災害時において前条に掲げる避難所のうち他の一方が開設する避難所の利用を一時的に必要とするときは、避難所の開設及び利用について協議し、次に掲げる事項を記載した避難所利用要請書（様式）により要請するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 利用を要請する日時

(3) 利用を要請する避難所の名称及び収容人員

(4) 甲又は乙が派遣する職員の職及び氏名

(5) その他避難所の開設及び利用に必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、避難所利用要請書により要請する暇がないときは、口頭により要請することができる。この場合において、甲又は乙は、可及的速やかに、避難所利用要請書を提出するものとする。

（利用の承認）

第3条 甲又は乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の一方がその責任において避難所を利用することを承認するものとする。

（避難所の運営）

第4条 この協定書に基づき、甲又は乙が他の一方が開設する避難所に収容することができる避難住民は、災害時において住居を失い、又は失うおそれがある者とする。

2 甲及び乙は、災害のおそれがなくなり、又は避難住民の移動が可能となったときは、他の一方が開設した避難所に収容している避難住民を当該避難住民の居住地の避難所に移動させ、収容するものとする。

（経費の負担）

第5条 避難所の開設に係る光熱水費、人件費その他の経費は、当該避難所を開設する市が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成18年10月20日から甲又は乙が文書をもって解除を申し入れるまで、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年10月20日

(甲) 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

(乙) 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市長

第 年 月 日 号

〇〇〇〇市長 〇〇〇 〇〇〇 様

〇〇〇〇市長 〇〇〇 〇〇〇

避難所利用施設要請書

災害時における避難所の相互利用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり避難所の利用を要請します。

1 災害の状況

2 利用を要請する日時（避難日時）

年 月 日（ ） 時 分

～

年 月 日（ ） 時 分

3 避難所の名称及び収容人員

名称	甲が開設する避難所	向日市立向陽小学校	名
		向日コミュニティセンター	名
	乙が開設する避難所	長岡京市立滝ノ町保育所	名

4 派遣職員

（所属）.....（職）.....（氏名）.....

5 その他必要事項

市担当者： （所属）.....（職）.....
（氏名）.....（電話）.....

災害時における輸送業務に関する協定

向日市（以下「市」という。）と都タクシー株式会社（以下「都タクシー」という。）との間において、災害時における人員等の輸送について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内において、災害等が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市から都タクシーに対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 市は、災害時において、都タクシーに対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）一般貸切旅客自動車（以下「事業用自動車」という。）による災害時要配慮者等の輸送業務

・災害時要配慮者の定義

協定における事業用自動車の旅客の対象者である災害時要配慮者とは、災害時に、その状況に応じて適切かつ迅速に行動することができない市民のうち、病人、負傷者、妊産婦、障がい者及び高齢者等とする。

2 都タクシーは、市から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

3 1項の要請により人員を輸送する避難所等は、向日市地域防災計画に定める指定避難所のほか、市が指定する避難場所とする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（事業用自動車の供給手続）

第4条 市は、都タクシーから事業用自動車供給の協力を受け事業用自動車を運行したときは、供給の協力が完了した後、速やかに使用状況について事業用自動車使用確認通知書（第2号様式）により都タクシーに通知するものとする。

2 都タクシーは、市から要請を受け事業用自動車を運行し、前項の通知を受けたときは、事業用自動車使用報告書（第3号様式）により、市に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 市は、市の使用に係る事業用自動車の経費（燃料費及び人件費等の実費負担額）を負担する。

2 都タクシーは、前項の規定により、実費負担額が確定したときは、経費明細書等を作成し、市から通知された事業用自動車使用確認通知書を添付のうえ、経費を請求するものとする。

3 市は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（事故等）

第6条 都タクシーの供給した事業用自動車故障その他の理由により運行の継続が困難な場合は、都タクシーは、速やかに当該事業用自動車を交換のうえ、引き続き供給協力を行うものとする。

2 都タクシーは、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、市に対し、事業用自動車事故報告書（第4号様式）により速やかにその状況を報告するものとする。

（旅客及び第三者に対する責任等）

第7条 都タクシーは、第2条により要請された業務の運行に際し、都タクシーの責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も都タクシーが負うものとする。

(損害賠償)

第8条 市は、その責めに帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷し、又は滅失したときは、都タクシーに対しその損害を賠償する。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した都タクシーが雇用する運転者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、都タクシーが対応するものとする。

(車両の通行)

第10条 市は、都タクシーが第2条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 都タクシーは、平常時においても市が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

(期間及び改廃)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、市または都タクシーが、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、都タクシー両者押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

京都府向日市寺戸町中野20番地

京都府向日市長

京都市南区上鳥羽塔ノ本30番地2

都タクシー株式会社

代表取締役社長

京都南部都市災害時相互応援協定書

(主旨)

第1条 この協定は、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町（以下「協定市町」という。）において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく市町相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋

イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋

ウ 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋

エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職員の派遣

(2) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋

(3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及び斡旋

(4) 緊急離発着場等の救護拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、他の協定市町と十分な連絡調整を行い、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。
この場合において、被災市町は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市町に送付しなければならない。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等

(3) 応援場所及び応援場所への経路

(4) 応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された協定市町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合には、被災市町以外の協定市町相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

3 応援を行うとする協定市町は、他の協定市町と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市町と協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 被災市町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した協定市町が一時繰替支弁す

るものとする。

(自主的な応援)

第7条 被災市町との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、被災市町以外の協定市町は、自主的に職員を派遣し、被災市町の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことが出来るものとする。

2 前項の応援については、被災市町から応援の要請があったものとみなす。この場合において、被災市町の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した協定市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(京都南部都市広域防災連絡会の設置)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、京都南部都市広域防災連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 連絡会の所掌事務は、規約により定める。

3 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成22年4月1日から施行する

2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、各協定市町は記名押印のうえ、各一通を保管するものとする。

3 この協定は、京都南部都市広域行政圏推進協議会広域防災連絡会の一部を引き継ぐものとする。

平成22年4月1日

宇 治 市 長 ㊟	京 田 辺 市 長 ㊟
城 陽 市 長 ㊟	久 御 山 町 長 ㊟
向 日 市 長 ㊟	宇 治 田 原 町 長 ㊟
長 岡 京 市 長 ㊟	井 手 町 長 ㊟
八 幡 市 長 ㊟	大 山 崎 町 長 ㊟

災害時における避難所等施設利用に関する協定

向日市（以下「甲」という。）と京都府立向陽高等学校（以下「乙」という。）は、災害発生時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の使用施設）

第2条 甲は、災害時において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。ただし、乙が被災し、避難所等として使用不能となったときはこの限りではない。

（使用の態様）

第3条 前条に定める避難所等としての使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に定める目的外使用とし、次の各号に定める場合に、乙はその使用について特段の支障のない限りにおいて了承するものとする。

- (1) 甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第60条1項に定める避難勧告又は避難の指示を発したとき。
- (2) 甲が災害対策本部を設置し、住民を保護する必要があると判断したとき。
- (3) 甲が災対法第86条の8第3項及び第86条の9第5項に基づき被災住民を受け入れるとき。

2 前項の使用については、特段の理由のない限り、京都府行政財産使用料条例（昭和39年京都府条例第38号）第3条第1号及び第3号により、使用料を免除するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5条 甲は、前条に定める使用をしようとするときは、施設の開錠及び避難所等の管理運営のための要員を直ちに派遣しなければならない。

- 2 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 3 避難所等の管理運営については、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所等の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、被災者が自宅に帰宅するまで又は甲が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（避難所等解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第8条 第3条に定める使用が終了したときは、甲は乙の敷地、施設、設備、備品等すべて原状に復したうえで、乙に返還しなければならない。

(鍵等の事前管理)

第9条 乙は、甲と協議の上、必要に応じて第2条に定める施設の鍵を貸与し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 甲は、前項の規定により管理者を定めたときは、乙に対し、速やかに報告するものとする。

3 第1項に要する経費は、甲の負担とする。

4 第1項に定める事前管理のため、乙は、鍵等を変更した場合は速やかに甲に連絡するものとする。また、甲は、毎年1回以上、乙に対し変更等について確認することとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1月前までに、甲又は乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項で、必要があるときは、甲乙協議のうえ対処するものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が各1通を保持するものとする。

平成26年3月28日

(甲) 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

(乙) 京都府立向陽高等学校

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

向日市（以下「市」という。）と【施設管理者】（以下「施設管理者」という。）は、福祉避難所の設置及び運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内に災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号の災害が発生した場合において、市が施設管理者に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、通常の避難所では避難生活が困難な援護を要する状態にある者（以下「要援護者」という。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び運営並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

（対象者）

第3条 この協定による援護の対象者は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、施設管理者に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 施設管理者は、市からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第5条 施設管理者は、前条の規定による市の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を市に報告するものとする。

2 市は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを施設管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、市及び施設管理者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は市及び施設管理者は協議の上、延長することができるものとする。

2 施設管理者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を施設管理者が配置できない場合については、市は適切な者を選定し、その職にあたらせるものとする。

（対象者の移送）

第7条 市の要請に基づき、施設管理者が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族若しくは支援者が行い、又は当該福祉避難所の従事者が消防団、警察、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第8条 市は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 施設管理者は、前項に定める物資の調達について、市と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 施設管理者は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 市は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(経費の負担)

第9条 市は、施設管理者に対し、福祉避難所の設置及び運営管理に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 市は、施設管理者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 施設管理者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を第7条に規定する場合のほか、市以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 施設管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 施設管理者は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第14条 市は、施設管理者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、市、施設管理者いずれかより異議の申し出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者が協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、施設管理者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月1日

向日市

社会福祉法人向陽福祉会

社会福祉法人向日春秋会

向日市自治会等自主防火防災用器具設置事業補助規則

(目的)

第1条 この規則は、向日市補助金等交付規則（平成 20 年規則第 9 号）及びこの規則の定めるところにより、火災、地震等の災害に備え、市民による自主防火防災組織の活動を推進するための防火防災用器具を設置する者に対し、補助金の交付を行い、もって市民の防火防災意識の高揚及び普及を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する地域で組織する自主防火防災組織とする。

- (1) 戸数が 10 以上の自治会、町内会又は隣組
- (2) 前号に掲げる地域のほか、市長が特に必要と認めた地域

(対象事業)

第3条 この規則により補助を行うことのできる事業は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる防災用器具の設置事業（以下「防災用器具設置事業」という。）
- (2) 消火器の設置又は格納箱の設置事業（住戸内に設置する場合及び共同住宅、寄宿舍又はこれらに準ずる建物の所有者が、当該共同住宅、寄宿舍又はこれらに準ずる建物に設置する場合を除く。以下「消火器設置事業」という。）
- (3) 消火訓練によって消火薬剤を使用した消火器の薬剤の詰め替え事業（以下「消火薬剤詰替事業」という。）

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、次の各号に掲げる事業の区分により当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災用器具設置事業 当該事業に要する費用の 2 分の 1 以内とし、年間 200,000 円を限度とする。
- (2) 消火器設置事業 当該事業に要する費用の 2 分の 1 以内
- (3) 消火薬剤詰替事業 当該事業に要する費用のうち消火薬剤の材料費に相当する額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、代表者を定め、自主防火防災用器具設置事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に自主防火防災組織規約を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、交付の可否及び補助金の額を決定し、自主防火防災用器具設置事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知しなければならない。

(自主防火防災用器具の設置)

第7条 前条の補助金交付の決定を受けた者は、防火防災用品販売業者と契約し、設置するものとする。

- 2 前項の設置が完了したときは、自主防火防災用器具設置完了届出書（様式第 3 号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の完了届出書の提出があったときは、直ちに検査を行い、検査合格後、補助金を交付するものとする。

(委任)

第9条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(向日市消火器設置事業補助規則の廃止)

2 向日市消火器設置事業補助規則（昭和49年規則第3号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則第5条の規定による交付申請をしている者の補助金の交付決定及び額については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第11号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助の対象となる防火防災用器具一覧表

水バケツ

ヘルメット

メガホン

携帯マイク

ライト

担架（二つ折）

防水シート

一輪車

スコップ（剣先）

ツルハシ

バール

ノコギリ

器具保管庫

その他 特に市長が必要と認めるもの

福祉避難所の開設・運営に関する申し合わせ

乙訓福祉施設事務組合（以下「組合」という。）と向日市、長岡京市、大山崎町（以下「2市1町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び災害救助法（昭和22年法律118号）に基づく福祉避難所の開設・運営について、次のとおり申し合わせる。

（開設要請）

第1条 災害時、2市1町は、組合に対して、組合の管理運営する次の施設（以下「各施設」という。）に福祉避難所を開設することをそれぞれ要請できるものとする。

施設名	所在地
乙訓若竹苑	京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8
乙訓ポニーの学校	京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8

2 前項による要請があった場合、組合はこれに応じるものとする。

（避難者の受入）

第2条 各施設の避難者収容人数は、原則、次のとおりとする。

施設名	収容人数	備考
乙訓若竹苑	70名	左記人数には要配慮者に付き添う家族等の人数も含む。
乙訓ポニーの学校	50名	

※収容人数は1人約2～4㎡を基準として算出

2 各施設における2市1町から受入可能な避難者数の目安は、各市町の人口割合（直近の10月1日現在住民基本台帳の人口）に応じるものとする。

3 2市1町からの避難者数が前項に定める目安を上回る場合は、各市町の被災の状況に応じて、組合と2市1町が別途調整する。

（対象避難者）

第3条 各施設の受入対象避難者は、原則、障がいのある者で、障がいの特性により一般の避難所では生活困難な者（要配慮者）及び当該要配慮者に付き添う家族等とする。

2 2市1町が、前項に定める者以外の避難者を各施設に避難させる場合は、あらかじめ組合に当該避難者（要配慮者）が必要とする支援の態様を伝え、時期・方法等について調整するものとする。

3 医療的支援の必要な避難者（要配慮者）については、付き添う家族等が対応できる者は受け入れるものとする。

（運営）

第4条 2市1町は、各施設における福祉避難所の開設及び閉鎖を決定し、対象者の入退所の調整など必要な管理を行うものとする。

2 組合は、避難者の生活に必要な援助（食事の提供、生活必需品の給貸与などを含む。）を行い、福祉避難所を運営するものとする。なお、具体的な運営方法については、組合と2市1町が別途協議して定めるものとする。

3 組合は、災害時に福祉避難所を円滑に運営することができるよう訓練を実施するとともに、必要最小限の物資の備蓄に努めるものとする。

4 2市1町は、各施設における福祉避難所の運営に必要な物資の支援を行うものとする。

（費用負担）

第5条 福祉避難所の開設・運営に関する費用は、2市1町が、原則、各市町からの延べ避難者数に応じて、負担するものとする。

(その他)

第6条 この申し合わせに定めるもののほか、福祉避難所の開設・運営に関して必要な事項は、組合と2市1町が協議の上、別途定めるものとする。

この申し合わせを証するため、本書4通を作成し、管理者・各市町長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年1月30日

乙訓福祉施設事務組合管理者

向日市長

長岡京市長

大山崎町長

京都市及び向日市「新市街地ゾーン」地域防災に関する協定

イオンモール株式会社（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）及び向日市（以下「丙」という。）は、甲が所有するイオンモール京都桂川が、乙及び丙の「新市街地ゾーン」に立地することから、当該地域における地域防災の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙・丙は、甲がイオンモール京都桂川を置く「新市街地ゾーン」における防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災意識及び防災性の向上を図るため、乙・丙が実施する防災啓発活動や防災訓練などの各種防災施策に協力するよう努めるものとする。

3. 乙・丙の役割

乙・丙は、「新市街地ゾーン」の住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、乙・丙が連携して各種防災施策を積極的に推進し、関係団体等と調整の上、甲と協力して地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙・丙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 26 年 10 月 17 日

（甲）イオンモール株式会社
代表取締役社長

（乙）京都市長

（丙）向日市長

京都市及び向日市「新市街地ゾーン」地域防災に関する協定

オムロンヘルスケア株式会社（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）及び向日市（以下「丙」という。）は京都市及び向日市の「新市街地ゾーン」の形成にあたり、当該地域における地域防災の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙・丙は、甲が本社をおく「新市街地ゾーン」における防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災意識及び防災性の向上を図るため、乙・丙が実施する防災啓発活動や防災訓練などの各種防災施策に協力するよう努めるものとする。

3. 乙・丙の役割

乙・丙は、「新市街地ゾーン」の住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、各種防災施策を積極的に推進し、関係団体等と調整の上、甲と協力して地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙・丙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 26 年 12 月 11 日

（甲）オムロンヘルスケア株式会社
代表取締役社長

（乙）京都市長

（丙）向日市長

京都市及び向日市「新市街地ゾーン」地域防災に関する協定

学校法人真言宗洛南学園（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）及び向日市（以下「丙」という。）は京都市及び向日市の「新市街地ゾーン」の形成にあたり、当該地域における地域防災の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙・丙は、甲が洛南高等学校附属小学校を置く「新市街地ゾーン」における防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災意識及び防災性の向上を図るため、乙・丙が実施する防災啓発活動や防災訓練などの各種防災施策に協力するよう努めるものとする。

3. 乙・丙の役割

乙・丙は、「新市街地ゾーン」の住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、各種防災施策を積極的に推進し、関係団体等と調整の上、甲と協力して地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙・丙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 27 年 2 月 18 日

（甲）学校法人真言宗洛南学園
学園長

（乙）京都市長

（丙）向日市長

京都市及び向日市「新市街地ゾーン」地域防災に関する協定

株式会社京都銀行（以下「甲」という。）と京都市（以下「乙」という。）及び向日市（以下「丙」という。）は、甲が所有する金融大学校桂川キャンパスが、乙及び丙の「新市街地ゾーン」に立地することから、当該地域における地域防災の推進に資するため、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙・丙は、甲が金融大学校桂川キャンパスを置く「新市街地ゾーン」における防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災性の向上を図るため、乙・丙が実施する防災啓発活動や防災訓練などの各種防災施策に甲が取り組んでいる京都BCPの推進において対応可能な範囲で連携するよう努めるものとする。

3. 乙・丙の役割

乙・丙は、「新市街地ゾーン」の住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、乙、丙が連携して各種防災施策を積極的に推進し、関係団体等と調整の上、甲の対応可能な範囲での協力も得て、地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙・丙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年3月9日

（甲）京都銀行株式会社
代表取締役

（乙）京都市長

（丙）向日市長

水害時における一時避難場所としての使用に関する協定

向日市（以下「市」という。）と三菱電機株式会社京都製作所（以下「事業所」という。）は、集中豪雨などにより桂川の水位が上昇し、越水や堤防の決壊等による大規模な浸水が市内に発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）における避難者の一時受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水害時に避難が必要になった者に対し、市が、第3条に規定する施設を一時避難場所（以下「避難場所」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難場所開設の要請）

第2条 市は、水害時において避難場所を開設する必要があると認めるときは、事前に事業所に対し、様式第1号により、避難場所開設を要請するものとする。ただし、文書を持って要請することができない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 事業所は、市から前条の規定により避難場所開設の要請があったときは、特段の理由がない限り、以下の施設を市の責任において使用することを承認するものとする。なお、開設時期については、原則として市又は事業所の職員の体制が整ってからとする。

避難場所として使用する施設及び付帯設備

京都府長岡京市馬場岡所1番地

三菱電機株式会社京都製作所内

（避難場所の運営）

第4条 この協定に基づく避難場所の運営は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所における避難者については、市が市の現場責任者を通して支援するものとする。
- (2) その他避難場所の運営について必要な事項は、市と事業所が協議の上、市が実施するものとする。

（受入れ場所）

第5条 避難場所として開設する施設は、以下のとおりとし、他の施設については使用しないものとする。

社員食堂棟の2階

但し、食堂2階の机・椅子・エアコン・水道・食堂1階トイレ等の付帯設備については使用を認める事とする。

（開設期間）

第6条 避難場所の開設期間は、第2条の開設から気象警報等が解除され被害の恐れがなくなるまでの間とする。

（避難場所解消への努力）

第7条 市は、事業所の業務に支障を来たさないようにするため、早期に事業所の業務が再開できるよう、避難場所の早期解消に努めるものとする。

（避難場所の終了）

第8条 市は、避難場所の運営を終了するときは、事業所に対し様式第2号により、その旨を報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 避難場所を開設したことに伴い発生した経費については、平常時の費用等を参考にしながら、市と事業所が協議のうえ、市は水害に起因する経費分を事業所に支払うものとする。

2 所要経費の算出に当たっては、避難場所開設時の当該地域での物価指数などを基準とし、市と事業所が協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第10条 第4条の規定による避難場所の開設、運営上において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、事業所の報告によりその損害に応じた費用を市が負担するものとする。

2 避難者の施設内で発生した事故等に対する責任を事業所は負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1箇月前までに、市又は事業所いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市と事業所が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、市及び事業所が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 1月 5日

京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

京都府長岡京市馬場図所1番地
三菱電機株式会社京都製作所所長

向日市浸水防除に係る資機材貸与及び活動費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における浸水防除対策の推進を図るため、浸水防除に係る組織に対し、予算の範囲内で浸水防除用資機材を貸与すること及び活動費を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与及び助成の対象)

第2条 資機材貸与及び活動費助成の対象となる組織は、地域住民が風水害等の災害に対処するためにおおむね50戸以上の世帯で組織した団体であって、市長に組織結成の届出をしたものとする。

2 前項の届出には、当該組織の規約及び会員名簿を添付しなければならない。

3 当該組織の規約及び会員に変更が生じた場合は、すみやかに変更の届出をしなければならない。

(貸与資機材)

第3条 貸与資機材は、浸水防除に必要な物品とし、別表に定めるところによる。

(貸与資機材の申請)

第4条 資機材の貸与を受けようとする組織は、浸水防除用資機材貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(活動助成金)

第5条 活動助成金は、予算の範囲内で交付することができる。

2 活動助成金の額は、当該組織の活動運営に要する費用(食糧費は除く。)の2分の1以内とする。

(活動助成金の申請)

第6条 活動助成金の交付を受けようとする組織は、浸水防除活動助成金交付申請書(様式第2号)に、年度事業計画書等の書類を添えて当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

(貸与等の決定)

第7条 市長は、第4条及び前条の申請があったときは、これを審査し、貸与の可否及び交付額を決定し通知するものとする。

(資機材の管理責任)

第8条 貸与を受けた組織は、資機材を責任をもって管理、保管しなければならない。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成8年6月18日から施行する。

別表(第3条関係)

貸 与 資 機 材 表

区 分	品 名
水害排除用具	水中ポンプ、土のう袋、スコップ、つるはし、掛矢、ロープ
運搬用具	一輪車、石み
照明用具	懐中電灯
情報関係用具	トランシーバー、トランジスターラジオ
安全用具	ヘルメット、合羽、長靴、救急セット
その他	市長が認めるもの

自主防火防災組織規約

〇〇会自主防火防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、〇〇会自主防火防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

(目 的)

第3条 本会は、〇〇会の住民が連帯共同して、火災、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害を未然に防止し、又は被害を軽減することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における警戒、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防火防災訓練等の実施に関すること。
- (5) 防火防災用資機材等の整備に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、〇〇会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に会長、副会長、幹事、会計、監査を置く。

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、会の会計事務をつかさどる。
- 5 監査は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、役員会その他の会議を置く。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画について協議する。

- 2 協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 地震の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における警戒、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

別表第 1

〇〇自主防災会編成表（例）
（ 本 部 組 織 ）

区	分	住	所	・	氏	名
会	長					
副	会	長				
役	員					
(幹事、会計監査等)						

（ 組 織 ）

〇 〇 〇 〇 自主防災部長		
応 急 活 動 班	情 報 班	
	消 火 班	
	救 出 救 護 班	
	避 難 誘 導 班	
	給 食 給 水 班	
構 成 人 員		

〇〇自主防災会の編成と任務（例）

会 長		① 火災等の災害予防に関すること ② 防災知識の普及に関すること ③ 防災訓練の実施に関すること ④ 災害応急対策に関すること ⑤ その他 〔上記事項の計画策定と推進〕
副 会 長		
役 員		
(幹事、会計監査等)		
応急救護活動班	○ ○ ○ ○ 自 主 防 災 部 長	
	情 報 班	災害情報の収集と関係先などへの通報連絡、広報活動
	消 火 班	出火等の災害発生防止、初期消火などの防ぎょ活動
	救出救護班	負傷者の救出救護活動
	避難誘導班	人員の把握と避難誘導活動
	給食給水班	水、食料の配布、炊き出し等の給食・給水活動

向日市防災協力農地登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この制度は、災害発生時における緊急避難場所及び仮設住宅建設用地並びに復旧用資材置場等として活用できる農地をあらかじめ登録しておくことにより、災害時の市民等の安全確保と復旧活動の円滑化を図るための用地を確保するとともに、農地が農作物の生産の場だけでなく、環境面、防災面からも重要なオープンスペースであることを市民に理解してもらうことにより、農家と地域住民相互の協力のもとでの、「防災のまちづくり」を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 防災協力農地とは、本要綱に基づき、登録された農地をいう。
- (2) 緊急避難場所とは、市民等が災害のため住家に被害を受け、居住の場所を失った者又は被害を受けるおそれがある者が一時的（7日以内をいう。以下同じ。）に避難する場所をいう。
- (3) 仮設住宅建設用地とは、災害救助法第23条第1項第1号の応急仮設住宅を建設する用地をいう。
- (4) 復旧用資材置場等とは、応急仮設住宅資材、鋼材、材木、袋詰めセメントその他の災害復旧工事に必要と認められる資材及びこれらに準ずるもので農地の原形復旧に支障とならないものを仮置きする場所をいう。
- (5) 災害とは、災害対策基本法第2条第1号に定めるもので、向日市災害対策本部が設置された災害をいう。

(防災協力農地の用途)

第3条 防災協力農地の用途は、緊急避難場所、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等とする。

(登録)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、防災協力農地登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の農地に小作権等が設定されている場合、農地の所有者は借手の同意を得るものとする。
- 3 市長は、防災協力農地登録申出書の提出があった場合は、その記載に重大な誤りがある場合を除き、これを防災協力農地登録簿（様式第2号）に記載するものとする。

(登録証の交付)

第5条 市長は、農地を防災協力農地として登録したときは、その申し出をした所有者に速やかに登録証（様式第3号）を交付するものとする。

(登録の期間)

第6条 防災協力農地の登録期間は、登録日から2年を経過した最初の3月31日までとする。ただし、市長が当該農地を防災協力農地として必要がないと認めた場合又は登録をした所有者（以下「登録者」という。）が登録を継続しない旨の意思表示をした場合を除き、期間満了毎に自動的に3年間登録を継続するものとする。

- 2 前条の登録証は、登録の継続に際しても、登録者に交付するものとする。
- 3 登録期間中、登録の抹消をしようとする登録者は、登録抹消届出書（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(標識の設置)

第7条 市長は、必要に応じて、防災協力農地に、これを表示する標識を設置するものとする。

(使用)

第8条 市長は、災害が発生した場合、防災協力農地を登録者の許諾なく、緊急避難場所として一時的に使用することができる。

2 市長は、災害が発生した場合に、防災協力農地を8日以上緊急避難場所として使用しようとする場合又は仮設住宅建設用地若しくは復旧用資材置場等として使用しようとする場合は、登録者にその使用を要請するものとする。

3 使用の要請は文書をもって行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭その他の文書以外の方法によって行うことができる。

4 使用の要請を受けた農地の登録者は、特段の支障のない限り、要請に応じるものとする。

(使用期間)

第9条 前条第2項に係る防災協力農地の使用期間は2年以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、登録者の同意を得て、これを延長することができる。

(補償及び土地使用料等)

第10条 防災協力農地を使用した場合の補償及び土地使用料等については、市長が別に定める。

(原形復旧)

第11条 防災協力農地の使用が終了したときは、市長は速やかにこれを農地として原形復旧し、所有者に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月9日から施行する。

防災協力農地登録届出書

年 月 日

向日市長 様

届出者 住所
(所有者) 氏名
電話

印

次の農地を向日市の防災協力農地として、登録することを申し出ます。

農地の所在地	現況 地目	面 積	市街化区域		市 街 化 調整区域	借手（小作）の同意
			生産緑地	宅地化農地		借手（小作）名

(注) 農地に小作権等を設定している場合は、借手の同意欄に借手が署名捺印して下さい。

向日市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と社会福祉法人向日市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり向日市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市地域防災計画に基づき、災害が発生した場合におけるセンターの設置運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（運営）

第3条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対しセンターの設置を要請する。

2 乙は、前項の要請があった場合には、すみやかにセンターを設置し、運営を担う。

（設置場所）

第4条 乙は、センターを向日市福祉会館に設置する。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、適切な設置場所を確保するものとする。

（業務）

第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼等に関すること
- (2) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（要請手続）

第6条 甲は、乙にセンターの運営を要請するときは、センターの設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、甲は、口頭等により要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（関係団体との協力体制）

第7条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織、消防関係団体と情報交換、防災訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めるものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、センターの運営に必要な資機材を協力して確保するものとする。

（センターの閉鎖）

第9条 センターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、甲が決定する。

（研修等の実施）

第10条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材育成に努めるものとする。

（平常時の取り組み）

第11条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援に努めるものとする。

（費用負担）

第12条 要請に基づき、乙が協力した事項に要した費用のうち、甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前条に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない

ない。

3 第1項に規定する費用の支払方法は、甲乙協議して別に定める。

(損害賠償等)

第13条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとし、災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、保険により対応するものとする。

(報告)

第14条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 向日市市長

乙 社会福祉法人
向日市社会福祉協議会会長

災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とレンゴー株式会社新京都事業所（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給と避難所における生活環境の整備を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することができる物資は次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の物資供給にかかる費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生の直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、算定するものとし、物資引渡しまでの運搬にかかる費用その他の経費を含むものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に対し、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（平時からの協力）

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

（期間及び改廃）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

- 2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１２月２０日

甲 京都府向日市寺戸町中野２０番地
向日市長

乙 京都府長岡京市勝竜寺八反田１番地
レンゴー株式会社新京都事業所
事業所長

<様式第1号>

年 月 日

レンゴー株式会社新京都事業所 御中

物資供給要請書

向日市長

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

<物資の概要>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所（納入場所）
- ・引渡日時（納期）

<備考欄>

<様式第2号>

年 月 日

向日市長 様

物資供給報告書

レンゴー株式会社新京都事業所

災害時における物資の供給に関する協定書第4条第3項に基づき、次のとおり物資の供給について報告します。

<物資の概要>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所（納入場所）
- ・引渡日時（納期）

<備考>

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

向日市（以下「市」という。）と社会福祉法人向陵会（以下「施設管理者」という。）は、福祉避難所の設置及び運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内に災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号の災害が発生した場合において、市が施設管理者に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、通常の避難所では避難生活が困難な援護を要する状態にある者（以下「要援護者」という。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び運営並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

（対象者）

第3条 この協定による援護の対象者は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない程度の在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、施設管理者に対し、当該対象者の受入を要請するものとする。

2 施設管理者は、市からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第5条 施設管理者は、前条の規定による市の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を市に報告するものとする。

2 市は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを施設管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、市及び施設管理者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は市及び施設管理者は協議の上、延長することができるものとする。

2 施設管理者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため当直者を配置するものとする。

（対象者の移送）

第7条 市の要請に基づき、施設管理者が受入を了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族若しくは支援者が行い、又は当該福祉避難所の従事者が消防団、警察、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第8条 市は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 施設管理者は、前項に定める物資の調達について、市と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 施設管理者は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 市は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。
(経費の負担)

第9条 市は、施設管理者に対し、福祉避難所の設置及び運営管理に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 市は、施設管理者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 施設管理者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を第7条に規定する場合のほか、市以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 施設管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 施設管理者は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第14条 市は、施設管理者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、市、施設管理者いずれかより異議の申し出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者が協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、施設管理者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年4月18日

市 向日市寺戸町中野20番地
向日市長

施設管理者 向日市上植野町五ノ坪11番地の1
社会福祉法人向陵会 理事長

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 施設管理者は、この協定による業務を行うに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 施設管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 施設管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 施設管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務従事者への通知)

第5 施設管理者は、この協定による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報の目的外利用・外部提供の禁止)

第6 施設管理者は、市の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該協定の目的以外の目的に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 施設管理者は、この協定による業務を遂行するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の指示に基づく場合は、この限りでない。

(作業場所の特定及び保管場所)

第8 施設管理者は、個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに所定の場所から搬出してはならない。

2 施設管理者は、個人情報が記録された資料等を市又は施設管理者の従業員だけが立入ることのできる場所に設置された施錠のできる保管施設に保管しなければならない。

(再委託等の禁止)

第9 施設管理者は、この協定による業務を遂行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、当該業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、書面により市の承諾を得たときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第10 施設管理者は、この協定による業務を遂行するために、市から提供を受け、又は施設管理者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この協定の完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第11 市は、施設管理者がこの協定による業務を行うにあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第 12 施設管理者は、個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、漏えい、滅失、き損、改ざん等のあった個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

災害時等における緊急放送に関する協定書

災害時緊急放送の実施について、向日市（以下「甲」という。）と一般社団法人FMおとくに（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害等の情報について緊急放送を行うことにより、災害等による被害の軽減を図り、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は災害情報等について市民への緊急放送が必要な場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、大雨、大規模火災、武力攻撃事態、その他非常事態による災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害情報及び避難情報の提供
- (2) その他人命の保護等に係る緊急、重大な情報の提供

（要請方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく放送を行った場合に要する費用は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、前項の期間満了の日の3ヵ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して協定の解除、又は変更の申し出がないときは、この期間を更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月2日

（甲）向日市寺戸町中野20番地
向日市長

（乙）向日市寺戸町七ノ坪141 SU・BA・CO4階
一般社団法人 FMおとくに 代表理事

災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）及び大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、向日市内で地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、復旧活動に要する用地（以下「用地」という。）の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法 第八十条 第二項に基づき、乙の所掌業務に係る応急措置が円滑に実施されるよう、災害時における用地の使用に関する事項を定めることを目的とする。

（使用対象）

第2条 使用対象は、別表に掲げる用地内の一部区域とする。

（使用申請）

第3条 乙が用地を使用する場合は、様式第1号により、甲に申請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により申請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用申請があった場合には、用地の使用状況や住民避難状況、広域的支援部隊の展開状況等を踏まえ、支障が無い範囲で使用を認め、様式第2号により許可を与えるものとする。

3 甲は、前項の規定による許可を与えた場合、各用地に関係する条例等で規定した「行為の許可」について、乙の手続きは不要とする。

（使用料の免除）

第4条 甲は、前条による許可を与えた場合、乙の用地使用にかかる使用料及び占用料を免除とする。

（用地の使用）

第5条 乙は、所掌業務に係る応急措置を実施するための設備を用地内に設置する場合には、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置する。

2 乙は、用地を使用する際、同用地を使用している他の機関と相互に調整を行うものとする。

（原状回復）

第6条 乙は、用地の使用期間終了後、前条第1項による設備の撤去も含め、自己の責任と負担において原状回復を行うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、用地の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

（許可の取り消し）

第8条 甲は、第3条第2項に基づく許可に関わらず、本来の用途に使用する必要がある場合又は使用の許可を継続しがたいと判断した場合は、これを取り消すことができる。

2 第1項により取り消しがあった場合についても、乙は、第6条の規定を遵守しなければならない。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応

じ、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和元年５月１４日

甲 京都府向日市寺戸町中野２０番地
向日市長

乙 京都府京都市下京区中堂寺栗田町９３
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー
京滋導管部長

別表

使用対象の用地一覧表

No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)	使用可能区域
1	市民ふれあい広場	向日市鶏冠井町十相地内	2,100	グラウンド
2	第5 向陽小学校	向日市上植野町五ノ坪1	7,600	グラウンド
3				
4				
5				

年 月 日

様

申請者
住 所
名 称
印

災害時における復旧活動に要する用地使用申請書

「災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、下記のとおり使用を申請します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用申請用地

No.	名 称	所 在 地	面 積(㎡)	備 考

3 担当者名及び連絡先

年 月 日

様

印

災害時における復旧活動に要する用地使用許可書

年 月 日付けの用地使用申請については、「災害時における復旧活動に要する用地の使用に関する協定書」第3条第2項の規定により、下記のとおり使用を許可します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 使用許可用地

No.	名 称	所 在 地	面 積(㎡)	備 考

3 許可条件など

災害時における情報提供に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）及び大阪ガス株式会社（以下「乙」という。）は、向日市内において地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙から甲に提供される災害時における情報（以下「情報」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都市ガス供給を停止した住民への、都市ガス供給の復旧についての円滑な情報提供に関する事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 情報の提供対象は、甲の運用するウェブサイトの閲覧者とする。

（情報提供の手段）

第3条 情報は平常時に予め乙から甲にデータ形式で提供する。

2 甲は災害時にこれを甲の運用するウェブサイトに掲載する。この際、乙に掲載可否の確認は必要としない。

（情報の内容）

第4条 乙は甲に「マイコンメーター復帰手順の情報」及び「ガス復旧状況の情報」を提供する。詳細は別紙1に記載する。

2 乙は情報の内容が変更された場合、速やかに甲に連絡の上、最新の情報提供を行う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれかより文書による申し出がない限り、引き続き1年間有効とし、以後も同様の措置とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月14日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙 京都府京都市下京区中堂寺栗田町93
大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー
京滋導管部長

(別紙1)

1. マイコンメーター復帰手順の情報

以下の情報データを掲載。

ガスが使えない場合は

マイコンメーターが大きな揺れなどを感知して、安全のためガスを遮断している場合があります。
その場合は以下の手順で復帰操作をしてください。

Step ①

まずは、全てのガス機器を止めて、ガス臭くないかを確認

ガスもれに気づいたら、すぐ窓や戸を開けて、ガスもれ専用電話にご連絡いただき、屋外に避難してください。

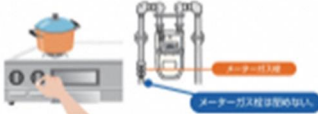
Step ②

ガス臭くない場合は、メーターの赤いランプの点滅を確認

点滅がなくガスが使えない場合は、大阪ガスお客さまセンターにご連絡ください。

Step ③

全てのガス機器の器具栓、
ガス栓が閉まっているかを確認する。
屋外の機器も忘れずに。



Step ④

復帰ボタンのキャップを手で左に回して外す

復帰ボタンのキャップがない場合やメーターの種類
形状が異なる場合や復帰ボタンの位置がわからない
場合は大阪ガスホームページにてメーターの種類
に応じた操作手順をご覧ください。



Step ⑤

復帰ボタンを奥までしっかり押し
ランプの点灯を確認したら手をはなす。
点灯後、またランプの点滅が始まります。



Step ⑥

ガスを使わず3分間待つ

ランプの点滅が消えるとガスが使えます。



上記の操作方法を実施してもガスが出ない場合、方法に不明な点がある場合は、大阪ガスお客さまセンターにご連絡ください。

大きな地震などでは、その区域全体のガス供給を停止する場合があります。
その場合は各戸のガスメーターで復帰操作を行ってもガスが出ないことがあります。

■ガス供給再開後の使用時の注意点■

使用前に、排気口にこわれ・はずれなどの異常がないかをご確認いただき
設備に異常のあるガス器具はご使用にならないでください。

2. ガス復旧状況の情報

ガス管の復旧進捗状況を HP で確認できる大阪ガスの「復旧見える化システム」を掲載。

【リンク先】 <http://www.osakagas.co.jp/area-exhibition/>

*大規模災害発生時などに、大阪ガスホームページトップの緊急用画面に掲載します

「復旧見える化システム」

地域毎にガスの復旧進捗状況などを掲載した一覧リストと、ガスの復旧進捗状況毎に色分けしたマップが、大阪ガスのホームページトップ画面から閲覧可能です。「供給停止（閉栓中）」、「道路面のガス管検査中」、「道路面のガス管修理中」、「お客さま宅のガス設備検査・開栓実施中」、「お客様宅への訪問・開栓一巡完了」の5区分を明示します。

① 一覧リスト

お客さまがお住まいの地域をお調べになりやすいよう、町名入力による絞り込み検索機能を設け、地域毎（町丁単位）に復旧完了見込み日、復旧進捗状況を表示します。

（イメージ）

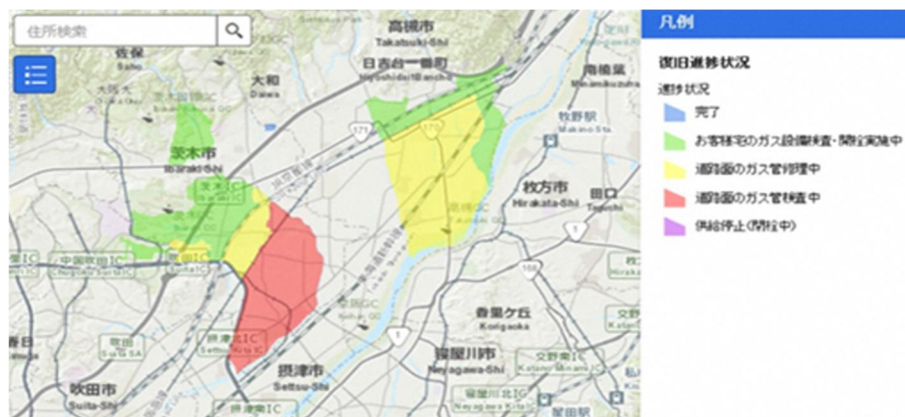
行政区名	復旧完了見込み	復旧進捗				地図
		【ステップ1】 閉栓	【ステップ2】 道路面のガス管検査中	【ステップ3】 道路面のガス管修理中	【ステップ4】 お客様宅のガス設備検査・開栓実施中	
大阪府 大阪市 中央区 安堂寺町 1丁目	2018/3/7 ～ 2018/3/14	●	○	○		地図1
大阪府 大阪市 中央区 安堂寺町 2丁目	2018/3/2 ～ 2018/3/5	●	●	●	○	地図1 地図2
大阪府 大阪市 中央区 瓦屋町 1丁目	2018/3/1	●	●	●	●	地図1 地図2 地図3 地図4
大阪府 大阪市 中央区 瓦屋町 2丁目	2018/3/2 ～ 2018/3/5	●	●	●	○	地図1 地図2 地図3
大阪府 大阪市 中央区 瓦屋町 3丁目	2018/3/10 ～ 2018/3/17	●	○			地図1 地図2 地図3 地図4 地図5

現場状況により、復旧完了見込みが変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

② マップ

復旧進捗状況毎に色分けして表示し、お客さまがお住まいの地域を選択すると復旧完了見込み日を表示します。 町名入力による絞り込み検索機能も設けています。

（イメージ）



向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書

向日市（以下「市」という。）と乙訓消防組合（以下「消防組合」という。）は、避難行動要支援者の名簿情報の提供にあたり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害対策基本法第49条の10の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を同法第49条の11の規定により、市が消防組合に提供するにあたり、その名簿情報の取扱いについて定めるものとする。

（名簿情報の提供）

第2条 市は、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援等（災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を実施するため、年1回、名簿情報を消防組合に提供する。

2 市が消防組合に提供する名簿情報は、紙に印字された文書の形式とする。

3 消防組合は、名簿情報を受領した際は、避難行動要支援者名簿情報受領書（様式第1号）を市に提出するものとする。

4 市は、更新した名簿情報を提供する際は、消防組合から既に提供した名簿情報の返却を受けるものとする。

（名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者）

第3条 消防組合は、提供された名簿情報を管理する者（以下「名簿情報管理責任者」という。）を定め、名簿情報管理責任者及び名簿情報の保管場所等について、名簿情報管理責任者等登録届（様式第2号）により市へ届け出るものとする。

2 消防組合は、提供された名簿情報の閲覧、複写の所持その他必要な措置を実施する者（以下「名簿情報取扱者」という。）を定め、名簿情報取扱者登録届（様式第3号）により市へ届け出なければならない。

3 消防組合は、名簿情報管理責任者若しくは名簿情報取扱者に変更が生じたとき、又は名簿情報の保管方法に変更が生じたときは、速やかに名簿情報管理責任者等変更届（様式第4号）により市へ届け出なければならない。

（名簿情報の利用制限）

第4条 消防組合は、提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。

2 消防組合は、提供された名簿情報（複写を含む。以下同じ。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の消防組合内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。

（名簿情報の複写制限）

第5条 消防組合は、提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行ってはならない。

（守秘義務）

第6条 名簿情報管理責任者、名簿情報取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(名簿情報の保管)

第7条 消防組合は、提供された名簿情報について、漏えい、紛失、滅失、き損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止のため、施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

(第三者提供の禁止)

第8条 消防組合は、提供された名簿情報を、消防組合以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは災害対策基本法に定める避難支援等関係者に該当する範囲内についてはこの限りではない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 消防組合は、提供された名簿情報について、漏えい等が生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。

(名簿情報の返却義務)

第10条 消防組合は、名簿情報の提供を受ける必要がなくなったときには、速やかに市に対し名簿情報を返却するものとする。

(損害賠償)

第11条 消防組合の故意又は重大な過失により、名簿情報の漏えい等の事故が発生し、市が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争があった場合は、市及び消防組合は誠意を持ってこれらに対処するものとする。この場合、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は消防組合に対して求償権を有するものとする。

(補則)

第12条 その他、この覚書に定めのないこと、又は覚書の内容に疑義等が生じた場合には、市と消防組合が協議して定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年8月1日

向日市長 安 田 守

乙訓消防組合

管理者 中小路 健吾

様式第1号 (第2条関係)

向日市避難行動要支援者名簿情報受領書

(宛先) 向日市長

様

私は、向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第2条第1項の規定により、名簿情報を受領しました。

年 月 日

機関名

管理者名 印

連絡先

名簿情報管理責任者等登録届

年 月 日

（宛先） 向日市長 様

機関名
管理者名



向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第 3 条第 1 項の規定により、名簿情報管理責任者並びに名簿情報の保管場所及び保管方法を次のとおり届け出ます。

1 名簿情報管理責任者

所 属	
役 職 ・ 氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
F A X	
メー ル	

2 名簿情報の保管場所等

保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	

※保管方法は、「〇〇課事務室のロッカー内に施錠して保管」など、詳細を記載してください。

(表)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

名簿情報取扱者登録届

年 月 日

(宛先) 向日市長 様

機関名
管理者名

印

向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第 3 条第 2 項の規定により、名簿情報取扱者を次のとおり届け出ます。

所属・役職	名簿情報取扱者氏名	所属・役職	名簿情報取扱者氏名

(裏)

名簿情報取扱者の方には、災害対策基本法第49条の13及び避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書により守秘義務が課されます。

災害対策基本法第49条の13

第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

覚書内容（抜粋）

第4条第1項 提供された名簿情報を、要支援者の避難支援等以外の目的に利用してはならない。

第4条第2項 提供された名簿情報（複写を含む。以下同じ。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外の消防組合内の避難支援等の実施に携わる者に提供できる。

第5条 提供された名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えて行つてはならない。

第6条 名簿情報管理責任者、名簿情報取扱者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

第7条 提供された名簿情報について、漏えい、紛失、滅失、き損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止のため、紙に印字された文書の形式で提供された名簿は施錠可能な場所に保管する等、必要な措置を講じなければならない。

第8条 提供された名簿情報を、消防組合以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは災害対策基本法に定める避難支援等関係者に該当する範囲内についてはこの限りではない。

名簿情報管理責任者等変更届

年 月 日

（宛先） 向日市長 様

機関名

管理者名



向日市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する覚書第3条第3項の規定により、名簿情報管理責任者等の変更について、次のとおり届け出ます。

1 名簿情報管理責任者の変更

【変更前】	
所属	
役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX	
メール	
【変更後】	
所属	
役職・氏名	
住所	
電話番号	
FAX	
メール	

2 名簿情報の保管場所等の変更

【変更前】	
保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	
【変更後】	
保 管 場 所	
保 管 方 法 ※	

※保管方法は、「〇〇課事務室のロッカー内に施錠して保管」など、詳細を記載してください。

3 名簿情報取扱者の変更

変更 内容	【変更前】		【変更後】	
	所属・役職	名簿情報取扱者氏名	所属・役職	名簿情報取扱者氏名
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				
追加				
変更				
削除				

※変更内容は、該当する項目を○で囲んでください。

※対象人数が多い場合は、用紙を追加してください。

災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉用具等物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害」という。）に甲が避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時において、緊急に物資確保を図る必要のあるときには、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（物資の内容）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（物資の要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続は、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給）

第5条 乙は、物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、当該場所において、甲又は甲が指定する者が物資を確認のうえ、受け取るものとする。

（物資の適合確認）

第6条 物資の適合確認は、甲の要請に対し、乙の福祉用具専門相談員が現地の状況や災害時要配慮者の状態を踏まえ必要に応じて行うものとする。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料や車両等の輸送手段の確保が困難な場合には可能な限り協力を行うものとする。

（配慮事項）

第8条 甲は、乙に第2条の規定により協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命・身体の安全に配慮するものとする。

(報告)

第9条 乙は、供給を実施したときは、「物資供給報告書」(様式第2号)により報告を行うものとする。ただし、文書により報告できない場合は、口頭により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(費用)

第10条 乙が甲に供給した物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定するものとする。

(損害の負担)

第11条 この協定に基づく供給の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第12条 乙は、供給に要した費用について、第9条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、30日以内にその代金を支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、災害時における要請及び供給に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、毎年4月に連絡責任者名簿(様式第3号)を作成し、これを互いに通知して情報連絡体制を確認するものとする。

2 連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を相手先に速やかに提出するものとする。

(疑義の決定)

第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(協定書の有効期間)

第16条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和元年12月10日

甲 向日市長

乙 一般社団法人 日本福祉用具供給協会

別表様式（第3条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト等

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

向日市（以下「甲」という）と株式会社 Fujitaka JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー京都校（以下「乙」という）は、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22号に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

第2条 甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙は、特別な理由があるときは、甲の要請に協力できないことがある。この場合において乙は、責任を負わないものとする。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という）は次に掲げる業務とする。

- (1) 災害対応に必要な映像による情報収集に関する業務
- (2) 災害地図の作成支援に関する業務
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施時期その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は協力要請書の提出を受けた時は直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第6条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全確保に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

（映像等の所有権）

第8条 この協議に基づく協力業務による映像等の所有権は、甲に帰属するものとする。なお、乙は協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用負担）

第9条 協力業務の実施に要する無人航空機及び資機材並びに人員にかかわる費用の負担については、乙が負担するものとし、特別な事案が発生した場合のみ、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 協力業務の実施において発生した事故については、乙の責めに帰すべき事由に対してのみ、乙が責任を負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の要否については、甲が指定した指揮者がその判断を行うものとし、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章で協定の解除をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月9日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 京都府京都市下京区東塩小路町606番地
三旺京都駅前ビル 7階
株式会社 Fujitaka
JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー京都校
校長

年 月 日

株式会社 Fujitaka
JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー京都校 様

向日市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属	職名
	氏名	電話
電話・FAX 等による 要請日時	年 月 日	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
出 動 場 所		
業 務 期 間	年 月 日 から 年 月 日	
備 考		

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで避難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が設置する通信設備（屋外線、保安器、屋内配線、モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する通信設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は別記を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

2 前項に定める特設公衆電話の設置に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、設置に際して屋内配管等新たな設備の設置が必要な場合は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により利用を開始することができるも

のとし、特設公衆電話の撤去後甲は乙に対し施設場所・期間について連絡を行うこととする。

- 2 前項の定めは、甲が実施する防災訓練等で甲が特設公衆電話を利用することを妨げるものではない。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

- 2 特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第14条に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

(国際通話可能な回線の扱い)

第11条 国際通話可能な回線については、原則1避難所1台として設置する。

(特設公衆電話の利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文章で協定の解除をしない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙 京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店長

災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とフジカ株式会社（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給と避難所における生活環境の整備を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に対して供給を要請することができる物資は次のとおりとする。

- （1） 段ボールパーテーション
- （2） 段ボール簡易ベッド
- （3） 段ボールケース
- （4） テープ
- （5） ポリ袋
- （6） その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

第3条 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

第4条 乙は前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙の物資供給にかかる費用は無償とする。

（平時からの協力）

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

（期間及び改廃）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

- 2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年７月２８日

甲 京都府向日市寺戸町中野２０番地

向日市長

乙 滋賀県大津市苗鹿１－１－１７

フジカ株式会社
代表取締役

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

向日市（以下「市」という。）と介護老人保健施設ケアセンター回生（以下「施設管理者」という。）は、福祉避難所の設置及び運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、向日市内に災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号の災害が発生した場合において、市が施設管理者に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、通常の避難所では避難生活が困難な援護を要する状態にある者（以下「要援護者」という。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び運営並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援（相談等を含む。）とする。

（対象者）

第3条 この協定による援護の対象者は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

（協力の要請）

第4条 市は、災害時において、対象者の存在を把握した場合は、施設管理者に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 施設管理者は、市からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要援護者等の受入れ等）

第5条 施設管理者は、前条の規定による市の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要援護者の受入体制を整え、受け入れることができる要援護者の人数等を市に報告するものとする。

2 市は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要援護者を特定し、これを施設管理者に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要援護者の状況報告、必要な処遇の協議等は、市及び施設管理者が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 要援護者を介助する者については、当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は市及び施設管理者は協議の上、延長することができるものとする。

2 施設管理者は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため可能な範囲で当直者を配置するものとする。

3 前項の当直者を施設管理者が配置できない場合については、市は適切な者を選定し、その職にあたらせるものとする。

(対象者の移送)

第7条 市の要請に基づき、施設管理者が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、当該対象者の家族若しくは支援者が行い、又は当該福祉避難所の従事者が消防団、警察、福祉タクシー事業者等の協力を得て実施する。

(必要な物資の調達及び人的支援)

第8条 市は、避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 施設管理者は、前項に定める物資の調達について、市と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 施設管理者は、要援護者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 市は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

(経費の負担)

第9条 市は、施設管理者に対し、福祉避難所の設置及び運営管理に係る経費について、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 市は、施設管理者が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 施設管理者は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た要援護者又はその家族等の固有の情報を第7条に規定する場合のほか、市以外の者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 施設管理者は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第13条 施設管理者は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第14条 市は、施設管理者がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、市、施設管理者いずれかより異議の申し出がない限り、毎年自動更新されるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、市と施設管理者が協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、施設管理者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年8月1日

市 向日市寺戸町中野20番地

向日市長

施設管理者 向日市物集女町中海道19番地の5
介護老人保健施設ケアセンター回生
施設長

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と株式会社リヴ（以下「乙」という。）は、向日市地域防災計画に基づき、地震、風水害などの災害が発生した場合又は災害の発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者（他市から本市へ通勤若しくは通学している者又は観光その他の理由により本市を訪れている者で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）の受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が、第3条に規定する施設を帰宅困難者用の避難所（以下「避難所」という。）として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所開設の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所を開設する必要があると認めるときは、事前に乙に対し、様式第1号により、避難所開設を要請するものとする。ただし、文書を持って要請することができない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定により避難所開設の要請があったときは、帰宅困難者の災害時等における一時的な避難所として可能な範囲で以下の施設を使用することを承認するものとする。

所 在 地 京都府向日市寺戸町七ノ坪1 4 1

施 設 名 S U ・ B A ・ C O（株式会社リヴ本社）

受入れ場所 1階フロア部分

（避難所の運営）

第4条 この協定に基づく避難所の運営は、次のとおりとする。

（1）避難所における帰宅困難者の生活は、甲が甲の現場責任者を通して支援するものとする。

（2）その他避難所の運営について必要な事項は、甲と乙が協議の上、甲が実施するものとする。

（開設期間）

第5条 避難所の開設期間は開設した日から3日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第6条 甲は、乙の業務に支障を来たさないようにするため、早期に乙の業務が再開できるよう、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第7条 甲は、避難所の運営を終了するとき、乙に対し様式第2号により、その旨を報告するものとする。

（経費の負担）

第8条 この協定に基づく、避難所の管理運営に係る費用について、甲が負担することを原則として、甲乙協議により決定するものとする。

（損害賠償）

第9条 第4条の規定による避難所の開設、運営上において生じた施設、設備及び器物の破損等の損害は、乙の報告によりその損害に応じた費用を甲が負担するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1箇月前までに、甲又は乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和2年10月27日

甲 京都府向日市寺戸町中野20

向日市長

乙 京都府向日市寺戸町七ノ坪141

S U ・ B A ・ C O

株式会社 リヴ

代表取締役

災害時における情報発信等に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害などの災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、乙と協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み）

第2条 この協定における取組みの内容は次の中から、甲乙の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、キャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - （2） 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （3） 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （4） 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （5） 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - （6） 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲乙で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 この協定の締結の事実及び内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

水害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）とアンダーツリー株式会社（以下「乙」という。）は、水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下、「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設を一時避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水害時に避難が必要になった者に対し、市が次条に規定する施設を一時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を一時避難場所（以下、「避難場所」という。）として、甲に使用させるものとする。

（1）所 在 地 向日市上植野町尻引1番1号

（2）所 有 者 アンダーツリー株式会社

（3）施 設 名 称 キコーナ京都向日店

（4）受 入 場 所 立体駐車場（鉄骨造 5階建）

（5）受入可能人数 約2,272名（1台当たり4名乗車計算）車両568台

（使用の期間）

第3条 避難場所としての使用期間は甲が避難情報を発令したときから解除するまでの期間とする。

（使用料等）

第4条 避難場所の使用料は、無料とする。

（施設破損時の対応）

第5条 施設が避難場所として使用された場合の施設の破損・汚損について、甲は原状に回復する義務を負う。ただし、地震、洪水等の災害により生じた部分の破損等についてはこの限りではない。

（使用中の事故に対する責任）

第6条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（施設の廃止又は変更等の届出）

第7条 乙は、施設を廃止し、又は改築その他の事由により避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に届出を行い、必要に応じて甲乙が協議し、協定内容を変更する。

（有効期限）

第8条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 大阪市西区西本町一丁目2番8号

アンダーツリー株式会社

代表取締役

大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道施設の災害査定支援に関する業務に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水道の施設をいう。

（平常時の準備）

第 3 条 丙は、災害査定の支援業務を行うため、平常時から次の各号に掲げる項目について実施する。
なお、実施時期については、甲、乙及び丙の協議により定める。

- （1）大規模災害発生時における連絡体制の確認
- （2）甲、乙及び丙の情報伝達訓練等の合同訓練

（災害査定業務の要請）

第 4 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道施設の災害査定に係る業務が必要と認めるときは、丙に対し災害査定業務の支援を要請することができる。

- 2 丙は、前項の要請があったときは、速やかに会員に連絡を行い、業務が可能な会員リストを甲又は乙に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が災害査定支援業務を実施できない場合においては、この限りではない。
- 3 甲又は乙は、前項により丙から通知された会員に対し、災害査定に係る業務を依頼することができる。
- 4 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（活動に伴う費用）

第 5 条 この協定に基づく支援内容のうち、第 4 条第 2 項の業務が可能な会員リストの通知については丙の負担とし、第 4 条第 3 項で依頼した災害査定に係る業務については甲又は乙の負担とする。

（事務局及び連絡体制）

第 6 条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1）甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- （2）丙の連絡窓口は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部とする。

（協定の期間及び更新）

第 7 条 この協定は、令和 3 年 4 月 1 日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

- 2 協定の有効期間が満了する 30 日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に 1 年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

丙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関西支部長

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大 橋 一 夫
舞鶴市長	多々見 良 三
綾部市長	山 崎 善 也
宇治市長	松 村 淳 子
宮津市長	城 崎 雅 文
亀岡市長	桂 川 孝 裕
城陽市長	奥 田 敏 晴
向日市長	安 田 守
長岡京市長	中小路 健 吾
八幡市長	堀 口 文 昭
京田辺市長	上 村 崇
京丹後市長	中 山 泰
南丹市長	西 村 良 平
木津川市長	河 井 規 子
大山崎町長	前 川 光
久御山町長	信 貴 康 孝
井手町長	汐 見 明 男
宇治田原町長	西 谷 信 夫
和束町長	堀 忠 雄
精華町長	杉 浦 正 省
京丹波町長	太 田 昇
与謝野町長	山 添 藤 真

同意書

向日市は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部との「大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定」を令和３年３月２５日をもって締結することに同意します。

令和３年３月１９日

向日市長 安 田 守

大規模災害時における災害復旧支援に関する協定

京都府（以下「甲」という。）、別紙 1 に定める京都府内の 22 市町（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）は、大規模災害等が発生した場合に甲又は乙が管理する下水道管路施設の復旧支援に関する業務に関して、以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大規模災害等が発生した場合に、下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援に関する業務を行うことについて、甲及び乙が丙と協力し、府民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法に基づく京都府災害対策本部が設置された場合又は甲若しくは乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

2 この協定において「下水道管路施設」とは、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号で定義される公共下水道、同条第 4 号で定義される流域下水道又は同条第 5 号で定義される都市下水路における同条第 2 号で定義される下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設をいう。

（復旧支援業務の要請）

第 3 条 甲又は乙は、大規模災害時において、下水道管路施設に「下水道事業における災害時支援に関するルールの解説（公益社団法人日本下水道協会 令和 2 年 12 月改定）」の「(4) 支援、応援、派遣の区分」（40 ページ）の中で定義される以下の業務が必要と認めるときは、丙に対し復旧支援業務を要請することができる。

- (1) 緊急点検
- (2) 緊急調査
- (3) 緊急措置
- (4) 一次調査（応急復旧のための調査）
- (5) 二次調査（本復旧のための調査）

2 乙が丙に対し、復旧支援業務の要請を行う場合は、甲の事務局が乙の復旧支援業務の要請を取りまとめた上で、丙の連絡窓口へ要請する。

（復旧支援業務に伴う費用）

第 4 条 この協定に基づく復旧支援業務は、丙の支援を受けた甲又は乙の負担とする。

（下水道台帳データの提供）

第 5 条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を P D F 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第 6 条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

（事務局及び連絡体制）

第 7 条 甲及び丙の復旧支援業務に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、京都府建設交通部水環境対策課とする。
- (2) 丙の連絡窓口は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部とする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定は、令和3年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和4年3月31日までとする。

2 協定の有効期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙による協議のうえ解決する。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、この協定を2通作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年3月25日

甲 京都府知事

丙 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長

別紙1 乙 京都府内22市町

福知山市長	大 橋 一 夫
舞鶴市長	多々見 良 三
綾部市長	山 崎 善 也
宇治市長	松 村 淳 子
宮津市長	城 崎 雅 文
亀岡市長	桂 川 孝 裕
城陽市長	奥 田 敏 晴
向日市長	安 田 守
長岡京市長	中小路 健 吾
八幡市長	堀 口 文 昭
京田辺市長	上 村 崇
京丹後市長	中 山 泰
南丹市長	西 村 良 平
木津川市長	河 井 規 子
大山崎町長	前 川 光
久御山町長	信 貴 康 孝
井手町長	汐 見 明 男
宇治田原町長	西 谷 信 夫
和束町長	堀 忠 雄
精華町長	杉 浦 正 省
京丹波町長	太 田 昇
与謝野町長	山 添 藤 真

同意書

向日市は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会との「大規模災害時における災害復旧支援に関する協定」を令和３年３月２５日をもって締結することに同意します。

令和３年３月１９日

向日市長 安 田 守

災害時における放送等に関する協定

向日市(以下「甲」という。) と、株式会社ジェイコムウエスト(以下「乙」という。) は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。) の放送等に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。) を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、向日市の区域内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(放送要請の通知)

第3条 甲は、前条に基づき災害情報の放送を要請する際は、次の各号に掲げる事項について、災害情報放送要請書(別記様式。以下「要請書」という。) により、乙に要請するものとする。

- (1) 希望する放送の日時
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 放送要請の理由
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請は、メール及びファックスを用いて行う。ただし、これにより難しい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第5条 甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何にかかわらず、乙は、自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月25日

甲 向日市寺戸町中野 20 番地
向日市長

乙 大阪府中央区谷町 2 丁目 3 番 12 号
マルイト谷町ビル
株式会社ジェイコムウエスト
代表取締役社長

大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

向日市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 京都配電営業所（以下「乙」という。）は、大規模災害時(阪神・淡路大震災<震度7相当>)のような地震、風水害、雪害等の自然災害により、広範囲に亘って長時間停電が発生し住民生活に大きな支障をきたしていること。以下「大規模災害」という。）に相互連携して災害対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合や大規模災害に備えて平時から、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、向日市における乙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1） 甲乙相互に連絡体制を確立し、停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、大規模災害発生時に乙が所有する設備を原因として甲が管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙連携して通行の確保にあたるとともに、甲が管理する緊急輸送道路や被災時に孤立集落が発生する道路については、これを優先的に実施する。
- （3） 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路上の障害物除去作業を要請できるものとする。甲は、甲が管理する道路については、道路上の障害物除去作業に協力するものとし、甲が管理しない道路については、当該道路管理者等関係機関へ協力を要請するものとする。なお、「道路上の障害物除去作業」とは、乙の停電復旧作業に伴う車両等の通行のため、最低限の障害物の除去及び簡易な段差修正等により通行を確保する作業をいう。
- （4） 乙は、停電の仮復旧のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は京都府と適宜協議を行うものとする。
- （5） 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点の確保について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- （6） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- （7） 甲及び乙は、病院、防災関連施設等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むとともに、優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。
- （8） 甲及び乙は、倒木等による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、京都府等と連携の上、事前対策について検討するものとする。
- （9） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に要した甲又は乙の費用のうち、本来相手方が行うべき作業に係る費用について、甲乙協議の上、相手方へ請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人（関西電力株式会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

以 上

令和4年12月1日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙 京都府京都市北区小山北上総町50-1
関西電力送配電株式会社 京都支社
電力本部 京都配電営業所
所長

災害時における物資の供給等に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という）は災害時における物資の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給や避難所における生活環境の整備等を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（要請の範囲）

第2条 甲が乙に対して協力を要請することができる内容は次のとおりとする。

- （1）別表1に掲げる乙のロイヤルホームセンター物集女及びロイヤルプロ向日が取り扱う物資の供給
- （2）別表2に掲げる乙が管理・所有する施設の駐車場の使用
- （3）その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し定める事項

（協力要請及び手続）

- 第3条 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める協力を要請することができるものとする。
- 2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - 3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった協力の対応見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

- 第4条 乙は第2条第1項第1号の規定により甲が提供を受ける物資について、前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。
- 2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
 - 3 乙は、甲が指定した場所に運搬することが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、甲と協議し引き渡し方法を決定する。
 - 4 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

- 第5条 乙の協力にかかる費用は、甲が負担するものとし、内容は次のとおりとする。
- （1）第2条第1号の規定により甲が提供を受ける物資に係る対価は、災害発生の直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、算定するものとし、物資引き渡しまでの運搬にかかる費用その他の経費を含むものとする。
 - （2）第2条第2号の規定による施設駐車場の利用に係る対価は、無償とする。
 - （3）第2条第3号の規定による応急対策に係る対価は、甲乙が別途協議し定める。
- 2 甲は、第1項及び第3項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙

に対し、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(平時からの協力)

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

(期間及び改廃)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和6年11月8日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長 安田 守

乙 大阪府大阪市西区阿波座一丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社
代表取締役社長 中山 正明

(別表 1) 供給要請物資一覧表

食 料	非常食（缶詰等）
飲 料	長期保存水・水
衣 料 類	レインウェア（使い捨てカッパ・ヤッケ）
日 用 品 等	簡易トイレ・ガスボンベ・カセットコンロ・ウェットティッシュ・使い捨て手袋 ブルーシート等
燃 料 類	木炭・薪
そ の 他	ロイヤルホームセンター物集女及びロイヤルプロ向日で取り扱う商品

(別表 2) 使用要請施設一覧表

No.	名 称	所 在 地	使用可能区域	備考
1	ロイヤルホームセンター物集女	京都府向日市物集女町 北ノ口 16-3	駐車台数 1 5 1 台	駐車場のみ
2	ロイヤルプロ向日	京都府向日市上植野町 尻引 15 番	駐車台数 3 7 台	駐車場のみ

<様式第1号>

年 月 日

ロイヤルホームセンター株式会社 御中

物資供給等要請書

向日市長

災害時における物資等の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり要請します。

<物資の供給>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所（納入場所）
- ・引渡日時（納期）

<施設の使用>

- ・使用場所

No.	名 称	所 在 地	使用区域
			駐車台数 台分
			駐車台数 台分

- ・使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

<備考欄>

＜様式第 2 号＞

年 月 日

向日市長 様

物資供給等報告書

ロイヤルホームセンター株式会社

災害時における物資の供給等に関する協定書第 4 条第 3 項に基づき、次のとおり報告します。

＜物資の供給＞

- ・ 品目
- ・ 数量
- ・ 引渡場所（納入場所）
- ・ 引渡日時（納期）

＜施設の使用＞

- ・ 使用場所

No.	名 称	所 在 地	使用区域
			駐車台数 台分
			駐車台数 台分

- ・ 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

＜備考欄＞

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

第1条 （本協定書の目的）

甲及び乙は、水災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で向日市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条 （損害調査結果の提供及び利用）

- 1 前条の協力のため、乙は甲に対し、水災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。
 - ① 住民から提供を受けたデータ及び情報
 - ② 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - ③ その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条 （法令の遵守）

- 1 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第 2 項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

第4条 （被害認定の判断）

- 1 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。
- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

第5条 （有効期間）

- 1 本協定書の有効期間は、2024 年 12 月 17 日から 2026 年 12 月 17 日までとする。
- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の 6 ヶ月前までに本協定書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件でさらに 2 年間更新さ

れるものとし、その後も同様とする。

- 3 本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

第6条 （秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。
- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

第7条 （協議）

甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年12月17日

甲：京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙：京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266 三井住友海上京都ビル7F
三井住友海上火災保険株式会社
京都支店長

災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月27日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地
向日市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達、供給等について次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、向日市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に発注する物資は、次に掲げるもののうち乙が保有する物資とする。

（1） 別表に掲げる物資

（2） その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、向日市災害対策本部が文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で発注し、事後速やかに、文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の発注を受けたときは、特別の理由がない限り、その発注事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災した場合はこの限りではない。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡するとともに、今後の出荷見通しを連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲・乙協議して決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙又は乙があつせんする者が物資を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、甲・乙協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、納品書及び請求書により代金等甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容の確認後、速やかにその代金等を支払うものとする。

（連絡責任者の選任及び報告）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び、乙に連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があつた場合は、その都度相手方に連絡するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲、乙いずれからもこの協定の延長に対して異義の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年5月12日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
スギホールディングス株式会社
代表取締役社長

別表（第3条関係）

種 類		主 な 品 種
調剤薬を除く医薬品	一般用医薬品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬
医療用品	衛生用品	マスク、氷枕、ガーゼ、包帯、絆創膏、テープ、はさみ、ピンセット、体温計、とげぬき
	看護・介護用品	紙おむつ（成人用・乳児用）、紙パンツ、尿とりパット、生理用品
	洗浄・消毒・滅菌用品	哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤
	季節用品	医薬品殺虫剤、虫よけスプレー
日用品	飲食物	米、パン、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、容器入飲料水、粉・液体ミルク、離乳食
	衣料類	下着類、タオル、軍手、靴下、雨具
	消耗品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、乾電池、ガムテープ、ライター、洗剤、ごみ袋、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ローソク、歯ブラシ、歯磨き、ラップ、石鹸、マッチ、ライター
	その他	携帯トイレ、使い捨てカイロ、冷却商品

- (1) 物資は概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時における応急対策業務に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）と京都府板硝子商工業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における板硝子設備等の応急復旧作業（以下「復旧作業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が管理する公共施設（以下、「公共施設」という。）の復旧作業のため、乙に協力を要請する必要がある際の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において緊急に復旧作業を行う必要があると認める場合、乙に対し、応援要請書（別記様式第 1 号）により協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要しやむを得ないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項の場合に甲が乙に要請できる復旧作業は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の復旧作業に関すること
- （2）その他、甲が必要と認める復旧作業に関すること

（復旧作業の協力）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請があったときは、特別の理由がある場合を除き、乙の構成員に指示し、復旧作業を行うものとする。

2 乙は、前項の復旧作業において、乙の構成員に対して本協定の内容を遵守させるものとする。

（緊急交通路の規制除外への協力）

第 4 条 甲は、乙又は乙の構成員の車両が、京都府公安委員会が一般車両の通行を禁止し又は制限する緊急交通路の通行が可能となるよう、規制除外車両に関する届出に協力するものとする。

（協力内容の報告）

第 5 条 乙は、復旧作業を実施したときは、甲に対し、随時、その経過について報告するとともに、復旧作業を完了したときは、現場写真を添えて、次の事項について業務完了報告書（別記様式第 2 号）により報告しなければならない。

- （1）復旧作業に従事した業者名及び人員数
- （2）作業内容及び場所
- （3）作業期間
- （4）その他必要事項

(費用負担)

第6条 第3条第1項の復旧作業に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

(第三者に対する損害)

第7条 乙又は乙の構成員が、第3条第1項の復旧作業を行ったことにより第三者に損害を与えた場合は、明らかに甲の責任に起因する場合を除き、乙の負担において補償するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙又は乙の構成員が、第3条第1項の協力に従事したことにより死亡し、若しくは負傷し、又は協力に従事したこと起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き「向日市消防団員等公務災害補償条例」(昭和41年6月22日向日市条例第9号)の規定に準じてその損害を補償する。

(1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(2) 他の制度等により補償を受ける場合

(3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(防災活動への協力)

第9条 乙は、平時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練

(3) その他、甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(要請の伝達及び連絡責任者)

第10条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及び連絡責任者として、甲においては向日市環境産業部防災安全課長、乙においては京都府板硝子商工業協同組合理事長をそれぞれ指定するものとする。

2 乙は災害時に備え、乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜相互に情報交換し、必要に応じて資料の提供を行うものとする。また甲及び乙は、災害時の被害を最小限に抑えるため、平時においても防災・減災の対策について協議・検討することとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に1年間継続されたものとし、以降の期間満了時も同様とする。

(解除)

第 1 3 条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の 30 日前までに、文書により相手方に通知するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

甲 向日市寺戸町中野 2 0 番地

向日市長

乙 京都市上京区下長者町通智恵光院東入
西辰巳町 1 0 6 の 1
京都府板硝子商工業協同組合
理事長

(別記様式第 1 号)

第 号
年 月 日

京都府板硝子商工業協同組合
理事長 様

向日市長

災害時における板硝子設備等の応急復旧に係る応援要請書

災害時における応急対策業務に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

区 分	内 容
施設名	 (所在地 :)
要請内容	☐ 現況調査 ☐ 応急修理 (備考)
その他応援に関して 参考となる事項	

(別記様式第2号)

第 号
年 月 日

向日市長 様

京都府板硝子商工業協同組合
理事長

災害時における板硝子設備等の応急復旧に係る業務完了報告書

災害時における応急対策業務に関する協定に基づく応援が、下記のとおり完了したので報告します。

記

区 分	内 容
復旧作業に従事した 業者名及び人員数	業者名： 人員数：
作業内容及び場所	作業内容 (作業場所：)
作業期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他必要事項	

災害時における車両貸与等に関する応援協定書

向日市（以下「甲」という。）、株式会社スズキ自販京都（以下「乙」という。）、及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（併せて以下「災害時等」という。）、乙が、甲の要請を受けて、甲に車両の貸与等の応援（詳細は、第1条で定めるものとし、以下「本応援」という。）を実施するにあたり、以下の協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本応援の内容）

第1条 本応援の内容及び本応援の対象地域は、以下の通りとする。

【内容】

- ・軽商用車（キャリイ・エブリイとする。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
 - ・電気自動車（外部給電可能な車両を指す。以下同じ。）の乙から甲への無償貸与
- 当該軽商用車及び電気自動車を併せて、以下「本車両」という。なお、甲、乙及び丙は、電気自動車の無償貸与については、乙にて、外部給電可能な電気自動車の準備が完了した後に実施可能となることを確認する。

【対象地域】

向日市内

（技術活動サポート）

第2条 丙は、乙が本契約に則り甲に対して本応援を実施するにあたり適宜必要とするサポートを、乙に対して、丙の費用負担で行うものとする。当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上決定する。

（応援要請）

第3条 甲は、災害時等において本応援の実施が必要と判断した場合、乙に対し、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」により本応援を要請することができる。なお、緊急を要する場合は、甲の担当者からの電話等の口頭による要請も可とするが、後日文書をもって確認するものとする。

2 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

（本車両の貸与）

第4条 乙は、甲から、本応援の要請を受けた場合は、その時点で乙が可能な範囲において、当該要請において指定される本車両を、乙の指定する日時・場所で甲に貸与することに努めるものとする。なお、「乙が可能な範囲」とは、甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること、及び安全確保がなされた状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。

2 本車両の貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲乙協議の上延長期間を決定するものとする。

3 甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良なる管理者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠するものとする。

4 甲は、本車両について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、前条第1項により提出する本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で

別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。

- (1) 本車両の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 本車両の全部又は一部を第三者に運転させること。
- (3) 本車両を改造・改良等し原状から変更を加えること。

5 甲乙間で本車両の引渡し及び返却時、本車両の状態確認及び貸与期間等の情報共有は、本協定に添付する第1号様式「応援要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

(本車両の用途)

第5条 本車両の甲による使用用途は、以下に限定するものとする。

- ・軽商用車：原則として、被災地における貨物の運搬
- ・電気自動車：避難所等における電源供給

なお、電源供給に関しては、本車両に備えるACコンセント又は乙・丙が推奨する外部給電器V2L/V2H機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。

- 2 前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。但し、乙・丙が指定する外部給電器V2L/V2H機器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。
- 3 甲から乙に対し、V2L等の外部給電機の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電機の有無を確認し、甲に回答する。なお、当該外部給電機単独の貸出は行わないものとする。

(燃料の充填)

第6条 本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。但し、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

(本車両の運転者)

第7条 甲は、本車両の運転者について、次条第2項により本車両に対して甲が付保する保険の対象者に限定するものとする。

(貸出期間中の責任／保険の加入)

第8条 乙から甲への本車両の貸与期間中に、本車両の使用により甲又は第三者に生じた一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。但し、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

- 2 甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとする。当該保険の内容は、甲乙別途協議の上決定する。

(故障と紛失等)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。なお、修理・補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

(返却)

第10条 貸出期間終了後、甲は、甲乙別途協議の上定める場所及び日時にて、本車両を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。

2 前項による本車両の返却にあたり甲に生じる費用は、甲の負担とする。

(連絡調整)

第11条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、本協定に添付する第2号様式「連絡責任者届」により、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに全ての他の当事者に変更内容を通知するものとする。

(定期協議)

第12条 本協定に定める事項を円滑に推進するため、また、各当事者の災害発生時の連携強化を継続的に行うため、甲、乙及び丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うよう努めるものとする。

(防災訓練)

第13条 甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントへの乙の参加を甲が要望した場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

(公表)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、別途協議し合意の上決定する。

(協定期間)

第15条 本協定の有効期間は、本協定締結日から2026年3月31日までとする。但し、当該有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 1 2 月 9 日

甲 京都府向日市寺戸町中野 2 0 番地

向日市長

乙 京都府向日市寺戸町寺田 5 0 - 2

株式会社スズキ自販京都

代表取締役社長

丙 静岡県浜松市中央区高塚町 3 0 0

スズキ株式会社

日本営業本部長

年 月 日

会社名：株式会社スズキ自販京都

向日市長

応援要請書兼回答書

「災害時における車両貸与等に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記の通り要請します。

記

1 自治体記入欄：車両（電気自動車含む）の貸与要請

(1) 要請する車両等の情報

希望車種	使用用途	台数	貸与期間
電動車			自： 月 日 至： 月 日
軽商用車			自： 月 日 至： 月 日

(2) 要請に係る向日市の担当者・連絡先

所属名	
氏名	
連絡先	
加入保険	☐ 損保ジャパン 自治体向け災害活動時における自動車保険に加入済み ☐ 本貸与に適用されるその他の保険に加入済み →（共済/保険会社名： ） ☐ その他：

2 スズキ自販京都回答欄（※どちらか□にレ点チェックを入れてください。）

☐ 貸与不可

理由（貸与不可時記載）：

☐ 下記車両で対応します。（対応可時記載）

車種	台数	引渡場所

年 月 日

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第1 連絡先	
担当部署		
役職・氏名	(役職)	(氏名)
電話番号・FAX	(TEL)	(FAX)
Eメールアドレス		
備考		

	第2 連絡先	
担当部署		
役職・氏名	(役職)	(氏名)
電話番号・FAX	(TEL)	(FAX)
Eメールアドレス		
備考		

	第3 連絡先	
担当部署		
役職・氏名	(役職)	(氏名)
電話番号・FAX	(TEL)	(FAX)
Eメールアドレス		
備考		

事故受付窓口（向日市記入欄）

加入保険 /事故発生時の連絡先	☐ 損保ジャパン社-自治体向け災害活動時における自動車保険に加入 済み _____ ☐ 上記以外
事故発生時の連絡先	

(目的外使用禁止) 本協定に記載する事項以外には利用しないこと。

2 別 表

資料 2-1

向日市内官公署等所在地一覧表

名 称	所 在 地	電 話	備 考
向日市役所	寺戸町中野20	931-1111	
向日市役所東向日別館	寺戸町小佃5-1	931-1111	
乙訓消防組合向日消防署	寺戸町中ノ段17-1	934-0119	
永守重信市民会館	寺戸町中野20	874-2120	
向日市民体育館	森本町小柳23-1	932-5011	
向日市立図書館	寺戸町南垣内40-1	931-1181	
向日市文化資料館	寺戸町南垣内40-1	931-1182	
向日市天文館	向日町南山82-1	935-3800	
向日市福祉会館	寺戸町西野辺1-7	931-3322	
ゆめパレあむこう(健康増進センター)	鶏冠井町上古8-1	932-5122	
向日市老人福祉センター(桜の径)	上植野町南開66-1	934-1515	
向日市老人福祉センター(琴の橋)	寺戸町三ノ坪20	924-0800	
向日市保健センター	寺戸町東野辺31	933-2666	
向日市商工観光振興センター	寺戸町寺田64	921-2732	向日市商工会
向日市女性活躍センター	寺戸町中ノ段16-7	963-6532	
物集女公民館	物集女町中条26	921-0048	区事務所
寺戸公民館	寺戸町初田18	933-0031	
森本公民館	森本町前田6-7	931-1183	区事務所
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26	921-0063	区事務所
上植野公民館	上植野町西小路15	921-0012	区事務所
西向日コミュニティーセンター	上植野町御塔道7-5	921-0066	区事務所
寺戸コミュニティーセンター	寺戸町山縄手11-3	933-8410	
向日コミュニティーセンター	向日町南山3-3	932-1826	区事務所
上植野コミュニティーセンター	上植野町桑原1-3	922-3580	
物集女コミュニティーセンター	物集女町北ノ口33	921-1514	
鶏冠井コミュニティーセンター	鶏冠井町上古8-8	931-4102	
寺戸町事務所	寺戸町北垣内3	921-0016	
向日台集会所	向日町北山74	931-9684	
物集女西浄水場	物集女町長野1	922-6646	
上植野浄水場	上植野町久我田17-1	931-1111	
向日市立向陽小学校	向日町南山3	921-0250	
向日市立第2向陽小学校	物集女町南条70	932-1002	
向日市立第3向陽小学校	森本町下森本30	932-1003	
向日市立第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	933-3388	
向日市立第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	921-0001	

名 称	所 在 地	電 話	備 考
向 日 市 立 第 6 向 陽 小 学 校	寺戸町大牧24	934-0403	
向 日 市 立 勝 山 中 学 校	鶏冠井町楓畑24	921-1106	
向 日 市 立 西 ノ 岡 中 学 校	物集女町吉田1	922-4000	
向 日 市 立 寺 戸 中 学 校	寺戸町蔵ノ町1	934-5311	
向 日 市 学 校 給 食 セ ン タ ー	物集女町吉田 1	925-6523	
京 都 府 立 向 陽 高 校	上植野町西大田	922-4500	
京 都 西 山 高 等 学 校	寺戸町西野辺25	934-2480	
向 日 市 立 第 1 保 育 所	向日町北山21	921-4416	
向 日 市 立 第 5 保 育 所	寺戸町三ノ坪14	932-1819	
向 日 市 立 第 6 保 育 所	上植野町地田5-3	933-1212	
旧 上 田 家 住 宅	鶏冠井町東井戸64-2ほか	874-1023	
京 都 府 山 城 広 域 振 興 局 乙 訓 地 域 総 務 防 災 課	上植野町馬立8	921-0183	
京 都 府 乙 訓 保 健 所	上植野町馬立8	933-1151	
京 都 府 乙 訓 土 木 事 務 所	上植野町馬立8	931-2155	
京 都 向 日 町 競 輪 場	寺戸町西ノ段5	921-0321	
京 都 府 乙 訓 教 育 局	上植野町馬立8	933-5130	
京 都 府 埋 蔵 文 化 財 事 務 所	寺戸町南垣内40-3	933-3877	
京 都 府 向 日 町 警 察 署	上植野町上川原5	921-0110	
向 日 町 駅 前 交 番	寺戸町久々相27	933-0265	
西 向 日 交 番	上植野町南開15-1	922-8880	
物 集 女 交 番	物集女町出口1-2	934-7533	
日 本 郵 便 (株) 向 日 町 郵 便 局	上植野町馬立6-1	921-0371	
N T T 西 日 本 (株) 京 都 支 店	京都市中京区壬生東淵田町22	812-9836	京都市内
J R 向 日 町 駅	寺戸町久々相	921-0244	
関 西 電 力 送 配 電 (株)	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 579	0800-777-3081 (送配電ダイヤル)	京都市内
大 阪 ガ ス (株) 京 滋 導 管 部	京都市下京区中堂寺栗田町93	315-8942	京都市内
京 都 地 方 気 象 台	京都市中京区西ノ京笠殿町38	841-3006	京都市内

資料 2-2

府下市町村の所在地及び電話番号

市 町 村 名		所 在 地	電話番号
京 都 市		〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	(075) 222-3111
福 知 山 市		〒620-8501 福知山市字内記13-1	(0773) 22-6111
舞 鶴 市		〒625-8555 舞鶴市字北吸1044	(0773) 62-2300
綾 部 市		〒623-8501 綾部市若竹町8-1	(0773) 42-3280
宇 治 市		〒611-8501 宇治市宇治琵琶33	(0774) 22-3141
宮 津 市		〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1	(0772) 22-2121
亀 岡 市		〒621-8501 亀岡市安町野々神8	(0771) 22-3131
城 陽 市		〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17	(0774) 52-1111
長 岡 京 市		〒617-8501 長岡京市開田1丁目1-1	(075) 951-2121
八 幡 市		〒614-8501 八幡市八幡園内75	(075) 983-1111
京 田 辺 市		〒610-0393 京田辺市田辺80	(0774) 63-1122
京 丹 後 市		〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷889	(0772) 69-0001
南 丹 市		〒622-8651 南丹市園部町小桜町47	(0771) 68-0001
木 津 川 市		〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9	(0774) 72-0501
乙訓郡	大 山 崎 町	〒618-8501 乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3	(075) 956-2101
久世郡	久 御 山 町	〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ38	(075) 631-6111
綴喜郡	井 手 町	〒610-0302 綴喜郡井手町大字井手小字南玉水67	(0774) 82-2001
	宇治田原町	〒610-0289 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10	(0774) 88-2250
相楽郡	笠 置 町	〒619-1393 相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1	(0743) 95-2301
	和 束 町	〒619-1295 相楽郡和束町大字釜塚小字生水14-2	(0774) 78-3001
	精 華 町	〒619-0285 相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70	(0774) 94-2004
	南 山 城 村	〒619-1411 相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14-1	(0743) 93-0101
船井郡	京 丹 波 町	〒622-0292 船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62-6	(0771) 82-0200
与謝郡	伊 根 町	〒626-0493 与謝郡伊根町字日出651	(0772) 32-0501
	与 謝 野 町	〒629-2292 与謝郡与謝野町字岩滝1798-1	(0772) 46-3001

資料 2-3

消防本部の所在地及び電話番号

消 防 本 部 名	所 在 地	電 話 番 号
京都市消防局	〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2	(075) 231-5311
福知山市消防本部	〒620-0035 福知山市東羽合町46-1	(0773) 24-0119
舞鶴市消防本部	〒625-0080 舞鶴市字北吸1044	(0773) 66-0119
綾部市消防本部	〒623-0031 綾部市味方町アミダジ20-2	(0773) 42-0119
宇治市消防本部	〒611-0021 宇治市宇治下居13-2	(0774) 39-9400
城陽市消防本部	〒610-0111 城陽市富野東田部33	(0774) 54-0113
乙訓消防組合消防本部	〒617-0833 長岡京市神足芝本9	(075) 952-0119
向日消防署	〒617-0002 向日市寺戸町中ノ段17-1	(075) 934-0119
長岡京消防署	〒617-0824 長岡京市天神4丁目2-1	(075) 957-0119
大山崎消防署	〒618-0091 乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々1	(075) 956-0119
八幡市消防本部	〒614-8076 八幡市八幡植松19-1	(075) 981-0223
久御山町消防本部	〒613-0043 久世郡久御山町島田ミスノ11	(075) 631-1515
京田辺市消防本部	〒610-0331 京田辺市田辺78	(0774) 63-7825
精華町消防本部	〒619-0244 相楽郡精華町大字北稲八間小字寄田長31	(0774) 94-4473
相楽中部消防組合	〒619-0214 木津市木津白口10-2	(0774) 75-1380
宮津与謝消防組合	〒629-2251 宮津市字須津413-26	(0772) 46-6124
京都中部広域消防組合	〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目9-1	(0771) 22-9580
京丹後市消防本部	〒627-0011 京丹後市峰山町丹波826-1	(0772) 62-0119

指定行政機関・指定公共機関等一覧表

指定行政機関	指定地方行政機関	指定公共機関	指定地方公共機関
内閣府	近畿管区警察局	N T T 西日本株式会社 (京都支店)	株式会社京都放送
国家公安委員会	近畿財務局	K D D I 株式会社	株式会社エフエム京都
警察庁	近畿厚生局	株式会社N T T トコモ関西支社	(一社)京都府医師会
金融庁	近畿農政局	ソフトバンク株式会社	関西鉄道協会
消費者庁	近畿中国森林管理局	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション株式会社	阪急電鉄株式会社
総務省	近畿経済産業局	日本赤十字社	(一社)京都府バス協会
消防庁	中部近畿産業保安監督部 (近畿支部)	(京都府支部)	(一社)京都府トラック協会
法務省	近畿運輸局	西日本旅客鉄道(株) (鉄道本部京都支社)	(一社)京都府L P ガス協会
外務省	近畿地方整備局	東海旅客鉄道株式会社 (関西支社)	(公社)京都府看護協会
財務省	大阪航空局大阪空港事務所	日本貨物鉄道株式会社	(一社)京都府薬剤師会
文部科学省	国土地理院近畿地方測量部	日本放送協会	(一社)京都府歯科医師会
文化庁	大阪管区气象台	(京都放送局)	
厚生労働省	第八管区海上保安本部	関西電力送配電株式会社 (京都本部)	
農林水産省	近畿総合通信局	日本銀行(京都支店)	
経済産業省	京都労働局	西日本高速道路(株) (大阪支社)	
資源エネルギー庁	近畿地方環境事務所	阪神高速道路株式会社	
中小企業庁	近畿中部防衛局	日本通運株式会社 (京都支店)	
国土交通省		福山通運株式会社	
国土地理院		佐川急便株式会社	
気象庁		ヤマト運輸株式会社	
海上保安庁		西濃運輸株式会社	
環境省	自衛隊 (陸上自衛隊第7普通科連隊)	(独)水資源機構 (関西吉野川支社)	
原子力規制委員会		大阪ガスネットワーク株式会社 (京滋事業部)	
防衛省		日本郵政株式会社 (向日町郵便局)	
		イオン株式会社	
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン	
		株式会社ローソン	
		株式会社ファミリーマート	
			その他
			洛西土地改良区
			ガス会社
			鉄道・軌道機関
			自動車運送機関
			報道機関
			農業協同組合
			(一社)乙訓医師会
			病院経営者
			金融機関
			学校法人
			液化石油ガス取扱機関
			京都府石油商業組合組合員給油所
			商工業者等

○指定地方行政機関

機 関 名	住 所	電話番号
近 畿 管 区 警 察 局	大阪府中央区谷町2丁目1番17号	(06) 6944-1234
近畿財務局(京都財務事務所)	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12	(075) 572-1417
近 畿 厚 生 局	大阪府中央区大手前4丁目1番76号	(06) 6942-2241
近 畿 農 政 局	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	(075) 451-9161
近 畿 中 国 森 林 管 理 局	大阪府北区天満1丁目8番75号	(050) 3160-6700
近 畿 経 済 産 業 局	大阪府中央区大手前1丁目5番44号	(06) 6966-6000
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 (近畿支部)	大阪府中央区大手前1丁目5番44号	(06) 6966-6000
近 畿 運 輸 局	大阪府中央区大手前4丁目1番76号	(06) 6949-6412
近 畿 地 方 整 備 局	大阪府中央区大手前1丁目5番44号	(06) 6942-1141
大阪航空局(大阪航空事務所)	豊中市蛍池西町3-371	(06) 6843-1121
国土地理院近畿地方測量部	大阪府中央区大手前4丁目1番76号	(06) 6941-4507
大 阪 管 区 気 象 台 (京都地方气象台)	京都市中京区西ノ京笠殿町38	(075) 841-3006
第 八 管 区 海 上 保 安 本 部	舞鶴市字下福井901	(0773) 76-4120
近 畿 総 合 通 信 局	大阪府中央区大手前1丁目5番44号	(06) 6942-8558
京 都 労 働 局	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	(075) 241-3211
近 畿 地 方 環 境 事 務 所	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	(06) 4792-0700
近畿中部防衛局京都防衛事務所	京都市中京区西ノ京笠殿町38	(075) 812-1887

○指定公共機関又は指定地方公共機関

機 関 名	住 所	電話番号
N T T 西 日 本 (株) 京 都 支 店	京都市中京区壬生東淵田町22	(075) 812-9836
K D D I 株 式 会 社	大阪市中央区城見2-2-72KDDI大阪ビル	
株式会社N T T ドコモ関西支社	大阪市北区梅田1丁目10番1号梅田DTタワー	(06) 6457-8950
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	大阪市中央区城見1丁目2番27号	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区大手前2丁目3番5号	
日 本 赤 十 字 社 京 都 府 支 部	京都市東山区三十三間堂廻り町644	(075) 541-9326
西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 (京都支社)	京都市南区西九条北ノ内町5番地5	(075) 682-8004
東海旅客鉄道株式会社関西支社	大阪市淀川区宮原1丁目1番1号	
日 本 放 送 協 会 京 都 放 送 局	京都市中京区烏丸御池下ル虎屋町576	(075) 251-1111
関 西 電 力 送 配 電 株 式 会 社	京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路579	0800-777-3081 (送配電ダイヤル)
日 本 銀 行 (京 都 支 店)	京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町535	(075) 212-5151
西日本高速道路(株)大阪支社	茨木市岩倉1-13	(06) 6344-8888
水資源機構関西吉野川支社	大阪市中央区上町A-12	(06) 6763-5182
大 阪 ガ ス (株) 京 滋 導 管 部	京都市下京区中堂寺栗田町93	(075) 315-8942
日本郵便株式会社向日町支店	向日市上植野町馬立6-1	(075) 921-0293
株 式 会 社 京 都 放 送	京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町600-1	(075) 431-2160
(一 社) 京 都 府 医 師 会	京都市中京区西ノ京東梅尾町6	(075) 354-6101
株 式 会 社 エ フ エ ム 京 都	京都市下京区烏丸通下ル水銀屋町620	
関 西 鉄 道 協 会	大阪市北区堂島浜2丁目1-25	(06) 6341-1231
阪 急 電 鉄 株 式 会 社	大阪市北区芝田1丁目16番1号	(06) 6367-5165
(一 社) 京 都 府 バ ス 協 会	京都市伏見区竹田町向代町51-5	(075) 691-6517
(一 社) 京 都 府 ト ラ ッ ク 協 会	京都市伏見区竹田町向代町48-3	(075) 671-3175
(一 社) 京 都 府 L P ガ ス 協 会	京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1KONAビル2階	(075) 314-6517
(公 社) 京 都 府 看 護 協 会	京都市左京区高野泉町40-5	(075) 723-7195
(一 社) 京 都 府 薬 剤 師 会	京都市東山区東大路五条下る梅林町563	(075) 551-0376
(一 社) 京 都 府 歯 科 医 師 会	京都市中京区西ノ京東梅尾町1	(075) 812-8020

災害対策本部の業務分掌

区分	担当課	事 務 分 掌
事務局	防災安全課	1 初動対応期 (1) 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 (2) 災害対策本部の庶務（各対策部統轄調整）に関する事 (3) 災害対策本部長の命令・指示等の伝達に関する事 (4) 予・警報、特別警報、避難情報等の情報伝達に関する事 (5) 要員の動員配置及び服務規律に関する事 (6) 近隣市町、協定市及び自衛隊の派遣要請並びに関係機関への緊急連絡に関する事 2 応急活動期 (1) 生活支援情報、応急復旧情報の総括に関する事 (2) 被害状況の総括並びに関係機関への被害状況報告に関する事
ふるさと創生推進対策部	秘書課 企画広報課 広聴協働課 文化推進課 市民会館 財政課 会計課	1 初動対応期 (1) 本部長（市長）と対策本部との連絡調整に関する事 (2) 市民への広報に関する事 (3) 各種陳情者等の応対及び被災地慰問に関する事 (4) 情報収集・整理・伝達に関する事 2 応急活動期 (1) 報道機関の連絡・調整、記者会見に関する事 (2) 災害記録に関する事 (3) 被災者の相談に関する事 (4) 災害対策関係の資金計画に関する事
総務対策部	総務課 人事課 財産管理課 デジタル戦略課 議会事務局 監査事務局	1 初動対応期 (1) 災害時の住民の避難輸送に関する事 (2) 公用車両の確保に関する事 (3) 公共施設の応急対策に関する事 (4) 被害状況確認復旧 (5) 職員の安全に関する事 2 応急活動期 (1) り災証明等に関する事 (2) 公有財産、施設の被害調査に関する事 (3) 一般家屋等の被害調査に関する事 (4) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事 (5) その他、他に属さない業務

区分	担当課	事 務 分 掌
環境産業対策部	防災安全課 衛生環境課 ゼロカーボン推進課 税務課 産業振興課 観光交流センター	1 初動対応期 (1) 消防団、女性防火推進員、自主防災組織に関する事 (2) 消防水利に関する事 (3) 仮設トイレに関する事 (4) ため池等の管理者への指導指示に関する事 (5) 防災協力農地の調整に関する事 (6) 商工業者への支援協力に関する事 (7) 米穀等の調達に関する事 2 応急活動期 (1) 清掃関係業務に必要な情報収集とじん芥の収集運搬処理に関する事 (2) 乙訓環境衛生組合との連絡調整に関する事 (3) 被災世帯の税の減免に関する事 (4) 農林業対策、被害調査に関する事 (5) 商工業対策、被害調査に関する事 (6) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事
	地域福祉課 福祉会館 健康増進センター 障がい者支援課 高齢介護課 老人福祉センター 子育て支援課 保育所 子ども家庭課 健康推進課 保健センター 医療保険課 市民課	1 初動対応期 (1) 救助物資の確保及び配分に関する事 (2) 福祉施設の応急対策に関する事 (3) 保育所入所者の安全対策に関する事 (4) 避難所としての福祉施設の管理に関する事 (5) 応急医療対策に関する事 (6) 乙訓医師会その他福祉関係機関、施設との連絡及び出動要請に関する事 (7) 要配慮者への支援に関する事 (8) 遺体の搬送、安置に関する事 (9) 避難対策・避難に関する事 (10) 被害状況確認復旧 (11) 戸籍（埋火葬許可の特例措置等）に関する事 2 応急活動期 (1) 福祉施設の被害調査に関する事 (2) 保育所給食施設での炊き出しに関する事 (3) 遺体の埋火葬に関する事 (4) 災害弔慰金の支給等に関する事 (5) 寄付金(義援金)の受入れ及び配分に関する事 (6) 災害ボランティアセンターに関する事 (7) 市民の保健衛生に関する事 (8) 感染症予防、防疫対策に関する事 (9) 災害救助法の運用に関する事 (10) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関する事

区分	担当課	事 務 分 掌
都市整備対策部	都市計画課 公共建物整備課 道路整備課 まちづくり推進課 公営企業課 上下水道施設課 浄水場	1 初動対応期 (1) 道路、橋梁、小河川等の公共土木施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること (2) 公園緑地及び公園施設の被害調査並びに応急修理に関すること (3) 宅地災害の危険防止、応急復旧等の指導に関すること (4) 土砂災害に関すること (5) 災害時の輸送経路の確保に関すること (6) 災害時の避難経路の確保に関すること (7) 避難所となる公園緑地の確保に関すること (8) 水道施設の緊急点検に関すること (9) 水道施設の災害応急対策に関すること (10) 向日市指定上下水道協同組合への協力要請に関すること (11) 下水道施設の緊急点検に関すること (12) 下水道施設の災害応急対策に関すること 2 応急活動期 (1) 市営住宅の被害調査並びに応急修理に関すること (2) 応急仮設住宅建設に関すること (3) 飲料水の確保及び給水に関すること (4) 応急復旧活動状況の広報に関すること
	文教課 生涯学習課 学校教育課	1 初動対応期 (1) 学校教育施設及び社会教育施設の緊急点検に関すること (2) 学校教育施設及び社会教育施設の災害応急対策に関すること (3) 学校教育施設及び社会教育施設の避難者への開放と管理に関すること (4) 児童生徒の安全対策に関すること (5) 学校給食施設での炊き出しに関すること (6) 府教委及び関係機関との連絡調整に関すること 2 応急活動期 (1) 教育の再開に関すること (2) 被災保護者及び児童生徒に対する援助措置等に関すること (3) 学校教育施設及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること (4) 自治会及び自主防災組織等との避難所運営協議に関すること

資料 2-6

指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所一覧

1 風水害時

() 内については、屋内収容予定人員

施設名	所在地	収容予定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定緊急	指定	一時
物集女公民館	物集女町中条26	(130)	921-0048	○	○	
寺戸公民館	寺戸町初田18	(130)	933-0031	○	○	
寺戸町事務所	寺戸町北垣内3	(50)	921-0016	○	○	
森本公民館	森本町前田6-7	(110)	931-1183			
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26	(100)	921-0063	○	○	
上植野公民館	上植野町西小路15	(140)	921-0012	○	○	
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5	(50)	921-0066	○	○	
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3	(60)	933-8410			
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3	(50)	932-1826	○	○	
上植野コミュニティセンター	上植野桑原1-3	(50)	922-3580			
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33	(50)	921-1514	○	○	
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8	(50)	931-4102			
向陽小学校	向日町南山3	4,500(260)	921-0250	○	○	
第2向陽小学校	物集女町南条70	4,500(190)	932-1002	○	○	
第3向陽小学校	森本町下森本30	2,300(200)	932-1003		△	
第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	2,800(190)	933-3388	○	○	
第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	3,700(200)	921-0001		△	
第6向陽小学校	寺戸町大牧24	4,200(200)	934-0403	○	○	
勝山中学校	鶏冠井町楓畑24	4,600(310)	921-1106	○	○	
西ノ岡中学校	物集女町吉田1	5,500(250)	922-4000	○	○	
寺戸中学校	寺戸町蔵ノ町1	4,800(250)	934-5311	○	○	
第1保育所	向日町北山21	(50)	921-4416	○	○	
第5保育所	寺戸町三ノ坪14	(30)	932-1819		○	
第6保育所	上植野町地田5-3	(30)	933-1212			
向陽高校	上植野町西大田	8,500(210)	922-4500		△	
西山高校	寺戸町西野辺25	1,500(420)	934-2480	○	○	
京都向日町競輪場	寺戸町西ノ段5	7,500(1,000)	921-0317	○	○	○
老人福祉センター(桜の径)	上植野町南開66-1	(220)	934-1515	○	○	
老人福祉センター(琴の橋)	寺戸町三ノ坪20	(240)	924-0800	○	○	
永守重信市民会館	寺戸町中野20	(200)	874-2120	○	○	
市民体育館	森本町小柳23-1	2,700(1,670)	932-5011		△	
保健センター	寺戸町東野辺31	(190)	933-2666	○	○	
西向日公園	上植野町南開	1,100				○
大牧公園	寺戸町大牧1-194	540				○
芝山公園	寺戸町芝山	400				○
中条公園	物集女町中条	100				○
永田公園	寺戸町永田	200				○

施設名	所在地	収容予定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定緊急	指定	一時
稲荷公園	寺戸町二枚田	250				
野辺公園	寺戸町東野辺	280				○
北大極殿公園	鶏冠井町大極殿	280				○
里垣内公園	寺戸町里垣内	210				○
深田川橋公園	寺戸町山縄手	600				
萩所公園	鶏冠井町萩所	750				○
大極殿公園	鶏冠井町大極殿	1,370				○
八反田公園	寺戸町八反田	190				○
内裏公園	鶏冠井町荒内	560				○
庄ノ内公園	上植野町庄ノ内	290				○
中福知公園	上植野町中福地	300				
十相公園	鶏冠井町十相	190				
北淀井公園	鶏冠井町北淀井	250				
ひまわり公園	寺戸町東野辺	500				○
市民ふれあい広場	鶏冠井町十相	3,500				
JR駅前ふれあい広場	寺戸町瓜生	500				
東院公園	鶏冠井町上古	1,140				
殿長公園	寺戸町殿長	210				○
鶏冠井かしの木公園	鶏冠井町北井戸	490				
朝堂院公園	鶏冠井町山畑	1,250				○
修理式ふれあい公園	寺戸町修理式	540				
寺田東公園	寺戸町寺田	2,510				
北部防災拠点	寺戸町寺田	100				
南部防災拠点	上植野町北小路	300				○
上植野城公園	上植野町北小路	350				○
洛西口つつじ公園	寺戸町七ノ坪	700				○
洛西口さくら公園	寺戸町八ノ坪	640				
物集女城公園	物集女町中条	320				○
森本東部ふれあい公園	森本町上町田	1,200				
森本東部どんぐり公園	森本町上町田	400				
寺戸北しらさぎ公園	寺戸町東御泥	1,200				○

○印は、「浸水想定区域外にある避難所」、△印は「浸水想定区域内にある3階建て以上の避難所であり、逃げ遅れた場合にのみ最上階に避難する施設」を意味する。

なお、西ノ岡中(5,500人)、向陽高校(8,500人)は、緊急ヘリポートとして指定しているため、使用時には避難施設から除外する。

総数	区 分	指定緊急避難場所	指定避難所	一時避難場所
	避難所箇所数	22箇所	27箇所	22箇所
	避難収容人数	39,900(4,670)人	57,100(6,980)人	18,600人

2 地震災害時

() 内については、屋内収容予定人員

施設名	所在地	収容予定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定緊急	指定	一時
物集女公民館	物集女町中条26	(130)	921-0048	○	○	
寺戸公民館	寺戸町初田18	(130)	933-0031	○	○	
寺戸町事務所	寺戸町北垣内3	(50)	921-0016	○	○	
森本公民館	森本町前田6-7	(110)	931-1183	○	○	
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26	(100)	921-0063	○	○	
上植野公民館	上植野町西小路15	(140)	921-0012	○	○	
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5	(50)	921-0066	○	○	
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3	(60)	933-8410	○	○	
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3	(50)	932-1826	○	○	
上植野コミュニティセンター	上植野桑原1-3	(50)	922-3580	○	○	
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33	(50)	921-1514	○	○	
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8	(50)	931-4102	○	○	
向陽小学校	向日町南山3	4,500(260)	921-0250	○	○	
第2向陽小学校	物集女町南条70	4,500(190)	932-1002	○	○	
第3向陽小学校	森本町下森本30	2,300(200)	932-1003	○	○	
第4向陽小学校	寺戸町三ノ坪20	2,800(190)	933-3388	○	○	
第5向陽小学校	上植野町五ノ坪1	3,700(200)	921-0001	○	○	
第6向陽小学校	寺戸町大牧24	4,200(200)	934-0403	○	○	
勝山中学校	鶏冠井町楓畑24	4,600(310)	921-1106	○	○	
西ノ岡中学校	物集女町吉田1	5,500(250)	922-4000	○	○	
寺戸中学校	寺戸町蔵ノ町1	4,800(250)	934-5311	○	○	
第1保育所	向日町北山21	(50)	921-4416	○	○	
第5保育所	寺戸町三ノ坪14	(30)	932-1819	○	○	
第6保育所	上植野町地田5-3	(30)	933-1212	○	○	
向陽高校	上植野町西大田	8,500(210)	922-4500		○	
西山高校	寺戸町西野辺25	1,500(420)	934-2480		○	
京都向日町競輪場	寺戸町西ノ段5	7,500(1,000)	921-0317	○	○	○
老人福祉センター(桜の径)	上植野町南開66-1	(220)	934-1515	○	○	
老人福祉センター(琴の橋)	寺戸町三ノ坪20	(240)	924-0800	○	○	
永守重信市民会館	寺戸町中野20	(200)	874-2120	○	○	
市民体育館	森本町小柳23-1	2,700(1,670)	932-5011	○	○	
保健センター	寺戸町東野辺31	(190)	933-2666	○	○	
西向日公園	上植野町南開	1,100				○
大牧公園	寺戸町大牧1-194	540				○
芝山公園	寺戸町芝山	400				○
中条公園	物集女町中条	100				○
永田公園	寺戸町永田	200				○
稲荷公園	寺戸町二枚田	250				○
野辺公園	寺戸町東野辺	280				○

施設名	所在地	収容予定人員	電話番号	避難施設区分		
				指定緊急	指定	一時
北大極殿公園	鶏冠井町大極殿	280				○
里垣内公園	寺戸町里垣内	210				○
深田川橋公園	寺戸町山縄手	600				○
萩所公園	鶏冠井町萩所	750				○
大極殿公園	鶏冠井町大極殿	1,370				○
八反田公園	寺戸町八反田	190				○
内裏公園	鶏冠井町荒内	560				○
庄ノ内公園	上植野町庄ノ内	290				○
中福知公園	上植野町中福地	300				○
十相公園	鶏冠井町十相	190				○
北淀井公園	鶏冠井町北淀井	250				○
ひまわり公園	寺戸町東野辺	500				○
市民ふれあい広場	鶏冠井町十相	3,500				○
JR 駅前ふれあい広場	寺戸町瓜生	500				○
東院公園	鶏冠井町上古	1,140				○
殿長公園	寺戸町殿長	210				○
鶏冠井かしの木公園	鶏冠井町北井戸	490				○
朝堂院公園	鶏冠井町山畑	1,250				○
修理式ふれあい公園	寺戸町修理式	540				○
寺田東公園	寺戸町寺田	2,510				○
北部防災拠点	寺戸町寺田	100				○
南部防災拠点	上植野町北小路	300				○
上植野城公園	上植野町北小路	350				○
洛西口つつじ公園	寺戸町七ノ坪	700				○
洛西口さくら公園	寺戸町八ノ坪	640				○
物集女城公園	物集女町中条	320				○
森本東部ふれあい公園	森本町上町田	1,200				○
森本東部どんぐり公園	森本町上町田	400				○
寺戸北しらさぎ公園	寺戸町東御泥	1,200				○

△印は、震災時には、ただちに利用できません。

なお、西ノ岡中(5,500人)、向陽高校(8,500人)は、緊急ヘリポートとして指定しているため、使用時には避難施設から除外する。

総 数	区 分	指定緊急避難場所	指定避難所	一時避難場所
	避難所箇所数	30箇所	32箇所	37箇所
	避難収容人数	47,100(6,650)人	57,100(7,280)人	31,210人

3 福祉避難所（二次的避難所）

市は、次の4施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、さらに、乙訓福祉施設事務組合と「福祉避難所について申し合わせ」を行った。福祉避難所は、高齢者、障がいのある方など、災害時の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を対象とした避難施設であるため、災害発生時に必要に応じて開設される二次的避難所とする。

施 設 名	住 所
社会福祉法人 向陽福祉会 特別養護老人ホーム 向陽苑	向日市上植野町五ノ坪1-2
社会福祉法人 向日春秋会 特別養護老人ホーム サンフラワーガーデン	向日市物集女町森ノ下12-1
社会福祉法人 向陵会 乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪11-1
介護老人保健施設ケアセンター回生	向日市物集女町中海道19-5
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8
乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17-8

4 ペット同行避難所

災害発生時のペット同行避難については、必要に応じて開設される以下の施設を同行避難所とする。

永守重信市民会館・市民体育館・各小学校・各中学校・老人福祉センター桜の径

被害程度の認定基準

分類	用語	被害程度認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は、死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は、受ける必要のある者のうち、1か月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊(焼) ・ 全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は、住家の主要構造部(ここでいう「主要構造部」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものである。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊(焼)	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	準半壊	準半壊は、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない(一部損壊)	住家の損傷部分等が10%未満の場合を準半壊に至らない(一部損壊)と判定する。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、又は、全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (解釈) 社会通念上住家と称せられるものであっても、現実に人が居住していない場合は非住家とする。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

分類	用 語		被 害 程 度 認 定 基 準
その他の被害	田	流 失・埋没冠水	田の耕土が流失し、又は、砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流 失・埋没冠水	田に準ずる。
	文 教 施 設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋 り よ う		道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋。
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又は、これらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは、沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	砂 防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	崖 く ず れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び、急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	地 す べ り		地すべりによる被害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害があったもの。
	林 地 崩 壊		森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清 掃 施 設		ゴミ処理及びし尿処理施設。
	鉄 道 不 通		列車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被 害 船 舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数。
	電 話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電 気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ ス		一般ガス事業又は、簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブ ロ ッ ク 塀 等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	被 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱う。
	被 災 者		被災世帯の構成員とする。
被害金額	公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律 第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

分類	用語	被害程度認定基準
被害金額	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	その他	農産被害 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害 農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば、工業原材料、商品、生産機械機具等とする。

災害救助法による救助の方法、程度、期間等（災害救助法施行令第3条第1項及び第5条）

「災害救助法における救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館などの宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のでき	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)

	ない者								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
			冬	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
			冬	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる	災害発生の日から1か月以内						

	することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	<u>程度の損傷により被害を受けた世帯</u> <u>300,000円以内</u>		
学用品の給与	住家の全壊(焼) 流失半壊(焼) 又は床上浸水により学用品の喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,500円</u> 中学校生徒 <u>4,800円</u> 高等学校等生徒 <u>5,200円</u>	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) <u>215,200円以内</u> 小人(12歳未満) <u>172,000円以内</u>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり <u>3,500円以内</u> 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり <u>5,400円以内</u> 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 <u>137,900円以内</u>	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

乙訓消防組合職員動員計画

平成18年 5月26日 全部改正
最新改正 令和7年 4月 1日 一部改正

第1 計画の趣旨

この計画は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害又は武力攻撃災害で大規模かつ広範囲に及ぶ災害等（以下「非常災害」という。）の発生又は発生の恐れがあるときの警防態勢を確保するため、乙訓消防組合警防規程第28条に基づき、職員の動員について定める。

第2 警防態勢の原則

乙訓消防組合における警防態勢は、構成市町における地域防災計画に基づく災害警戒本部又は災害対策本部の設置、国民保護計画等の対応に基づき、平常時における消防体制から災害の発生予測及び災害規模と態様に応じた必要な消防力の増強を図り、非常災害の発生時に即応する警防態勢を確保するものとする。ただし、消防長は、交通機関等による大規模な災害、その他の特殊災害が発生したときは、本計画による動員を発令することができるものとする。

第3 非常災害における動員計画

1 警備体制の基準

警備体制の種類	発 令 の 基 準 ※構成市町のいずれかにおいて、次に示す項目のいずれかに該当した場合
警防警戒態勢	・京都地方気象台により大雨・洪水・暴風・暴風雪警報に関する気象警報が発令された場合 ・国民保護計画に基づく「情報連絡体制」が執られたとき ＜平常警備体制＞
警防1号態勢	・警戒本部が設置されて、かつ災害の発生が予測される場合 ・対策本部が設置された場合 ・震度4が観測された場合 ・国民保護計画に基づく「緊急事態連絡室」が設置されたとき ＜平常警備体制＞
警防2号態勢	・局地的に小規模な水災等が発生したときで、部隊の増強が必要と認められる場合 ・国民保護計画に基づく「対策本部」が設置されたとき ＜本部1/2招集・各消防署（分署を含む）1隊増強＞
警防3号態勢	・局地的に災害が発生し、拡大する恐れがあるときで、更に部隊の増強が必要と認められる場合 ・国民保護計画に基づく武力攻撃災害が発生し、拡大する恐れがあるときで、更に部隊の増強が必要と認められる場合 ・震度5弱・強が観測された場合 ＜本部2/3招集・消防署2/3招集＞
警防4号態勢	・消防の総力をもって非常災害への対応が必要と認められる場合 ・震度6弱以上が観測された場合 ＜全員招集＞＜通常業務停止＞

(注) 消防長は、災害の規模又は態様等の状況により、警備体制の基準によらない招集を発令することができるものとする。

2 動員計画

(単位：人)

	消 防 本 部					消 防 署			合 計
	総 数 (注 1)	内 訳				向 日	長 岡 京	大 山 崎	
		総 務	予 防	警 防	救 急				
警防警戒態勢	10	10 (注 2)				14 (注 3)	18 (注 3)	9 (注 3)	51
警防 1 号態勢	19	2	3	12	2	15	20	10	64
警防 2 号態勢	34	5	5	21	3	22 (注 4)	31 (注 4)	17 (注 4)	104
警防 3 号態勢	40	8	7	22	3	30	39	20	129
警防 4 号態勢	全 員								

注 1 消防本部総数のうち、警防警戒態勢は消防長を除いた人員とし、警防 1 号態勢以降は消防長を含めた人員数を示す。

注 2 消防本部の警防警戒態勢の表中内訳は指揮隊 3 名及び指令係 5 名の当務人員数と別に定める「乙訓消防組合消防本部職員動員計画の運用」に基づく 2 名の計 10 名を示す。

注 3 各消防署の警防警戒態勢の表中の数は、署長、副署長等 1 名と当務人員数を示す。

注 4 警防 2 号態勢は、消防署の日勤者全員と 1 隊の消防隊を確保する。

(1) 消防本部における各課動員数の内訳

警防警戒態勢 10 名 (注 2 のとおり、当務指揮隊・指令係及び下記 8 名のうち 2 名動員)				
	総務課	予防課	警防課	救急課
	課長	次長兼課長	課長	課長
		主幹	担当課長	主幹
			主幹	
			当務指揮隊 3 名	
			当務指令係 5 名	
警防 1 号態勢 19 名 (消防長＋警防警戒態勢で動員されていない職員)				
	総務課 (2 名)	予防課 (3 名)	警防課 (12 名)	救急課 (2 名)
	課長	次長兼課長	課長	課長

消防長	課長補佐	主幹	担当課長	主幹
		課長補佐	主幹	
			課長補佐	
警防 2 号態勢 34 名 (消防長＋警防 1 号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (5 名)	予防課 (5 名)	警防課 (21 名)	救急課 (3 名)
	係長	係長	係長	係長
	係長	係長	非番指揮隊 3 名	
	係長		非番指令係 5 名	
警防 3 号態勢 40 名 (消防長＋警防 2 号態勢で動員されていない職員)				
消防長	総務課 (8 名)	予防課 (7 名)	警防課 (22 名)	救急課 (3 名)
	主査	主査	主査	2 号態勢と同じ
	主任	主査		
	主任			
警防 4 号態勢 全員				

(2) 各消防署における各動員数の内訳

① 警防警戒態勢

- ア 向日消防署 14 名 (署長若しくは副署長と当務員 13 名)
- イ 長岡京消防署 18 名 (署長若しくは副署長と東分署を含む当務員 17 名)
- ウ 大山崎消防署 9 名 (署長若しくは副署長と当務員 8 名)

② 警防 1 号態勢

- ア 向日消防署 15 名 (警防警戒態勢 14 名＋署長若しくは副署長 1 名)
- イ 長岡京消防署 20 名 (警防警戒態勢 18 名＋署長若しくは副署長 1 名と東分署長)
- ウ 大山崎消防署 10 名 (警防警戒態勢 9 名＋署長若しくは副署長 1 名)

③ 警防 2 号態勢

- ア 向日消防署 22 名 (警防 1 号態勢 15 名＋庶務予防課 2 名、消防隊等 5 名)
- イ 長岡京消防署 31 名 (警防 1 号態勢 20 名＋庶務予防課 2 名、東分署を含む消防隊等 9 名)
- ウ 大山崎消防署 17 名 (警防 1 号態勢 10 名＋庶務予防課 2 名、消防隊等 5 名)

④ 警防 3 号態勢

- ア 向日消防署 30 名 (警防 2 号態勢 22 名＋消防隊等 8 名)
- イ 長岡京消防署 39 名 (警防 2 号態勢 31 名＋消防隊等 8 名)
- ウ 大山崎消防署 20 名 (警防 2 号態勢 17 名＋救急隊 3 名)

⑤ 警防 4 号態勢

- ア 向日消防署 全員
- イ 長岡京消防署 全員
- ウ 大山崎消防署 全員

3 消防部隊の編成基準

警防態勢	本部	向日消防署	長岡京消防署	東分署	大山崎消防署
警防 1 号態勢	警防規程第 8 条第 2 項（別表第 3）に規定する消防隊等の数				
警防 2 号態勢	指揮 2	消防 3・救急 1	消防 1・救助 1・梯子 1・救急 1	消防 1・救急 1	消防 2・救急 1
警防 3 号態勢	指揮 2	消防 3・救急 2	消防 2・救助 1・梯子 1・救急 1	消防 1・救急 1	消防 2・救急 1
警防 4 号態勢	指揮 3	消防 3・救急 2	消防 3・救助 2・梯子 1・救急 1	消防 1・救急 1	消防 2・救急 1

（注）本部指揮隊は、警防 2 号態勢で 2 隊、警防 4 号態勢で 3 隊編成するものとする。

4 動員計画及び消防部隊の編成基準に基づく報告

各消防署、本部課長は動員計画に基づく動員状況及び消防部隊の編成基準に基づく部隊の編成状況について通信指令室に速報するものとする。

第 4 警防態勢の発令と解除

- 1 警防態勢の発令及び解除は、その都度一斉指令（無線連動）、Eメール送出により伝達するものとする。
- 2 災害及び活動の状況により、警防態勢による対処が必要でないと判断したときは、解除するものとする。

第 5 時間外における動員方法

- 1 警防課指令係員は、警防警戒態勢「発令の基準」の項目に該当した場合、第 3 の 2 の「動員計画」に基づき、警防課長等に対し、警防警戒体制が発令された旨を連絡するものとする。
- 2 職員は、警防警戒態勢「発令の基準」の項目に該当した場合又は地震等の災害が発生し、テレビ・ラジオ等のメディアで第 3 の 1 「警備体制の基準」に該当すると認めたときは、警防態勢の発令の有無に係わらず自主的に参集するものとする。
- 3 職員は、警防警戒態勢が発令された場合は、特別の事情がある場合を除き自宅待機（動員された職員を除く。）とする。

第 6 動員された職員の任務

- 1 警防警戒態勢により動員された警防課員は、構成市町の情報収集（各署経由）にあたり、第 3 の動員計画に基づき適切な措置を行うものとする。
- 2 本部職員の任務は、別添の「任務分担基準表」に基づき、消防長（警防本部長）が編成するものとし、警防 2 号態勢の発令に基づき、必要により「警防作戦室」を設置運用するものとする。
- 3 各消防署における消防部隊等は、第 3 の 3 の「部隊編成基準」及び別添の「任務分担基準表」により、署長が編成するものとし、警防 3 号態勢及び警防 4 号態勢で消防車両による編成ができない場合は、その他の車両による隊の編成又は要員の編成を行うものとする。
- 4 警防 3 号態勢以上の動員が発令され、現に災害が発生している場合は、消防署に本部員を派遣し、情報収集並びに連絡調整等の支援活動にあたるものとする。

第 7 その他

- 1 この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別 添 任務分担基準表

1 警防本部長等

職 名	任 務
警防本部長	消防長
警防副本部長	次 長
班 長	課 長

2 警防本部各班の任務

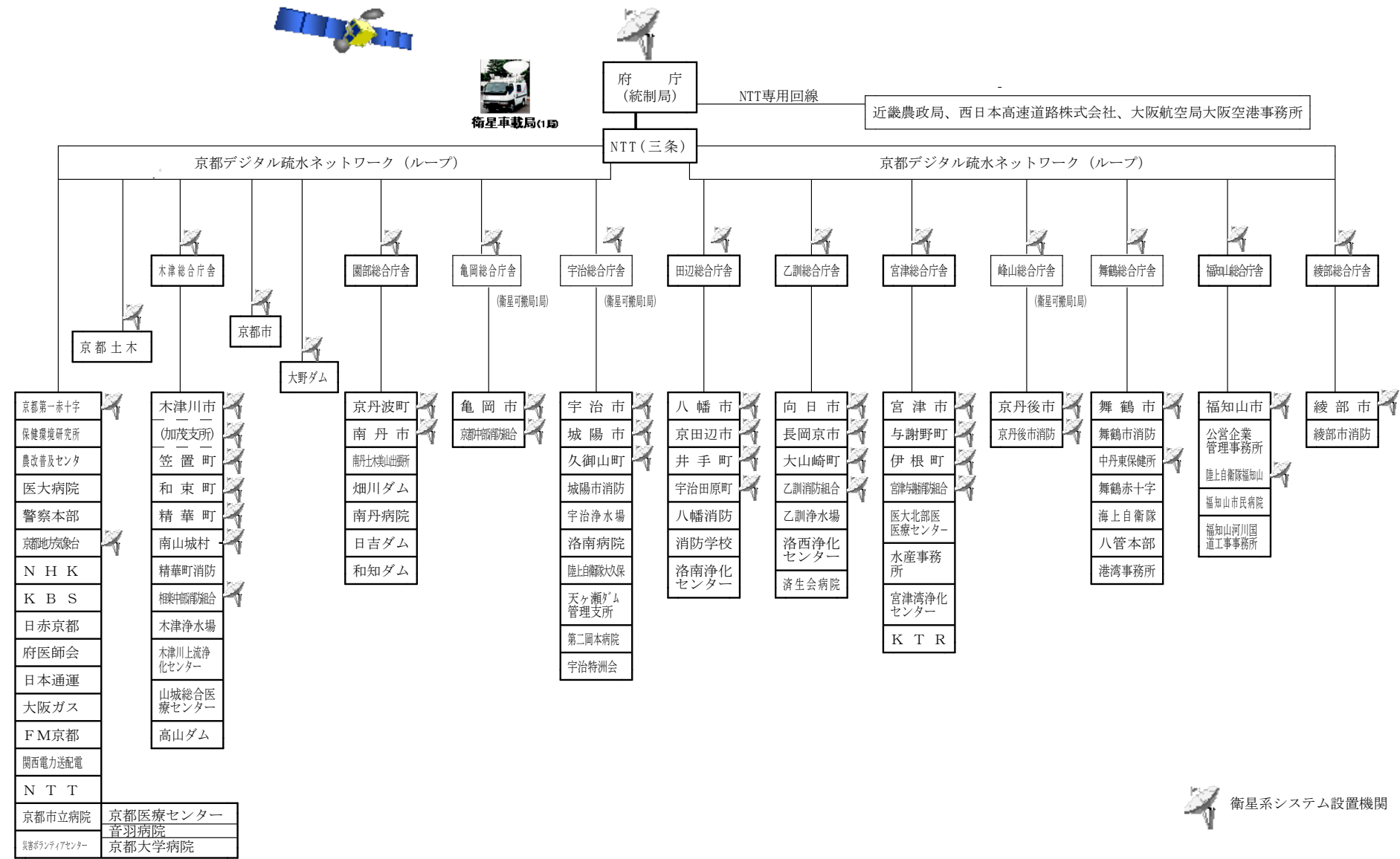
班 名	任 務
総務班	1 関係機関との連絡、調整に関する事 2 安全、衛生及び労務管理に関する事 3 他の班に属さない事
予防班	1 被害状況の調査及び集計に関する事 2 広報及び記録写真に関する事 3 防火対象物及び危険物施設等の指導に関する事
警防班	1 災害防御対策に関する事 2 部隊の統括運用に関する事 3 資器材の調達に関する事 4 災害情報の受理及び出場指令に関する事 5 気象注意報、警報等の伝達に関する事 6 被害情報の収集、伝達、報告に関する事 7 非常招集の伝達に関する事 8 災害現場での指揮活動に関する事
救急班	1 応急救護所の開設に関する事 2 医療機関等の調査に関する事 3 必要な調査及び情報収集に関する事

3 消防署の組織編成及び任務

署統括者	班	責任者	任 務
署 長 (副署長)	庶 務 情報班	庶務予防課長	1 構成市町との連絡、調整に関する事 2 現場活動の指揮に関する事 3 応招職員の応急編成に関する事 4 災害情報の収集、記録、報告に関する事 5 消防団の活動に関する事
	警備班	当務警備課長	1 災害防ぎょ及び救急活動に関する事 2 人命救助及び避難誘導に関する事 3 人員及び資器材の搬送に関する事 4 管内の被害状況調査に関する事

資料 2-10 京都府衛星通信系防災情報システム構成図

平成 16 年 5 月現在



防災系非常通信経路

総合信頼度	非常通信経路
A	向日市役所 ————— 京都府(災害対策課)
A	向日市役所 $\cdots\cdots\cdots$ 向日町警察署 ——— 警察本部 $\sim\sim\sim$ 京都府(災害対策課)
B	向日市役所 $\cdots\cdots\cdots$ J R向日町駅 $\sim\sim\sim$ J R二条駅 $\cdots\cdots\cdots$ 京都府(災害対策課)
A	向日市役所 $\cdots\cdots\cdots$ 乙訓消防組合向日消防署 — 乙訓消防組合 — 京都府(災害対策課)

凡例 $\cdots\cdots\cdots$ 使送区間 ——— 無線区間 $\sim\sim\sim$ 有線区間

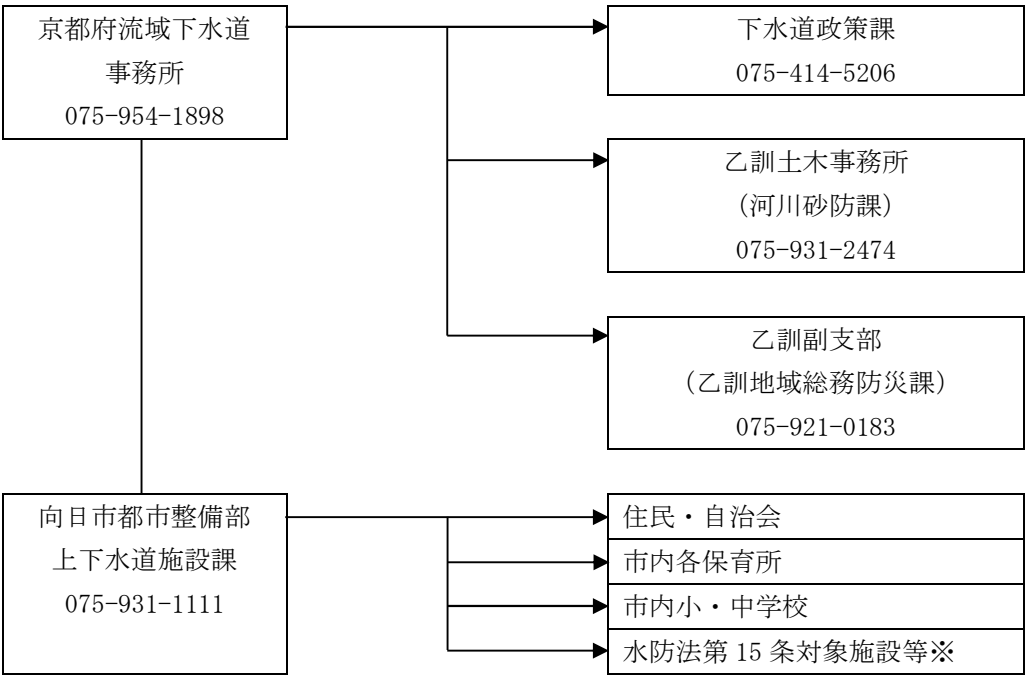
総合信頼度については、近畿地方非常通信協議会の定めるところによる。

参考ー通信経路の総合信頼度（経路の格別基準）

全中継回数	A級（高度信頼度）	B級
新規連絡設定	3以下	4以上
停電時の運用	無	有
通信担当者の配置	可 能	不可能
有線区間	常時配置（又は非常の際30分以内に配置）	左記以外

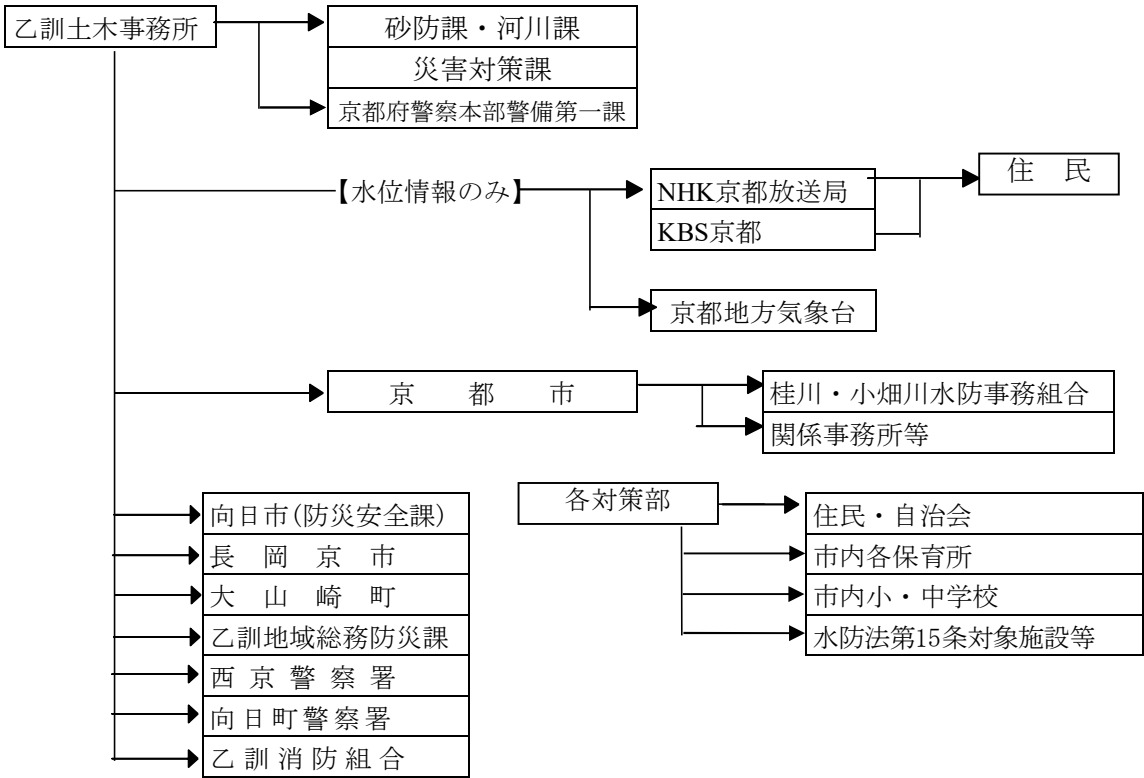
資料 2-12

「いろは呑龍トンネル」貯留管情報連絡系統図



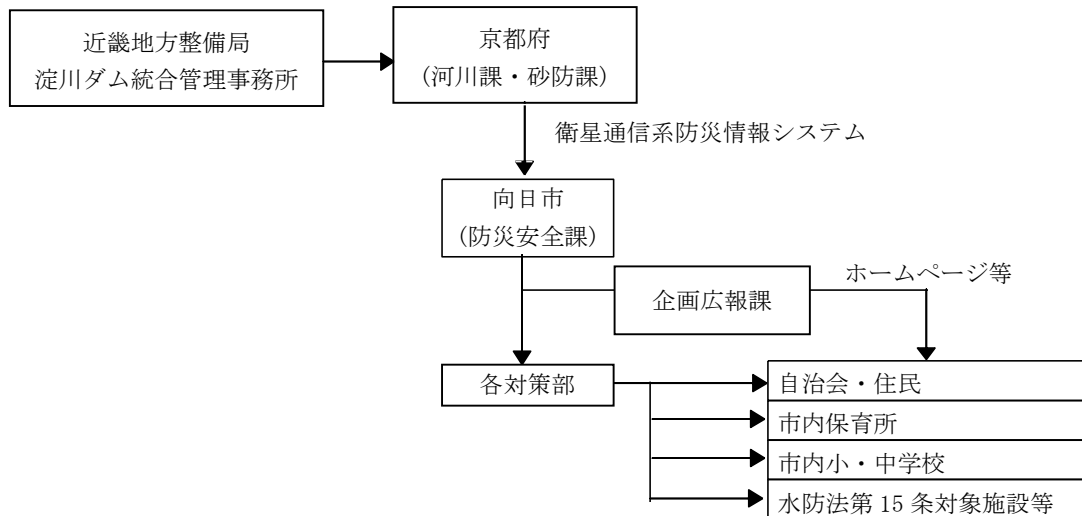
資料 2-13

小畑川水防警報・水位情報の連絡系統図

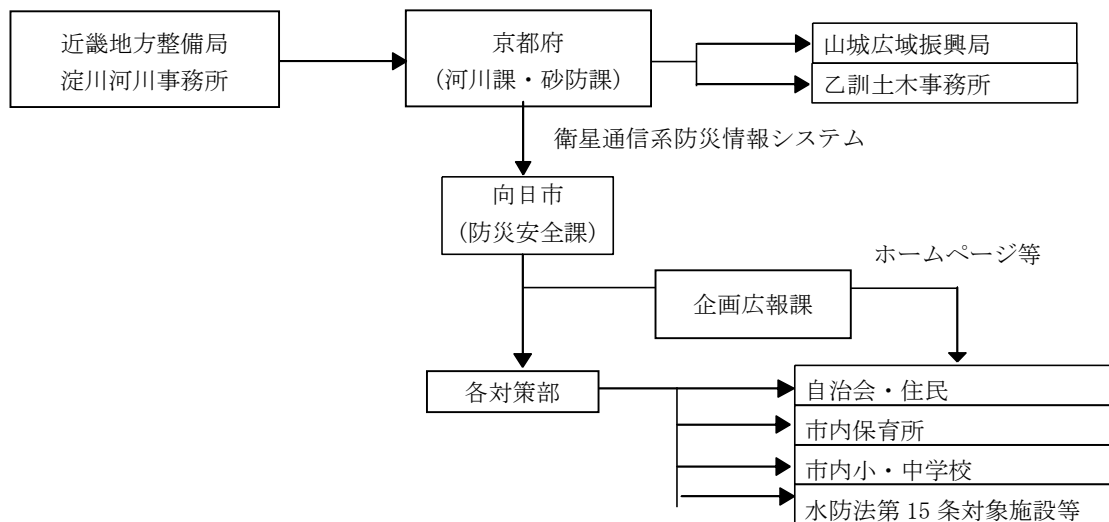


桂川下流洪水予報・桂川水防警報・日吉ダム放流情報の連絡系統図

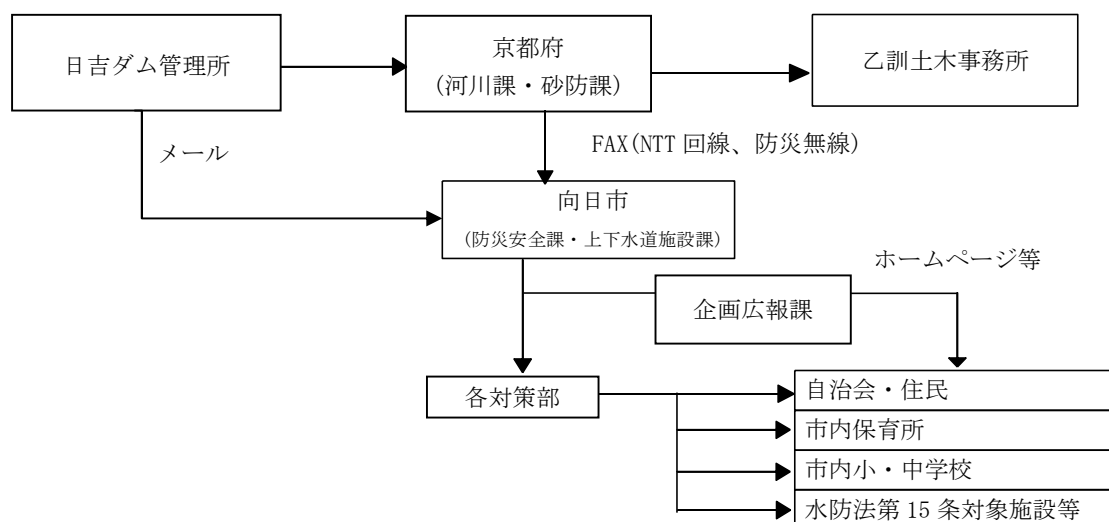
○桂川下流洪水予報の連絡系統図



○桂川水防警報の連絡系統図



○日吉ダム放流情報の連絡系統図



資料 2-15

主な災害用備蓄物資

令和 7 年 2 月 1 日 現在

食料品	アルファ化米	9,740 食	生活用品	炊事器具セット	10 セット
	その他食料（ゼリー・ジュース等）	440 食		卓上コンロ	21 台
	ビスケット・クラッカー	3,028 食		カセットボンベ	903 本
	保存パン	3,190 食		ほ乳瓶	591 個
	ミルク	462 食		仮設トイレ（ドントコイ）	43 台
資機材	発電機	36 台		マンホールトイレ用便座	14 台
	投光機	66 台		オストメイト用トイレ	6 台
	防災行政無線	23 台		トイレットペーパー	196 ロール
	救助工具セット	26 セット		トイレ用プライバシーハウス	109 張
	脚立	35 台		紙おむつ（子供用）	6,999 枚
	トランジスタメガホン	40 台		紙おむつ（大人用）	954 枚
	折畳式リヤカー	33 台		衛生用品	8,105 個
	コードリール	59 台		毛布	3,842 枚
	簡易担架	21 台		ワンタッチパーテーション	474 張
				懐中電灯	60 個
				簡易ベッド	25 台
				簡易テント	3 帳
				ラジオ	6 台
				赤外線ヒーター	26 台
				扇風機	23 台
				スポットクーラー	47 台

資料 2-16 向日市指定上下水道協同組合加盟業者

※令和 7 年 1 0 月 1 日 現在

業 者 名	住 所	電 話
(有)向日水道	向日市寺戸町小佃10-9	934-2035
(有)富安水工店	向日市森本町下森本15-20	921-4820
向日太成工業(株)	向日市寺戸町二ノ坪8-115	933-2392
(株)小原工業所	向日市鶏冠井町北井戸39	933-7201
(株)水道センター	向日市寺戸町南垣内24-1	932-2681

資料 2-17 向日市財政援助団体

※令和 7 年 1 0 月 1 日 現在

業 者 名	住 所	電 話
向日市水道メンテナンス(株)	向日市上植野町久我田17-1	921-3030

資料 2-18 応急復旧工事用備蓄資材

※令和 7 年 1 0 月 1 日 現在

品 名	寸法・口径		数 量
継手用漏水金具	40他	フクロジョイント	47個
铸铁管補修金具	75他	ヤノジョイント	18個
付属品（押輪他）	75他	押輪 継輪	69個

資料 2-19 じん芥収集車台数

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

車 種 名	t	台 数	管 理 者
機 械 車	2	5	向 日 市
ダ ンプ	2	2	〃
〃	2	4	(株)京都衛生開発公社
機 械 車	2	6	〃
〃	3	3	〃
〃	2	2	(有) GREEN WORKS
〃	2	1	(株) タカノ

資料 2-20 し尿収集車業者保有台数

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

業 者 名	所 在 地	電 話	車 種 t	保有台数
(株)京都衛生開発公社	向日市森本町高田 3 1	922-1340	2 t バキューム	2
〃	〃	〃	4 t バキューム	1

資料 2-21 乙訓環境衛生組合処理施設の現況

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

区分	名 称	所 在 地	処理対象	処理方法	処理能力
し尿	乙訓環境衛生組合	大山崎町字下植野小字南牧方32	し尿 及び 浄化槽汚泥	希釈投入方式	20 kℓ／日
ごみ	乙訓環境衛生組合	大山崎町字下植野小字南牧方32	可燃ごみ	連続燃焼式	75t/日×3基
			粗大ごみ	破砕・選別	32 t／5h
			資源ごみ(カン)	選別・圧縮	14 t／5h
			資源ごみ(ビン)	選別	
	勝竜寺埋立地	長岡京市勝竜寺下長黒1-1	プラスチック製 容器包装廃棄物	選別・圧縮・梱包	9.3／5 h
			ペットボトル	選別・圧縮・梱包	1.81 t／5 h
			側溝清掃汚泥等	最終処分	—

資料 2-22 消防職員

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

	消防監	消 防 司令長	消 防 司 令	消 防 司令補	消 防 士 長	消 防 副士長	消防士	合計
消 防 本 部	1	5	18	20	6	4	5	59
向 日 消 防 署		1	8	14	4	10	5	42
長岡京消防署		2	7	13	8	9	4	43
東 分 署			3	5	2	2	1	13
大山崎消防署		2	7	7	6	4	2	28
合 計	1	10	43	59	26	29	17	185

資料 2-23 向日市消防団

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

	団 長	副団長	分団長	副分団長	班 長	団 員	合 計
団 本 部	1	2					3
第 1 分 団			1	1	3	19	24
第 2 分 団			1	1	3	20	25
第 3 分 団			1	1	3	19	24
第 4 分 団			1	1	3	14	19
第 5 分 団			1	1	3	17	22
第 6 分 団			1	1	3	17	22
合 計	1	2	6	6	18	106	139

資料 2-24 消防車両

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

車両 配置 場所	普通 消防 ポン プ自 動車	水槽 付消 防ポン プ自 動車	化学 消防車	救助 工作車	はし こ自動車	救急 自動車	非常 用消 防ポン プ自 動車	非常 用救 助工作 車	非常 用救 急自 動車	指揮 車	司令 車	救急 指導車	防災 指導車	資材 搬送車	査察 車広 報車	支援 車連絡 車	人員 輸送車	作業 車	査察 用バイク	合 計
消防 本部										1			1		2	4	1		1	10
向日消 防署	2					1	1		1		1	1		1	1				1	10
長岡京 消防署	1	1		1	1	1	1		1		1			1	1				1	11
東分署	1					1										1				3
大山崎 消防署	1		1			1					1			1	1				1	7
合 計	5	1	1	1	1	4	2		2	1	3	1	1	3	5	5	1		4	41

資料 2-25 公用車保有状況

※令和 7 年 4 月 1 日 現在

部・課名	乗 用 車				貨 物 車						特 殊 車			計	自 動 二 輪	原 付	計
	バ ス		乗 用 車	軽 乗 用	ダンプ・トラック				バ ン		大 型	普 通	小 型				
	大 型	マイ カ			大 型	普 通	小 型	軽	小 型	軽							
ふるさと創生 推 進 部			2											2			
総 務 部		1	1	15			1	2	2	9				31		2	2
環 境 産 業 部				1			3					4		8			
市民サービス部		1												1		12	12
都 市 整 備 部				3			2	4		2		1		12			
教 育 委 員 会			1	1										2		11	11
議 会 事 務 局			1											1			
消 防 団												6		6			
計		2	5	20			6	6	2	11		11		63		25	25

備考 1 EV車：23 台、ガソリン車：40 台

2 代替可能な電動車が無いダンプ・トラック等については、ガソリン車を継続して使用する。

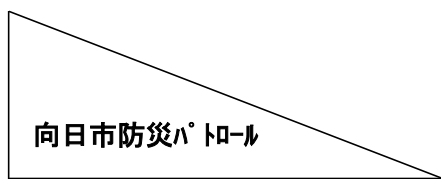
災害応急対策関係の標識等

災害対策本部が設置されたとき、又は、警戒体制等の業務に従事するときは、おおむね次のような腕章及び標識を着用又は掲げるものとする。

1 警戒等に従事するものが着用する腕章

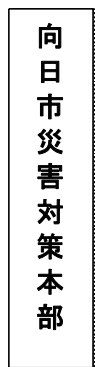


2 車両又は機械等の標識

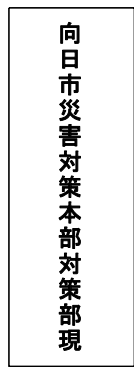


3 災害対策本部

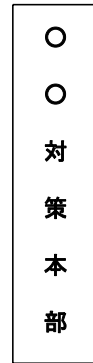
(1) 本部看板



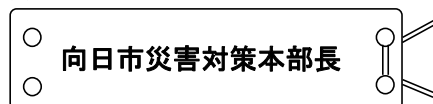
(2) 対策部看板



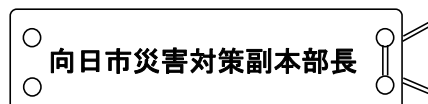
(3) その他



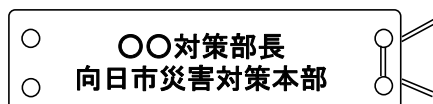
(4) 本部長が着用する腕章



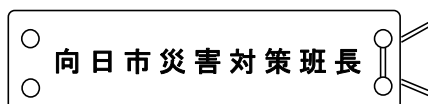
(5) 副本部長が着用する腕章



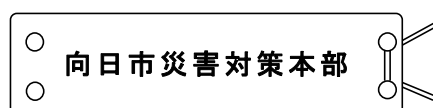
(6) 対策部長が着用する腕章



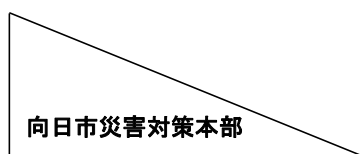
(7) 班長が着用する腕章



(8) その他のものが着用する腕章



(9) 車両又は応急機械標識



災害対策基本法施行規則に定める通行規制標識



1 規制条件の標示

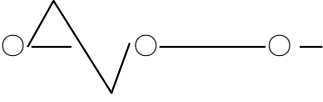
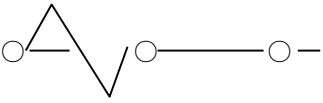
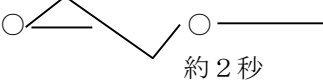
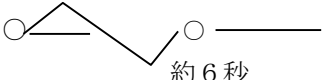
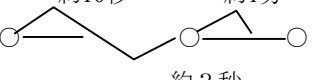
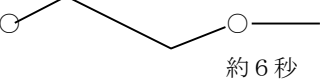
道路標識に次の事項を明示する。

- (1) 禁止制限の対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由

- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

消防警鐘信号

災害における信号区分は、次のとおりである。

	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 800m以内の とき	○—○—○—○—○ (連 点)	約 3 秒  約 2 秒(短声連点)	
	出場信号	○—○—○ ○—○—○ (三 点)	約 5 秒 	
	応援信号	○—○ ○—○ ○—○ (二 点)	約 6 秒(短声連点)	
	報知信号	○ ○ ○ ○ ○ (一 点)		
	鎮火信号	○ ○—○ ○ ○—○ (一点と二点の斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号	○—○—○ ○—○ (三点と二点の斑打)	約10秒  約 2 秒	
	応援信号	同 上	同 上	
火 災 警 報 信 号	火災警報 発令信号	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (一点と四点の斑打)	約30秒  約 6 秒	(図アリ)
	火災警報 解除信号	○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (一点二個と二点との斑打)	約10秒  約 3 秒	口頭伝達、掲示板の撤 去吹流し及び旗の降下
演 習 召 集 信 号	演習召集信号	○ ○—○—○ ○ ○—○—○ (一点と三点の斑打)	約15秒  約 6 秒	

資料 2-29

水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりとする。

区分・方法	目 的	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信号	警戒水位に達したことを知らせるもの。	○休止 ○休止 ○休止	○ー休止 ○ー休止 ○ー休止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒
第 2 信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○ー休止○ー休止○ー休止ー○休止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	○ー休止○ー休止○ー休止ー○休止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒
第 4 信号	必要と認められる区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。	乱 打	○ー休止 ○ー休止 約 1 分 約 5 秒 約 1 分

- 備 考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去った時は口頭伝達により周知させるものとする。

3 様 式

資料 3-1 概略情報報告書

様式 1 (参集時情報)

概 略 情 報 報 告 書									
本部受付		号		受付時間		月 日 () 時 分		受付者	
報 告 者	課 名				発(受)信時刻		月 日 () 時 分		
	氏 名								
通 報 者	氏 名				年 齡		(推・実)		
	住 所				連 絡 先		— —		
被害発生時刻			年 月 日 () 時 分						
人 的 被 害	死 者		①		人		(人的建物被害の参考情報)		
	行方不明者		②		〃				
	負 傷	重 傷	③		〃				
		軽 傷	④		〃				
建 物 被 害	全 壊 (焼)		⑤		件				
	流 出		⑥		〃				
	半 壊 (焼)		⑦		〃				
	浸 水	床 上	⑧		〃				
		床 下	⑨		〃				
	一 部 損 壊		⑩		〃				
非 住 家		⑪		〃					
要 望 等									
対 応									
指 示 内 容									

資料 3-2 災害報告及び対策処理票

様式 2

災害報告及び対策処理票

向日市災害対策本部

災害名				処理票番号	(職員番号)	(枝番号)	
				—			
受 付 者 記 入	受付年月日	年 月 日 午前・午後 時 分					
	受付手段	電話 ・ 無線 ・ 口頭 ・ 伝言 ・ 目視 ・ その他 ()					
	受付担当者	氏名					
	通 報 者	氏名					
		住所 向日市					
		電話 () —					
	被 災 者 又は 災害発生場所	氏名				位	有
		住所 (被災箇所) 向日市				置	・
情 報 種 別	①被害発生 ②被害切迫 (拡大可能性大) ③恐れ (拡大可能性小)					図	無
	④要望 ⑤相談 ※いずれかに○						
	状況・程度						
処理経過報告	否・要 (連絡先)		処理依頼	課 へ依頼済			
※ 応急対策 (応急措置) が完了した場合、対策部は担当課記入欄に記入し、写しを本部に送付する。							
担 当 対 策 部 記 入 欄	現場確認者	所属 氏名 ほか 名					
	確認した現場 の状況						
	応急対策 (応急措置) の内容						
本 部 使用欄	整理番号			入力担当者	(1 報)		
	報告種別	重要 京都府への報告 (要 ・ 否)			(続報)		

※ 被害 1 件につき 1 枚作成し、直ちに担当課に送付するとともに、写しを本部に送付する。
※ 整理番号には、職員番号と枝番号 (任意) を記載する。

資料 3-3 災害概況即報書（災害対策本部用）

様式 3

災害概況即報書							
向日市災害対策本部長 様							年 月 日
所 属 _____							
職氏名 _____							
即 報 要 旨							
即 報 内 容							
応 急 措 置							
本部長の意見							
本部長 (市 長)	副本部長 (副市長)	副本部長 (教育長)					所属課長

資料 3-4 災害概況即報書（京都府提出用）

第 4 号様式（その 1）

(災害概況即報)	報告日時	年 月 日 時 分
消防庁受信者氏名	都道府県	京 都 府
	市 町 村	向 日 市
	(消防本部名)	(乙訓消防組合消防本部)
災害名 (第 報)	報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死者数	死 者 人	不明 人	住 家	全壊 棟	一部破損 棟		
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟		
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後 3 0 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		京 都 府		区 分			被 害	
被 害 名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田 畑 そ の 他	流失・埋没	ha		
					冠	水		ha
					流失・埋没	ha		
					冠	水		ha
報告者名					文教施設	箇所		
					病院	箇所		
区 分		被 害			道路	箇所		
人 的 被 害	死 者		人		橋 り よ う	箇所		
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇所		
		重 傷	人		港 湾	箇所		
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		清掃施設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯				人	
			人		建 物	件		
		公 共 建 物		棟		危 険 物	件	
そ の 他		棟		そ の 他	件			

区 分		被 害	災 害 対 策 本 部 況	都 道 府 県 市 町 村			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 救 助 法 村 名			
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
					計	団体	
	そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額		千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類状況						
	応急対策の状況						
	119番通報件数						
	・ 消防、水防、救急・球状等消防機関の活動状況						
	・ 避難の勧告・指示の状況						
	・ 避難所の設置状況						
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況						
	・ 自衛隊の派遣要請、出動状況						
・ 災害ボランティアの活動状況							

※1 被害額は省略できるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料 3-5 被害状況報告(1)

被害状況報告(1)

災害名：向 日 市

第 報		対策本部 支部		月 日 時現在		受信時刻		月 日 時現在		発信者 受信者		
市町村名				向日市								
発生年月日				単位	符号	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
項 目						・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
人的被害	死 者		人	(1)								
	行方不明者		人	(2)								
	負傷者	重傷	人	(3)								
		軽傷	人	(4)								
住家被害	全 壊 (焼)		棟	(5)								
			世帯	(6)								
			人	(7)								
	半 壊 (焼)		棟	(8)								
			世帯	(9)								
			人	(10)								
	一 部 破 損		棟	(11)								
			世帯	(12)								
			人	(13)								
	浸 水	床 上	棟	(14)								
			世帯	(15)								
			人	(16)								
		床 下	棟	(17)								
			世帯	(18)								
人			(19)									
非住宅被害	公共建物		棟	(20)								
	その他		棟	(21)								
その他の被害	田	流出埋没冠水	ha	(22)								
		冠 水	ha	(23)								
	畑	流出埋没冠水	ha	(24)								
		冠 水	ha	(25)								
	文教施設		箇所	(26)								
	病院		箇所	(27)								
	道 路	冠 水	箇所	(28)								
		崩 壊	箇所	(29)								
		その他	箇所	(30)								
	橋りょう		箇所	(31)								
	河 川		箇所	(32)								
	港湾		箇所	(33)								
	砂防		箇所	(34)								
	崖くずれ		箇所	(35)								
	地すべり		箇所	(36)								
	土石流		箇所	(37)								
	林地崩壊		箇所	(38)								
	清掃施設		箇所	(39)								
	鉄道不通		箇所	(40)								
	被害船舶		隻	(41)								
	水道		戸	(42)								
	電話		回線	(43)								
	電気		戸	(44)								
	ガス		戸	(45)								
	ブロック塀等		箇所	(46)								
	ビニールハウス等		棟	(47)								
	農道		箇所	(48)								
	農林水産業施設		箇所	(49)								
	畦畔崩壊		箇所	(50)								
	農作物 ()		ha	(51)								
	地下道冠水		箇所									
火災発生		建 物	件	(52)								
		危 険 物	件	(53)								
		そ の 他	件	(54)								
り災世帯数 (全・半壊・床上浸水)		世帯	(55)									
り 災 者 数 (全・半壊・床上浸水)		人	(56)									

資料 3-6 被害状況報告(2)

被害状況報告(2)

災害名：向 日 市

市町村名 発生年月日									
項 目		単位	符号				..	..	..
公 共 文 教 施 設		千円	a						
農 林 水 産 業 施 設		千円	b						
公 共 土 木 施 設		千円	c						
その他の公共施設		千円	d						
小 計		千円	e						
公共施設被害市町村		千円	f						
そ の 他	農 産 被 害	千円	g						
	林 産 被 害	千円	h						
	畜 産 被 害	千円	i						
	水 産 被 害	千円	j						
	商 工 被 害	千円	k						
	林 地 被 害	千円	l						
	そ の 他	千円	m						
	小 計	千円	n						
被 害 総 額		千円	o						
災害対策本部	設置	年月日	p						
	解散	年月日	q						
災害警戒本部	設置	年月日	r						
	解散	年月日	s						
消防職員出動延人数		人	t						
消防団員出動延人数		人	u						
市町村職員出勤人数		人	v						
その他出勤延人数		人	w						
出勤人数合計		人	x						

資料 3-7

災害危険箇所調査票

番号	危険度	災害種別	所在地	被災予想		過去の被災	避難所等	現状及び対策等
				世帯	人口			

1 調査票の記入要領

(1) 番号

通し番号を記入し、危険箇所地図に表示する番号と同一とする。

(2) 危険度

危険度は、次により区分する。

A ランク……人命、住家等に多大なる被害を与えることが予想される著しく危険な箇所

B ランク……人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

C ランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家又は公共施設等に被害を与えることが予想される危険な箇所

D ランク……急迫の被害は予想されないが、現状のままに放置しておけば、人命、住家に影響がなくとも、公共施設又は田畑、山林等に被害を与えることが予想される危険な箇所

(3) 災害の種別

① 河 川（記入例－〇〇川溢水による床上床下浸水、〇〇川堤防決壊による…等）

② ため池（記入例－〇〇池決壊による、〇〇池漏水による…等）

③ 道 路（記入例－〇〇山崩土、落石による〇〇道不通、〇〇道路冠水による不通…等）

④ 危険宅地、造成地（記入例－擁壁亀裂、裏山崩壊…等）

⑤ 採石、山砂利採取場（記入例－山腹崩壊、土砂流出、道路河川への影響…等）

⑥ 地すべり（記入例－隆起、滑動…等）

⑦ 急傾斜地（記入例－亀裂、崖面崩壊…等）

⑧ 低地浸水（記入例－床上床下浸水…等）

⑨ その他

(4) 過去の被災

過去の主要災害を記入する。

(5) 現況及び対策その他

現況及び対策その他は、おおむね次のとおり区分される。

① 応急措置…災害期を前に実施する応急措置を記入

② 当面の措置…応急措置とともに住民の生命と財産を守るため、事前に連絡体制、避難計画、活動体制等の計画を記入

③ 恒久対策…防災工事、河川改修事業等長期対策を記入

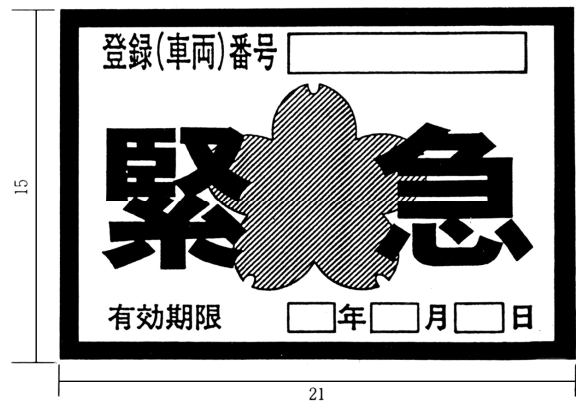
④ 問 題 点…措置不能等の理由を記入

⑤ そ の 他…業者に対する指示、指導の方法、内容等を記入

災害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日			
京都府公安委員会 殿 申請者 住 所 電 話 氏 名 印			
事前届出の有無	有 （届出済証番号 ） 無		
指定行政機関等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他		
番号標に表示されている番号			
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容	1 警報の発令等 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防、交通の規制等社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		電話
通行（輸送）日時			
通行（輸送）経路	出発地	目的地	
注 1 届出済証の交付を受けている車両については、この確認申請書を2通作成し、当該届出済証を添付の上、最寄の警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。 2 届出済証の交付を受けていない車両については、この確認申請書を2通作成し、それぞれに、輸送協定書等の当該車両を使用して行なう業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）の写しを添付の上、最寄の警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出してください。			

資料 3-9 標章及び緊急通行車両確認証明書

緊急通行車両を示す標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明証

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
公安委員会印		
番号表に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料 3-10 緊急通行車両等事前届出書

記号及び受理番号	京 事前第 号	受理年月日	年 月 日	京 事前第 号
災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届け出書 年 月 日 京都府公安委員会 殿 申請者 住所 電話 氏名 印				災 害 緊急事態応急対策用 地震防災 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済書 左記のとおり事前届出を受理したことを証明する。 年 月 日 京都府公安委員会 印
指定行政機関	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共期間 5 指定地方公共機関 6 関係機関・団体 7 その他 名称			注 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済所を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続きを受けてください。 2 この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。 3 届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。 (1) 緊急通行車両等該当しなくなったとき。 (2) 廃車となったとき。 (3) 緊急通行車両等として必要なくなったとき。
番号票に表示されている番号				
災害・緊急事態・地震防災応急対策又は国民保護措置の内容				
車両の用途（緊急通行車両にあつては、輸送人員又は品名）	1 警報の発令 2 消防、水防等応急措置 3 救難・救助・保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設・設備の応急の復旧等 6 清掃、防疫等保健衛生 7 犯罪の予防 8 緊急輸送の確保 9 災害の発生の防御、拡大の防止 10 食糧、医薬品その他の物資の確保 11 放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去 12 輸送及び通信の措置 13 国民生活安定の措置 14 被害の復旧			
車両の用途（緊急通行車両にあつては、輸送人員又は品名）				
使用者	住所	電話		
	氏名			
出発地				

資料 3-11 自衛隊災害派遣要請様式

		年	月	日
		(	時	分)
京都府知事 様				
向日市長				
災害派遣要請の要求について				
上記のことについて、下記のとおり、自衛隊法第 8 3 条の規定により自衛隊の派遣 要請を要求します。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
年 月 日 (時 分) から派遣の必要がなくなる時期まで				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
4 その他参考になるべき事項				

※京都府防災情報システム（各種様式＞自衛隊要請＞派遣要請）

資料 3-12 自衛隊災害撤収要請様式

		年 月 日 (時 分)
京都府知事 様		
		向日市長
災害撤収要請の要求について		
上記のことについて、下記のとおり、自衛隊の撤収を要求します。		
記		
1	撤収要請する事由	
2	任務完了（予定）日時 年 月 日 (時 分)	
3	撤収要請日時 年 月 日 (時 分)	
4	その他参考になるべき事項	

※京都府防災情報システム（各種様式＞自衛隊要請＞撤収要請）

資料 3-13 土砂災害等の被害状況報告

災 害 名						
報 告 日 時	年 月 日 時 分					
報 告 機 関	向日市					
被 害 項 目	崖崩れ・地滑り・土石流					
土木事務所名						
発 生 災 害						
被災所在地						
被 災 日 時	年 月 日 時 分					
人 的 被 害	死者	人	行方不明	人	負傷者	人
家屋損壊数	全壊流出	棟	半壊	棟	一部損壊	棟
公共土木施設損壊	有 ・ 無					
被 害 状 況						
避 難 状 況						
今後の対応						
危険箇所リスト	ランク		箇所名			

資料 3-14 河川災害状況報告

災 害 名						
報 告 日 時	年 月 日 時 分					
報 告 機 関	向日市					
被 害 項 目	河川					
事 務 所 名						
水 系 名						
種 別	一 級 ・ 二 級					
河 川 名						
種 別	一 級 ・ 二 級					
被災箇所名						
被 災 日 時	年 月 日 時 分					
被 害 状 況						
浸水面積(㎡)	宅地その他	㎡	農地	㎡		
被害家屋(戸)	床下	戸	床上	戸	半壊	戸
現 場 状 況						
今後の対応						

資料 3-15 通行規制報告

災 害 名						
報 告 日 時	年 月 日 時 分					
報 告 機 関	向日市					
被 害 項 目	道路、冠水・道路、崩壊・道路、その他					
事 務 所 名						
道 路 種 別	国 ・ 主 ・ 一					
路 線 番 号						
路 線 名						
箇 所 名						
規 制 区 間	内 ・ 外					
規 制 内 容						
規制開始日時	年 月 日 時 分					
規制終了日時	年 月 日 時 分					
被害状況等						
全面通行止め箇所のみ	12h交通量		迂 回 路		孤立集落	
備 考						

第 1 票

被災宅地危険度判定 支援要請書

年 月 日

京都府知事 様

被災市町村長

月 日の 地震 ・ 大雨（台風 号）により、下記のとおり被災宅地危険度判定を実施しますので、被災宅地危険度判定士の派遣を要請します。

記

<判定区域>

<実施期間>

月 日 ～ 月 日

<派遣要請判定士数> (第 次)

月	日	人
月	日	人
月	日	人
月	日	人
月	日	人
月	日	人
月	日	人
月	日	人

<担当> 担当部課名
担当者名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

被災宅地危険度判定 出動準備依頼書

年 月 日

各市町村被災宅地危険度判定担当部（課）長 様

京都府建設交通部建築指導課長

月 日の 地震 ・ 大雨（台風 号）により、 地域
で甚大な被害が発生しました。

現在、被災 市町村長・ 都道府県知事から被災宅地危険度判定士の派遣要請はありませんが、派遣要請があった場合に備え、 月 日から 月 日までの間に出動できる判定士数の把握を行いたいので、出動可能な貴市町村所属の公務員判定士を別添「第2の2票」によりFAX及びメールにて 月 日 時 分までに報告願います。

<担当> 京都府建設交通部建築指導課開発指導係

電話 075-414-5311 又は 5347

FAX 075-451-1991

E-MAIL kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

京都府建設交通部建築指導課長 宛

(FAX : 075-451-1991、E-MAIL : kenchiku@pref.kyoto.lg.jp)

被災宅地危険度判定 出動可能人数報告書

市町村名

地域で実施が検討されている被災宅地危険度判定に出動可能な本市・町・村 所属
公務員判定士の人数は、下記のとおりです。

記

判定実施予定日	出動可能人数	うち宿泊可能人数	特 記 事 項
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	

※「出動可能人数」は現地に出動できる実人員を記載してください。（現段階で現地への交通手段、宿泊施設等は検討不要です。）

被災宅地危険度判定 応援要請書

年 月 日

支援市町村長 様

京都府知事

月 日の 地震 ・ 大雨（台風 号）により、 地
域で宅地に甚大な被害が発生し、被災宅地危険度判定が実施されます。

ついては、貴市町村所属公務員判定士の出動について、下記のとおり御協力願います。

記

<判定区域>

<出動要請日時、人数等>

出動要請日時	人数	集 合 時 間	集 合 場 所
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	
月 日	人	午前・後 時 分	

<担当> 京都府建設交通部建築指導課開発指導係

電話 075-414-5344 又は 5347

FAX 075-451-1991

E-MAIL kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

被災宅地危険度判定 出動可能日照会書

年 月 日

京都府被災宅地危険度判定士 各位

京都府建設交通部建築指導課長

月 日発生した 地震 ・ 月 日の大雨(台風 号)により、 地域で甚大な被害が発生し、被災宅地危険度判定が実施されます。

ついては、京都府被災宅地危険度判定士のあなた様に、判定士として出動いただける日程についてお伺いしますので、下表により出動可能日を 月 日午前・後時までにFAXで回答願います。

記

<判定区域>

<出動要請期間> 月 日 ～ 月 日

<出動時の持参品> 判定士登録証、ヘルメット、筆記用具、コンベックス、雨具、軍手他

<担当> 京都府建設交通部建築指導課開発指導係

電話：075-414-5344 又は 5347、FAX：075-451-1991

出動可能日回答票

年 月 日

京都府建設交通部建築指導課長 宛 (FAX：075-451-1991)

発信者(判定士)氏名・性別

電話番号

FAX 番号

※終日可能かつ宿泊可能な方は◎、終日可能で宿泊不可の方は○を記載してください。

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

正式な出動要請は後日行いますが、出動可能とされた方でも出動依頼しないことがあります。

被災宅地危険度判定士 出動要請書

年 月 日

京都府被災宅地危険度判定士 各位

京都府知事

被災宅地危険度判定士のあなた様に 都道府県 区市町村で
実施される被災宅地危険度判定に出動を要請します。ついては、下記により出動
してください。

記

出動要請日時		集 合 時 間		集 合 場 所	受付担当者
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		
月	日	午前・後	時 分		

集合場所へ到着したら、必ず受付担当者に到着を報告してください。

災害補償等の関係上、帰宅後は別添「帰宅届」を速やかに京都府建築指導課に
提出してください。

判定活動参加への準備物品

(1) 必ず用意するもの

☐ 被災地までの食料	☐ 判定士登録証	☐ ヘルメット
☐ 筆記用具	☐ コンベックス	☐ 雨具・軍手

(2) 用意が望ましいもの

☐ 防寒具・水筒・マスク	☐ 携帯電話	☐ 健康保険証の写し

注) 出動要請日に出動できない場合は、京都府建築指導課に御連絡ください。

<担当> 京都府建設交通部建築指導課開発指導係

電話：075-414-5344 又は 5347、FAX：075-451-1991

年 月 日

京都府建設交通部建築指導課長 宛
(FAX : 075-451-1991)

発信者(判定士)氏名
電話・FAX 番号

京都府被災宅地危険度判定士 帰宅届

私は、この度実施された被災宅地危険度判定活動に参加し、下記のとおり帰宅したので報告します。

記

出動した場所

出動した日 月 日 ～ 月 日

帰宅した日時 月 日 午前・後 時頃

自宅を出発してから帰宅するまでに身体に負ったけが、病気等の有無（該当個所に○印を付けるとともに、「有」の場合は具体的な状態を記載してください。）

あり ・ なし

<担当> 京都府建設交通部建築指導課開発指導係

電話 075-414-5344 又は 5347

FAX 075-451-1991

別紙様式

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被害状況について

市町村等名: 部署名: 担当者名: 連絡先:
年 月 日:現在

1. 災害等廃棄物処理事業

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置き場数	仮置き場所在地名称	災害等廃棄物量(m3、kl)	事業費見込額 (単位:千円)	被害及び処理の状況

2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	設置主体名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位:千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

3. 浄化槽(市町村設置型)の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (単位:千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等

- 1 報告期限
事案発生日の午後3時(被害が進行中の場合は毎日)
- 2 報告先及び方法
循環型社会推進課及び所管保健所あて、電子メール又はFAXで別紙様式を送信。送信後、電話で送信した旨を連絡。
(電話番号:075-414-4719、4718 FAX番号:075-414-4710 電子メールアドレス:junkan@pref.kyoto.lg.jp)
- 3 その他
(1) コミュニティ・プラント又は浄化槽で被害があった場合は、必要に応じて、本府水環境対策課(075-414-5209)にも連絡のこと。
(2) 報告したものであっても、環境省の補助事業(災害等廃棄物処理事業費補助金等)とならないことがあります。
(3) 環境省の補助事業としないものについては、本事務連絡による報告は不要です。

り災証明書交付願

年 月 日

向日市長 様

願出人 現住所 向日市 町 番地
氏 名
電話番号

世帯主住所	
世帯主氏名	
り災原因	年 月 日の による
被災住家※の 所在地	向日市 町 番地
提出先	(例 〇〇会社、〇〇税務署 など)
目 的	(例 固定資産税減免申請の為、保険金の請求の為 など)

※ 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

※ 必ず写真を添付してください。

自己判定方式の実施について

☐ 「準半壊に至らない」（損害割合 10%未満）という調査結果に同意します。

※ 自己判定方式で実施される場合、持参いただいた写真による被害認定を行い、職員による家屋の被害調査は行いません。

り災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

り災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	向日市 町 番地
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住宅以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

向証第 号
年 月 日

向日市長

印

り災申し出証明書交付願																													
																				年 月 日									
(宛先) 向 日 市 長																													
															願 出 人					現 住 所					向日市				
																				氏 名									
																				電話番号									
り災日時					年 月 日 時 分頃																								
り災場所					□願出人と同じ(記載の必要はありません。)																								
					□向日市																								
り災原因					暴風・竜巻・豪雨・豪雪・洪水・がけ崩れ・土石流・地震																								
					その他()																								
り災対象					□住家 □非住家 □付帯工作物 □自動車 □家財道具等の動産																								
					□その他()																								
り災内容																													
提 出 先																													
目 的																													
り災申し出証明書																													
上記のとおり、り災申し出を受理したことを証明します。																													
向証第 一 号																													
令和 年 月 日																													
向日市長 安 田 守																													
この証明書は、り災の状況を市に届け出たことを証明するものです。																													
この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。																													

証 明 書

向日市第 号
年 月 日

現 住 所
氏 名

向日市長

下記のとおり、申し出があったことを証明する。

記

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ
場 所	向日市 町 番地
申 出 内 容	

救援物資管理表

物 品 名				
避難所名		住 所		
連 絡 先	TEL			担当者
	FAX			

	日 時	受け数	配布数	残 数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

緊急

			第 号
自治体名	発表日時	送信者の所属・氏名	報道機関への送信日時
向日市	年 月 日		年 月 日
	午前 午後 時 分		午前 午後 時 分
確認用電話番号	075-931-1111	緊急用携帯番号	

分類（該当するものに○印）

新規 地域拡大 種別変更 解除

自治体名以外の地名には全て「ふりがな」をつけること。
枠内におさまらない場合は枠を下へ拡大してください。
このために2ページ3ページにわたることになってかまいません。

発表の内容	
事 由	
対象地域（対象世帯数・人数）	避難の確認ができていない世帯数・人数
対象世帯数 人数 総計	避難の確認ができていない世帯数・人数 総計
付加情報（注意事項など特に住民に伝えたい情報）	

分類（該当するものに○印）			このために2ページ3ページにわたることになっておかまいません。		
新規	地域拡大	種別変更			
発表の内容					
対象地域（対象世帯数・人数）			避難の確認ができていない世帯数・人数		
対象世帯数 人数 総計			避難の確認ができていない世帯数・人数 総計		
付加情報（注意事項など特に住民に伝えたい情報）					